

## 第四次総合計画策定に係る総合計画審議会の 開催状況について

開催日	審議内容	
平成20年12月24日	第1回審議会	会長・副会長の選出について 策定スケジュールについて 住民アンケートについて
平成21年1月28日	第2回審議会	基本構想（案）について
平成21年2月12日	第3回審議会	基本構想（案）について
平成21年3月12日	第4回審議会	基本構想（案）について
平成21年3月26日	第5回審議会	基本構想（案）について
平成21年6月8日	第6回審議会	基本構想（案）について
平成21年8月25日	第7回審議会	基本構想（案）について
平成21年9月16日	第8回審議会	基本構想（案）について
平成21年12月18日	第9回審議会	基本計画（案）について（諮問） 部会の設置について
平成23年1月14日	第1回第一部会	部会長・副部会長の選出について 基本計画（案）について
平成23年1月21日	第1回第二部会	部会長・副部会長の選出について 基本計画（案）について
平成23年2月12日	第2回第一部会	基本計画（案）について
平成23年2月19日	第2回第二部会	基本計画（案）について
平成23年4月14日	第3回第一部会	基本計画（案）について
平成23年4月19日	第3回第二部会	基本計画（案）について
平成23年4月21日	第4回第一部会	基本計画（案）について
平成23年4月26日	第4回第二部会	基本計画（案）について
平成23年5月24日	第5回第二部会	基本計画（案）について
平成23年5月28日	第5回第一部会	基本計画（案）部会意見についての対応方針（案） について
平成23年6月16日	第6回第二部会	基本計画（案）部会意見についての対応方針（案） について
平成23年7月22日	第10回審議会	基本計画（案）について
平成23年8月23日	第11回審議会	基本計画（案）について
平成23年10月14日	第12回審議会	基本計画（案）について
平成24年1月12日	第13回審議会	基本計画（案）について

※要点録については、時系列順に並べています。

## 要 点 録

平成 21 年 1 月 20 日作成

会議の名称	第1回 島本町総合計画審議会		
会議の開催日時	平成 20 年 12 月 24 日(水) 午前 10 時 ~ 11 時 12 分		
会議の開催場所	島本町役場地下 1 階 第五会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	3名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	新井委員、伊集院委員、岩井(長)委員、岩井(均)委員、 大西(三)委員、大西(義)委員、岡田委員、岡本委員、沖委員、 落合委員、柏内委員、榊原委員、坂田委員、清水委員、 富家委員、中村委員、濱田委員、原田委員、平井委員、 福田委員、北條委員、松田委員、松村委員、松本委員、 藪下委員、山口委員 (五十音順)		
会議の議題	1、会長・副会長の選出について 2、会議の公開について 3、策定スケジュール(案)について 4、住民アンケート調査結果(中間報告)について 5、その他		
配布資料	資料1: 委員名簿 資料2: 審議会条例・規則 資料3: 会議公開要綱(案)、傍聴要領(案) 資料4: 策定スケジュール(案) 資料5: 住民アンケート調査結果(中間報告)		
審議等の内容	別紙のとおり		

## 第1回 島本町総合計画審議会要点録

日時	平成20年12月24日(水) 午前10時～11時12分
場所	島本町役場 地下1階 第五会議室
出席者	出席委員26名、事務局等6名

### 1. 開会宣言

**事務局** 本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。ただいまから、第1回島本町総合計画審議会を開催させていただきます。

会長が選出されるまでの間、事務局が司会進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日、審議会委員30名のうち、26名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

### 2. 町長あいさつ

**事務局** それでは、審議会の開会にあたりまして、川口町長からご挨拶申し上げます。

#### 【町長挨拶】

### 3. 委員自己紹介

**事務局** 第1回の会議でございますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。順にご自己紹介をお願いいたします。

#### 【委員及び事務局自己紹介】

### 4. 【案件1】会長、副会長選出について

**事務局** それでは、案件1「会長・副会長の選出」でございますが、島本町総合計画審議会条例第5条第1項で、「審議会に会長及び副会長をおのおの1名置き、委員の互選によってこれを定める」と規定されています。委員の互選について、いかがさせていただきますでしょうか？

#### 【会長に榊原委員、副会長に松本委員の推薦あり】

**事務局** ただいま、会長に榊原委員、副会長に松本委員とのご推薦をいただきましたが、委員の皆様、いかがでしょうか？

#### 【「異議なし」の声あり】

**事務局** 異議なしとのことですので、会長に榊原委員、副会長に松本委員にご就任いただきます。

なお、この後の議事進行につきましては、審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長となりますので、榊原会長に議事をお願いしたいと思います。榊原会長、よろしくお願いいたします。

**【会長が、前方中央の議長席に移動】**

**5. 会長あいさつ**

会長 【挨拶】

副会長 【挨拶】

**6. 【案件2】会議の公開について**

会長 それでは、案件に従い、会議を進めてまいりたいと思います。

案件2「会議の公開について」事務局から説明願います。

事務局 それでは、「会議の公開について」説明させていただきます。

**【資料3に基づき、会議の公開について説明】**

会長 ただいま説明を受けました内容について、ご意見、ご質問はありませんか。

**【意見、質問なし】**

会長 それでは、「島本町総合計画審議会の会議の公開に関する要綱(案)」及び、「島本町総合計画審議会傍聴要領(案)」の案をとり、成案とします。

早速ですが、本日、傍聴の申し出がありますので、本要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

**【「異議なし」の声あり】**

会長 ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

**【事務局が傍聴者の入場整理】**

**7. 【案件3】策定スケジュール(案)について**

会長 次に、案件3「策定スケジュール(案)について」事務局から説明願います。

事務局 それでは、「策定スケジュール(案)について」説明させていただきます。

**【資料4に基づき、策定スケジュールについて説明】**

会長 ただいま説明を受けました内容について、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 スケジュール案にあったパブリックコメントの募集とは、住民の方から意見を聞くということですか。

**事務局** パブリックコメントは各自治体でも実施しており、本町においてもパブリックコメント要綱を制定し、それに基づいて住民の方から計画についてのご意見をいただくという形になります。

## 8.【案件4】住民アンケート調査結果(中間報告)について

**会長** 次に、案件4「住民アンケート調査結果(中間報告)について」、事務局から説明願います。  
**事務局** それでは、「住民アンケート調査結果(中間報告)について」、説明させていただきます。

### 【資料5に基づき、アンケート調査結果について説明】

**会長** ただいま説明を受けた内容について、ご意見、ご質問はありませんか。  
**委員** 確認をしたいのですが、この住民アンケート調査結果をある程度参考にしながら島本の将来像について、基本構想、基本計画の原案を策定されると思いますが、その原案作成の構成についてはどうなっているのでしょうか。

**事務局** 現在の第3次総合計画を委員の皆様にもお配りしていますが、先ほどもご説明しましたように、「基本構想」及び「基本計画」でこの冊子は構成しております。その下に、各種事務事業を行う上での「実施計画」を行政内部で策定しますが、この3本立てで総合計画を実行していくということになります。先ほど日程表でも説明させていただいたように、まず次回の審議会で基本構想案について諮問させていただきます。基本構想案については、第3次総合計画の大きなフレームは踏まえつつ、内容については、前回策定してから5年が経過しており、今後10年のまちづくりの計画ということですので、策定委員会等で鋭意検討しているところでございます。したがって、フレームは現在の基本構想に沿って、文章を変更していきたいと考えています。なお、基本計画については、実施済みの事業もあり、これから10年間の新たな基本構想にもとづく具体的な計画となってきますので、かなりの部分を修正して諮問したいと考えています。

**委員** 質問の内容がずれたかと思いますが、基本構想素案の作成を行う「策定委員会」の委員構成ですが、町の全ての役職の方々を網羅された形で素案を作成されるのか、お聞きしたいと思います。

**事務局** 策定委員会については、庁内メンバーで構成しており、次長、課長及び職員組合の代表が参加しています。基本計画については、全分野に関わってきますので、各部署の課長級以上の職員によって具体的に検討していくことになります。

**委員** 了解しました。あと1点、アンケート調査についてお尋ねします。資料5の48ページ「土地利用のあり方について」の設問で、この小さな島本町の大きな資源と考えられる、「歴史的景観の保全・整備について」という選択肢で、活用方法についての説明がされていないように思います。島本町の一つのあり方として、町には観光課がありませんので、島本町自身が世界にPRできる大きなサントリーという会社を持っており、そのようなことを含めて資源とのタイアップということが今後の構想として大事なのではないかと思います。そのような設問がこの中に入れられていないように思いますが、その点について町の方で見解がありましたらお願いします。

**事務局** アンケートについては、住民の皆様の満足度や重要度を把握し、基本構想や基本計画に反映していくことを考えています。ご質問いただいた「土地利用のあり方」の設問については、今後の島本町の土地利用をどのようにすべきか、ということでお聞きしています。具体的な企業名も出していただきました

が、ここでは今後の土地利用という大きな枠でお聞きしています。こうした結果を基本構想に反映し、その後も基本計画や実施計画という計画もありますので、今言われましたご意見につきましても、本審議会でご議論いただく中で、いろいろな意見を出していただき、それを答申の中でまとめていただき、それを踏まえ基本計画、実施計画に反映できればと考えております。

**委員**

質問と意見ですが、この資料の中で、島本町に20年以上住んでいる方が多いと感じました。それだけ長く住めるくらい良いまちということがグラフを見てもわかります。一方、5年未満という、居住年数の短い方もいます。資料5の15ページで、「移転したい理由」として「買い物や生活に不便」がトップになっていますが、これからも住み続けたいという方は、長年住んでいる方が多いのか、住んでいる年数の短い方は移転したいと思っているのか、そのような分け方もチェックされているのでしょうか。

また、資料5の44ページ、将来像の中で、「自然と調和がとれたまち」を望む回答がトップに來ています。これをもとに計画を進めていくということもあるのですが、これからも長く住んでいただくことを考えると、移転したいと思う理由や、不便だと感じていること、いやだという意見も整理して考えていった方が、これから10年、20年先を見据えていく上で大事なのではないかと感じました。

**事務局**

移転したい理由なども、貴重な意見として今後の計画の参考にしていきたいと考えています。居住年数別に移転したいと思う方の配分がわかるかという質問については、資料5の16ページに、「移転したい理由」の、年齢別・居住年数別の回答結果を付けています。ご指摘いただいた「買い物や生活に不便」という項目が、左から3つ目にあり、居住年数が5年未満の方は66.7%ということで、居住年数の短い方の割合が一番高くなっております。また、資料5の44ページについての意見ですが、「まちの将来像」についての設問では、本町の特徴である「水や緑が豊かで、自然との調和がとれたまち」が一番多くあげられております。前回も同様の項目がトップであり、本町の誇れるところであると事務局では考えています。このような結果を、基本構想や基本計画に十分反映するよう、今後ご審議いただきたいと思えます。

**委員**

グラフについてですが、年代別や問題点などをグラフで載せていますが、これは他の地域と比較してどうなのか、島本町の人口構成は若い人が多いのか、高齢化しているのか、というような町の動きがわかるようなまとめ方をされてはどうかでしょうか。大阪府内で同様の質問があれば比較し、なければ島本町の過去のデータとの比較などで、どういう状態にあるのかわかるようにしてはどうでしょうか。感想です。

**事務局**

アンケートはこのようなまとめ方をしていますが、人口については、基本構想の中でも将来人口の項目がありますので、委員の皆様的狀況などをご説明させていただきたいと思えます。

**会長**

委員のご意見の中に過去のデータと比較してということがありましたが、そのことは結構重要ではないかと思えます。前回もアンケート調査をしていますので、前回の評価と比較して今回の評価が上がっているのかという部分に興味があります。全般的に評価が上がってれば町の施策が成功した、あるいは総合計画が良かったということになると思えます。できればチェックしていただきたいと思えます。

**事務局**

ご指摘のありました前回のアンケートとの比較については、設問が同じ部分もありますが、今回のアンケートは施策の満足度と重要度という大きな枠で実施していますので、基本的な分野については前回のアンケートと設問が異なっています。基本的な部分では、資料5の7ページ「島本町を暮らしやすい

と思うか」の設問をご覧ください。「暮らしやすい」と感じている方は37.9%という結果になっていますが、前回調査の結果では29.6%でした。約8ポイント暮らしやすいという方が増えています。次に、「どちらかといえば暮らしやすい」という方が今回は44.3%になっていますが、前は54.7%になっていて、「どちらかといえば」という方が「住みやすい」に移行したものと事務局では考えています。

それから、10ページ「定住の意向」についてですが、「住み続けたい」が45.6%という結果になっています。前回も同じ質問をしており、「住み続けたい」方が35.3%でしたので、約10ポイント上昇となっています。次に、「できれば住み続けたい」方が35.6%となっていますが、前は43.7%となっています。「できれば住み続けたい」という方が減った代わりに、「住み続けたい」という方のポイントに移行したのではないかと考えています。また、個々の施策については、先ほど申し上げたように大きな枠でしか比較はできませんが、定住の意向や住みよさについては、「暮らしやすい」「住み続けたい」という意向が8ポイントから10ポイント程度上昇しているという状況となっています。

**委員** 資料5の19ページから43ページまで、分野別の満足度・重要度調査の結果がありますが、満足度の部分を見ると、「ふつう」という白抜きの部分を中心として左右に分けてあり、非常にわかりやすいグラフになっているかと思います。白抜きの両サイドで多いところと少ないところがありますが、おそらく住民が答えやすいところは色が付いているのかと思います。できれば、このグラフは何ページにもわたるのではなく、一覧にさせていただくと、住民がどのような分野に関心があり、満足しているかなどがわかるかと思います。例えば、31ページの「まちの基盤整備」では、JR島本駅の設置により交通の利便性が格段に上がり、満足度が高くなっていると思われ、住民のみなさんも評価されたのだと思います。これらの各分野の結果を、同じページに並べていただくと、どういう分野で満足されていて、こういう分野にはもっと力を入れてほしいと感じている、ということがよくわかるかと思います。そのようなまとめ方をさせていただければと思います。

**事務局** ご指摘いただいた点については、重要度・満足度のグラフを一覧にしてまとめ、ご提示したいと思います。

**事務局** 今回は総合計画の改定ということで見直しをお願いしていますが、通常、総合計画は10年間の計画で、途中段階で改訂すべきではないと言われています。ただ、策定後の社会経済状況の変化や外部要因の変化によって、市町村の経営の方針としてふさわしくないと認められる場合は、速やかに改定すべきであると言われています。本町の場合、先ほど町長からもあったように、JR島本駅が開業し、外部要因もかなり変化していると認識していますので、そのようなことも含めて今回ご審議をお願いしています。先ほど人口構成のご意見もいただきましたが、少子高齢化は全国的に進んでおり、本町の場合でも急速に進んでいる状況です。また、買い物に不便であるというご意見もありました。これについては、地域の活性化が必要であると考えており、そのためには土地利用を今後どうしていくのか、限られた土地の活用方針なども、本町の場合、地域の活性化を考える上では重要なポイントになると考えています。そのような部分も踏まえて今後ご審議いただければと考えています。

**委員** 第3次総合計画を実施して、次に第4次総合計画を策定していくには、マネジメントサイクルが大事だと思います。第3次のプランをチェックし、次にアクションし、またプランを練るというサイクルを作っていかなければならないと思いますが、満足度調査の結果を見た場合、どういうアクションをした

のか、例えば新駅ができたなど、どのような理由で満足度が変わったのかというものを付け加えていただくと、我々としては第4次のプランを練るときにわかりやすいと思いますので、お願いします。

**事務局** 委員から指摘いただいた部分も、資料としてご提示したいと思います。資料5の13ページの「住み続けたい理由」の結果では、重複回答ですが一番上の「自然環境に恵まれている」という項目は86.2%となっており、前回は50.2%でしたので、3割強の上昇となっています。また、先ほど基盤整備の話もありましたが、同じ質問の中で上から4点目の「交通の便がよい、通勤・通学に便利」という項目は57.3%で、前回は7.8%でしたので、大幅な上昇となっています。一方、移転したい理由として、「買い物や生活に不便だから」が多く、「交通の便が悪い、通勤・通学に不便」も19.7%という部分もあります。地域や住民の皆様の考え方の違いなどもあると思いますので、十分に整理して、基本構想、基本計画に反映させていければと考えております。

**会長** 委員からご意見のありましたPDCAのサイクルは、非常に重要だと思います。この間に町がどのような施策を考え、実施し、どのような効果を生み出したのかというようなことを、分かりやすくまとめていただければと思います。また、会議を重ねるに従ってこのような資料を出してほしいという話があるかと思いますが、その都度でも良いのですが、積極的に資料を提供していただければと思います。委員のみなさんも、次回までにこのような資料を出してほしいということがありましたらお願いします。事務局としては、次回、どのようなテーマで会議を行うのか、既にお考えでしょうか。

**事務局** 次回は、基本構想案を会長に諮問をさせていただき、具体的にご審議いただきたいと考えています。

**会長** 次回は、基本構想全体とのことですが、私が思うのは、さまざまな変化が起きた結果、計画を改定しなければならぬということが一つの考え方かと思っておりますので、現状や社会的潮流がどのように変化したのかということをご説明いただければと思います。町の状況もそうですが、社会的にも、制度的なことともこの5年間ぐらいで変わってきたと思っておりますので、よろしくお願いします。

**事務局** まちづくりの前提条件の変更については、見直しの際の視点や特徴的な変化について整理してお示ししたいと思います。

**会長** 行財政の状況について、最初にご説明いただいた方がよいかもしれません。

**事務局** まちづくりには町の財政状況が基本となりますので、財政基盤の確立を大前提として、今後どのような施策を進めていくのかということになります。資料として提示させていただき、そのような議論も含めて町の将来の姿についてご審議いただきたいと思っております。

**会長** 他になければ、この案件はこれで終わります。

## 9.【案件5】その他

**会長** 次に、案件5「その他」について、委員のみなさんから何かありませんか。ないようですので、事務局から何かありませんか。

**事務局** 次回審議会の日程調整をお願いします。

### 【日程調整】

**会長** それでは、次回は、平成21年1月28日（水）の午後2時から開催します。以上で全ての案件が終了しましたので、本日の審議会を閉会いたします。

(様式第2号)

## 要 点 録

平成21年2月18日作成

会議の名称	第2回 島本町総合計画審議会		
会議の開催日時	平成21年1月28日(水) 午後2時～3時45分		
会議の開催場所	島本町役場 地下1階 第五会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	3名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	新井委員、伊集院委員、岩井(長)委員、岩井(均)委員、大西(三)委員、大西(義)委員、 岡田委員、沖委員、落合委員、柏内委員、岸委員、榊原委員、坂田委員、清水委員、 富家委員、中村委員、濱田委員、原田委員、平井委員、福田委員、北條委員、 松田委員、松村委員、松本委員、安田委員、藪下委員、山口委員 (五十音順)		
会議の議題	1、第四次島本町総合計画基本構想(案)について(諮問) 2、その他		
配布資料	第四次島本町総合計画基本構想(案) 資料6:財政状況資料 資料7:住民アンケート調査 満足度・重要度調査結果一覧 資料8:第3次総合計画に基づく主な事業実施内容資料		
審議等の内容	別紙のとおり		

## 第2回 島本町総合計画審議会要点録

日 時	平成21年1月28日(水) 午後2時~3時45分
場 所	島本町役場 地下1階 第五会議室
出席者	出席委員27名、事務局等6名

### 1. 開会

**事務局** それでは、ただいまから、第2回島本町総合計画審議会を開催させていただきます。  
本日、審議会委員30名のうち、27名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。  
それでは会長、議事進行をお願いいたします。

**会 長** それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

**【「異議なし」の声あり】**

**会 長** ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

**【傍聴者入場】**

### 2. 【案件1】第四次島本町総合計画基本構想(案)について (諮問)

**会 長** それでは、案件1、「第四次島本町総合計画基本構想(案)について」、事務局から説明願います。

**事務局** これから諮問させていただく内容は、第四次総合計画基本構想(案)です。  
町長から諮問させていただいた後、諮問内容について説明させていただき、ご審議をいただきたいと思っております。それでは、町長から会長宛てに諮問させていただきます。

**【出席者及び傍聴者に諮問文写しを配布】**

**【町長から会長に基本構想(案)を諮問】**

**会 長** ただ今、町長から「第四次島本町総合計画基本構想(案)」について諮問を受けました。  
諮問内容について、事務局から説明をお願いします。

**事務局** それでは、「第四次島本町総合計画基本構想(案)」について、説明させていただきます。

**【基本構想(案)に基づき、各項目の概要説明】**

**事務局** 続きまして、前回の審議会でご意見をいただいた内容について、資料を作成しましたので概要を説明させていただきます。

**【資料6 「財政状況資料」の説明】**

**【資料7 「住民アンケート調査 満足度・重要度調査結果一覧」の説明】**

**【資料8 「第3次総合計画に基づく主な事業実施内容資料」の説明】**

会 長 ただいま説明を受けた内容について、ご意見、ご質問はありませんか。

委 員 資料6「財政状況資料」の6ページで、「町職員の退職手当を除く」との説明がありましたが、平成21年度までの町職員の退職者の予定数がわかれば教えてください。

事務局 手元に資料がありませんので、後ほど確認してご報告したいと思います。

会 長 全体の町職員数は何名でしょうか。

事務局 全体では249名となっています。

事務局 退職者数の推移についてですが、まず、平成20年度は20名で、これは定年退職に加え、早期退職の職員も含めています。平成21年度については20名で、以降、22年度13名、23年度14名、24年度16名、25年度11名、26年度12名、27年度6名という推移になります。一方で職員の採用計画については、基本的には退職者の2分の1を新規採用するという計画です。今後は、臨時職員等の活用なども含め、適切に対応していきたいと考えています。

委 員 基本構想(案)の1ページ「策定の背景」で、第三次総合計画までの内容が書いてありますが、第三次計画の目標年次は平成21年までとなるのでしょうか。平成21年から24年までは、第三次計画と第四次計画の計画期間が重なることになるのでしょうか。

事務局 第三次総合計画は、平成24年が目標年次となっていますが、近年の新たな社会経済情勢や行政需要等に対応し見直しを行うため、このたび第四次総合計画の諮問をさせていただいています。第四次総合計画は平成22年度までに計画を策定し、平成22年度から計画期間をスタートし、平成31年度までの10年間の計画にしたいと考えています。

会 長 資料6「財政状況資料」についてですが、町として、要するにどのような財政状況にあると考えていますか。また、1ページの長期財政収支見通しの表に「健全化前」と書かれていますが、この通りに推移する訳ではないということでしょうか。

事務局 長期財政収支見通しの表は、財政健全化前の見込み数値となっています。現在、財政健全化のためにさまざまな取組みを行っていますが、この表は、そうした取組みを行わずに現状で推移した場合の今後の財政状況を表したものとなっています。これまでも行財政改革の取組みを進めていますが、できたもの、できていないものがあります。今後は、使用料の見直し、個人給付事業の見直し、特別会計への繰出しの問題等への対応を図り、それらを踏まえて健全化後の財政収支見通しを立てていきたいと考えています。

委 員 今回、基本構想(案)に併せて財政状況資料が提示されました。資料6の1ページ、健全化前の長期財政収支見通しを見ると、平成25年度から27年度にかけて累積赤字額が増加しています。従って、総合計画を立案する上では、この時期に向けて計画を立てるべきだろうと思います。この財政状況を見ると、第四次総合計画は、町として大きな歳出を考えない形で計画を立案する必要があるのではないかと思います。そのようなことを総合計画にどのように盛り込んでいけるのかと考えています。

事務局 資料6の1ページ、長期財政収支見通しの表の中で、「経常収支比率」の項目がありますが、これが自治体の健全度を示す指標として一般的に使われています。表中で、本町の経常収支比率は平成18年度で

104.8、平成19年度で110.0となっておりますが、この表は平成19年11月に作成したものであり、その後、平成19年度決算が確定した結果、19年度の経常収支比率は108.9となっております。今後も数値は「100」を超える見込みであり、非常に厳しい状況にあるということが言えると思います。これは経常的な経費のみで判断しており、別に臨時的な経費が生ずれば大きく変わってきます。平成20年度以降も基金を取り崩して収支を合わせるという形になりますが、今後、この見通し資料では算定していない大型事業が生じることもあります。例えば、学校の耐震化の問題、ごみやし尿の効率的な運営のための投資なども考えられ、今後も厳しい財政運営が続くと思いますので、さらに行政の効率化を進めていく必要があると考えています。

**委員** 第四次総合計画は、平成22年度から31年度までの計画となっておりますが、基本構想(案)21ページの「将来人口」を見ると、概ね3,000人を増やしたいという目標になっています。この3,000人を増やすことによって、町の歳入にどの程度寄与するのか、確認しておきたいと思います。

また、本町では1世帯あたりの人数は減ってきていると思いますが、現在、1世帯あたりの構成人数はどうなっているかも教えてください。

**事務局** 人口増加に伴う町の歳入についてですが、人口増加にはまず住宅開発が必要となり、それに伴う都市計画税の収入増、住民の所得に応じた住民税の増加が見込まれます。また、国からの地方交付税の関係では、制度が昨年度から改正され、人口と面積に応じて配分するという仕組みに移行しつつあります。そのようなことから考えると、人口が増えることによって交付税も増えることとなります。正確には試算できていませんが、そうした点で歳入の増加を図ることが重要だと考えています。

なお、1世帯あたりの平均人数は、平成21年1月1日現在で1世帯あたり2.49人となっております。

**委員** 関連して質問しますが、資料6の長期財政収支見通しを見ると、累積赤字額の見込みは、平成25年度から1億6千万円、26年度には6億5千万円となっております。人口増加を達成することによって、どの程度この赤字額の数字に影響するのか、大枠で結構ですので、まったく変わらないのか、少しは減るのか教えてください。

**事務局** 人口増加に伴う歳入見通しへの影響については、国の制度改正等によっても大幅に変わってきますので、人口何人に対していくらという形ではお答えし難く、具体的な数字はお示しできませんが、ある程度の効果はあると考えています。歳出削減とともに歳入の確保が大きな課題となっており、自治体として、今後、どれだけ歳入確保を図れるかが重要だと考えています。

**会長** 人口は財政と密接な関係がありますが、その他でもあらゆることに影響すると思われ、重要な前提条件の一つだと思います。将来人口の設定で、開発等による町外からの転入による増加が3,500人程度というのは、今から1割以上の増加となります。基本構想(案)では、これまでの住宅開発は一段落したとありますが、今後さらに住宅開発が盛んになるのか、そのあたりはどのようなのでしょうか。今後10年間でこれだけ増加するのでしょうか。グラフを見ても実績では右下がりになっており、目標人口では右上がりにするのはどうかと思います。目標であると言われればそれまでですが、この目標によって他のことにも関連してくると思います。普通に考えれば人口減、高齢化が進んでいくこととなりますが、これを見ると高齢者だけでなく若年層も入ってくることとなります。そうした前提のもとで総合計画を立てるとなると、さまざまな部分が随分変わってきますし、人口推計は非常に重要なところだと考えます。

**事務局** 人口の現状についてお話をさせていただきます。基本構想(案)21ページのグラフをご覧くださいま

すと、5年に1回行われる国勢調査の実績を、昭和40年、50年、60年、平成7年、平成17年と記載しています。昭和40年代から人口は右肩上がり、日本全体の経済成長と同じように伸びてきましたが、平成7年の30,339人に対し、平成17年には29,052人と、人口が1,000人程度減った状況となっています。また、各年度の4月1日現在の町の人口を見ると、平成10年度以降、転入される方と転出される方の差し引きは、ずっとマイナスの状況が続いていました。しかし、平成19年度になると、転入・転出が逆転し、212人のプラスに転じています。先ほど基本構想(案)の説明の際にも申し上げましたが、平成12年と平成17年の国勢調査結果を基にしたコーホート法による推計では、単純に人口が減っていますので、下降をたどる推計結果になります。コーホート推計では、現状の人口もさらに減った推計となりますが、実際には、最近では横ばいからやや持ち直しているという状況にあります。

先ほど将来人口の設定についてご意見をいただきましたが、昨年の3月にはJR島本駅が開業し、関連して国道沿いでのマンションの開発もありました。それによって平成19年度には転入が増えたのではないかと事務局では考えています。現在も国道付近に556戸のマンションが建設されており、平成22年9月に完成予定となっています。また、町営住宅の跡地も売却し、こちらでも百数十戸の戸建住宅の建設が進んでいます。

それから、現状の市街地内で宅地利用されていない土地が、今後宅地開発された場合も想定できますが、10年間の期間に全てが開発される訳ではありませんので、そのあたりも勘案して、推計人口にプラスする増加分を3,500人程度とし、32,000人という人口目標を設定しました。これは会長が先ほどおっしゃったように、あくまでも設定ということであり、努力目標も含めた目標人口となっています。

**会長** この目標人口は、用途地域等の大きな変更を伴わなくても実現できる、それだけの空間的な余地があるということでしょうか。先ほど言われたような国道沿いの開発、再開発が今後さらに進む可能性があるのでしょうか。

**事務局** 開発等による人口増加を想定した部分については、市街化区域内の土地が6割程度で、市街化調整区域も含んでいます。調整区域については区域変更なども含め都市計画法上の関係がありますが、6割程度の市街化区域も含んで増加人口の設定をしているということです。

**会長** もう一つは、先ほどから何度も言われている社会経済状況の変化も関連すると思います。社会というより経済情勢を考えると、今後これだけの開発が進むのかという問題もあると思います。

**委員** 先ほどからの説明で、JR島本駅開業に伴うまちの活性化、人口増加による税収増ということはわかりましたが、「企業誘致」による税収増の計画については、基本構想(案)の中には記載されているのでしょうか。今後の方向としてあり得るのかないのか、ご意見があればお示しいただきたいと思います。

**町長** 基本構想(案)の中には、企業誘致についても書かれています。現在も企業誘致は進めていますが、相手との交渉や土地所有者との調整などもあり、まだはっきりとしたことはお示しできません。今後とも企業誘致は積極的に進めていきたいと考えています。

**事務局** 企業誘致等については、基本構想(案)26ページ、まちづくりの基本方針の中で、「2.自然環境の保全と都市環境の整備」の項目の最終段落において、「活力あるまちづくりをめざし、商工業者と連携したまちの魅力づくりや情報発信の取組みなどにより、既存の商工業の振興や活性化を図るとともに、新たな企業などの誘致に取り組みます。」と記載しています。

**会長** 町の財政に関連して、企業立地による影響があると思います。例えば税収に占める法人税収入等の割

合では、大阪市内と近郊都市などとは税収の構造が違いますが、そのようなことはわかりますか。現在は企業の動向が悪いのですが、そのようなことは本町の税収にすぐ影響する構造になっているのでしょうか。

**事務局** 町内に立地する法人の状況ですが、今回の景気低迷を受けて各自治体とも大きな影響が出ていると思いますが、本町の場合は研究所などの企業も多く、製造業の工場についても大きな影響は生じていません。景気の影響を直接受けるような状況は、他の自治体に比べると少ないと思います。今後も、本町の地域特性を生かせるような企業に来ていただきたいと思っています。大阪府内の町村で見ると、本町の法人住民税の占める割合は高く、府内町村ではトップとなっています。本町は立地条件等も踏まえて、比較的恵まれた状況にあると思います。

**会長** 概略的には、本町の活力を増すために、大きな企業等はかなり貢献していただいているということでしょうか。

**事務局** 企業の本町の自主財源に与える影響は大きく、府内の町村と比較すると、かなり大きなシェアを占めているという状況です。

**委員** 財政状況の説明を受け、今後を考えていく中で、将来人口の話が出ていますが、昨年6月に実施した住民アンケート調査では、将来人口について「現状程度でよい(29,000人~31,000人)」と考える方が50.7%で、「ある程度増える方がよい(31,000人~32,000人)」が34.1%と、大半の住民が現状のままでよいという結果になっています。平成11年10月に実施した第三次総合計画策定時のアンケート調査では、「現状を維持するのがよい(30,000人~32,000人)」が59.1%、「ある程度増えた方がよい(32,000人~35,000人)」が21.3%となっており、前回調査よりは確かに増えた方がよいという声が上がってきていると思いますが、これは住民の皆さんが財政状況を理解した上で答えていると行政の方では考えていますか。今回のアンケートでは住民の大半はこのままでよいという結果になっていますが、この点について私たちの審議会ではどちらの意見を重視すべきか悩んでいるところです。前回と今回のアンケート調査結果の差は、財政状況を踏まえた上で出てきているのか、お聞きしたいと思います。

**事務局** アンケートにお答えいただいた方が財政状況等をどの程度考慮されたかは把握していませんが、町では財政状況について広報などを通じて住民の皆様にお知らせしてきています。また、先ほど説明させていただいたように厳しい財政状況もありますし、高齢化も現在19%程度とかなり進んでおり、今後ますます進行していくと思われます。そのような中で、子どもがいて、働き盛りの方もいるという新たな世帯に転入していただくことも必要であり、町としてはそのような方向でまちづくりを進めたいと考えています。また、基本構想(案)の中で「JR島本駅を契機として」という表現をさまざまな箇所使っていますが、JR島本駅開業に伴う交通利便性の向上については、住民アンケートの中でも高い評価をいただいております。現在開発を進めている企業の広告を見ても、「水無瀬駅と島本駅の2ウェイアクセス」がアピールされ、コンパクトなまちに2つの鉄道駅が近接していることは、かなり魅力的な部分として評価をいただいております。そういう点を生かし、新たに人口を増やし、町としても活性化していきたいと考え、基本構想(案)の中でも表現しています。

**委員** JR島本駅を契機として活性化させたいということですが、阪急水無瀬駅の方は現在過疎化してきており、阪急の課題はにおいても、基本構想(案)の中では、JR島本駅を中心に考えていくということでしょうか。

**事務局** JR島本駅だけということではありません。基本構想(案)24ページ、土地利用ブロック特性のCブロックの特性において、「阪急水無瀬駅前には一定の商業施設も立地しているが、」ということで現状について述べ、それに続けて、「今後はJR島本駅と阪急水無瀬駅を中心として、」ということで、両駅を中心として、「市街地の整備や商業機能の集積が期待されている地域」であると記載しています。

**委員** 第三次総合計画のときにも、楠公道路(府道桜井駅跡線)が阪急水無瀬駅と新駅(JR島本駅)を結ぶ島本の都市軸ということで想定していたと思います。昨年JR島本駅が開業し、住民からさまざまな要望も出ていると思いますが、町としてはどのように考えているのでしょうか。高槻市では、駅前の再開発を進め、大きくまちの姿が変わっています。島本では、基盤整備など行政として考えているところがあるのでしょうか。今のままで行政は何もせず、住民もそのままということであれば、まちの基盤整備の進展はないのではないのでしょうか。JR島本駅前には史跡桜井駅跡と町立歴史文化資料館がありますが、この部分は他の用途には使えません。それ以外の場所で、楠公道路周辺や、歴史文化資料館の南側、あるいは第一中学校あたりの土地の将来像などを考えているのでしょうか。

**事務局** 楠公道路周辺については、JR島本駅はできましたが、駅の東側は市街化区域で、西側は市街化調整区域のままとなっています。駅ができることによって地域の活性化を図るためには、土地の高度利用という視点も含めて活性化を考えていく必要があると思います。ただ、駅の西側には田園風景が広がっており、外から来て駅に降りるとほっとするというご意見もいただいています。そのような景観と調和するような形で、一定の高度利用も考えていく必要があると思います。従って、まずは土地所有者の方の意向を十分踏まえて、その上で土地利用について、町として考えていきたいと考えています。

**会長** 基本構想のあとに検討する基本計画では、土地利用や都市構造について、ブロック別で詳しい計画ができるのでしょうか。今回の基本構想においては、かなり大まかな表現になっているようです。今後、例えば重点的にこの部分はこうする、というものは出てくるのでしょうか。

**事務局** 基本構想の中では、会長がおっしゃったように土地利用については大枠での表現としています。その次の枝葉となる基本計画では、例えば、個別の市街化区域と市街化調整区域の区域区分変更の変更や、用途地域の見直しといった項目などが設定されます。基本計画では、基本構想の大きな枠の表現をもう少し細かくした程度の表現になると考えています。また、都市計画マスタープランという都市計画の個別の計画もありますので、総合計画を策定すれば、次に都市計画マスタープラン等の見直しも必要になると考えています。都市計画マスタープランの中では、個別の地域のあり方について、具体的な内容が出てくると思います。

**会長** 今回は基本構想を諮問し、次回は基本計画の諮問という予定ですか。

**事務局** 本日は基本構想(案)を諮問し、先ほど骨格や概要を説明しましたが、資料をお渡ししたばかりですので、この後、よく目を通していただいた上で、次回にさらなるご意見があると思います。基本構想(案)についてこれから数回にわたり内容をご審議いただき、その答申をいただく予定です。その後、あらためて基本計画を諮問させていただき、審議、答申をいただくという順序で考えています。

**会長** 基本構想(案)について、数回の審議を行うと考えておいてよろしいでしょうか。

**事務局** 参考までに申し上げますと、前回、第三次総合計画の策定時には、基本構想について7回程度ご審議いただきました。前回は第二次総合計画から内容を一新しましたが、今回は骨格や構成は第三次計画を

ほぼ踏襲し、内容について現状に合わせた追加や修正を行っています。

また、先ほど普通会計の長期財政収支見通しを説明させていただきましたが、これは財政健全化前の状態です。歳入についても、毎年国の地方財政計画が1月に示され、その数値を元に本町の決算状況を踏まえて歳入歳出の収支見通しを立てますので、毎年変わってきます。現在示している資料は平成19年11月現在のものであり、本年度は国の地方財政計画の数値が下方修正されていますので、それを踏まえてこの見通しも見直す必要があります。その段階で、本審議会にも新たな財政見通しをお示ししたいと思います。また、その時には、先ほど指摘いただいた点なども反映したものにしたいと考えています。

**委員** 総合計画から、都市計画マスタープランにどのようにつないでいくかお聞きしたいと思います。

**事務局** 都市計画マスタープランは都市計画をとりまとめた基本的な計画です。まず上に総合計画があり、その下にさまざまな計画があります。その一つが都市計画マスタープランになります。現在も本町の都市計画マスタープランがありますが、第四次総合計画が策定された段階で、その内容を踏まえて都市計画マスタープランの見直しを進める必要があります。期間としてはずれた形になりますが、当然その作業も進めなければならないと考えています。

**委員** 都市計画マスタープランを審議するメンバーはどうなるのでしょうか。

**事務局** 都市計画マスタープランは町で計画案を作成し、都市計画審議会において審議することになります。

**委員** 総合計画の位置付けがもう一つははっきり認識しにくいのですが、例えば人口の目標があり、一方では財政状況というものがあります。その中で、これは是非とも実現しなければならない目標なのか、単なる考え方のものなのか釈然としません。先ほど人口の話が出ましたが、例えば1世帯あたり2.9人とすると、約1,000軒の住宅を増やさなければならないということになります。具体的にどこをどうするかということがはっきりして、この目標が生きてくると思います。この計画の位置付けがよく理解できないので、もう少し説明をお願いしたいと思います。

**事務局** 将来人口については、32,000人程度ということで、目標として設定しています。総合計画はまちづくり全体をとりまとめた計画ですので、人口についても、今後、住宅や企業が立地する余地のある土地も考慮に入れ、仮にそれが10年間で開発された場合に32,000人になるという可能性もありますので、その点も踏まえた人口設定にしています。32,000人に絶対にしなければならないという訳ではなく、まちづくり全体の計画として、32,000人程度の規模に対応した設定をするということです。これから10年間でさまざまなことが想定されますので、それに対応した人口設定ということで32,000人程度という人口を想定しています。

**委員** その考え方は、前回計画でも同じですね。そうすると、なぜ現状はできていないのかというところで分析しないと、ローリングができていかないのではないのでしょうか。

**事務局** 総合計画の位置付けについてですが、総合計画は地方自治法第2条第4項に規定されており、市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならないとあります。従って、この基本構想、基本計画、その下の実施計画といった計画に基づいて行政を運営しなければならないという位置付けですので、それに沿って基本構想、基本計画のご審議をいただき、その実現に向けて行政の努力目標としての構想と、それを実現するための取組みを積極的に進めたいと考えています。

**委員** 32,000人という人口目標は、第三次総合計画の時に設定されていますが、達成できていません。今回も32,000人の目標を出していますが、前回計画時に設定された時の町の財政状況と比べると、今のほうが悪いのではないかと思います。そうすると、本当に32,000人で、財政状況も良く、住んでいる人も住みよいまちが実現できるのでしょうか。財政を良くするには、改革して節減するなどし、あるいは収入増を図り、その中で人口増加や企業誘致という考えも出てくると思いますが、その実現のためには32,000人で良いのか、あるいは実は35,000人にしなければならないということもあるのではないのでしょうか。そうであれば、そのような高い目標値にするといった思い切ったことを考えていかなければならないと思います。今すぐに答えをという訳ではなく、今後の審議の中で検討できればと思います。

**委員** 今後、普通会計の長期財政収支見直しを見直すのであれば、現状の資料では盛り込まれていない大型投資についても、見直しに反映していただきたいと思います。特に、緊急の課題である耐震化の費用などについては入れていく必要があると思います。

将来人口については、32,000人程度だと思いましたが、現在、日本の人口そのものが減少傾向にあり、税収増を図るためにはどうしても人口を増やしていく必要があると思います。特に若い年代層をどうして取り込んでいくかが課題になると思います。各自治体でも人口増に躍起になっていますが、日本の人口が減る中で自治体間の競争をやらざるを得ない状況で、島本の良さを売り出し、どうまちづくりを進めていくかということが大きな課題になると思います。

**事務局** 長期財政収支見直しの見直しにあたっては、ご指摘のとおり、現在の計画には入っていませんが、今後、義務教育施設の耐震化等については大きな課題であり、これをどのような形でどの年度に入れるのかということも含め、見直しの中に入れていく必要があると思います。そのような中で、例えば特定財源や起債の活用、交付税の活用など、一番有効な手法を検討しながら、町の持ち出しをできるだけ少なくした形で財政収支見直しを立てていきたいと考えています。

人口についても、今後さまざまな議論をいただくことになるかと思いますが、基本的にはご指摘のとおりですのでよろしくお願いします。

**会長** 将来人口の設定を仮に32,000人にするとしても、もう少し内容を検討して、本審議会で了解を得ておいた方がよいと思います。人口が少々減っても構わないという考え方もありますし、高齢化社会を認めて徹底的に高齢化に対応したまちづくりを進めようという考え方もあると思います。または、もっと若い人を連れてきて、という考え方もあろうかと思いますが。まだあと何回か機会がありますので、もう少し細かい検討を行い、了解を得られるような方向でまとめていかないといけないと思います。いずれにしても、単純に目標32,000人で済むということではないと思います。

**委員** 目標人口の32,000人についてですが、今の社会状況を見てもわかるように、これから住宅を購入してもらうには、よほどの魅力がないとだめだと思います。実際に町内の物件を見て回っても、まず地価が高く、買いにくいと感じます。確かに開発が可能な土地もありますが、実際に見て自分が住みたいと思うような場所はなかなかありません。人々の収入が増えないという状況の中で、不動産業者も、3年はだめで、土地が下がっても買わない状況だと言っていました。そうした中で、10年間で32,000人と言われても難しいのではないかと思います。逆に言うと、人口が減っても良いだろうし、増えたからと言って高収入の方が増えて、低収入の方が減るということはないと思います。先ほどから新たに1,000戸必要

だという意見も出ていますが、町内で1,000戸となるとどれだけの面積が必要だと思いますか。ものすごく過密になると思いますし、高層マンションが建てば良いのですが、なかなかできないということから、非常に難しいと思います。居住すれば買い物もしたくなります。近くに商業施設も必要で、そうした規制緩和もしてもらえるのかどうか、今のような規制をかけていけば業者も来ないと思います。また、道路も必要で、町内は道が狭いと思います。住宅を購入してもらうにはよほどの魅力が必要で、水や空気がきれい、というだけではだめだと思います。もう少し、島本のキャッチフレーズのようなものを地域全体で盛り上げて、魅力あるようなものになれば、良い方向に進むと思いますが、今の状態では難しいと思います。

**会 長** 人口を増やすように魅力あるまちづくりを進めるなど、いろいろな考え方があると思います。次回以降もありますので、さまざまなアイデアをお出しいただきたいと思います。

**委 員** 今後の審議の進め方はどうなるのでしょうか。今回のような進め方をするのでしょうか。

**会 長** 諮問をいただいていますので、基本構想としてこれでよいというものをまとめ、答申しなければならぬと思います。変えるべきところも出てくるかもしれません。

**委 員** 審議の進め方についての提案ですが、基本構想(案)が出されていますが、本日いただいたもので完全に精査できていません。委員の皆さんもこれから内容について検討されると思いますので、会長の方で基本構想(案)について、序論、第1部、第2部という形で項目ごとに区切りをして、各内容について審議をするということではどうでしょうか。総括的な意見は本日出されていると思いますが、次回からは、一つひとつの項目について、皆さんの意見を集約していく形をとっていただければ良いと思いますが、いかがでしょうか。

**会 長** 基本的にはそのように進めていきたいと思います。ただ、ポイントがいくつかあります。例えば、基本構想(案)16ページに「まちづくりの基本的課題」ということで6項目あげられていますが、これが社会経済情勢を勘案したときにこれで良いのか、もっと違った事柄が出てくるのかといったところや、その他の項目でもいろいろあると思いますので、そのあたりのご意見もいただければと考えています。また、基本的な数値として、人口目標についてもきちんと解をいただかなければならないと思っています。基本的には、委員のおっしゃった方法で次回以降進めたいと思います。

他にご意見がなければ、基本構想(案)は宿題としてお持ち帰りいただき、この案件は終わりにしたいと思います。

### 3.【案件2】その他

**会 長** 次に、案件2「その他」について、委員のみなさんから何かありませんか。ないようですので、事務局から何かありませんか。

**事務局** 第3回、第4回審議会の日程調整をお願いします。

#### 【日程調整】

**会 長** それでは、次回、第3回審議会は、平成21年2月12日(木)午後2時から開催します。また、第4回審議会は、平成21年3月12日(木)午後2時から開催します。以上で全ての案件が終了しましたので、本日の審議会を閉会します。

<終了>

(様式第2号)

## 要 点 録

平成21年3月9日作成

会議の名称	第3回 島本町総合計画審議会		
会議の開催日時	平成21年2月12日(木) 午後2時～4時		
会議の開催場所	島本町役場 地下1階 第五会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	6名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	新井委員、伊集院委員、大西(三)委員、大西(義)委員、岡田委員、沖委員、落合委員、 柏内委員、榊原委員、坂田委員、清水委員、富家委員、中村委員、濱田委員、 原田委員、平井委員、福田委員、松田委員、松村委員、松本委員、藪下委員、 山口委員 (五十音順)		
会議の議題	1、第四次島本町総合計画基本構想(案)について 2、その他		
配布資料			
審議等の内容	別紙のとおり		

### 第3回 島本町総合計画審議会要点録

日時	平成21年2月12日(木) 午後2時~4時
場所	島本町役場 地下1階 第五会議室
出席者	出席委員22名、事務局等5名

#### 1. 開会

- 事務局** それでは、ただいまから、第3回島本町総合計画審議会を開催させていただきます。  
本日、審議会委員30名のうち、22名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。  
それでは会長、議事進行をお願いいたします。
- 会長** それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。
- 委員** 傍聴者に入らせていただいてからでも結構ですが、傍聴者に関連して意見がありますので、発言のご了承をお願いします。
- 会長** わかりました。それでは、傍聴を許可します。

#### 【傍聴者入場】

- 会長** それでは、議事に入る前に委員から意見を述べたいとのことですので、よろしくをお願いします。
- 委員** 貴重なお時間を拝借して恐縮しますが、申し上げたいと思います。住民の方がチラシを各戸に配布されており、その表現の中に私自身どうしても人として納得しかねる部分がありますので、みなさんにもお伝えした方が良いのではないかと思います、貴重な時間を拝借させていただきます。
- チラシでは、まちづくりの憲法、総合計画を駆け足で見直しではまずい、とありますが、これはその通りで、10年かけても20年かけても審議するべきだと思います。また、放っておくと開発したい放題の恐れがあるなど、総合計画審議会への意見として書かれている内容になっております。それだけだったら良いのですが、その後を読みますと「昨年末に総合計画審議会の第1回が開かれ、各種関係団体代表のいつも通りの金太郎飴の顔ぶれに」という表現がされています。
- 私は金太郎飴ですか。みなさんは金太郎飴なのですか。私はどうしても納得がいきません。我々審議会委員の人権を無視する発言、人権に抵触するような発言内容を書かれることに関して、私はどうしても納得できません。みなさんがお怒りでなければ、これは私のスタンドプレーです。しかし、審議会に選ばれたみなさんは各分野のそれぞれ重鎮であり、町長に指名され審議会メンバーとして委嘱されており、それだけのものをお持ちのはずで、決して金太郎飴ではありません。
- みなさんそれぞれ意見をお持ちだと思います。事務局から出された原案の内容が良ければ、黙って座っていて賛成です、というだけでも私は十分だと思います。違いや疑義があればそこへ意見を出す、それが審議会のあり方だと私は思います。チラシには、黙っているだけで7,500円の報酬がもらえるという表記もあります。

我々は、島本町を人にやさしい、人権を大事にし、住みやすい、それぞれ人と人とのつながりを大切にする島本町づくりのために審議会委員として結集しているわけです。意見をお持ちなのは結構です。批判的な文章を書かれるのも結構です。しかし、それはやはり人の立場を考え、人の優しさを持って表現すべきだと私は思います。そのことに関して、あえて傍聴者の方がお入りになった中で表現をさせていただきました。非常に失礼な言い方の部分があったかもしれませんが、私自身としては誠心誠意この審議会で島本町の10年先、20年先を見据えた上での審議に入りたいと思っています。おそらくみなさんも同じだろうと思います。金太郎飴ではございません。それだけを会長に最初に申し上げておきたいと思いました。

**会 長** 今、ご意見を承りまして、内容を考えますと、少なくとも会議要点録にこのような意見が出たということは留めておいていただきたいと思います。加えて何らかの行動を取ることが必要でしょうか。

**委 員** 委員が言われたことについては、我々も賛成するのですが、先ほど傍聴に関して許可しましたが、そのようなことももう一回やり直ししなければいけないのではないのでしょうか。そのあたり、再度みなさんのご理解をいただいた上で、傍聴に関してやっていただいているかどうかと思います。

**委 員** 私はその点で、もし議論するのであれば傍聴者に入らせていただく前にすべきだろうと思います。しかも、会議の進行を妨げるようなことではなく、傍聴要領の中の傍聴してはならないという規定には触れていません。私が言いたかったのは、いろいろな団体を代表して来られているみなさんの顔ぶれについて、金太郎飴の顔ぶれであるという礼を失した表現があったので、意見を述べさせていただいたに過ぎません。したがって傍聴することに関しては、何ら制限を受けないものだと思います。

**会 長** 今のご意見はチラシを配られたということで、審議会に対する意見としてきっちりと述べられたものではないと言うことは言えると思います。私としては、そのようなことも踏まえて対応した方が良いでしょうと思います。正式に審議会に対して意見を述べられた場合は、きちんとした対応をすべきだろうと思いますが、そのようなことではないようで、一部の地域で意見を表明されたということで、そこまでのことですので、審議会として何か行動するということには至らないと思います。委員が言われるように心に留めておいた上で、審議会の運営を進めていくしかない、現段階では思っています。

傍聴に関しては傍聴要領に違反するようなことはありませんので、ここで傍聴すること自体に関して云々というのは行き過ぎであると思います。要領に従って許可し、守るべきことを守ってもらうということで良いのではないのでしょうか。

## 2.【案件1】第四次島本町総合計画基本構想(案)について

**会 長** それでは、議事に移ります。前回は基本構想案について全般的な論議をしていただいたわけですが、本日から項目ごとに進めていきたいと思っています。まずは構想案1・2ページ、「序論 総合計画の策定の背景と構成」について、ご意見を伺いたいと思います。

**委 員** 第三次島本町総合計画と今回の基本構想案を照らし合わせて見ましたが、基本的な事項に関しての差異はないと思います。変更された部分について、事務局からご説明をいただくことによって示していただければ、審議しやすいのではないかと思います。

**委 員** 本来ですと、第一次から第三次、そして今回の第四次ということで、これは全て関連したものですので、第三次の時の総括と評価というものが今回の第四次へ引き継がれるのであれば、それをはっきりと課題として提示していただきたいと思います。序論の「1.策定の背景」の文章では、その間の経緯が

簡単なもので終わっており、内容がありません。第三次の総括及び評価がどのようなものだったのかということを示していただければわかりやすいのではないかと思います。大阪府下の各自治体の総合計画をインターネット上で閲覧しましたが、総括と評価があり、それに基づいて発生した課題を取り上げて、新しい計画を作られているようですが、いかがでしょうか。

**会 長** 各項目の検討を順番にやっていくことにしますと、今言われた総括と評価は、どの項目に入ってくるのかとか、そのような問題があります。それと1点目のご意見についても、確かに変更点をご説明願えば丁寧でみなさんわかりやすいと思いますが、相当の時間がかかると思います。まず、今の意見にあったように、総括と評価はどのあたりに入っていると考えるとよろしいでしょうか。

**事務局** 総括と評価についてですが、今回諮問させていただいた基本構想案については、総合計画の基本的な考え方を取りまとめている構想ということであり、委員がおっしゃった総括に関しては、個々の施策的な部分を取りまとめた基本計画の検討時に、現行計画がどこまでできたかなど、詳細な資料をお示しする予定です。

また、変更した部分を説明してほしいとの意見についてですが、大枠の章立ては変更しておりませんが、中身については全文修正しているもの、あるいは一部修正しているものもありますので、資料としてお示しした方がわかりやすいと思います。今すぐには難しいので、本日は口頭でできるものであれば口頭でさせていただきますし、次回からは修正した部分を例えばアンダーラインを引いて事前にお配りするという方法もあるかと考えています。

**会 長** そのような変更点の示し方でよろしいですか。

**委 員** 基本的にはそれで結構です。変更点についてアンダーラインなりで明記していただくとわかりやすく良いことだと思います。また、先ほどの総括と評価についてのご意見ももっともだと思いますが、基本構想案は総合計画の基本的な理念という事柄を示すもので、実施されている、実施されたという精査、どのようなことが行われているのか、ということは別ではないかと私は考えます。現段階においては、基本的な理念を示すものですので、理念の中で変更したのものや、今までの島本町ではなかったものなどを、アンケートやみなさんの意見を踏まえて付け加えたものをご説明いただければ良いのではないかと思います。今回は口頭で結構ですので、審議を進めていく上で委員の皆さんに意義がないかどうかを確認する意味でも、変更点をきちんと説明していただく形がとれば良いのではないかと思います。

**会 長** それでは、基本構想案1ページの「1. 策定の背景」について、事務局から簡単に変更点をご説明願います。

**事務局** それでは説明させていただきます。「1. 策定の背景」の前半部分は、これまでの総合計画について述べていますが、現行計画と比較すると、より簡略化・短縮した形となっています。中段では社会的動向を記載しており、基本的な方向性は変わりませんが、表現などを一部変更しています。3段落目は、最終段落は社会的な動向ともつながりますが、平成20年3月のJR島本駅の開業とそれらも踏まえた今後のまちづくりについて記載しています。最終段落では、これまでの総合計画や社会的な動向、現行の総合計画の成果や課題を踏まえて、今回の第四次総合計画を策定する旨を記載しています。

**会 長** この項目の中で、将来像の「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち」というのは、第二次総合計画で出ており、第三次については将来像が書かれていないので、第三次では無くなったのか、継

続して使われているのか、どうでしょうか。

**事務局** 将来像の「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち」は、第二次計画の時に作られたものですが、第三次計画でも踏襲し、同じものを使っており、現在審議いただいている第四次計画の基本構想案でも内容としては変更していません。今後、ご審議いただく中で、変更した方が良く、このままで良いということについてもご審議いただければと思います。

**会長** 第一次から第二次の時に将来像が変わり、その後第三次まで受け継がれているということですね。第四次に関して、将来像を審議する部分はあるのでしょうか。

**事務局** 基本構想案の19ページから20ページにかけて、「基本理念と将来像」の項目で記載しており、ここで第二次計画以降踏襲している「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち」あるいは「いきいき・ふれあい・やさしい島本」という表現を継承しており、こちらの項目をご審議いただく時に、変えるのか、変えないのかという問題も出てくると思います。

**会長** わかりました。将来像をどうするかについてはそこで審議することとして、この「1. 策定の背景」の文章では、少なくとも第三次でも継承されているということがわかるように一言あった方が良くと思います。現行の文章では、無くなったのかとも思われます。

また、3段落目の社会的動向について述べた箇所、「地方分権の進展」という言葉が出てきますが、地方分権というキーワードは、前はなかったのでしょうか。

**事務局** 第三次計画では、同じ項目の3段落目の終わりに、「地方分権の推進」という表現をしています。

**会長** それでは、「環境問題」はどうでしょうか。前回から変わったものとしては何でしょうか。

**事務局** 「環境問題」については、第三次計画では表現はなく、今回追加しています。また、「安全に関する取組み」という言葉も今回追加しています。

**委員** 策定の背景の中段に、「わが国は人口減少社会を迎え、少子高齢化が急速に進む中、経済・雇用情勢の悪化や、税収の減少に伴う財政状況の悪化など、地方自治体を取り巻く環境は厳しさを増し、本町においても「まち」の活力低下が懸念されています」とありますが、こうした表現は以前から使われていますが、今の状況はさらに厳しくなっており、「顕著に表れています」などの表現の方が良いのではないかと思います。

**会長** もう少し強く書いた方が良くというご意見ですね。事務局で検討していただけますか。

**委員** 内容の中で特に気になるのは、テレビや新聞などでは「世界的な不況」という言葉をよく使っていますが、策定の背景の最終段落でも「社会経済情勢や行政需要の変化に的確に対応し」という表現があります。この総合計画を策定する上において、私は、人口増というものを考えることが大きな柱のように感じています。今の不況の中で、今までとは違う考え方を持っておかなければ、審議していく内容も薄いものになってしまうのではないかと感じています。今の社会情勢は、別の委員も言われたように、想像する以上の大きな変化の時代を迎えているので、やはり的確に表現した方がこれから審議していくそれぞれの中身に大きく影響していくのではないかと思います。内容を行政の方で検討していただくのであれば、そのあたりも合わせて考えていただければと思います。

**会長** 今のご意見も含めて、事務局で表現を考えていただけませんか。要するに、町としても厳しく状況を受け止めて対応しなければならぬ、あるいはオバマ大統領ではないですが、チェンジしなければならないのかということです。どこまで表現を厳しくするかという問題もありますが、そのような状況では

あると思います。

あと気になるのは、第三次計画では、住民の自立的な活動や参画という表現がありました。今回は抜けているようです。その部分はどうでしょうか。今言われたように厳しい状況であるからこそ余計に住民の自立的な活動や参画は要請されるだろうと思います。その点は何か意図があったのでしょうか。

**事務局** 住民参加の分野は重要であり、あとの項目でも何回も出てきます。今回の部分は意図的に削除したのではなく、全体的に見直し・追加などを行っていく中で、案としてこのような形になったということです。住民参加の要素についてもこの部分に入れられないか検討したいと思います。

**会長** やはり読む方は前回と今回を比較して読むということが必ずあると思いますので、重要なキーワードで以前にあったものが抜けてしまう場合は、十分検討した方が良いでしょう。

**委員** 本年度、島本町では「まちづくり基本条例」の策定も行っており、同条例案の町における位置づけ等も審議されている内容だと思いますので、住民参加などの項目は、やはりもう一度考慮いただいて挿入できるように考えていただけたらと思います。並行して策定を進めているまちづくり基本条例の内容と分断される形になりますので、やはり総合計画との関連性は持たせる必要があると思います。

**委員** 先ほどもご意見がありましたが、第三次総合計画と第四次の関係をはっきりと書いた方がよいのではないかと思います。「策定の背景」の冒頭では、第二次と第三次との関係は「第二次総合計画の将来像を継承しつつ、さらなる発展を目指して第三次をつくる」と書いています。第二次と第三次のように第四次も継承するのかもしれないのか、変化を持たずのか持たさないのか、後ほど議論になってくるかと思いますが、第三次と第四次の関係をきっちり書いておいた方がわかりやすいのではないかと思います。

**会長** おっしゃる通り、後の議論で変わってくるところもあると思います。今のところ、我々の状況としては基本的には継承ということで、変えるべきところは変えていこうということだと思います。一応そのような了承の元で進めていくこととし、後に進んでから変えるべきであれば変えたいと思います。

**委員** 細かい話ですが、今回の計画ではJR島本駅の開業が大きな柱だと思いますが、「JR島本駅を核として」ということで阪急水無瀬駅は載っていません。阪急の駅の利用者への配慮もお願いしたいと思いますが、この「策定の背景」ではこの表現で良いと思いますが、「土地利用」の項目では2つの駅が書かれています。それまでは全てJR島本駅を核にして、とありますので、他でも配慮が必要かと思いますが。

**会長** 私も実は気になりまして、1つの項目に1つJR島本駅が出てくるのは良いのですが、2回も出てくると非常に重要なことのように、あるいはそればかりに重点を置いているような感じもしました。「策定の背景」の文章においては、最終段落の「JR島本駅の開業をはじめとする」という部分はいらぬのではないかと思います。

また、環境問題への対応についても、最近の世の中の情勢からすると、もう少し強く書いた方がよいのではないかと思います。省CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）の都市づくりも言われていますし、単に環境問題というよりももう少し踏み込んだ言い方をしておいた方が良いでしょう。CO<sub>2</sub>の問題などは実際に暮らしなどに直接影響するものですし、地球環境問題というよりもCO<sub>2</sub>や地球温暖化問題などに踏み込んでいただいた方が良いでしょう。第三次計画の頃とはずいぶん違って受け取られている一つだと思います。

この「策定の背景」の項目は、あとの項目の検討が具体化するにつれ表現も変わってきていくということもあるかと思えます。

**会 長** 次に、1ページの「2. 総合計画の役割」、2ページの「3. 総合計画の構成と目標年次」についてはいかがでしょうか。

「2. 総合計画の役割」の で、「本町において展開される国・大阪府・ブロック別などの広域的事業推進のための基本的な指針」とありますが、この内容は第三次計画と同じですが、これでもよろしいのでしょうか。前回計画の策定時に、地方分権に関する法律は変わっていたのでしょうか。都市計画法の関連などもずいぶん変わっていると思えますが。

**事務局** 地方分権の関係ですが、地方分権一括推進法は平成12年4月に施行されており、第三次計画は平成14年に策定しましたのでその後となります。ただ、平成12年に推進法が施行されていますが、なかなか一挙に浸透していないという状況であったと思えます。表現としては入れておりますが、年々分権が推進されている中で、権限委譲や税源移譲の問題も大きく取り上げられてきている状況ではないかと考えています。

**会 長** それを受けて、 の表現はこのままでよろしいのでしょうか。これは地方分権に直接関わる内容だと思えますが。

**事務局** そのような事も踏まえて、文言についても整理したいと思います。

**会 長** 専門分野の話なので、行政側の方が適切な表現は良くご存じかと思えます。検討をお願いします。

**会 長** 次に、3ページからの「第1章 島本町の現況と特性」に移りたいと思えます。この項目はデータなども多くありますので、3ページから11ページまで一括でご意見ををお願いします。事務局から、主な変更点について簡単にご説明願います。

**事務局** 変更点についてですが、「1. 位置・立地」については基本的な内容は変わっていませんが、表現を改めたいということではほぼ全文を修正しています。「2. 島本町のあゆみ」や「3. 自然的条件」についても、全文修正ではありませんが、一部の文言を見直しています。5ページ以降の人口、就業、産業の部分については、国の統計調査等が基礎となっていますので、最新のデータを反映した形で文章の中の数値やグラフを変更・追加しています。

**会 長** この部分は事実そのものを書いている部分ですので、これはおかしいということはないと思えますが、状況の変化などをきっちり捉えたものとなっているかどうかだと思えます。

**委 員** 「島本町の現況と特性」では、現状を載せていただいている良いと思えますが、分野が歴史、自然、人口、産業、交通、土地利用となっていて、もう少し幅広く、例えば健康・福祉であったり、教育などの現状分析も入れておいてはどうかと思えます。住民アンケート調査でもさまざまな分野に関して満足度などを調査されていますし、そうした分野についても多少触れておいた方がよいと思えます。

**事務局** そのような幅広い分野についても、記載できるように検討したいと思います。

**会 長** このような各分野のデータは、この後の基本計画の段階で出てくるものではないのでしょうか。

**事務局** 第三次計画をご覧いただければイメージがわくと思えますが、基本計画の方では、グラフや数値データは出てきません。これは第三次計画の時の方法であり、今回はデータなどを盛り込むという方法もあ

ると思いますが、現在のところでは、施策の内容や方向性を重視した形で、データなどは出てこないようになっています。

**会 長** 全体的な構想や計画の立て方で、1 つはこれまでどおりとする、もう 1 つではこれまでの状況を的確に捉えた上で今後どうするのかという方法があると思います。今のご意見はそれで良いと思いますが、基本構想の最初の段階で細かいデータをあげるより、個別の計画のところに記載していただいた方がよりわかるような感じがします。

**委 員** 8 ページの「(2) 産業」の項目で、冒頭の農業に関する記載で、第三次計画ではタケノコの生産について書いてありました。島本町はタケノコの割合も高いと思いますが、今回の案では水稻だけの記載になっています。削除された理由があるのでしょうか。

**事務局** 今回の案では、タケノコの記載は削っていますが、その理由の一つとして、タケノコの生産量の統計データが数年前から公的な統計調査で項目がなくなり、データの裏付けがとれなくなったこともあります。実際に生産量が大きく変わったということはないと思いますが、他にもトマトやなすなどの作物もあり、その中で今回の案では水稻のみを記載しています。

**委 員** わかりますが、島本のタケノコがなくなると少し寂しい感じがします。

**事務局** タケノコの記載の追加についても、検討させていただきます。

**委 員** 第 2 章の社会的潮流で今回新たに「安全・安心」という項目ができましたが、島本町には活断層が 2 本走っており、安全・安心を考えるのであれば町としてどうしていくのかということで、第 1 章の「3. 自然的条件」にも記載しておく必要があるのではないかと思います。その点どのようにお考えか、聞かせてください。

**事務局** 活断層については町内に 2 本走っており、委員からご指摘いただいた自然的条件に入れるべきか、社会的潮流に安全・安心の項目もありますので、その部分に入れるべきか整理させていただきたいと思います。

**会 長** 活断層については、基本計画に行くまでの段階のどこかで触れておいた方がよいと思います。

また、農業の問題は全国的な大きな問題であり、安全にも関わることで、食糧自給率が 40%程度で良いのかという話もあります。島本町でそれがどう位置づけされるのか、産業の中でひとくりにしてしまっているのかということもあります。少なくとも、農業生産が島本町の中でどのような位置づけにあるのか、他の公共団体と比較してどのようなところにあるのかという部分は、認識として挙げておいた方がよいと思います。

また、先ほどご提案のあった他の分野のデータも幅広く入れるべきではないかという意見についても迷うところがあります。というのは、できるだけ構想という部分に絞って、データは必要最小限にしてメリハリを付けた方がよいと思うからです。データは羅列するとどんどん数字ばかりになり、何を言いたいのかわからなくなることもあります。その意味では、絞り込んだ必要最小限のものだけを入れておいた方がよいという気がします。一方では、基本計画でデータが必要かということもあります。例えば別冊でデータ集というものがあってもよいかもしれません。もう少し考えさせていただいて、データをどのように取り扱うか、総括と評価では実際に物事がどのように推移したかということを数値的に示すことは重要ですので、できるだけそのようなものに基づいて見たいと思います。本編に入れるかどうか

は別にしてもう少し考えさせていただくということによろしいでしょうか。

**委員** 8ページの「(2)産業」の項目で、第三次計画では商店数216となっておりますが、今回は卸・小売業が178事業所という表現になっています。卸・小売業と商店数は同じように考えて良いのか、それとも別のこととして考えるのか、なぜこのように表現されたのか気になります。

**事務局** この項目では国の統計調査のデータを基礎としましたが、最新の国の統計調査を見た場合、商業統計調査の平成16年版が最新になるのですが、「卸売・小売業」としてまとまった区分があり、これを使用しています。もちろんこれ以外の業種のお店もありますが、今回は商業統計調査の区分を使わせていただきました。

**会長** 人口などは推移が出ていますが、産業の部分は現状資料だけになっています。活力のあるまちをつくるということでは、活力と産業は密接な関係にあります。特に商業などは、中心市街地の衰退なども言われ、シャッター商店街などということもよくいわれます。やはり、何年から何年という推移で、伸びているのか縮小しているのか、どちらなのかという認識が重要ではないかと思います。また、ある時点からの比較として、全体的に伸びているのかどうかということも入れてはどうかと思います。

**委員** 4ページの「自然的条件」の中で、第三次計画の表現では「常緑広葉樹林帯」と表記されていましたが、今回は「照葉樹林帯」になっています。変更しなければならぬ理由は何かということと、シイやブナなどの樹林帯が減少したから照葉樹林帯に変更せざるを得なかったという受け取り方で良いのでしょうか。

次に、5ページの社会的条件の中で人口の推移が出ており、6ページでは年齢3区分別人口のグラフが掲載されています。このグラフで明らかに読み取れることがありまして、これから10年先を見ると、このグラフのカーブで推移していくことが予想されるなら、島本町は相当高齢化が進んだまちにならざるを得ないということが推測されます。したがってそれを受けて表記されている中身を見ると、「65歳以上の高齢者人口は急速に増加し、平成20年4月現在の本町の高齢化率は、約19%と上昇を続けています」との表記は正しいのですが、その後で、「世帯で見ると世帯構成の核家族化が進み、減少する傾向にある」ということで、少子高齢化に対する今後の総合計画としての指針が表記・示唆されていないように思います。したがって、このような状況下にあるので、高齢化に対する対策も考慮する必要がありますが、総合計画としての示唆も盛り込んでおくべきではないかと思います。

**事務局** 1点目の自然的条件についてですが、現在の案では照葉樹林帯、前回は常緑広葉樹林帯としています。最近策定された町の計画で、植生について記載しているものでは、平成19年に策定した第二期地球温暖化対策実行計画があり、表記はこちらをベースにしています。

2点目の少子高齢化についてですが、確かに高齢化率は上昇しています。ここでは社会的条件ということで、グラフを付けて全体的に現状をまとめています。委員のおっしゃったような施策への反映については、後ろの社会的潮流でも少子高齢化は記載しており、その次の現状と課題でもあります。その内容を踏まえて、基本計画で具体的にどうしていくのかは福祉分野の項目でも出てくるかと思えます。おっしゃっていただいた表現をここに加えることもできると思いますが、まず現状があり、潮流から現状と課題、それからどうすべきかという順で記載していくことを考えています。

会 長 それでは次に、12 ページからの「第2章 社会的潮流等」の検討に進みます。社会的潮流から広域計画の関係等がありますが、「1. 社会的潮流」では7項目が挙げられています。第三次計画では6項目ですが、主な変更点を事務局から説明願います。

事務局 変更点についてですが、「(1) 自然環境重視の時代」は、方向性は変わりませんが若干表現の修正を行っています。「(2) 住民の主体的参加の時代」についても基本的な方向性は変わっていませんが、先ほど委員からもありましたように町で現在まちづくり基本条例の策定を進めており、そちらで議論された内容やエッセンスも踏まえた上で表現の修正を行っています。「(3) 人口減少と少子高齢化の時代」は、第三次計画ではタイトルは「少子高齢化」となっていたのですが、現在は人口減少社会に突入していますので「人口減少」もタイトルに加えました。また、それを踏まえて、特に前半部分で人口減少に伴う活力の低下などについて記載しています。「(4) こころ重視の時代」は若干の修正のみとなっています。「(5) 安全・安心が求められる時代」は今回新設しています。内容としては、防犯や防災などの従来からの課題の他に、例えば新型インフルエンザなどの感染症や、食の安全、あるいは振り込め詐欺などの最近の動向や消費者保護なども含めて「安全」という項目で表現しています。「(6) 高度情報化の時代」については、社会的な動向を踏まえて変更を行っております。方向性としては、情報化に対応しつつ子どもから高齢者の誰もが恩恵を享受できるように、としています。「(7) 広域化と地方分権の時代」では、地方分権は前回計画から進展しておりますのでそれを踏まえた表現の変更と、市町村合併や道州制の検討などについても追加しています。

会 長 ここで伺いたいのですが、社会的な潮流は、全国的なという捉え方で、町の潮流ということではないということでしょうか。書き方からそのように見えますが。

事務局 基本的には全国的な社会全体の潮流ということですが、町にも関係してくるような潮流ということで、後の項目でリンクしてくるものもあります。

会 長 町の計画にリンクするので書く意味があるわけで、そのあたりを明確にわかるようにしておいた方が良いと思います。まちづくりの基本的課題も、社会的潮流と無縁ではないわけで、どうリンクするかということが明確であった方が良いと思います。社会的潮流の中に記述で、少なくとも町のことを言うのか言わないのか、そこが曖昧で迷うようなことはない方が良いと思います。町の問題に限らないでということであれば、それはそれで結構ですので、例えば冒頭リード文の近年の社会的な動向という部分で、全国を見たとき、あるいは大阪府全般を見渡したときの社会的な動向としては、ということを入れるなど、また、町に絞って述べているのではないとしておかなければ、曖昧になると思います。強弱という意味では、人口減少と少子高齢化の時代に繋がっているということ、この書き方で良いのかということにもなります。先ほどの「現況と特性」のデータでの町の動向と、全国的なこのような潮流を加え合わせると、基本的課題としてこのようなものが出てくる、という書き方ができれば、それはそれで良いと思います。基本的には、全国的な潮流で町に限ったことではないという捉え方で良いのでしょうか。

委 員 社会的な潮流を書いて、島本町は同じなのか、あるいは違うのかということを書かなければ、次の項目に繋がっていかないと思いますが。

会 長 町にとっての意味づけを与えておかなければ、単に書きっぱなしということになります。そのような事を書き加えることはできますか。例えば、全国的あるいは大阪府を見渡した時の社会的潮流が島本町にも当てはまるのか、あるいはそれに対して対応すべきかどうかという、評価的な事柄を2・3行付け加

えることは可能でしょうか。

**事務局** 短い表現になるとは思いますが、整理したいと思います。

**会長** 修正版を検討してください。

**委員** 先ほどの活断層の話ですが、この項目では全国的な潮流ということで書きにくいということであれば、前の項目の自然的条件で書いておいた方が良いと思います。

**会長** それについては、事務局で適切な記載箇所を考えていただけますか。

**委員** 新たに追加された「(5)安全・安心が求められる時代」で、高齢者を狙った詐欺などの事柄も記載されていますが、子どもが犯罪の対象となることもありますので、子どもの安全についても書いていただければと思います。子どもを育てていく年代としては、安全・安心の項目に子どもという表現が一つないということが気になりますので、お願いしたいと思います。

**会長** 子どもの問題では、子どもに携帯電話を持たせないという話もありました。携帯電話は「(6)高度情報化の時代」の項目に入るのかもしれませんが、マイナスの側面もはっきりと書いておいた方が良いと思います。犯罪の問題などもありますが、携帯電話が子どもに与える影響ということも付け加えておいて方が良いのではないかと思います。

**委員** 「(1)自然環境重視の時代」ですが、ここでは、島本町の特性の山や森林の話が、自然という切り口でひとくくりになっているように思います。森を守るにしても、林業をされている方の高齢化や担い手不足の問題など困難な状況もあるということを一フレーズでも入れておいていただければと思います。島本町では、天王山の山を守るなどの取り組みをされており、そのようなことが受け入れられるようにすると、(3)人口減少と少子高齢化の時代の項目でも良いのですが、人口減少や少子高齢化が島本町の貴重な財産である山の保全などにも困難をきたしているということは、全国的な流れでもありますので入れていただければと思います。同じく、「(1)自然環境重視の時代」で「リサイクル」という表現も使われていますが、現在は、3Rや5Rなど、リサイクルだけでなく、リデュースとかリユースなど幅広いことも必要と言われているので、そのような幅広い表現をされてはどうかと思います。

**会長** 「(1)自然環境重視の時代」で一番気になるのは、自然環境と地球環境がごっちゃになっているようですが、それで良いのかということです。書くとならば単に「環境」とするか、分けて書くのかどちらが良いのかということですが、少なくとも、自然環境と地球環境の問題を分けて書いていただいた方が良いと思います。

**事務局** タイトルとしては「自然環境重視の時代」となっておりますが、内容としては「自然環境」と「生活環境」も含めた環境重視ということで表現していきたいと考えています。従って、ご意見をいただいた部分を再度検討させていただき、もう少し幅広い視点で表現していきたいと考えています。自然環境の保全ということが重要になっていきますが、その中で都市基盤との調和を図っていくということも必要と考えています。農地として保全すべき区域と、活力を創出するための一定の開発をすべき区域ということも必要になってくると思います。そのようにメリハリをつけた土地利用というか、環境問題へも対応しながら、本町の恵まれた自然を生かしつつ、都市基盤の向上も合わせて進めていく必要があると思います。相反する部分もあると思いますが、本町の特性を生かしたまちづくりを進めていきたいということで、

自然環境と生活環境を重視した時代の中で、本町の特性もこの中に入れていきたいと思います。

また、住民の主体的参加ということで、まちづくり基本条例の検討も進めておりますので、そのようなことも全国的な流れでもありますが、本町でも取り組んでいるということをご中にも表現できればと考えており、再度検討させていただきたいと思います。

**委員** 「環境」に関して、事務局からのお答えは結構なのですが、「自然環境を保全する」とありますが、実際の自然環境というのは森林・農地等になります。それは個人の地権者が守っているという状況の中では無理があるということもありますので、その辺りの部分も今後どうしていくか記載しなければならないのではないかと思います。要するに、自然環境と調和のとれたまちづくりが必要ではないかということで、事務局の答えで良いのですが、付け加えておきます。

**事務局** 委員がおっしゃったように、これは地権者の関係で財産権も関わってきますので、第一義的には地権者の方々の意向を踏まえることが前提になると思います。

**会長** 若干述べたいこともありますが、その部分はもう少し後に出てくるようで、例えば基本的課題の中の都市計画の見直しの部分で具体的に出てきますので、そのところでご意見をいただければと思います。島本町では、例えば空き家が増えるという状況にあるのでしょうか。新聞にもそのような時代になっているという記事もありました。山間部などでもあるのではないのでしょうか。そのようなことはどこに出てくるのか、今の人口減少という書き方の中ではまだ出てこないで、それを含めて都市計画の見直しという部分でそのような問題も考えるということであればそれで良いかと思います。一つの小課題かもしれないかもしれませんが記憶しておいていただければと思います。

**委員** どこの項目に入るかわかりませんが、教育の問題として、現在島本町では小学校が4校、中学校が2校あります。先ほどから議論にあるように、少子高齢化の「少子」の部分になりますが、どうしていくのかという考え方をある程度示しておいた方がよいと思います。教育の問題として、特に学校のあり方や幼稚園や保育所も含めたあり方を、「(3)人口減少と少子高齢化の時代」の中で述べるのか、先ほど子どもの話も出ていましたので、検討いただければと思います。

**会長** 重要な問題だと思います。少なくとも一言でも、「(3)人口減少と少子高齢化の時代」の中で「教育」というキーワードを含める文章を考えていただき、具体的には後で教育の問題もありますので、そこで詳しく述べるとして、ここでも入れておいた方が良いかもしれません。特に、幼稚園や保育所の問題は大きな課題になっていると思います。

**事務局** 後に出てくる「まちづくりの基本方針」の中では、「6.教育・生涯学習」という項目があり、委員がおっしゃった意見も総括的には記載しています。会長から指摘がありましたが、社会的潮流の「(3)人口減少と少子高齢化の時代」の中で教育のキーワードを入れることも検討したいと思います。

**会長** 「(7)広域化と地方分権の時代」の項目で、「広域化」と「地方分権」は本来的には相反するものだと思いますが、分権は市町村がやりましょうということで、分権の引き継ぎがある中で、より効率的に考えなければならない問題が実は多くあります。そのあたりがもう一つうまく伝わってこない気がします。広域化というのは、分権ではうまくいかないという面があると思いますがどうでしょうか。

**事務局** 分権でいうと、例えば、ごみ・し尿の問題などがありますが、単独の自治体だけでできれば理想です

が、自治体によっては財政基盤が整っていないと分権も難しいという面もあります。そうした中で、広域でできることは広域でする方が効率的ということになります。それが進めば合併の問題などになってくるかもしれませんが、分権の時代と広域化は、並行して考えていく必要があるのではないかと考えており、一つの項目として記載しています。

**会 長** 内容を見ると、項目としては非常に重要だと思いますが、広域化がよいのか、分権がよいのか、どちらか、あるいは島本町はどちらでやるつもりなのか、ということが見えてこない感じがします。もう少し確かな捉え方がないのかと思います。

また、項目の中では、「地方分権」の部分を先に記載した方がよくわかるのではないかと思います。その後で、日常生活や経済活動の広域化という記載をする方がはっきりするのではないのでしょうか。末尾の結論の部分で、地方分権に対応した体制整備、広域的な連携、地域特性を生かしたまちづくりについては、これはこれで良いと思います。

**事務局** 現状と課題が一緒になっているところもありますので、会長がおっしゃったように、現状を最初に書き、それに対して町としてどう進めていくかという流れで訂正していきたいと思います

**会 長** 15ページの「2. 広域計画との関係」の項目も含めて、何か意見はありませんか。

**委 員** 広域計画の関係で情報として申し上げますと、2番目の「近畿圏広域地方計画」は、現在国土交通省を中心として策定中であり、この基本構想ができるころには計画が決定されているのではないかと思います。内容については大阪府からも情報提供しますが、国土交通省近畿地方整備局のホームページにも出ていますので、ご覧いただけたらと思います。また、3番目の「大阪府総合計画」はまだ計画期間中ですが、この総合計画を基に、平成20年12月に「将来ビジョン大阪」という計画が策定されています。今後、パンフレット等もお持ちしたいと思いますが、大阪府ホームページでご覧いただけますのでご参考にしていただければと思います。

**会 長** その辺りはぜひチェックしていただいて、取り込むべきところがあると思います。

**会 長** 次に、16ページからの「第3章 まちづくりの基本的課題」についてもご意見をいただきたいと思います。

**委 員** 島本町は小さなまちですが自然環境に恵まれており、歴史的遺産にも恵まれています。また、有名な工場も立地しているということも小さなまちとして恵まれていると思います。第三次計画の策定時にも述べたと思いますが、まちをPRしたり、島本町独自の活性化を図る、あるいはそれによって産業の開発につなぐといったような観光的な部署、観光課というものが島本町にはありません。他の町を訪れると、どこでも観光課を持っているようです。そして、そのまちの特色などをきちんと説明できるものを持っています。そのような点では、島本町はこれだけ自然環境や歴史遺産に恵まれているながら、それらを活用するような方向が持っていないと思います。将来を考えると、島本町では高齢化に即したウォーキングコースであるとか、歴史背景を踏まえたウォーキングコースであるとか、地域の特産物を案内するコースなど、高齢化が進んでいる中で、高齢者の身体的な状況等も把握した上で、協力も得ながらまちづくりができるような方向も模索すべきではないかと前々から思っています。この基本構想案の中では、「JR島本駅」についての記載が何力所もあります。駅ができると、交通の便も良くなり、島本町の紹介もできるわけです。現在は観光課がない状態ですが、そのような事柄を専門的にPRしていくた

めに、こうした構想があるなど、夢を描いてはどうかということも考えています。20年スパンでも結構ですから、島本町の特色を作り出し、将来につないでいける方向も少しは触れておいてほしいと思います。

#### 会長

大変重要なお意見だと思います。以前、都市計画審議会では、景観法を踏まえた景観まちづくりをどう考えているか、ということ saying 言ったことあるのですが、もう一つは景観法をつくる時、小泉内閣の頃だったと思いますが、国では観光立国ということも同時に打ち出しています。美しい国づくり、都市づくりをして人々をまちに呼び込もうという政策もありました。社会的潮流として、景観まちづくりや観光まちづくりという潮流があるという捉え方も、一つできると思います。そして、委員が言われたように島本町ではどうするというを基本的課題の項目で述べるのか、もう少し後の項目になるのかわかりませんが、どこかで考えていただいてはどうかと思います。そうしたことで、まちの活力を上げる、まちに誇りを持つことということ重要だと思います。あるいは観光においては、ボランティアがいろいろなことをやるということもあり、高齢化社会を迎えたときに生きがいをもった活動ができるということもあると思います。非常に重要なお意見ですので、検討したいと思います。

#### 委員

少しさかのぼりますが、8ページの社会的条件「(2)産業」の項目で、島本町の平成18年、16年の事業所数や販売額などが書いてあります。これを見ると、将来、卸売・小売業がどんどん伸びなければならないと考えています。また、製造業としては20事業所があり、出荷額も記載されていますが、この部分をしっかり構築すれば税収との関係が出てくるのではないかと思います。そうすると、いま島本町において何が欠けているかを考えたときに、客が町内でお金を落とさずによそに行っているケースが多いのではないかと感じています。国では定額給付金の問題も出ておりますが、そのようなことを考えても、島本町でお金を落とす仕組みが不足しているのではないかと思います。これからいろんな議論していく上において、企業というものをもう少し重点的に、例えば会社であればそういったものを誘致するか、また誘致する上においてはどのような企業で、どのような形で島本町が提供できるのかという部分も含めて、そのようなことがあるのであれば、議論する上において便利ではないかと思います。いずれにしても町の税収が増えなければ厳しくなるのは明らかで、議論する上において、そのようなことが頭にあれば議論しやすくなると思います。

#### 事務局

企業の関係では、前回もご意見をいただいております、26ページのまちづくりの基本方針「2.自然環境の保全と都市環境整備」の項目において、「活力あるまちづくりをめざし、商工業者と連携したまちの魅力づくりや情報発信の取組みなどにより、既存の商工業の振興や活性化を図るとともに、新たな企業などの誘致に取り組みます」と記載し、大きな枠ではありますが企業との連携、商工業の発展、企業の誘致という内容を記載しています。これらを反映して、基本計画の中に具体的に内容を盛り込むことを考えています。ただいまご意見のあった企業誘致については、例えば他のまちでは税制優遇措置をして企業誘致をしたり、土地が広い市町村であれば工業団地を整備して誘致を図るということもあります。そうした内容については、基本計画の中での記載を検討していきたいと思います。また、先ほど、別の委員からもありましたが、他のデータについてですが、第三次計画の基本計画ではデータは載っておらず、前段の基本構想で大枠のデータを取りまとめています。ただいま委員がおっしゃった部分についても、商工業関係のデータを基本計画に反映させていくということも一つの方法かと考えます。

委員 都市計画の見直しという話がありましたが、島本町では都市計画はほとんどできていません。それで見直しも何もないと思います。現在、江川地区に建設中のマンションは、15階、45m以上になります。景観条例もないので、今まで見えていた山も見えなくなります。後の項目では「住みよいまちづくり」ということもあります。現実にはそれができていません。

例えば、細かい話ですが、火災があった場合に現状のはしご車では12mぐらいしかありません。それを持って行くにしても阪急の高架下をくぐらないといけません。そのようなことを考えずに都市計画をされているようですが、全く都市計画となっていないと思います。

マンションを建設中の場所も準工業地域ですが、本来は住居専用地域にしなければならないのです。それは何年も言っていますが、一向に聞いてくれません。大阪府に言うと、島本町が出してこないものをなぜ我々ができるのかということをはっきり言われる。他の地域ではちゃんとできています。島本町の場合は、開発がまちの形に合っていない。先ほどおっしゃった商業地域一つにしても、まるでできていません。島本駅ができる時、楠公道路に商業地域をもう少し増やせと言っていました。今ははっきり言って駐車場みたいなものになっています。そういうことでまちづくりを進められるということで、今回、江川地区に約550戸のマンションが建ちます。人が増えれば良いということですが、町の財政は潤わないと思います。なぜかという、住宅が建つと下水道整備や付近の環境整備も必要となりますが全然できていません。ただ建てば良い、人が増えれば良いではなく、人が増えれば逆に金がいるのです。そのような問題や環境整備もできていません。私もちょっとでも良くなるように考えているわけで、そのようなことは言うだけでなく、みんなで協力していくべきだと思っています。一旦建ってしまうと打ち消してないのです。京都市でもいろいろと見直しています。島本では環境整備もできておらず、景観条例もありません。

もう一つ余談ですが、島本駅ができる時、私は地場産業の育成をということを言いました。例えば、島本ではタケノコがとれますが、島本駅を降りるとそのようなものが売っていると、人も呼び込めます。駅周辺の問題もあります。島本ではシャッター通りが来ています。仮に高槻市のスーパーで買うのと島本で買うのでは値段が2割違います。地元で安ければ良いのですが、地元で高いのです。車で行って買うという問題も、いろいろ言っていますが一つもできていません。今だから言っている訳でなく、50年前から同じ事を言っています。

会長 今のご意見は、だからこそ都市計画を見直さなければならないという話ではないのでしょうか。現状の都市計画では45mのマンションが建ってしまいます。それは、見方を変えれば都市計画をやっていることになり、現状の都市計画がうまくいっていないということで、だから見直さなければならないということではないのでしょうか。

委員 準工業地域に誘致してマンションなどを建てると税金が安いのです。それで、安いから人口も増えて市になるだろうという時期もありました。今の島本では、人が増えれば良いのかということで、入ってくる人もいろんな人がいます。みんなで仲良くしようと思ってもみんなバラバラです。それに、島本町は定住型ではありません。4年に1回の地方選挙がある時には3分の1が変わっています。それだけ良いか悪いか答えは出ており、ベッドタウン化していることも事実です。そのような問題もクリアしていかに、都市計画の見直しをやられても意味がないのです。

会長 私の役割は総合計画をきっちり作るということで、おっしゃったことは私の解釈では、だからこそ都市計画を見直さなければならないというご意見に聞こえてしまいます。ですから、中身の書き方がこれ

で良いかというとは疑問があり、今言われたような問題点も恐らくいろいろあると思います。JR新駅が出来たから良いとか、JR新駅を核としてということだけではなく、いろいろな事柄がもっとあるようです。現状では難しいのですが、昔は人口を呼び込むためにいろいろなことを行い、都市計画を優先していました。今はそのような時代ではないということからも、社会経済情勢が変わっているので、そのような変化を踏まえた計画の見直しが必要だとか、そのようなことだと思います。短い文章ではありますが、中身のことでもう少し現状の問題点を踏まえた書き方で、一方で将来像を見据えながら、ということで、もう少しお考えいただければと思います。私も、今のような具体的な問題点がどこにどのような形であるかということまでは知っていませんので、できればいろいろ教えていただきたいと思うのですが、中身としては、問題点を踏まえた書き方をお考えいただきたいと思います。

**会 長** 時間となりましたので案件1はこれで終了とします。第3章の検討が終わらなかったなので、次回は再度第3章から始めたいと思います。

### 3.【案件2】その他

**会 長** 次に、案件2「その他」について、委員のみなさんから何かありませんか。  
ないようですので、事務局から何かありませんか。

**事務局** 第4回審議会は、平成21年3月12日(木)午後2時から開催します。会場はふれあいセンター1階の集団検診室となります。

**会 長** 以上で全ての案件が終了しましたので、本日の審議会を閉会します。

<終 了>

## 要 点 録

平成21年3月18日作成

会議の名称	<b>第4回 島本町総合計画審議会</b>		
会議の開催日時	平成21年3月12日(木) 午後2時～4時14分		
会議の開催場所	島本町ふれあいセンター 1階 集団検診室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	3名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	新井委員、伊集院委員、岩井(長)、岩井(均)、大西(三)委員、大西(義)委員、 岡田委員、沖委員、落合委員、柏内委員、岸委員、榊原委員、坂田委員、清水委員、 富家委員、濱田委員、平井委員、福田委員、松田委員、松村委員、松本委員、 安田委員、藪下委員、山口委員  (五十音順)		
会議の議題	1、第四次島本町総合計画基本構想(案)について 2、その他		
配布資料			
審議等の内容	別紙のとおり		

## 第4回 島本町総合計画審議会要点録

日時	平成21年3月12日(木) 午後2時~4時14分
場所	島本町ふれあいセンター 1階 集団検診室第五会議室
出席者	出席委員24名、事務局等5名

### 1. 開会

**事務局** それでは、ただいまから、第4回島本町総合計画審議会を開催させていただきます。  
本日、審議会委員30名のうち、24名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。  
それでは会長、議事進行をお願いいたします。

**会長** それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

**【「異議なし」の声あり】**

**会長** ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

**【傍聴者入場】**

### 2. 【案件1】第四次島本町総合計画基本構想(案)について

**会長** それでは、案件1、「第四次島本町総合計画基本構想(案)について」、審議を行っていきたいと思います。まず、本日、2点の資料が配布されていますので、事務局から資料の説明をお願いします。

**事務局** それでは、今回配布いたしました資料9「住民アンケート調査報告書(最終版)」と資料10「基本構想案(アンダーライン記載版)」について説明させていただきます。

**【資料9・10の説明】**

**会長** それでは、審議を進めていきます。前回は基本構想案16ページ「第3章まちづくりの基本的課題」の途中まで審議しましたので、本日はこの第3章から進めていきたいと思います。第3章について何かご意見はありますか。

**委員** 16ページ「2. 自然環境の保全及び環境問題への対応」について、第三次計画と比べて、山間部における森林の文章が3行ほどカットされています。第三次計画のときは、「本町の山間部における森林のほとんどが民有林であり、近年、山間部の荒廃が危惧されている」といった文章がありました。今回は抜けています。これは何か理由があるのでしょうか。

**事務局** この項目については、自然環境の保全に重点を置いて、全体的に文章の内容や表現を見直しました。山間部の現況等については、全般的な水や緑の自然環境の保全という表現の中にまとめさせていただいた形となっています。

**会長** 先ほど委員からご指摘のあった内容は、今回の構想案では、4行目からの「住民や事業者などの参加と協働により、自然と人が共に生きる環境を守り育て、恵み豊かな自然を享受できる社会の実現に向け

た取組みが必要です。」という部分に含まれているということでしょうか。

**事務局** 1 段落目において自然環境保全について全般的に述べていますが、その中に山林や河川などの要素についても含む形となっています。

**会 長** 住民や事業者などの参加と協働の「事業者」とは、どのようなものを指しているのでしょうか。民有林の所有者が事業者ということではないということですね。

**事務局** ここで、住民や事業者などの参加と協働と書いているのは、森林に限ったものではなく、自然環境保全全般での協働ということであり、その中に森林も含まれます。今回の計画の中では、住民と行政だけの協働という表現ではなく、住民、事業者、行政の協働という形で表現することが多くなっています。最近では、天王山周辺の森林整備なども、地域住民の方、企業、行政で協働して実施していますので、そうしたことも念頭においています。

**会 長** 他の部分で、例えば都市計画の見直しでは、土地の所有者に対しての配慮ということが言われています。「5. 都市計画の見直し」の項目では、「関係者の意向の的確な把握」という表現となっています。そのあたりの表現が曖昧になっているように見えます。第三次計画では、民有林ということで、民間の所有者がいることが課題となっていることになっていましたが、今回ではそのあたりが曖昧になっているように思え、それで良いのかどうかということになります。今言われた天王山周辺森林整備の事例では、対象となった森林の所有者はどのような方々でしょうか。

**事務局** 天王山周辺の森林整備については、対象となる森林は、企業の所有もありますが、民有林もあります。

**会 長** 民有林であるということは問題にならなかったのでしょうか。表現について、もう一度検討願います。前は民有林であることが課題であると記載していたのが、今回なくなるということについては、それで良いのかと思います。関係する主体が住民、事業者、行政というだけでなく、他の項目でも「関係者」という表現も使っていますので、表現の検討をお願いします。

---

**委 員** いまの件で、島本町の山間部の現状は、実質は個人所有となっていますので、現状についての記載を入れておくべきだろうと思います。

17 ページの「5. 都市計画の見直し」の項目で、第三次計画では都市計画道路の見直しについての記載も入っていましたが、今回抜けているのは、何か理由があるのでしょうか。

**事務局** 都市計画道路の件ですが、数年前に府内一斉に見直しが行われ、本町の都市計画道路の計画については存続する方向で結論が出ています。今後 10 年間で再度見直しを行うことは考えにくいということで、文章からははずしています。

**委 員** 都市計画道路として可能性があるのかどうか、見直しにより計画実現の可能性が出てくるのであれば良いのですが、島本町の財政状況を考えると判断しにくいのではないかと思います。そのあたりはどのように考えていますか。

**事務局** 都市計画道路の見直しについては、都市計画審議会においてご審議をいただきましたが、その前段として事務局で整理させていただいています。ご指摘の都市計画道路については、府が管轄している都市計画道路と、町が管轄している都市計画道路があります。府管轄の都市計画道路は町内を縦貫する形となっています。その府管轄の都市計画道路へ接続する道路として、町が計画している都市計画道路があります。府の考えもあり、片方が廃止で、片方が存続ということも成り立ちませんので、前回の見直しでは存続ということで決定しています。ご指摘いただいたように、財政状況や、事業の見通しが難しいと

いう面もありますが、計画としては存続するという方向になっています。

**委員** 17ページの「4. 時代の変化に対応した定住型まちづくりの推進」について伺います。前回の審議会でも意見があったと思いますが、「近年、大規模なマンションなどの住宅開発も進んでいます」という表現があり、一方で、「安全・安心なまちづくりの推進」という表現もあります。前回の審議会で別の委員から、大規模マンションについて、町の消防体制が高層マンションに対応できるのかという意見があったと思いますが、その意見への回答がないままに終わっていると思います。安全・安心のまちづくりを考えると、町からの回答が必要になってくるのではないのでしょうか。

**事務局** 前回審議会で別の委員からご意見をいただいたはしご車の関係でしょうか。詳細まではお答えできませんが、現状で消防本部が所管しているはしご車では、現在開発されている高層マンションの最上階には届かないということは聞いています。消防車を更新するということは難しいと思いますし、他市町村でも大規模な高層マンションがあり、それに対応したはしご車を備えるということは難しいと聞いています。

**委員** 今の回答であれば、島本町の安全・安心なまちづくりの推進には適さないと思います。住民の方が心配しているから意見が出ていると思います。今の回答では不十分ではないでしょうか。

**事務局** 現在の本町の消防体制では、11階が限度となっています。それ以上の高層階への対応ということでは、本町に限らず、高層マンションがかなり建ってきている状況の中で最上階まで全て到達することは難しいという状況にあると思います。15階あれば15階まで届くようなはしご車も必要となるとは思いますが、現在の消防体制などを勘案しますと、11階以上の火災が発生したとなれば、そこまではしご車で行き、そこから救助活動をするという計画になっていると聞いています。詳細については、再度確認してご報告できるようにしたいと思います。

**委員** いまの件について、現在、島本町に高所に散水できる消防車は何台ありますか。また、それが現場に駆けつける道路整備ができていません。そのようなこともマンション建設に際して意見を出していますが、全く回答がありません。技術的なことでは、スプリンクラーで対応するなど、消防で決められていることを答えてほしかったです。消防車は何台あってどのルートを通ると行けるのか、高架下は通れないので緊急の場合間に合いません。話はそれますが、都市計画図を我々はもらっていません。それともう一点は、道路が整備できていません。道路整備基準に合った町道はありません。基準では、幅員が6m必要ですが、幅員はあっても電柱が立っているという道もたくさんあります。島本町が一番遅れているのは道路整備です。何年も前の計画からちゃんと出ています。整備されているのは新しくできた2～3本しかないはずですが、町内には消防車の通れない道路が多いのです。別の委員が言われたように、高さだけの問題ではなく、消防車がそこまで到着するのに5～6分かかるではなく、行けません。20年前から同じことを言っていますが、何も解決していません。

**事務局** 都市計画図のご質問についてですが、総合計画の具体的な中身として、基本計画で都市計画等についての検討を行う際、必要に応じて計画図を配布したいと思います。町道の整備基準が6mないという話については、道路の所管ではありませんので詳細なことについてお答えしかねますが、これまでも町に要望をいただいたということで、ご意見として聞かせていただくということにしたいと思います。

**委員** はしご車は何台あるのですか。

**事務局** はしご車は1台です。

委員 それは民間が寄附したものでですか。

事務局 町で購入したものです。

委員 なぜそのような事を言うかという、民間から寄附したのであれば、今回のマンション計画でも寄附させたらよいと思うからです。他の市でもやっています。

会長 関連してお聞きしたいのですが、基本構想案の文章では、「幹線道路沿道などの交通利便性の高い立地において、大規模なマンションなどの住宅開発も進んでいます」とあります。今の委員のご意見では、どうもそうではなく、交通利便性が高い、十分な幅員を持った道路があるところに立地していない。消防車が通るのにも問題があるという話でした。そのあたりはどのようなのでしょうか。

委員 都市計画道路で、できているものは町内では1本しかないはずですが。それ以外はできていません。道路基準に合っていない、法的に違反した道路もあるのに、都市計画云々の前の話です。それを今まで通ってきています。

会長 大規模マンションについてはどのようなのでしょうか。

委員 大規模マンションについては、まだ道路は整備されていません。マンションの入口として2方向道路が必要ですが、今回の計画では1方向になっています。大阪府が許可しています。本来2方向は非常用に設けなければなりません。それを1方向にしています。マンションに入る道路は6mありますが、電柱が建っていて実際は3.5mぐらいの箇所もあります。そのような計画をされたら困るので、現状を言っているのです。

会長 許可をされているので、法的な基準には合っているわけですね。法的な基準に合っていないければ、許可は出ないと思いますが。

委員 一度測ってみてください。我々もデータを持っています。大阪府も調べています。町道のコンクリートの厚さも基準に達していません。基準に合っていないものは本来町道とは言えません。6m全てとは言いませんが、道路上に電柱が立っているものもあります。なおかつ歩道もありません。歩道も整備して、幅員が3.5mならわかりますが、歩道さえ整備されていません。

会長 大きな問題点を指摘されていて、基本的な生活環境のある種のレベルに達していないところにマンションが建つというご指摘ですが、ただ、ごく普通に考えれば法的には成立しないことだと思います。例えば、建築基準法に適合していない建物は、建てて良いという許可は下りませんし、消防の規制も厳しいものです。現状が実際どうかという部分で、島本町の現状として基盤的なものが非常に低い水準にあるのかどうかということです。そのような見方に立ってどうするかということと、基本構想案で記載とは随分違うわけで、住民の方の実感と、ここで書かれている「時代の変化に対応した定住型のまちづくりの推進」という表現に、何か乖離があるのかどうかですね。町の公的な計画になりますので、このような認識ではまずいという話であるとすれば、それはまずくなります。ただ、基本構想の中のまちづくりの基本的課題としてここに書かれている程度で良いという認識に立つのと、どちらなのか、もう一つわからないところがあります。大規模なマンションが建つということで、さまざまな問題が生じるとは思いますが、ここでは幹線道路沿道などの交通利便性の高い場所に大規模なマンションが建っているという記載ですので、それが正しいのであればそれでも良いと思います。実は利便性も高くなく、狭い道路が通っている所に大規模なマンションが建っているということでは大変なことになります。どちらなのか私にもよくわかりません。

委員 委員の指摘されている点は、現在島本町が抱えている消防活動に関する問題点、視点などを指摘され

ていると思いますが、基本構想案の項目の中に、委員のおっしゃったような内容を盛り込むということに関しては問題があるのではないかと思います。そこまで些細な面の指摘を記述するということは、できないと思います。したがって、ここにも書かれているように、安全・安心なまちづくりを推進していくということで、これはあくまで基本構想であり、総合的な計画ですので、そのような指摘にとどめるべきではないかと思います。これから検討を進めていく基本計画の中で、そのような課題の指摘ができれば、そのような方向で進めるべきではないかと思います。この問題をここで討議することは、あまりよろしくないのではないのでしょうか。

「基本的課題」については、文面の中身に関して基本的に異議はありません。ただ、以前も別の委員から意見が出ていたと思いますが、JR島本駅と多く書かれており、阪急のことはどうでもよいのかという意見があったと記憶しています。「4. 時代の変化に対応した定住型のまちづくりの推進」項目の2段落目にJR島本駅を新しいまちの核として、とあり、「5. 都市計画の見直し」の項目内にも、JR島本駅を核として、という同じ表現が出ています。最終段落にもJR島本駅周辺とあり、17ページの中に4回も記載しています。確かに、JR島本駅を新しいシンボルとして活用していくことは大事ですが、それを踏まえたうえで、文章的に意味合いを変えない形で表現を考えていただく方法があれば、検討をお願いします。あまりにも登場回数が多いと思います。

次に、18ページ「6. 少子高齢化、核家族化などと財政問題への対応」の項目の2段落目に「これらの人々の豊富な経験や知識を地域社会に生かす取組みが求められています」とありますが、この表現は高齢社会に対応するうえで非常に大事だと思います。基本計画などの中で腰を据えて高齢者への施策を展開する柱となると思いますので、ぜひこの表現は強調していただきたいと思います。

次に、第三次計画では、基本的課題の中に運動緑地公園についての項目もありましたが、今回省略した理由を教えてください。水無瀬川緑地公園の活用は十分ではないと思っています。いろいろなスポーツ団体をはじめ活用する団体がありますが、そのような方々がもっと緑地公園を活用するべきではないかと思っています。その活用の方向性について、総合計画の中で消してしまうのはどうかと思っています。

会 長

今の委員のご発言は、大規模マンション等に関する件については、基本構想は変えずに、基本計画の中で安全・安心という点に的を絞った計画をきっちり立てるという提案で、私もそのご提案に従いたいと思います。基本的にここでの記述は変えないということをお願いしたいと思います。先ほど別の委員からご指摘があった都市計画などの点については、基本計画の段階で資料等を用意をお願いしたいと思います。

JR島本駅の記述についての意見も、確かにそうだと思います。表現として重視する気持ちはわかるのですが、少し表現を検討願いたいと思います。

また、少子高齢化の記述についての意見は、ご指摘の通りだと思います。

あと、運動緑地公園について、事務局としてはいかがでしょうか。

事務局

第三次計画においては、基本的課題の中に「(仮称) 運動緑地公園の多面的な活用の推進」という項目がありました。当時、水無瀬川緑地公園はオープン前でして、その中でJR新駅構想と並ぶような形で重要な課題として緑地公園のイベントや防災面などの多面的な活用を記載しています。今回、新たに見直しを検討している中で、緑地公園は完成し、スポーツやイベント、防災訓練など一定の活用も行われていますので、基本構想の項目としてははずしています。

今後さらなる活用は必要になってきますので、表現方法についてはどのような表現が良いのかさら

に検討したいと思います。

また、先ほど会長からもありましたが、この審議会は総合計画の基本構想を審議いただいております。具体的な今後10年間のまちづくりの基本目標を明確にし、その基本構想をベースに基本計画を立て、実施計画を進めていく形になります。個々の具体的な施策等についてはそこに盛り込んでいただくということですので、そのようなスタンスに立ったご審議をお願いしたいと思います。

**会長**

緑地公園は、町としてもかなり期待していたものなのではないでしょうか。つまり、第三次計画の中では、基本的課題のうちの一つがJR新駅で、一つが運動緑地公園となっています。具体的な施設名が出ているのはその2つだけで、両方とも一応の完成を見たということで項目から外したということだろうと思います。ところが、JR新駅については今回の項目内にもかなり出てきていますが、緑地公園については記述がまったくないということではバランスに欠けているようで、せっかく意気込んでつくったものが急に無くなるということは、少しおかしな感じがします。可能であれば、記述の中に町の重点施策として整備した施設についてどう活用していくことが入ればと思います。「4. 時代の変化に対応した定住型のまちづくりの推進」の中に入れる可能性もあると思いますので、検討いただければと思います。

**事務局**

JR新駅と緑地公園については多額な資金を投入した事業ですので、今後どのように活用していくということも基本的な課題となりますので、表現を検討させていただきたいと思います。

**会長**

他にいかがでしょうか。よろしければ次に進みたいと思います。19ページからの「第2部 基本構想」について、「第1章 まちの将来目標」で、基本理念と将来像、将来人口、土地利用と都市構造とありますが、第1章全般についてご意見をお伺いしたいと思います。

**委員**

第2回審議会でもいくつか意見が出ていますが、将来の人口規模について3点ほど確認します。1点目ですが、第2回審議会で32,000人の人口目標の設定という報告をいただいています。住民アンケート調査では、現状維持が50.7%で、大幅に増える方が良いという方は6.3%という結果でしたが、町の方で32,000人を目標とするのであれば、もう少し積極的な理由付けが必要かと思います。前回の説明では、社会移動封鎖の条件で平成31年に28,500人という推計と、新規開発等で3,500人の人口増が見込めるため、32,000人という目標を設定したという説明をいただきました。それだけでなく、もう少し積極的な理由付けがほしいと思います。その理由として昨年に国立社会保障・人口問題研究所が全国の自治体の人口予測を発表しており、その中の数字をご紹介しますと、平成17年の人口を100とした場合に、平成32年の予測値を指数で表しています。島本町が88、人口で25,556人となっています。高槻市が92.2、茨木市が101.7、摂津市が95.5、長岡京市が96.9、大山崎町が98.4、大阪府平均が94.8と出ています。その中で島本町が88というのは、際だって落ち込んだ数字の予測となっています。人口問題研究所がどのような前提条件でこのような予測をされているのか精査をしていただければと思います。特に阪急、JRの沿線間でも各自治体で人口増加の対策を検討していると思います。阪急電鉄でも摂津市内と、大山崎・長岡京間に近々新駅ができるということで、島本町ではJR島本駅の設置効果という以外でも、都市間競争という意味でも積極的な理由付けなり方針がほしいと思います。前回の説明では、社会移動がない封鎖型の条件で28,500人ということでしたが、このように沿線間で開発が出てくると、社会移動という条件がかなり入ってくるのではないかと思います。平成31年の社会移動を入れた場合の条件では24,500人の推計とお聞きしていますので、そこから32,000人にするとすると、7,500人の人口増の対策が必要になります。人口規模は大事な目標ですので、できる範囲で人口問題研究所の予測の前

提条件について精査していただければ、どうした施策が島本町で期待されるのかということがわかってくるのではないかと思います。

2点目ですが、積極的な理由付けの参考として、例えば32,000人の人口規模にするための今後10年間の投資の対費用効果を検証してみてもどうかと思います。例えば現状維持を住民の総意とすれば、社会移動封鎖型の28,500人を目標人口とした場合に、インフラ整備の想定費用や、各種の社会保障費の推移、税収予測について、目標を28,500人にした場合にどうなるのか、同じく目標を32,000人にした場合、新たに大規模開発等で町が負担しなければならない費用も出てくると思いますので、そのような費用と社会保障費の推移、税収予測等について、難しいとは思いますがある程度の条件を付けて投資効果についてどのような問題が出てくるのかというあたりを検討していただきたいと思います。人口規模については、相当がんばって大きな目標で努力が必要なのではないかと思います。

3点目ですが、年齢3区分の人口があり、65歳以上、中間、0歳から14歳までの3区分の人口割合について、人口目標の設定が必要ではないかと思います。できれば5歳刻みの人口構成もわかればと思います。第3回総合計画策定委員会での将来人口予測資料を見ると、平成32年の5歳刻みの人口推計のデータが発表されていまして、それを精査してみました。平成21年の2月1日現在では65歳以上の比率が19.9%となっています。人口問題研究所の平成32年の予測値は32%となっています。島本町の平成32年の推計値では社会移動が無い場合で28.4%、社会移動がある場合は32.1%となっています。同じく年少割合人口は、2月1日現在で14.1%、人口問題研究所の推計では10.3%、島本町の推計値の封鎖型では11.7%、社会移動趨勢型で11.0%となっています。これらの予測では、65歳以上人口の割合が20%から30%と、10年間で10ポイントも伸びることになっています。年に1%ずつ伸びていくという状況で、なおかつ年少割合も14%から10%~11%ということで、5分の3程度、実数にするとかかなりの人数になりますので、当然児童数もかなり減少すると思われれます。そうした意味ではも人口規模も大事ですが、人口構成をどのようにするのかというあたりも、ある程度目標を決める必要があるのではないかと思います。町では保健福祉計画の設定人口の見直しも行われていると聞いていますので、特に児童数の予測と、教育施設のバランス等が、今後基本計画などでも課題になってくるのではないかと思います。特に行財政プランと整合した各種施策の目標がつけられると思いますが、特に人口構成の目標をある程度設定する必要が出てくると思いますので、その数字を基本構想に記載するかは別にして、検討が望ましいのではないかと思います。

ここからは提案ですが、若年層の人口増加対策としては、いろいろところで研究されており、都市住宅学会の関西支部の研究会で、昨年3月に団地再生の具体的方策について研究された中で、特に子育て支援のさまざまな取組みが重要であるという結論が出ています。この研究の委託者はUR都市再生機構で、古い賃貸住宅の建て替えを進めています。建て替え後の住宅にどのようにして若年層の入居を促進するかということのために委託されています。その意味では、島本町でも大規模団地等の入居促進の参考になると思いますし、特にその中で、厚生労働省の「つどいの広場」事業を都市機構が進めています。そのような施策が有効という結果も出ています。ちなみにこの「つどいの広場」事業については、町内でも阪急水無瀬駅前にある都市機構の賃貸住宅の1階に「パンダの家」を山崎幼稚園が運営されていますが、それもこの「つどいの広場」事業の一環で行っています。そのような資料が手元にありますので、基本計画の検討に役立てていただければと思います。

会 長

将来人口は基本構想の前提として重要であるという認識のもとに詳しい考察をいただきましたが、事

務局としては、ただ今のご意見についていかがでしょうか。

**事務局** 詳細にわたるご質問ありがとうございます。

1点目の人口についてですが、人口問題研究所の人口予測の検証が必要というご指摘については、事務局でも精査をしたいと思えます。人口については以前の審議会でもご意見をいただきましたが、基本的に国勢調査をもとにした人口予測ということで、平成12年の国勢調査の結果は30,125人でした。5年後の平成17年の国勢調査の結果は29,052人となっています。この平成12年から17年の間に、1,073人の減少となっています。今回の第四次計画の人口推計について、この平成12年と17年の人口の推移をもとに、将来的な人口を推計しており、委員からのご意見にありましたように5年刻みでいきますと、平成32年に28,500人程度と設定しておりますが、平成22年は29,116人となっています。この推計でいきますと、今から1年後には現在の人口から457人減ってしまうことになります。この1年の間でも推計からずれた形になると事務局では考えています。平成31年の28,500人から遡ってみますと、平成22年に29,116人の推計となっており、平成21年現在の人口が29,573人ですので、1年後に457人減るということはずれてきているのではないかと思います。国勢調査の平成12年から17年の人口の減少の幅と、実際の推移の幅に開きがあるのではないかと事務局では考えています。28,500人プラス住宅増を見込むという点については、以前もお話しをさせていただきましたが、町内での大規模な住宅開発としては、町営住宅の跡地が現在開発されています。そこは平成21年6月頃には造成が完了する予定で、115戸の戸建て住宅が建つ予定になっています。先ほどもマンションの関係でさまざまなご意見をいただきましたが、556戸のマンションが建設中です。ここ2～3年の間に、670戸の戸建てもしくはマンションが建つということで、町内移動もありますので単純にそのまま人口増につながることはないと思えますが、2～3年の間にそれだけの戸数の住宅が建つということも、見込まなければならないと事務局で考えています。その他にも、町内に空地や農地もありますので、それが10年後に必ず開発されるかどうかわかりませんが、そのようなことも仮定しながら人口設定をするべきではないかと考えていますので、その点を踏まえて人口を32,000人程度ということで設定させていただいたということが、今回の目標人口設定の経過です。

2点目に、さまざまな行財政収支の予測も必要というご指摘でしたが、まさにその通りで、以前に財政収支見通しの表をお渡ししましたが、見通しもその都度の修正が必要ですし、そのような財政状況も踏まえつつ、町の全体的なまちづくりを進めていく必要があると思えますので、そのあたりも鋭意作業を進めていきたいと思えます。

3点目の人口構成の目標設定も必要ではないかというご意見についてですが、その通りだと思いますが、ご意見をお聞きして、設定するのは難しいのではとも思っていますが、この点についても検討していきたいと思えます。

**会長** 宿題もあるということで、町として受け止めていただけてよろしくお願ひします。人口の話が出ましたが、設定された人口に対してのご意見はありますか。

**委員** 人口設定の話は良くわかりましたが、最近、若山台でも空き家が増えてきていると聞いています。住民アンケート結果でも買い物が不便という意見もあります。島本町は山と川に挟まれ、南北には狭くなっていますが東西には広いということで、水無瀬駅周辺に出るには交通網が不便で、買い物も高槻市や長岡京市に行く方もいます。特に若山台ではスーパーが閉店し、買い物にも行けないことから空き家に

もなってきたのではないかと思います。その点で、都市計画として交通条件や買い物のしやすさということも今後考えていかなければならないと思います。

先ほど安心・安全ということで安全の問題が出ましたが、JR線を超えるための南北の交通が陸橋だけしかなく、ガード下もあります。消防車が入れないという点で防災面からも不安であるということで、特に山崎方面は不安を感じています。住んでみて不安を感じて引っ越しされる方もいらっしゃるのではないかと思います。基本構想としても考えていかなければと思っています。

**会長** 今のご意見に対して何かありますでしょうか。

**事務局** 1点目の、若山台で買い物が不便という件については、地元の自治会からも意見をいただいております。空き店舗となっている場所は都市再生機構の管理となっております。地元自治会からも都市再生機構にお話をされており、都市再生機構でも店舗が入れるように検討していると聞いています。

2点目の安全・安心という点については、都市計画道路は府道桜井駅跡線と水無瀬鶴ヶ池線があり、消防署は役場より山手にありますので、駅前などへは水無瀬鶴ヶ池線の高架を歩いていくということになります。小さな消防車だと山手から山崎方面に行けますが、大型車は高架を越えていかなければならないというご指摘だと思います。現状ではこのルート以外は難しいのではないかと思います。

**委員** 19ページの「(1) 基本理念」に書いているように、豊かな自然や水無瀬川の清らかな流れなどの自然環境とともに歴史文化に恵まれた町、とあります。水無瀬川については、尺代周辺は清らかな水が流れていますが、名神から下流にかけては草も多く生え、たい積した土砂もあります。昨年、地元自治会と町会議員の方々に茨木土木事務所に行き、一部の土砂の撤去をしていただきました。しかし、東大寺公園から下流側については、たい積した土砂が多く残っています。水も清らかな水は流れていません。尺代周辺は十分流れています。このあたりの、防災対策も含めた環境づくりをぜひともこれからお願いしたいと思います。また、JRの高架付近については、川幅が狭くなっています。集中豪雨となれば当然水量も増えますので、十分対応を考えていただきたいと思います。町としても防災に対してどのような考えを持っているのか、お聞きしたいと思います。

**事務局** 治水の関係についてですが、水無瀬川についての防災や安全面についてご指摘いただいた点に関しては、基本計画の中に「治水」という項目があり、その中で水無瀬川の総合的な整備推進などが第三次計画でも内容としてあります。これが十分できていないから、そのようなご意見もあったのかと思います。基本計画の中で、再度その点は記載し、実行すべきではないかと思います。

**委員** 水無瀬川はホタルの生息地ともなっていますが、この点で、ホタルと住民とどちらが大事かということもあります。地域住民としては、災害が起きた場合、JRの高架付近の川幅は狭くなっていますので、そこが堰き止められると思います。どうしても防災についてはやっていただきたいと思います。茨木土木事務所にも陳情し、土砂の撤去について十分に対応していただきたいと思っています。自治会でも町会議員や府会議員と茨木土木事務所に何回も陳情に行っています。それでやっと撤去していただいていますので、町としても、やはりそのような対応を十分考えていただき、住民の安心についても十分ご理解ください。

また、水の文化園構想が以前ありましたが、それについての記載がなくなっています。それについて町としての考えを教えてくださいたいと思います。

**事務局** 水無瀬川の浚渫の関係とホタルとどちらが大事かというお話しでしたが、安全面から考えますと浚渫

も大事であり、第三次計画でもそのような記載もしています。ホテルや環境との共生も、町としては大事だと思いますので、場所なども踏まえて共生した事業を進めていくべきではないかと考えています。

水の文化園構想については、現在も計画としては存続しています。水無瀬川の所管は大阪府となっており、町としても要望していますが、大阪府もご存じの通り厳しい財政状況にありますので、計画通りに整備が進んでいない状況です。要望はしておりますので、引き続き精力的に取り組んでいくべきと考えています。

**委員** 将来人口の話に戻りたいのですが、別の委員がおっしゃった積極的な人口増の理由付けについてです。事務局の説明では、町営住宅で115戸、マンションで556戸、概ね700戸ということですが、そうすると、1世帯あたり2.9人で計算すると、まだ他に町内で500戸程度必要ということになります。21ページの表現の仕方としては、「市街地の活性化の促進を視野に入れた」とありますが、このあたりに「町内の空き地も積極的に利用して」というような表現も追加して、より積極的な人口増の理由付けにしていたらと思います。

**委員** 将来人口の関連で、先ほど事務局からの32,000人の説明がありましたが、この項目では将来の目標ということで、プランが大事だと思います。プランを考えるには厳しい財政状況も関連しますので、人口はどれぐらいが最低いるということも必要だと思います。先ほど別の委員もおっしゃったように、若山台で空き家が増えていることや、尺代でも若者が流出し限界集落のようになってきています。なんとか尺代の地域を開発してほしいということは自治会あげての要望です。そのようなことも含めてプランをつくり、その結果として32,000人ということであれば良いのですが、ただ32,000人ぐらいになるであろうということでは、少し寂しいと思います。町の財政や活性化を含めてこの項目はつくるべきだと思います。

**委員** 先ほどの事務局の説明で、町営住宅の跡地に115戸が建設されるということでしたが、町営住宅の跡地開発は全体で150戸ではないでしょうか。

**事務局** 町営住宅跡地開発の戸数についてですが、既に完成して居住されている区域を除いて、今後建設される区域の戸数として115戸と申し上げます。

また、ご意見のあった「将来人口」の記載に、空き地の積極的な活用の表現を追加するという点ですが、空き地という表現自体が適切かどうか事務局でも考えており、「市街地の活性化も視野に入れ」ということで総称的な表現にしています。委員のみなさんのご審議の結果、他の表現が適しているということであれば修正も可能と思います。

**委員** 「空き地」という表現にはこだわりませんが、積極的な人口増の理由付けにしては、現状は少し乏しいと感じました。表現はおまかせしたいと思います。

**会長** おそらく、32,000人という目標人口は、放っておいてもそうな人口ではないということが委員のみなさんの認識かと思っています。私も少し多いとは思いますが。

**委員** 確かに32,000人にするのは難しいと思います。32,000人に、なぜしなければならないのかという理由付けが必要だと思います。財政的に32,000人にしなければならないからするのか、あるいは人口を30,000人以上にするということで32,000人にしなければならないのか、そうした点を住民に訴えるようにしなければならないと思います。ただ32,000人にしなければならないということでは、表現が弱いのではないかと思います。例えば28,500人でも、財政的に豊かであれば別に問題はないと思います。

財政的に厳しいから32,000人にしなければならないのか、という理由付けが必要ではないかと思えます。

**会長** 先ほど別の委員からご指摘のあったように、数値の分析も含めてやっていかなければならないと思います。放っておけばこれぐらいになるだろうという数字があり、32,000人はそれに比べて多いと思われ、その多くする理由は何なのか、こういう施策で積極的に人口を増やすようにするという数値かと思えます。そのあたりを入れていただかないと、少し物足りないということだと思えます。委員のみなさんも32,000人の数値自体がいけないとおっしゃっていないと思います。32,000人にするのであれば、それはなぜか、そのために何をするのか、ということ計画・目標という形で入れることが必要だと思えます。もう一度検討をお願いします。

**委員** この32,000人という数字は、数字倒れするのではないかと危惧しています。今は大変不景気ですので、町営住宅の跡地についても、現実に売却できるかどうか大きな疑問だと思えます。もし数字を入れられるのであれば、これに対してどうするのかということ具体的に書いていただかないと、ただ単に32,000人という数字だけでは、数字倒れになってしまうのではと危惧しています。

**事務局** 32,000人の中身を明確にということで、各委員からご意見いただき、会長からももう少し明確にということですので、この点は検討していきたいと思えます。この32,000人という総合計画の人口目標は、本町のまちづくりの基本となる計画となります。この他、各部局の上下水道の計画なども、この人口設定を踏まえて計画をつくることとなります。本町の場合、単純に推計すると28,500人程度となりますが、まちづくりの中で人口を視野に入れてさまざまな施策が入りますし、実際に住宅開発が可能な土地も多くありますので、現在の社会経済情勢からいくと、すぐには難しいとは思いますが、10年間にどのような開発が行われるかわかりませんし、現行の都市計画上の用途の建物が建てられる可能性もあるということも考慮した人口設定が必要だと事務局では考えています。これを30,000人と設定していて、31,000になることはあつてはならないと思えますので、その点も見越して、32,000人程度と設定しています。ただ、会長をはじめ委員のみなさんからさまざまなご意見をいただいておりますので再考も必要ですが、もともとの事務局の考えは、推計にさまざまな要素を加えて整理し、人口設定しなければならないと思っています。これが町の最も基本となる計画になりますので、その点も踏まえて人口を設定させていただいたということをご理解いただきたいと思います。

---

**会長** 他にいかがでしょうか。22ページから「3. 土地利用と都市構造」がありますが、この項目についてはいかがでしょうか。

**委員** 24ページ「ブロックの特性」のBブロックの記載で、標高が100m以下となっています。今までは80m以下ではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

**事務局** 第三次計画では標高80m以下でしたが、今回は100m以下にしています。100mでも開発には支障はないと思っています。

**委員** 標高100mまで開発を許可するという意味もあるのでしょうか。

**事務局** 都市計画上のさまざまな規制もあります。新たに追加した部分については市街化調整区域もありますので、すぐに建物が建てられるという状況ではありません。

---

**委員** 24ページ「ブロックの特性」で、Cブロックに関連しますが、第2回審議会でも、序論でJR島本駅を核としてということで、阪急水無瀬駅が触れられていないことを指摘した際、このブロックの特性に

記載されているということでした。この内容は現状の特性を書かれているということで理解しますが、「阪急水無瀬駅前には一定の商業施設も立地しているが今後はJR島本駅と阪急水無瀬駅前を中心として」という記載がされています。第三次計画では駅前という文言でしたが水無瀬駅中心ということで特性を書かれていますので、「まちづくりの基本的課題」においても、なぜ阪急水無瀬駅について記載されていないのかという点をお聞きしたいと思います。

**事務局** JR島本駅の表現が目立っていることは、これまでの審議会でもご指摘いただいています。阪急水無瀬駅の表現についても、ただいまのご意見も踏まえて、全体的な見直しの中で再度精査したいと思います。

**委員** 最終的には記載にいられていただく形でお願いしたいと思います。住民アンケート結果で、移転したい理由の50%が買い物や生活に不便となっていますので、阪急水無瀬駅前の過疎化について、課題に必ず載せていただきたいと要望します。

**会長** 人口増とも関わりますが、人口が町内でどう配置されるか、どう分布するかということが気になっています。町内に過疎と過密が両方あるということで、私は同僚の先生と都市粗鬆症という造語を使っていますが、都市の中のあちこちで人口が空洞化して空き家が生じるという問題があります。先ほどの若山台団地の話を聞くと、町内でそのような状況も既に起きていて、この小さな町でも、現代の都市が抱える問題はほとんどあるのではないかという感じもしました。そうすると、そのあたりも基本構想の中、課題の部分で述べておいた方が良くはないかという気がしました。そのためには、人口は町内のどこに分布するのかということも必要になると思います。ここで言う土地利用の方向なり土地利用方針で、もう少し詳しく、人口の配分についての表現も欲しいように感じます。その点も含めて、もう少し検討をお願いします。

---

**会長** よろしければ、次に25ページからの「第2章 まちづくりの基本方針」に移りたいと思います。

**委員** 25ページ「1. 人間尊重」の項目で、4行目に「基本的人権尊重の立場から、差別解消やあらゆる暴力の根絶に向けた取組みを進める」とありますが、こうした内容は総合計画の中で表記すべき内容ではないと思います。第三次計画の表現の方がはるかに適切だと思います。第三次計画では、「人権啓発と人権教育などの推進を図ります」など、教育に関する表現も明記されています。しかし、今回はそれがありません。人権尊重のまちづくりですので、現行計画の文章の方が望ましいと思います。

次に、「2. 自然環境の保全と都市環境の整備」の項目では、先ほど別の委員も指摘されましたが、第三次計画の中では「島本水の文化園構想」が位置づけられています。住民アンケートの中でも、自然を守らなければならないということが指摘されていますので、水の文化園構想は継続すべき内容だと考えますがいかがでしょうか。

**事務局** 水の文化園構想については、先ほどもお答えしたように現在も計画としては存続しており、財政状況が厳しい中で、なかなか進んでいないという状況です。ご指摘のように第三次計画では、引き続き構想を推進すると明記していますので、今回も追加させていただきたいと思います。

**委員** もう1点お願いしたいのですが、26ページの「3. 自立・創造・協働」の項目ですが、現在、島本町まちづくり基本条例を審議中であり、やがて制定されることとなります。この項目の中で、基本条例との関連の記述をお願いしたいと思います。

**委員** 27 ページの「4. まちの基盤整備」の項目に入るのかもわかりませんが、町の道路事情について、役場から阪急水無瀬駅など一部では一定の整備がされていますが、先ほどご意見のあったように、山崎や西国街道については、道も狭く車も多いということで問題になっています。高齢社会になってくると、徐々に車を手放したり、高齢者だけの世帯も増えてくることから、輸送という面でどう考えているのか見えてきません。将来にわたって、島本町の交通に対する取組みの姿勢が触れられていないことが残念だと思います。

**事務局** 「4. まちの基盤整備」の項目の中で、3段落目において「道路、公園、上下水道などの計画的な整備と適正な管理に努める」と記載しています。もう少し具体的なビジョンがないのではないかというご指摘かと思いますが、基本計画の中では、交通安全に関することや道路に関することも含まれてきますので、そちらの方で、今のご意見を踏まえた内容を提示すべきかと思いますが、基本計画の中でも基本的な課題を書くことになっていますので、そこで表現できればと考えています。

**会長** 「まちの基盤整備」の項目では、ユニバーサルデザインについても出てきます。これは重要なことですが、最近は多くの都市で、「歩いて暮らせるまち」というキャッチフレーズでいろいろな施策を講じています。京都市でもそうです。例えば、そのようなこともあり、委員のおっしゃったことのかなりの部分が含まれていると思います。もっと大きなまちであれば、公共交通機関がうまく使えるようにとか、島本町内では交通機関は鉄道以外に何があるのでしょうか。その意味では、町でこうしようとは出てこないかもしれませんが、「歩いて暮らせるまち」程度は言えるでしょうし、めざすべきことだろうと思います。

---

**委員** 25 ページの「2. 自然環境の保全と都市環境の整備」で、下から5行目に「水無瀬川と、その周辺の整備を推進する」とありますが、この整備とはどのようなことをするのでしょうか。詳しく教えていただきたいのですが。

**事務局** こちらは第三次計画からある表現ですが、川自体の整備と、川沿いの遊歩道や、周辺の整備について書いています。

**委員** 先ほども言いましたが、防災についてももう少し書いていただきたいと思います。水無瀬川はたい積した土砂が多く、周辺の住民も不安視されていると言われています。その中で、十分調査しながら、「周辺」という言葉を使うのであれば、防災についてももう少し詳しく考え方をに入れて欲しいと思います。先ほどもあった水の文化園構想も、一向に進んでいませんが、それも記載して欲しいと思います。

**事務局** 防災面についてですが、「2. 自然環境の保全と都市環境の整備」の項目は防災の分野も内容に含んでおり、26 ページの2段落目に防災についての記述もあります。どちらの場所に記載するかが適切かを含めて検討したいと思います。

**会長** 26 ページの2段落目に書かれている防災の記述は、現状では主に地震について書かれているようですが、災害は地震だけでなく水害や火災などもありますので、こちらでまとめた方が良いでしょう。

---

**委員** 27 ページの「5. 保健・医療・福祉」の項目で、島本町には個人開業医を含めかなりの医師がいますが、医師間のネットワークづくりなどで、住民の医療に関する安全を確保する必要があると思いますので、そのような表記はやはり残していく方が妥当だと思います。

次に、28 ページの「7. 構想実現に向けて」の項目ですが、住民アンケートなどを踏まえて書かれて

いると思いますが、読んでいくとどう繋がっているのかわかりづらい文章構成になっています。中に書かれているそれぞれの内容には異議はありません。例えば2行目で「魅力あるまちづくりを進めていくことが必要です。」とあり、その次に「住民福祉の維持・向上を図り、」となっていて、つながりがわかりにくいと思います。文章をもう一度検討していただけますか。どうも文章構成として入りづらくなっています。また、4行目から9行目に至る文章はわかりにくいと思います。文章表現としては、もう一度練る必要があると思います。内容については問題ありません。

**委員** 27ページの「4. まちづくりの基盤整備」では、道路、公園、上下水道の都市基盤の計画的な整備と記載されていますが、この中の「公園」についてお尋ねしたいと思います。現在、少子高齢化で子どもが公園で遊んでいる姿はあまり見受けられません。町内には使われていない公園が至る所にあります。その中には、遊具も錆びて草も生えるなど、不衛生な状態の公園が目につきます。このような公園の整備について、町ではどのように整備しようと思、このような表現になっているのでしょうか。

**事務局** ここに記載している道路、公園、上下水道の整備については、あくまで都市基盤の整備についてですが、使われておらず、遊具が錆びているといった公園は多数あると思います。その点は、現行の第三次計画でも、基本計画に「公園のリニューアル化の推進」という項目がありますし、「東大寺公園の整備」という具体的な施設名称を挙げた項目もあります。そうした意味も含めて、基本構想の中で総称して公園の整備としています。

**会長** 「2. 自然環境の保全と都市環境の整備」の副題で、「歴史と文化を大切に自然環境を生かした個性のあるまちづくり」となっていますが、この項目の内容として「歴史や文化」は出てくるでしょうか。島本町は自然環境はもちろんですが、歴史や文化も誇るべきものがあるので、何かほしいと思います。

昨年、歴史まちづくり法という法律が新たにできました。景観法にはじまり、いくつかの法律が新たにつくられ、国でもそのような方向でまちづくりを進めていこうという時に、そのような動向を踏まえた何かの表現がここであっても良いのではないかと思います。歴史まちづくり法は、島本町にむいているかもしれません。表現を追加していただけますでしょうか。少なくとも、「歴史・文化」というキーワードが文章に入っていないのはまずいと思います。

他にないようであれば、これで案件1を終了したいと思います。

### 3. 【案件2】その他

**会長** 3月中にあと1回開催したいと思います。次回、第5回審議会は、平成21年3月26日（木）午後2時から開催します。次回は、再度基本構想についての意見を伺い、これまで出た意見への対応についての資料を出していただき、審議したいと思います。

以上で全ての案件が終了しましたので、本日の審議会を閉会します。

<終了>

(様式第2号)

## 要 点 録

平成21年4月17日作成

会議の名称	第5回 島本町総合計画審議会		
会議の開催日時	平成21年3月26日(木) 午後2時~3時57分		
会議の開催場所	島本町ふれあいセンター 1階 集団検診室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	4名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	新井委員、伊集院委員、岩井(長)委員、岩井(均)委員、大西(三)委員、大西(義)委員、 岡田委員、沖委員、落合委員、柏内委員、榊原委員、坂田委員、清水委員、 富家委員、中村委員、濱田委員、原田委員、平井委員、福田委員、松田委員、 松村委員、松本委員、山口委員 (五十音順)		
会議の議題	1、第四次島本町総合計画基本構想(案)について 2、その他		
配布資料			
審議等の内容	別紙のとおり		

## 第5回 島本町総合計画審議会要点録

日時	平成21年3月26日(木) 午後2時~3時57分
場所	島本町ふれあいセンター 1階 集団検診室第五会議室
出席者	出席委員23名、事務局等5名

### 1. 開会

**事務局** それでは、ただいまから、第5回島本町総合計画審議会を開催させていただきます。  
本日、審議会委員30名のうち、23名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。  
それでは会長、議事進行をお願いいたします。

**会長** それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

**会長** ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

【傍聴者入場】

### 2. 【案件1】第四次島本町総合計画基本構想(案)について

**会長** それでは、案件1、「第四次島本町総合計画基本構想(案)について」、審議を行っていきたいと思います。まず、本日、資料11が配布されていますので、事務局から説明をお願いします。

**事務局** それでは、今回配布いたしました資料11「意見要旨及び対応方針」について説明させていただきます。

【資料11の説明】

**会長** それでは、審議を進めていきます。意見要旨の説明がありましたが、この意見要旨がこれでよいのか、他にあるのではないかと、あるいは対応方針がこれでよいのかという部分に絞って本日はご審議いただければと思います。

まず、資料11の1ページ「全般について」の項目について、ご意見はありませんか。

**委員** 「全般について」の意見3の対応方針が、意見4と一緒にあります。意見3については、文言の数やバランスについての配慮を求めたわけではなく、町全体として阪急水無瀬駅の活性化を考えているのかお聞きしたかったので、それについての対応方針は記載されないのでしょうか。

**事務局** 基本構想案の中で、JR島本駅が全体的に多く表現されているということで、これまでの審議会でもご意見をいただきましたが、その中では、水無瀬駅を無視しているのではないかとのご指摘もありました。決してそのようなことはなく、ただ、JR島本駅についての表現が多くページに出てきますので、阪急水無瀬駅とJR島本駅をそれぞれ町の交通の要として、全体的に見直しを行うという表現をしています。バランスだけでなく、文章全体の関連する部分の洗い出しをして見直しをしたいということです。スペース的な問題もあり、資料11の対応方針では簡潔な表現にはなっていますが、全体的に見直しをする方向で考えています。

**委員** 第三次計画の基本計画の中でも細かい現況と課題が書かれており、その中で阪急水無瀬駅の関係はあげられています。第四次計画においても課題の中に記載するのか確認したいのと、細かい課題が上がってくるということは、大きな課題や理念などでも阪急水無瀬駅も町全体の活性化として文言に入るか確認します。

**事務局** 先ほど申し上げたように、全体的な見直しをさせていただきますし、基本計画では交通体系などで阪急水無瀬駅は当然出てきますので、そのあたりを踏まえたかたちで見直しをしていきたいと考えています。

**会長** 関連して、JR島本駅と阪急水無瀬駅のバランスに配慮していくことは当然ですが、町全体の構造ということを考え、例えば商業などの「都市軸」ということを考えると、町内ではJR島本駅と阪急水無瀬駅の間が商業軸になります。他に国道171号線などもあると思いますが、そのあたりと町全体の活性化が関わってくると思います。そのようなことも配慮して見直しをお願いしたいと思います。

**委員** 資料11で、意見と対応方針が示されましたが、それらの修正内容を反映した基本構想案はいつ頃に出していただけるのか、それに基づいて審議会を開いていただけたらと思いますが、そのあたりを最初に教えていただきたいと思います。

**会長** 全体的なスケジュールと合わせて、事務局から説明をお願いします。

**事務局** 本日お示しした資料11については、第4回審議会までに各委員からいただいた意見の要旨と、それに対する対応方針を示しています。具体的な文章の修正案については、次回審議会までに送付したいと思います。

次回審議会についてですが、今年度はこれが最後の審議会となり、4月には町議会議員の選挙がありますので、町議会選出の委員が新たに選出されてからの開催となります。その時までには、本日確認いただいた内容の修正案を作成して事前に配布し、それを踏まえて次回の審議会で最終的なご議論をいただきたいと考えています。

**会長** 資料11の1ページから2ページ、「策定の背景」「総合計画の役割」「第1章 島本町の現況と特性」の項目について、ご意見はありますか。

**委員** 「第1章 島本町の現況と特性」の項目の「3. 自然的条件」の部分ですが、基本構想の中の自然的条件や立地の記載に、「水無瀬川」という表現があまり出てこないと思います。基本構想案3ページの「1. 位置・立地」項目の記載でも、「淀川を隔てて木津川、宇治川、桂川の三川の合流の右岸である」ということですが、島本町は水無瀬川の扇状地がかなり広がっており、以前別の委員が指摘されたように、防災面でも重要な川ということですので、そのあたりの表現をもう少し入れてもよいのではないかと思います。昭和28年には水無瀬川で大きな水害があったとも聞いていますし、住民アンケートの自由意見では、あまり水無瀬川に対する防災上の問題があると書かれておらず、きれいで環境の良い川という意見が多くありますが、先日の神戸の増水などもあり、山間部ではどうなるかわからないということで、川はある意味では恵みであると同時に怖い部分でもありますので、立地や自然条件としてこのような状況におかれているということを構想で触れてはどうかと思います。

**会長** 今の意見については、入れるということで検討をお願いします。新たに番号が増えるかもしれませんが、意見要旨及び対応方針の項目として入れてください。

会 長 次に、資料11の3ページ、「社会的潮流」の項目についてご意見はありませんか。

委 員 今回の基本構想案と、第三次計画の基本構想の両方に言えることですが、町内においても外国籍の方が在住されていると思います。我々と違う価値観をお持ちの方がおられ、そのような方々と住民参加のまちづくりを進めていく点から考えると、そのような方々の意見をこの中に取り入れることはできないのかと思います。また、外国人の方々は我々と違う文化を持っており、これは大いに活用すべきではないかと思います。これから国際化の時代に入ってくるので、そのような感覚で基本構想を作ってはどうかと感じています。

事務局 町内には外国籍の方もいらっしゃいますが、総合計画は全住民に対してのものでありますので、計画の対象となります。住民アンケート調査についても全住民を対象として実施しており、外国籍の方にもアンケートを出しています。現行の基本計画の中でも「国際交流」という項目がありますが、基本構想の中にもどのように入れるかという部分については、特化して記載している部分はありませんが、先ほども申し上げたように全住民が対象となっていますので、あえて特化する必要はないのかと思います。皆様のご意見を聞きながら、含めるものであればその表現を含めても良いと考えています。

会 長 これは自治体によって違ってくると思います。特に取り上げなければならないところもありますが、島本町がそのような状況にあるのかどうか、動向としてはどうなっているのでしょうか。

事務局 平成20年3月末現在で日本国籍の方は29,377人で、外国籍の方が185人となっています。近年の状況を見ると、外国人登録の方は若干減っている状況にあります。

会 長 その程度であれば、基本構想で取り上げるほどのものでは恐らくないと思いますが。

事務局 行政に課せられている課題は多くありますが、最も重要なものとしては人権問題があげられると思います。その中でも、同和問題や男女の問題、障害者の問題、また、一つには外国人に対する差別の問題も言われています。あらゆる差別の解消は重要な課題と認識しており、平和と基本的人権の関わりや、性別、年齢、障害、国籍などによる人権課題については、基本構想案25ページの「まちづくりの基本方針」の中でも触れています。そうした表現について、見直しをしながら重要な課題であることが表現できるようにしたいと思います。

会 長 基本構想の中では、おっしゃるあたりかと思います。

委 員 我々が外国で生活する場合、その土地の文化に対する関心が高いと思います。外国から来られた方に対して、どのような形でまちや地域が門戸を開いているかということが大きなポイントになると思います。そのような外国の方の考え方や、外国人が関心を持つ部分は、まちづくりの上で十分に考えておかなければならないと思います。そのようなことも考えた上で、この基本構想を作り上げていかなければならないと思います。ただ外国人が少ないのでそれで終わりという形になると、将来に向かって問題が残る感じがします。できることなら、小さな表現でも構いませんので、そのような表現があってもよいのではないかと思います。

会 長 私の近所にも外国人の方が引っ越ししてこられて、町内会にも入っていただき、総会をやって来てもらおうということを始めしております。委員がおっしゃったことは、そういう形の地域コミュニティできっちり受け入れていこうという感じではないかと思います。基本構想に記載しなければならない状況にはないと思います。事務局から説明があったように、基本構想案25ページに記述がありますので、人権の課題だけではないでしょうが、付け加えていただければ良いのではと思います。ご意見はうかがったというところで可能な部分で表現に配慮することにしたいと思います。

**会 長** 次に、資料11の5ページの「広域計画との関係」についてはいかがでしょうか。なければ次の「まちづくりの基本的課題」に移りたいと思います。

観光の項目が社会的潮流にも入るかもしれませんが、第三次計画以降に景観法という法律ができたことや、歴史まちづくり法という法律ができたことを申し上げたはずで、この手の法律がわざわざ出来るということは大きな変化だと思います。都市計画法が大きく改定されたところまでの影響はないかもしれませんが、そのようなことを取り入れることが基本的課題としてあるのではないかと、景観は観光とも関わりがあるということを上記したはずですので、対応でどうするというのが難しいかもしれませんが、どこかで入れていただければと思います。背景や状況の変化というところに入るのかもしれませんが、受け止めて考えるということをお願いしたい方が良いでしょう。景観法や歴史まちづくり法について、何か入れていただきたいことと、漠然と対応するというだけでも良いので、考えているということをお願いしたい方が良いでしょう。

**委 員** 以前、私が出した意見についてですが、基本構想案26ページの「自律・協働・創造」の項目のところで、まちづくり基本条例との関連で意見を述べましたが、まちづくりの基本的課題のどこに表現すればよいのか問題点もあると思いますが、そのあたりの関連表記や、総合計画とのつながりを表現いただければと思います。まちづくり基本条例は、現在ほぼできあがっており、今後議会に上程されて制定される予定ですが、そのあたりを斟酌いただければありがたいと思います。

**事務局** 会長からのご意見の景観法に関するところは、まちづくりの基本方針の「2. 自然環境の保全と都市環境の整備」の項目に入るかと考えています。前回の審議会では会長からそのような内容でご指摘をいただきましたので、事務局で景観に関する記事を記載したいと思います。第三次計画の基本計画の中でも、第2章には景観形成という項目がありますので、関連して大きな枠として景観法について文言を追加してはどうかと思っています。

まちづくり基本条例については、資料11でもそれを踏まえた検討ということで記載していますので、それをさらにという意見ということで伺っておきたいです。

**委 員** 「まちづくりの基本的課題」のところで、課題として掲げておかなければならない項目が抜けているのではないかと思います。1つ目は基本方針には載っていて基本的課題にはないという点で、商工業など産業振興に関する項目や、健康・福祉・医療関係の記載、教育に関する課題が抜けているような気がします。まちづくりの基本方針では記載していますが、課題の整理が抜けているのではないかと思いますので、その点事務局で確認いただきたいと思います。

**会 長** 今の意見はいかがでしょう。書き方として、基本的課題と基本方針が1対1で対応することが普通なのかもしれませんが、ここでの書き方は1対1で対応させようということになっていないと思います。捉え方を変えているということを確認すれば良いのかもしれませんが、論理的におかしいとも言えなくはないと思います。

**委 員** 基本方針に完全に対応していなくても、関連する課題意識としてあって然るべきだと思います。どの項目に入っても構わないと思いますが、商工業、健康福祉、教育には課題はないはずがないので、何らかの記載が必要ではないかと思います。

**事務局** ご指摘の点はその通りだと思います。また、基本的課題と基本方針が対になっていないので、その

点をお話いただいたと思いますが、見出しと整合できるかどうかはわかりませんが、ご指摘を踏まえた検討をしたいと思います。

**会 長** 例えば、基本的課題でまちの活性化の問題について言葉としてあがっているのでしょうか。

**委 員** 関連して、第三次計画では基本計画の「まちの基盤整備」の中で、阪急水無瀬駅周辺の駐車場対策や商業機能の文言が入っていますが、この点はもっと細かい部分で書いていくのか、しかし、第三次計画で解決できていない問題ですので、基本構想の基本的課題に具体的にあげておくべきではないかとも思いますし、先ほどの意見への対応のように、大枠での書き方でよいのかわかりませんが、その点について伺いたいと思います。

**会 長** 中心市街地活性化法の改正は社会的な大きな変化であり、全体としてまちの活性化を重視していますが、この総合計画にそのようなことが課題として入っていないことはおかしいかもしれません。既に基盤整備として書いてあったのであれば、そこに書いていけばよいということもありうると思います。そうすると委員のご指摘のような事柄もそこに入ってくると思いますが。

**事務局** 基本的課題とその解決に向けた基本方針ということになりますので、まず課題の中で整理し、基本方針で載せていくことが本来ですので改めて整理したいと思います。まちの活性化という点については具体的な表現が今回の案ではなく、基本構想案 18 ページの「6 . 少子高齢化、核家族化などと財政問題への対応」の項目で、少子高齢化や核家族化の進展によってあらゆる分野で活力の低下が懸念されているという危機意識と、それを踏まえて今後どうしていくという点で、ご指摘いただいた形で追加していきたいと思います。第三次計画では、駅前の駐車場対策や駅前の商工業の振興を記載していますが、実現していないということもありますので、第四次計画でも課題としてあげ、基本方針にも記載していきたいと思います。

**会 長** 今の問題をまちづくり基本方針の「6 . 少子高齢化、核家族化などと財政問題への対応」の項目で取り上げることは難しいと思いますので、項目を増やすことも含めて検討をお願いしたいと思います。

**事務局** 項目を新設することも含め検討していきたいと思います。

**会 長** 次に、資料 11 の 6 ページから 8 ページの「まちの将来目標」についていかがでしょうか。将来人口についてはこれまで相当の意見が出ましたし、対応もしていただけるようですが。

**委 員** 開発可能地域を標高 80m から 100m へ変更するという方針が出ていますが、それに関して私の方で、特に標高の 60m から 100m あたりの竹林などの状況について調べたものと田畑でファミリー農園が増えているということについて調べた資料がありまして、その中で 80m から 100m に変える場合いくつかの課題が見えてきています。

この資料では、活断層の配置や 80m から 100m のあたりでは急傾斜の山腹が出てきますので、かなり土砂の流出など危険地域として指摘されています。標高 80m と 100m の間は赤で線を入れてあります。黄色と緑で塗ったものはタケノコを生産している箇所となっています。周辺の道路から目視で調べたものですが最近の傾向がわかると思います。よろしければ 2 枚の資料を回覧していただければと思います。

まず、第 5 回総合計画策定委員会の説明資料を見せていただきましたが、そこで 80m から 100m へ上げる理由が 4 項目説明されています。「現行計画の A ブロックと B ブロックの境界も概ね標高 100m ラインであること」、「尺代地区は一定の基盤整備が進み、位置づけも住宅地が適切と位置づけられること」、「既存の住宅も大沢地区を除き標高 100m 以下に立地していること」、「町の人口を維持する観点から、住

宅立地を促進する必要があること」とされています。回覧している資料を見ていただきますと、変更される地区は現在のAブロックで治山・治水の主な方針に入る区域をBブロックへ入れるということで、特に都市基盤整備が必要な地域に変更されると理解しますが、それによろしいのでしょうか。特に、以下の項目について確認いただき検討いただきたいと思います。

一つは、標高 80m 付近には若山台団地や桜井台住宅などがあり、その地区も含めて山林の山際にある住宅地では、枯れ木や竹の整備をしてほしいということで、住宅にもたれかかったり、風で倒れて危険であるということで整備の要望がかなり出ています。私は森林ボランティアのメンバーですが、そのような整備に関わったこともあります。そのような要望がかなり出ている地区になります。

また、標高 80m から 100m は竹林がかなり多くあり、よく言われているように後継者不足ということでタケノコ生産をしている竹林が放置されている傾向が増えてきているということが見受けられます。特に、水源保全や治山・治水のためには、第三次計画の基本計画に、第 2 章 5 節の「2. 治山」の項目がありますが、この項目の中で十分検討いただきたいと思います。

その治山の施策内容にもありますが、この地区は平成 11 年に策定された島本町在宅マスタープランの資料の中でも活断層や推定活断層についての記載が出てきています。それ以外には、平成 18 年に改訂された島本町地域防災計画の資料に、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流・氾濫区域や山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区がありますが、かなりの部分が標高 80m から 100m に入ってきています。当然、その地域の開発を可能にするのであれば、その地区の基盤整備を十分に想定した将来のまちづくりが必要ではないかと思えます。

もう一枚の資料は、同じようなものですが、こちらは農地を中心に図面を作成しています。これも目視ですので正確さに欠けるかもしれませんが、特にまとまった田んぼは、桜井二・四・五丁目と高浜地区に見られます。市街化区域内にも広瀬や東大寺地区に比較的まとまって分布していますが、その中で、ファミリー農園が増えてきていると思えます。町の広報でも募集されていますが、今後、遊休農地が増えるところをファミリー農園に貸し出されるということで、新しい農業の担い手という期待もできるのではないかと思います。ただ、今のままのファミリー農園だと、区画が小さいということもありますし、あぜ道の整備や共同のごみ置き場もないので、どうしても周りから汚く見えてしまうので、共同化等の支援などいろいろな施策によって田園風景を残すとか、農業の担い手を育成する意味では有力な手段になってくるのではないかと思います。

今後、農業従事者の方々への意向調査を町ですると聞いています。田んぼは水源の涵養には有効ではないかと思えますので、農業従事者の方の営農継続の意志によっては、市街地農地も十分残していく策があるのではないかと思います。その点もご配慮いただければと思います。

山際のタケノコ生産林の調査は十分ではありませんが、タケノコ生産の竹林は、Bブロックの標高 50m から 80m 付近に多く位置しています。市街化可能な区域に入ってきている訳ですが、放置竹林化したり、雑木林の方に進入して混合林になっている状況も見受けられます。過去の植生調査資料などと比較検討して、特に竹の進入を止めていく必要があると思えますので、今後検討していただければと思います。

森林ボランティアでは、天王山と桜井の 0.5 ヘクタールずつの活動地があり、そこで昨年 1 年間に約 1,600 本を伐採しました。タケノコシーズンの 1 ヶ月弱で 670 本の整備をしました。竹になると 1 本整備するのに 30 分かかります。タケノコだと平均 1 分で 1 本整備できます。タケノコの処分は土地所有者の了解を得てやっていますが、タケノコを生産していない竹林では所有者から禁止されていますし、タケ

ノコシーズンの竹の処分が大事だと思いました。ちなみに、島本町内ではタケノコ生産竹林が70ヘクタールぐらいあると思われます。我々が1ヘクタールで670本整備していますので、その70倍の竹が毎年増え、4万本から5万本増えていますので、抜本的な対策を練らないとボランティアで切っても効果が薄いという状況にあります。

田んぼの方では、市街化区域内農地については、農業従事者の方々への意向調査を尊重していただくのは当然ですが、第三次計画の基本計画47ページの2章2節「住環境の整備」の項目では、基本方針として「住宅マスタープランに基づき安全で安心できる快適な住環境の整備を進める」とありますので、その項目で市街化区域内の農地について方針を検討していただきたいと思います。

これは蛇足になりますが、島本町住宅マスタープランの中に具体的な記述としてある箇所を紹介します。「課題として市街化区域内農地が多く介在する住宅地では、主要な道路などの基盤整備が未整備であり、個別の建築や小規模な開発も見られるなど、将来のスプロール化が懸念される。一方で、市街化区域内の農地は、営農意向なども尊重しつつ、将来の優良な住宅や住宅地良好な住宅市街地形成を図る上の供給地としての利用も含め、良好な住宅市街地形成を図る上での有効な利用方を検討する必要がある」とあります。同じくマスタープランでは、施策の方向として、「計画的な市街地形成を誘導するとともに、営農環境への配慮を図るため、地権者などによる計画的な土地利用方策の検討を支援するとともに、都市計画道路などの都市基盤施設の整備を進める。また個別の建築行為や開発行為に際しても、計画的に地区施設が整備されるよう、地区計画制度の活用などを検討する。また、良質な共同住宅などを供給するために、特定優良賃貸住宅供給促進制度などの活用や各種融資制度の導入による、農地地権者などの良質な住宅建設を支援する」とありますので、先ほどご意見があった部分については島本町住宅マスタープランできちんと方向を定めていけるのではないかと理解しています。

長くなりましたがこのような流れがあります。特に標高80mから100mへ開発区域を広げるという意味では、山地の治山など防災を最優先したまちづくりをしっかりと記載していただければどうかと思います。

**会 長** ただいまのご意見は、標高80mから100mにするにはかなり問題があるということですね。図を見せていただいても第三次計画と第四次計画の図では、Bブロックが増えているところもあれば、Aブロックに入っている部分もあります。どうも単純に標高80mから100mという区切りで書いたような図ではないという印象です。標高80mで切る、100mで切るという問題ではなく、どうもいろいろな事が含まれているように感じます。

**委 員** 開発可能区域を標高100mまで上げるということは、私も賛成です。それぐらいの環境や立地を持っていると思います。特に若山台の団地の調整池が都市機構から町へ移管を受け、町の方で利用を考えていくということになっていますので、それが丁度標高80mぐらいの急傾斜の山腹から降りたところの60mから70mの開発適地にあたります。今後、有効利用が期待されますが、単純に接道条件も良いというだけでなく、後背地の山腹の状況としては一部タケノコ生産をしている竹林もあれば、放置されたところもあります。その辺りの状況も十分に見ていただいて、単なる竹林の整備だけでは限界ではないかと思しますので、利用されなくなった竹林はそのまま置いておいても、手を入れるにしても経済効果のあるような利用に転換しないとなかなか整備ができないのではないかと思います。いきなり標高100mという訳ではなく、60mから100mの間で、条件によっては放置された竹林についてそれなりの基盤整備をして市街化していく、または、市街地の中の農地について有効利用として住宅地に変えていくことも望ま

れます。一方でやみくもに農地が減っていくことも島本町の景観から言っても残念ですので、代替用地に竹林をきれいに整備し、畑に変えていくなども有効ではないかと個人的には思います。

会 長

基本構想案 22～24 ページの「土地利用」の項目で、前回と大きく変わっているのはブロック別図で、どう見ても単純に標高 80m から 100m にしたという図ではないと私には思えます。要するに、委員の言われたようなことが新しい図でうまく書かれているということは実は問題はなく、開発しても良い区域と開発してはいけない区域も増えています。ですので、この新たなブロック別図が容認できるようなもの、あるいは第三次計画よりもより改良されている図であればあまり問題にならないし、標高 80m とか 100m という書き方に問題があるだけだと思います。厳密に問題があるのはこの図だろうと思います。この図で良いのか悪いのか判断できれば良いのですが、そのあたりが私にはよくわかりません。少なくとも簡単に第三次計画のブロック別図を新しい区域にする方が良いとは我々としては言い難いと思いますので、委員の意見は意見としてうかがったとして、これは最後の最後に決まれば良い部分ですので、第三次計画の図から、第四次計画の図に変わった経緯や理由について、資料を用意した上で詳しく説明いただきたいと思います。この審議会として、新しい線引きで良いのか、ここはこのように変えた方が良いのか、という判断をした方が良くだろうと思いますので、宿題としてお願いできませんか。どうも単純に標高 80m、100m という話ではないと思います。

委 員

大変専門的な説明と図面を見せていただいて感じたのは、現在、我々が審議しているのは基本構想であって、基本計画なり実施計画ではない、ということを中心に置きながら聞かせていただきました。委員のおっしゃっている内容の中で、基本構想の中に表記されている内容でこういった点は問題ですというご指摘をいただいた方が、他の委員もわかりやすいと思います。確かにおっしゃられていることは島本町の状況と問題点を指摘されている訳ですので、もしそのような点があるのであればその内容を的確に基本構想の中で表記すべき内容として提示していただければありがたいと思います。総合計画に表記すべき内容としては標高 80m、100m というラインがありますが、その 80m、100m のラインの中で島本町の町域全域にわたって危険を及ぼすような状況等を想定できるなら、この審議会の中で問題にしなければならぬ事項だと思います。したがってただいま委員の言われた内容については、基本計画や実施計画の中でこのような問題を十分検討していただくよう配慮いただけたらと思います。

委 員

標高 80m や 100m 以上という話が出ていますが、現在の B ブロック、C ブロックの中でも、調整区域で農地をしているとか、竹林になっているなど、開発を規制されている区域もあります。委員が言われたように、ブロック別図を変えることによって今すぐに開発が始まるという状況ではないと思います。あくまでも構想の中でのことであって、中に急傾斜地などがあれば法律などで開発ができないということになります。整備されたところを開発するということですので、私はこれで良いのではないかと思います。

もう一つ、委員が島本町の森林や竹林がこのようになっているということを報告されましたが、なぜこのような状態になっているのかということについて、私も森林組合をやっていますし、農業委員もしていますので、その分析をしないといけないと思っています。一番大きな問題は、全国的にも言われていますが、中山間地域の過疎化だと思います。我々が子どもの頃は、山を守る人が沢山いて、農地を守る人も沢山住んでいました。島本町は 7 割が森林で、林業等に関係する人は大沢や尺代に集中しています。あとは山崎、桜井、東大寺の人達が使用されているということになってはいますが、後継者がおらず、過疎化も進んでいることから山が守られなくなっています。島本町の山は多くが民有地ですので、守っ

ていけない実態です。そのような分析も必要で、人が住まなければ田んぼも竹林も守れません。そのような意味からも、島本駅から3キロぐらいの距離にある尺代では、活性化して住宅を建て、若い人が出て行かないという体制をつくることから、島本の山や水を守るということに発展してくると思います。いくらNPO等がやられても限界があるということを付け加えて、現状を訴えておきたいと思います。

**委員** 先ほどブロック別図の線引きの話が出ましたが、事務局に聞きたいのですが、私は標高100mの線で引かれたという理解をしまして、そのような説明だったと思いますが、少しニュアンスが会長との間で違っているような感じがしますので、もう一度説明をお願いします。

**会長** 25万分の1程度の図でも、大きく違うということがわかりますし、片方では標高80mで、片方では100mと言いながら入り組んでおり、明らかにわかりにくい訳ですし、これについては説明を願わなければなりません。変更されたブロック別図を我々が承認できるかどうかという資料は、最低限出していたかなければ困るということです。この基本構想の中でも反映できる部分があれば反映したいと思います。いずれにしても大きく違うのは図であるということで、この手の線引きはいろいろなところに大きな影響を及ぼしますので、簡単にこれで良い悪いということとは言えない、言うべきではないだろうと思います。25万分1程度の図として、どのような情報がここに込められているのかということを知った上で、判断しなければならぬと思います。いろいろな細かい状況は各委員が言われたので、それはそれでわかるのですが、それはそれとして理解した上で、総合計画としてははっきりと表に出てくるものとして、我々がこれで良いと言えるように、まずは判断しなければならぬと思います。各委員にも事務局にもお願いしたいと思います。

**委員** 標高80m、100mの境界の問題ですが、島本町の7割が山林ということですので、土地の有効利用から考えると、現在の標高80mの線引きで有効利用できる農地や土地がどのくらいあるのか、出していきたいと思います。特に、標高80mの中でも急傾斜地など利用できない土地があると思います。100m以下でも利用できない部分もあると思いますので、100m以下で利用できる土地がどの程度あるのかというものを示していただき、その上で検討していったらどうかと思います。私はかなりあると思いますが、島本においては土地そのものが少ない中で、どのような有効利用を図っていくかが、これからの大きな課題になると思います。

**事務局** ブロック別図について、委員の皆様からご意見をいただきましたが、まず会長の方から次回に資料として詳細なものを出して説明願うということでしたので、事務局としてはもう少し詳しい資料をお示ししてご説明したいと思います。

また、委員から詳細なご意見を沢山いただきましたが、事務局としてはこの土地利用を踏まえ、標高100m付近には竹林などがあるということの基本計画に反映すべきというご意見と認識しました。竹林に関して治山が重要であるということと、地下水の涵養、竹林整備、市街化区域内の農地の方針、ということの基本計画に反映すべきというご意見と捉えさせていただきましたが、よろしいでしょうか。

**委員** その通りです。

**事務局** 土地利用については、会長からも指示をいただきましたので、次回審議会で、皆様に資料としてお配りして説明させていただき、さらにそれについてご意見がありましたら、その中で決めていくという進め方をしたいと思います。

**会長** 他にいかがでしょうか。

委員 基本構想案 25 ページの「まちづくり基本方針」の冒頭に、3 行のリード文がありますが、これはこれで重要だと思えますが、内容がハード面に偏っているようです。このリード文は全体を代表するものですので、ソフト面の記載も必要ではないかと思えます。

また、「安全・安心」に関する記載についてですが、基本構想案 26 ページでは、「防災」の観点で書かれているようで、「防犯」の観点が薄いような気がします。「安全・安心」で言うと、「消費者保護」についての取り組みも、さまざまな取り組みが行われているようですので、そのようなことも踏まえて入れておいた方が良くと思えます。

次に、「就労支援」、「雇用の確保」という点で、全国的にも雇用の確保が課題になっており、大阪府でも臨時で雇用しておりますし、市町村にも雇用をお願いしていますので、記載を入れていただければと思えます。

次に、「環境」の部分で、オバマ大統領が就任して、アメリカではグリーン・ニューディールなどの政策を提唱しており、日本でも経済産業省や環境省が、環境型の社会資本投資ということで、例えば太陽光発電で作った電気は、電気会社が倍額で買うといった取組みも進めています。また、低炭素社会の実現に向けた取組みも進められています。基本構想案 26 ページの 1 段落目に「リサイクル」や「環境負荷」の少ないということが書かれていますが、温暖化対策としての「低炭素社会の実現」といったことを書いておくと、今後の時代の潮流に合ってくるのではないかと思えます。

会長 それぞれ事務局で検討願います。

委員 障害者の「害」という文字についてですが、ひらがなの「がい」を使われてはどうかと思えます。できるだけひらがなを使っていたいただければと思っていますが、町としての考えはどうでしょうか。

事務局 町の方でも、議会からご指摘をいただき検討していますが、他の自治体等でもひらがなを使用しているところもありますので、担当部局の検討結果を踏まえて、適切に対応したいと思います。

会長 他にいかがでしょうか。ないようでしたら、案件 1 はこれで終了します。

### 3.【案件 2】その他

会長 それでは、案件 2 のその他について、委員の皆様から何かありますか。

委員 総合計画というものは各市町村でも策定しています。他の自治体の計画の学習が私自身も出来ていませんので、他市町村では総合計画をどのような観点で、どのような方向性で、現在の潮流の中で取り組みをされようとしているのか、そのあたりのインプットがないので私自身も不安な要素を持っています。もし許されることなら、審議会委員の研修ということも今後の課題として考えていただければと思えます。他市町村の総合計画に関連する事柄を、委員の皆さんが研修されることはありがたいことではないかと思っています。

会長 何か出来ることがあるか、検討していただけますか。

事務局 ご意見を踏まえて検討します。

次回審議会の開催は、6 月前後になるかと思えます。本日も追加の意見をいただきましたので、そのご意見も踏まえて資料の修正案を提示させていただきます。次回までには時間もありますので、事前に資料をお配りした上で、十分に目を通していただき、ご審議願えればと思えます。会長から宿題をいただきました点についても資料を作成し、事前に配布させていただきます。

開催日程については、2か月程度先になりますので、事前に皆様のご都合をお聞きして次回の開催日程を決めたいと思います。

会 長 以上で全ての案件が終了しましたので、本日の審議会を閉会します。

<終 了>

(様式第2号)

## 要 点 録

平成21年7月9日作成

会議の名称	第6回 島本町総合計画審議会		
会議の開催日時	平成21年6月8日(月) 午後2時~4時5分		
会議の開催場所	島本町役場 地下1階 第五会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	6名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	新井委員、岩井(長)委員、大西(義)委員、岡田委員、沖委員、落合委員、 柏内委員、榊原委員、坂田委員、高山委員、戸田委員、富家委員、中村委員、 濱田委員、原田委員、平井委員、福田委員、松田委員、松村委員、松本委員、 森脇委員、山口委員 (五十音順)		
会議の議題	1、第四次島本町総合計画基本構想(案)について 2、その他		
配布資料			
審議等の内容	別紙のとおり		

## 第6回 島本町総合計画審議会要点録

日 時	平成21年6月8日(月) 午後2時~4時5分
場 所	島本町役場 地下1階 第五会議室
出席者	出席委員22、事務局等5名

### 1. 開会

- 事務局** それでは、ただいまから、第6回島本町総合計画審議会を開催させていただきます。
- 本日、審議会委員30名のうち、22名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。
- なお、4月に行われました町議会議員選挙に伴い、町議会から新たに委員が選出されております。その他、1名の委員が交代されておりますのでご紹介させていただきます。
- 町議会からは、従前に引き続き、岡田委員、清水委員、山口委員が選出されています。また、新たに、戸田委員、高山委員が選出されています。また、社会福祉協議会から選出いただいていた数下委員が辞任され、森脇委員が新たに選出されています。
- それでは、会長、議事進行をお願いします。

- 会長** それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

#### 【「異議なし」の声】

- 会長** ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

#### 【傍聴者入場】

### 2. 【案件1】第四次島本町総合計画基本構想(案)について

- 会長** それでは、案件1、「第四次島本町総合計画基本構想(案)について」、審議を行っていきたいと思います。事前に資料が配布されていますので、事務局から説明願います。

- 事務局** それでは、事前に配布いたしました資料について説明させていただきます。
- 資料13「意見要旨及び修正内容」 = 第1回から第5回までの審議会でごいただいた主なご意見の要旨と、それに対応した基本構想案の修正内容を、分野別に記載しています。様式の左側の欄は審議会でごいただいた「意見の要旨」、中央の欄はそれについての「対応方針」、右端の欄には主な修正内容および修正箇所を記載しています。修正内容は、資料14の基本構想案・修正案に反映しています。
  - 資料14「基本構想案・修正案」 = 基本構想案に、資料13に示した修正内容を盛り込んだものです。変更箇所にはアンダーラインを引き、右側には修正内容についてのコメント囲みを付けています。コメントに付された「意見7」、「意見10」などの番号は、資料13の意見ナンバーに対応しています。
  - 資料15「土地利用ブロックと近郊緑地保全区域」 = この資料は、基本構想案に掲載している土地利用ブロック別図に、参考として「近郊緑地保全区域」のエリアを重ねたものです。近郊緑地保全区域は、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づき、国土交通大臣が指定するもので、町内では山間部のほとんどが指定エリアとなっています。同区域では、環境保全や災害防止などの観点から、建築、宅地造成、土石の採取、木や竹の伐採などの行為を行う場合は府知事に届ける必要があり、府知事は必要に応じて助言・勧告を行います。今回の土地利用ブロック分けでは、

AブロックとBブロックの境界を一部変更していますが、ここでは、概ね標高 100m付近をベースとしながら、主に「近郊緑地保全区域」のエリアを参考として境界を設定しています。

**会長** それでは、資料 14「基本構想案・修正案」について、順にご意見を伺います。まず資料 14 の 1 ページ「策定の背景」についてご意見はありませんか。ないようであれば、同じく 1 ページの「総合計画の役割」についてお願いします。

次に、4 ページの「3. 自然的条件」についてはいかがでしょうか。この部分について私からの意見ですが、自然的条件の第 4 段落・2 行目から「本町の地下水特性として、大阪府内で唯一、環境庁（現環境省）認定の「名水百選」に選ばれた...」という地下水についての記載がありますが、こちらは改行して段落を変えてはどうでしょうか。

次に、8 ページの「(2) 産業」の項目についてはどうでしょうか。

**委員** 記載内容に盛り込まれているデータの時期として、農業は平成 17 年現在、町内事業所は 18 年現在、商業は 19 年現在となっています。これは統計調査の実施時期の関係だと思いますが、何とかそろえることはできないでしょうか。また、このように変化をしたという記述が必要ではないでしょうか。現行計画でも数字が出ていますので、その数字を示して変化がわかるように記載してはどうでしょうか。

**事務局** 各データの時期が平成 17、18、19 年現在となっている点についてですが、ご指摘のようにそれぞれ統計調査の実施時期が異なりますのでこのようになっています。最新データを載せているということでご理解いただきたいと思えます。次に、数値の変化について追加してはどうかというご意見ですが、以前の審議会でもさまざまなデータを入れてはどうかという意見もありましたが、基本構想でなく、基本計画でそれぞれ分野に関するデータを載せてはどうかと事務局では考えています。他の方法としては、現行計画でも巻末に資料集を付けていますので、そこに新たに資料を掲載してはどうかという考えもあります。現時点では、基本計画の個々の項目の中にデータを載せてはどうかと考えています。

**委員** 阪急水無瀬駅周辺は、商店のシャッターが多く降りているようです。基本構想案の「産業」の記載でも、商業では 164 事業所から 55 事業所減り、販売額についても 200 億円から 48 億円減少しています。このあたりの分析はどの程度されているのでしょうか。先ほどグラフを追加してはどうかという意見もありましたが、それでもある程度わかると思います。私が思ったのは、JR 島本駅設置の影響もあるのではないかと考えています。高槻へ 3 分ほどで着きますので、店が減って向こうに客が吸収されていることもあると思います。そのあたりの分析は、町でどこまでできているのかわかりませんが、対策が必要だと思います。

**会長** この項目の記述自体についてはいかがでしょうか。

**委員** 記述はこれで結構です。

**会長** 農業も減少傾向にあり、商業も減少傾向にあるということで、あまり良い状況ではないという認識は示されているようです。簡単な記載となっていますが、詳しくは基本計画の部分で出てくるということで、この部分についてはこの程度の表現で良いのではないのでしょうか。

**委員** 先ほど、資料 14 の 4 ページ「自然的条件」の項目で、第 4 段落・2 行目の地下水特性の記載で改行してはどうかということでしたが、その地下水についての記載に続いて、5 ページに、「水無瀬川周辺は、

住民のやすらぎと憩いの場として親しまれており、ふるさとのシンボルとしてのホテルなど、動植物や水生生物も見られます。」という記載があります。この部分を前に持って行き、4ページ・第4段落の「淀川水系の一級河川である水無瀬川は、本町を代表する河川であり、町域北部の釈迦岳付近に源流を発し、山間部を経て市街地を流れ、淀川に注いでいます。」という文章の後につなげるとすっきりするのではないのでしょうか。

会 長 水無瀬川は水無瀬川としてまとめて表現する方がよいでしょうね。そのように修正をしたいと思えます。

会 長 次に、資料14の12ページからの「1.社会的潮流等」についてはいかがでしょうか。

委 員 12ページの「(1)地球環境保全、自然との共生の時代」項目で、第2段落にリデュース、リユース、リサイクルという3Rの表現が出てきます。この他に、リフューズというのでしょうか、最近ですと買い物袋はいりませんというようなものも加えて、4つのRとしてはいかがでしょうか。

事務局 以前の審議会で、3Rまたは5Rなどの要素を追加してはというご意見をいただき、それに対応して今回3R(リデュース・リユース・リサイクル)に関する表現を追加しています。「3R」という言葉だけではわかりにくいと思いましたので、なるべくわかりやすいように、リデュースなどの単語の次には括弧内に日本語訳を付けています。こうした要素をどこまで入れるかということについては、現状で国が計画などで主に提唱しているのは3Rまでで、5Rになりますと、団体によっても定義が異なってきます。それらの要素の推進ももちろん大切ですが、多く載せるのもどうかと考え、記載は3Rまでとし、その後に「など」を付しています。

委 員 この計画は10年計画で、計画期間は平成31年までと理解してよろしいでしょうか。そうすると、3R以外の要素も10年先にはもっと重要になっている可能性があり、確かに国や一般で定着していないのはわかりますが、これは島本町がどうあるかという計画を住民とともに決めていくということですので、それにとらわれず、島本町の5Rの定義をある程度決めてはどうかと思いますが、みなさんいかがでしょうか。このまま3つでよいということであれば、そこまでこだわりませんが、10年先ということを考えると、あまり今の状況にこだわるのはどうかと思います。

会 長 大枠の表現では、この項目内にライフスタイルや活動を見直していくとも書かれています。3Rなどはそれを構成するさまざまな要素、要因の一つであり、数はどちらでも良いと思いますが、ここでは大枠で、環境に対する負荷を少なくする、ライフスタイルや活動を見直す、ということで私は良いのではないかと思います。

委 員 私も基本的にこれで良いと思います。細かく見ると、委員の言われるように5Rや7Rになると思います。今ここで枝葉を細かく議論するべきか、あまり制約すると、さまざまな影響が出ることもありますので、基本的にはこれで良いと思います。

委 員 また別のところで議論する機会があると思いますので、それで結構です。

委 員 書き方については、13ページの「(5)安全・安心が求められる時代」の項目で、2行目末尾から新たに「**高齢者や子どもを狙った犯罪の多発**」という記載を入れていますが、1行目の文節にも防犯の内容が出ていますので、そちらと一緒にした方がわかりやすいのではないかと思います。

会 長 防犯・防災と、安全・安心はどう違うのかという点もあります。

**委員** 今の意見は内容についてではなく、文章構成の変更ですので、もう一度事務局で精査してもらい、今のご意見が妥当かどうか判断して解決していただいてはどうかと思います。

**委員** 例えば、「凶悪犯罪だけでなく、高齢者や子どもを狙った犯罪の多発に伴い」などと記載してはどうかと思います。事務局で判断していただければと思います。

**事務局** 当初、前半は防災・防犯などの既存の課題、後半は新たな課題ということで表現し、後半の新たな課題では新型インフルエンザなどの感染症や食の安全、消費者保護を示していました。そのうち消費者保護に関連して、「高齢者を狙った詐欺や悪質商法」と書いていましたが、その後、「子どもの安全」に関する要素を追加した経緯があります。整理させていただきます。

**委員** 本質的なことではないのですが、全体的に文章が十分こなれていないような気がします。例えば12ページ「(2)住民の主体的参加の時代」の下から3行目に、「**責任と負担を基本に**」とあります。何となくニュアンスはわかりますが、表現としてわかりにくいと思います。また、13ページの「(3)人口減少と少子高齢化の時代」の第2段落初めに「**既存の地域資源の有効活用**」とあります。より効率的な行政運営をとすることはわかりますが、これが人口減少と少子高齢化とどう関わってくるかわかりにくいと思います。また、13ページ「(4)こころ重視の時代」の2行目から「**災害や社会的事件からの教訓である身近な人々の助け合い**」という一文がありますが、表現として簡単すぎると思います。内容的にはこの通りなので問題はないと思いますが、全体的に文章表現で難しい用語を使ったり、簡単な表現にしたり、一貫性がないようなところがあります。これから練っていくとは思いますが、そのような思いで読ませていただきました。

**会長** おっしゃることはわかります。文章を練る点については、事務局で全般的に検討するようにお願いします。

**会長** 12ページから14ページで他にいかがでしょうか。なければ、15ページの「2.広域計画との関係」についてはいかがでしょうか。

この部分について私の意見ですが、国において、全国総合開発計画が国土形成計画に変わりましたが、この変更は重要ですので、変わった経緯などについての表現を追加してください。

**会長** 次に、16ページからの「第3章 まちづくりの基本的課題」についてはいかがでしょうか。

**委員** 17ページ「3.地域資源を生かした産業の活性化」の項目ですが、第2段落に、「**新たな税収や雇用の確保を図るため、本町の特性に適した企業などの立地に向けた検討を進めることが必要です。**」とありますが、総合計画は行政だけでなく住民や事業者と共有する計画ですので、「新たな税収」という目的を冒頭に持ってくるのではなく、「産業の活性化や雇用の確保を図り、ひいては新たな税収の確保」という順序にしてはどうでしょうか。結果として税収が確保されるのはよいことだと思いますが、税収を上げるために企業誘致を、というニュアンスに受け取られることもありますので、目的としてまずは経済の活性化や雇用の確保を前面に出すべきではないかと思います。

**事務局** そのように表現を見直します。

会長 次に、21ページからの「2. 将来人口」についてはいかがでしょうか。

委員 私は本日初めて出席しますので、32,000人という目標人口に関して、どのように議論を尽くされたのかということが深く認識できていないのですが、委員が途中で替わるということはこのようなことも若干はあり得るということで、私が出席した意義でもあると思います。この目標人口のハードルが少し高いように私は感じています。平成元年から平成10年のピークより、さらに高く設定されているようです。日本全体が抱えている少子高齢化という問題にあえて逆行してまで、この目標を掲げた点を説明していただきたいと思います。

委員 この件については、これまでの審議会で議論してきたことであり、要点録にも残っていると思います。それを見ずに議論するということは、審議を止めるということになります。島本町の財政などを考えて32,000人という目標人口が設定されています。説明を聞くにしても時間がかかると思います。

委員 新たに出席するにあたって、やはり知っておきたいと思いました。簡単に説明していただけたらと思います、発言させていただいたのですが。

委員 簡単に経緯を説明してはどうでしょうか。

委員 説明していただくことが難しいのでしたら、私の方から意見を述べさせていただくということによるのでしょうか。

会長 32,000人という目標人口については、審議会の合意として既にあります。その理由などについての説明もしてあります。申し訳ありませんが、一部の委員が替わられたことで、審議会としての結論は変わらないと思います。ただ、簡単な説明だけはしていただければと思います。

事務局 将来人口の設定は、32,000人程度ということで設定しています。これについては、コーホート要因法により、平成12年と平成17年の国勢調査の人口推移を基に推計しており、それでいくと28,500人程度という推計結果が出ており、プラス3,500人程度を増加させようという目標を込めて32,000人という設定にしています。先ほどから他の委員や会長からも意見がありましたが、その内容についてはこれまでも説明させていただきました。基本的な考え方はコーホート要因法による人口推計で28,500人程度、プラス3,500人程度の増加を見込んで、目標人口を32,000人程度と設定しているということです。

委員 現在の人口は減らず、3,500人が増えるという根拠を教えてください。簡単で結構です。

事務局 コーホート推計は、平成12年と平成17年の国勢調査結果を基準にしており、この間で1,100人程度減っていますので、そのまま推計すると下方の推計になります。この推計結果の途中年度である平成22年には29,116人という推計結果になりますが、現在の人口は29,500人程度ですので、後1年足らずの間に400人から500人弱減るということは考えにくく、推計との間でずれが生じています。コーホート推計人口より、実際の人口は安定して推移していると事務局では考えています。また、基本構想の中でさまざまなまちづくりの基本的な方針を定めておりますので、それらを推進しながら、人口を増やし、活力あるまちづくりを進めるという想いを込めて32,000人程度としています。

委員 目標ということでそのような設定をされたと思います。私は違う意見を持っていますが、ここで述べるのが適切かどうかわかりませんので、先に進めていただいて結構です。

会長 次に、22ページからの「3. 土地利用と都市構造」に進みたいと思います。

委員 22ページ「(2) 地域別土地利用の方向」の項目についてですが、第3段落において、「また、Bプロ

ック及びCブロックでは、という文章で、BブロックとCブロックをひとくくりにして表現しています。その後続く「新たな土地利用の基本方針を設定します。」という表現が、CブロックとBブロックの両方に関わってくるように誤解をしてしまうのではないのでしょうか。Cブロックについては、以前の地域地区の見直しで新たな用途地域が設定されています。ここは大事なところですので、もう少し丁寧に、分けて表現された方がよいのではないかと思います。この2行だけ読むと、Cブロックの島本駅と水無瀬駅間の土地利用も新たに考えるというように誤解をされるのではないかと思います。その後の文章を読んでいけばわかりますが、Bブロックについては、新たな市街化調整区域の見直しが緊急の課題ですが、Cブロックは安定しており、水無瀬駅と島本駅間の道路に商業集積が望まれるなど優遇策を検討するような地域だと思しますので、分けて表現した方がよいのではないかと思います。

**委員** 今の委員のご意見についてですが、私の意見としては、総括的に「BブロックとCブロックについての土地利用の基本方針を設定します」となっていて、その後の文章で、BブロックとCブロックそれぞれの基本方針の違いを出していますので、文章表現としてはおかしくないと思います。

**事務局** Bブロックの今後の土地利用の方向性を前提としてお読みいただくと、そのような捉え方もできるのかと事務局では感じました。事務局としては、BブロックとCブロックそれぞれの特性を踏まえて、その間にある阪急水無瀬駅とJR島本駅が接近しているという拠点性を踏まえ、それぞれをかけた表現をしています。読み方によってはそのような捉え方もできるということで、少し整理が必要かと感じています。

**会長** もう少し整理をしてすっきりと表現した方がよいかもしれません。前にも述べましたが、都市軸、都市核の問題と、ブロックというゾーンの問題が一緒になっている感じがしますので、そのあたりをもう少し整理していただければと思います。

**委員** まず1点目ですが、Aブロック、Bブロック、Cブロックという表現が第三次総合計画の時も使われていたようですが、例えばこれをもう少し住民にわかりやすいように、「緑と水のエリア」など、もう少し親しみのある表現にしてはどうかと思いました。

2点目ですが、先ほど目標人口は決まったことであるとおっしゃいましたが、今回、第三次総合計画冊子の32ページと、今回のブロック別図を見て、すごく違和感を持ちました。このA・B・Cブロックも確定されていると理解してよろしいでしょうか。

**事務局** 1点目のABCのブロック名をもう少し親しみのある表現にということですが、委員のみなさんで議論いただいて、先ほど言われたようなやさしい表現にすることは可能であると考えます。第二次、第三次、今回の第四次でもABCというブロック名にしていますが、修正は可能と思います。また、2点目のブロック図については、これまでも審議会で議論があり、前回の第5回審議会でも委員からご意見をいただき、会長からもう少し整理した図面を提示して説明してはどうかということで、今回「資料15」を提示しています。

**委員** それではお尋ねします。資料15のBブロックのところ、山側に向かって伸びている箇所があります。このエリアに町内のどこの地域が入るかということが、この図面ではわかりかねますので教えてください。また、Bブロックの飛び出ているところを下へなぞっていくと、へこんでいる三角形のエリアがあります。この部分については、第三次総合計画でBブロックとなっていたところが、今回Aブロックに入っています。そこがどのようなエリアかということも教えてください。また、資料15の近郊緑地保全

区域の設定とどのような関わりがあるのかも教えていただきたいと思います。

**事務局** まずBブロックの上部はどの辺りまで入っているかということについてですが、以前の審議会でも質問がありましたが、このエリアには尺代地区の一部、現在居住されている部分が入っています。次に下側の三角形のエリアについてですが、これは東の方の部分のことでしょうか。

**委員** 資料15の図面の「Bブロック」という記載の「B」の文字の下側の区域です。以前はBブロックでしたが、今回Aブロックになっており、近郊緑地保全区域にも含まれていますので、ここがどこであるかということ具体的に知りたいと思いました。

**事務局** 第三次総合計画のときは、概ね標高80mの線で区分していますが、これもきっちりと80mの線ではなく、直線になっている部分もあります。委員が言われた下側の三角形のエリアについては、近郊緑地保全区域の境界線に合わせてブロック分けしています。このエリアは、消防本部の西側付近がBブロックに突き出た先端にあたり、若山神社の南側のあたりが上端となっています。

**委員** 確認ですが、Bブロック上部の突出した部分は尺代の一部と考えてよいのですか。BブロックからAブロックに入っている部分です。それは80mという数字が関わっていると理解してよろしいのでしょうか。今回、標高80mを100mに変えました。この100m以下という設定に変えた根拠ですが、そのところだけ簡単に教えていただけたらと思います。

**事務局** ただ今のご意見については、従前からさまざまなご質問があり、Bブロックの一番北のところは、尺代の住宅のある部分をほぼ全て含んでいます。これが概ね標高100m以下の区域に含まれており、その点を踏まえて今回Bブロックに入れています。

**委員** それはわかりました。では、標高80mと標高100mで何が違うかというところを教えていただきたいと思います。

**事務局** 標高80mの区分では、従前は尺代地区が含まれていませんでしたが、今回は居住されている地区として尺代も含めようということで、標高100m以下という形で設定しています。

**委員** それでは、尺代地区を含めるために、標高80mを100mに変えられたと概ね理解してもよろしいのでしょうか。

**委員** かつて、相当の審議時間を使ってこの標高80m、100mについて審議をしてきています。その中でみなさんの意見を集約する中で、会長の方からわかりにくいということで図面を再度示してほしいという指示がありました。質問されている意味はよくわかりますが、新たに入られた委員として活躍されるのであれば、そのあたりは個人的に事務局に質問してください。でなければ、この会議がそのために同じ事を繰り返されて遅延することになりますので、そのようなことはやめていただきたいと思います。

**委員** おっしゃる意味はわかりました。あらかじめ十分に勉強せずにここに来たことをお詫び申し上げます。ただ、初めてですので、どのような流れになるのか分かりかねたところがありました。今後は個人的にできる限りにおいて勉強してきます。しかし、そんなに時間がかかっているということはないかと思いますが、今後気をつけたいと思います。

**会長** この問題については、私も完全に決まっているということでは理解はしていなかったもので、そのために詳しい資料をお願いしたということです。例えば、近郊緑地保全区域でAブロックに含まれておらず、Bブロックとなっている部分は何か理由があるのでしょうか。方針として標高80mを100mにするのであれば、それなりに納得できるのですが、そのことと尺代地区を含めるということとは別だろろうと思います。100mであろうが80mであろうが、含むべきところは含めたら良いと思いますし、尺代地区を

含めたから、他も標高100m以下は入れるということについては、少し納得しかねる部分もあります。

**委員** では、これは決定したことなので、時間をかけて新しい委員が発言するべきではない、ということではないと理解してよろしいのでしょうか。ABCという区域は、まだ線引きが決まったわけではない。あくまでも私自身は、これは案であって、その内容について審議されるべきものと思って出席しています。なぜ私がここにこだわるのかということをおし上げると、Aブロックというのは主に近郊緑地保全区域です。この第四次総合計画の中に島本の魅力をより生かしていくというならば、住民アンケートで86.2%の方が住み続けたい理由に自然環境をあげています。それなのに、なぜあえて今、Bブロックのエリアを広くとられるのかということに疑問に感じているということが私自身にはあります。そして、目標人口の32,000人という数字は、目標なのでそのままでよいです。しかし、この目標のために住宅開発、あるいはまちの賑わい生むための開発を広げ、本末転倒にならないかという不安があったので、32,000人の根拠をお尋ねした訳です。まちの活性化のためには、就業している人口を増やさなければならぬという課題は確かにあります。しかし、このBブロックという地区がそのようなことにふさわしいのか、不思議に思えます。

**委員** 一人の方だけの発言が続くと先に進まないのではないですか。先ほども、事務局に説明をお願いしましたが。

**委員** 一旦切って、会長にお返ししたいと思います。会長、整理していただけますか。

**会長** 私が最初に申し上げたように、このブロック分けの問題については、資料を出していただいて、その上で決定すべきものと私は考えていました。まず、私の疑問ですが、少なくとも近郊緑地保全区域のところ、Bブロックにしている部分があります。このあたりを説明いただきたいと思います。面積的には広いものではありませんが。

**事務局** 基本的には概ね標高100mという形で区分していますが、100mの等高線はきっちりした線とはなっていません。資料15で、尺代の左下側、Aブロック内で近郊緑地保全区域とはなっていないエリアがありますが、この部分のA・Bの境界線は標高100mの線に合わせています。Aブロック内で近郊緑地保全区域に含まれていない部分は、若山神社周辺で自然環境保全地域となっています。上側の尺代地区については、A・Bブロックの境界は近郊緑地保全区域のエリアに沿って引いています。また、東側の近郊緑地保全区域が一部Bブロックに入っている部分については、既に事業所がありますので、それを踏まえて線を引いています。

**委員** それでは、まだ審議中ということですので、次回には、資料15をもう少し詳細に、実際にどこの地区が含まれて、どこで引かれているのかというのが分かるように、境界付近のスポットで結構ですので、住宅の様子分かるような資料を提供してもらうことは可能でしょうか。

**委員** 今、委員から出された意見についてですが、今ここで審議しているのは、どの地域がどんな形で線引きされて入るのかということではありません。我々が問題にしていることは、以前も別の委員から危険区域などの非常に詳しいデータを示していただき、エリアの問題点も指摘していただきました。そのようなことを含めて、全体的に総合計画としてこのようなエリアを設けるべきではないかということだと思います。どの線がどこを通るかということではないと思います。もし、委員がそのような意見をおっしゃるのであれば、都市計画や実施計画の中で、意見を詳しく述べられて、議会で審議してください。この審議会では、あくまでも総合的な計画を立てる上での意見を出し合っているわけです。細かく突っ込んだ意見をされるのであれば、まとまっていけないと思います。目標人口についても、我々が求めて

いるのは町内で人口が減っており、増やそうではないか、企業も誘致しようではないか、人口も増えるようにいろいろな取組みをしていこうという意味での総合計画の中での目標値です。細かく分析して、幾らになるということをここで審議するのは難しい問題であり、そうして作り上げることは不可能に近いと思います。基本的な委員の考え方を示して、総括的に決めていくということが総合計画であると私は理解しています。

**委員** 今の意見は大筋ではわかりますが、Bブロック内に近郊緑地保全区域が入っていることが理解できません。近郊緑地保全区域にBブロックが小さい範囲で入っているならわかりますが、Bブロックの中に近郊緑地保全区域が入っていることは理解できません。それは近郊緑地保全区域が間違っているのでしょうか。ここは整理する必要があるのではないのでしょうか。

**事務局** 今、ご指摘いただいた部分については、先ほども説明しましたが、既に事業所がありますので、その部分は入れています。

**委員** 先ほど前に進めないとおっしゃいましたが、これは10年計画であり、これからの島本町の行き先を決めるベースになるものです。けして些末な小さな事に関してものを申し上げているわけではありません。人口について、先ほどおっしゃられたことはよく分かります。先ほど、人口を増やそう、企業誘致しようという表現がありました。しかし、住民のアンケートを見ると、企業誘致や人口を増やすということは必ずしも多い意見ではありません。なぜここに住み続けているのか、島本町の魅力は何かということ、そして今後の土地利用について考えることが必要です。それでは、住民アンケート調査報告書の49ページを参照しながら、少しお話をさせてください。土地利用のあり方についての設問で、全体の57%の方が「河川・山林など水と緑の保全」とおっしゃっています。また、「農地の保全と活用」や「歴史的景観の保全と整備」とおっしゃっています。保全、整備ということが非常に多くなっています。緑と水の環境があるからこそ、このまちに住み続け、将来も住み続けたいと思っていらっしゃいます。つまり、人口を増やすには、施策で人を呼ばなければなりません。例えば福祉・教育の充実など、そのようなことになってきているのではないですか、ということをおこの大きな計画の中で申し上げたいと思って質問をさせていただきました。それは決して些末なことを申し上げているのではないと確信しています。現在は、世帯数は増えても人口は増えない、さまざまな経済不況といわれる「踊り場」のような状況だと思います。一旦止まって、何が本当に必要か、この10年を考える時期に、いま私たちはいるわけです。その時に、この住民アンケートにはたくさんのお金をかけて、職員の方もたくさんのお力をかけて作っていただいています。住み続けたい理由で、「自然環境に恵まれている」が86.2%であるという事実を踏まえて、総合計画を作らなければなりません。一方で、「子育て・教育の環境がよい」という方は7%です。そのようなことも踏まえてこの総合計画を作ってほしいという思いがあって発言したということだけ申し述べて、次に進めていただきたいと思います。

**会長** それでは、本日、資料15としてブロック別図の追加資料を出していただきました。それに加えて、資料14の基本構想案・修正案の記載内容を含めて、土地利用の項目について、賛同いただけるかどうか伺いたいと思います。賛同いただける方は挙手をいただきたいと思います。

**委員** 今の議論は、とりあえず変更したアンダーラインの部分について議論したと理解しています。アンダーラインが引かれていない部分については、既にその部分は議論されたということもあるかと思いますが、少し気の付いたところを発言させてほしいのですが、よろしいですか。

会 長 続けてください。

委 員 これまでの資料を読むと、人口推計はこれまでこのような結果があったということで数値が示されたと思いますが、最近の数値が出ていません。一定の議論が行われたことは知っていますが、人口がこの間、急速に高齢化が進んだなどの状況がある中で、最近の数字を示さないで将来を考えるということは、よくないのではないかと思います。また、住民のみなさんの暮らしが、この10年間でどのように変化をしたのか、ということ进行分析する必要があるのではないかと思います。人口については、大ざっぱに島本町の人口がこうなっているということも大事ですが、地域ごとにどのような変化がこの10年間に起きてきたかということ、国勢調査だけでなく、実際に町がつかんでいる数字を基にして検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

会 長 おっしゃることは、その通りだとは思いますが、基本構想を策定している現段階で、どこまでのことが必要であるかということとは違うのではないかと思います。これまでの審議の経過から見て、概ね必要な数字はほとんど出していただいて、本日も図面として必要なものは出していただいていると私は思います。逐一決めていかなければ前に進みませんので、今問題になっているブロック分けとブロックの基本方針について、少し意見が分かれるところがありますので、まずはご意見を聞いて、多数意見に従いたいと思います。議論はかなり尽くしていると思いますので、とりあえず、先ほど申し上げたように、資料の15と、資料14の基本構想案の土地利用項目の両方を踏まえて、これでご賛同いただける方の挙手をお願いしたいと思います。

#### 【賛成多数】

会 長 圧倒的に多数の方が賛同いただいているということですので、資料15と、資料14の22ページから24ページの内容について、これをもって基本構想として進めていくことにしたいと思います。

会 長 次に進みたいと思います。資料14の25ページからの「第2章 まちづくりの基本方針」についてはいかがでしょうか。

委 員 27ページの「5.保健・医療・福祉」項目の最終段落で「関係機関との連携」と変更されていますが、単に関係機関とせず、保健所、近隣自治体、救命救急センターなどと具体的に入れた方が、より親切で、わかりやすいのではないかと思います。

事務局 以前、この箇所については、医師間のネットワークづくりについてのご意見をいただきました。その他についても各種の機関がありますので、総称的に「関係機関」ということで表現しています。

委 員 10年も使う計画ですし、「関係機関」の内容が何かということがよく分からない方もいると思います。細くなるかも知れませんが、保健所、近隣自治体、救命救急センターなどは記載していただきたいと思います。過日、新型インフルエンザの問題があり、医療機関だけではとても対応できない状況でしたが、そうしたことも踏まえて追加していただきたいと思います。

会 長 全てにこだわる事はないとは思いますが、他とのバランスの問題だと思います。他の項目で、そうした細かい表現があったでしょうか。

事務局 他の項目でも細かく書こうと思えば書けるとは思いますが、できるだけ簡潔にまとめたいという方向で作成しています。みなさんのご意見があれば、調整して修正しますが、考え方としては簡潔にというこ

とです。

委員

できるだけ分かりやすい文章で簡潔に表現する、ということを総合計画の基本とすれば良いのではないかと思います。内容、表現、事項などを細かく書き出すと、基本構想ではなく実施計画になってしまいます。そうではなく、基本的な内容や方向性を、簡潔に分かりやすい表現にすることが基本になると思います。

なお、28ページ「7. 構想実現に向けて」の項目について、私の意見を述べたいと思います。内容的には問題はありませんが、文章的な表現については、この部分はまちづくりについての「まとめ」となりますので、前回、もう少し分かりやすいように表現の見直しをお願いしました。今回、変更された文章を見ましたが、まだ分かりにくいと思います。まず、第1段落ですが、この部分は全てのまちづくりの総括になると思います。その末尾の部分は、現状では「魅力あるまちづくりを進めていくことが必要です。」となっていますが、これを「創意と工夫によるまちづくりを進めていくことが必要です。」とすればどうでしょうか。これから先、経済情勢も厳しくなり、さまざまな問題が生じてくると思いますので、「創意と工夫」でまちづくりを進めていくことが必要ではないでしょうか。また、その次の第2段落との間で文章が切れてしまっている感じがします。接続詞もなく、唐突に文章が出てきますので、読んでいる方からすればしんどいのではないのでしょうか。そこで、第1段落の前文を受けて、「したがって、住民福祉の維持向上を図りながら、」という形で文章を作成すれば分かりやすいのではないのでしょうか。また、第2段落の3行目では「住民の満足度を重視した施策を展開しなければなりません。」という表現を用いれどかと思えます。さらに第2段落の4行目は、「また、職員の人材育成や、情報化の推進を図り、」と続け、最後は「健全で計画的な財政運営を推進します。」としていただければと思います。そして、最終段落では「さらに、町域を越える広域的な…」という形で文章の締めくくりをしていただければ、前文と追加文、それに関する附属文と締めくくり文という4つの段落で起承転結にまとめられるのではないかと思います。読む方がこの計画を見たときに、良いことが書いてある、構想実現に向けてどのように展開するのだろうという捉え方をするとすれば、この項目は一番読まれるところではないかと思えます。今後の方向性を表す部分だと思しますので、先ほど別の委員もおっしゃいましたが、計画全体でもう一度見直していただいて、表現が硬すぎる部分は、内容を変えないで、できるだけやさしい表現をしていただけたらと思います。

事務局

節ごとに接続詞を入れ、語尾をもう少しわかりやすく、事務局で修正したいと思います。その他の文章についても精査したいと思います。

会長

先ほどの「5. 保健・医療・福祉」項目の、「関係機関」の表現に関する意見についてですが、関係機関だけでは少しわかりにくいと思いますので、「保健・福祉・医療関係機関、団体」を入れてはどうでしょうか。

委員

26ページの1行目のところですが、「社会的潮流」では地球環境問題に関する内容を追加していますので、この基本方針の部分でも内容の追加が必要ではないでしょうか。1行目の「ごみの減量や省資源」の前に「温暖化ガスの排出抑制や」を加え、また、2行目に「低炭素社会」という言葉を追加すれば、リサイクルだけでなくCO2対策や地球環境対策も読み取れるようになるのではないかと思います。

会長

他にいかがでしょうか。最後までいきましたので、全般を通して何かあればお願いします。この後、ご意見をいただいた点を取り入れて、もう一度基本構想案を修正していくこととなりますが、これにつ

いては私にお任せいただくということによろしいでしょうか。

### 【「異議なし」の声】

**会長** 先ほどから、表現をもう少し洗練させるようにというご意見もいただいていますので、それについても見させていただこうと思います。それでは、本日の案件1については終了します。

### 3.【案件2】 その他

**会長** それでは、案件2のその他について、委員のみなさんから何かありますか。なければ、事務局からはいかがでしょうか。

**事務局** 本日、修正点が何箇所かありましたが、会長に一任いただくということでしたので、基本構想案の文章の修正については、事務局と会長で調整しながら行います。その後、パブリックコメントを予定しており、7月中には実施したいと考えています。パブリックコメントは30日以上の募集期間が必要であり、その間に寄せられたご意見をまとめて、審議会にご報告させていただきますので、次回の審議会は8月中に開催できればと考えています。

**委員** 先ほどの土地利用ブロックのA・B・Cの呼称についても、事務局と会長におまかせするという事ですか。

**会長** 各委員からも何かご意見があれば、近日中に事務局までお願いします。

**委員** 審議会としてはこのような案でまとめるということになりましたが、基本構想案にも住民参加などが書かれていますので、その実践のためにも、パブリックコメントという形ではなく、住民説明会を開催すればどうでしょうか。このような考え方でこのような案にしたなど、地域ごとの説明会をきめ細かくして、意見を集めるという取組みをしていただきたいと思います。

**委員** 賛成します。

**事務局** 事務局としては、パブリックコメント手続実施要綱を定めており、ほとんどの計画については、この要綱に基づいてパブリックコメントで広くみなさんにご意見をお聞きするという事としています。委員のおっしゃることもわかりますが、事務局では、要綱に基づきパブリックコメントを実施することを考えています。

**委員** では、前回の計画策定時にパブリックコメントを募集してどれだけの応募がありましたか。

**事務局** 今、手元に資料はありませんが、第三次総合計画策定時にはパブリックコメント手続実施要綱は制定されていませんでしたが、同じような形で広報等により意見募集し、数件の意見があったと思います。

**委員** 数件ということでしたら、そのことに関してはどのように思っていますか。住民参画ということで、住民への説明会というのは非常に大事な部分だと思います。みなさんがさまざまな意見を持っていらっしゃるというこのまちの特徴がありますので、是非お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

**事務局** 今回の総合計画は住民参加、参画で総合計画をつくるということで、前回もそうでしたが今回も公募委員の方に入っただき、各団体の代表のみなさんとともに審議していただいています。第四次総合計画により、新たな島本町のまちづくりが始まるということで、先ほどから大変貴重なご意見をいただきました。教育の問題、福祉の問題、環境の問題など、全体の住民福祉の向上につながる計画として策定するという事ですので、さまざまな団体の代表のみなさんにご審議いただき、最終的に会長に一任

をいただいたわけですが、先ほどから人口増加や、さまざまな施策の問題もありました。本町の今後の発展を考える上で、土地利用がどうあるべきか、自然環境の保全を図りながら秩序ある土地利用、高度利用も含めて、町の発展をめざした施策を推進する、そのための第四次総合計画ということでご審議いただいています。そのようなことを踏まえて7月にパブリックコメントを実施し、いただいたご意見を踏まえて修正し、8月に審議会でお示しできればと考えていますので、よろしくをお願いします。

**会 長** 以上で全ての案件が終了しましたので、本日の審議会を閉会します。

<終 了>

---

(様式第2号)

## 要 点 録

平成21年9月4日作成

会議の名称	第7回 島本町総合計画審議会		
会議の開催日時	平成21年8月25日(火) 午後2時~3時27分		
会議の開催場所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	5名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	岩井(均)委員、大西(義)委員、大西(三)委員、沖委員、落合委員、柏内委員 岸委員、榊原委員、坂田委員、清水委員、高山委員、戸田委員、中村委員 濱田委員、原田委員、平井委員、福田委員、北條委員、松田委員 松村委員、松本委員、森脇委員、山口委員 (五十音順)		
会議の議題	1、第四次島本町総合計画基本構想(案)について 2、その他		
配布資料			
審議等の内容	別紙のとおり		

## 第7回 島本町総合計画審議会要点録

日 時	平成21年8月25日(火) 午後2時~3時27分
場 所	島本町役場 3階 委員会室
出席者	出席委員23名、事務局等5名

### 1. 開会

- 事務局** それでは、ただいまから、第7回島本町総合計画審議会を開催させていただきます。  
本日、審議会委員30名のうち、23名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。  
それでは会長、議事進行をお願いします。
- 会長** それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

#### 【「異議なしの声」】

- 会長** ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

#### 【傍聴者入場】

### 2. 【案件1】第四次島本町総合計画基本構想(案)について

- 会長** それでは、案件1、「第四次島本町総合計画基本構想(案)について」、審議を行っていきたいと思います。事前に資料が配布されていますので、事務局から説明願います。
- 事務局** それでは、事前に配布いたしました資料について説明させていただきます。
- 資料16「基本構想案(平成21年6月末現在)」 = 基本構想(案)に、これまでの審議会でいただいたご意見、修正内容を反映したものです。最新版の基本構想(案)として、パブリックコメント募集時に資料として使用しました。
  - 資料17「基本構想案に関するパブリックコメント ご意見と町の考え方(案)」 = パブリックコメントにおいて寄せられたご意見の内容と、ご意見に対する町の考え方を、項目別にまとめたものです。なお、パブリックコメントは、7月1日~31日の期間に実施し、その間に16人の方から68件のご意見をいただきました。  
なお、資料17の各欄の見方は次のとおりです。
    - ◇ 「連番」 = 項目別に分類・整理した各意見に1~68の連番を付しています。
    - ◇ 「提出者番号」 = 意見提出者ごとに1~16の番号を付し、提出者ごとの意見内容を分かりやすくしています。
    - ◇ 「該当ページ」 = 基本構想(案)における該当ページを示しています。こちらは、「資料16」のページ番号に対応しています。
    - ◇ 「ご意見」 = 提出された意見内容を記載しています。
    - ◇ 「町の考え方」 = ご意見に対する町の考え方(対応方針)の案を記載しています。

- 会長** ただいま資料の説明がありました。まず、「資料16」は前回の審議会において決定をいただき、

最終的に私が語句等について確認させていただいたことも含めて、基本的に決定済みだとお考えいただけます。それに基づいてパブリックコメントを実施し、その結果として「資料 17」において、意見内容と町の考え方(案)をまとめており、これをパブリックコメント結果として公表してよいかどうかについて、みなさんのご意見を伺いたいと思います。

まず、資料 17 の 1 ページ、「序論」の項目についてご意見ををお願いします。

**委員** 第三次総合計画を見直して第四次総合計画を策定する訳ですので、第三次総合計画がどのように進捗したのかどうか書く必要があると思います。それは、今後の基本計画、実施計画の中で示すとなっていますが、そうであれば、基本構想と基本計画を同時進行にすべきではないかと思います。

**会長** 見直しに関連してただいまのご意見がありました。みなさんいかがでしょうか。私は、既にこの審議会の中でそのような意見は出たであろうと思っています。今おっしゃったようなことも私自身も申し上げたと思います。それらを含めて総合計画の基本構想案を作った訳ですので、基本的には現状の構想案のままで良いと思いますが、いかがでしょうか。それに対して、やはりこうしてほしいという意見があればお願いします。

**委員** 今会長がおっしゃったように、この総合計画の中で表記されている内容は、さまざまな形で、その基本的理念と構想を提示している訳であって、具体的な内容について触れているものではありません。それは基本計画や施策の中で打ち出されていくものだと解釈しています。この一つひとつについて第三次総合計画の見直しをしていくということになると、あらゆる施策についての細かい表記をしなければならないということを含んでいるのではないかと思います。したがって、ここまでこの中で表記する必要があるのかどうか、具体的な施策の内容の見直し等については、資料 17 にも書かれているように、基本計画および実施計画の段階で反映していくという形で表記されているので、私はそれで結構かと解釈します。

**会長** とりあえずは、構想の内容まで変えるというところまでしないという前提で、お願いしたいと思います。より具体的に町の考え方の部分をこうした方が良いというご意見があれば、伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

**会長** 次に、資料 17 の 1 ページからの「第 1 章 島本町の現況と特性」の項目について、ご意見があれば伺います。

**委員** 資料 17 の 2 ページ、「連番 8」の意見に対して、町の考え方が示されていますが、その中で「基本計画の各分野において掲載すべきか、巻末の参考資料とするか検討中です。」とあります。これはどのように検討中であるか説明いただきたいと思います。

**事務局** 以前、審議会において、基本構想に各分野のデータ等を追加してはどうかという意見をいただきました。それに対して、ここは基本構想なので重要な分野のみ示して巻末資料に載せるか、基本構想の項目に該当する基本計画にデータを掲載するか、いずれかに載せようということで、審議会で議論いただいていますので、このような内容にしています。今後、基本計画のご審議をいただきますので、そこで載せるべきか、巻末に載せるのか、再度議論をいただきたいと思います。

**会長** 資料 17 の 3 ページ、「第 2 章 社会的潮流等」の項目について、ご意見はありませんか。

**委員** 資料 17 の 3 ページ、「連番 23」について、地方分権と広域化の時代の部分ですが、ご意見として「自己責任」のことに触れていますが、私も個人として「自己責任」を言うのは良いのですが、

他の人に「自己責任」と言われるのはよくないと思います。この場合、地方自治体のことを言っているのだという話もありますが、地方自治体にとっても大阪府や国の責任もある訳で、そのようなことも一括りにして「自己責任」という表現はまずいのではないかと思います。

**会 長** 「自己責任」という表現がよくないのではないかというご意見ですが、今のご意見に対する他の委員の方のご意見も伺いたと思います。「自己責任」という言葉が大きな問題になったのは、たしかボランティアで海外に行かれて事件に巻き込まれたことで大きな社会的な問題になったと思いますが、委員のみなさんのご意見に従って決めれば良いと思います。

**委 員** 「自己決定、自己責任」という表現については、私も大変違和感を持ちました。けれどもそれをうまく表現することはできなかったのですが、パブリックコメントの意見で書かれている通りの印象です。「自己決定、自己責任」という言葉が一時期非常に使われていましたが、この文章の中では、この2つの言葉はとても唐突に感じられ、適当ではないと思います。

**会 長** 他の委員の方はいかがでしょうか。

**委 員** 私は反対の意見なのですが、結果的に物事を決めたり実施する場合、自分の意見を言うだけでなく、その意見には責任を持つ必要があると思います。自分で決定する以上は、その責任も必要であると考えますので、これはこれで良いと思います。

**会 長** パブリックコメントの意見では、住民一人ひとりに対しての表現なのか、ということですが、私が読む限り文脈上は自己というのは明らかに地方自治体のことであり、住民一人ひとりのことではないと読めますが、それはよろしいですね。その上で、「自己決定、自己責任」と言っていることについていかがでしょうか。私も住民一人ひとりが、と言われれば相当な抵抗感を持ちますが、自治体自らがということであれば良いのではないかと思います。

**委 員** おっしゃる通りと思います。この文脈では私もこれは地方自治体と考えますが、そう考えた上で、「自己決定、自己責任のもとで」という言葉がなくても、全体の文脈としては十分伝わり、なくても支障がないと思います。逆にあった場合は、これがまるで住民一人ひとりにあるような印象を与えかねないのではないかという点で、この表現はない方が良く私は考えています。

**会 長** どういたしましょうか。私は、むしろ地方分権ということ自体が自治体と言うのであれば、この程度の決意を表明してもけしておかしくないと思います。「自己決定、自己責任のもとで」という言葉がなくても文脈上は意味が通じると思いますので、多数決で、このままで良いのか悪いのか意見を伺いたしたいと思います。この表現があっても良いと思われる方は挙手をお願いします。

#### 【賛成多数】

**会 長** それでは、このままの表現にしたいと思います。

**会 長** 他に意見があればお願いします。

**委 員** 同じような感覚で、「こころ重視の時代」という表現について、資料17の3ページ、「連番22」で住民の方が指摘されています。少し前は「こころ」がすごく言われましたが、現実社会はこころの問題だけではなくてきてきていると思います。身近な助け合い、支えあい、思いやりなどを表現するのであれば、あえて「こころ」という文字は外した方が的確だと私は考えています。代わりの案として「支えあうコミュニティの復活」という具体的な表現がありますので、パブリックコメントでいただいた言葉を採用するのが良いのではないかと思います。

会 長 「こころ重視の時代」という項目タイトルを、「支えあうコミュニティの復活」に変えるというご意見ですが、これについて何かご意見があればお願いします。

委 員 私はどちらの表現が良いということでは、どちらでも問題はないと思いますが、学校で子ども達が「こころのノート」を持っていて、こころと言ってもどのような内容かは私も読んでいないので分かりませんが、明日もそれで授業があるそうです。いろいろなことに関して子ども達が取り組んだり考えたりすることを書く欄があり、こころという言葉も出ているようなので、私は「こころ重視の時代」ということについて、変えた方が良いとは特に思いませんでした。

委 員 私も長く教育の中において子ども達にいろいろな形で気持ちのあり方や心の動き、親との心のつながりなどさまざまな形で話し合いをしてきました。現在の世相を見ると、我々も驚くような犯罪あるいはそれに類する事象が起っています。幸いなことに島本ではそのような事柄が現在まで見られていないのは非常にありがたいことだと思っていますが、やはり島本の中で心を重視した形での教育が現場でも行われ、住民のみなさんがいろいろな形で心をつながり合わせるという生き方は、今後も重視しなければならぬと思います。ご意見の中に「コミュニティ」という表現がありました。それはあくまでも心を通じた形態であって、やはり基本的な、心に対しての取り組みというのは絶対に外すべきではないと私は思います。

会 長 他に意見がなければ、先ほどと同じように委員のみなさんのご意見を伺いたいと思います。「こころ重視の時代」がこのままで良いという方は挙手をお願いします。

#### 【賛成多数】

会 長 表現はこのままにさせていただきたいと思います。

委 員 資料17の3ページ、「連番21」の意見についてですが、高齢者の活用について、町の考え方として、「既存の地域資源の中に人材の意味も含む」と答えられています。地域資源が人材の意味も含んでいると一般的に考えるのは厳しいものがあり、やはり人材という言葉を使い込みたいと思うのですが、「既存の地域資源や人材」などとして、人材という言葉を使つてはいかがでしょうか。

会 長 地域資源という言葉だけではなく、人材という言葉も入れた方が良いというご意見ですが、いかがでしょうか。

委 員 高齢者の活用ということを地域資源に含めるということは、少し表現が違うのではないかと気がします。地域資源という場合、何を意味するのかということもよく分かりません。地域資源とは何を意味しているのか、地理的な位置関係も一つの資源だとは思いますが。地域資源や高齢者の人材の有効活用ということを入れても良いのかと思います。地域資源だと確かに違和感を覚えますし、地域資源から高齢者という発想は出てこないと思います。

会 長 これも確か、以前審議会の中で意見が出たと思います。あの段階では納得したと思いますが、どうでしょうか。お二方の委員から、分かりにくいという意見がありましたので、例えばご意見のように、「既存の人材や地域資源」ということもありますし、「人材を含む地域資源」という言い方もあるでしょう。より分かりやすくなると思いますが、いかがでしょうか。町の考え方として人材の意味も含んでいるということですから、「人材を含む地域資源」としてはどうでしょうか。

委 員 私も先ほどのご意見と同様に、「既存の地域資源」そのものが人材を指すとは解釈できかねます。どうも違和感があります。もしあえて、町の回答案のように人材を含むということであれば、形を

変えたものにするべきだと思います。

会 長 具体的なご提案はありませんか。

委 員 高齢者の活用という言葉があるべきかどうかということには少し疑問があります。ただ、これをもって既存の地域資源とすると、やはり違和感があります。

会 長 前段の部分から見ると、労働力、地域の担い手、あるいは生産、消費に関わる社会経済の活力などの全般が地域資源であると、文面上は読めると思います。ただそこまで類推して読みなさいということは確かにしんどい話かも知れませんが、申し上げているように「人材を含む地域資源」ということであればより分かりやすいと思います。

委 員 「既存の」の代わりに、「人材を含めた」と入れると良いのではないかと思います。「高齢者の活用」という言葉をあえて入れることには、私も基本的には賛成していませんので、「既存の」を、「人材を含めた」と変えるのがよろしいのではないかと思います。

会 長 他に意見がなければ、そのように基本構想案を修正し、町の考え方の記載も修正していただきたいと思います。「このことから、人材を含めた地域資源の有効活用や」ということで、基本構想案を修正することにしたいと思います。

会 長 次に、資料17の3ページからの「第3章 まちづくりの基本的課題」の項目についてはいかがでしょうか。

委 員 資料17の4ページ、「連番28」の意見についてですが、意見提出者のご指摘は、「生物多様性」という言葉を追加すべきということでした。それに対して町の考え方としては、これは「多面的な機能」という表現に含まれているということですが、そもそも基本構想案のこの項目タイトルが「自然環境の保全及び環境問題への対応」であるのに、生物が抜けているのは惜しいと思います。多面的な機能はさまざまありますが、あえて生物の多様性という言葉を入れる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

会 長 パブリックコメントの意見の通り、「生物多様性」という言葉を入れるというご意見ですが、いかがでしょうか。

委 員 森林の機能については、生物だけでなく水質保全等も考えられますので、そのような観点から言えば、多面的な機能のままで良いのではないかと思います。

委 員 大阪府下でも、島本町の里山に残る植物は非常に貴重だと聞いたことがあります。大阪府下に生息している植物の40%程度が島本にあり、市街地でこれだけの生物、特に植物の多様性を保っているのは専門家の方からも注目されていると聞いています。その意味で、下にスペースもたくさん残っていますので、多面的な機能の中から、「生物の多様性」を表に出し、地下水のこと、災害・防災面のこと、レクリエーションに、ぜひ生物を加えていただきたいのは私の切なる願いです。逆に、レクリエーションの前に持ってきてほしいというのが、私の希望であり意見です。

会 長 私もその言葉を入れること自体にけして反対ではありませんので、今のご意見を生かしつつということで考えますと、資料16の15ページ、2番の項目の2行目において、「貴重な財産である水やみどりの自然資源を守り育て、」の後に「生物多様性を保ちつつ、後世に継承していくこと」という文章にすれば、意味も通るのではないかと思います。いかがでしょうか。「自然資源を守り育て、生物多様性」とすれば文脈上も自然に思えるのではないかと思います。それでは、「貴重な財産である水やみどりの自然資源を守り育て、生物多様性を保ちつつ、後世に継承していく」ということにさせていただきます。

会 長 次に、資料17の5ページ、「第1章 まちの将来目標」の項目についていかがでしょうか。

委 員 将来人口についてですが、資料17の5ページ「連番37」の意見に関連して、基本構想案では現状で32,000人を設定して、それをめざそうと書いてありますが、私は町の人口をどうしていくかという事は極めて大事な問題で、出されたご意見も切実に書いてある訳で、何とかそのようなことも取り入れて、基本構想案を充実させてはどうかと思います。このことを考える上でも、第三次総合計画で32,000人を掲げて、それができなかったことについて、詳細な分析が必要ではないかという思いをしているということを申し上げておきます。

会 長 今のご意見に関連して、具体的にここをこうするというご意見はあるでしょうか。例えば、基本構想自体を変える、あるいは町の考え方についてのご意見はありますか。目標人口については、相当議論してこの表現に落ち着いたということですので、普通に考えればこの通りにしたいと思いますが、特にこうした方がよいという意見があればお願いします。

委 員 将来人口については、前回、私の考えは述べさせていただいたので、ここでは繰り返すことはしませんが、複数の方が32,000人についてこのように思うと、具体的にこれだけ述べられています。パブリックコメントの住民の意見をどのように受け止め、どのように生かしていくかということが、審議会や町に問われていると思います。もし、もう決まったことなので32,000人を動かさないならば、パブリックコメントは何なのだろうということが私の正直な気持ちでもあります。具体的にということでしたので申し上げますと、29,000人、もしくは具体的に書いてある28,000人といった数字に見直しが必要ではないかと思います。

会 長 数字自体を変えるべきであるというご意見ですが、他の委員の方でご意見があればお願いしたいと思います。

委 員 将来人口の32,000人についてですが、増やすのはなかなか難しいという思いの中、各委員が町の財政や過疎化の状態などを考慮して、これが良いのではということで決まったわけです。パブリックコメントでいろいろな意見が出ていますが、そのようなことまで考えられているのかということも疑問を持ちますので、私は原案が良いと思っています。

会 長 パブリックコメントでたくさん意見が出ることは当然だと思います。我々も将来人口について相当な時間をかけて議論し、その上で、32,000人で行こう、目標として置こうと決まったと思います。パブリックコメントを見て、それを変えるということには、私はならないのではないかと思います。もちろん変えても良いのですが、そうすると、我々が重ねた議論の時間は、何だったのかということにもなりかねないと思います。むしろ、私自身が疑問を呈したということは、思い返してみてもそうなのですが、ただ目標値としてこれでやっていきましょう、あるいはいろいろな条件を考えてこれで行きましょうということになった議論の経緯を踏まえても良いのではないかと思います。

これについても、採決をもう一度取りたいと思います。32,000人で良いか、あるいは再考すべきかのいずれかでご意見をうかがいます。32,000人のままで良いという方は挙手をお願いします。

#### 【賛成多数】

会 長 反対の意見の方は1名ということですので、人口については基本構想案の通り32,000人ということとやっていきたいと思います。

会 長 次に、資料17の7ページからの「第2章 まちづくりの基本方針」の項目についていかがでしょうか。ないようでしたら、8ページからの「基本構想全体・その他について」の項目ではいかがでしょうか。

委 員 資料17の8ページ、「連番63」の意見で、パブリックコメントの公募について、公聴会を開いて計画について説明し、その上で意見を集めるということを書かれています。私はそういう姿が本来ではなかろうかと思っています。先ほどの議論の繰り返しになりますが、町行政そのものが審議会で議論する前に、町行政として第三次総合計画がどうであったのか、そのことを踏まえて町自身がどういう基本計画をやろうとしているのかということを示しながら意見を聞き、意見をまとめてこの審議会で基本構想を考え、基本計画を作ってもらおうというようにすべきではないかと思っています。これは既に審議会で議論されたことかもしれませんが、今回の第四次総合計画は前倒しになっており、私はJRなどの影響がどうだということを見極めるには、もう少し時間をおいた方がよいのではないかと考えると、時間をかけてでも第三次総合計画の総括をし、行政がこのような計画に取り組みたいということを示しながら住民の声を聞くという形で基本構想を作るべきではないかと思えます。

会 長 町として何か意見はありませんか。

事務局 連番63のご意見に関しては、前回の審議会でのご意見をいただき、町の考え方を述べさせていただきました。この資料の通り、ご意見として参考にさせていただきますとしております。

委 員 委員の言われることについて、私の理解では、第三次総合計画をよくおさらいをしてやりなさいということだと思いますが、それは役場の方でまずアンケートをされています。そのアンケートでもこのような意見が十分入っていますので、その中で意見が反映されているということで、それらも吟味してこの問題に私自身は取り組んできました。

会 長 他に意見はありますか。基本的には私も委員のおっしゃった通りだと思います。ただ、今後もこれで良いのかということについては、必ずしも従来型のやり方で良いかは分かりません。このパブリックコメント方式もそれなりの制度があってやっています。従来型の枠組みに基づいて、第四次総合計画も作ろうとしています。第五次もそれで通用するのかどうかは、いろいろな情勢によって変わってくると思いますので、その時に先ほどの意見も参考にぜひやっていただきたいということは、町にお願いしておくことだと思います。

委 員 もしかすると関連するかもしれません。その他についてですが、このようなパブリックコメントで貴重な意見をいただいています。例えば、今の公聴会の件や、連番9、連番10の意見については、非常に具体的に町政に関して関心を持っておられる方と拝察します。このような寄せられた住民の方の意見を何らかの形で残して、第五次につなぐ必要があると考えています。そこで私は気付いたのですが、第三次総合計画の冊子には、最後の部分で資料として住民の方の意見と思われるものが掲載されています。第三次総合計画冊子の120ページからですが、これは住民意見と思われませんが、何が言いたいかと言いますと、せっかくいただいたパブリックコメントについて、文言の指摘は必要ないと思いますが、町政に対する意見のコメントについては、文章に残して第四次総合計画を作る必要があると思います。先ほど資料としてデータを計画に載せるか、後ろに載せるかという話がありました。つまり巻末にこのような住民意見をきっちり掲載した上で第五次につないでほしいと考えています。いかがでしょうか。

会 長 今のご意見にある第三次総合計画冊子120ページからの意見というのは、その前の119ページに

答申書がありますが、答申書の中に「別紙の通り意見を付記する」とあり、基本的には審議会の意見となっています。ただいまの意見のように、パブリックコメントで出た意見をこのような形で残すということについて町としてはどのようにお考えですか。別の形で残し、別の形で公表するということはあると思いますが、今の意見のように総合計画の文章に載せるということもあるのか、あるいは別の形にするのか、どのようになりませんか。

**事務局** パブリックコメントをさせていただき、今回は68件と多数のご意見をいただきました。また、審議会において委員のみなさんに内容を見ていただき、ご意見もいただきました。そのうち、修正する意見については基本構想案に反映させ、また、それぞれ町の考え方に書いている通り、基本計画や実施計画の参考にさせていただきますという意見については、その時点で反映していきたいと考えています。また、個別の意見で総合計画に直接関係しない意見などについては、ご意見として賜りますと回答しています。審議会で確認いただきましたので、今後、町ホームページなどに結果報告書を掲載して周知する予定をしております、また、役場1階文化・情報コーナーでも閲覧できるように予定しています。

**会長** パブリックコメントを求めること自体については、要綱があると思いますが、その要綱の中には取り扱いが書いてあるのでしょうか。そこには少なくとも、計画の中に文章と記録に留めるという規定はないのでしょうか。

**事務局** 特にありません。

**会長** それでは、ホームページなどで公表し残すということですが、いかがでしょうか。昔と違って今はホームページがありますので、そこできちんと残していただければ、伝わるはずだと思います。今の町の考え方について何かありましたらお願いします。

もう一つ、ここで公聴会という言葉が出てきましたが、総合計画を策定することに関して、公聴会の位置付けというのは、何か規定で決まっているのでしょうか。

**事務局** 特にありません。

**会長** 基本的には、審議会を開いてパブリックコメントをするということですね。他に何かありますか。

**委員** 一点どこかに漢字についてのご指摘がありました。資料17の8ページ「連番58」の意見だと思います。事前に調べることを失念して来てしまいましたが、「香るは薫るの誤記ではないか」ということで、私は後者の「風薫る」の「薫る」が文化に対しては通常使われるのではないかと思います。町の文化推進計画の表現を引用されたということですが、本来であれば「薫る」にした方が良いのではないかと思います。みなさんはいかがでしょうか。

**会長** 広辞苑を調べますと、特に区別はないように載っています。漢和辞典で調べれば違いは出てくると思いますが、既に公的な資料でこちらの「香る」の字が使われているということであれば、これで良いのではないかと思います。

**委員** 同じようなことで、資料17の3ページ「連番27」の意見で、「日本国憲法に唱われ」の表記について、「謳われ」と難しい方の字に修正するということですが、このような漢字は常用漢字に入っているのでしょうか。常用漢字にこだわる必要はないのかも知れませんが、ひらがなでも良いような気がします。

**委員** ひらがなでしょうね。

**会長** 事務局で検討願います。

**事務局** ひらがなに修正します。

会 長 他にいかがでしょうか。なければ、質疑はここまでにしたいと思います。  
これまでに出示していただいた意見や決定に従って、基本構想案に修正を加え、答申案としたいと思います。よろしいでしょうか。

委 員 先ほど指摘された意見と重複する部分があると思いますが、私は第三次総合計画のときも策定に携わらせていただきましたが、委員のみなさんからは素案に対する意見が出されました。出された中で、総合計画の中に表記すべきではないけれども、貴重な内容だといった事柄を記録され、付記の中に付帯意見として付けた記憶があります。したがって、この審議会の中でも、町長から諮問を受け答申する中で、今後10年、15年先を見通した時にこのような点に留意されたいという付帯意見が必要ではないかと考えています。現在は不況下にあり、しかも、いろいろな事件や事象をたくさん抱え込んでいる時代です。これから先10年を見通して島本町財政がきちんと運営される中で、この総合計画が順位を付けられながら推進されていくように、我々としては町に要望すべきではないかと思えます。そのような付帯条件を付けていただくことができるかどうか伺います。

会 長 ただいまのご意見ですが、先ほどの意見の時も申し上げましたように、第三次総合計画冊子の119ページに答申があり、続いて120～121ページに意見が載せられていますので、同じようにすることは構わないと思えます。そのような意見が多いようでしたら、同じようなスタイルでやっていただくように町の方に要望したいと思います。このような形で付帯意見を付けて答申するという形にしましょうか。

そうすると、もう一度付帯意見の案について一度はご審議を願わなければならないと思えます。それでよろしいでしょうか。これまで出た意見から町の方でまとめて案をつくっていただき、それをもう一度審議会に諮っていただくということでよろしいでしょうか。

それでは、答申については、本日の修正も含めて基本構想案と付帯意見を付けて答申としたいと思います。付帯意見については、もう一度審議会を開くこととします。

### 3.【案件2】 その他

会 長 次回の審議会は、9月16日（水）の開催とします。  
案件2「その他」について、特になければ、本日は閉会とします。

<終了>

(様式第2号)

## 要 点 録

平成21年10月1日作成

会議の名称	第8回 島本町総合計画審議会		
会議の開催日時	平成21年9月16日(水) 午前10時~11時8分		
会議の開催場所	島本町役場 地下1階 第五会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	2名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	新井委員、岩井(長)委員、岩井(均)委員、大西(義)委員、大西(三)委員、岡田委員 沖委員、柏内委員、榊原委員、坂田委員、清水委員、高山委員、戸田委員 富家委員、中村委員、濱田委員、原田委員、平井委員、福田委員、松田委員 松村委員、松本委員、森脇委員、山口委員 (五十音順)		
会議の議題	1、第四次島本町総合計画基本構想(案)について 2、その他		
配布資料			
審議等の内容	別紙のとおり		

## 第8回 島本町総合計画審議会要点録

日 時	平成21年9月16日(水) 午前10時~11時8分
場 所	島本町役場 地下1階 第五会議室
出席者	出席委員24名、事務局等5名

### 1. 開会

- 事務局** それでは、ただいまから、第8回島本町総合計画審議会を開催させていただきます。  
本日、審議会委員30名のうち、24名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。  
それでは会長、議事進行をお願いします。
- 会長** それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

#### 【「異議なしの声」】

- 会長** ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

#### 【傍聴者入場】

### 2. 【案件1】第四次島本町総合計画基本構想(案)について

- 会長** それでは、案件1、「第四次島本町総合計画基本構想(案)について」、審議を行っていきたいと思います。事前に資料が配布されていますので、事務局から説明願います。
- 事務局** それでは、事前に配布いたしました資料について説明させていただきます。
- 資料18「パブリックコメント後の基本構想案の修正箇所(平成21年9月)」= パブリックコメント意見及び前回の審議会の審議を踏まえ、基本構想(案)を修正した箇所を抜粋して示しています。
  - 資料19「基本構想の答申文及び付帯意見(案)」= 1枚目が町長への答申文の案、そして2枚目が答申に添える付帯意見の案となっています。なお、付帯意見(案)は、これまでの審議会でも出された意見から、抽出・整理して作成しました。
- 会長** まず「資料18」に関して伺います、パブリックコメントを受け、前回は基本構想案の修正について審議があったわけですが、それを受けて修正された基本構想案についてご意見を伺います。ご意見はありますか。

#### 【「異議なしの声」】

- ないようですので、基本構想案についてはお認めいただいたということにさせていただきたいと思います。
- 次に、「資料19」の答申案ですが、まず答申文についてご意見を伺います。何かご意見があります

か。ないようでしたら、付帯意見についてご意見を伺います。

**委員** 付帯意見に直接関わらないのですが、関連することとして伺います。資料 19 の付帯意見 6 番の(3)で、「第三次総合計画の実績・進捗状況や、」とありますが、第三次総合計画の基本計画の中には、町の個別計画に基づいて検討していくといった表現がいくつかあります。例えば、第三次総合計画の第 2 章第 1 節「自然環境の保全・活用」や、同章第 3 節「景観形成」、第 4 章第 2 節「交通体系」では、「島本水の文化園構想」に基づいて検討する、とあります。また、「島本町緑の基本計画」や、「島本町住宅マスタープラン」に基づいて、などの表現もありますが、これらの計画の策定時期を確認すると、水の文化園構想は平成 3 年 4 月、住宅マスタープランと緑の基本計画は平成 11 年 3 月に策定されています。少し古いので、第三次総合計画から第四次総合計画に変わるに際して、これらに基づいて検討することに不具合がないのかということと、住宅マスタープラン、緑の基本計画の進捗状況なども示していただいて、今後、基本計画(案)の審議において議論していけたらと思っています。

次に、直接関係はないのですが、都市計画マスタープランの調査費用が今年度の町予算に計上されており、やはり総合計画の基本計画の検討とかなり関わる部分もあるかと思えます。並行して検討を進められるのか、今年度の都市計画マスタープランの検討というものはどの程度予定しているのか、お伺いします。

**事務局** まず、個別計画の進捗状況についてですが、それぞれ所管の部局があり、例えば「緑の基本計画」は計画期間が 20 年ですので、計画期間内となっています。今後の基本計画とも整合を図りながら、見直すべきものは見直し、総括できるのであればこのままでと考えています。その他の計画についても、年次計画に沿って計画に基づいた事務事業を執行していますが、もちろん見直すべきものは見直し、今回ご審議いただいた基本構想を踏まえて、内容がはずれている、もしくは新たに付け加えなければならないものは当然見直しをしていかなければならないと考えています。

次に、都市計画マスタープランについてですが、平成 21 年度と平成 22 年度の 2 か年をかけて見直す予定です。都市計画マスタープランは、大きく 2 つの部分に分かれており、総合計画の基本構想のような「全体構想」と、「地域別構想」があります。今年度は「全体構想」の部分の見直しを検討する予定であり、今回、総合計画基本構想案の内容を了承いただきましたので、その内容を踏まえて、都市計画マスタープランの全体構想の見直しを進めていきたいと考えています。来年度については、もう少し具体的に、地域別の課題を整理して策定していきたいと考えています。

**会長** 先ほどの委員のご意見のうちの最初の部分ですが、付帯意見に付け加えた方がよいでしょうか。例えば、付帯意見 6 番の(3)に、「基本計画及び実施計画の策定にあたっては、第三次総合計画及びその他の計画の実績・進捗状況や」と付け加えた方がよいですか。その方がはっきりはしますが、やはり、第三次総合計画のみの実績・進捗状況ではありませんので、上位計画と下位計画との関連もありますが、「その他の計画」についての表現を付け加えてはいかがでしょうか。

**委員** 「その他の計画」についても入れた方がよいと思います。さらに、印などを付けて、「その他」が何の計画を指すのか挙げていただくと、さらに望ましいと思います。

**会長** みなさんはいかがでしょう。そこまで必要があるかどうかはわかりません。その他の計画の数を挙げていくときりがないことになりそうなので、ぼやかした方がよいのではないかと私は思います。

**委員** 確かに、個別計画はかなりありますので、「その他」ということで、どのようなことに関わっても問題がないようにしていただければと思います。

**会長** 私もその方がよいと思います。緑の基本計画の他に、例えば下水道整備計画など、全て挙げてい

くと大変なことになります。答申案の付帯意見ということを考えれば、この表現でいかがでしょうか。

### 【「異議なしの声」】

**委員** 第三次総合計画冊子 120 ページに、現行計画の基本構想を答申した時の付帯意見が記載されていますが、そのうち5番の(3)の意見で、「魅力ある景観形成の取り組みのための指針を策定するなど、美しい都市景観のある島本町の創造に努められたい。」という文章があります。これは美しい文章で格調高いものだと思いますので、今回の付帯意見にも是非入れていただきたいと考えます。今回の付帯意見(案)でいうと、2番に入るかと思えます。2番の(2)に「まちのPRや活性化を図るため、観光面の取組みの推進に努められたい。」とあり、ここと似た表現になるかもしれませんが、第三次総合計画の付帯意見のこの文章を付け加えていただくのがよいと思えます。

それと、細かいことですが、今回の付帯意見2番の(2)にある「歴史・文化などを生かし」の「生かし」は、この漢字に統一されているのか、それとも活性化の「活」という字にした方がよいのか、これもみなさんのご意見を聞いていただきたいと思えます。

**事務局** 「生かし」の表現についてですが、今回の基本構想案では、「活かし」ではなく、「生かし」で統一しており、付帯意見案もそのように作成しました。

**会長** 「生かし」となると、死んでいるものを生き返らせるような感じがしますが、広辞苑には両方あります。漢字としてはどちらでもよいようです。統一するというところで結構かと思えます。

ただいまの付帯意見への追加を求めるご意見は、具体的には、どのような形で付け加えたらよいということでしょうか。

**委員** 具体的には、今回の付帯意見の2番の中に、(1)または(4)として、「魅力ある景観形成の取り組みのための指針を策定するなど、美しい都市景観のある島本町の創造に努められたい。」という意見項目を追加してはどうかという意見です。

**会長** みなさんはいかがでしょう。付帯意見というものは、基本構想の文言だけでは足りない部分について、我々委員の意見として強調して付け加えるということだと思います。基本構想案の中の文言と同じ文言をこの中に入れるということは、私はどうかという感じがします。

**委員** 確かに、第三次総合計画の時の付帯意見の中には、この意見だけでなく、他にも格調高い文章が多くあると思います。ただ、それを今回の付帯意見にも載せるというのは、新鮮さなども考えて、新しい文章の方がよいと思えます。

**委員** 同じ意義の文章や表現などが付帯意見の中で重なっているものについては、整理する必要があると思えます。なお、先ほど委員から出た、第三次総合計画の時の付帯意見の文章を追加するという意見に関しては、その意見の内容について異議がある訳ではありませんが、今回の付帯意見の中にそのような項目を追加していくと、これだけにとどまらないと思えます。今回の付帯意見の1番に、「本町の特性であり、貴重な財産である自然環境を後世に引き継いでいく」という、すばらしい表現が最初に明記されています。したがって、その他の個々の事柄をいくつも並べていくということに関しては、疑義を感じます。

次に、事務局にお尋ねしたいのですが、ご存じのように自民党政権から民主党政権に交代するという状況にあります。大阪府においては、橋下知事によって行政刷新が行われている現在、この小さな町である島本町が財政的な影響をどのような形で受けていくかが、この総合計画にも大きく影

響するものと考えています。町全体として、総合計画の中でも、そのようなものに動じないきちんとした表現を明記すべきではないかと思えます。詳細にわたることも必要ですが、そのような状況を踏まえ、この先10年、15年の間に、政治状況に左右されない形での総合計画、基本計画、実施計画を立てていくべきではないかと思えます。現時点での意見を聞かせていただきたいと思えます。

会 長

先に、最後の質問に対してお答えいただけますか。

事務局

委員がおっしゃったように、国の体制も大きく変わるということですが、それに伴う町財政への影響は、現段階ではどのようになるのか分からないという状況です。特に歳入については、これまで入ってきた補助金などが入らなくなるということも十分考えられます。それぞれの党でマニフェストが出されていることから、それに沿った形での具体的な施策も今後出されると思えますが、総合計画の中でも、国との関わりや広域との関わりも踏まえていますので、町としてはそのような動向を十分留意し、情報をできるだけ速やかに入手しながら、行政として適切に対処していくということになります。

総合計画については、今後は基本計画についてのご審議をいただくこととなります。基本計画は今後の具体的な施策の方向を示すものであり、そこでも、そのような議論を併せてしていただく必要があると思えます。基本計画の審議にあたっては、専門部会という形で具体的な審議をお願いしたいと考えていますので、その際にも情報があれば提供しながら、ご指摘の部分についても審議をお願いしたいと考えています。

会 長

第三次総合計画の時の「景観形成」に関する付帯意見を追加するかという問題についてですが、第三次総合計画の時の付帯意見を受けて、今回の基本構想案があるわけです。第四次総合計画の基本構想案の25ページ、第2段落には、「魅力ある景観の形成と誘導に努め、豊かな自然や歴史文化などの地域資源を生かし、歴史的な街並みや自然環境と調和した美しい都市景観の創造を目指しまちづくりを進めます。」とあります。前回の付帯意見を受けてこのような文言があると考えられます。

ただ、今気がついたのですが、第三次総合計画の基本構想ではどのように書かれているか見ると、よく似た表現があり、第三次総合計画冊子35ページの第5段落の後半において、「魅力ある景観の形成に努めるために景観形成のための指針を策定し、美しい都市景観のある島本町の創造とともに」とあります。

第四次総合計画の基本構想案では、個別の段落が設けられ、より独立された表現となっていますが、ただ、第三次総合計画の表現では「指針を策定し」とありますが、今回の基本構想案では、「指針をつくる」という内容が抜けています。この表現であれば、後退しているのではないのでしょうか。景観形成のための指針を策定するという表現があるのとならないのでは、随分違うと思えますが、いかがでしょうか。私はどこかにこの表現が欲しいと感じました。

対応として、一つは、第四次総合計画の25ページの文言の中に、景観形成の指針の策定に類する文言を付け加えるということが考えられます。または、付帯意見の中にこれを入れるという方法もありますし、基本計画に記載するという方法もありますが、やはり付帯意見で示しておく必要があるのではないのでしょうか。事務局としてはいかがでしょうか。

事務局

景観形成の指針については、第三次総合計画の基本構想では指針の策定について記載していましたが、今回の基本構想案では、取りまとめた表現になっています。ただ、第三次総合計画の基本計画でも指針づくりを明記しており、その内容を継承して、今回の基本計画の中でも明記する予定です。状況としてはそのようなになっています。

会 長

今回の基本計画案の中には、表現はあるということですね。ということであれば、改めて言うまで

もないということで、付帯意見にも付けない、基本構想の中にも記載しないということとは言えると思いますが。

**委員** 基本構想を議論する中でも、基本計画との兼ね合いなどについて、微妙なところがあります。今回の指針策定の表現についても、基本計画ではあるようですが、私は、基本構想を決めるとりあえずの到達点として一時的な答申をし、それに基づく基本計画を作成する作業に入り、職員や住民の声を十分聞いた上で、基本計画がほぼ固まった段階で、再度、基本構想として必要なことを検討し、基本構想と基本計画がほぼ同時にできるという進め方がよいのではないかと思います。この際、基本構想を職員も住民のみなさんも一緒に作ったという形で策定する方がよいのではないかと思います。

**会長** ご意見は私もよく分かります。フィードバックしながら全体を作り上げていくということは、本来正しいやり方とは思いますが、実際には、基本構想があって基本計画があるという形になっています。ですから、フィードバックしながら作っていくということは難しいだろうと思います。審議会でステップを踏んで、それを踏まえて次へという形でないと、スムーズに進まないという気がします。ただ、精神としてはそのような形を取り入れるべきだろうと思います。

景観形成の指針に関しては、基本計画の中で実際に取り上げられるということで、今回の付帯意見 6 番の(3)のところで、「第三次総合計画及びその他の計画の実績・進捗を踏まえて」新しい計画を作っていくということになっており、この文章の中に含まれるということで、基本構想案も付帯意見もそのままにしておくということではいかがでしょうか。

#### 【「異議なし」の声】

今の事柄は十分記録にとどめていただき、景観形成の取組みについてどうするかということは、今後の基本計画の審議でもきっちりしたいと思います。

他に意見はないでしょうか。

**委員** 付帯意見の中で少し抵抗のある表現があるのですが、4 番の意見で、「団塊世代の大量退職などを踏まえ、高齢者が生きがいをもって暮らし、地域社会にその経験や知識を生かすことができる環境づくりに努められたい。」とあります。団塊世代が退職するとすぐに高齢者になるという印象で抵抗を感じますが、みなさんはいかがでしょう。

**会長** どのように修正したらよいでしょうか。

**委員** 「...大量退職などを踏まえ、地域社会に...」として、「高齢者が生きがいをもって」という表現は後の方で使ってはどうか。

**会長** ただいまのご意見を踏まえて、どのようにいたしましょうか。

**委員** ここであえて「高齢者」という語句を入れなければならないという必要性はないと思います。したがって、「団塊世代の大量退職などを踏まえ、生きがいをもって暮らし、地域社会にその経験や知識を...」としてはどうか。

**会長** 要するに、現状案から「高齢者が」という文言を削除するということですね。それでは、そのようにさせていただきます。

**委員** 先ほど別の委員が、政権が変わっても揺るぎないということを書いておかなければ、とおっしゃっていましたが、その点で、付帯意見の 6 番に、地域のことは地域で決めるという地方分権や

地域主権の内容を入れたらどうでしょうか。財源や権限を地域に移していくということがこれからの流れで、大阪府でも進めています。そのような観点のことも入れておいてはどうかと思います。具体的には、6番の冒頭の文章を変更し、「創意と工夫による行財政運営を推進するとともに、地方分権や地域主権の確立に向けた取組みを進め...」という表現を入れてはどうかと思います。

会 長 今の意見についていかがでしょうか。6番の冒頭の文章に、「地方分権や地域主権の確立に向けた取組みを進め」という文言を追加するというご意見ですが。

委 員 基本構想案の13ページの(7)「地方分権と広域化の時代」の項目においても、道州制などが述べられていますので、動向は動向として十分認識し、あえてそのような意見を付ける必要はないのではないかと思います。

会 長 いかがでしょうか。先ほども述べましたが、基本構想案の本文中に書いてあることを、さらに付け加えることはないだろうという気がします。基本構想案の13ページにあるということで、今の意見では付け加える必要はないということですが、どちらにしましょう。

委 員 付帯意見ということから考えると、重複する必要はないと思います。

会 長 先ほどからの流れもそうなっていますので、あえて追加しないということでもよろしいでしょうか。

#### 【「異議なしの声」】

会 長 他にご意見はありますか。

ご意見がないようですので、答申文と付帯意見に、ただいまいただいた修正を加えて、町に答申したいと思います。答申は本日付けで、この会議の後に行きたいと思います。よろしいでしょうか。

#### 【「異議なしの声」】

### 3.【案件2】 その他

会 長 案件2の「その他」について、事務局から何かありますか。

事務局 本日で8回目の審議会ということで、長期間にわたりご審議いただきありがとうございました。会長から説明がありましたように、本日とりまとめをさせていただいた付帯意見を含めて、会長から町長に基本構想を答申いただく予定です。その後、議会で慎重に審議していただき、可決いただいた後に、改めて基本計画(案)についての審議を引き続きお願いしたいと考えています。具体的な施策の内容も重要であり、本町もさまざまな課題を抱えていますので、そのようなことも含めて慎重にご審議をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

委 員 今後検討される基本計画の中で、検討または資料提供をお願いしたいことがあるのですが、説明してよろしいでしょうか。

会 長 どうぞ。

委 員 第三次総合計画の基本計画の第4章第1節に「土地利用」という項目分野があります。その中で、市街化区域、市街化調整区域の区域区分の変更などが記載されています。最近の状況を見ると、国土交通省では、全国的な人口減少や環境エネルギー関係の深刻化、国や自治体の財政状況や社会状況が非常に悪化しているというところで、市街地の拡大を抑制するという方針を数年前から出され

ています。もう一つその中で打ち出されているものとして、市街化区域における新しいまちづくりとして、「地区計画」の採用ということが推進されています。地区計画というのは、市町村が主体で知事が同意する都市計画の手続きであり、市街化区域に編入してまちづくりの具体的な建設が可能になるという手続きよりも、比較的早く進むと理解しています。

それと、島本町の線引き見直し業務が平成 17 年にあったのですが、調整区域の大規模な農地等については、地区計画で将来の方針がはっきり市街化にする方針がなければ、市街化区域編入はしないということが明記されていますので、第三次総合計画の基本計画の中では、市街化区域の区分の変更ということだけしか出ていませんが、市街化調整区域、地区計画の採用によって新しいまちづくりができるという手法がかなり広まってきていますので、地区計画の制度についてご検討いただきたいと思います。また、基本計画の中で議論が必要であれば、参考資料の提供をいただければと思います。JR 島本駅西側の整備については、当然住民のみなさんの望まれるような素案を早く作るということが先決なのですが、地区計画の採用によって、まちづくりがかなり早期に進むという可能性がありますので、是非検討をお願いします。

大阪府においても、平成 19 年 11 月に市街化調整区域における地区計画のガイドラインを改定しており、国土交通省と同じような考えが示されています。島本駅西側については、それを採用する状況等も合致しているのではないかと思います。町が実施した西側の農地利用のアンケート結果は、農地存続という意見がかなり見られると思いますので、かなり有効な手法ではないかと思います。

ただ、地区計画の採用は課題も多くあると思われます。例えば、地区計画の場合は駅前の広場やアクセス道路などの整備については、都市計画道路として位置づけるのではなく、地区計画の中で地区施設という位置づけがあり、都市計画の手続きがかなり変わってきますので、そのあたりの対応についても是非検討していただきたいと思います。特に都市施設である駅前広場や道路、下水道の用地ついて、誰がどのようにして用地確保をして、どのような手法で事業化し、具体的な工事を進めていくかというあたりが、国や地方自治体より、かなり地権者が行うという傾向があるという懸念もありますので、そのあたりも含めて基本計画の中で検討できればと思っています。

先ほど意見があった地方分権や住民主体でまちをつくるという時に、地区計画で、まちづくり協議会などを作って、具体的にまちづくりの大方針にするという事例もありますので、かなり有効な方法ではないかと思います。

さらに、これは直接内容とは関係ないのですが、第三次総合計画冊子の表紙をめくったところに、町民憲章が記載されていますが、4 行目の文章は、「わたくしたちは島本町住民は」というつながりづらい表現になっています。おそらく「わたくしたちは」の「は」がいらぬのではないかと思いますので確認をお願いします。

事務局

地区計画の検討や、駅の西側の検討ということですが、ご意見については基本計画でも反映させていただきたいと思います。駅西側のアンケートのご意見もありましたが、その結果も踏まえてこれから地権者のみなさんと話し合いを進めていくと方向で考えています。

町民憲章については、確認をさせていただきます。

委員

審議の段階としては基本計画になると思いますが、基本計画の案を提示される際に、是非とも町職員の中でも十分な議論がされることと、基本構想を踏まえた基本計画を住民に示して、住民のみなさんの十分な意見を聞いて、その上で審議会において議論するという形の取組みはどのようにか。

事務局

以前からも第三次計画の総括が必要ということもご意見があり、そのようなことも踏まえて、第

三次計画の進捗や実績について、各課と調整を進めています。その結果も踏まえて、新たな基本計画を策定したいと考えています。

会 長

先ほどのご意見にあった地区計画の話ですが、最近の都市計画は、ただ線引きをするのではなく、さまざまな制度をうまく組み合わせながら、地域の実情に合わせた形で、計画そのものもそうですが、計画設計も同時に行いながら進めていくということが流れとしてはあると思います。そのような形で、いろいろな工夫をし、いろいろな制度を利用しながら行うということで、地区計画は非常に強力な道具ですし、景観法の活用についてはどうするかということもあります。これが基本計画の中にうまく入るのか、むしろ都市計画で取り扱うという方が妥当かも知れませんが、そのあたりの仕分けはうまくしていただき、先ほどの都市計画マスタープランの見直しの中の構想の中で、そのあたりを十分に取り入れ、総合計画ではその上位計画として概略的になるかも知れません。いずれにしても重要なご指摘だと思いますので、十分に検討していただきたいと思います。

他にはいかがでしょうか。

ないようですので、本日の決定のとおり、答申をさせていただきたいと思います。

以上で本日の審議会を閉会させていただきます。

< 終 了 >

(様式第2号)

## 要 点 録

平成22年1月15日作成

会議の名称	第9回 島本町総合計画審議会		
会議の開催日時	平成21年12月18日(金) 午後2時~2時58分		
会議の開催場所	島本町ふれあいセンター 1階 集団検診室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	4名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	新井委員、岩井(長)委員、大西(義)委員、大西(三)委員、岡田委員、沖委員 落合委員、柏内委員、榊原委員、坂田委員、高山委員、戸田委員、富家委員 中村委員、濱田委員、平井委員、福田委員、松田委員、松村委員、松本委員 森脇委員、山口委員 (五十音順)		
会議の議題	1.第四次島本町総合計画基本計画(案)について(諮問) 2.部会の設置について 3.その他		
配布資料			
審議等の内容	別紙のとおり		

## 第9回 島本町総合計画審議会要点録

日 時	平成21年12月18日(金) 午後2時~2時58分
場 所	島本町ふれあいセンター 1階 集団検診室
出席者	出席委員22名、事務局等6名

### 開会

事務局

それでは、ただいまから、第9回島本町総合計画審議会を開催させていただきます。

本日、審議会委員30名のうち、22名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長、議事進行をお願いします。

会長

それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

### 【「異議なしの声」】

会長

ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

### 【傍聴者入場】

### 【案件1】第四次島本町総合計画基本計画(案)について (諮問)

会長

それでは、案件1、「第四次島本町総合計画基本計画(案)について」、事務局から説明願います。

事務局

これから諮問させていただく内容は、第四次総合計画の基本計画(案)です。町長から諮問させていただいた後、諮問内容について説明させていただきます。

それでは、町長から審議会会長宛てに諮問させていただきます。

### 【町長から審議会会長に基本計画(案)を諮問】

会長

ただ今、町長から基本計画(案)の諮問を受けました。それでは、諮問内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局

#### (基本計画(案)及び資料20の説明)

なお、次回からは、分野別に2つの部会に分かれ、具体的な審議を進めていただく予定ですので、よろしくをお願いします。

会長

ただいまの説明のとおり、基本計画案の内容についての詳細な審議は、今後、2つの部会に分かれて行うということです。何かご意見があればお願いします。

委員

基本構想案に関するパブリックコメントを実施した際、一部の意見については、これは基本計画の段階で検討すると回答していたと思いますが、今回の基本計画案において、それがどのような対

応をしているのかを示していただきたいと思います。

**事務局** 基本構想案に関するパブリックコメントで多数のご意見をいただきました。その中で対応方針として基本計画で対応するとした意見がありましたので、次回には対応状況の資料をお示しします。

**委員** 基本構想の項目との整合についてですが、例えば、基本構想では国際交流は教育・生涯学習の項目に入っていたのではないのでしょうか。基本計画案の教育の項目を見ても、国際感覚を養うとは書いてありますが、基本構想の区分に従って基本計画案も構成されていると考えて良いのでしょうか。

**事務局** 基本構想では、「まちづくりの基本方針」が7つの分野に分かれていましたが、それがそのまま基本計画案の7つの章になっています。基本計画案では、基本構想の7分野をベースにして分野を割り振っています。国際交流についても、第3章と第6章の両方に記載していますが、メインとしては第3章の「国際交流」の節に記載しています。

## 【案件2】 部会の設置について

**会長** 次に、案件2、「部会の設置について」、資料21「部会名簿(案)」が配布されていますが、事務局から説明願います。

**事務局** 今後、基本計画(案)の審議は、審議会条例第7条に基づき、分野ごとに2つの部会を設置して進めていきたいと考えています。まず、各部会の担当分野ですが、「第1部会」は、基本計画案第1章の人権・平和分野、第5章の保健・医療・福祉分野、第6章の教育・生涯学習分野を担当していただきます。「第2部会」は、第2章の環境・安全・産業などの分野、第3章の広報広聴・住民参画・コミュニティの分野、第4章の都市基盤整備などの分野を担当します。なお、第7章の「構想実現に向けて」は、部会での審議が終了後、全体でご審議いただきたいと考えています。

次に、各委員の配置については、資料21「部会名簿(案)」で、各委員の所属団体や専門分野などを参考に分けさせていただいています。ただし、あくまでも案ですので、各委員でご希望があれば、この場で調整いただきたいと思います。

また、部会には、部会長と副部会長をそれぞれ1名置くこととなっていますが、次回、第1回目の部会において選任を行っていただきたいと考えています。

**会長** ただいま事務局から説明がありましたが、各自の所属部会を確認願います。この案でよろしいでしょうか。ご意見があればお願いします。

**委員** 2つの部会にするということは既に決まっているのでしょうか。3つにしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

**事務局** 審議会条例・規則では、部会数や名称までは規定していませんが、第三次総合計画策定時にも同様に第1部会と第2部会を設置していますので、2つの部会としています。

部会数を増やすこともできますが、それにより開催が困難になるということもありますし、委員数が細分化されるということもあり、分けるにしてもある程度の規模が必要ということで、前回の例を踏襲して2部会としています。

**委員** 2つの部会の担当分野を見ても、それぞれ関連性があると思います。さらに細かく分けるとなると、相互に関連する項目もありますので、私はこのぐらいの分け方が妥当ではないかと思います。

**会長** 2部会で良いのか、増やす方が良いのか、他にご意見があればお願いします。

**委員** 先ほど、部会数を増やした方が良いと申し上げたのは、議論するにあたって、10人程度の方が適

当ではないかと考えたからです。

**委員** おっしゃることはよく分かりますが、第三次総合計画策定時にも、2部会でスムーズにいったと思います。3部会になるとまとめるのが難しくなるのではないのでしょうか。最後に第1部会と第2部会合同で議論する場もありますので、2部会で良いのではないかと思います。

**会長** 2部会の方が良いという意見の方が多いようですが、2部会より増やした方が良いという方は挙手願います。

#### **【挙手1名】**

増やしたいという方はお一人のようですので、2つの部会で進めていきたいと思います。各部会の担当分野の分け方についても妥当だと思いますが、これもよろしいでしょうか。また、各委員の配置についても意見があればお願いします。

意見もないようですので、この案通りということによろしいでしょうか。

**事務局** 欠席されている方もいますが、部会分けはこれで決定として連絡を差し上げます。

#### **【案件3】 その他**

**会長** その他、何かご意見があればお願いします。

**委員** 今後の開催回数の予定や、タイムリミットについて説明をいただきたいと思います。

**事務局** 今後の予定については、この後、各部会の日程調整を行い、1月・2月で開催していきたいと考えています。第三次総合計画の策定時には、部会を各6~7回開催していますので、2月まででは十分な審議ができないかも知れませんが、3月中は議会の関係で開催は困難と考えています。

**会長** 最終のタイムリミットはあるのでしょうか。

**事務局** 開催頻度としては月2回程度を考えていますが、審議状況にもよりますが、2月まで開催した後、新年度に少しずつれ込むことも考えています。

**会長** 前回どおり6~7回行うとなると、ずれ込まざるを得ないでしょう。

**委員** 部会は同時に行われるのでしょうか。

**事務局** 事務局の対応もありますので、別の日にさせていただければと思います。

**事務局** それでは、今後の日程調整をさせていただきます。

#### **次回日程の調整結果**

第1部会 = 平成22年1月14日(木) 午後2時~

第2部会 = 平成22年1月21日(木) 午後2時~

**委員** 所属しない部会の傍聴には、審議会委員は出席しても良いのでしょうか。

**事務局** 委員の方は入っていただいても結構です。また、会議自体も、会議の公開要綱に基づき公開としています。

**会長** 以上で本日の審議会を閉会します。

<終了>

(様式第2号)

## 要 点 録

平成22年2月4日作成

会議の名称	島本町総合計画審議会 第1回「第1部会」		
会議の開催日時	平成22年1月14日(木) 午後2時～4時2分		
会議の開催場所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	2名
非公開の理由(非公開 (会議の一部非公開を 含む。)の場合)			
出席委員	新井委員、岩井(均)委員、柏内委員、岸委員、戸田委員、富家委員 中村委員、濱田委員、平井委員、福田委員、松村委員、松本委員 森脇委員、山口委員  (五十音順)		
会議の議題	1. 部会長・副部会長の選出について 2. 第四次島本町総合計画基本計画(案)について 3. その他		
配布資料	【資料22】 第四次総合計画基本計画(案)関連データ集 【資料23】 基本構想案に関するパブリックコメント意見(基本計画関係)への対応表		
審議等の内容	別紙のとおり		

## 島本町総合計画審議会 第1回「第1部会」要点録

日時	平成22年1月14日(木) 午後2時~4時2分
場所	島本町役場 3階 委員会室
出席者	出席委員14名、事務局等15名

### 開会

**事務局** それでは、ただいまから、島本町総合計画審議会第1回「第1部会」を開催させていただきます。

本日、第1部会委員15名のうち、14名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例施行規則第2条第6項の規定により、本部会が成立していることをご報告申し上げます。

次に、本日、1回目の部会となりますので、第1部会の事務を所管する担当課長が全員出席しておりますので、順次、自己紹介をさせていただきます。

#### 【担当課長の自己紹介】

### 【案件1】部会長・副部会長の選出について

**事務局** 続きまして、案件1、部会長・副部会長の選出について、島本町総合計画審議会条例施行規則第2条第2項の規定に基づき、部会長、副部会長を選出いただきたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

#### 【「事務局案は」との声あり】

**事務局** 事務局としては、部会長に浜田委員、副部会長に新井委員にお願いしたいと考えていますが、いかがでしょうか。

#### 【「異議なし」の声あり】

**事務局** 異議なしとのことですので、部会長に浜田委員、副部会長に新井委員に就任いただきます。それでは、この後の議事進行につきましては、浜田部会長にお願いします。

**部会長** それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

#### 【「異議なし」の声あり】

**部会長** ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

#### 【傍聴者入場】

## 【案件 2】第四次島本町総合計画基本計画(案)について

**部会長** それでは、案件 2、第四次島本町総合計画基本計画(案)について、事務局から説明願います。

**事務局** まず、本日の配布資料について説明させていただきます。

### 【資料 22・23 の説明】

**事務局** 次に、今後の基本計画案の審議の進め方について説明させていただきます。この「第 1 部会」は、第 1 章、第 5 章、第 6 章の 3 つの章を担当することになりますが、事務局としては、第 1 章から節ごとに順番に審議を進めていきたいと考えています。具体的な進め方としては、まず節ごとに事務局から概要を説明させていただき、そのあとで質疑を行う形で、順番に議論していければと考えています。

**部会長** ただ今、説明があった審議の進め方について、ご意見があればお願いします。

**委員** 審議に入る前に質問をしたいと思います。昨年開催された第 3 回審議会の時に質問しましたが、第三次総合計画の総括と評価はどうなっているのでしょうか。その資料を基本計画を検討する際に示すという約束だったと思います。本日配布された資料 23 のパブリックコメント意見の中にも、第三次総合計画の実施状況ならびに評価がされていないとあります。その意見に対する町の回答は、今後も継続して実施し取り組むもの、また、一定の役割を終えたものなどを調査検討して示す、としています。この点はいかがでしょう。

**事務局** 第三次総合計画の実施状況については、委員のご指摘のとおり、以前にそのような形でお答えしています。途中経過としては、概要を取りまとめた資料(資料 8:第三次総合計画に基づく主な事業実施内容)を以前お示ししましたが、さらに詳細な資料を事務局でまとめているところであり、次回の部会でお示ししたいと思います。なお、今回の基本計画案についても、第三次総合計画の実施状況を踏まえてまとめています。

**委員** 基本計画の進行プログラムとして、いつまでにこの部会を終了する予定であるかということをお聞きしたいと思います。タイムリミットがあるのであれば、議事内容によっては回数が増えるということもありますので、お示ししていただきたいと思います。

**事務局** 策定スケジュールについては、当初の審議会で資料として提示していますが、予定からは大幅に遅れた状況となっています。前回の審議会でも同様の質問をいただきましたが、1 月から部会を開催しますが、3 月からは議会があります。委員にも議員がおられますし、事務局としても議会中は対応できませんので、2 月の中旬までにあと 1 回か 2 回のご審議をいただき、来年度の 4 月から引き続き開催することを考えています。

第三次総合計画策定時には、各 6 回から 7 回程度部会を開催していますので、本年度中に各 2 回程度開催できれば、あと 4 月から各 4 回程度でまとまるのではないかと考えています。審議の状況にもよりますが、予定としてはそのように考えています。その後、審議会の全体会で調整を行い、パブリックコメントを経て、最終的にまとめることを考えています。

**委員** 要点録をできるだけ早く公開していただきたいと思います。前回審議会の要点録もまだのようですので、よろしくお願いします。

**事務局** できるだけ早く作成するようにします。

**部会長** それでは、基本計画案の第1章から、順に審議を進めていきたいと思います。

## 1章1節「人権・平和」 基本計画案2～3ページ

事務局より概要を説明

### 1節-1- 「人権教育の推進」

**委員** 3行目に、「また、研修などにより、町職員のさらなる人権意識の向上を図ります。」と記載されていますが、第三次計画ではそのような町職員の人権意識の向上という記載はなく、新たに記載するということは、職員の間でまだ差別意識があるのかということを考えてしまいますが、その点はいかがでしょう。

**担当課** 町職員の人権意識の向上についてのご質問ですが、町職員が自ら学び、住民の見本となるようにとの思いから記載しました。町職員だから全てを知っているというわけではありませんが、住民のみなさんと共に学んでいくということも含めて、見本となるようにということで記載しています。

### 1節-1 「基本的課題」、「基本方針」

**委員** 第三次計画と今回の計画を比較すると、非常に簡潔になっている部分もありますが、一つ質問があります。基本的課題で、第三次計画にあった「また、今後の同和行政のあり方や課題について、十分な検討を行い～」という5行程度の文章がなくなっています。意図的に削除したのかどうか、お聞きしたいと思います。

**委員** 関連して、基本方針の冒頭に「21世紀を「人権の世紀」とするため、同和問題をはじめ～」という表現があります。先ほどの文章が削除され、ここに同和問題という表現が唐突に現れている印象を持ちました。唐突であるということと、「21世紀を」という言葉と、どこことなくミスマッチというイメージを受けましたので、この部分に別の表現を加えるか、「同和問題をはじめ」という表現をなくして、「さまざまな人権課題の解決」とシンプルにするか、何らかの工夫が必要だと感じました。

**事務局** 第三次計画では、同和行政のあり方や課題を改めて検討するという趣旨で、特化した形で基本的課題に記載していましたが、今回は基本方針で「同和問題をはじめさまざまな人権課題の解決」として、シンプルに表現しています。基本的課題の中で認識する必要もあると思いますので、ご指摘を踏まえて、文言の修正を検討したいと思います。

併せて、「基本方針」についても、同和問題、女性、障害者、高齢者、子どもの虐待などの問題も含めて、さまざまな人権課題に対応して積極的に施策を推進するということですが、その点についても表現を工夫したいと思います。

**委員** 事務局の説明どおりとは思いますが、「同和問題をはじめとするさまざまな人権課題」という表現は、現在、一般的に使われている表現です。2001年に大阪府の同和対策審議会からの

答申があり、それを受けて大阪府の同和対策事業が一般施策事業に移行しました。それを受けて、現在の「～人権課題」という表現に変えられているのが現状です。

なお、平成 17 年に出された「島本町の同和対策行政のあり方について」という基本指針でも、移行についての記述がありますので、参考までにご覧いただけたらと思います。

#### 資料 22「関連データ集」について

**委員** 本日配布されたデータ集に関する質問です。資料 22 の 2 ページ、「人権のつどい」参加者数の推移グラフで、平成 18 年度が非常に多くなっていますが、どのような内容だったのでしょうか。また、3 ページの「人権と平和のつどい」参加者数の推移グラフで、平成 18 年度が著しく少なくなっていますが、どのような内容だったのか、教えていただきたいと思います。

**担当課** まず「人権のつどい」参加者数ですが、平成 18 年度は 427 人と非常に多くなっています。内容としては、影絵劇「嵐の夜に」を上演しました。通常は 1 回の上演ですが、平成 18 年度は午前と午後の 2 回上演しましたので、約 2 倍の人数になっているのではないかと思います。

次に、「人権と平和のつどい」参加者数ですが、平成 18 年度は 119 人となっています。内容としては、映画「アンゼラスの鐘」を上映しました。毎年できるだけ最新の映画を上映しており、少なかった理由についてはよく分かりませんが、映画の内容によって、多かったり少なかったりすることはあります。

#### 1 節-1- 「相談体制の充実」、「就労の支援」

**委員** 表現がどうということを用意して言いたくはないのですが、施策内容 「就労の支援」について、この文章表現だけでは少ししんどいのではないかと思います。この表現をそのまま解釈すると、事業者に対する表現しか汲み取れません。つまり、住民に対する就労支援をしていくという表現がないのではないかと感じます。就労支援については人権文化センターで取り組んでいますので、そのような表現も含まれるべきではないかと思います。

**担当課** そのご質問については、同じページの施策内容 「相談体制の充実」とも関連すると思いました。人権文化センターでは就労支援の相談も行っていますので、就労支援の表現について、相談関係の に入れるという方法もありますが、ただいまのご意見を受けて、就労関係の にも含めていく方向で検討したいと思います。

**事務局** 相談体制の中で、人権相談のほか就労支援も相談事業として人権文化センターで行っており、相談体制の充実と就労支援の充実強化ということで、現在でも雇用の問題、派遣の問題なども生じておりますので、そのような部分を分かりやすく表現していきたいと思います。

**委員** 関連して、それは同和行政だけですか、女性、障害者、高齢者なども含めて記載することですか。

**事務局** 具体的には、 が就労支援ということで、さまざまな就労関係を記載していますので、その他の相談体制の充実の中で、同和問題やさまざまな人権課題に対する取組みも今後行っていく必要があると思います。現在実施している総合生活相談では、人権や障害者、高齢者、女性問題、虐待の問題も含めて行っています。このような総合的な相談は、「相談体制の充実」で述べます。それと雇用の問題は範囲が少し違うと思いますので、 において別に表現しています。その意味では、相談体制の充実についてもう少し分かりやすく表現を工夫していきたいと思います。

**部会長** 人権に関わる問題としての就労支援と相談体制ということでしょうか。  
**事務局** 順番も含めて、ご意見を踏まえて見直していきたいと思います。

**委員** 施策内容 の中に「公正な採用」という表現がありますが、なぜ公正な採用をうたわなければならないのでしょうか。公正に採用されていないのでしょうか。そのあたりは疑問に思います。

**委員** 「公正な」という表現は、いわゆる差別的な採用、ある地区の採用を控えるという差別事象が以前から起きています。現在では、行政や事業者などを通して駆逐されつつありますが、今なおそのような差別事象があるという事実があります。私の知る中では、町内でそのような事象は聞いていませんが、府内全体ではそのような事象がかなり起きているということも事実です。したがって、町で計画を立てていく上で、絶対に町内であってはならないということで、このような表現にしていると思います。

### 1 節-1 「基本的課題」

**委員** 人権と人権意識の向上となりますと、差別、平和ということだけでなく、子どもへの虐待やドメスティックバイオレンス、セクハラ、パワハラなど全部含まれてくると思います。しかし、例えば男女共同参画の節でセクハラ、パワハラという表現があり、また、別の節でも虐待などの表現がありますので、ここではあえて載せていないのかも知れませんが、少なくとも差別だけが人権問題ではないということは認識して進めていく必要があると思います。

2 ページの「基本的課題」2 行目に「人種」という表現があります。民族は分かりますが、人種ということは今ひとつ分かりにくいというか、違和感があります。第三次総合計画でもこの表現は使われていますが、これは「国籍」ということなのでしょう。国籍なのか民族なのか、「人種」という言葉は非常に難しいと感じますので、あえて表現をなくして「国籍」という言葉に代えるなどが必要と思いますが、いかがでしょうか。

**担当課** 憲法第 14 条で、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定されており、その表現を反映してこのように記載しています。

**事務局** なお、次にご審議いただく 4 ページの第 2 節「男女共同参画」の中で、就労環境の整備としてセクハラやパワハラの問題を取り上げています。

### 資料 22 「関連データ集」について

**委員** 資料 22 「関連データ集」の 2 ページに人権文化センター利用者数の推移グラフがありますが、この参加者数のうち、各種教室など、単なる貸館業務で利用されている割合はどれぐらいでしょうか。

**担当課** 平成 20 年度実績では、憩いの広場などの事業の利用者は約 11,000 人となっており、全体の半数程度となっています。この中には、ふれあい夜店の参加者約 4,000 人も含まれます。

事務局より概要を説明

(1)- 「地域活動の促進」

**委員** 中分類(1)の施策内容「地域活動の促進」の中で、「地域における住民主体の活動を促進します。」とありますが、具体的にはどのような形で行うのでしょうか。

**担当課** ふれあいセンター3階にある女性交流室が、女性問題についての勉強の場として利用されていますが、その中で各種団体への支援を進めていく必要があるということで記載しています。

**委員** それは団体への支援ではないでしょうか。地域における住民主体の活動とはどのようなことでしょうか。

**部会長** 例えば、婦人協会では、各地域で活動されるということはあるのでしょうか。

**委員** 各地域では自治会の集会室を利用していると思います。

**担当課** 女性交流室の使用は、団体だけではなく、個人で使用する方もいらっしゃいます。また、今後、地域の教室などに合わせて、出向いて女性問題について話をするなどの検討を行う必要があるということで記載しています。

**委員** 地域活動の促進については、男女共同参画を地域の中でも推進しなければいけないと思います。例えば、地域での清掃活動となると女性ばかりが出てきて、学校の会議などでも女性ばかりで男性が出てこないということがあります。男女共同参画と言いながら、男性が参画していないケース、女性の方に負担がかかっているケースなどもありますので、そのようなことも掘り起こさなければならないと思います。男女がさまざまな行事に参画できるようにする、ということも狙いの一つにあります。したがって、地域主体の活動に対して、男女とも参画していくという形態をつくらなければならない、ということが男女共同参画条例の主旨です。

「基本方針」、(1)- 「地域活動の促進」、(2)- 「暴力への対策の推進」

**委員** 人権文化センターもそうですが、女性のさまざまな課題を受け入れる窓口が行政としてあるということと、ふれあいセンターの中の女性交流室がどのように利用されているかということ、この考え方は非常に悩ましい問題ですが、人権尊重という点からは、窓口があるということが大事だと思います。そのようなことも含めて、啓発していくという意味も込めて、「地域における住民主体の活動を促進します」という表現があると思います。

第三次総合計画では、「基本方針」の中に「また、政策・方針決定への男女の平等な参画を推進します。」という表現がありましたが、今回はありません。この表現は入れるべきと考えます。

また、これは時期が少し早いかも知れませんが、中分類(2)の施策内容「暴力への対策の推進」の中で、「女性の人権を侵害する問題や」、「女性に対する身体的・精神的暴力」という表現があります。この「女性」の表現を「異性」に変えることが、そろそろ必要ではないかと思っています。みなさんはどのようにお考えでしょうか。

**事務局** 政策決定への女性の参画の表現については、今回も施策内容(1)- 「政策決定への女性の参画」の中で表現していますので、主旨としては変わらないと考えます。

また、先ほどもありましたが、地域における住民主体の活動の促進については、住民主体での取組みを行政も支援していくという意味合いですが、分かりにくいというご指摘もありまし

たので、表現については検討させていただきます。

**担当課** (2)- 「暴力への対策の推進」の表現で、「女性」を「異性」変えるべきではというご意見ですが、現在のところ、他の自治体でも「異性」という表現はしていないようです。今後そのような形になるのかもしれませんが、今のところは現状の表現にしておきたいと思います。

**委員** 他の自治体との関連はよく理解できますが、高齢者の介護で男女を問わず虐待が起こるといふ社会情勢もありますので、男女共同参画というくくりの中では、やはり将来的には「異性」を頭においた上で「女性」と表記するという認識を、審議会委員としては持っておきたいと思います。

また、先ほどの「地域活動の促進」については、あまり表現にこだわると、工夫して変更してくださるのはありがたいのですが、事務局の事務作業も膨大に膨らみますので、よりよい着地点を見つけて判断していただきたいと思います。

また、「基本方針」についての回答について、確かに施策内容にもありますが、基本方針として入れるべきではないかというのが私の考えです。

**委員** (2)- 「暴力への対策の推進」について、「女性」を「異性」にとのことでしたが、確かに女性に対するさまざまな暴力は多いと思います。ですが、男女共同参画なので、女性からも男性に対する精神的暴力などもありますので、「異性」でも良いのではないかと思います。

質問ですが、の末尾に「関係機関と連携して救済する体制の整備を進めます。」とあります。第三次総合委計画でも同じように記載されています。これは体制整備が進んでいないということでしょうか。

**担当課** 支援体制については、年々、条件的に良くなってきています。現状では、家庭相談所との連携はできていますが、先日、阪南中央病院において 24 時間体制でDVに対して支援ができるという話も出てきています。そのように各機関で年々整備が進んでいますので、それに追いつけるような体制が必要ではないかということも含めて、進めていく必要があると思います。

**委員** そうすると、一定の整備はできていると理解してよいですね。そうであれば、表現方法として、「さらに」や「より一層」などの表現を使った方がよいと思います。

**担当課** そのように修正します。

**委員** 男女共同参画条例を審議した当時、女性が地域社会や行政の中で、男性と同様に雇用され、仕事が保障されるということを大命題としてスタートしました。それだけでなく、男女に関わるさまざまな問題を取り込んでいこうということが審議の中身でした。

先ほど「異性」という表現についての意見がありましたが、私は抵抗を感じます。というのは、「異性」は異なる性ですが、両性をお持ちの方も現実にはいらっしゃいます。そういった形で分けてしまうのはかえっておかしいものになります。ここで問題にしているのは、男性から女性に対する差別や人権侵害であり、そのことを強調するためにこのような表現がされているのであり、男女共同参画条例の審議の中では異議は出ませんでした。ただし、両方を網羅した形で進めていくべきという意見は多く出てきました。もしここで、気にかかる委員が多ければ、「女性の人権」ではなく、「男女に関わらず人権を侵害する問題」とすればよいのではないか

と思います。

**委員** 先ほど自分から発信しておいて申し上げるのはどうかと思いますが、中分類(2)のタイトルが「女性の人権確立の推進」とある中での表現上の違和感と、今のところは「女性」という表現にとどめておきたいという話がありました。このことは感覚的に、先に進むと本来の目的と違う方向に解釈されてしまう、あるいは女性の人権の問題がまだまだ解決していないのに危うくなってしまったりするので、自分が発言しておいて変ですが、ここは慎重に考えなければなりません。まだまだ認識不足だったと思っています。

**部会長** 私も先ほど「異性」という表現が使われたときに違和感を持ちました。その後、高齢者や障害者という話が出ましたが、それは障害者や福祉のところに出てくると思います。ここでは男女共同参画の話をしていますが、時代の変化として良いことなのでしょうというのが率直な感想です。

**委員** 時代の変化でもあり、何より私の認識不足も多かったと思います。高齢者の問題をここで一緒にするのが間違っていました。後ほど関係する部分も出てきますので、その時点で話ができればと思います。

**委員** 「異性」という表現に違和感があるということですが、先ほど別の委員から意見がありましたが、別の表現にするということでもよいと思います。当初は女性を守るということで出発したと思いますが、男女共同参画ということで、身体的なものは別にして、同じように働き、同じように活動するということが主旨なので、あえて女性とする必要はあるのかと思います。

**部会長** 先ほど別の委員から「男女に関わらず人権を侵害する問題」という表現にしてはどうかという提案がありましたが、この表現について、他に意見はありますか。そのようなところに落ち着いたかなと思っていますが、事務局で検討をお願いします。

**委員** 「男女を問わず」という表現が(2)- 「社会保障や健康・福祉の充実」の冒頭にもあります。そこはよいのですが、(2)- に関しては、「暴力への対策」という括りになっており、やはり、体力的には圧倒的に女性が被害に遭うケースが多いと思いますので、行政が発信する表現としては、現在のところはここに止めておくべきというのが、今の私の考えです。

**事務局** この節の構成としては、中分類(1)で「男女共同参画の推進」を述べ、中分類(2)では「女性の人権確立の推進」を述べており、この(2)は女性に対する取組みの項目としています。一般的にDVと言われているのは女性の被害がほとんどですので、ここでは女性に対するという表現としています。

あるいは、「配偶者」という表現であれば、男性でも女性でも表すこともできるかもしれませんが、そのあたりは本日のご意見を踏まえて検討します。

**委員** 配偶者という表現について検討される場合、配偶者ではないデートDVということもありますので、その点はよろしくをお願いします。

**部会長** それでは、第1章に関する審議はここまでとします。

事務局より概要を説明

(1)- 「食育の推進」

**委員** 1か所気になるところがあります。第1段落の冒頭に、「子どもたちが正しい食習慣を身につけ、食を通じた豊かな人間性を育むことができるよう」とあります。この中の「人間性」という表現は、もしこのような表現が必要であれば、「心身」に言い替えた方がよいと思います。食生活は「身体」をつくるのが主であり、それを通して人間性を養うのであれば「心」になります。「人間性」だけになると、食生活の問題なのか、食べ方の問題なのかと誤ってしまいます。

**担当課** 「人間性」より「心身」という表現が適切ではないかとのこと指摘ですが、食育については食育基本法が制定されており、その法律との整合性を図りながらこのような表現としています。今後、教育部局も含めて検討したいと思います。

**委員** 小学校給食の関係でこれと同じような表現があり、前々からおかしいと思っていました。あえてこだわりはしませんが、検討していただければと思います。

**部会長** この表現について、再度検討をお願いします。

**委員** 第1段落の3行目から「保育所・幼稚園・学校などと連携し、食育を推進するための体制づくりを進めます。」とありますが、食育を進めていく上での体制とはどのような体制でしょうか。

**担当課** 食育の推進については、健康福祉事業室を含め、学校、幼稚園、保育所などの各分野で取り組みを進めていますが、食育という切り口での各事業の統括がされていないと考えています。町全体として食育をどのように進めていくのかという検討や、食育という視点で各事業を進めていくことが今後重要であると考えており、体制作りを進めるという記載をしています。

**委員** 説明をいただくとよく分かるのですが、読んだだけでは分かりにくいので、もう少し説明がほしいと思います。

(2)- 「健診・保健指導の充実」

**部会長** 次に、中分類(2)保健サービスの充実についてご意見があればお願いします。資料22のデータ集を見ると、死因別死亡者数の割合が出ています。また、各種がん検診の受診者数の推移も出ていますが、参考にさせていただきたいと思います。

**委員** データ集のグラフを見ると、がん検診の受診者数はほぼ同じように推移し、少し増えているようです。私は本年度、健診が受けられるという案内が来て申し込んだところ、抽選で外れました。これは受ける人数が決められているためと思いますが、の3行目から「体制整備を図り、受診率の向上に努めます。」と記載があるのは、多くの人が受けられるようにしていただけたらと考えてよいのでしょうか。

**担当課** おたずねの検診は、マンモグラフィー検診だと思います。マンモグラフィー検診については、データ集の各種がん健診の受診者数の推移(資料22・24ページ)を見ましても、少しずつ増加していますが、財政的な措置もあり定員を設定しています。本年度については、女性特有のがん検診ということで国の施策事業としてクーポン券を送っていますし、集団検診については

定員がありますが、個別健診については受けられるように体制整備を進めています。担当課としては、がん検診についても、財政的な面もありますが、健診を受けていただきやすい体制整備を図るべく拡充に努めていきたいと考えています。

### (3)- 「地域の医療体制の整備」

**委員** 第2段落で、高槻島本夜間休日応急診療所などについての記載があります。第三次総合計画でも同様の表現がありますが、これを読むと島本町だけで充実を図れるように感じます。主導権は高槻市が持っていますので、「高槻と連携する」などの表現を入れておいた方がよいと思います。

**担当課** ご指摘のとおり、本町だけでは体制整備が困難であることは事実です。高槻市と連携しながら進めていかなければならない問題だと思っておりますので、記載を追加するようにします。

### その他

**部会長** その他、医療体制について何かありませんか。

**委員** 高齢者医療について、ここに記載としてあげられていませんが、高齢者に対する配慮などの取り組み、高齢者医療体制などをどこかに入れて充実していただけないかと思っております。これから島本町もどんどん高齢化していきますので、そのあたりも含めて対策、充実についてお願いしたいと思います。

**部会長** 後期高齢者医療などについて入れてほしいとのご意見もありましたが、その他、中分類(1)(2)を含めて、何かご意見はありませんか。

### (2)- 「健康教育・健康相談の充実」

**委員** 2行目から「保健師が地域の集会所などに出向き～」とありますが、これは既に実施しているのでしょうか。これからなのでしょうか。

**担当課** 地区担当の保健師が地域のさまざまな活動の要望を受けて、地域に出向いて健康相談を実施しています。

**委員** 各地域でどのような団体と接触されているのでしょうか。実際にそのようなことがあるとは知らないのですが。

**担当課** 社会福祉協議会が所管している小地域ネットワークの中のサロン事業等の中で実施しています。

**委員** それは一般的ではなく、いきいきサロンからの要請を受けて出向いているものですね。それをこのように大きく書かれることに違和感を覚えます。いかにも自分たちが主体にやっていると受けとめられます。あくまで地域サロンからの要請を受けてやっているもので、この文章では積極的に出向いていくと感じます。それは全く違う表現ではないかと思っております。

**部会長** 事実上は年長者の方や、いきいきサロンからお願いしていますが、そのようなところでないと地域の人を集めることができないので、そのような形になっていると思います。

**担当課** この表現だけでは保健師が積極的に地域に出向くと誤解を招くのではないかという指摘だと思います。実は、いきいきサロンに地域の要請を受けて保健師が出向く前には、町営住宅や人権文化センターなどに出向いて健康相談を実施していた経緯があります。ただ、保健師が日程を決めて地域に行くと言っても、利用される人数も少なく、啓発などに苦慮した経緯もあります。そのようなことも踏まえ、住民の方のニーズに応じて、こちらの都合の良い日を設定し

て来て下さいという待ちの姿勢ではなく、地域の要請を受けて保健師が出向いていくという事業展開をしていることから、このような記載をしています。ただ、少しじっくりいかないという印象がありましたら、記載の変更を検討します。

**部会長** 以前は役場が日程を決めてそれに沿って来てくれということでしたが、今では逆になり、こちらから依頼するという形になっています。保健師さんも非常に積極的にやられているようで、進んできているということは言えると思いますが、この表現では役場が一方的に出向くような印象があります。またご検討願います。

## 5章2節「社会保障」 基本計画案 38 ページ

事務局より概要を説明

### 「国民年金制度の普及・啓発」

**委員** 国民年金制度の普及・啓発に関連して、どのくらいの方が国民健康保険に加入されていないのか、分かりますか。

**担当課** 国民年金の未加入者の詳細は町では把握していません。適用漏れの方等については、年金をもらえる資格年数が最低 25 年ということから、35 歳になられた時点で基礎年金に入っているかどうかを確認しますので、35 歳時点での適用漏れの方は把握していますが、それ以前の 20 歳からの適用漏れは把握していません。

### その他

**部会長** 資料 22 の関連データ集 26～27 ページをみると、国民健康保険の加入者数、国民年金の加入者数、生活保護受給者数の推移が出ています。

**委員** 町内のひとり暮らし高齢者の人数はどうなっているのでしょうか。

**担当課** 住民基本台帳上で、ひとり暮らしの方は平成 20 年度末で 1,370 人となっています。ただ、ここには世帯分離などで同居者がいる方も含まれています。現在、高齢福祉課で、ひとり暮らし高齢者の方を対象に、安否確認を含めて実態把握事業を実施しています。この中で回答されている中で、約 900 人程度が実際のひとり暮らしと把握しています。

**部会長** 私が聞いたところでは、家族と一緒に住んでいても、世帯分離している方もいらっしゃるようで、つかみにくいと聞いています。

**委員** ひとり暮らしのパーセンテージが上がってきていることも事実で、地域福祉の中で、ひとり暮らし高齢者への対策、高齢者に行政の温かい気配りができるような方針をお願いしたいと思います。

### 「低所得者支援の推進」

**部会長** 生活保護の方が、大阪市などでは最近急激に増えていると聞きましたが、島本町ではどのようになっているのでしょうか。

**担当課** 平成 20 年度末時点では生活保護受給者は 49 世帯 66 人ですが、直近の実績では 66 世帯 89 人となっており、増加傾向にあると言えると思います。昨今の経済情勢による影響があると思いますし、相談を受ける窓口でも厳しさを実感しています。

**部会長** 本日審議した部分で、他に何かありますか。

**委員** 先ほど、1章2節「男女共同参画」で、基本方針の中に「政策決定への女性の参画」についての表現を入れてほしい、第三次総合計画にあったものを外さないでほしいと言いましたが、施策内容の(1)- に「政策決定への女性の参画」の項目がありますので、レイアウトの面からも深くはこだわらないということをし添えておきます。

**部会長** 他になければ案件2は以上にしたいと思います。今後の審議ですが、できれば次回で第5章を終了し、その次の回で第6章の教育・生涯学習を審議したいと思います。そのような進め方を考えていますが、いかがでしょうか。

それでは、次回は第5章の地域福祉、子育て支援、高齢者支援、障害者支援の項目を審議したいと思いますのでよろしくをお願いします。

### 【案件3】 その他

**部会長** 案件3の「その他」について、事務局から何かありますか。

**事務局** 次回の部会の日程調整をお願いします。

#### 次回日程の調整結果

第2回「第1部会」 平成22年2月12日(金) 午後2時～

**部会長** 以上で本日の部会を閉会します。

<終了>

(様式第2号)

## 要 点 録

平成 22 年 2 月 17 日作成

会議の名称	島本町総合計画審議会 第1回「第2部会」		
会議の開催日時	平成 22 年 1 月 21 日(木) 午後 2 時～4 時		
会議の開催場所	島本町役場 3 階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	5 名(一般 4 名、他部会の審議会委員 1 名)
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	岩井(長)委員、大西(三)委員、大西(義)委員、岡田委員 沖委員、榊原委員、坂田委員、清水委員、高山委員、松田委員 (五十音順)		
会議の議題	1. 部会長・副部会長の選出について 2. 第四次島本町総合計画基本計画(案)について 3. その他		
配布資料	【資料22】第四次総合計画基本計画(案)関連データ集 【資料23】基本構想案に関するパブリックコメント意見(基本計画関係)への対応表 【資料24】第三次総合計画に係る施策の実施状況		
審議等の内容	別紙のとおり		

## 島本町総合計画審議会 第1回「第2部会」 要点録

日時	平成22年1月21日(木) 午後2時~4時
場所	島本町役場 3階 委員会室
出席者	出席委員10名、事務局等14名

### 開会

**事務局** それでは、ただいまから、島本町総合計画審議会第1回「第2部会」を開催させていただきます。

本日、第1部会委員15名のうち、10名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例施行規則第2条第6項の規定により、本部会が成立していることをご報告申し上げます。

次に、本日、1回目の部会となりますので、第1部会の事務を所管する担当課長が全員出席しておりますので、順次、自己紹介をさせていただきます。

#### 【担当課長の自己紹介】

### 【案件1】部会長・副部会長の選出について

**事務局** 続きまして、案件1、部会長・副部会長の選出について、島本町総合計画審議会条例施行規則第2条第2項の規定に基づき、部会長、副部会長を選出いただきたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

#### 【「事務局案は」との声あり】

**事務局** 事務局としては、部会長に松田委員、副部会長に大西(義雄)委員にお願いしたいと考えていますが、いかがでしょうか。

#### 【「異議なし」の声あり】

**事務局** 異議なしとのことですので、部会長に松田委員、副部会長に大西(義雄)委員に就任いただきます。

それでは、この後の議事進行につきましては、松田部会長にお願いします。

**部会長** それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

#### 【「異議なし」の声あり】

**部会長** ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

#### 【傍聴者入場】

## 【案件 2】第四次島本町総合計画基本計画(案)について

**部会長** それでは、案件 2、第四次島本町総合計画基本計画(案)について、事務局から説明願います。

**事務局** まず、本日の配布資料について説明させていただきます。

### 【資料 22・23・24 の説明】

**事務局** 次に、今後の基本計画案の審議の進め方について説明させていただきます。この「第 2 部会」は、第 2 章、第 3 章、第 4 章の 3 つの章を担当することになりますが、事務局としては、第 2 章から節ごとに順番に審議を進めていきたいと考えています。具体的な進め方としては、まず節ごとに事務局から概要を説明させていただき、そのあとで質疑を行う形で、順番に議論していければと考えています。

**部会長** ただ今、説明があった審議の進め方について、ご意見があればお願いします。

**委員** 以前、基本構想を町長に答申したときに添付した「付帯意見」について、委員に配布されているのは修正前のものですので、修正後の付帯意見について、次回の審議会でも結構ですのでご提供ください。

**部会長** 事務局から次回には提供願います。

この部会は、第 2 章、第 3 章、第 4 章の検討を行います。まず、第 2 章「自然環境の保全・活用」について、事務局から説明をお願いします。

## 2 章 1 節 「自然環境の保全・活用」 基本計画案 6 ページ

事務局より概要を説明

### 「森林の保全と活用」

**委員** 森林の保全について、今やらなければならない仕事が例えば 100 とすれば、どの程度まで到達しているという認識なのでしょうか。

**担当課** 森林の保全に関しては、現在、ボランティアのみなさんが竹林整備や間伐などをされています。町では主に町有林の間伐、天王山周辺の間伐を行っているのが現状です。割合としてはお答えにくいところがありますが、順次進めています。

**委員** 私の率直な感想として、いろいろやっておられるのは分かりますが、町全体の森林を見たときに、どうなのかということです。防災計画の見直しという時にも森林の保全は深く関わってきます。そこではいろいろな危険が指摘されています。天王山周辺と町有林だけでよいのかというところではなく、実際に山に人が入らない状況になっており、適切な措置をしないといういろいろな災害が起こるということにもなります。いろいろやっているのも良いということではなく、全体としてどの程度の仕事をやらなければならないと考えて、今のところ何パーセント到達しているという量的な把握をお示し願いたいです。

**部会長** 今の話の中で、追加的な説明ができるようでしたらお願いします。

**委員** 関連して、森林の問題は島本町だけの問題ではなく、全国的に森林の荒廃が進んでいます。大きく分けると広葉樹と人工林に分けられますが、人工林については、今から50年ほど前に我々の親の世代が植林しましたが、その後、十分な手入れができなくなっています。町有林はそれなりにボランティアでやっておられますが、民有林についてはかなり費用があるので、手入れができず放っておかれ、荒れています。

広葉樹のブナやナラについては需要がなく、通常は20年から30年で伐採して、新たな芽が出ていくという循環が行われますが、それもできていません。40年から50年経過して大木になり、自然に枯れていくということが全国的にも言われています。

森林の保全については、環境保全審議会でもかなり議論がされていたと思います。そのあたりのことも取り込んで、今後はやっていかなければならないと思っています。調査して取り組む体制をつくらなければ、駄目だと思います。有害鳥獣や山崩れや地下水などにも関係しますので、このあたりをどう考えるかということは大事なことだと思います。

**担当課** 進捗状況の具体的なパーセントはお示しできませんが、町有林は14ヘクタール弱あり、そのうち、平成20年度末で5ヘクタール程度の間伐などの整備ができています。本年も引き続き整備を行おうとしているところです。

天王山周辺についても、非常に広範囲になりますが、平成20年度末時点で12ヘクタール程度の整備が行われています。平成21年度も引き続き行っており、今後も整備に努めたいと考えています。

桜井地区では、「桜井地区森づくり委員会」によって竹林の整備をしていただいています。また、町のフォレストサポーター養成講座を修了された方が「フォレスト島本」という団体を組織し、ボランティアで森林の整備に携わっていただいています。ボランティアの方が中心になっているところもありますが、町もこのような形で森林整備に努めています。森林の面積に対して少ないのは承知していますが、少しでも整備を進めることが森を守ることになると考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

**委員** 先日、若山神社から太閤道を通って桜井台に抜ける道を歩いてみましたが、たくさんの木が倒れていました。10年ほど前と比べても増えていると思います。それは民有林ということもあるのですが、高齢化が進んで山に入れられないということを考えますと、民有林についても、地権者と協力して行政が力を発揮して仕事をしなければならないというところまで来ているのではないかと思います。全体をしっかりと見て、全体量を把握してやっていかなければならないと思います。

**委員** 結局、昔と今では、山に対しての所有者の意識が全く違います。昔は山で収入がありました。が、このごろは一切なく、山に入るだけ赤字になるという状況にあります。数年前に府の費用で桜井地区の竹林を伐採してもらいましたが、伐採の後、生えてきたタケノコを取ってやらないとまた荒れてくるのですが、あまり手入れできないため、数年たった今では元に戻ってきています。

ボランティアに整備してもらっているところでは、所有者もタケノコを取りますが、残りのタケノコは整備してくれるボランティアにも取ってもらっています。森林や景観の保全のためにも、所有者の意識を変えていかないと、公費やボランティアでやっても、山は広いので、何

百人が山に入ってもできません。山の所有者の意識を変え、自分の持ち山を大事にしてください、とPRしなければ、いくらやっても実際問題として保全できないと思います。

所有者の中には、植林したり、山の手入れをされている方もいらっしゃいますが、山には何もないので国有にしてくださいといったことを言う方もいます。そのあたりをしっかりと考えていかないと、山はますます荒れていってしまうのではと感じています。

部会長

この件については、まだまだご意見がたくさんあるかと思いますが。森林の保全は、水の問題にも関わってきます。お話にもあったように、森林整備には、地権者の方も苦慮されている状況ではないかと思います。町もボランティアなどを通して取り組んでいますが、恐らくこれでは間に合わず、島本町本来の緑がこれでいけるのかという部分もあるのではないかと思います。水の問題と森林の問題を兼ね合わせて、もう少し具体的に基本計画に入れていけないかと思います。

委員

確かに保全は必要ですが、保全と同時に、伐採の後の利用をどうするか、ということも重要です。現在は、そのまま放置されている状況だろうと思います。竹林でも伐採の後をどう利用するのか、間伐材をどう利用するのか、ということをきっちりすることで、後の整備も進むのではないかと思います。

島本町の場合、ほとんどが民有林ですので、世代が変わると、自分の山があるのは分かるが、境界が分からないということが現状だろうと思います。やはり、地籍調査を順番にきっちりすることが必要ではないかと思います。民有林でも、境界が分かると整備もでき、境界が分からない区域はできないということもあると思います。そのあたりをどうするかということも、今後の課題として整理する必要があると思います。

#### 「地下水の保全」、その他(植生について)

委員

森林の話がずっと出ていますが、島本町の植生の調査というものは、町の方で、例えば5年おきとか10年おきにされているのでしょうか。足で歩かなくても、人工衛星の写真を解析すると植生がある程度把握できると思いますが、それほどお金がかかる話ではありませんので、そのようなことをされているのかということをお聞きします。

また、施策内容に「地下水位観測の継続実施」と記載されています。現状で、観測井は浅井戸1本と深井戸2本があると思いますが、以前は、浅井戸は東大寺と藤の木の2本がありましたが、現在では東大寺の方は廃止されています。

また、河川流量について、治水や山の保全にも関連しますが、流量の観測は茨木土木事務所で実施するのも知れませんが、そのデータを町の方で取り入れて、降水量と流量の関係をある程度把握しておかないと、災害時には大変なことになると思います。

地下水位の観測についても、東大寺の浅井戸を減らした理由がもう少し必要ではないかということ、町内の方がどの程度地下水位の観測について認識されているのか、何らかの形で広報されても良いのではないかと思います。東大寺を減らしたのは藤の木とほとんど水位の動きが一緒だからという理由だと思いますが、島本町の水道水源という時に、浅井戸の状況は重要で、特に東大寺あたりは水無瀬川の河川水が浸透していくあたりですので、その動きが重要だと思います。お金のかかる話でもありますし、藤の木で十分だろうという判断だったと思いますが、何か所でどのような観測が行われているのかということ、本文でなくても良いので、

分かるようにしておいた方がよいと思います。

担当課

植生の調査については、大阪府で「みどりの大阪推進計画」がスタートしており、その中で、さまざまな植生の状況を把握する必要があるとしていたと思います。当然そうなれば、植生調査について、航空写真などを利用してもある程度把握できると聞いていますので、ただちに実施できるかどうか分かりませんが、大阪府としてどう取り組まれるのかと思っています。

部会長

町として、植生調査についての考え方や今後の予定はいかがでしょうか。

担当課

今後の検討課題であると思います。

部会長

島本町という町は「水」というイメージで、水が豊富にある町と捉えている方が外部にもたくさんいらっしゃると思います。せっかくそういった資源を持っているので、住民の方には、そのような事柄について数値的なものをはじめ、島本町はよそとはこれだけの差があり、こうなんだというものが示せれば、住民にとっては、わが町の財産ということで外部にも発信できるのではないかと感じています。そのような部分を数値的に把握することになればありがたいと私自身も思います。できれば、もう少し突っ込んでいただけたらと思います。

2章1節「自然環境の保全・活用」について、いろいろなご意見をいただきましたが、非常に難しい問題で、何もかも一度に片付けるということにはならないと思いますので、これから審議を進めていく上で、またお気づきの点があればお聞かせいただきたいと思います。いずれにしても島本町と水は、切っても切れないものだと思っています。せっかくの宝ですので、宝を生かさなければもったいないと思います。

#### 「水辺環境の保全と活用」、その他(緑化について)

委員

資料 24「第三次総合計画に係る施策の実施状況」について、自然環境の保全分野では、ほとんどが「実施」となっていますが、「水辺環境の保全」の項目だけ「検討中」となっています。大阪府の財政難によると記載されていますが、大阪府の財政難は今に始まったことではなく、今後もいつまで続くのかということも問題になってくると思いますが、大阪府が島本町に対してどのように説明をされているのか、また、島本町が大阪府にどの程度打診されているのかということをお聞きしたいと思います。

また、緑化の推進について、飛行機に乗ると大阪はみどりが少ないという話はよく聞きますが、資料 24 に「一定規模以上の建築・開発等の際に緑化を指導している」と記載していますが、開発は行政が指導するということになるかと思いますが、建築について住民に対しての徹底はどのようにされているのでしょうか。大阪市内では、学校で緑のカーテンや運動場の芝生化があり、建築物の中に木を植えれば一部補助金が出るというような取組みをされているところもあると聞いています。島本町ではどの程度の周知徹底がなされているのでしょうか。

担当課

資料 24 の 6 ページで、「水無瀬川河川改修整備事業」と「水無瀬川水の文化園整備事業」については、大阪府の財政難により事業が進んでいないと記載しています。水無瀬川左岸、水無瀬橋から下流側については整備が終わってきたのですが、そこから上流の整備については、6、7年以上中断している状況です。大阪府が財政難ということで中断している状況であり、町がどのように投げかけをしているのかということについては、機会があれば申し上げますが、整備を進めるような状況ではないということで、このような状況が続いています。

緑化の指導については、「建築物の敷地等における緑化を促進する制度」に基づいて、1,000

平方メートル以上の敷地の場合に適用しています。それは制度に基づいて必ず実施しています。それ以外では、開発指導として、300平方メートル以上の場合に、任意に指導をしています。ただ個別の住宅についてはなかなか指導が及ばず、現実的にそこまでは踏み込んでいないのが実情です。学校の芝生化についても、大阪府でもそのような方向で補助金が出ると聞いていますが、所管が違うためお答えしにくいところですが、現在は進められていない状況です。

### 「森林の保全と活用」

**委員** 森林の保全について、先ほど太閤道で倒木が多いという話がありましたが、東海道自然歩道ですらそうなっています。山林については、我々の先代、先々代の時代までは、山仕事を行う中で境界が分かっていたのですが、我々の代になると自分の所有のところでも分かりにくく、たくさん山林を持っている方になると、どこにあるのか知らず税金だけ払うということになっています。我々の子どもの世代になると、全く山に見向きもしないということになってきており、一方では、森林の保全については、このように位置付けが高くなってきています。

これは個人の意識というよりも、仕組みそのものがもう成り立っていないという実態ではないのかと思います。我々もタケノコを栽培する竹林の周辺は何とか手入れしていますが、少し離れたところでは木も切らないということが実態ですし、それを意識で変えられるかという、とてもできないと思います。町の山林のほとんどが民有林ですが、子どももおらず、家も絶えて閉めているところもあります。尺代でも竹林を伐採してもらってきれいになりましたが、先ほどもあったように、来年、再来年も続けて竹を切らなければ維持できないということで、女性だけの家ではとても手入れすることができません。森林保全と実態が大きくかい離して、逆の方向を向いているということを申し上げておきたいと思います。

**部会長** この問題については、先ほども申し上げたように、一挙に解決できる問題ではないと思いますし、このような問題に対して住民がどのように目を向ければよいのかと考えてみたりします。いずれにしても、自然環境の保全と活用で、「活用」となるともっと難しくなるのではないかと感じています。これから審議を続けていく間でも、これに関連した問題がたくさん出てくるのではないかと思います。その時々いろいろな角度で踏まえながら、進めていければと思います。その他にご意見がありますか。

### 1節全体、「資料24」、その他(基本計画の項目分け、表現方法について)

**委員** お話を伺っていると、いろいろと大変な状況にあり、その解決策も見出せない、危機的であると皆さんはおっしゃっていますが、そのような認識が基本計画の記載にあまり反映されておらず、考え方として「こうする」ということだけが述べられている感じがします。何とか委員の皆さんが言われたような事柄を反映したような記述にならないのでしょうか。

特に、地下水については島本の誇るべき資産であるということがあまり出ていませんし、森林の保全については、危機的な状況にあることが出ていません。そのあたりが何とかならないかと思っています。できればもう一度お考えいただければと思います。

また、全体的な施策の体系、内容についてですが、いただいた資料24を見ると、施策内容の番号・順序が基本計画と異なっています。そのあたりを計画体系としてどう考えるのでしょうか。基本計画の方はより抽象的な形になっているでしょうし、資料24は具体的な施策から見ているので必ずしも合致するとは限りませんが、何とかならないのでしょうか。資料24は総

合計画とどう関連づけるのでしょうか。これも公表して同じような形で住民の皆さんに出すのでしょうか、これはこれで、表に出すのは基本計画だけということになるのでしょうか。私は資料 24 を出した方が具体的な施策がよく分かりますし、実情も、率直にどのような状況にあるかということも述べていますので、実情を踏まえてこのようなことをやるということは、これがあって初めて分かるものだと思います。両者が相まって計画案になるとした方が良いと思います。そうすると、体系的につながりが上手くないと思いますので、そのあたりはどのように考えているのでしょうか。

事務局

本日お配りしている資料 24 は、第三次計画の実施状況を取りまとめています。これについては、以前から委員の皆さんから、第三次の基本計画の詳細な実施状況はどうなっているのかというご意見を多くいただきましたので、実施状況を取りまとめたものを今回お配りしたものです。あくまでも第三次の施策内容に基づいた実施状況ですので、第四次の施策内容とは異なっています。

また、先ほど委員の皆さんから、森林、地下水についてさまざまなご意見をいただき、それを踏まえた内容の整理をすべきではないかというご意見もいただきましたので、これについては、後ほど検討していきたいと考えています。

基本構想の審議の際も、委員からいただいたご意見について、最終的に対応の考え方を整理して修正案をお示ししました。基本計画の各部会についても、委員のご意見を積み重ね、意見への対応や修正案をまとめて提示し、最終的にご審議いただきたいと考えています。

委員

説明はよく分かりました。後知恵になるかもしれませんが、このように対照して見ますと、項目を統合したのは何のために行ったのかという疑問も出てきます。

例えば、施策内容のタイトルは、第四次では「**地下水の保全**」とだけ書かれており、第三次では「**長期的・総合的な地下水利用の検討**」という表現があります。これをタイトルにするか、記載内容に入れるかは別にして、長期的・総合的な地下水利用を検討するということが、第四次ではあまり見えてきません。個別の対策は行うのでしょうか、本当のところどちらが良いのかという気になってきます。項目をまとめて「地下水の保全」とするのは良いと思いますが、「長期的に検討する」ということが必要だと思います。そのような事が抜けていることがこのように提示されると見えてきます。

また、個別的な事業についての表現を、第四次でも入れるのか入れないのか、どちらが良いのかという話もあります。抜けている部分も多く見られます。

また、第三次では 2 章 1 節にあった「緑化の推進」の項目は、今回、2 章 3 節の「都市景観」の分野に入れているようですが、どちらが良いのかということです。市街地内の緑化を、都市における自然環境をつくりあげていくという立場とするのであれば、第 1 節に入るでしょうし、都市における自然環境というよりは、景観的な立場から緑化を見るということで行くのか、基本的な考え方の違いがここに現れてきていると思います。どちらが良いのか分かりませんが、そのあたりの検討も必要だと思います。

少なくとも、資料 24 にある事業名、事業の内容は、今回の基本計画でもどこかでは出てくるようにした方が良いのではないのでしょうか。

事務局

項目の関係については、「第 1 部会」でも同様のご意見をいただいております、再度検討すると

お答えしています。それだけでなく、各章・節について、その都度ご指摘いただき、ご意見をまとめ、精査したいと思います。

**委員** もう1点お聞きしますが、施策内容「水辺環境の保全と活用」には、「島本水の文化圏構想に基づき～整備を進めます」と書いてありますが、実情は進んでおらず、資料24の実績では府への要請を継続すると書かれています。

このあたりも、現実的な状況を踏まえてどうするのか、きっちり書くのか、構想としてはあるので、その通りにやると単に述べるのか、結構重要なところだと思います。進まないのがブアップするとは書けませんが、もう少し違う方法でするなど、そのあたりも難しいとは思いますが、あまりさらっと流すのも問題だろうと思います。

ただ、基本計画ではこう書いておき、資料24のような資料を併せて示すという方法もあると思います。難しいと思いますが、もう少し考えていただいた方がよいと思います。

あまり現実的な状況を踏まえず、「やります」「やります」となると、計画というのはそういうものかもしれませんが、本当のところはどうするというのが、もっとあっても良いのではないかと思います。

**部会長** 島本町の身の丈にあったように、もう少し落としていくのも、現実的で良いのではないかと思います。

**委員** そうでないと、計画全体にメリハリと言うか、あれもやります、これもやりますということとを並べるだけで、全体として見た時にどこを目指して何をやるということが結局見えてこないということになると、よくないと思います。

地下水の話も、さらっと書かれています。もう少し打ち出した方がよいと思います。どこかメリハリの付いた書き方ができないのかと思います。

**部会長** たくさんご意見をいただきました。分かりやすくというか、めざすべきところを抽出するとか、身の丈に合った展開に変えるなどにより、少しはつきりしてくるのではないかと思いますので、事務局で今後検討願います。自然環境を保全することと、活用することは大きなテーマであるだけに、しっかり考えて進めていきたいと思います。またお気づきの点があれば、次回以降にお願いします。

## 2章2節「住環境の整備」 基本計画案7ページ

事務局より概要を説明

### その他(若山台団地、住宅マスタープランについて)

**委員** 若山台団地は人口がどんどん減っています。島本町も一番多い時から比べると1300人減っていますが、若山台だけでも一番多い時から1100人減っています。何が問題かという点、2節の基本的課題でも「空き家が発生している」という指摘がありますが、若山台ではエレベーターがない、商店もないという問題があります。そういうことで、非常に環境は良いが、住みにくいということがあります。そのようなことも触れる必要があるのではないのでしょうか。

**委員** 関連ではありませんが、第三次では、「島本町住宅マスタープランの推進」という表現が入っていましたが、今回はその表現がありません。策定委員会の資料を見ると、住宅マスタープランの後継計画がないので、第四次には盛り込まないという記載がありました。

基本構想で大きな問題となった 32,000 人の人口目標に対して、町内のどのようなところで今後住宅の開発ができるのか想定して 32,000 人が成立する、努力したいという話もありました。どこにどのような新しい住宅地をつくるということをしっかりと早めに立てていただく必要があると思いますので、今後の住宅マスタープランについて再検討をお願いしたいと思います。

**部会長** 若山台の問題は、非常に重要だと思います。住宅と高齢社会の問題についてどのような形で展開すべきなのか、という問題もこの中にはあるのではないかと思います。特に高齢化という問題からすると、今住んでいる方もさることながら、若い方が島本町に在住していただけるような仕組みも兼ね合わせて、住宅の問題を考えなければならないのではないかと感じます。そのあたりについて、行政としてどのように展開されるのでしょうか。

**事務局** 若山台の人口減と住宅マスタープランについてのお尋ねがありましたが、住宅マスタープランについては、平成 20 年度で計画期間が終了しています。この計画を策定した最大の目的として町営住宅の集約建て替えがあり、それを行う上で住宅マスタープランを基本としていました。町営住宅の建て替えは完了しましたので、最大の目的は達成していますが、ご指摘の個別の住宅の計画については、現在、都市計画マスタープランの見直し作業を進めており、その都市計画マスタープランの中で、各地域の位置付けや地域特性、開発に関すること、景観も含めた都市計画に関するさまざまなものをまとめる予定です。そちらで、全町的な土地利用の考え方などをまとめていきたいと考えています。

また、若山台のエレベーターの話もありましたが、以前、公団住宅にエレベーターを設置するという新聞記事を見ましたが、そのような情報収集も今後行っていきたいと考えています。

#### 「良好な住環境の形成」、「町営住宅の良好な維持管理」

**委員** 施策内容 で、空き家に関連して検討を進めるということですが、エレベーターが重要であれば、これがポイントだということについては、ただ「検討を進める」だけではなく、もう少し具体化して「エレベーターを設置する」、「お店を設ける」など、ポイントとなるものを記載してはどうかと思います。

施策内容 に「町営住宅の良好な維持管理」とありますが、私の感覚では、町営住宅はまだ古い住宅もあるかもしれませんが、かなり建て替えられて良くなっていると思います。まだこのような文章が残っていると、何か悪いようなイメージを与えてしまうので、表現を変えるなどしてはどうでしょうか。

**事務局** 1 点目の各内容のポイントについてですが、施策内容のレベルには、大小さまざまあり、かなり限られた内容の項目もあれば、全体的に大きな枠で書いている項目もあります。そのあたりは審議の中で具体的にご指摘いただければ、その点も加味して検討したいと思います。

施策内容 の中では「検討を進める」と記載していますが、今後この基本計画を受けて、より具体的な実施計画を策定する予定です。そのあたりの関連もありますが、お気づきの点についてご意見をいただければ、それをまた反映して、提示させていただきたいと思います。

**担当課** 2 点目の町営住宅についてですが、ご指摘のように緑地公園住宅はまだ建設して 5~6 年の住宅ですので、ここでいう「維持管理」という表現は、あくまでも日常管理を主として考えています。新しい住宅ですが、日頃からの日常管理を怠ると建物の傷みも進みますので、その意

味で「良好な維持管理に努める」としています。

ただ、町営住宅には、緑地公園住宅の他に御茶屋住宅もあります。この住宅については築30年程度経過しており、良好な維持管理に努めていますが、今後の課題であると認識しています。

その他(都市計画マスタープラン、基本計画の表現方法について)

**委員** 先ほど、都市計画マスタープランを別途作成していると言われましたが、それはこの総合計画の決定を踏まえて、ということになるのでしょうか。もしそうであれば、基本計画の中である程度ガイドラインを示しておく必要があるのではないのでしょうか。

**事務局** 基本的な考え方としては、総合計画が最上位の計画であり、その下にある各分野の計画の一つとして都市計画マスタープランもあります。都市計画マスタープランは、本年度から検討に着手しており、来年度末に策定予定で作業を進めています。総合計画の基本計画は本年度から来年度の前半にかけてご審議いただきますが、既に審議いただいた基本構想、それから大きな枠ではありますが、基本計画の中でも都市計画マスタープランの内容の一部ですが関わるものがあります。ここでの記載内容は大枠ですが、都市計画マスタープランの内容はそれをさらに細分化した内容を取りまとめた計画になりますので、基本計画の内容を踏まえながら策定するようにしています。

**部会長** となると、現状では、都市計画マスタープランの策定はかなり進んでいるということでしょうか。

**事務局** 都市計画マスタープランは、全体的な大きな考え方をまとめた「全体構想」と、地区別のより具体的な都市計画についてまとめた「地域別構想」の2本立てになっています。これは法律で策定することが定められており、本町では平成11年に策定しましたが、今回の総合計画の改定に合わせて現在見直し作業を進めています。本年度については、基本的な考え方の取りまとめをしている最中で、より具体的な内容については、来年度の作業を予定しています。

**委員** 総合計画と都市計画マスタープランの関係ですが、必ずしも上位計画と下位計画になっていないのではないかと思います。上位と下位という関係ではなく、相互補完的に、全体として町の計画になってしまっていると感じています。それで良いのかどうか、ということがあると思います。

総合計画でも、基本構想と基本計画の関係があり、基本構想で全ておさえていて、そのおさえられていたことに対して、例えば都市計画マスタープランもあり、総合計画の基本計画もあるという形になるのか、基本計画よりさらに下位に都市計画マスタープランがあるのか、そのあたりが疑問です。

最も良いのは、基本計画を見れば、何が町にとって課題で、何をすべきかが分かり、それを踏まえてマスタープランがあるということだと思いますが、その点はいかがでしょうか。

例えば、施策内容 に出てくる「空き家」問題で言えば、都市計画マスタープランではもっと拡大して出てきます。それと施策内容 にある「町営住宅の良好な維持管理」ということが、ここでは同等に書かれています。しかし問題の大きさは全く違います。そのようなことが、あまりうまく出てこないということをどう考えるかということです。

空き家問題は非常に重大な問題だと思いますし、町全体の活性化に関わり、骨粗そう症に例

えて都市粗そう症という言い方を仲間内で言っていますが、あちこちに穴があり、都市全体としてもらいという構造になっていくことは大問題だと思います。だから、都市計画マスタープランできっちりと取り扱って対策を練ることが、この総合計画を見ると読めるというようにならないかと思います。

例えば、施策内容の書き方について、文章でさらっと書かれていますが、箇条書きにすると段落も2つぐらいに分かれると思います。1つ目は「秩序ある住宅開発の誘導」、2つ目は「都市基盤整備」、3つ目の「高齢化と空き家の問題」をさらに分ける方法もあると思います。

3種類なり4種類の内容を一つの文章で書くので、さらっとした感じになっているのではないかと思います。これをきっちり箇条書きにして、例えば、重要なところは太文字にする、あるいは重要なキーワードにはアンダーラインを入れるなどの書き方をするだけでも、問題の軽重が分かるということがあるのではないのでしょうか。そのような工夫ができないかと思います。

**委員** 関連して、住民が計画冊子を見て、島本町が10年先にこのような格好になるということが概念的に分かるということが大事だと思います。いくら良い冊子をつくっても、読んで分からないという難しいものはいけないと思います。

そうすると、空き家の問題についても、基本構想では団地に空き家がある、既成の住宅地で人口が減ってきていることなどを述べ、基本計画の中では、具体的にエレベーターを設置する、商店を誘致するなどを述べ、どのように流れていくということが分かれば良いのではないかと思います。それ以上の細かいことは、マスタープランなどで、専門家が見ても分かるということで良いのではないかと思います。やはり、住民にこのようになっていくという希望を与えるということも大事だと思います。

**部会長** 表現方法からすると非常に難しいとは感じますが、主役は住民ですので、それを見た時に住民がどう感じ、どのように自分たちのまちを考えるかということに結びついていきますので、表現は難しいかもしれませんが、そのような展開や表現ができればそれに越したことはないと思います。事務局の方はいかがでしょうか。

**事務局** 貴重なご意見ありがとうございます。分かりやすく書いた方が住民にとって分かりやすいというご意見ですが、箇条書きと、現状の文章形式とどちらが良いか事務局でも悩んだというのが本音です。箇条書きでさらっと書いて住民の方に理解いただけるのかということから、接続の言葉を付けて現状の文章形式にしています。箇条書きや、太字、アンダーラインを入れてメリハリを付けるなどの表現については、今後検討したいと思います。

**部会長** この部分も非常に難しい問題がたくさんあり、これから審議を進めていく上において、これに関わる問題も出てくると思いますので、事務局の方で考えていただければと思います。

#### その他(マンションについて)

**委員** 住宅について問題提起したいのですが、資料22の5ページに、平成17年国勢調査に基づく「住宅の建て方・所有関係別の世帯数の状況」という表があります。その表を見ると、共同住宅の割合は57.9%で、そのうち6階建て以上が27.4%となっており、共同住宅の割合がかなり高くなっています。これは平成17年の数値ですが、それ以降も大規模なマンションがどんどん建っています。島本町の「マンション化率」は増えています。マンション化率というのは、総世帯に対して分譲マンションを所有している割合を定義していますが、島本町は50%を超えています。

同じ時期の大阪府全体で約 17%、大阪市内で 23%程度、近隣では吹田市が高くなっています。

マンション化率が高くなるとどのような問題が出てくるかという点、最近のマンションはだいたい容積率 200%のところには建っていますが、最近は廊下やバルコニーが非常に広がっています。廊下やバルコニーは容積には入らず、最近は階段なども容積対象外に緩和されています。また、最近は立体駐車場が併設されていますが、立体駐車場も容積対象外となっています。そういった建物の外形という点、その容積を概算すると 350%程度になっています。要するに、容積率 200%の地域に、外形寸法でいくと 350%から下手をすれば 400%程度のマンションが建つということです。

そのような建物が林立すると、当然、近隣の紛争が起きてきます。例えば、西宮市では震災後にマンションの復興が急速に進み、平成 15 年でマンション化率が 50%を超えたそうです。急激に日照問題や相隣関係で紛争が激増しまして、西宮市は現在、市街地全体に高度地区をかけて絶対高さを制限する規制をしています。そのあたりは後の景観形成などにも関わってくると思いますが、やはり今のようにマンションがどんどん建ってくると、近隣の紛争が増えてくるのが予想されます。例えば、市街化農地の中に大規模な農地があり、ある期間は農地並みの課税で営農されていますが、その期間が切れると、大規模農地が突然大規模マンションに変わるということが当然考えられます。そのようなことから、あらかじめ大規模なマンションが建つ場合に、相隣関係等でどのようなことを考えておくべきかということ、少し頭に置いておいていただきたいと思います。このへんの話は、「景観形成」の項目や、第 4 章の「土地利用」の項目あたりで話をしたいと思っています。

最近のマンションは完全なサービスなどを謳い文句にしている、新しいマンションでは自治会はほとんど組織しない傾向にありますし、マンションの中だけで完結したコミュニティを謳い文句に販売していますので、地域との断絶が起こるといっても問題になってきています。

人口増加が期待でき、歓迎すべきと思いますが、建ち方や、建つ場所、運営方法によっては、大変厄介な問題を抱え込むという可能性もありますので、そのようなことを問題提起としてお話ししておきたいと思っています。

**部会長** このことは、これまでの第 1 節、第 2 節の問題と、その後の「景観形成」の問題とかなり関係があると思います。また、審議を展開していく上において、これを抜いたかたちで前の 2 つを結論付けるということは無理があると感じます。第 3 節「景観形成」を含めてご議論いただきたいと思っています。

## 2 章 3 節 「景観形成」 基本計画案 8 ページ

事務局より概要を説明

### 「景観形成の推進」、その他(市街地景観について)

**部会長** この 3 節の分野も、前の 1 節、2 節の項目とかなり関係すると思いますが、そのあたりを踏まえてご意見をいただきたいと思っています。

**委員** 1 点目ですが、施策内容として、「自然的景観」、「歴史的景観」の項目があります。そのほか、この中では「景観形成の推進」に含まれると考えていると思いますが、「都市的景観」または「市街地景観」といった項目についても、それをきっちり書いておくことで、先ほどの

マンションの話や農地との関係でどうするということが出てくると思います。その項目を増やした方がよいと思います。 だけだと漠然としすぎています。

2点目ですが、景観法との関連で、景観行政団体になるのかならないのか、めざすのか、めざさないのか、それが非常に問題だと思うのですが、それに対するはっきりとした態度はここには書けないのでしょうか。ここに書かないということは、暗にめざすつもりはあまりないというようにも受け取れますが、いかがでしょうか。

事務局

1点目の「市街地景観」の項目追加については、新たに検討したいと思います。

2点目の「景観行政団体」に関するお尋ねですが、現在、大阪府で府景観計画の見直しを進めています。その「はじめに」の部分で、「府内の全ての市町村が近い将来、景観行政団体となり、広域的な観点にも配慮して景観計画を策定するよう積極的に働きかけを行います。」ということが記載されています。

景観に関しては、大阪府内全ての市町村が加入している「景観形成誘導推進協議会」という組織があります。それ以外に、その中で北摂ブロックの7市3町でもブロック会議を頻繁に開催しており、さまざまな景観に関する研究などを行っています。

特に北摂地域は、7市3町のうち、中核市の高槻市は自動的にそうなりますが、それ以外でも箕面市、豊中市、吹田市が景観行政団体になっています。また、茨木市も検討中と聞いています。そのような状況で、かなり景観に関する取組みを先進的に進められているところがあります。

ここに明確に景観行政団体になるというまでは書けないのですが、実情としては、そのような中で検討していかなければならないということです。第三次に引き続き今回も「景観形成の指針づくり」という形で記載していますが、府内全体がそういう動きにあり、府自身が市町村に働きかけをするということですので、我々も積極的には関わっていかうということで、基本計画にも記載しています。

委員

そこまでの状況であれば、例えば、「景観行政団体をめざして、指針づくり～」ということも書けないのでしょうか。

事務局

表現として書くことは可能だと思います。ご意見としていただいた部分を再度検討し、修正させていただきたいと思います。

委員

特別にまずい事柄があれば別ですが、そうでなければ、「めざして、何かをする」という程度は入れておいた方がよいと思います。

部会長

高槻市などの周辺都市ではどうなっているのでしょうか。

事務局

景観行政団体は、自ら条例等を定め、景観計画を策定し、景観に関して建物の高さや外壁、山並みの眺望などについて規制していくものですが、本町はその団体になっていません。景観行政団体である高槻市とは街並みからも連動していますし、茨木市も検討中という状況で、箕面市や吹田市、豊中市は既に策定されています。

先ほどのように、町としてもそのようなことに取り組むべきというご意見もいただきましたし、第三次計画でも景観形成の指針策定を進める記載していますが、まだ取り組めていない状況があります。そのため、新たに「景観行政団体をめざして景観に関する計画を策定する」といった表現は追加可能と考えます。

委員

今の話に関連しますが、私は第三地域住民委員会で、JR島本駅西側の農地の今後についての検討に携わっています。その中の景観の問題ですが、江川に建設中のマンションも、準工業地域に建っています。都市計画法が設定された時には、準工業地域に住宅が建つということは全く想定外で、準工業地域では日照規制も斜線規制もないので、江川のように15階建ての45メートルが建ってしまいます。実は、桜井地区にも準工業地域があります。

ここに第三地域住民委員会の役員さんに将来の可能性として説明した資料があるのですが、これを部会委員に回覧してお見せしたいのですが、よろしいでしょうか。個人の責任で書いたものです。

桜井地区の準工業地域では現在工場が操業していますが、将来、事情によっては手放される可能性もあるかと思えます。そこはマンション用地としては絶好の立地になります。そこに江川と同じような15階建てのマンションを建てるのが可能となります。北側にはふれあいセンターがあり、そこは用途地域がかかっており、日照はクリアしないといけないので斜めにカットする形になりますが、建物が建ってしまいます。

せっかく島本駅西側で非常に良いまちづくりを進めても、これが建ってしまうと田園風景を残したいという皆さんの夢がどうなるのかと思えます。そこにマンションを建てる是非についても、建てた方が良いという考え方もあると思えますが、現状で何もしないでおくと、このようなことになりかねません。

私の提案としては、この地域は、島本駅西側の将来の望ましいプランができた時に、この地域も地区計画の区域に入っていて、今の工場の高さが12メートル程度だと思えますので、例えば20メートル程度の高さ制限を設けて、工場が別の用途になっても、それがクリアできるものにするという方法が考えられます。

例えば、千里ニュータウンでも、小高いところに今ある5階建ての住宅は、60～80%の容積率ですが、そこに先ほど述べたように、実質300%の容積で、20階建ての壁のようなマンションが建っています。これは非常に景観上も問題になっています。やはり住宅を誘致するとすると、現況の用途地域だけだと、このようなことが可能となります。

この方法の是非を一度検討していただいて、これは先ほども言われたように、総合計画でこのような検討課題があり、都市計画マスタープランで各地区の将来像を考えていただくのですが、やはり総合計画の中では、都市計画マスタープランの検討として、このような将来の用途変更が考えられる部分の景観や住宅、相隣関係などの課題をある程度整理しておくことが期待されるのではないかと思います。

先ほど、西宮市だけ絶対高さ制限をしているとお話ししましたが、箕面市でも一昨年ぐらいですか、全市域の70%の地域に高さ制限をかけています。吹田市や茨木市も検討中とのことです。それ以外にも宝塚市、芦屋市、西宮市、尼崎市でも、市域のかなりの面積で絶対高さ制限をかけています。用途地域だけでは高さ制限はできませんので、地区計画をかけるか、高度地区をかけて、絶対高さを制限するということになります。

西宮市の容積率200%の地域も、先ほども申し上げたように、最近のマンションは実質300%以上の容積が可能ですので、法定容積200%の地域でも、150%に落として規制を厳しくする、ということも検討されています。

部会長 いろいろお話がありましたので、参考にさせていただき、今後の展開の中で考えていただくということになるかと思います。

### 「歴史的景観の保全と活用」

委員 施策内容 について、資料 24 の 9 ページで第三次計画に基づく実績を見ると、麗天館の歴史文化資料館としての活用と、水無瀬神宮や桜井駅跡などが記載されています。第四次計画で今後 10 年間の歴史的景観の保全と活用について、どのようなことを考えておけばよいのでしょうか。先ほども感じたのですが、日常管理的な話を基本計画に入れるのは面白くないという気がしています。そうではなく、このようにしたい、このような計画がある、このようなことに力を入れたいなど、そのような内容がないといけないと思います。

部会長 せっかく持っているものを、外部に向かって発信できるような発信基地になればということもあるのでしょうか。

事務局 この項目の具体的な部分についてですが、「歴史的建築物」と記載していますが、現状で想定しているのは、最近整備された史跡桜井駅跡、歴史文化資料館などで、他にも神社や文化財が想定されますが、それらを保全・維持して、景観として活用していくということを考えています。第三次計画の時のように、新たに整備するという形では具体的には出てきていません。

部会長 これから、そのような部分について、もう少し手を入れるという予定はあるのでしょうか。

事務局 現在のところは、麗天館のように新たに整備していくという予定はありません。

部会長 本日、さまざまな問題が出されましたが、片付けていかなければならない問題を多く残してしまった気がします。これまでの第 1 節から 3 節を考えると、内容的に深く手を入れなければならないものもあるのではないかと感じました。本日のご意見は、今後反映させていただければと思います。

### その他

委員 島本町の景観について、どのようなポイントで考えたらよいのでしょうか。山が見える、見えない、日照の問題などは生活関係の問題だと思いますが、島本町の場合、景観と書いてありますが、どのような景観が望ましいのか具体的によくわかりません。とりあえず山が見えるということは一つあると思いますが。

委員 当然のことですが、ポイントは、まちによって違うと思います。例えば、古い町家が並ぶまちでは「街並み景観」が問題になるということはあると思います。島本町の場合は、街並みというよりは、「眺望景観」が第一に問題になると思います。その眺望というのは、どこかに山が見える、あるいは山を背景にした眺望、ということになると思います。もちろん、田園風景というか田畑が見えるのもそうですが、いずれにしても、目の前ということでもなく、すごく遠くからということでもなく、眺望景観が問題になると思います。

それから、古い絵図で、淀川の対岸から島本側を見た大正の頃の絵図がありますが、その絵図では山が見えています。この景観が台無しになるのはまずいだろうと思います。島本町の中から見るとはありませんが、島本町の姿を全体で一望できるようなことは、きっちり残していきたいと感じます。いずれにせよ、まずは眺望景観で、もちろん山の中に入った自然景観もあるのですが、とりあえずはそのように感じます。

**【案件3】 その他**

**部会長** その他、事務局から何かありますか。

**事務局** 次回の部会の日程調整をお願いします。

**次回日程の調整結果**

第2回「第2部会」 平成22年2月19日(金) 午後2時～

**部会長** 以上で本日の部会を閉会します。

**<終了>**

(様式第2号)

## 要 点 録

平成 22 年 3 月 11 日作成

会議の名称	島本町総合計画審議会 第2回「第1部会」		
会議の開催日時	平成 22 年 2 月 12 日(金) 午後 2 時 ~ 3 時 47 分		
会議の開催場所	島本町役場 地下 1 階 第五会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	5 名
非公開の理由(非公開 (会議の一部非公開を 含む。)の場合)			
出席委員	新井委員、柏内委員、戸田委員、富家委員、中村委員、濱田委員 平井委員、福田委員、松村委員、松本委員、森脇委員、山口委員 (五十音順)		
会議の議題	1.第四次島本町総合計画基本計画(案)について 2.その他		
配布資料	【資料 24】第三次総合計画に係る施策の実施状況		
審議等の内容	別紙のとおり		

## 島本町総合計画審議会 第2回「第1部会」 要点録

日時	平成22年2月12日(金) 午後2時~3時47分
場所	島本町役場 地下1階 第五会議室
出席者	出席委員12名、事務局等11名

### 開会

**事務局** それでは、ただいまから、島本町総合計画審議会第2回「第1部会」を開催させていただきます。

本日、第1部会委員15名のうち、12名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例施行規則第2条第6項の規定により、本部会が成立していることをご報告申し上げます。

**部会長** それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

**部会長** ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

【傍聴者入場】

### 【案件1】第四次島本町総合計画基本計画(案)について

**部会長** それでは、案件1「第四次島本町総合計画基本計画(案)について」、前回は5章2節まで審議を行いましたので、今回は5章3節「地域福祉」から審議を進めていきたいと思っております。

#### 各意見への対応について

**委員** 前回は各委員からいくつか意見が出ていたと思いますが、その意見への対応、整理はどのように行うのでしょうか。

**事務局** 各委員からさまざまなご意見をいただいておりますが、資料請求などその場で対応できるものは対応させていただいております。基本計画案の内容についてのご意見は、最終的に事務局でまとめ、ご意見とそれに対する基本的な考え方、修正案を提示し、さらにご意見をいただいて最終的にどこまで修正するか取りまとめていきたいと考えています。

### 5章3節「地域福祉」 基本計画案 39ページ

事務局より概要を説明

#### 「相談・情報提供体制の強化」

**委員** 施策内容の第1段落末尾に「緊急時に相談できる体制の整備」という文章がありますが、具体的にどのようなことを指しているのかお聞きします。

**担当課** 相談しなければならない状況は24時間いつ発生するかわかりませんが、役場は原則的に平日の午前9時から午後5時30分までの業務となっています。地域にお住まいの方にとっては、平日・休日・夜間の関係なく、緊急時に困ることがあるかと思っております。そのような中で、地

区担当の民生委員児童委員を困った時のつなぎ役として活用していただくほか、役場の警備室を通じた緊急時連絡網でも場合によっては夜間でも対応しています。個別にはさまざまな支援策や対応策があるかと思えます。現在行っていることも含め、住民にどのような形で周知していくかについては、実施計画の中で具体的に検討していきたいと考えています。

部会長

緊急時の問題は最近特にケースが多くなっています。

委員

今の説明ではもう少しはっきりしません。整備を進めるということは分かりますが、実際に民生委員児童委員を夜間に活用できるのかどうか、深夜に電話をしても良いのかどうか。その点は非常に疑問に感じますし、それは公的に行わないと難しいのではないかと思います。

担当課

具体性に欠ける、本当に活用できるのかどうかというご質問だと思います。民生委員児童委員として活動されている方の中には、何かあればいつでも言ってくださいという形で対応されているケースもあります。それ以外で、全く状況を把握されていない方から、突然夜中に電話がかかってきた時にどのような対応ができるのか、しなければならぬのか、ということについては、今後、民生委員児童委員のご意見を伺いながら整備を進めていかなければならないと感じています。

また、先ほどの説明から抜けていましたが、町内に2か所ある在宅介護支援センターは、高齢者の相談機関として24時間相談を受け付けています。そのような在宅介護支援センターなどの活用を含め、より住民の方が安心して生活できるような体制を構築していきたいと考えています。

委員

関連してお聞きします。1点目ですが、町地域福祉計画の中に「支援が必要な人への対応を迅速に行えるよう、個人情報に配慮しつつ、必要な人に関する情報の共有を図り～」という記載や、「登録が必要な人の把握にも努めます」という記載があります。これらについて、個人情報の保護に基づいてどのように登録していくのか、既に議論が始まっていると認識しています。それについてお教えいただきたいと思えます。

2点目は、かなり具体的で、実施計画の範囲になると思うのですが、例えば冷蔵庫に筒状のものを入れ、その中に、ひとり暮らし高齢者や障害者の方の既往症、かかりつけ医、親族の連絡先などの情報を入れておくと、迅速な対応ができるというシステムを取り入れている自治体があると聞いています。そういったことも、今後、具体的な課題の一つとして取り入れていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

担当課

1点目の質問についてですが、現在、高齢福祉課が中心となり、ひとり暮らし高齢者の実態調査を実施しています。その調査結果に基づいて、役場が情報を収集することに同意され、かつ、地区担当民生委員に情報を提供することに同意された方については、役場と地区担当民生委員児童委員の両方で、本人の個人情報（氏名・年齢・生年月日・かかりつけ医・既往症・担当ケアマネージャー・利用サービスなど）を把握し、緊急時の対応のために地区担当民生委員に名簿を提供しています。今後は、高齢者以外にもこのような取組みを広げていきたいと担当としては考えています。

2点目の冷蔵庫に情報を置くという案ですが、緊急時には的確に情報を把握して対応する必要があるので、そのような部分も今後考えていきたいと思えます。

**委員** 町地域福祉計画には、本当の緊急時についてしか対応が書かれていません。私が心配なのは、日常のことをどうするのかということです。緊急通報システムや、災害時の対応は記載されていても、それ以外の場合はどうするのかということをお聞きしたいと思います。先ほど別の委員の言われたように、民生委員も寝ずの番をしている訳ではありませんので、何かそのようなことで考えていただけないかと思います。

**担当課** 誰が見ても分かりやすく、安心して利用できる制度を構築することが課題となっています。このような場合はこのように対応するというマニュアルづくりなどについて、今後検討していきたいと考えています。

### 「地域福祉のネットワークづくり」

**部会長** 緊急時の問題は大事だと思いますが、施策内容 で「地域福祉のネットワークづくり」の項目がありますが、民生委員だけに頼るのではなく、地域でもう少しネットワークづくりが必要ではないかと思います。それには、社会福祉協議会や自治会、PTAも含めて各種団体がありますが、先ほどの説明を聞くと、どうも高齢者が中心となっていますが、障害者の問題、子どもの問題なども含めて緊急時の問題を考えていかなければならないと思います。

防犯、防災、緊急の病気などの問題もありますが、これからの問題は、3節の「基本的課題」にもあるように、自助、共助、公助とあるわけですが、公助はもちろんしっかりやっていただかなければなりません。共助という面も考えていくべきではないかと思います。私も社会福祉協議会に携わっていて、代表者会議によく出ますが、島本町は地域福祉が発達して良いですねというご意見を聞きます。小さな町なのでやりやすいということをよく言われますが、島本町は島本町らしい、3万人は3万人のまちなりの地域福祉づくりをしないといけないと思います。それにはやはり、この計画の中でどのようにしていくかということを考えていくべきではないかと思います。

**委員** 施策内容 の第2段落3行目に「地域福祉を担う人材や団体の育成に努めます。」とあり、その通りだと思いますが、実際には非常に難しい問題を多く含んでいて、私自身も地域活動をする中で困っているのは、男性が入ってきてくれず、いつか団塊の世代が入ってくるのではないかと期待していましたが、やっぱりだめでした。具体的にどのような方法を考えているのか教えてください。

**担当課** 地域福祉を担う人材について、現在、団塊の世代が地域へという動きがある中で、人数的には多くの方が会社を定年退職されて地域にいらっしゃると認識していますが、さまざまな場面でこのようなことを担ってくれる人材がおらず、探すのも大変で、民生委員児童委員のなり手も探すのにも苦労するという状況にあります。このようなことから、「努めていきたい。」という思いを強く記載しており、我々も地区福祉委員会に出向いていく中で、お互いに知恵を出し合いながら、人材の取り込みの方法などを一緒に考えていきたいと願っているところです。

地区福祉委員会の方々も積極的に活動されていると認識していますが、平成21年度に地域福祉計画が改定されたこともあり、社会福祉協議会を通して地区福祉委員会の4地区から説明にというお声がけをいただき、地区に出向いていき話を伺う機会がありました。その中で、

行政の福祉が何の仕事をしているのかよく分からないという厳しい意見もいただいています。それを大いに反省し、今後は積極的に我々も地域に出向き、このような課題があるという認識と打開策と一緒に考えていければと思っています。明確な答えになっていないかもしれませんが、思いとしては、一緒に課題を共有し、その対応策を考えていければということです。

**委員** 地域福祉のネットワークづくりについてですが、町地域福祉計画の中では、社会福祉協議会を地域のケアとして位置づけるという文章があったと思いますが、そうであればそこを中心にネットワークづくりをまとめていくことを考えられてはどうかと思います。

たくさん団体はありますが、どこが統括しているのか不思議に思っています。都合のよいところだけ都合の良いように動いているのではないか、どこか一つが核になった方がよいと思います。地域によれば、民生児童委員協議会も社会福祉協議会の一部門になっているところもあります。何か一つ前進して考えた方がよいのではないかと思います。

**委員** 各小学校区単位で「地区福祉委員会」がありますが、そのあたりとの兼ね合いはどうなのでしょう。施策内容に記載しなくても良いのでしょうか。

**担当課** 社会福祉協議会の地区福祉委員会への行政からの支援としては、社会福祉協議会を通じて、地域福祉を推進するためのネットワーク活動の事業補助金を支出しています。各福祉委員会では、地域の実情に応じた形で給食サービスや子育てサロンなど、さまざまな事業を展開されています。行政の行っている福祉と、地区福祉委員会が行っている福祉があり、行政の顔が全く見えないという厳しいお言葉もいただいていますので、今後は行政が積極的に地域に出向き、行政はこのようなこと行い、地区福祉委員会の方々はこのような思いで活動をされているということを十分認識した上で、双方で地域福祉の推進に頑張っていけたらと思っています。

**部会長** 地区福祉委員会の委員には、民生委員にも入っていただいています。民生委員は、各地区に戻って、近所づきあいの中で福祉を支え合おうという活動をしていただいています。ただ、個人情報の問題がありまして、踏み込むことができないこともあります。民生委員はある程度の情報を役場から提供されており、そのようなもとの、民生委員と福祉委員との連携が重要ですが、福祉委員も交代がありますので、難しいところはあります。集合住宅のようなところでは民生委員は非常に苦勞されており、何かあってからはじめて知るといえることが多いという状況です。今後は行政とも相談してやっていくことになると思います。

#### その他(福祉施設について)

**委員** 地域福祉の分野では、どうしてもネットワークや民生委員など、ソフト面の活動に頼る部分の表現が多いと感じていますが、例えば「施設の充実」という表現を盛り込んでいただけないかと思います。

具体的には、例えば、小規模多機能施設というのでしょうか。今までと違って、先にハードがあるのではなく、既存の歩いて通えるものを使って、そこに人が集うという小規模型のものに注目していく時期だと思います。

町地域福祉計画の中にも、福祉活動の担い手の確保ということがありますが、地域住民のボランティア活動への参加、働きかけ、講座や研修会の実施、そしてその研修の修了者が担い手となるということは随分努力されてきたと思います。しかしその先がどうもうまくいかない。そ

れは、今の社会情勢では、無償奉仕のボランティア、善意による無償の活動の限界が見えてくると思います。大事なことですが、重すぎないかということです。そのようなことを見直す時期だと思います。

これからの計画としては、現在の社会情勢を見据え、例えばNPOによる自立した活動、若い人の就労を取り込むようなものに目を向けていく、講座や研修会もボランティアの育成ということではなく、ベンチャー企業の立ち上げという視点が必要ではないかと感じています。そのようなことを盛り込んで、地域福祉を考えて、具体的には施設の充実というものを盛り込んでいくべきではないかと感じました。

**担当課** 小規模多機能型の居宅介護サービスが介護保険の制度としてありますが、残念ながら町内には同サービスを運営している事業所はありません。ただ、町介護保険事業計画の中で、小規模多機能型のサービスについての必要性は記載しており、町としても事業所に対して積極的に働きかけを行っていきたくと思っています。現時点で参入の意向がありませんので、今後も働きかけを行っていきたくと思っています。

**委員** 事業所に働きかけているが進んでいないということですが、例えば、既にある事業所にお願ひするのではなく、先ほども述べたように、講座やさまざまな支援で、新たなNPOや若者の就労などにつなげながら進めていく、という視点を盛り込みながら、施設の充実という項目を増やしてほしいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。どこかの計画に1か所町内に設けるという数値目標もあると聞いていますが。

**担当課** 小規模多機能型のサービスについては、利用者や必要量については町介護保険事業計画の中に記載していますが、実際にどこの事業所が何施設という数については記載していません。NPOや就労支援という形での事業所立ち上げを町がサポートするという事は、現状では計画に盛り込んでいませんが、今回、国の二次補正予算で、若者の雇用支援を介護と結びつけた事業の予算があり、町では事業所に相談しましたが、実現していません。

#### その他(安否確認登録制度について)

**委員** 資料24「第三次総合計画に係る施策の実施状況」の39ページに、「地域福祉」の主な課題が記載されていますが、高齢者・重度障害者の安否確認登録制度の登録者が少ないということが書いてあります。具体的に何%で、なぜ少ないのかお聞きします。

**担当課** 現在の登録者は42名です。この制度は、災害時に自力での避難が困難な方ということで、重度の障害をお持ちの方や、65歳以上の高齢の方々を対象としていますが、元々想定していた人数の10%以下の数字になっています。広報としては年1回ですが制度の紹介記事を出していますが、登録される方は増えていません。この制度そのものが、災害時に安否を確認するところまでの制度になっており、避難所への避難後の対応をどのように支援するのか、という意見もいただいています。現在、ひとり暮らし高齢者の実態把握事業を行っていますので、制度の統合ということも、担当として検討し、より安心してみなさんが登録していただけるようにシフトしていかなければならないと考えています。

#### その他(自治会、個人情報保護について)

**委員** 各委員から貴重な意見を聞かせていただきましたが、地域福祉に関して、絶対抜けてはならないことがあるのではないかと常々思っています。自治会組織の中に小単位で組織があると

と思いますが、大きな自治会でも一くくりになっておらず、その下に小さな組織があります。その組織は、福祉活動の中では無視できないと思います。

緊急時のネットワークと言いますが、規模によっては違うと思いますが、災害時にこのネットワークはずたずたになるのではないかと考えています。その時に、人的対応がどのように迅速に行えるかという、昔は向こう三軒両隣と言いましたが、近所のネットワークが大事だと思います。今後の災害時におけるものも、日常の対策も、自治会の連携をこの中に取り入れなければならないと思います。

ただ、この福祉のそれぞれのネットワークづくりを進めていく中で、非常に気をつけなければならないことが一つあります。それは個人情報保護との関連ですが、この関連との融合をきちんと踏まえておかないといけないと思います。どこにどんな家庭構成があり、どんな人がいて、どんな状態なのかということ、民生委員児童委員は日頃からネットワークを張られていますが、その中には入っていけない部分があります。きちんとした筋道を通したネットワークづくりを構築していかなければならないのではないかと考えています。

**担当課** 自治会についてですが、施策内容「地域福祉のネットワークづくり」の第2段落に「また、コミュニティやボランティア、NPOなどが行う地域福祉活動を支援する～」と記載していますが、ここで述べている「コミュニティ」には、自治会組織なども含まれています。自治会によっては積極的に福祉的な活動に取り組まれている自治会もあると聞いています。積極的な情報収集などにより、先進的な自治会の取組みを他の自治会に広めていくということも考えていかなければならないと考えています。

**事務局** 補足ですが、この5章3節では総括的に高齢者、障害者、緊急時も含む地域福祉について述べていますが、災害に特化した部分については、2章5節-1「危機管理・防災対策」(基本計画案13ページ)でも述べています。その施策内容「地域防災力の向上」では、主に自治会がベースとなっている自主防災組織について述べています。また、施策内容「災害時要援護者への支援」では、災害時の高齢者・重度障害者の安否確認登録について述べています。

#### 「権利擁護事業の推進」

**委員** 施策内容の3行目に「成年後見制度の利用支援」という記載がありますが、他の資料を見ると、平成18・19年度は利用が0件ということですが、これは事実でしょうか。

**担当課** 成年後見制度を利用されている方は町内にもいらっしゃいますが、ここでいう「成年後見制度の利用支援」とは、身寄りがない方に市町村長が申し立てを行う制度のことです。町では要綱を整備し、予算措置もしていますが、町長が申し立てをしなければならなかったケースは結果としてなかったということです。

事務局より概要を説明

4節-1「子育て支援の充実」 基本計画案 40 ページ

(2)- 「児童虐待防止対策の推進」

**委員** 子どもに対する虐待の事案が、町内で何件報告されているか、把握されているのか、参考のために教えてください。

**担当課** 児童虐待の事案については、従来は子ども家庭センターが一元的に管理していましたが、平成16年度に児童福祉法が改正され、平成17年度以降は児童虐待の通告先に市町村が追加され、軽微な事案や、身近な育児負担の軽減により緩和されるケースなどは市町村で対応していくことになり、市町村の役割は大きくなっています。

件数は、平成17年度が19件、平成18年度が18件、平成19年度が18件、平成20年度が15件となっています。平成20年度までの累計は70件ということですが、その中には転出したり、落ち着いた学校や保育所が見守りしていけばよいというケースもあります。現在、児童相談でターゲットとして見ていかなければならないケースは、30件弱ではないかと考えています。

**委員** の2行目に「島本町要保護児童対策地域協議会」という文言がありますが、これはどのような組織で、どのような活動をしているのでしょうか。

**担当課** 旧来の児童福祉法においても、もともと要保護児童に対する支援として、関係機関が連携してその事案について対応していくという条文はありました。そのような観点から、平成13年度に、児童課と福祉担当課、教育委員会、大阪府吹田こども家庭センターが参加し、旧「島本町児童虐待防止ネットワーク」という組織を立ち上げました。

その後、その機能を強化する形で、平成16年度に児童福祉法が改正され、単に連携して事案に対応するだけでなく、事案があった場合には、「要保護児童対策地域協議会」という法定の位置付けの中で対応することとなりました。この組織の参画機関には個人情報の保護ということが担保され、自由に意見を交換することができます。以前はその裏付けとなる法律上の根拠がなかったので、関係機関が集まっても、子どもについての情報を言ってよいのか不明確で、なかなか自由に意見が言えない、情報も提供できないという状況がありました。

しかし、児童福祉法の改正により、要保護児童対策地域協議会という法定の組織となり、個人情報の保護という担保によって、よりよく情報交換ができ、援助方針が策定でき、各機関が責任を持って自分なりの立場で援助していくための方策を立てられるようになりました。

本町においては、平成18年11月に要保護児童対策地域協議会を設置し、高槻警察署や医師会、消防本部が新たに参加しました。日常の活動については、年1回総会を開催し、実施計画や1年間の反省、啓発の計画の検討を行っています。何かの事案が起こった場合には、参加機関の中でそのケースに関係する機関が集まり、ケース検討会議を適宜行い、個別の援助方針を策定して見守りなどを行っています。

「保育所の整備・機能強化」

**委員** 保育サービスについてですが、みなさんもお承知の通り、町立保育所の民営化については、さまざまな意見、考え方があり、保護者の方々からもいろんな思い、異論が伝わっているかと思えます。その中で、施策内容 の3行目で「民間活力の導入などにより、」と断定的に述べていることには違和感があります。その後、「特色ある保育の実施などサービスの向上に努めます。」とあり、やはり民営化ありきという印象を受けます。

さらに、第三次計画では、耐震や、施設の継続的な改修について表現があったのですが、今回は抜けています。違う見方をすれば、それまでなくして、民間活力の導入を先にやるのかという印象さえ持ちますので、このところは配慮が必要だと感じていますが、いかがでしょうか。

**担当課** 保育所の民営化については、平成 18 年 12 月に「就学前の子どもの教育と保育環境の整備についての基本方針」を発表しており、町立第二保育所の民営化、町立第一幼稚園の幼保一元化、町立第四保育所を拠点とした在宅子育て支援の拡大という3点を骨子としています。

基本計画案の「民間活力の導入」という表現は、単に保育所の民営化というだけでなく、町立だけでなく民間の力も使いながら、保育の質を切磋琢磨して高めていく、または、特別な保育を民間の活力の中で新たに導入する、開拓していく、という思いも込めて記載しています。

現実に、一時保育や休日保育、トワイライトステイ、つどいの広場など、保護者にご好評をいただいている事業は、山崎保育園など民間の力を活用して展開していますので、そのような意味も込めています。

また、財源について、公立保育所は一般財源化されていますが、民間保育園では1園あたり4千万円程度の収入が見込めます。保育の質を下げない、保育の質を維持向上させることが前提ですが、民営化によってできる安定した財源を、幼保一元化や待機児童解消などにもつなげたいと思っています。また、在宅子育て支援として、在宅の中で孤立し、ひいては虐待にまで至ってしまうという事案も報道されていますが、そのような部分に対して投入していきたいという考えがありますので、決してネガティブなイメージで「民間活力の導入」と記載しているわけではありません。

これまでの経過としては、平成 18 年度の基本方針の発表以降、保護者への説明会を行い、平成 19 年度には住民福祉審議会で1年間審議いただいたところです。最終的には答申という形はいただいていませんが、審議会会長から町長へ要点録の提出があり、それらを勘案して町長が基本方針の具現化を施政方針で発表していますので、それに基づいて事務を進めていきたいと考えています。

また、保育所の計画的な改修については、具体的な耐震診断などは記載していませんが、それは民営化との関係ではありません。第二保育所は昭和 55 年、第四保育所は昭和 51 年の開設で、それぞれ 30 年前後経過しており、老朽化している部分もありますが、逐次財源の確保ということも見据えながら計画的な改修を進める、という点では第三次計画と変わっていません。

**委員** 民営化の是非についてはここでは詳しく触れませんが、少なくとも「施設の改修」という表現は入れておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また、民間活力の導入について先ほどの説明を聞くと、この表現は施策内容「多様な保育サービスの推進」の項目内に入るのではないかと思います。保育所の整備・機能強化という項目に入っているので、違和感があるのではないかと感じています。

**担当課** 計画的な改修についてですが、耐震診断や、老朽化した部分を適宜改修するという点については、特に第三次計画と方向は変わっておらず、引き続き良好な保育環境の維持向上を図るという点で変わりないと思います。

また、民間活力の表現の位置付けについては、施策内容とでリンクする内容はあるかと思いますが、保育に欠ける子どもを預かるという保育所本来の機能に加えて、さまざまな特別保育を実施することによって、多様な保育ニーズに応えていく、機能の強化・拡大を図っていくことで、在宅子育て支援の充実していきたいという思いの中で、この表現はに含めています。

なお、保育所の耐震化の表現については、検討したいと思います。

### 「多様な保育サービスの推進」

**委員** 資料24「第三次総合計画に係る施策の実施状況」の40ページに、子育て支援の主な課題として、「病後児保育の実施に向けた検討」、「延長保育の時間割の拡大に向けた検討」とあります。これについて説明願います。

**担当課** まず「病後児保育」の実施に向けた検討ですが、病後児保育は、病気の回復期にあるが、保育所での受け入れはまだできない状態の子どもが対象となります。この病後児保育については、保護者のニーズも増大傾向にあり、保育所児童の保護者のほとんどが就労されていますので、子どもが突然病気にかかるという困るということもよく聞いています。町においても数年来、病後児保育の実現に向けて検討していますが、病後児保育を行うにあたって国や府が示しているシステムでは、保育所や病院に附属した専用スペースに、看護師や医師を置いて子どもをみることでありますが、町内3か所の保育所・園では、スペース確保が難しい状況です。近隣では、病後児保育を民間保育園で導入しているところもありますが、保護者が考える病後児保育を利用したい子どもの症状と、実際の病後児保育で対応できる症状にギャップがあり、利用は伸びていかない状況にあります。それらの状況を勘案し、今後は実施に向けて、国や府の補助を見定めながら検討していきたいと思っています。

次に、「延長保育」の時間枠の拡大についてですが、町内の保育所・園のうち、町立保育所2か所は午前7時30分から午後7時まで開設しています。民間保育園1か所は、朝は30分早く、午前7時から午後7時まで開設しています。3か所ともに同じように対応してほしいという保護者からの要望もありますので、人件費や職員の編成などを考えて、実現していきたいと考えています。

**委員** ただいまの病後児保育に関連して、学校や幼稚園、保育所と各家庭との連絡は密にしていると思いますが、役場の担当部署との連携というのは、学校からはおそらく入っていないと私は想定しているのですが、そのあたりでの連絡が取れるような組織の構築が必要ではないでしょうか。学校側からそのような形で家庭に報告された場合、その家庭では対応できないケースも起こっています。そのような対応についての配慮がどこかでなされれば良いのではないかと思います。

っています。

**部会長** 体温が一定以上あると保育所から保護者に連絡し、迎えにきてもらうということを聞いていますが、町の対応はいかがでしょうか。

**担当課** 病後児保育の運営の中で、保護者、学校、保育所、現場との連携という話ですが、現在のシステムとしては、保育を行っている中で、突然発熱、嘔吐という状況がある場合、保護者に早急に迎えに来ていただくように依頼することもあります。

しかし、先ほど述べたように、保育所の保護者は大半が就労されており、近隣やパートであればすぐに迎えに来られるかもしれませんが、それが許されない状況にある方も多くいます。現実問題としては、保育所で可能な範囲で、看護師や嘱託医のアドバイスを得ながら、保護者が迎えに来ていただくのを待っている状況にあります。

病後児保育として国や府が示している一つのモデルとしては、突然の発熱であっても、対応可能な症状であれば、保健医療的な対応を応急的な措置ですが行うということが、病後児保育の体調不良型ということで示されていますので、そのようなことを踏まえ、保育所と保護者の実情を考えながら、できるだけ子育て支援という観点から運営を図っていこうと思っています。

#### 「学童保育の充実」

**委員** 4節-3の「基本的課題」の末尾に「学童保育室の整備充実も求められています。」とあり、「基本方針」の末尾にも「学童保育室の整備充実を図ります。」とあります。また、施策内容「学童保育室の充実」にも、「充実やサービスの向上を図ります。」と記載されていますが、どのようなことを充実しようと考えているのでしょうか。

**担当課** 学童保育室については、昭和49年に教育委員会の所管で留守家庭児童会として発足し、昭和53年に民生部局に所管が移りましたが、平成16年10月から教育委員会が所管しています。

現在、4つの小学校でそれぞれ学童保育室を開設しており、平成18年度からは、午後7時までの延長保育を実施しています。この延長保育については、かなりの方が利用されています。

現在は、第一小学校の学童保育室、第二小学校の学童保育室、第三小学校の学童保育室については、既に校舎内で2つの教室を使って開設していますが、第四小学校の学童保育室については、プレハブと校舎内の1教室を使用している状況です。これについても、できる限り早い時期に環境整備ということで、校舎内で学童保育室を開設していきたいと考えています。今後も順次、各学童保育室の環境整備を進めていきたいと考えています。

その他では、学童保育の充実として、保護者の方から学年齢の引き上げ要望もあります。障害をもつ児童について4年生以降も継続した入室を希望するという要望もあります。これらも合わせて、今後、学童保育室のあり方について検討していきたいという観点から、学童保育室の「整備と充実」を図っていきたいという表現としています。

**委員** 学童保育については、子育て支援のこの項目に記載するのが妥当かと思います。児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業では、小学校3年生程度までが対象となっています。ただ、最近だんだん各自治体で対象学年が拡大されており、長いところでは小学校6年生まで対象となっているところもあります。そうなれば、「子育て支援」より、「教育」の分野に記載すべきかと思いますが、いかがでしょうか。

**担当課** 学童保育室は厚生労働省の管轄で、児童福祉法により設置されていますので、民生分野では

ないかという見方もあります。ただ、住民の視点に立ったサービスを行うという面からすると、教育の方ではないかということになります。現在、本町では学童保育室という名称を使っていますが、各市町村で名称は異なります。本町では学童保育室として、子育て支援の一環であるという認識を持っています。それらを踏まえ、「保育サービスの充実」の項目の中に学童保育を入れています。学校とは異なった一つの事業であるという観点からここに入れています。

#### 4 節-3 「ひとり親家庭の支援」 基本計画案 42 ページ

##### 「基本的課題」

**委員** 4 節-3 の基本的課題で、冒頭の 3 行をなくしてはどうかと考えます。冒頭から「ひとり親家庭は子育てや心身や健康についての悩みとともに、経済的な不安も大きいため」と記載されていますが、そうではない家庭も多くあり、断定的にしていることに違和感があります。その後、「母子家庭だけではなく父子家庭を含めたひとり親家庭に対し、」と続きますが、「ひとり親」という表現は一般的に定着していると思いますので、表現を工夫していただきたいと思います。この部分を除いても、十分意味は通じるのではないかと思います。

**担当課** ひとり親家庭の表現について、誤解が生じるとのご意見ですので、整理したいと思います。

**委員** 「子育てや心身の健康についての悩みとともに、経済的な不安も大きいひとり親家庭に対し、」とするとよいのではないのでしょうか。ご検討いただければと思います。

**担当課** ご意見を含め、検討します。

##### 「相談支援体制の強化」

**委員** 「母子自立支援員」についてですが、現在策定中の第二期島本町母子家庭等自立促進計画の資料を見ると、母子自立支援員を知らない方がほとんどで、知っている方は 1 割しかいないということです。現在、母子自立支援員は何人いるのでしょうか。なぜこんなに認知度が低いのか、この点をお聞きしたいと思います。

**担当課** 本町では平成 15 年度から母子自立支援員 1 名を配置しており、現在も当初の相談員が務めています。第二期母子自立促進計画の策定にあたり、ひとり親家庭を対象にアンケート調査を実施したところ、母子自立支援員を知らない方が多数いらっしゃいました。

周知については、児童扶養手当やひとり親家庭医療証の更新時に、母子福祉の各種制度の案内チラシを対象者の自宅に郵送しており、そのチラシの中には母子自立支援員についても記載してありますので、一定の周知はしているつもりでした。アンケート結果を踏まえ、今後、周知の方法などについて検討していかなければならないと考えています。

**委員** 母子自立支援員の存在を私自身も知らなかったもので、そのような場合には心強いとは思いますが、施策内容 の 1 行目に「離婚前相談も含め、」と記載してありますが、もし自分が離婚し、ひとり親になると言う場合、子どものことを考えると事前に相談したいと思うので、わざわざ記載する必要はないと思います。このように書くことで、離婚を支援するとか、離婚を勧めるといった印象を与えることはないのでしょうか。そのように書かなくても、対象となる方は相談されると思います。

**担当課** ここであえて「離婚前相談」という記載をしています。この部分については、特に大阪府

においては、離婚前でも相談があれば積極的に受け付けるという意味合いで実施しています。これらの相談内容は、性格の不一致で離婚したいという相談は皆無に等しく、籍は入っているが、これから婚姻生活を続けていくのが大変困難であるという相談がほとんどです。そういう点で、積極的に離婚を勧めるのではなく、対象者が主体的に判断されることとなりますが、このようなこともやっているという意味で記載をしています。

この表現で誤解が生じるようであれば、内容を検討していきたいと思います。

#### 「生活支援・自立支援制度の拡充」

**委員** ひとり親家庭への支援の関係で、「就労支援の充実」ということが抜けているのではないかと思います。第二期母子家庭等自立促進計画案にも記載してあります。には生活支援、自立支援という表現がありますが、「就労支援」という言葉も入れていただきたいと思います。

**担当課** の2行目「職業訓練への支援など」という記載の中に、自立に向けた職業訓練の情報提供や、資格取得のため助成制度などの要素を含めていますが、ご意見をいただきましたので、表現の検討をしたいと思います。

#### その他

**委員** 前回審議した5章1節「健康・医療」に関係することですが、資料24「第三次総合計画に係る施策の実施状況」の38ページにある「地域リハビリテーション推進事業」の実施内容の中に、「平成19年度まで、町内4か所で機能訓練事業（B型）を実施」と記載されています。この「B型」というのはどのような意味でしょうか。

**担当課** 老人保健法の中で、地域で実施する機能訓練事業を「B型」、センター方式で実施する事業を「A型」としています。本町においては、地域で実施していましたので、B型の地域型であるという表現をしています。

#### 【案件2】 その他

**部会長** その他、事務局から何かありますか。

**事務局** 次回の部会は、4月以降に開催したいと思います。まだ期間がありますので、日程調整は後日行います。

また、並行して作業を進めている第2部会での意見で、施策内容の文章が見にくい面があるという指摘をいただいています。現状では施策内容は文章形式でつなげて表現していますが、これを箇条書きにし、見やすく整理してはどうかという意見がありました。事務局でも整理するという回答をしていますので、今後、そのような形で整理をさせていただきたいと思います。

**委員** 次回は4月以降になるということですが、回数や期日を考えると、今のペースではかなりの回数が必要と思われます。そこで、各委員のみなさんにはお願いですが、けして発言を制約する意味ではありませんが、進行のために、部会長の方で記述内容への質問を先に集約していただき、それから追加事項や訂正事項を各委員から出していただくと、錯綜しないで進めることができるのではないかと思います。いかがでしょうか。

**部会長** 今後はもう少し整理して進めていきたいと思います。

以上で本日の部会を終了します。 <終了>

(様式第2号)

## 要 点 録

平成 22 年 3 月 19 日作成

会議の名称	島本町総合計画審議会 第2回「第2部会」		
会議の開催日時	平成 22 年 2 月 19 日(金) 午後 2 時 ~ 3 時 56 分		
会議の開催場所	島本町役場 3 階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	5 名(一般 4 名、他部会の審議会委員 1 名)
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	岩井(長)委員、大西(三)委員、大西(義)委員、岡田委員、沖委員 榊原委員、坂田委員、清水委員、高山委員、原田委員、松田委員 (五十音順)		
会議の議題	1. 第四次島本町総合計画基本計画(案)について 2. その他		
配布資料			
審議等の内容	別紙のとおり		

## 島本町総合計画審議会 第2回「第2部会」 要点録

日時	平成22年2月19日(金) 午後2時~3時56分
場所	島本町役場 3階 委員会室
出席者	出席委員 11名、事務局等 12名

### 開会

**事務局** それでは、ただいまから、島本町総合計画審議会第2回「第2部会」を開催させていただきます。

本日、第2部会委員15名のうち、11名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例施行規則第2条第6項の規定により、本部会が成立していることをご報告申し上げます。

**部会長** それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

**部会長** ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

【傍聴者入場】

### 【案件1】第四次島本町総合計画基本計画(案)について

**部会長** それでは、案件1「第四次島本町総合計画基本計画(案)について」、前回は2章3節「景観形成」まで審議を行いましたので、今回は2章4節「環境保全と廃棄物処理」から審議を進めていきたいと思っております。

### 2章4節「環境保全と廃棄物処理」 基本計画案9~11ページ

事務局より概要を説明

**4節-2「ごみ処理」+ 4節-3「し尿処理」** 基本計画案10~11ページ

#### ごみ処理・し尿処理について

**委員** ごみ処理、し尿処理の問題ですが、これは島本町にとって本当に頭の痛い問題で、ここに書いてある内容でよいのかという思いがあります。

まず、「ごみ処理」の問題ですが、島本町で新たにごみ処理施設を建設するとなると、多額の費用がかかりできないという状況です。耐用年数が20年と言われる中で、本町の清掃工場は18、19年前に建てられています。記載内容としては、「検討します」という段階ではなく、「実現に努めます」という表現にする必要があると思っております。また、そこにたどり着くまでに紆余曲折があることを考えると、もし事故があり、ごみ処理ができなくなった時に、近隣に助けてもらうという仕組みを明確にする必要があるのではないかと思います。

次に、「し尿処理」の問題ですが、し尿処理を高槻市にお願いするとなると、高槻市にとってのメリットはあるのかと思います。東上牧にある本町の衛生化学処理場がなくなるということは確かにメリットかも知れませんが、島本町からのバキュームカーが高槻市内を走り回

るということは、大きなデメリットだろうと思います。確かに、40年以上前に東上牧地域が原っぱという状況の中で町の衛生化学処理場が建設されたということは、それはそれで良かったと思いますが、現在は住宅が建っていることを考えると、島本町域に移設するというのも含めて検討する段階に来ているのではないかと思います。

**担当課** まず、「ごみ処理」の広域化の問題についてですが、大阪府の北部ブロックの協議会に本町は属しています。その中で、まず、ご質問にあったような緊急時の相互支援について現在話を進めているところです。これについては、今後どのような方向で進んでいくというレベルには至っていませんが、大阪府の指導のもと、相互の支援体制を考えられないか、という話を現在検討しています。

「し尿処理」については、今後、「高槻市・島本町広域行政勉強会」が開催されますので、その中で具体的に協議を進めていきたいと考えています。

**部会長** 具体的にはまだ進んでいないということですか。

**担当課** 広域行政勉強会のもとに、ワーキンググループが4つ設置されることが決まっていますが、具体的なワーキンググループの会議はまだ開かれていません。今後、そのワーキンググループの中で検討していくと考えています。

**委員** 私は率直に言うと、「し尿処理」は島本町で実施しなければいけないと思っています。広域行政も検討して、高槻市が受けてもよいということであれば議論の余地があると思いますが、これしかない決めず、幅広く検討すべきだと思いますし、比重としては町で実施するというを考えないと、高槻市側にメリットがあるとは思えませんので、島本町の都合の良いことだけ言って、相手が受けてくれるとは考えにくいと思います。島本町も高槻市も良くなるということが広域化の前提ですので、是非とも町域内への移設を考えるということも検討課題にあげてほしいと思います。

「ごみ処理」の広域化についても、「検討する」というのではなく、「実現に努める」という表現にすべきだと思います。簡単な問題ではないと思っていますが、難しい問題はやりやすいという訳にはいかないのです、やはり方向としてどのような方向をめざすのか、難しいが頑張るということを明確にしないと、計画にはならないと思います。

**部会長** この問題についてはかなり深い部分があると想像できますが、それ以外に、何かこの問題についてご意見があればお願いします。

**委員** 「し尿処理」については、基本計画案に記載しているように、広域行政の中で実施するのが一番良いと思いますが、広域行政と言っても、全体的に捉えるのか、近隣の市との連携も一つの広域行政だと思いますし、話の状況がどのようになるにしても町単独でできるような方法を考えることも一つの手かもしれません。その点をどうしていくかということは、今後の大きな課題だろうと思います。

「ごみ処理」についても、清掃工場を単独で建て替えることは不可能な状況であり、これも広域になるだろうと思います。これまで、より広域で行うという話もありましたが、実現可能性が極めて低いということから、近隣の市との連携をめざしているのではないかと思います。また、現在の清掃工場をいかに維持するかという観点は明記した方がよいのではないかと思います。

ます。最大限維持・修理しても、10年か15年もつかどうか分かりませんが、そのような状況を作っていくことも一つの方法だと思います。

**担当課** 清掃工場の維持管理についてですが、担当課としては、現在の清掃工場を少なくとも今後10年から15年は使っていきたいという観点から、保守点検等を実施しています。

**部会長** 2つのご意見がありました。内容的にはどちらでいくと決めにくい部分もあるかと思いますが、もう少し行政の方で内容を検討していただき、今後、部会の中で、進むべき方向性についてご説明をいただきたいと思います。

**委員** 少し話がそれるかもしれませんが、先日の新聞記事に、この問題について高槻市と広域行政の勉強会を開くことが掲載されていました。そのような中で、新たに島本町で処理をしようということは不可能なことで、絵に描いた餅になってしまうのではないかと思いますので、この項目はこれで良いのではないかと思います。広域行政を具体的に進めていくことを記載すべきだと思います。

**部会長** この問題は、ここで結論は出しにくい部分があるのではないかと思いますので、後日でもこの方向性を定めていただきたいと思います。

#### 4節-1「環境保全」 基本計画案 9ページ

##### その他

**委員** 4節-1「環境保全」には、地球規模の話が書いてありますが、島本町としての現状の問題点が具体的に何かあるのかどうか、分かりにくいと思います。例えば、土壌の汚染や地下水の汚染などがあるのかどうか、ないのであれば、地球規模での温暖化対策などの表現で良いと思いますが、町として具体的な懸案事項があるのかどうかお聞きします。

**部会長** 本件については、かなり複雑な問題があるかと思いますが、そのような部分で難しい部分があるとは思いますが、事務局として何かあればお願いします。

**担当課** 町内のある工場跡地で、鉛等の土壌汚染が発生しているという報告を受けています。これについては今後、大阪府の指導のもと、本町と茨木保健所、高槻市で、対策のための検討会が立ち上げられる予定となっています。

**部会長** もう少し具体的に説明願います。

**担当課** つい先日、茨木保健所からそのような報告を受けた段階です。今後、保健所を中心として、汚染範囲が広がっているのか、その場所に限定されているのかという調査が実施されると聞いています。その実施時期がいつになるのかということは、つい先日の話ですので、話がそこまで詰まっています。

##### (1)- 「環境基本計画の策定」、(1)- 「地球温暖化防止対策の推進」、(2)- 「不法投棄の防止」

**委員** 4節-1「環境保全」について、いくつかお聞きします。

1点目は、施策内容(1)- に「環境基本計画の策定」について、これまでの実績としては、平成19年度に環境まちづくりセミナーを開催し、平成20年度に住み地域環境調査を実施したということですが、この環境基本計画の基本的な考え方や骨子はどのようなものか教えて

ください。

2点目は、施策内容(1)- 「地球温暖化防止対策の推進」で、「島本町地球温暖化対策実行計画」について記載していますが、どのようなことを基本的に考えているのか、この記載内容では分かりにくいので教えてください。

3点目は、施策内容(2)- に「不法投棄の防止」の項目がありますが、府境近くの尺代の奥の浄土谷で、不法ではありませんが、自分の土地で鉄くずなどを処分している事業者があります。今のところ直接危険なものはないとは聞いていますが、それで果たして良いのかということがあります。また、柳谷に向かう道中にいろいろなものが捨ててありますが、こうしたことを町内のパトロールで防止できるのかどうか。今までの実態から、なかなか防止はできないと思っています。現行犯でなければ捕まえないという点も、警察と連携して一歩突っ込んだ対策が必要ではないかと思います。

また、水無瀬川の清掃や浄化などは重要で、総合計画基本構想にも入っていますので、環境基本計画を策定するにあたって、柱になるようなものを示していただきたいと思います。

担当課

1点目の「環境基本計画」についてですが、他の団体で行われている一般的なパターンでは、行政区域内の自然環境について現状を調査し、どうなっているのか、その中で今後守っていかねばならないものは何かを抽出します。守るべきものが何かは、地域によって変わってくると思いますが、まずそのようなものを決めていき、それを守っていくためにどのようなことを実行すればよいのかということで、次の段階で環境基本計画実行計画が作られます。その中で、積極的に保護していくのか、現状のまま環境を維持していくのかという方法論が議論されていくというのが、一般的な環境基本計画の進め方となっています。

本町では、まず植生調査の実施を検討しています。島本町でどのような植物がどの程度生えているという植生の現況調査ですが、約30年前に実施されたのを最後に、それ以降そのような調査は実施されていませんので、できるだけ早い時期に調査に着手したいと考えています。

2点目の「地球温暖化対策実行計画」についてですが、平成12年度を基準年として、第1期計画では基準年と比べ1%の減少、第2期計画では国が約束している6%の減少を目標として進めています。平成20年度の状況としては、目標の6%減少に対して、16.4%の減少という状況です。

3点目の「不法投棄」の問題についてですが、特に府道柳谷島本線沿いでの不法投棄が増えています。これについて大阪府茨木土木事務所との協議も実施しており、本年度、大阪府の方で不法投棄監視カメラの設置を予定していましたが、入札が不調で本年度の設置は困難という状況にあります。平成22年度にまた入札を実施し、カメラを設置するということです。また、警察の取締り強化については、本町からも、大阪府を通じても、大阪府警に要望しています。

また、環境基本計画の中に「水無瀬川の清掃」などの内容を入れるかについてですが、環境基本計画は環境保全審議会で審議を行う予定ですが、その審議で水無瀬川の環境を守るという方向性が具体的に決まっていく中での話になると思いますので、今後の検討の中で方向が出てくると考えています。

委員

そうすると、「環境基本計画」は丸投げすることになるのですか。町としてこのような項目、このような考え方を実現するために具体的に検討してもらおうというのであれば分かりますが、

会議体を作って後はそこで検討してもらおうということでは、町の考え方が反映されないのではないかと思います。そうしたことが、今の説明ではよく分かりません。

また、「不法投棄」の問題について、大阪府で監視カメラを設置することは一つの前進だと思いますが、どこに何台ぐらい設置するのかということも詰めて考えておく必要があると思います。また、警察に要望しているとのことですが、どのように、何を要望し、どうしてほしいのか、町としての考え方がよく分からないので、もう少し説明いただきたいと思います。

また、「地球温暖化対策実行計画」で、6%減少の目標に対して16.4%減少したということですが、何をどうしたらそうなったのか、説明いただきたいと思います。

担当課

まず、「環境基本計画」についてですが、現在、素案ができていう段階ではありません。それに至るまでの段階であり、できるだけ早い時期に町内の植物の調査を実施し、その結果を踏まえて、希少種や絶滅危惧種のような植物があれば、それを今後どう保護していくのかという検討が始まります。自然を守るという言葉はよく聞きますが、具体的に自然の何を保全していくのかという目標を決めていくのが環境基本計画の骨子になると認識しています。それにはまず現況を調べないと、何を守るのかということが決まると考えています。

次に、「不法投棄防止」についての大阪府警への要望内容ですが、パトロールの回数増加と取締りの強化を要望しています。

次に、「地球温暖化対策」についてですが、町は1事業者として学校や各施設を運営していますが、各施設で使用している燃料・ガス・電気などから発生する温室効果ガスの量について、平成12年の排出量を基準として、第1期計画では1%の削減、第2期計画（平成19年度～23年度）では6%の削減を目標としています。現在の状況として、6%の目標値に対して、16.4%の減少となっています。

委員

「環境基本計画」の策定にあたり、植生調査を町で実施したいということですが、先ほど説明があった30年前の植生調査は、昭和56年に大阪府で調査されたものだと思います。

調査を実施するにあたってお願いですが、植生は島本町だけの問題でなく、広域にわたって影響し合うと思います。大阪府や府森林組合の担当者とも協議されると思いますが、広域で比較検討できるような内容にしていきたいと思います。

昨年、西日本から滋賀県や京都府で被害が出ていたナラ枯れが大阪府にも入ったという話を聞き、森林組合の方に確認したところ、梶原地区と川久保あたりでかなり出ており、茨木市でも発生したということで、森林組合で本年度中に大阪府から指示があり、伐採、薬剤処理すると聞いています。本町の近くで発生しているので大変気になります。そのようなことも調査対象としてあげていただきたいと思います。

町単独で調査を実施する場合も、広域で比較検討できるような内容で進めていただければと思います。

担当課

この問題については、できるだけ早い時期に、という漠然とした言い方になっていますが、まだ予算の計上もしていませんので、まず議会でご審議いただき、そのステップを経てから具体的に検討していきたいと考えています。

行政だけの実施や、コンサルティング業者に丸投げして調査するのではなく、ご指摘のあっ

た大阪府や森林組合に限らず、ボランティア団体にも応援を求め、住民の方の協力をいただいた形で調査を実施したいと考えています。詳細については、議会で審議いただいてから詰めていきたいと考えています。

**部会長** 今の話からすると、行政の方で筋を通しておこなければ、住民の方の協力を得るとしても、つかみきれない部分があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

**委員** 町内の最新の植生調査としては、町内在住の方2名が独自に調査され、平成15年度にまとめた資料があり、町立歴史文化資料館にもパネル展示されていますが、昭和56年の調査と比較して、どれだけ変化しているか分かるようになっていきます。このように、町内で独自に調査している方もいらっしゃいますので、地元の方の協力があればみなさんの理解も得やすいでしょうし、うまくそうした力を使っていればと思います。

**部会長** この住民の方の調査について、町ではどの程度把握しているのですか。

**担当課** 調査を実施された2名の方からは、町立歴史文化資料館に展示されている資料にさらに追加調査されたデータを提出いただいています。今後実施したいと考えている植生調査についても、できるだけの協力をいただけるというお約束もいただいています。

**委員** この文章は、読む方としては、島本町にこのような問題があり、ここを改善すると言ってもらう方が分かりやすいと思います。現状を把握する中で、このような問題については改善するという中心をしながら、計画や調査を進めていくという書きの方が良いのではないのでしょうか。

また、施策内容(2)-「不法投棄の防止」についても、書き方としてはこれでも良いかとも思いますが、何とか前向きなことを記載できないでしょうか。監視カメラの設置などを記載した方が良いかもしれません。何か工夫が必要ではないかと思えます。本当に身近なところでもごみが不法投棄されています。こんなことをしようとすると、こんな費用がかかりますということも、述べないといけないのではないのでしょうか。そのような工夫が必要と思えます。

**担当課** ご指摘の内容については、「環境基本計画」で言いますと、環境基本計画が策定された後に実施計画の中に盛り込まれるべき内容ではないかと思えます。先ほどから申し上げているように、現在、環境基本計画を策定していくという方向は決まっていますが、いつ策定するという段階まで至っていません。その前段階として、できるだけ早い時期に町内の植生調査を実施したいと考えている段階ですので、ご理解いただきたいと思います。

#### (1)-「環境マネジメントシステムの推進」

**委員** 施策内容(1)-「環境マネジメントシステムの推進」の項目について、ISO14001を取得すると他機関から審査を受けますが、これには多額の費用が必要になると思えます。そのようなことから「自主的な取組みへの移行を検討」と記載されているのか、あるいは、他の部署でISO14001を取ろうとしているのか、この文章では不明確ですので、お聞きします。

**担当課** ISO14001については、役場庁舎、ふれあいセンター、清掃工場、上下水道部庁舎、消防本部庁舎で認証取得していますが、ご指摘のとおり、毎年外部機関の審査を受けており、その費用が継続的にかかっています。役場庁舎については平成16年に認証取得し、かなり職員の中にも浸透していますし、一定のサイクルを回したので、自分たちでできる状況にあるという

ことも踏まえて、「自主的な取組み」という表現をしています。ただ、表現が分かりにくいというご指摘をいただきましたので、表現については見直しをしたいと思います。

## 2章5節「危機・災害に強いまちづくり」 基本計画案 12～14ページ

事務局より概要を説明

### 5節-2「地山・治水」 基本計画案 14ページ

#### (1)-「山間部の森林保全の推進」

**委員** 治山・治水についてですが、私は森林の保全は必要と思っておりますが、その場合、「保安林の指定拡大などに努め」という表現で良いのか、もっと多面的に森林を保全することを触れる必要があるのではないかと思います。保安林の指定拡大をすると、ほぼそれができると考えているのでしょうか。

**担当課** 保安林の指定拡大が森林保全の推進につながりますが、それだけでなく、2章1節の施策内容「森林の保全と活用」の項目にも記載していますが、ボランティアによる竹林整備や間伐、町有林の森林整備、天王山周辺の森林整備なども行っています。これらが森林保全につながってくるものと考えています。保安林の指定拡大だけで達成できるとは考えていません。

**委員** それを行うと、目的が達成できるという内容がほしいと思います。他に施策があるならそれを示し、表現を工夫してほしいと思います。

**担当課** この項目では簡単な表現になっていますが、先ほど申し上げたように、2章1節での記載内容を踏まえ、ここでは保安林の指定拡大のみにしています。

### 5節-1「危機管理・防災対策」 基本計画案 12～13ページ

#### (2)-「災害時要援護者への支援」

**委員** 施策内容(2)-「災害時要援護者への支援」について、考え方を聞かせていただきたいのですが、ここでは、「災害時要援護者に対し、個人情報保護に配慮しながら対象世帯の把握に努めるとともに、民生委員児童委員などと連携して、安否確認などの支援体制の強化を図ります。」と記載しています。

個人情報保護の関連で、地域によっては誰が対象者が分からないということがあります。「安否確認登録制度」があり、登録すればそれは共有してもよいようですが、情報を共有してもらいたくないという方も中にはいるようで、災害時にそれでよいのかと思います。自分は登録していないので助けてもらわなくてもよい、ということでは済まないと思います。その点で、この「個人情報保護に配慮しながら」という記載は必要ないのではないかと思います。

民生委員も誰が対象者が分からなければ活動できませんし、民生委員自身も災害に遭ったときには動けるか分からないので、日頃からこの人は対象者だと情報共有しておくべきで、そうでなければ助けられないと思います。自治会の会長もそうだと思います。個人情報との関係で、町はどう考えているか、お聞きしたいと思います。

**事務局** 民生部において「災害時要援護者」の安否確認登録制度を実施していますが、登録者が少なく、40数名という状況になっています。この制度では、ひとり暮らし高齢者や重度障害者の方を登録し、その情報は役場と民生委員で共有することになっています。災害時には、情報伝達

や関係機関・関係者への連絡など安否確認を、民生委員や町が行っていく制度ですが、今のところ登録が進んでいないということもあり、今後は周知だけでなく、より対象者を広げていくための取組みを進めていかなければならないことは民生部でも認識しています。現在、高齢福祉課でひとり暮らし高齢者の実態把握調査を実施していますが、そのようなことと連携しながら、登録者の拡大に向けた取組みを進めている最中です。ただ、勝手に名簿に載せることはできませんので、そのようなことから、「配慮」という表現を入れています。

**委員** それはそれでよいと思いますが、「民生委員と連携して」ということで、そのような情報は共有しておかなければ、いざという時にどうにもならないということをお願いしているの、それは個人情報との関係で共有しないということがネックになっていると聞いていますが、そのあたりの考え方を再度お願いします。

**事務局** この災害時要援護者の安否確認登録制度については、本人の同意をいただいて、町と民生委員で対象者の情報を共有して、いざと言う時に役立つという制度になっています。それ以外では、他機関に情報を提供するということはできませんので、そのような点で、この登録制度を中心に展開し、より周知して対象者を広げていきたいということです。

**委員** 災害時要援護者の安否確認登録制度について、施策内容(2)- の4行目に「民生委員児童委員などと連携し」と記載しています。もちろん、民生委員児童委員が率先して行うことになると思いますが、実際に仕事をする時には自治会にも声をかけて連携していくということになると思いますので、「児童委員、自治会と連携し」と表現した方がよいのではないのでしょうか。

**事務局** この記載内容の「など」の表現については、素案の策定段階でも内部で議論しましたが、現行制度では、制度上守秘義務を負っている民生委員児童委員と町が連携することとなっています。今後、関係者を広げていきたいという思いは担当課でも持っていますが、現状ではそのような制度になっています。今後の展開として、自治会であるか別の機関になるか分かりませんが、広げていく可能性はあります。ただし、現状では自治会に対象者名簿を渡すことは制度の整備、ルールづくりができていけませんので難しいのですが、今後の展開、という意味で「など」を記載しています。具体的に「自治会を」という段階ではありません。今後、他の機関の協力も得て、という方向を「など」という表現に込めていることを理解いただければと思います。現状では、名簿を管理していただいているのは民生委員児童委員だけとなっています。

**委員** それも対象者はオープンにしていないのではないですか。個人情報保護のウエイトが高く、民生委員側から対象となる人の名簿がほしいと言っても、個人情報保護で出せないということがあると聞いています。それはそれで民生委員側も守秘義務があるので、表に出てこないのではないかと思います。

**事務局** この安否確認登録制度についてはそのようなことはないと思うのですが、その他の部分では、民生委員であっても情報をお渡しできないと言う場合があるかもしれません。詳細については民生部に聞かなければなりませんので、今お答えできません。

**委員** 個人情報の取扱いと民生委員児童委員との関係を整理しておかなければ、安易に使うと、齟齬を来して情報の共有ができず、結果として災害時に役に立たないという問題もあると思いますので、その点は十分考えておいていただきたいと思います。

## (2)- 「総合的な防災対策の推進」

**委員** 施策内容(2)- 「総合的な防災対策」の項目で、「災害予防対策、情報伝達、避難態勢の確立、応急対策、災害復旧対策」と記載がありますが、ここに住民を守るとか、保護するといった文言を入れておく方が、表現として分かりやすいと思います。「基本方針」でも、住民の命を守るということを基本としていますので、そのような表現が必要ではないかと思います。

**担当課** この項目の「災害予防対策、情報伝達～」などの表現は、町地域防災計画の主要な項目をあげた形となっています。ご指摘をいただきましたので、住民の安全・安心についての表現を入れる方向で検討したいと思います。

## 5 節-2 「地山・治水」 基本計画案 14 ページ

### (1)- 「急傾斜地崩壊防止対策の推進」

**委員** 施策内容(1)- で、「急傾斜地崩壊防止対策」は重要だと思いますが、「急傾斜地」以外に「砂防地域」などもあると思いますが、そのようなことも含めて危険箇所の整備ということになると思いますので、砂防地域などが町内にあるのか、教えていただきたいと思います。

**担当課** 急傾斜地崩壊危険箇所は 22 か所あり、他に砂防指定地域もあります。

**委員** そうであれば、砂防指定地域でも対策を進めることになると思うので、「急傾斜地崩壊危険箇所」に「など」を付けていただくとよいと思います。

**担当課** そのように修正します。

**委員** 急傾斜地崩壊防止対策について、自然的な急傾斜地だけでなく、人工的な急傾斜地も、崩壊防止対策に含まれているのでしょうか。

**担当課** 急傾斜地崩壊危険箇所の 22 か所のうち、人工的な急傾斜地も 2 か所あり、それらも対策の対象となるものと考えています。

## 5 節-1 「危機管理・防災対策」 基本計画案 12～13 ページ

### (2)- 「耐震化の推進」、(2)- 「情報伝達体制の整備」

**委員** 施策内容(2)- 「耐震化の推進」の項目で、第 1 段落 1 行目に「災害時の拠点や避難施設となる公共施設」とありますが、これには学校も含まれていると思います。島本町の学校の耐震化が済んでいるのであれば良いのですが、幼稚園や学校についての表現も入れておいた方がよいのではないかと思います。

また、施策内容(2)- 「情報伝達体制の整備」の項目で、インターネットやデジタル化と書いてありますが、スピーカーでお知らせするという方法も昔からありますが、それも基本的なことであえて触れることではないということかもしれませんが、みんながテレビを見たり、パソコンをしている訳ではないので、いざと言う時にはアナウンスを各所で行う方が効果的ではないかという気がします。

**担当課** 災害時の拠点として想定しているのは役場庁舎、消防本部であり、避難所となる公共施設は、小・中学校などの教育施設や体育館などになります。

**事務局** この 2 章 5 節の「耐震化」の項目では耐震化について総括的に記載をしており、ここでいう

「公共施設」には、役場を含め、学校や幼稚園も入ってきます。ただ、学校や幼稚園については、6章の教育分野でも、個別に耐震化について述べていますので、その点を申し添えておきます。

## 5 節-2 「地山・治水」 基本計画案 14 ページ

### その他(スーパー堤防について)

**委員** 「スーパー堤防」について問題提起したいと思います。私なりに資料をまとめたものがありますので、回覧させていただきたいと思います。

江川地区で、工場再整備にあたってスーパー堤防の整備が終わっています。整備後はグラウンドになっていましたが、そこが住宅開発業者に売却され、現在、15階建てのマンションが建設中です。それが、このスーパー堤防事業の効果が出るような形になっているのか懸念しています。

どういうことかと言うと、スーパー堤防は、堤防の市街地側に30度ほどの緩いこう配で土盛りをし、堤防を補強するとともに、万一水があふれても土手を急に流れ落ちるのではなく、緩い傾斜のところを流れるので比較的建物への被害が少ないという効果を狙った事業です。

マンションのチラシを見ると、スーパー堤防として整備された間口180メートルにわたってほとんどを住棟が川側をふさいでいます。その北側も工場の建物が川沿いに建っていますので、万一水があふれた場合も、建物でせき止められて下流側に水が全部流れていってしまうのではないかと思います。

淀川工事事務所のホームページにスーパー堤防事業の概要が書いてありますが、その中に「淀川の三川合流部より下流については、想定を超える自然現象に対する危機管理対策の一環として、洪水が堤防の高さを超すと壊れやすいという弱点を克服したスーパー堤防の整備が必要になる」とあります。

マンションの南側は、下流側の隣地に崖のように落ち込む形になっています。水があふれた場合、180メートルから200メートル以上の間口の分まで全部南側の下流に水があふれてくるという状況になっています。このような状況で、スーパー堤防の効果が出るのかということが懸念されます。

例えば、スーパー堤防を工事した河川事務所が、その建物用途が変わった場合にはスーパー堤防の効果が出るように審査し、市街地側に緩やかに水が流れる効果が残るような指導をすることなどが必要ではないかと思います。

このあたりについては私なりに見て感じたままですので、一度検討していただいて、必要であれば河川事務所にこのような状況をどう考えるのか問い合わせる、見解を求めるということも必要ではないかと思います。

スーパー堤防は全域で整備されると安全なのですが、整備したところと整備していないところがあると、弱点が出ます。スーパー堤防は整備を始めると、広げていくという努力を続けていかなければならないと思います。

第三次総合計画には、スーパー堤防の完成に合わせて緑地整備をするという表現がありましたが、今回はスーパー堤防という言葉が抜けています。やはり、スーパー堤防は引き続き危険

なところを整備していくという努力をすることが必要だと思いますので、そのような意識を是非持っていただきたいと思います。

同じく淀川工事事務所のホームページの中には、「スーパー堤防の未整備地区においても、危険性の高い箇所から順次、堤防の川側の法面を緩やかに盛り土し、緩傾斜堤防を整備するなどの堤防補強を行っていく」とあります。市街地側でさまざまな事情で整備が進まないところは、川側に盛り土をして補強をしていくということですが、私が見るところでは、そのようなことが必要な状況になっているのではないかと思います。検討していただいて、総合計画の中に「スーパー堤防を今後とも広げて整備していく」ということを是非記載していただければと思います。

**部会長** 現行の第三次総合計画の中には記載がありましたが、第四次計画では記載がなくなったということですが、必要ないとして削除されたのか、説明をお願いします。

**担当課** スーパー堤防事業については、第三次総合計画の策定時には、今後も引き続き進められるという状況でしたが、現在、淀川河川事務所の話を見ると、スーパー堤防事業の整備箇所がある程度固まっており、進展が難しい状況になっています。そのように進展が難しくなっている状況の中で、河川の整備についても、これまでは堤防の市街地側への補強を主としてやってきましたが、河川側に補強することも淀川工事事務所では考えているようですので、それらを合わせて堤防の補強を行っていくことになるのではないかと思います。

**委員** そういうことであれば安心できるのですが、そのような事業はすぐにできる訳ではないので、大規模マンションの下流側の地区が、かえってスーパー堤防で危険になっているのではないかと懸念もありますので、そのような危険箇所の把握に努め、緊急対策を立てることが必要だと思います。ここに表現することは、住民に対して危機感をあおるということもありますが、何らかの表現があればよいのではないかと思います。

**担当課** 堤防の河川側を補強するという方法については、我々も聞いたばかりの状態ですので、具体的にどの場所ということは分かりませんが、河川内をできるだけ自然に戻そうという動きもあります。その中で、堤防を河川側で補強することになると、河川の流水面積を減らすことはできませんので、河川内で削らなければならない部分も出てきます。そのようなことをしながら、河川側で堤防の補強をしていくことになると思います。

ご指摘のあったマンションの建設に伴い下流域のスーパー堤防ではないところに水が出てくるのではないかと懸念については、淀川河川工事事務所に伝えておきたいと思います。

#### その他(水無瀬川の整備について)

**委員** 治水のことですが、淀川が洪水になったとき、そこに入っていく支川として水無瀬川があります。これも国の管理ですが、水無瀬川の西国街道から淀川に至るまでの左岸側は道路も整備されて幅もありますが、右岸側は今の状況で大丈夫かどうか懸念しています。現在、水無瀬川のＪＲ線から下流の右岸の堤防補強の計画について、どこかで考えてもらえるのかどうか知りたいと思います。一番大事なところだと思います。

**担当課** ご指摘の件については、「水の文化園構想」に基づいて阪急線から上流に向かって水無瀬川の整備を進めていましたが、大阪府の財政上の事情などによって中断している状況です。ご指摘のようにＪＲ線から西国街道までの間は手が付けられていません。本町でも、水の文化園構

想がこの区間で再開できれば、大阪府で実施していただけると考えていますので、そのような方向で要請していきたいと思っています。

## 2章6節「消防・救急・救助」 基本計画案 15～16ページ

事務局より概要を説明

### その他(災害時の対応などについて)

**委員** 例えば災害時に国道が寸断された場合、島本町としてはどのように対応するのでしょうか。例えば救急の場合、島本町にはないので高槻市まで行かなければならない状態ですが、寸断などによって道路が全く使えなくなった場合の島本町の対応を聞かせてください。

**担当課** 国道が寸断された場合の対応ですが、救急については水無瀬病院が島本町の拠点病院となっていますので、まずそこへの搬送を打診します。高槻市方面への進行が無理であれば、京都方面への搬送になると思います。消防活動についても、道路が寸断された場合、大型消防車の進行が無理な場合も考えられますので、小型ポンプ車と消防団で連携し、対応します。

**委員** 災害時においては水無瀬病院で対応するというのですが、過去には水無瀬病院は救急指定されていましたが、現在は救急指定病院ではありません。災害に限って救急の扱いになるのですか。道路が寸断された場合、高槻市でなく京都方面とおっしゃいましたが、広域行政の中では、淀川の利用に関しては全くあがっていないのでしょうか。

**担当課** 淀川の河川を活用した活動でしょうか。河川内での事故については、ボートを保有していますので、その資機材を活用します。また、水無瀬病院についてですが、救急指定病院ではありませんが、災害の発生時には、拠点病院として協力をいただいています。

**委員** 例えば、阪神淡路大震災の時に、道路が寸断された時に海上を利用したという話を聞いていますが、淀川を利用するということは、全く話し合いには出ていないのでしょうか。

**担当課** 現在、北摂ブロックで消防広域化について検討していますが、その中では救助用のボートも保有していますので、将来的に広域化が確定すれば、そのような資機材を活用した活動もできると考えています。

また、大きな災害が起きて道路が遮断されるという状況の時には、現在でも消防応援協定があり、大阪府の消防応援協定、北ブロックの消防応援協定、消防組織法に基づく緊急消防援助隊という組織もあります。これにより、被害を受けていない地域の消防からのヘリコプターなどの活用も十分可能になると考えています。

**委員** 例えば島本町の場合、ドクターヘリはどこを指定しているのでしょうか。指定場所はないのでしょうか。

**担当課** ドクターヘリの発着場の指定は行っています。現在は、ベニーカントリー倶楽部(ゴルフ場)、関電グラウンド、水無瀬川緑地公園を指定していますが、それ以外でも、緊急性がある場合、要請すれば発着は可能と聞いています。例えば、名神高速道路の上下線の連絡路の一部についても、着陸するスペースは十分あるとのこと。

### 6節-2- 「応急手当の普及促進」

**委員** AEDの普及の実態と、将来的な考え方を聞かせてください。

**担当課** AEDの普及と今後の計画についてですが、「普通救命講習」については1回受講すれば資

格は取れますが、継続して更新する必要があります。2年で更新となりますので、今後も継続して普及活動を続けていきたいと考えています。

また、「AED（自動体外式除細動器）」については、本町の公共施設には設置していると聞いています。また、AEDの普及については、毎年、救急医療週間がありますので、その時期にPR活動を行っていききたいと考えています。

**委員** 公共施設は分かりましたが、その他では、どのような単位で、どのように設置していこうとしているのか、全く予定はないのか、その点を説明願います。

**担当課** 公共施設については100パーセント設置する方向で計画を行っています。民間施設については、強制力はないので、お願いして設置することになると思います。

**委員** 公共施設には、公会堂や公民館は含まれないと理解してよいのでしょうか。将来的にそうした施設に設置する計画があるのか、聞かせてください。

**担当課** 現在、設置しているのは、学校、体育館、ふれあいセンター、幼稚園などの公共施設です。現在のところ、公会堂などの施設については設置する計画は持っていないと聞いています。

**委員** そうすると、これは基本計画なので、各地域に1つぐらい設置するという目標を持った文章にしてはいかがでしょうか。

**担当課** ここでは、基本的な施策として表現していますので、具体的な施設名は、財政状況もあるので必ず設置ということは難しいと思います。あくまで基本的な施策ということでご理解いただければと思います。

**委員** ここ1、2年で設置するというのであれば、おっしゃるとおりだと思いますが、この基本計画は10年計画ですので、せめて各地域に1か所置くという目標も書けないのでしょうか。

**担当課** AEDの設置については、公共施設については、順次設置していくという計画で消防本部でも考えていききたいと思います。

#### その他(踏切について)

**委員** 例えば地震などで跨線橋が壊れ、消防車がJR線を越えて南側に行けないということを考えると、水無瀬川近くの踏切について、消防車も通れるように準備をしておいてはどうか、そうしたことも計画に含めてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

**担当課** 町内の踏切については、消防車両が通れる踏切もいくつかあります。消防では現在のところ踏切の拡幅についての要望はしていませんが、町内にある有効な道路を活用して、最短距離で災害現場や救急現場に行きたいと考えています。

**部会長** 時間も経過しましたので、案件1はここで終了したいと思います。

#### 【案件2】 その他

**部会長** その他、事務局から何かありますか。

**担当課** 次回の部会は、4月以降に開催したいと思います。まだ期間がありますので、日程調整は後日行います。

**部会長** 以上で、本日の部会を終了します。

< 終 了 >

(様式第2号)

## 要 点 録

平成 22 年 4 月 28 日作成

会議の名称	島本町総合計画審議会 第3回「第1部会」		
会議の開催日時	平成 22 年 4 月 14 日(水) 午後 2 時～4 時		
会議の開催場所	島本町役場 3 階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	3 名
非公開の理由(非公開 (会議の一部非公開を 含む。)の場合)			
出席委員	新井委員、岩井委員、柏内委員、戸田委員、富家委員、中村委員、 濱田委員、平井委員、福田委員、松村委員、松本委員、森脇委員、 山口委員  (五十音順)		
会議の議題	1. 第四次島本町総合計画基本計画(案)について 2. その他		
配布資料	なし		
審議等の内容	別紙のとおり		

## 島本町総合計画審議会 第3回「第1部会」要点録

日時	平成22年4月14日(水) 午後2時~4時
場所	島本町役場 3階 委員会室
出席者	出席委員13名、事務局等12名

### 開会

**事務局** それでは、ただいまから、島本町総合計画審議会第2回「第1部会」を開催させていただきます。

本日、第1部会委員15名のうち、13名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例施行規則第2条第6項の規定により、本部会が成立していることをご報告申し上げます。

**部会長** それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

#### 【「異議なし」の声あり】

**部会長** ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

#### 【傍聴者入場】

### 【案件1】第四次島本町総合計画基本計画(案)について

**部会長** それでは、案件1「第四次島本町総合計画基本計画(案)について」、前回は5章4節まで審議を行いましたので、今回は5章5節から審議を進めたいと思います。事務局より説明をお願いします。

### ◎5章5節「高齢者支援」 基本計画案43ページ

⇒事務局より概要を説明

**委員** 確認ですが、基本方針の文章の中で、「島本町保健福祉計画」という名称がありますが、正確にはこのような名称の計画はないのではないのでしょうか。島本町保健福祉計画ではなく、第四期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画しかないのではないのでしょうか。もし、このまま行かれるようであれば、欄外にでもコメント欄を作って表記していただければと思います。他の所でも似たようなところがありますが、その時点で申し上げます。

**担当課** 計画の名称については事務局と調整して対応させていただきたいと思います。

**部会長** 島本町保健福祉計画の中に入っているということでしょうか。

**担当課** 補足をさせていただきます。これは総合計画ですので、島本町保健福祉計画については、これまで二期、三期、四期と期を重ねておりまして、ご指摘のとおり第四期計画となっております。これは総合計画ですのであえて期を外しての整理になっています。また、介護保険福祉計画については隣の介護保険事業の適正な運用の部分で島本町介護保険事業計画、施策内容の1で介護保険事業計画の推進の中に、島本町介護保険事業計画と記載があります。総合的な高齢者支援の中での基本方

針では、保健福祉計画、そして44ページの介護保険事業福祉計画の推進の中で、介護保健事業計画と分けて記載をしています。

**委員** ②の相談・情報提供体制の充実の中で、広報紙やホームページを活用した情報提供となっているのですが、第5節の高齢者支援ということに関してはホームページを利用されない方の人数も多いのではないかとわれ、広報紙はもちろんご覧になるとは思いますが、一般町民の方に広く情報提供をするのに、広報紙とホームページの活用の他にもPRの方法があると思いますので、この他にあるのかという質問と、またそのようにしていただきたいと思いました。

**担当課** こちらの記載では、広報紙やホームページなどとしており、従前のペーパーによる周知も行っていますので、記載の方法として「など」という括りの中で記載しております。こちらについても情報誌など各種資料について記載するか検討させていただきたいと思います。

**委員** 相談情報提供体制の充実の下に、地域包括支援センターという言葉が後でも出てきますが、第四期計画を読んで驚いたことがあります。実態調査では、地域包括支援センターは住民の6割から7割が知りません。知っているのは在宅サービスを受けている高齢者となっており、一般の高齢者は知らないということが書かれています。これを住民に周知するという具体的な対策が計画には全く載せられていません。にも拘わらず、こちらの方では地域の包括のセンターになる、中核になると述べられています。地域ケア体制の構築などこのセンターを中心に述べられています。いかがされるのかということが不思議です。

**担当課** 地域包括支援センターの認知度が4割程度と承知しています。その中で、介護の予防に関する方については、地域包括支援センターの方で介護保険に関するケアプランを作成させていただいており、また、地域で展開しております「いきいき百歳体操」、「かみかみ百歳体操」を活用されている方は、十分認識していただいていると考えています。ただ、承知されていない方がいるということは、こちらでも十分感じていますので、各種の資料や広報紙、ホームページなどを通じて周知に努めていきたいと考えています。

**委員** 今回の回答で分からない部分があります。それは、地域包括支援センターができた時に今までのサービスがどうなったか、そのようなことははっきりしないから分からない。役場の窓口へ相談に行っていたものが、地域包括支援センターができたので、そちらに行きなさいと変わったものなのか、それが皆さんに伝わっていないので、実態調査をやっても分からないということになっているのではないのでしょうか。地域包括支援センターのパンフレットを見せていただきましたが、今まではどこでどのような相談をしていたのか、この相談は地域包括支援センターへ移ったということが分かれば、皆さんも理解できると思います。広報紙などでやっているということですが、一番肝心なことが抜けていると思います。その点はどうか。

**担当課** 地域包括支援センターは、平成18年度から介護保険制度の変更にもない、各市町村に最低1か所以上で実施するように定められたものです。周知の方法等については、包括から地域に出向き相談を受けたり、民生委員さんや各種ボランティアの方についても地域包括の制度の趣旨や、困っている方があれば相談業務を取り次ぐなどの周知を図っていきたいと考えています。今年度については介護保険料の決定通知を送る際に、小さな介護保険制度全般についてのパンフレットを同封し、その中で包括のことも若干ではありますが記載しておりますので、そちらも活用しながら周知を図っていきたいと考えています。

**担当課** 地域包括支援センターができる前の相談機関がどこだったのか、それらについて包括ができて全て移ったのかという部分で、広報啓発ができていないのではというお尋ねだと思います。地域包括支援センターは総合的な相談窓口として、島本町の総合相談の核となるものですが、相談窓口としては従来通り役場の高齢福祉課であったり、社会福祉協議会であったり、民生委員さんであるなど、それらの窓口の相談業務については地域包括支援センターができて、変わらずそれぞれの機関が対応していると認識しています。ただ、地域包括支援センターは、それぞれ単体のご相談を繋ぐ役割として、いくつか課題を抱えたご相談について、相談支援者の方も相談していただけるような大きな窓口として機能していければと考えています。また、包括支援センターに寄せられている相談件数は年間 3000 程度ありますので、認知度としては4割程度という現状も踏まえながら、これからも何でも相談いただける身近な相談機関として周知に努めていきたいと思っています。「いきいき百歳体操」については、包括が中心になって取り組みを進めていますが、その認知度が非常に高く、包括と「いきいき百歳体操」の認知度がかい離しているということは、アンケートを実施した中で担当としての反省点と踏まえております。ご指摘を受けたことも十分踏まえて周知を進めていきたいと考えています。

**部会長** 私も包括支援センターの方とお話することがあるのですが、何をやっているのか分からないということが正直あります。百歳体操も 26 か所でされているようですが、参加される健康な方が 300 人なり 400 人いても、高齢者の中のわずかで、もっと一般的にそれに参加できないような方が包括支援センターを望まれるのではないかと思います。そのような点からも、もう少し包括支援センターが分かりやすく相談しやすいようにすれば良いのではないかと思います。

**委員** 43 ページの総合的な高齢者支援の中、施策内容に今ある 3 つの項目以外に、介護をされている介護従事者のサポートという視点を入れていただきたいと思います。既にされているとは思いますが、子育てへの父親の参加を促すことと同じように、介護の現場で男性女性関わらずですが、特に男性の方への支援という視点を入れてほしいと考えています。例えば家事の自立、男性が女性を介護される場合に横のつながりをつくるなどになります。もし既にされていることがあれば教えていただきたいと思います。

**担当課** 介護従事者については、現在、国の方で介護従事者の処遇改善ということで、21 年度から介護報酬を 3 %程度アップして、その分を従事者へ還元するよというよということで、そのアップ分について国が補助金を各市町村に交付し、上がった分について急激に介護保険料を上げないように補助金を交付しています。介護者に関する支援については、本町では介護保険の地域支援事業の中で、紙おむつの給付事業を行っています。こちらは紙おむつを必要とされる方について介護者に紙おむつを給付することで一定の財政的な支援を行っています。また、男性の方の家族介護ということについては、現状では女性が介護されているという状況が多いかと思いますが、何らかの支援ができないか研究していきたいと考えています。

**担当課** ご指摘いただいた高齢者や家族への支援としては、45 ページの 3 に介護予防と地域ケア体制の推進の中で、地域包括支援センター事業の円滑な運営という部分で、地域包括支援センターという括りになっていますが、最後に「高齢者や家族への総合的な支援の充実を図ります。」と記載をさせていただいていますので、そちらで総括的に検討していきたいと考えています。

**委員** 関連データ集では、平成 21 年 4 月 1 日の高齢化率は 20.2%になっていますが、全国的に高齢化

率はどうなっているのでしょうか。また、今後、島本町の高齢化率はどのように推していくのかという部分を聞かせてください。

**担当課** 全国の高齢化率の資料は持ち合わせておりませんが、本町の現在の高齢化率は、3月末で20.92%となっています。高齢化率の研究をされているところでは、21%を超えると超高齢社会という括りをしていきますので、本町もあと数か月で超高齢社会へ移行するものと考えています。

**部会長** 資料22のデータ集の31ページから高齢者支援のデータが載っておりますので、それを参考にいただければと思います。他になければ次に進みたいと思います。介護保険事業の適正な運用についてご意見があればお願いします。

**委員** 現在、養護老人ホームに入所しなければならないような待機者の方はどの程度いますか。

**担当課** 特別養護老人ホームの入所の待機者ですが、町で把握しています人数は、弥栄の郷の把握のみとなっています。弥栄の郷については40名程度の方が待機されています。こちらは空きが出て入所ということになりますので、入所が進んでいないという状況です。

**委員** 今後、高齢化が進み、2人の老人世帯や1人の老人世帯という時に、どうしても経済的に有料老人ホームに入れないという状況の中で、待機者がどんどん増えてくるのではと思います。第四期の島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画では、島本町だけでは整備が困難で三島高齢者保健福祉圏内での調整が必要と書いてあります。このあたりのことを少しは載せておいてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

**担当課** 待機者の状況については、施設がたくさんあると待機者が解消されるということで、ニーズは高いと考えていますが、施設が増えますとそれと同じくして介護保険料の上昇もリンクしてきますので、各市町村でも介護保険料と入所される人数を精査しながら施設の整備を検討している状況です。本町では第四期の計画では施設を設ける計画はしておりませんので、数の調整ということになります。この部分については先ほどの指摘の通り、三島圏域の中で、どちらかの市町で建てられる場合に端数分を乗せていただくという状況です。現在の三島圏域の事について総合計画に記載するかどうかは事務局と検討しながら調整していきたいと考えています。

**部会長** 今の問題で、入所される方は介護認定で4か5ぐらいの方が優先的に入られると聞いています。そのため在宅介護が増えてきていますので、在宅介護ということも含めて考えていく必要があると思います。

**担当課** 先ほど委員から指摘がありました施設に関する部分で、44ページの③で若干ではありますが記載させていただいております。

**部会長** 介護保険サービスの充実の部分で、「在宅でのサービスに重点をおくとともに、サービスの質の確保、向上に努めます。また、三島圏域や大阪府全体の施設整備計画との調整を図りながら施設整備の充実に努めます。」と書かれています。

**委員** ②に介護保険事業の運営の健全化とありますが、現在は赤字なのでしょうか黒字なのでしょうか。

**担当課** 現在は黒字で運営をしている状況です。ただ大阪府内でもかなり赤字のところがあり、この場合、財政安定化基金の方から借入れを行い、次の介護保険事業計画時にその費用を返還するということとなります。これにともない介護保険料も次期の計画で返還分を計上した設定となりますので、借入れするとその分の支払いが発生します。本町ではできるだけ、今後とも黒字もしくはプラスマイナスゼロの安定した事業執行していきたいと考えています。

**委員**

これは単年度決算なのでしょうか。

**担当課**

決算は単年度になりますが、計画では3年度を1期としていますので、その中で赤字が生じますと一般会計から借り入れられないシステムで、税金で補てんすることができませんので、次の計画で借りた分を保険料で返さなければならないこととなります。その費用を計上した上で通常の介護保険の給付費を被保険者の方で負担いただくということになります。

**部会長**

次に進みます。介護予防と地域ケア体制の推進について何か質問やご意見があればお願いします。

**委員**

先ほどに関連します。答えの中で紙おむつの給付と言われましたが、確かに承知しています。個人給付が見直される中、紙おむつは継続して支給されるということですが、私が申し上げたのは、予防という中に、例えば男性がお元気な内に生活自立の支援、よく言われる男の料理教室のようなもの、それから意識改革として男女共同参画が一般化されていない時に現役世代で働かれていた方々です。そのようなことの啓蒙を行う必要があるのではないかということ。それから、介護に携わる従事者として、私は家族という意味で申し上げましたが、つらかったり、大変だったこと、あるいは息抜きなどを当事者の横のつながりで支えていくという場を生む、集いの広場のようなものをつくっていく必要があるのではないか。それは既に民生委員さんでされているとは思いますが、子育て支援で集いの広場、男性の育児支援が先行していると感じていますので、教育の現場や子育ての現場でされていることを、今後は介護の現場でもしていただきたいと思って質問しました。

**担当課**

家族のつながりということについては、福祉保健課の所管になりますが、介護者家族の会という組織があります。こちらは介護を必要とされる方の介護されている家族の方の介護の情報交換、あるいはつらいことのご相談など各会員さんの中でお話をされて、できるだけ家族でみられる範囲では家族でみるということで実施されています。また、介護保険の制度の一つにはなりますが、ショートステイ事業があります。こちらについては介護を要する方を一時的に特別養護老人ホーム、あるいは介護老人保健施設に一週間程度入所いただくことで、その間介護を必要とされる方を手元から離されて、介護の慰労をされる制度もあります。先ほどもありましたが、地域包括支援センターでも家族からのご相談や介護の方法の相談などについても応じていますので、介護をされる方がお困りのようであればそのような相談機関をご利用いただければと考えております。

**担当課**

先ほど、男性の介護者への一定の介護技術をどう伝えていくかということについての視点はどうかという質問があったかと思えます。今申し上げました介護者家族の会は、あくまでも介護をされている方が集まって介護の大変さなどを共有する場であったり、その話の中で介護の秘けつやポイントをつかんでいくよう、一息付ける場であり介護者の中で知恵を交換する場であると認識しております。介護教室的な部分については、現時点では町としての事業展開はありません。個々の介護保険の事業所の方で利用される方の介護の家族に対して様々な教室を開かれているという現状は把握しています。そのように個々の集団としての介護家族教室という展開はありませんが、地域包括支援センターの個別相談の中で、介護技術等についても相談支援の中でお伝えをしていく事業を展開しているのが現状です。

**部会長**

男の方の介護ということで、最近少しずつ出てきておりますが社会福祉協議会でも、介護の仕方を男の方に知っていただく講習を考えられているようです。また、介護者家族の会でも介護をする方がなくても、男の方の介護ということを考えていくべきではないかということで話が出てきております。これから男の人の介護者に対する問題も出てくるのではないかと思います。私の身近な例

としてもありますが、少し興奮状態になりストレスがたまるということも現実におられるようですので、男の方の介護者に対しては少しずつ考えていかなければならないことを事例として知っております。

**委員**

(2)の②に年長者福祉センター利用の促進とありますが、関連データ集の33ページにあります。平成18年度、19年度が3万8千台で20年度が3万4千台に極端に減っています。何か理由があったのですか。

**担当課**

関連データ集を見ますと平成20年度で大きく減少していますが、利用人数が大きく減少するような事象は発生しておりません。平成21年度を見ましても20年度と比べて減少している状況にあります。高齢化率は高まっていますが、年長者福祉センターの利用者数は微減していると考えています。そのためにも利用の促進ということで、利用者ニーズは多様化していますので、事業内容を工夫して施設利用を促すような魅力ある事業展開とするように努めたいと思い、利用促進という記載をしています。

**委員**

実態に即して利用されるような促進方法を考えていただきたいと思います。

**委員**

ここに含まれるかどうかは分かりませんが、現在島本町内にあるグループホームの利用についての問題点と課題について教えていただきたいと思います。グループホームの利用に関する制度が平成18年度に変わっていて、町内の方が利用しづらいつながったことがあります。それについて説明をいただきたいと思います。

**担当課**

グループホームについては、平成18年度の介護保険制度の改正にもない、それまで各市町村のグループホームを自由に利用できていましたが、改正後は地域密着型サービスへの移行ということになりました。そのため、原則的に利用できる方はグループホームの所在地の市町村の被保険者のみとなっています。本町では、グループホームみなせのⅠ号館、Ⅱ号館、桜井の里の3施設があります。ご指摘の問題点としては、グループホームのⅠ号館とⅡ号館は一時入居金が1300万円程度必要となっています。それだけのお金を用意され入居できるのかと言いますと、なかなかご利用いただくのが難しいという現状があります。その中で、本町としてもできるだけ安価なところを誘致できれば良いのですが、一旦大阪府の指定を受けていますので、そちらの事業所を変更して安価なところを建設することはできないことになっています。供給数は十分あるのですが、なかなかご利用いただくのが難しいという課題は認識しています。桜井の里については、比較的安価な一時金で経営されていますので、経済的に負担が難しい方についてはそちらへご案内させていただくことを考えています。

**委員**

安価なところは法的に町内にこれ以上設置するのが難しいと理解してよいのかということが一つと、先ほど在宅介護のサービスに重点を置くという話も出ましたが、グループホームとは別に認知症の方も含めて、要介護のあらゆるステージで利用できる小規模多機能型施設の立地計画など、今後は盛り込んでいく必要があると思うのですが、それを介護保険事業の適正な運営という部分とどのように関連するのか教えていただきたいと思います。

**担当課**

グループホームの設置に関しては、現在の第四期の介護保険事業計画の中での必要量に応じて設置することになっています。本町では71床が3施設で整備されていますが、計画では40床程度しか見込んでおらず、供給過剰という状況です。グループホームを町内で新たに建設することはできないことになっています。二点目の在宅サービスの重点化については、介護保険制度については

平成 12 年の施行以来、原則的には在宅介護を進めるということで事業が進められています。本町でも施設利用をされている方もありますが、できるだけ在宅へということで事業に取り組んできています。グループホームについては、在宅のケアの中の一部と位置づけられていますので、その部分については、今後とも各種ヘルパーであるとかデイサービスなど、町内でもサービスが充実してきておりますので、供給がないのでサービスを受けられないということはありませんので、ご利用されている方については十分なサービスが提供されていると認識しています。三点目の適正な介護保険事業の運営については、主に不正請求であるとか提供できないサービスを提供されていたという管理運営についての適正化を考えています。国でも平成 20 年度に介護給付の適正化の計画について各市町村で策定するよう指示が出ており、本町でも 3 か年計画で各種適正化の計画を策定しています。その一部を申し上げますと、給付適正化として各ご利用者にこれだけサービスを使われましたということを確認していただくため通知を送り、自分が使っていないサービスが不正に請求されていないかというチェックや、医療と介護で重複したサービスを使っていないかというチェックも行っています。その中で不正な利用があると場合によっては返還を求めていくチェック体制をつくっているという意味で記載しています。

**委員** 第三次計画に関わる施策の実施状況の 46 ページに②と③については、未実施と記載されています。高齢者生活福祉センターの整備、養護老人ホーム・ケアハウスの整備ですが、今後ともされないという判断でしょうか。

**担当課** 高齢者生活福祉センターについては、国の方でメニューから外されているという状況ですので、本町でも設置する必要はないとの国の方針に沿って、今後設置する予定はありません。養護老人ホーム・ケアハウスの整備については、本町への参入意向はありませんが、入所を必要とされる方については、近隣の市町村で養護老人ホーム、ケアハウスを実施されているところへ案内しています。

**委員** 元に戻るような質問で恐縮ですが、福祉計画も関連する総合計画ですので、5年、10年のスパンで文章表記されるべきではないかと思いますが、20年度までの高齢化率のデータは先ほどから示されていますが、5年、10年の段階での高齢化率が21%を超えるのかどうかという点が一点、次に現在の計画の中で町独自の取り組みがあるのかないのか、それが今後5年、10年の中でどう生かされていくのかということが二点目、先ほどの説明の中で財政的な支出はなくて、黒字経営で行われている中で、今後5年、10年先を見込む中で黒字経営が推定できるのかどうか、四点目は、現在の島本町の人事について、退職者と新規採用者のバランスもありますが、財政的な問題などから各部署において担当人員が削減されているという危惧があります。今後、高齢化が進むとするならば、福祉担当者の人的な削減が現在行われているのかどうか、予測するとこの総合計画の中でもかなりの対応を要求されますので、そのあたりの今後のあり方を検討しておく必要があるのではないかと思います。

**担当課** 高齢化率については、第四期の介護保険事業計画の中で人口の推移を平成 26 年度まで見込んでいます。平成 22 年度末時点で高齢化率 21.7%の見込み、これ以降については平成 26 年度の 25.6%まで年約 1%ずつ上がると見込んでいます。町独自の福祉サービスとしては、配食サービスとして一人暮らしで介護の認定を受けられている方の自宅へ安否確認を兼ねて食の確保を行う事業、また、ふれあいセンターの方へ高齢者の方に集まっていただいて、ふれあいの場や軽作業等をしていただきながら給食をとっていただく事業などを展開しています。財政的な支出については、先ほど

も申し上げましたが介護保険の事業計画が3年ごとの見直しとなっています。そのため、5年後、10年後の推移についてお答えすることはできませんが、平成24年度に第5期の介護保険事業計画が始まりますが、国の介護保険法の附則の中で5年に1回大幅な見直しを行うことになっています。次回の第五期に際して大幅な見直しが行われますが、国でどのような改正が行われ、どのようなものが拡大、縮小されるのか動向が市町村では分かりませんので、第5期以降についても安定した運営に努めたいのですが、先が見えない状況でもあります。

**事務局** 福祉担当職員の今後の見通しについては、ご指摘の通り厳しい財政状況の中で職員数も縮減ということを進めることは将来的にはありますが、特に民生に関連することとしては制度改正などにもない、事務が複雑、多様化してきておりますので、現状維持としております。本年の4月1日では1名の担当職員を増員するなど対応しており、今後とも現状の維持に努めたいと考えています。

## ◎5章6節「障害者支援」 基本計画案 46 ページ

⇒事務局より概要を説明

**委員** 施策内容の1番の③ですが、これは具体的にはどのようなことをされるのでしょうか。「障害のある子どもに対し、保育所や学校との連携を図り」とありますが、現実的にどのようなことをされるのでしょうか。

**担当課** ③の療育支援体制の充実については、今回新設した項目となりますが、具体的なサービス内容については、個別のケースワークが中心となります。その中で、既存の様々なサービスに個々の障害児のお子さんを繋いでいくことが内容になります。これらは、これまでやっていなかった訳ではなく、これまでもやっていた内容ですが、障害のあるお子さんに対する支援は重要ですので今回改めて新設しています。記載内容としては前半と後半に分かれますが、前半は障害のあるお子さんに対して、福祉部局だけで支援している訳ではなく、子育て部門、教育部門、支援学校などと連携を取り、発達段階に合わせた相談支援、療育などを行っています。その中で必要なサービスに繋げていくという体制を充実させていくということであり、ケースワークが中心となります。後半については、LD、ADHDなど発達障害についての内容となっています。これまでは障害者施策などに乗らない制度の狭間にありましたが、近年、発達障害者支援の法律もでき、ようやく国の方でも制度の整備が進んできています。町としては、現段階で制度やサービスは整備できていませんが、個別の相談支援やケースワークについては動いており、今後、より一層支援体制を構築していかなければならないという方向性を認識していますので、今後の展開として記載しています。

**委員** 現状の障害者福祉の問題点として、ケアホーム、やまぶき園等の施設の他にも障害者のための施設がありますが、どことも指導者、支援者、支持者体制と言いますか、その施設の中で障害者に対するケアを行う人的な整備についての働きかけは、どのように考えられているのかということをお聞きしたいと思います。

**担当課** ここに記載している障害福祉サービスの充実や、施設の充実などは、上物だけや制度の枠組みだけを対象にしたものではありません。実際に運営する人的な面についても支援していくことを含めて記載しています。具体的に何を指すかと言うと、町内にある作業所や、やまぶき園の人員体制は行政でも支援しており、人件費については、町だけでなく、国や府などの人員体制を充実させるた

めの加算などで金銭的に支援することもあります。また、ノウハウや方法などソフト面についても、支援していくということになると思います。

**委員** そのような支援体制は構築されているのでしょうか。

**担当課** 現行の制度の中で人員配置での支援は行っています。

**委員** 「第三次総合計画に係る施策の実施状況」の49ページの下の方に、主な課題として、「やまぶき園の施設の老朽化、利用者の重度化への対応。また、平成24年3月末までに障害者自立支援法に基づく新事業体系へ移行する必要がある。」とありますが、これはどのような意味でしょうか。

**担当課** 以前は「支援費」という制度がありましたが、平成18年度から、障害者自立支援法に基づく制度を国がつくり、基本的な障害者福祉サービスは障害者自立支援法に基づいて提供されています。町立やまぶき園もその枠組みの中に入りますが、ここで言う「新事業体系」とは、自立支援法に基づいた新たなサービス体系という意味です。現在、やまぶき園の区分は、旧制度の支援費やその前の制度と同じ「知的障害者通所授産施設」という区分になっていますが、今後は、自立支援法の事業体系に基づき、生活介護、就労支援など、提供するサービスに従った新たな事業体系を変えていく必要があります。その移行期限が平成24年の3月末となっており、期限までに、どのようなサービスを提供するかという方向性を出して、実施しなければならないということです。

**部会長** 他になれば、自立への支援と社会参加の促進についてご意見、ご質問をお願いします。なければ大きな2番目の基盤整備の推進に入りたいと思います。この項目についてご意見、ご質問をお願いします。

**委員** 町立やまぶき園を維持するのに、年間どの程度のお金を費やされているのでしょうか。

**担当課** 大まかな内訳ですが、やまぶき園は指定管理者制度を導入していますので、指定管理料として委託料を支払っていますが、それがおよそ2400万円となっております。その他、施設の維持経費として、修繕料などが必要です。

**委員** 町立やまぶき園ですが、基本方針や施策内容でもサービスの機能の強化と充実を図りますとありますが、どのように強化、充実を図るのか。それとともに、第四次では「施設の改修や建て替えなどの検討を進めます。」とありますが、第三次でも「施設の耐用年数や利用者の重度化にともない、施設の全面改修を含め、施設整備について検討を進めます。」とあります。四次では建て替えを言及されていますが、第三次の実施状況では何も触れられていませんが、検討はされていて引き続き検討されるのか、財政的な問題もあるとは思いますが、同じような文言を記載されているのでしょうか。

**担当課** 機能の強化、充実の部分ですが、先ほど新事業体系の説明をしましたが、平成24年3月末までに新たな枠組みに移行しなければならず、一方で自立支援法が廃止されるのは平成25年8月と言われていますが、その時期はまだわかりません。制度自体が動くかもしれないという中で、新たなサービス機能を考えていかなければならないという作業がまずあります。新事業体系や新しい法をにらみながら、機能の充実・強化を方向性として出し、かつ、実行していくことになると思います。それが生活介護なのか、就労支援でいくのか、両方で行くのかという方向はまだ決まっていません。施設改修については、この建物は元々保育所で、昭和48年の建設だったと思いますが、かなり老朽化が進んでいる施設です。老朽化という課題は第三次と変わっていませんし、これまでも補修や、建て替えの検討も行っています。今後はサービス面の機能をどうするかを踏まえて検討していくこ

とになると思います。どのような枠組みで、どのようなサービスを提供するかによって、施設を移転するのか、補修で対応するのか、その検討を今後していくことになると思います。

**部会長** やまぶき園の施設の改修の他に、作業所などがあるかと思いますが、やまぶき園と他の作業所との関係についてはどのように考えられているのでしょうか。

**担当課** 町内には2か所作業所がありますが、一方は自立支援法に基づく施設という枠組みで、一方は作業所という区分になっており、やまぶき園を含めて3か所で障害者の施設としてありますが、それぞれ通っている方は異なりますし、それぞれの持ち味も異なります。町としては、やまぶき園だけ、作業所だけで考えるのではなく、町内の障害者の方が生活しやすいように、現在の自立支援法では他市の施設も利用できますので、その他の近隣の施設も踏まえながら、町内の対象者の方が通ったり働くようにするには、どのような環境が望ましいのか、検討し、施設の充実においても、やまぶき園や作業所等で必要であれば支援していくことになると思います。

**部会長** 障害者の方は3つの施設で賄えているのでしょうか。他市の作業所等に行かれる方もあるのでしょうか、今後のことを考えていますか。

**担当課** 先ほど説明した作業所については、施策内容の①「生活・活動の場の確保」という項目内で、「事業所や福祉作業所などの活動や運営に対する支援」ということで記載しています。また、町立やまぶき園は施策内容②の項目で述べています。これらについて、生活・活動の場の確保という観点で、町として支援を考えていきたいと思います。また、やまぶき園の定員については、やまぶき園は定員30名に対して現時点の通所者は35名と増えており、今後も利用者が増えてくることが考えられます。町として、そのような障害者の活動を確保する場であるとか、作業所の機能を今後どのように整備していくのかということと大きく関わってきますし、町内だけの施設で賄えるのかという方向性にも関わってくると思いますので、法の移行なども踏まえて、包括的に検討していく必要があると考えています。そのため、現時点では足りるか足りないかお答えにくいのが現状です。

**部会長** 他に障害者支援についてご意見やご質問はありませんか。これをもって福祉関係が終わりますが、全般に関して何かあればお願いします。無いようでしたら教育・生涯学習に入りたいと思います。

## ◎6章1節「生涯学習」 基本計画案 46 ページ

⇒事務局より概要を説明

**部会長** それでは生涯学習について、ご質問、ご意見等がありましたらよろしく申し上げます。まず、基本課題や基本方針についてありますか。なければ施策内容についてお願いします。なければ2の学習環境・学習機会の充実について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

**委員** 施策内容①の生涯学習環境の充実の中に、学校施設の活用とありますが、具体的にはどのようなことを考えられているのでしょうか。

**担当課** 生涯学習は、「いつでも、だれでも、どこでも」みんなが学べる環境づくりを整備するというところで、町内にある人権文化センターやふれあいセンター、それ以外に学校施設として体育施設、空き教室があれば活用するということを考えています。

**委員** 少し具体性に欠けていて困っているのですが、学校施設の活用で空き部屋をということですが、例えば第一中学校で4、5年前からコミュニティールームとして一般的な開放していただいている

のですが、エアコン施設もありませんし使いづらいということで、私どもの生き生きサロンなどで使用しましたが、寒さもありそれ以降使っていません。いろんな形で地域との関わりが強くなっていく中で、学校施設の開放は嬉しいことですが、それなりの対応をしていただかなければならないと思います。4、5年経ってもその部屋は何ら変わっていません。

**担当課** 学校の空き教室の利用では小学校と中学校であります、学校によって空いている部分と全部使われている部分があり、子ども達が勉強している中、空き教室がある場合は学校の判断によって、PTAの活動や地域団体が利用される部屋を設けておりますが、施設の内容の整備と、空調施設や備品関係などについては今後の課題になると考えています。

**委員** 4、5年経っても何も変わっていないことだけをご記憶ください。それだけ申し上げます。

**委員** 49 ページになりますがよろしいでしょうか。施策内容の2番か3番に関係するかと思いますが、ボランティア情報センターの設立に必要性を感じていますが、ここには記載されていませんが、その点をお尋ねしたいと思います。

**担当課** ボランティア情報センターの設立については、24 ページのボランティア活動の活性化という部分でうたわれていますが、生涯学習課の現在の状況としては、平成19年に準備委員会を発足し、一部実施されています。現在は準備の段階で、問題となっているのは、情報を収集する部屋や場所の問題、また、場所が確保された場合に必要となるパソコンをはじめ備品等の問題などが整った時点でセンターの設立が可能となると思いますので、現在は検討中です。

**委員** 準備委員会発足後の課題がハード面の部分であるとお聞きました。ではソフト面ですが、ボランティアと言いますと非常に広い範囲になります。24 ページでは住民参画、協働という意味でのボランティア、こちらの生涯学習とは切っても切れないものであると理解します。ボランティア情報センターをどのように位置づけされるのか、またソフト面やセンターの事業内容について説明をお願いします。

**担当課** 住民の方が自ら学んだことを他の方へ提供したい、空いている時間を誰かに提供したいという場合、ボランティアセンターに行けば自分がどこでだれかに協力したり、提供できるのかという情報を集めて、そこで自分にあつたテーマで活動していただくという内容になります。そのためにもボランティアに関する情報を収集しておき、自分にあつたものを探し当てることになります。そのような場所や資料をたくさん集めて整理していかなければなりません、その辺りの部分で関係機関との連携など詰めの段階で検討しているということで準備中となっています。

**委員** 情報の集約と発信ということだけであれば、ハード面が揃わなくても例えば広報にそのようなページを創設していく、あるいはニュースレターを発行するというだけでも一定はできると思います。ハード面を整えて、もしかするとスタッフがボランティアであっても常設するなどして、ボランティア情報センターをもう少し広げて考えていく必要を感じています。他の自治体がこのようなセンターをどのように運営しているのかという調査、学習研究も含めて検討いただければと思います。

**担当課** 現在、教育委員会の方で持っている情報、福祉関係が持っている情報、環境で持っている情報、役場の中にも文化情報コーナーがあり情報があります。それらを全て集約して一つにすることと、役場だけでなく民間や関係団体、関係機関にも情報があると思いますが、それらの集約作業に準備時間がかかっているという状況です。

**部会長** ボランティア情報センターについては私も関係しておりまして委員の一人で、確かに委員が言わ

れるような面もあるのですが、要請がありボランティアを派遣する時に、要求に対してボランティアの資質や能力などを踏まえて派遣しなければなりません。そのような時にボランティア団体がたくさんある中で、情報がある程度まとめる必要があるということで、パソコンでまとめて要求に対してすぐに情報が出てくるようなシステムを取らなければならないのではということで、パソコンの購入を要望しました。私も社会福祉協議会のボランティアにエントリーしていましたが、要請に対して誰でもという訳にはいきませんので、難しい面もあります。やはり教育や環境などもありますが、それぞれの人を派遣するだけでは行かない面もあります。そのような情報を集約したいということですが、パソコンの購入について回答が遅れているということです。また、パソコンを購入すると個人情報も管理するためにも部屋も必要となり、難しい面もあることは事実です。もう動き出しても良いのではと感じています。

**委員** ボランティア情報センターについて、あまりここで深く議論するものかどうかと思いましたが、このようなセンターの役割は、NPO、それから各種生涯学習活動に取り組む団体、これは福祉であれ、生涯学習であれ、趣味であれ何でもですが、そのような活動をしているグループ、サークル、そしてPTAも含めてNPOなどの自立、自発的活動を支援、育成していくことがセンターの役割と思っています。つまり新しい公共、第三の公共という考え方です。これは全く否定するものでなく、むしろ地域のつながりを生む最たるものだと思いますが、これまでは町から要請をして、何かを無償でしてもらおうということが多かったと思います。そして補助金が出て町に貢献する活動をする団体として。そういったものの貢献度や地域への密着度を否定しませんが、これからはこういったものも共助にしていく、第三の公共を新しい公共として育てていくことが公的な役割だと考えています。そういった位置づけをどうしていくのかということなしに、ボランティアセンターのハードの面が整っても上手く行かない可能性がある、したがってこの点については、講演や啓発活動も含めてもう一度原点からじっくり取り組んでいただけたらと考えています。深い思いを申し上げましたが、以上です。

**委員** 図書館サービスについておたずねします。資料の 36 ページのグラフについてですが、本町の図書館は設備内容として他市町村に決して劣らない設備となっていますが、入館者数が年々減少しています。平成 20 年は少し上がっていますが、この推移を見てどのような原因が考えられるのか、その背景、この現況を食い止めるための具体的な施策が書いてありますが、もう少し従来のサービス以外にどのような有効な施策を考えられているのか教えていただきたいと思います。

**担当課** 考える範囲では、平成 19 年度からインターネットによる予約が始まったということで、図書館に行かなくても家庭から予約できるということの影響から、利用はありますが多く借りるということが少なくなり、1冊だけ借りるという状況になっていると思います。図書館で事業を計画していますが、それも毎回同じような内容になってきており、今後はアンケートを採ったりし、どのような図書館で、利用するのに何が良いのかということで、減少している部分を何とか復活するように、いろいろな角度で検討を進めているところです。今後も 16 年度、17 年度の人数を目指して進めていきたいと考えています。

**委員** ①の生涯学習環境の充実の中で、「近隣自治体や民間の施設などとの連携に努めます。」とありますが、具体的にはどのようなことを考えられていますか。

**担当課** 近隣自治体としては、大山崎町、高槻市と連携して施設も利用するというので、学校施設や体

育館を利用していますが、かなり利用度が高く抽選を行っている場合もありますので、例えば大山崎町や高槻市で空いている施設があれば、島本町の人も借りられるように促進を図るということです。町内でも民間ですと尺代にある阪急のグラウンドなども借りていますが、今後は月に1回ではなく、月に2回、3回と増やしていき利用を促進するということです。

**部会長** 他にありませんでしょうか。生涯学習全般でご質問などはありませんか。なければ一定の時間になりましたので以上としたいと思います。

#### 【案件2】 その他

**部会長** その他、事務局から何かありますか。

**事務局** 次回の部会は、4月21日（水）午後2時から役場3階委員会室で開催します。

**部会長** 以上で本日の部会を終了します。 <終了>

(様式第2号)

## 要 点 録

平成22年5月7日作成

会議の名称	島本町総合計画審議会 第3回「第2部会」		
会議の開催日時	平成22年4月19日(月) 午後2時~4時		
会議の開催場所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	3名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	大西(三)委員、大西(義)委員、岡田委員、沖委員 坂田委員、清水委員、高山委員、中塚委員、松田委員 (五十音順)		
会議の議題	1、基本計画(案)について 2、その他		
配布資料	審議会委員名簿(平成22年4月19日現在)		
審議等の内容	別紙のとおり		

## 島本町総合計画審議会 第3回「第2部会」 要点録

日時	平成22年4月19日(月) 午後2時~4時
場所	島本町役場 3階 委員会室
出席者	出席委員9名、事務局等12名

### 1. 開会

**事務局** それでは、ただいまから、島本町総合計画審議会第3回第2部会を開催させていただきます。本日、審議会委員15名のうち、9名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは部会長、議事進行をお願いします。

**部会長** それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

#### 【「異議なし」の声】

**部会長** ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

#### 【傍聴者入場】

### 2. 【案件1】 基本計画(案)について

**部会長** 前回までは総合計画基本計画(案)の2章6節まで審議をしました。今回は2章7節から審議を進めたいと思います。事務局の方から説明をお願いします。

#### ◎2章7節 「交通安全・防犯」 基本計画案17ページ

⇒事務局より概要を説明

**部会長** では、説明のありました通りですが、内容についてご意見や質問がありましたらお願いします。

**委員** 関連データ集を見ますと、交通事故件数が平成20年で89件とか、犯罪発生件数が370件と数字が出ていますが、これは近隣他市と比較してどのような数字なのでしょう。

**担当課** 交通事故の件数については、平成22年の2月末ということで高槻警察署から発行されている交通安全だよりの説明をさせていただきますと、高槻警察署管内では平成21年2月の事故の発生件数は259件、平成22年2月では254件、負傷者については平成21年2月で293件、平成22年2月で301件ということで、島本町で何件という情報は載っていませんが、高槻警察署管内の平成21年2月、平成22年2月の数字です。それと大阪府下では平成21年2月の発生件数は7714件、負傷者については992件、平成22年2月の発生件数は7487件、負傷者数は8948件となっています。その数字に比べて高槻警察署管内については平成22年2月の数字ですが資料的にいただいている数字です。

**委員** 高槻管内では島本町は多いのではないのでしょうか。今の話ですと平成22年は254件ということで、島本町内では89件となっています。高槻の広さから比べると随分多いと思いますが、犯罪発生件数

はどのようなのでしょうか。

担当課

平成20年2月については、いろいろな犯罪がありますが凶悪犯は町内では1件、平成19年2月は0件、平成18年2月は2件という数字をいただいています。その他、侵入等については町内では平成20年度は329件、平成19年度で326件、平成18年度で264件となっています。

委員

私は関連データ集を見て言っているのです。関連データ集の数字と今言われた数字が違ってきます。なぜこの数字が出てきたのか聞かなければなりません。この数字が近隣他市と比較してどうなのか、少なくとも喜んで良いのか、多くて大変なことになっていて考えなくてはならないのかについてお聞きしているのです。交通事故についても高槻の面積と島本町の面積を比較すると数として多いのではないかと思ったりします。犯罪の発生件数についても高槻と比較してどうなのか、大山崎と比較してどうなのかということを示していただきたいと思います。

担当課

犯罪の発生件数は、平成22年の1月から3月までの高槻署管内の件数は20件増えています。島本については10件増ということで、平成20年度の同月と比較すると増えていると聞いております。特に車等の部品を狙ったものが増えていると聞いております。

部会長

隣の高槻市や大山崎町との比較は掌握されていないのでしょうか。

担当課

高槻市と島本町の増減は掌握しておりません。

委員

犯罪件数にしても高槻警察署管内で数字が出ています。高槻市と島本町の数字を示してください。この資料に基づいて聞いています。この資料が違うのであれば別の資料でこうですと言ってください。高槻と島本で検討しなければ駄目じゃないですか。ぼちぼちやらないといけないのか、急いでやる必要があるのかを考えるための資料としても、島本の特殊性があるのか説明してほしいのです。

事務局

現在持ち合わせの資料がありませんので、追ってお調べして報告させていただきます。

部会長

どちらにしても高槻警察署管内ですので、そのあたりの数字はつかんでおいていただきたいと思っています。次回にでもよろしくお願いします。

委員

教育委員会に関係があると思いますが、学校のボランティアの件でお尋ねします。安全ボランティアの拡充ということで、ボランティアの登録人数は約70人ということですが、これは実質としてボランティアで現場につかわれている方は70人のうち何人ぐらいなのでしょう。私もここ3年ぐらいボランティアで朝、立っていますが、全くメンバーが同じメンバーで新しいメンバーが一人も入っていません。その点について拡充と書かれていますがどの程度推進されているのでしょうか。

担当課

教育委員会の平成21年度の安全ボランティアの数は85人と聞いております。これについては、登下校の安全に寄与していただいているということで、教育委員会からはこの数字で聞いております。

委員

教育委員会は登録されているだけの人数で聞かれているようですが、実際は登録されている方と現場でボランティアとして行動されている方は格段の数字の差が出ていると思います。ほとんど動いている方は少ないと思います。そのあたりが大変不安に感じていますが、どのように手を打たれているのでしょうか。登録の85人は実質の現場では1学校で10人も動いていないと思いますが、そのあたりの実数と登録の人数は分かりますか。

担当課

登録人数が85名で、その内、毎日実際に立っていただいている方は30名前後程度だと思います。その他、保護者の方に立っていただいているということです。

部会長

保護者の方は学校のPTAの方でしょうか。

担当課

PTAの方と父兄の方です。

部会長

それはどの程度の人数なのでしょう。

担当課

保護者の人数については把握しておりません。

委員

それでは、拡充ということで文言が書かれていますが、どのように拡充されるのでしょうか。

担当課

具体的な方向性については、安全ボランティアや教育委員会とも調整させていただいて拡充の方向を決めていきたいと考えています。今のところ具体的にはまだ考えていないということでご理解いただきたいと思います。

部会長

他になければ、次の不法駐車についてご意見、ご質問をお願いします。

委員

駐輪場についてですが、上牧は立派な駐輪場ができていますが、阪急の水無瀬駅についてはどうなっているのでしょうか。放置自転車を何とかしたいということは当然のことですが、私の感じからすると自転車は安全に乗れば好ましい交通手段ということで、これを生かせる方向で考えてはどうかという気持ちもありますが、ここの7節としては速やかな交通を確立するという意味で、放置自転車に対応するというはこれで良いとは思いますが、何か自転車を生かせる町であってほしいという気持ちもあります。阪急の水無瀬駅の駐輪場について何か情報があるのでしょうか。

担当課

水無瀬駅周辺の自転車駐輪場ですが、今年の4月1日から広報でもお知らせしているように、第二駐輪場を設けています。

部会長

それ以外に駐輪関係でありますでしょうか。

委員

島本町では、自転車等の放置防止に関する条例ができていますが、これができてから今日までの撤去の台数はどのような状況でしょうか。

担当課

放置自転車の撤去の台数は、平成20年10月から開始していますが、平成22年の2月までの間で撤去台数は水無瀬駅では43台、うち返還台数は9台、保有台数は34台となっています。JR島本駅付近での撤去台数は75台、うち返還台数は25台、保管所で保有している台数は50台となっています。

部会長

この数字は多いのでしょうか、少ないのでしょうか。

担当課

他市の状況を勘案すると少ないと思っています。

部会長

これ以外に何かありませんか。それではこの項目についてはこの程度で、次の防犯対策についてご意見等がありましたらお願いします。

委員

防犯灯の関係で、これもデータの中で1900本程度の話が載っていますが、昨今、町財政が厳しくなっている中で、住民や自治会からの要望に対して実施がどの程度できているのか、ニーズにどの程度応えられているのか、将来的にはどのような方向に向かっているのか、その点についてうかがいます。

部会長

今までの実績として要望に対してどの程度進んでいるのか、また将来どこまで増やす予定なのかについてお願いします。

担当課

昨年度の防犯灯の新設及び防犯灯の修理ですが、まず防犯灯の新設については、平成20年度は14件となっています。防犯灯の修理については、653件ありました。防犯灯の新設については自治会等の要望があれば職員が現地へ夜出向き、実際に暗いかどうか目で確認して設置するならば設置の方向へとしています。ただ将来的にですが、町の担当者によって町内をパトロールして今後検討していきたいと考えています。

委員

表の見方を最初に説明していただければよく分かったのですが、差が実施した件数と理解して良いのでしょうか。

担当課

12本の差ですが、新設が4つあり、2件が減となりましたので、こちらでは12件となっていますが、実際には14件ということです。

部会長 将来の考え方としてどのような基準で増やしていくのか、それが答えられるようでしたらお願いします。

担当課 防犯灯の設置については、ある一定の基準を設けて進めていきたいと考えています。当然防犯灯の明るさが必要になってきますが、基準を設けて今後進めていきたいと考えています。

部会長 その設置基準は既にあるのでしょうか。これからなののでしょうか。

担当課 これから検討していきたいと考えています。

部会長 それ以外に防犯灯について何かありましたらお願いします。

委員 確認させていただいてよろしいでしょうか。防犯対策として島本町は各家庭の門灯を防犯上夜点けるといっているのでしょうか。

担当課 基本的には強制していませんが、できるだけ門灯を点けていただきたいと思います。

委員 各自治体に聞きますと、この門灯を点けることによって防犯上安全ということで、それを町の中で徹底しているという自治会もあるのですが、もちろん強制できるものではありませんが、ある一定、これは住民の皆さんにお願いできるのであればお願いした方が良いのではないかと思います。なぜかと言いますと、街灯等についても自治会によっては、高齢者の方がたくさんいらっしゃる自治会では、外が明るすぎて眠れないとか、虫がたくさん来ていやだなどの意見が多く、若い方が多い自治会では暗いから明るくしてほしいということで、すごく年齢によって照度アップの考え方も違ってくるとは思いますが、そのようなこともあり、できれば各家庭で防犯対策の一つとして、できるだけ門灯を点けていただくように町からお願いすることは不可能なののでしょうか。

部会長 今の話からしますと、門灯にも種類があるので基準は分かりませんが、仮に各自治会でそのようなことを検討する機会があれば、提案事項ということでやっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

担当課 確かにお話のように、私も経験しておりますが、家の前に街灯を付けた時にプライバシーの問題で消してほしいということで、多少暗い場所もあります。門灯については貴重な意見ということで参考にさせていただきたいと思います。

委員 (2)の防犯対策の推進の中に④が追加されています。不審者情報の共有について、情報を共有することを単に付け加えたのか、あるいは大きな動きとしてこのような方向性があるのかお聞きしたいのですが。

担当課 ④については「安まちメール」で皆さんに不審者等の情報提供をしております。

部会長 安心メールはどの程度登録されているのでしょうか。

担当課 安心メールの登録件数は、平成19年度で934件、平成20年度で1110件、平成21年度は998件となっています。

部会長 それ以外になれば、次の第8節の消費生活について説明をお願いします。

## ◎2章8節「消費生活」 基本計画案 18ページ

⇒事務局より概要を説明

部会長 今の説明の中で何かありましたらお願いします。

委員 消費生活相談の充実という部分で、専門相談員とありますが、これは島本町の職員の方なののでしょうか。

**担当課** 相談員は一定の消費者生活リーダーの養成講座を受けられた方、また、相談員の専門的な免許をお持ちの方が相談員となっており、町の職員が相談を受けるということではありません。ただし、例えば振り込め詐欺について電話等で相談があれば、職員も回答しています。

**部会長** 相談員は町に何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

**担当課** 平成22年4月1日から3名が相談員となっています。

**部会長** 参考のために、振り込め詐欺の事案は町内でどの程度あるのでしょうか。

**担当課** 件数は把握していませんが、私が受けた件数は5、6件ありました。他の担当職員も受けています。

**部会長** 他にありませんでしょうか。ないようでしたら次の節の農林業の振興に移りたいと思います。

## ◎2章9節「農林業の振興」 基本計画案 19 ページ

### ⇒事務局より概要を説明

**部会長** ただいま説明があった内容についてご意見がありましたらお願いします。

**委員** 遊休農地の活用について、私は大変みなさんが望まれていることだと思いますが、データ集によりますと平成18年度から区画が15%程度減っています。これはどのように分析されていますか。町として本当に何をすることによって前進できると考えているのでしょうか。

**担当課** 遊休農地として町として把握しているのは、3ha程度となっています。農地面積についても言われたように開発等で減ってきています。現在50ha程度ありますが、そのうち約3haが遊休農地となっています。この活用については、現在はファミリー農園というかたちで地権者と話をさせていただき活用させていただいています。減少する原因については、やはり世間でも言われているように、担い手不足や高齢化ということで町としても把握していますが、これについては、少しでも遊休農地をなくすために、町の農業委員会、実行組合、行政で今後の検討の重要な課題ではないかと考えています。

**委員** 重要な課題と認識されているようですが、減っていることについて気になっています。やってやろうという人が少なくなっているために減っているのか、貸す方としても面倒なことが起きるといふ原因が隠れているのではないかと思っています。そのようなところにこそ町が力を尽くさなければならぬ部分があるのではないかと思っています。そのようなことについて心配しなくても良い、ただやりたい人を集めれば良いと認識をされているのか再度お答えをお願いします。

**担当課** 減っていくことに手をこまねいて見ているということではなく、農業の大切さは把握しています。お話を聞く中で、両方とも歳をとり、農地を管理する体力がないということもたまに聞きます。そのような中で、いかにして我々がお話をさせていただき、少しでも活用ということでファミリー農園のあつ旋について農家の方と協議をさせていただき、平成22年度についても1件相談を受けており、何とか農地は農地で存続いただけるように話をしている状況です。

**委員** 今の説明では納得できません。要するに70歳を過ぎてどっと人が増えてできないということはないと思います。リタイヤされた60歳、70歳の方が増えている中で、農作業をしたいと思っている人が減っているとは思えません。ただ、貸す方とすれば実際に貸したけど後チャンとしてもらえるかとか、何かあった時にきちんと返してもらえるかなどの不安があって減っているのではないかとありますが、理由としては大きい。それは実際にファミリー農園をやる人が単に減っているとは考

えにくい。再度、なぜ減っているのか分析してやってほしいと思います。答弁がなければならないで良いのですが、検討してくださいよ。

**部会長** 言われるのは本質的な部分ですが、農地を貸していただける状態で使わない。そのような問題もあるかもしれませんが、そのような遊休農地を使っていろいろな野菜をつくることについての指導をしてくれる人が少ないということも、ひょっとしてあるのかも知れません。幾らやっても害虫にやられ、手がかかりかなわないという人も初めての体験でそのようなことになっている可能性も考えられます。

**担当課** 遊休農地を利用してファミリー農園をやっていますが、そのか所数は平成 21 年度 12 か所で、9 名の地主さんから用地を借りて実施しています。22 年度は 1 か所増える予定ですので、13 か所で 10 名となります。区画数は平成 21 年度 510 区画ありましたが、平成 22 年度は 50 区画増えますので、560 区画と増えていきます。

**委員** ファミリー農園の件ですが、希望者に対して貸す割合はどの程度でしょうか。なかなか希望しても当たらないという声をよく聞きますが、申し込みに対して何割ぐらいの方が利用されているのでしょうか。団塊の世代の方が増えてファミリー農園の希望者が多くてなかなか当たらないという声を聞いています。比較するとどの程度の割合なのでしょう。

**担当課** これは場所によって変わってきます。やはり自宅から近いところであれば応募者数も増えますし、場所によっては立地条件や水の条件もあり、多いところもあれば少なくとも 1 人か 2 人のところもありますので、全体的にどうということとは言えませんが、実態としてはそうなっています。

**委員** 21 年度が 12 か所で 22 年度が 13 か所とのことですが、これは地域的にはどのあたりが主になっているのでしょうか。

**担当課** 地域はバラバラとなっています。広瀬もあれば桜井もあり尺代もあります。このように地域的にはバラバラとなっています。

**部会長** 貸し農園をするときに抽選などをされているようですが、広瀬なら広瀬に幾らあり、桜井には幾らあるなど、具体的に広報では表示されているのでしょうか。

**担当課** 3 月の 15 日で期間が切れますので、3 月 15 日以降も借りられる方は更新の手続きを行います。転出などで借りられない場合は 6 月から借りていただくために、5 月中から空き区画の追加を行うこととなります。区画数についても広報等でお知らせしています。

**委員** ファミリー農園は地権者の方から言ってこられるのか、島本町で打診をするのでしょうか。

**担当課** 以前に農業委員会の中で、農業委員さんから広報等で呼びかけてはどうかという意見がありましたので、広報に載せたことで平成 22 年度から 1 か所増えたということです。

**委員** 大阪府下全域でも農業の担い手の方が減っていることになっており、恐らく島本町も同じようなかたちで減り続けていると思いますが、実際に都市の住民の方で農業に触れたい、自然に触れたいという方が非常に多いことがアンケートでも出ています。逆に島本町さんは緑が多い中で農家の方が減って農地も遊休化していく、そのニーズを上手くからませながら都市と農村の交流に取り組んでいる市町村もありますが、島本町さんの場合そのようなことを考えているのか、既にされているのかをお聞きします。

**担当課** 森林の関係になりますが、言われたように高齢化にともなう担い手不足により、山林の荒廃が島本町でも進んでいます。その中で、やはり荒廃しますと悪影響も及ぼすということから、平成 18 年から島本町でも山を守ってもらうためのフォレストサポーター養成講座を開き、平成 18 年度では 12 人、平成 19 年度に 6 人、平成 21 年度 11 人で、計 29 人の森林ボランティア、また、平成 16 年

度にも島本桜井地区森づくり委員会が発足し、数名のボランティアがいらっしゃいます。また、島本森のクラブで数名のボランティアがあります。現在はそのようなボランティアさんが山の間伐をして協力をしていただいています。従来であれば地主がするのですが、もう80歳過ぎて夫婦で住まわれているだけで、山林はたくさんあっても行けないので荒廃しているという事情も聞いています。その中でボランティアを養成して地権者の同意を得ながら森林整備をしています。最終的にはフォレストサポーター養成講座については50名程度のボランティアさんを育成し、島本の山を保全していければということで、そのような取り組みは進行形で進んでいます。広域的な取り組みについては、大阪府下ではめずらしいのですが府境を挟んで京都の大山崎町、京都府の京都林務事務所、大阪府の北部農と緑の総合事務所、島本町の2府2町で森林整備に取り組んでいます。これは島本町では天王山西山協議会と言いまして天王山が主要になっていますが、そこを計画では250haを両府、両町で整備をしようということで、目標年度は2015年を目標に協力しながら整備をしています。ちなみに島本町側が約90ha、大山崎町側が160haを目標に森林の整備を進めていこうと広域的に整備が進んでいる状況です。

#### 委員

担い手についてですが、認定農業者は島本町内に何名いらっしゃるのか、それによって経営基盤を促進していくということですが、どのように支援しているのかお聞きします。また、地産地消について現状を考えた場合、農林業祭では農作物で野菜関係は2名程度の方が出品されており、高齢化が進むと変わる方が出てくるのかどうかについてどのように考えられているのか。有害鳥獣については関係機関と連携しながら対策を進めるということですが、具体的な対策方法はどのように考えられているのか。また、間伐材の利用に努めるとありますが、実際にこれまでどのように利用されたのか、どのようにされようとしているのかお聞きしたいと思います。

#### 担当課

1点目の認定農業者については、現在5名の方が大阪府の認定を受けられています。農業の経営計画として意欲が高い農業者さん5名が取り組まれています。支援の内容については補助事業の拡大、いろいろな融資手続きの円滑化ということで、融資制度の率も上がるということで、借入れがスムーズになるという特典があります。地産地消の関係ですが、島本町も営農について事務局としてフォローをしていきたいと考えています。現在、毎週土曜日に役場の前で朝市会をされており、地元の野菜をはじめいろいろなものを収穫していただいて販売されています。11月には農林業祭ということで地元の農産物を提供していただいています。朝市会も農林業祭も大変人気があります。ただ、今言われたように高齢の方が作られていますので、担い手をどうすればよいのかということについて、実行組合をはじめ皆様方と協議して方向性を出せればと考えています。間伐材の活用については、いろいろなかたちで間伐していますが、その後についてどうなるのかということで、利用して初めて整備が一貫となるとは分かっていますが、今のところ、できるものについては間伐し、現地に集めて置いているという状況です。ただこれについても最終的に処分までして整備ということは認識していますが、処分するにしても費用がかかります。間伐しても利用が見つからないという状況にもあります。しかし、今のままで良いということはありません。本当に今後を考えていかなければならないと認識しています。有害鳥獣の関係ですが、現在は島本支部へ委託をされており、イノシシ、シカに対応していただいています。今のところそのように対応していますが、今後については地域ぐるみと言いますか、実行組合さんとも以前に協議をさせていただきましたが、どのような対応をしていけば良いかという話もさせていただきます中で、頼んでいるところについても高齢でいろいろとしんどいということを聞いておりますので、町としてはできるだけ行政も入り、実行組合、農協、委託している猟友会と協議をする中で方向性を見いだ

していきたいと考えています。

委員

認定農業者が5名ということですが、差し支えなければ5名の耕作が一人平均どのぐらいになっているのか、果たして島本の地で経営基盤ができるのか疑問を持っています。地産地消の関係で農林業祭を今後続けていくとなった時に、先ほど遊休農地の問題が出ていましたが、遊休農地を借り上げてそこで住民の方で農業をされたい方を募集し、実行組合等の指導を受けて野菜を栽培する。それをひいては農林業祭に出すということを今後やっていく必要があるのではないかと感じています。有害鳥獣については団体さんへのお願いも必要でしょうが、やはり実行組合と一体となり、今後どうしていくかということは具体的にやっていく必要があるだろうと感じています。間伐材については、間伐もしくは竹林を整備された後、結果的に切ったものの整理を困られているということですので、早急に間伐材の使用について平行して考えなければ、森林保全と言っても口で森林保全と言うだけで後の始末ができていないので、十分議論された中で詰めていかれるのが一番よいのではないかと思います。それらについてのご意見があればお聞きしたいと思います。

部会長

今の話の中で有害鳥獣となるイノシシとかシカは何頭ぐらいになっているのでしょうか。数字的につかんでおられませんか。

担当課

有害鳥獣については平成20年度ですが、有害鳥獣については有害と猟期があり、猟期については免許があれば猟ができるということで、有害についてはそれ以外の時期で、要するに農作物が有害で犯されるということで、実行組合長から申請があり行政として許可を出して捕獲していただくのが有害です。平成20年度については猟期でイノシシが11頭、シカが4頭、有害鳥獣の時期についてはイノシシが8頭、遡りますと平成19年度については有害期間でイノシシが3頭、平成18年度でイノシシが11頭ということ、これについては町で委託している島本町猟友会からの報告された数字です。先ほどの認定農業者の農業の作付けについては、申し訳ありませんが資料の持ち合わせがありませんので、改めて示させていただきたいと思います。それから、地産地消の関係で最近では農林業祭でファミリー農園をされている方が出品できるのかというお問い合わせもありますので、それについては今後協議会等の中で検討すれば良いのかと考えていますので、一人でも多くの方に作っていただいて、それを島本町の住民さんに味わってもらえればと考えています。間伐材については最終目的としては言われるような目的だと思いますが、今のところそこまでできていないのが現状ですが、少しでも言われるようなことで今後検討できればと考えています。

委員

有害鳥獣への対応ですが、総合計画の中身としてはこの程度の表現で良いのかと思いますが、島本町の認識を聞いておきたいのですが、今年のイノシシの状況は例年と違い非常に多くなっています。このまま数年推移すると尺代地区の竹藪は全滅するのではないかと考えています。囲いをして入らないように工夫をしていますが、追いつかないよう状況になってきています。島本町として言われたように有害鳥獣で許可を与えて捕っていいという気楽な状況ではありませんし、それに対して島本町はどのような認識を持たれているのでしょうか。

担当課

確かに島本町は小さな所ですがイノシシの被害があります。尺代をはじめ、山崎、東大寺、広瀬、桜井ということで聞いています。今町の方にもお願いしているのは猟友会でくくり罠ということで鉄砲もありますが、そのような委託もしておりますが、捕獲数にも限界があると思います。そういった中で増えていることも認識しておりますので、今後は猟友会だけでは対策は無理ですので、実行組合、行政、農協、猟友会で取り組みとしては協議会的なものをつくり国からも補助をいただきながら、今後そのような取り組みを平成22年度考えていますのでご理解いただきたいと思います。

部会長

それ以外にありませんか。

**委員** 今年度、有害鳥獣についての猟友会との委託契約はできているのですか。非常に困難ということも聞いているのですが、それを再度確認させてください。それから、間伐材の有効利用を進めますという言葉はこれで良いのですが、実際に間伐材を何に使うのかというところまで腹を括って、例えば高槻市のお話を聞きますと木質ペレットで保育所などのストーブの燃料に使う、あるいはバイオコークスとして工場などのボイラーの燃料に使ってもらおうという取り組みをしているみたいです。町としても燃料として使うなど腹を括って取り組まないと言葉だけで有効利用を進めますということを行っているだけで、次の時にできませんでしたというだけでは具合が悪いと思いますが、いかがですか。

**担当課** 有害鳥獣の件ですが、現在そのような協議会をつくる方向で検討していますので、これについてはやっていきたいと考えています。間伐材については、確かにお金がかかる問題で腹を括れと言う指摘については、貴重な意見ということで町の方もそのままでは問題があると認識していますが、言われたような内容までいけるかどうかは、積極的にこのような方向で検討していきたいと考えています。有害鳥獣の契約については、平成22年度はできています。

**部会長** この森林の中で間伐材の使用法はいろいろ考えられるとは思いますが、随分とこの問題はお金のかかる問題ですので、間伐材だけでなく竹藪でも相当な竹林も出ています。そのあたりと合わせて考えていかなければならないと思っています。それ以外になれば、10節の商工業の振興に移りたいと思います。

## ◎2章 10節 「商工業の振興」 基本計画案 20 ページ

### ⇒事務局より概要を説明

**部会長** この項目についてご意見があればお願いします。

**委員** 観光による賑わいづくりの促進ということについて、島本町は観光の課がなく、今後それらしいことをされるとは思いますが、例えば島本駅からどのようなルートを通ってどこをどうするのかといった具体のルートがあるのか、また、大山崎駅では特産品とした地元のものを販売されていますが、町として指定されたものがあるのかどうか、実際にここに産業や地域の活性化につなげると書いてありますが、具体的にどのようなものを考えられているのでしょうか。

**担当課** 観光に対する取り組みとしては、平成22年度に新たに島本町として観光に対する取り組みを行う部署として自治防災課が所管することとなり、今後、質問にあるようなことを一つずつ整理して進めていきたいと考えています。具体的な観光巡りのルートですが、島本ガイドマップにはそれぞれ本町の見所を紹介していますが、まだそれがルート状につながっていません。訪れていただく方に紹介できるようなルートも整理していく必要性は十分に感じています。地元の特産品については、たけのこをはじめ島本町には有名なものはあるかと思いますが、町が特産品として認定、承認するものは現在ありません。その部分についても観光をメインに掲げ集客を図るためには、そのような特産品も大変重要と考えていますので、いただいた意見についても積極的に取り組みを進めたいと思います。

**委員** 商工会の方に補助金を町で出されていますが、その補助金によってどのような効果が上がっていますか。具体的に上がっている効果について教えていただけますか。それと、駅周辺の駐輪場、駐車場スペースの確保ということですが、具体的にどのような計画を立てていますか。

**担当課** 商工会に補助金を出しています。この額については島本町の補助金交付要綱に基づいて出してい

ます。この中で使われているものは、商工会の職員の人件費、その他に各商工の金融指導、税務に関する指導、夏祭りや研修、商工会発展のための各部会もありますので、そのための研修や組織の運営、もう一つ大事なものは商工会も高齢化という問題がありますので、若手経営者の育成という講演会の費用に充てられています。駅前不法駐輪の関係ですが、本年度、町長の施政方針の中にもありましたが、これまで水無瀬駅前のロータリー付近や歩道に絶えず違法駐車があり、通行人に支障を来していました。そのようなことを今年度について、水無瀬の駅前の広場の活用について安全で快適な交通広場、違法駐車のないような取り組みということで、本年度検討したいと言うことで考えています。

**委員**

2年ぐらい前に国の方から地域活性化で補助金が出ていたと思いますが、これについて島本町の商工会との連携はどのように進められましたか。商工会での活性化を考えられているということであれば、もっともっと勉強されて島本町に国からの補助金が下りるようなかたちで商工会との話し合いはされたのでしょうか。

**担当課**

具体的には商工会と地域活性化についての話はしていません。商工会とも話をしている中で、大阪府の補助金が大きく減って苦慮していると聞いています。事務局と商工会との関連については、商工会の局長とも話をする中で、先ほど観光集客の話がありましたが、島本町の商工会も高槻の商工会議所といろいろなかたちで地域の活性化を図りたいということで、今年、高槻の商工会議所と共同して観光に取り組むということも聞いています。そのような中で事務局として、どのようなことで商工会と連携を図っていけるのかということ、今後、商工会とも話をしていかなければならないと考えています。どのような支援ができるのか、行政は行政でできる取り組みについて検討をさせていただきます。

**委員**

先ほどの観光の問題について、今、景気が低迷している中でサービス業だけはずっと伸びています。その中で観光については、これから地域興しをしていく上で重要な部分と思っていますが、ここでも町の歴史、文化、自然などたくさんあるということは前に調べて見せてもらっていましたが、大阪ミュージアムの登録物としても15ぐらいあがっています。神社や水に関わる施設等もありますが、このように多くの良いところがたくさんあるので、やはり人に知ってもらってなんぼということもあります。大阪府でもいろいろな情報発信をしていますが皆さんにわかっていただけない部分もありますが、今後、島本町で観光の良いところをどんどん知ってもらうためにどんな情報発信の方法を考えられているのでしょうか。また、特に観光等をPRする場合、目玉と言いますか一押しというものも必要と思いますが、島本町の中ではどのようなものを目玉と考えられているのか教えていただきたいと思います。

**担当課**

目玉になるべきものとしては、具体にはこの場で示しにくいのですが、キーワードとしては水と緑が売りではないかと考えています。情報発信については、ミュージアム構想には15の登録があり、それらをいかに情報として発信していくか、また、来ていただきやすい環境を整えることが大きな課題であると考えています。情報発信について現在考えているのは、島本町ではガイドマップを作成して、それをホームページ等で公開していますが、ハイキング等で島本を訪れる方も結構いらっしゃるの、考えているのは阪急水無瀬駅、JR山崎駅、JR島本駅にそれを配置することと合わせて、これも調整中ですが、島本町にはサントリーの山崎蒸溜所があり、全国的に非常に有名なすばらしい施設がありますので、そこに島本町をPRできるガイドマップを置かせていただけないか調整を進めている状況です。今後、どのように有効的に情報を発信していけるのか、ということが観光を目玉に掲げるにあたっての一番目の大きな課題と考えていますので、いろいろな批判のご意

見も聞きながら参考にさせていただき進めていきたいと考えています。

**委員** 企業立地の促進について、島本町は狭いところでどのような企業が良いのかと思いますが、企業が来るということは島本町の活性化も図れますし、財政面でも非常に良いことではないかと思うので大事なことだと思いますが、この中でも書かれています、島本町の特性に適した企業などの立地とありますが、何を考えられているのかお聞きしたいと思います。例えば研究所を山間部につくるのが良いのか、今の段階で工業団地をつくる場所がない、したところでどこの自治体も売れないということで悩んでいるところです。これから経済がどうなるか分かりませんが、そのあたりは大事なことなので真剣に考えていく必要があると思います。

**担当課** 企業立地の促進については、第4次の計画で新設をしたもので、今言われたように町の規模や平地の面積も限られていますので、町の特性に応じたということで書かせていただいています。誘致に向けた情報発信や優遇施策、助成制度などを具体的に検討し広くPRし、先ほど観光の面でもありましたが、本町を企業にも知っていただくことと、来ていただくための優遇制度については、大阪府内で43市町村ありますが、その内20市町村で条例や要項を制定し、企業に来ていただけるような取り組みもされています。どのような部分で本町に適しているのか整合を図りながら今後進めていきたいと考えています。

**委員** 企業立地という話がありましたが、若山台に店がなくなって久しいのですが、そこでも町としても誘致を考えるため、企業誘致の範ちゅうに入れてほしいと思います。山を削らなくても団地ができていますので、そこに企業に来てもらうということを一定の費用をかけてでも税収が増えたりすればプラスになるということも考えて、積極的に取り組んでほしいと思っていますので、そのようなことも含めて考えていただけないでしょうか。

**部会長** 若山台の商店の話が出ましたが、以前はありましたが撤退しています。その後の展開について差し当たり何かやっていることがあれば教えてください。

**担当課** 若山台のスーパーの跡地については、敷地や建物はUR都市再生機構の所有で、UR都市再生機構も積極的にPRしていただいて、企業に声かけもされ何とかスーパーが入っていただけるように努力をされています。合わせて町としても何とかできるように努力をし企業さんにも声かけしていますが、現状では新たに入っていただくスーパーが見つからないということで、これまでも努力していますが、今後も引き続き取り組んでいきたいと考えています。委員も言われたように自治会からも要望をいただいていますので、UR都市再生機構だけでなく町も協力しながら考えていきたいと思っています。

**委員** 希望だけで申し上げますが、観光面や島本町のPRの面から是非テレビの歴史街道に応募していただきたいと思っていますし、今年は町制70周年ですので、住民ホールも今年で使わないということも聞いていますので、是非この機会にNHKのど自慢を住民ホールでお願いします。節目ですのであらゆる手を打っていただいて島本町をPRしていただきたいと思います。これはあくまでも私の希望です。

**部会長** かつて島本町になかったようなものを取り込んでみるのも一つの方法だと思いますので、よろしくお願いします。何か現状でそのような企画をされていることはあるのでしょうか。

**担当課** 本町と大山崎町を結ぶ西国街道は歴史街道に加盟はしていますが、PRの取り組みが不十分な点もありますし、本町が町制70周年という節目の年になりますので、これから町の発展や知名度の向上と言うことで本町の情報を積極的に町内外に発信していくということと、観光という部分では名所旧跡のを巡ることもありますが、例えば町のイベントを継続的に行うということで70周年の記念

式典とイベントを秋ごろに予定しています。そこで人が集まっていただけるような取り組みも一つの観光と考えています。いろいろな観光の定義がありますが、そのような継続してできるような取り組みを今後企画していきたいと思っています。住民ホールの活用については5月ごろには住民ホールを活用した大会があるように聞いていますので、できるだけ有効に活用していきたいと考えています。

**部会長** それ以外になれば、第11節の就労環境づくりに入りたいと思います。

## ◎2章11節「就労環境づくり」 基本計画案 21 ページ

### ⇒事務局より概要を説明

**委員** 基本的な課題でも触れられていますが、非正規労働者をはじめ就労問題が深刻になっていることは、まさにその通りだと思います。ところが島本町は自治体として非正規職員が府下でも一番多いのです。私はこの問題を考える場合、島本町としても安定的な雇用を確保するというのを触れる必要があるのではないかと思います。島本町の職員の数は群を抜いていると思いますがいかがでしょうか。

**担当課** 雇用の形態については、ご指摘の通りで町の企業全体の非正規と正規の割合、町行政の職員の形態の中で正職員、非正規職員も臨時職員と非常勤職員に別れますが、そのような意味での比率では本町は多いのが現状です。ここの課題にもありますが、非正規職員の方、派遣労働者の方の雇用形態の充実がこの基本的課題の中で今後進めていく課題と認識していますが、基本計画の第7章の中で構想実現に向けた取り組みということで、いろいろな課題を改めて整理しています。この中で例えば定員管理の問題、人材の確保の問題、組織機構のあり方などを改めて検討していく必要があるということで、章が変わりますがそのような位置づけをしていますので、今後の基本的な課題として認識しています。

**委員** 就労の問題で聞きたいと思います。今家庭を訪問させていただくと引きこもりの若者が非常に多くなっています。これは家庭の方も自分の家族が引きこもっているということをなかなか言われませんが、訪問させていただくとびっくりするぐらい引きこもりの若者が多いのです。島本町の中でもそんなんです。昨日も犯罪があった家庭では引きこもり15年ということで新聞報道されていましたが、若者の就労、要するに面接に行っても採用人数が少なく、なかなか通らないのです。私は委員会でも申し上げましたが、人材シルバーがされている仕事を人材シルバーだけでなく、若者ができるようなかたちで仕事を少し分けていただき、若者の就労についてできるだけお手伝いをする窓口が必要かと私は思います。草刈りをはじめいっぱい職種があります。それを少し若者に向けていただいて、若者に少しでも仕事をさせてあげるような島本町の取り組みが必要と私は思いますが、いかがでしょうか。合わせて私の田舎に行きますと町の広報紙の中のどこの会社が何人アルバイトを募集しているということをどんどん出しています。島本町もやはり町内業者でアルバイトを使用される業者については、広報しまもとで掲載してあげることも大切ではないかと思います。サントリーでもトッパンでも新聞広告でどんどん出ています。それも必要ですが、やはり島本町の広報の中に取り入れていただいて、また、いろいろな建設会社が島本町にはあると思いますが、1人でも2人でもアルバイトでも良いですし、緊急に必要となっているということでも、どんどん情報を広報しまもとでももっともっと発信していただきたいと思っていますがいかがでしょうか。

**担当課** 私も住民の方からたくさんご意見をいただいています。町内にも有数の企業があり集まる場もあ

ります。その中で非常勤やアルバイトというかたちになりますが、直接ハローワークへ行くのではなく、町内に企業がありますので、そこと住民との窓口で雇用のあつ旋をしていくことをお願いしたいという声も聞いておりますし、そのような場があればご意見を踏まえて取り組みを進めていきたいと考えています。シルバー人材の関係は担当が民生部となっていますので本日は出席していませんが、直接の担当ではないのですが、シルバーの仕事も減少していることも聞いています。そのような中で、シルバー人材センターの雇用の問題に加えて引きこもりも大きな社会問題になっていますので、少しでもそのような方に社会参加していただけるような取り組みも必要と考えていますので、そのようなことで担当に伝えて調整できればと考えています。

委員

第3次の計画では、雇用の安定と機会の確保ということで随分詳細に書かれていますが、今回は簡潔にまとめられていると言えればその通りですが、これは何か理由があつてこのように6つの項目で就労支援システムの確立も明確に言われていましたが、今回は省かれているということについて何か理由があるのでしょうか。

事務局

第3次の計画では就労環境づくりということで、もう少し具体的に記載していますが、第4次の計画ではわかりやすくということで、第7章で課題を整理しながら分散している部分もあります。これまでですと、例えば雇用の安定と機会の拡充ということで、就労支援システムの確立、関係団体との連携、相談業務の充実、労働セミナーの開催について就労環境づくりということで、括りを変えていることから、少し分かりにくいかと思いますが、第3次と第4次の構成比較ということで比較では書き位置を変えていますので、章の位置づけを見直しているということです。特に今回、この問題を意識して簡略化したものではありません。

部会長

それ以外になれば、時間も経過していますので案件1については以上としたいと思います。

委員

2節に戻ってしまうのですが、その時に若山台の活性化についてのご意見が出ていたと思います。追加で御紹介したい内容がありますので少し話をします。若山台団地の第1団地は平成17年と18年にわたって当時の管理組合の理事長さんから依頼を受けて、京都工芸繊維大学の鈴木先生の研究室と住宅団地のリノベーションを研究しているグループとで、若山台の第1団地で現地の評価や住民へのアンケート、団地再生の手法の提案などをされています。2年にわたってかなり活発に動かれていましたが、その後、そのままになっていると聞いています。UR都市機構が賃貸住宅の再生ということで、東京のひばりヶ丘の団地と大阪の堺市の向丘団地で住棟単位での改修技術の実証実験の事業の公募があり、向丘では京都工芸繊維大学のグループを中心に、その他のメンバーも若山台団地の提案をしたグループが当選して、かなり具体的な提案が盛り込まれています。ほぼ完成し6月以降に一般公開すると都市機構のホームページでも紹介されていますので、是非御覧いただきたいと思います。その資料については前回町と高山委員にはコピーをして提供しているのですが、今日本では住宅戸数が世帯数を超えています。これからは住宅が余る現象が出てきます。特に戸建てでは家族のせいかわ夫婦の両方の親の戸建てを引き継いで自分はマンションに住んでいるということで、戸建てが空き家になってきています。住戸タイプが片寄ったかたちで、使われない空き家が今後も相当増えてくるということで、都市機構は賃貸住宅を建て替えています。建て替えても入居のニーズの低いところは空き家になるだけということで、例えば5階建ての建物を3階建てに減築し、住戸を減らしてなおかつ2住戸を1住戸に広めの住宅に改修するなど、建て替えてではなく今ある躯体をそのまま利用するという実験が向丘ではされています。これは例えば島本町にある社宅とか、UR都市機構ではない中層の空き家も古くなってきていますので、そのようなところでこのような技術が応用できるという研究もこれからされると聞いていますので、一度そのあたりも含め

でご検討願えればと思います。結構そのように民間のシンクタンクが入りいろんところで提案をしているという事例もあるようですので、できるだけ町の方でもそのような情報を集められて、何かの時の町全体の住宅計画に反映していただければと思います。

**部会長** また参考にさせていただきたいと思います。今日は少し時間が超過してしまいましたが、案件の1は終了したいとおもいます。

**担当課** 先ほど第7節の交通安全・防犯について、高槻市と島本町とでは交通事故発生状況はどうかという質問がありましたが、平成21年8月の高槻市での交通事故の発生は1069件、島本町では58件となっています。また、平成20年同月の高槻管内の交通事故発生件数は、1242件、そのうち島本町は69件です。

**担当課** 第2章第9節の農林業の部分で質問のあった、大阪版認定農業者の5名の耕作面積ですが、平成20年度現在では農業経営計画で申請されている面積は、5名の方の合計で約230アールの作付面積で申請されています。

## 【案件2】 その他

**部会長** その他、事務局から何かありますか。

**事務局** 次回の部会は、4月26日（月）午後2時役場3階委員会室で開催します。

**部会長** 以上で本日の部会を終了します。 <終了>

(様式第2号)

## 要 点 録

平成 22 年 5 月 11 日作成

会議の名称	島本町総合計画審議会 第4回「第1部会」		
会議の開催日時	平成 22 年 4 月 21 日 (水) 午後 2 時～4 時		
会議の開催場所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局 (担当課)	政策推進課	傍聴者数	4 名
非公開の理由 (非公開 (会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	新井委員、柏内委員、岸委員、戸田委員、富家委員、中村委員、濱田委員、平井委員、福田委員、松村委員、松本委員、森脇委員、山口委員  (五十音順)		
会議の議題	1. 第四次島本町総合計画基本計画 (案) について 2. その他		
配布資料	なし		
審議等の内容	別紙のとおり		

## 島本町総合計画審議会 第4回「第1部会」 要点録

日時	平成22年4月21日(水) 午後2時～4時
場所	島本町役場 3階 委員会室
出席者	出席委員13名、事務局等7名

### 開会

**事務局** それでは、ただいまから、島本町総合計画審議会第4回「第1部会」を開催させていただきます。

本日、第1部会委員15名のうち、13名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例施行規則第2条第6項の規定により、本部会が成立していることをご報告申し上げます

**部会長** それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

**【「異議なし」の声あり】**

**部会長** ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

**【傍聴者入場】**

### 【案件1】 第四次島本町総合計画基本計画（案）について

**部会長** それでは、案件1「第四次島本町総合計画基本計画（案）について」、前回は5章4節まで審議を行いましたので、今回は6章2節「学校教育」から審議を進めたいと思います。事務局より説明をお願いします。

### ◎6章2節「学校教育」 基本計画案 51ページ

⇒事務局より概要を説明

**部会長** それでは、まず幼児教育についてご意見をうかがいたいと思います。その後、義務教育について聞きたいと思います。

**委員** ②の幼稚園施設の充実についてですが、耐震化を計画的に推進しますとあります。幼稚園は第1と第2しかありませんが、第2は木造で第1は鉄筋コンクリートだと思います。それは耐震基準に合っていないということでしょうか。

**担当課** 第1幼稚園は建築年が平成6年となっています。これは現行の建築基準法に沿って建築されていますので、耐震基準は満たしていると考えており、第1幼稚園については耐震診断の対象とはなっていません。対象として考えているのは第2幼稚園で、昭和50年に建築されていますので、耐震診断の対

象と考えています。

**委員** 基本方針の推進体制の強化について、この推進体制の強化とはどのようなことを言っているのか、施策内容の②の幼稚園施設の充実を図るとは、具体的にどのようなことを言っているのか説明をお願いします。

**担当課** 推進体制とは幼児教育に関わり大阪府から推進指針も出ていますが、本町については特に下段にあるように、小学校への円滑な移行を図るということを目指して幼稚園と保育所も含めて、教育内容の充実として、このようなものをより強化していくということを考えています。次の質問ですが、そのような中で今までやってきたことを充実したものにしていくということで、保、幼、小、教員も含めて幼児教育の充実を図っていききたいということで基本方針を定めています。

**委員** 現在の島本町の公立幼稚園は、第1も第2も充足率が60%ぐらいになっています。私立幼稚園の最近の状況は分かりませんが、山崎幼稚園では徹夜して並んでいるという状況も聞きました。このような状況をどのように島本町は考えているのですか。定員一杯になる必要はないとは思いますが、もっと充足率を高めるような施設にしていくのか、現状のままで良いのか、将来的なビジョンはどのように考えられていますか。

**担当課** 施設の充実については、第2幼稚園が経年劣化しているということで、補修改修に重点を置かなければと考えています。ただ、今後、魅力ある幼稚園にするためには何をしていくかということですが、ハード面の整備は当然ですが、それ以上に教育の内容の充実ということも必要と考えています。

**委員** 関連しますが、まずこの施策内容の中に1、2、3とありますが、その中に明記されていない幼保一元化についての問題点があるのではないかと推測します。総合計画の中での全体会でも述べましたが、幼保の一元化については行政的に縦割りの二分された状況が今はあるのですが、そのような状況の中で、島本町独自のものとして幼と保を一元化していく方向性を、今後見据えていかなければならないのではないかと私自身は思っています。と言いますのは今の充足率の問題もあります。現在の町立の幼稚園の充足率が満たない大きな原因は、親の就労状況と幼稚園の指導時間帯との合致がみられません。親のニーズと幼稚園指導要領に示された時間帯での指定がネックとしてあります。そのあたり今後5年間、10年間のスパンで島本町独自のやり方を模索していかなければならないのではないかと感じています。その点について、現在の委員会の中ではどのような方向性を考えられているのかということをお聞きしておきたいと思います。

**担当課** ご指摘の通りです。町立の幼稚園については数年来6割と認可定員に対して大幅に割っている状況です。一方、町立の保育所、山崎保育園も含めます

と、平成 21 年度の末においては認可定員に対して 121.5%ということで、幼稚園と比較すると定員を大幅に超過し、それぞれ偏りのあるような入所状況となっています。今まではそれぞれ縦割り行政の弊害があったのですが、国でも文部科学省と厚生労働省、本町でも教育委員会と民生部で行政官庁が分かれています。根拠となる法律についても幼稚園教育要領がありますし、保育所については保育指針があります。縦割りがされていましたが、現在は社会資源が限りある中で、かつ指摘の通り保護者さんの就労の多様化、子どもの居場所づくりの観点、虐待の問題もあり、子どもさんを預かっているキャパシティを広げていかなければならないという課題もあります。幼稚園か保育所かということで区分して運営していくという時代ではなくなってきたことは確かです。今回、子育て支援ということで、民生部では教育委員会と協力しながらニーズ調査を行いました。今後、ニーズとして増やしていくべきサービスとは何かと保護者の皆様に問いかけますと、認可保育所、病後児保育、一時保育について幼稚園の預かり保育というところを拡充してもらいたいという指摘もありました。国の動きでも子ども家庭省を設立するとか、省庁を再編するという考え方もありますので、本町として幼稚園、保育所だけでなく、同じ町内にある就学前の児童を預かる施設として互いに協調し合いながら、幼保一元化ということで今回の基本方針では、第一幼稚園の就労支援型幼稚園への移行をお示ししました。それがこの計画における就労支援型幼稚園の実現に向けた取り組みという表記になっています。

**委員** 良くわかりましたが、これは総合計画の案ですので今後を見据えた場合に、幼保一元化という表記でも方向性を入れるべきではないかと思えます。これは福祉審議会の中で表記がたくさん使われています。そのような整合性を取るためにも表記が必要と思えますがいかがでしょうか。

**担当課** 幼保一元化の表記についてですが、就労支援型幼稚園については、近隣市町の状況や本町の基本方針の中で一つ示した幼保一元化のモデルです。確かに国においては0歳から5歳まで保育と幼稚園の両方の機能を併せ持つ認定子ども園ということで、就学前の子どもの教育と保育の総合的な推進に関する法律もありますが、そのような中での一つの手法として、平成 18 年の基本方針で就労支援型幼稚園ということで特化的にここに表現させていただきましたが、方向性が国においても不透明な中で明らかに就労支援型幼稚園ということではなく、もう少し大局的な表現に改めるということは検討させていただきたいと思えます。

**委員** 幼保一元化については既に様々な議論がされている、しかしながらこの総合計画は上位にあるものということを見ると、今現在の状況で表記するのは時期が早いのではないかということが私の考えです。私の考えでもあり、

今の議論の現状からするとそれが現実だと理解していますが、この点はいかがお考えでしょうか。

**担当課** 確かに総合計画は町の子育てに関わらず、民生部門、企画部門全てにわたり上位計画に位置するものと考えていますが、平成18年12月に民生部子ども支援課、教育委員会が主体となって町の考え方として発信しました基本方針においては、幼保一元化の一手法として就労支援型幼稚園をお示ししたものです。この就労支援型幼稚園という考え方についてはこの総合計画でも同じく表現をさせていただいています。それぞれの18年の考え方と今回の総合計画での考え方が違っていれば、上位計画の成立を待ち、町として方向性を斟酌していく必要はあると思いますが、町として首尾一貫して主張していることですので、これに関して特別問題があるとは理解していません。

**委員** 担当課の答弁としてそうであることは理解しますが、審議会というものが存在し、私がまだ早いのではないかと発言しています。これはかなり確信を持ってそのように考えています。そのことは十分考慮していただきたいと思います。まちの方針は理解しています。しかし審議会の議論の中では、まだそのようには至っていないと考えていますが、いかがでしょうか。

**担当課** 確かに先に申し上げましたように、総合計画を審議していただいているこの会の中で表記について審議をいただいておりますが、あくまで町政の執行機関として、町長以下町として示した基本方針である保育所の民営化、就労支援型幼稚園、それから在宅子育て支援の充実ということで、3年間、4年間、首尾一貫して主張している施策ですのでご理解いただきたいと思います。

**委員** 先ほどの充足率の話が出た時に、私は民生委員児童委員として幼稚園や保育所にお邪魔して園長先生などの話を聞いたりしていますが、その時になぜ定員割れになっているかという話も出ていました。まず私立はバスで送り迎えがあります。町もありますが遠いところだけで近いところはありません。もう一つ言われているのは2年保育と3年保育の差ということを言われています。このあたりで充足率を増やしていこうということで、私立と同じようにはできないのですかこれは。その点を少しお聞きします。

**担当課** 2年保育と3年保育の差は確かにあると思います。確かに3年保育がある分2年保育はどうしても町立を選ばれない方もいらっしゃると思います。町の場合は、建物的にも2年保育ということで教室の数が足りませんので、3年保育に移行ということになりますと施設面もありますので、急にはできないとなっています。

**委員** 子育て中のお母さんが一言で表現されましたが、待てないんですと、私立に流れるのは理解できます。3年保育の必要性は社会情勢から言うと、子どもさんにとっても親御さんにとっても必要なのに町立の場合2年保育です。も

し3年保育となるとかなりのことが解決できますよと複数の方から声をいただいています。ここでお尋ねしたいのは私立の場合、保護者の方に補助金制度というのでしょうか、その見直しが必要と過去にあったと思いますが、現在はどうなっているのでしょうか。

**担当課** 補助金について現在資料を持ち合わせていませんので、後ほど御説明します。

**担当課** 3年保育について追加させていただきますが、確かに3歳になると待てない、3歳は施設に入れるか入れないかきっかけになる年齢になると思います。私立の場合3歳から入れますが、町立の場合4歳からということで、1年間のブランクができるということが非常に大きく、そのあたりが私立の幼稚園の充足率が高く、町立幼稚園の充足率が6割程度にとどまっているという理由になっているかと思います。ただ、3歳で入れるか入れないかで幼稚園の充足率が低いということに起因しているかどうかについては、社会経済情勢の変化、就労の多様化というところもありますので、保育所を選ばれるのか幼稚園を選ばれるのか、やはり保育所を選ばなければ長時間の保育を受けることができないという理由で、幼稚園より保育所を選んでいただいているという状況にあるのではないかと考えています。それと、町立の幼稚園でも3歳児をとということですが、これは平成18年に発表した基本方針の中での就労支援型幼稚園について、4歳、5歳を幼稚園機能で最も長時間で2時まで預かるということになっていますが、それを6時まで預かる保育機能の付加に加えて、新たに年齢の拡大ということで3歳児についても受け入れを行う、ただしそれについては幼稚園機能だけでなく、保育機能に特化したかたちで拡大を図っているということで、年齢についてはニーズに即したかたちで基本方針では拡大して書かせていただいています。

**委員** 今までの行政の話を知ると現状を踏襲するだけなんですね。これから幼稚園をどのようにしていくのか、あるいは2園を1園に減らすのか、幼稚園はお金がかかるので現状のままで良いとするのか、それとも、少しでも教育を良くし、島本町の幼稚園に入りやすくするためにはどうするのかという考え方が全く聞こえてきません。6割程度で推移していることにはニーズへの対応の問題があると思います。そこにはバスの問題、制服の問題、2年か3年かという問題など、何一つ手を付けられていないというか、どうしようという考えが聞こえてきません。ただ現状を維持しているような感じに聞こえますがいかがでしょうか。

**担当課** 確かにバスの問題や制服の問題、2年・3年の問題があります。そのようなことを含めて幼稚園教育の充実として小学校との連続性のある教育、地域を巻き込んだ就学前の子育ての支援、幼稚園施設の充実ということで耐震化

も含めて老朽化への対応を図っていきます。子育て支援の一つとして就労支援型幼稚園の実現に向けて事務を進めるということになっています。補助金の関係ですが、幼稚園就園奨励費補助金ということで、教育委員会から私立幼稚園の保護者に対して交付しています。負担の格差の軽減を図るということですので、この点については現行のままで見直しはしておりません。

委員

少し踏み込んだ考え方になりますが、今の保護者への金銭的な補助として負担の格差の軽減ということで、私立幼稚園に通われている方に町から補助金が出ています。このようなものを見直して、公立幼稚園の充実に充てていくという方向性を考える必要がある行財政改革の時期が迫っているのでは、と言う方も多々いらっしゃると思います。先ほどもありましたように、大きく見直していく時期が来ているということが一つ。重なりますが、先ほど幼稚園を3年保育にするためにはハード的に難しいと言われましたが、私立の場合は限られたハードの中でソフトを変化されています。ここの努力や試みが保護者に評価されていると思います。町立幼稚園に欠けているのはここではないかと考えています。

委員

言いづらいですが、幼稚園について8年間経験したものとして意見を言わせてもらいますが、言われたように私学の幼稚園に3歳児を受け入れるかたちでされていますが、これは幼稚園教育ではなく幼児教育ですのでお間違いないようにお願いします。あくまでも幼稚園教育は文部科学省の指導要領に基づいて行われているのが幼稚園教育であって、決して幼児教育ではありません。教員についても全て府の採用試験を通過してきた方に対して、町がその人材を活用するというので、あくまでも国、府、町を通しての縦割りの行政の中で行われています。したがって、島本町の今後の幼稚園教育の中に3歳児を取り入れていくにしても、現状のままでは3歳児であっても幼稚園教育の中での時間的な制約を受けざるを得ません。それ以上のことをやると法律をオーバーすることになりますので、そのあたりによって、私学体制を町立の幼稚園へ取り入れていくような工夫ができるかと言えば、それは現状の法律の中では不可能に近くなっています。そのあたりについて今後検討を重ねていって、いわゆる幼保一元化のかたちをとりながらも幼稚園の教育と保育教育を合致させた、言い換えれば就労支援型という系統で、今後の幼稚園のかたちを整理していかなければならないと思います。それは先ほど言われたような新しい生き方ではないかと考えています。

事務局

先ほど私立の幼稚園に対する補助の制度のあり方について、議論があるのかということですが、今の行財政改革プランのメニューの中にも、このような個人給付的な制度を抜本的に見直しするというので、その他にいろいろな項目がありますが、その中の一つに位置づけられています。ただ、

直接担当しておりませんので議論の進捗の程度が十分把握できておりませんが、そのような見直しも必要であるという議論も以前ありました。いろいろな現行のシステムの見直しと言いますか、就労支援型幼稚園の実現に向けた取り組みを進めていくということで、先ほども在宅の子育て支援の問題ですとか、保育所の運営のあり方などとセットで、今後検討していくということを町の基本方針でも位置づけていますので、そのような現状を踏襲するのではなく、一定の改革の道筋を立てていくための今後 10 年間の基本計画になりますので、そのようなかたちで議論をしていただいている訳ですし、今後、制度そのものの見直しについても、この計画を基にさらに実施計画に反映させていくような取り組みを進めていきたいと考えています。

**委員** 今のことは行財政改革にもなりますので、別のところでしたいと思います。幼稚園教育要領に基づいて 3 歳児の受け入れは現状では難しいということは、私の勉強不足で知りませんでした。こういったことも今後見直しが必要とは思いますが、まずは当事者のお母さん方の中でそのような発言をしていただきたいと思います。

**部会長** 幼児教育の項目については以上でよろしいでしょうか。2 番目の義務教育についてご意見をお願いします。

**委員** これは是非今後の実施計画の中で十分に検討していただきたい点ですが、現在、島本町には幼稚園が 2 園、小学校が 4 校、中学校が 2 校ありますが、全て建設されてからほとんどの施設が 10 年以上を経過しています。したがって今後、町として当初予算や今後の予算の枠の中で絶えず検討を積み重ねていただかなければいけない点として、維持管理に関する費用をきちんとしたかたちでお願いします。ここに「学校施設の老朽化などに対応し」と明記されていますが、そこに維持管理に関してと言う表現をどこかに入れていただけたらと思います。これは今後非常に大きな島本町としての課題になるのではないかと思います。その点をお願いします。もう 1 点は、義務教育の中で教職員の資質の向上という項目が表記されていますが、大阪府の橋下知事の発言の中に P R 的な要素があったのかどうかわかりませんが、人事権、人事採用権を市町村に移行するという非常に大きな発言をされています。これがもし実施に移されるのなら島本町独自の人事採用や人事権の発動が考えられます。そのあたりを十二分に踏まえた資質の向上を図っていただきたいと思います。その視点を決して忘れられないようお願いしたいと思います。3 点目に人権教育の充実と書かれていますが、人権相談業務に携わっていますが、島本町における人権相談件数は他市町村に比べて非常に少なくなっています。これは、いろいろなかたちで町内の人権に関する P R や行事を通して、皆さんにかなり浸透し理解されてきていると私は理解しています。その

結果としてそのような問題と、幼児虐待や老人虐待等も含めて非常に良いかたちで推移しているのではないかと、勝手な解釈かも知れませんが他市町村に比べてそう思っています。そのような人権教育の充実、親も含めたかたちでのものとしてここにお考えをいただきたいと思います。義務教育の中だけで表記されていますが、子どもを通した親への人権教育も考えていただきたいと思います。これは54ページに関わりますが、地域家庭との連携の中で、教育委員会側、町行政側がこのような対応をすることはここに書かれています。そうではなく、子ども達に対する姿勢は良いのですが、親に対する教育に関する視点をここに取り入れていただきたいと思います。いろいろなPTA行事等を通してそのような話はされているとは思いますが、現実に親教育が不足していることが大きな問題だと思っていますので、お考えいただきたいと思います。

**担当課** 学校施設の充実に維持管理を入れていただきたいということでしたが、これについては、「整備充実を図るとともに」という整備充実にその主旨が入っていると考えて維持管理という言葉は抜いています。もしこのような表現はどうかということになればこちらで再度検討して、変えるべきは変えたいと思います。

**委員** 今回の回答に対して反論というほどのことではないのですが、よく言われることは分かりますが、違うのです。整備充実というのは新しい生き方は教育の中にどんどん出てきているのです。それに対して整備充実が主眼になります。そうではなく、島本の中においては古いのは50年以上経っているのです。そのため維持管理に対する町の姿勢を持っておかなければいけないのではないかと思います。

**担当課** 表記については検討させていただきます。

**担当課** 教職員の資質の向上については、ニュースなどで知事の発言は話題になっています。大阪府教育委員会事務局からは権限の委譲等については何も連絡が入ってきていません。ただ、今後の府の動向も見据えた上で、特に現在若い先生方が各小中学校に来られる時期ですので、そういった中で人権教育も含めて教職員の研修の充実という部分をより強化していきながら、島本町に合った教職員の育成を図っていきたいと考えています。もう1点の人権教育の充実については、町として従前から人権教育の部分に関わっては、小中学校ともに横並びにし、かつ深い教育を進めてきている歴史があります。そのような点で先ほど言われたように町内での人権事象は少ないということは大いに誇れるところではないかと思います。今後、さらに若い先生方の教育も含めて、より保護者や地域にどう訴えてPRしていくのかということですが、特に人権教育、新しい教育課程の中に確実に入ってきている道徳教育の

充実については、昨年度も各小中学校での道徳の授業、その中には同和教育や人権教育も含めての授業についてですが、これを公開授業として保護者や住民の方にも広く公開し、現状や中身を見ていただくという取り組みを進めています。

**委員** 2点あります。今、若い教職員の方の教育という話がありましたが、その中に地域のことをより知っていただくということで、地域の中の神社仏閣や文化、歴史を新しい方には学んでいただきたいと考えています。実際過去に新しい先生がボランティアの案内でまちを歩かれたことがあるようです。そのようなことも盛り込んでいただきたいと思います。もう一つは安全な学校づくりです。防犯体制の強化が学校で行われており、第1小学校を除く小学校にもカメラの設置が本年の10月に設置されると聞いています。これと並行して警備員の方が果たしてきた役割が、カメラの設置によって見直されるのではないかと危惧されている保護者の方が多いのですが、この点いかがでしょうか。少し具体的になります。

**担当課** 1点目の若い先生方の育成ということで、新任研修については計画的に府と町がタイアップする中で例年進めてきています。その中で特に町内の歴史や風土についてより深く知っていただくために、ここ数年ですが町内の歴史ボランティアの方々に案内いただき、新任の教職員については足で町内を巡るということも新任研修の一つとして位置づけています。2点目の安全な学校づくりということで、これまでも安全ボランティアを含め登下校の見守り、教育委員会としても下校については公用車を活用してメロディパトロールを行い子ども達の安全を図っています。特に小学校では校門の警備員の配置については、今年度、オートドアロックを設置し、より不審者への対応を強化していくということで設備の充実を図っていますが、それにとまなうガードマンの配置については、これまでも顔と顔が合うという中で子どもも保護者も学校に対する安心という心の持ちようを持っていただいています。そういった中でオートロックを付けたので必要はないというものではないとの考え方で現在は推移しています。

**委員** 今の回答は大変ありがたくお礼を言いたいと思います。警備員さんの果たされている役割は非常に大きく、子ども達への声かけや心配り、成長の見守りなどはカメラでは絶対できないことですので、財政が厳しい中ですが継続していただければと思います。

**委員** 3番の心の教育の充実の項目ですが、小学校では毎年学校診断をして子ども達にアンケートを採ったりしていますが、そのあたりで、最近、自尊心という言葉がよく使われていまして、自尊心の低い子どもが増えていることが問題点として上がっています。校長先生や教頭先生などからも、そのあ

たりについて成績は良いけれども自尊心が低いと、生きる力も低くなると言われていまして、その点は取り組んでいかなければならない課題と毎年聞いていました。ここには自尊心という言葉は入っていませんが、そのあたりについて取り組んでいくかたちになっているのかお聞きしたいと思います。もう一つは、6番の支援教育の充実ですが、この中にノーマライゼーションとサラッと書いてあり、よく分かるのですが、一般の人が聞いて分かるのかと思います、この会場の方が分かればよいのであれば良いのですが、みんなに分かるようにとするのであれば、訳すと、高齢者や障害者が他の人々とともに暮らす社会がノーマルであるという福祉の基本理念、という長い言葉なのでそのまま書かれているとは思いますが、片仮名の言葉はほとんどの方が分かるとは限りませんので、もう少し分かりやすい書き方になればと思います。

**担当課** 1点目の自尊心についてですが、自分自身が好きであるとか、自分自身を大事にしたいという心の感情が育ってきていないのではないかという見方がいろいろな調査の中で見えてきています。これについては、各学校でいろいろな活動の中で、自分を大切にすることが一番大事なことと子ども自身が思えるように、例えばグループ活動の中で一人ひとりに責任を与えて、それをやりきった時に担当がしっかり褒めてあげるという積み重ねの中で感情が育っていくということを根本に置きながら、日々教育の活動を行っています。ただこれは特効薬ではありませんので、非常に時間がかかるということで、そのようなことも小中の一貫教育を進める中で、今後教育委員会としても学校とともに推進していきたいと考えています。2点目のノーマライゼーションについては、詳細がわかりにくいということはもちろんです。これについては冊子にする段階で解説を付けて理解をいただければと考えています。

**委員** 52 ページの3番の安全な学校づくりに、通学路、校区内の危険箇所の把握と改善という言葉が書いてありますが、二小校区の調子橋付近の状況は、平成8年に危険箇所の一覧表、評価表を町へ提出しましたが、それから一つも変わっていません。これは行政の怠慢だと思います。あのような歩道がない、歩道があっても人が一人やっと通れるところはどこを探してもありません。あそこをどうするつもりなのか一度お聞きしたいのです。

**担当課** 現在も都市整備課とも協議を進めているのが現状です。一向に進まないということで子どもの安全に関わられる方には厳しいご指摘も常々受けています。一つは歩道の部分が非常に少ないこと、ガードレールが低い、橋のたもとにある部分が少し道が上がっており、そこはさらにガードレールが低く、転落する恐れがあるということも教育次長も現場に行って確認する中で、何

とか改善ができないかということで調整を図っているところです。これについては、さらに教育委員会としても子どもの安全に関わりますので、何とか協議を進めていきたいと考えています。

委員

(1)の②の学校運営体制の確立の中で、非常にざん新な言葉でうたわれていると思いますが、「保護者・住民から信頼される学校づくり」、「学校の自主性・自立性の確立」、「学校運営の透明性・機動性」、「創意工夫による特色ある学校づくり」とありますが、これがいかなる組織でもって達成されていくのかが触れられていませんが、私はこれを読んでいて、ご存知とは思いますが、文科省の施策の一つで京都の先進校などが取り入れている学校運営協議会があります。地域支援本部のような組織と一体となった学校運営協議会で、学校長に裁量権を持たせ予算の弾力化と先決権の拡大などを含めた大きな組織を想定されていると解釈して良いのでしょうか、いかがでしょうか。

担当課

学校の運営体制ということでの質問ですが、現在、学校の方には学校協議会というものを設けています。その中で広くPTAや住民の方にも学校の運営に関しても発言をいただく、あるいは学校長に対する指摘もいただくという中で会議を各学校で展開されています。年に4回は各学校の協議会の代表の方も来ていただき連絡会を設け、学校ごとのいろいろな課題などを町全体の課題として捉えながら各学校にお返しすることを進めています。そのようなものを踏襲したかたちでここに記載をしています。ただ、委員からありましたように文科省の方で進めている学校運営協議会、教育コミュニティなども含めて、先ほどありました大阪府知事が言ういろんな意味での各市町村への移譲も絡めて、そのあたりの動向を今後見定めた上で進めていかなければならない課題であるとも考えています。

委員

当然ご存知とは思いますが、地域支援本部が平成22年度で終わります。年間百何十万のお金が下りていますがこれも22年度で終わり、その後の運営をどうすれば良いのかという問題も含めて、今申したような運営協議会なるようなものへの移行が望ましいと考えますので、いかがでしょうか。

担当課

第1中学校区で平成20年度から展開している学校支援地域本部事業については、文科省も進めている地域コミュニティづくりの事業の一つとして、地域の人材を活用しながら学校の様々な部分に対して地域の力を取り入れながら、より充実した教育を進めていくという事業です。今年度は第2中学校区でも5月の設立に向けて準備会を設けています。となれば1中校区、2中校区とで町全体を網羅したかたちで学校支援地域本部事業が展開できます。となれば本年度で府の補助金は消滅すると言われてはいますが、その後については、この今ある地域人材を活用した新たな事業展開、あるいはこれをどのように継続するかについては、この1年をかけて1中校区と2中校区の

方々を集めた実行委員会の中で検討、協議していきたいと考えています。

**委員** 小中一貫教育の推進というかたちで数か所に使われていますが、ここで言う小中一貫とはどのようなものを言うのか、小中連携教育との違いについてお願いします。もう一点は2番の教育体制の充実の①の学力の向上・充実ですが、「少人数授業などにより、各教科の基礎・基本の確実な定着に努めます。」とありますが、この少人数授業とは少人数学級を示すものですか。

**担当課** 1点目の小中一貫教育は、平成20年度から町全体で展開しているものです。特に、平成22年の4月に教育委員会で小中一貫教育基本方針を作成し、小中と幼稚園も含めてお示ししています。その中で、定義として島本町で展開している小中一貫教育については、「小中学校が共通の目標のもと連携するとともに、一貫した指導内容や指導方法が設定され、実施される教育」を小中一貫教育と呼ぶと定義付けしています。すなわち隣の高槻市にできています小中一貫校の私立の学校とは意味、内容が違ってきます。2点目の学力向上に関わる少人数の授業形態ということですが、これは少人数学級ということだけでなく、1つの学級を分割する中でより少ない人数で授業展開をしていく意味ですので御理解いただくようお願いします。連携とは広義に使われる意味合いです。先生方の交流であったり子ども同士の交流であったり、いろいろと授業の内容についてもそうですが、お互い助け合うような意味で連携が使われると思います。一貫については、例えば教科についても小中で一貫したカリキュラムの作成、要するに義務教育の9年間を一つのスパンとしてみて、特につなぎ目である小学校6年生と中学校1年生の段差を解消していくというのが一つの目的です。そのために教育内容についても小学校の教諭が中学校のカリキュラムを知り、中学校の教諭が小学校で習うことを知っているという中で、例えば学力テストで表れる子ども達の弱みなどをあらかじめ中学校で呈示し、それを基に小学校の先生が小学生の段階でこのような教材を使ってここを重点的にやるというあたりを一つにまとめていく、それを全体の教師が共通認識を持ちながら進めていく、ということ具体的な進め方として小中一貫教育の中でできればと考えています。

**部会長** 他に義務教育に関連してありませんか。それでは次の地域・家庭との連携の中でお願いしたいと思います。先ほど中学校では地域支援事業のようなもので地域の人材を集めて今後のことを考えていくという説明がありましたが、地域と家庭ということで、先ほど出ていました人権教育に関連してご意見がありましたらお願いします。

**委員** ②の家庭教育の充実の中に家庭教育学級とありますが、これは具体的にはどのようなかたちで開かれるのでしょうか。

**担当課** 家庭教育学級については、幼稚園、小学校、中学校の8つの学校園でそれ

それPTAが中心に家庭教育学級を開設していただいています。学級の内容ですが、主に家庭で一人で悩まず、子育てについて学んだり、他の方と交流したり、学校によっては内容が違いますが、そのような地域との交流なども含めて年間スケジュールを組んでいただき、いきいきふれあい事業の補助金の中で、予算の範囲内で事業を行っています。

**委員** 今の家庭教育学級ですが、かつてはこう呼んでいたものを、言われたようないきいきふれあい事業の補助金を使って、「いきふれ」と言ってされているものと理解して良いのでしょうか。家庭教育学級はもうPTAの現場では使われなくなっていると思いますが、この点はいかがでしょう。

**担当課** 過去の名前が家庭教育学級で、その通りです。今はいきいきふれあい教育事業の家庭教育支援部会の中で幼稚園、小学校、中学校の各学校園で事業を開設していただいています。この名称についてはもう一度こちらで検討させていただきます。

**部会長** 他にありませんでしょうか。なければ第3節の青少年の健全育成に移ります。

## ◎6章3節「青少年の健全育成」 基本計画案 55 ページ

⇒事務局より概要を説明

**部会長** 青少年の健全育成に関連して意見はありますでしょうか。

**委員** 意見という訳ではありませんが、第三次と比較して第四次は紙面が少ないということで、第四次は1ページでまとめられていますが、第三次では3ページにわたって書かれていますが、これはどういうことでしょうか。

**事務局** 三次については、3節は1から3に分かれていましたが、第四次ではそれぞれを統合、または一部廃止ということで大きく再編させていただきましたが、内容については決して縮小ということではなく、内容を凝縮しコンパクトに表現しています。具体的には三次の1の③、2の①、3の①を四次では3節の②に統合しています。それから、三次の1の②、3の③については廃止となっています。以前お配りしています資料20の12ページに説明した内容が載っています。

**委員** 第三次の課題という中で62ページですが、児童数の減少にともない青少年リーダーも不足していると書かれています。リーダーの養成事業の事だと思いますが、具体的にどのようなことなのでしょう。

**担当課** 少子化ということで、子どもが昔でしたらリーダー講習会には50から60人ぐらい参加しており、その中でリーダーが10人ぐらいいて指導にあたるというサイクルで来ていましたが、今はリーダー講習会を開催しても15か

ら 20 人程度の参加で、リーダーは 3、4 人ぐらいになっています。10 年前から子どもも減ってきていますので、リーダーになる子も減ってきたということです。リーダーを育てる講習会に参加が少なくなってきていますので、リーダーが不足する状況が生まれてきているということで、今後もリーダーについては講習会等で将来的に大人になった時にリーダーになっていただくのですが、その参加が減ってきて難しくなっているという状況です。

**委員** 2 番の環境づくりの推進についてですが、今でも地域でのパトロールや見守り活動をしていただいている、子どもを持つ親としてはうれしいのですが、犯罪の低年齢化が問題になっていますので、もちろん島本町内に限れば環境が良いところですが、少し自転車で走れば高槻市ということになりますので、子どもが巻き込まれるようなことが島本町内ではないにしても、一歩出ると犯罪に巻き込まれたり、今の子ども達は 5 年前の小学校 6 年生と今の 6 年生は全然違っています。それは危ないとか、犯罪に巻き込まれるとか、まだよく分かっていません。島本町にいるから安全安心と思って暮らしていますが、最近危険なことを見たり聞いたりしていますので、自分が犯罪をする訳ではないのですが、低年齢化している犯罪やそれに巻き込まれないための防止対策のようなことについても取り組んでいただいているとは思いますが、今後そのようなことも取り組まれるようなことがあるのか教えていただきたいと思っています。

**担当課** 犯罪の低年齢化ということで、地域でのパトロールについては第一中学校と第二中学校に分かれて、青少年指導員、PTA、民生委員、防犯委員の皆さんで夏場を中心に夜にパトロールをしていただいています。警察も連携しています。青少年指導員でも夜にパトロールをしていますが、最近は高校性とは言わずに中学生ぐらいが駅の前にたむろしているということが目立ってきています。島本は比較的そのような意味では問題は少ないのですが、低年齢化ということで青少年指導員協議会の中でもなぜコンビニなどに集まるのかという事情を聞き取りながら、今後も進めていきますが、そのような問題についても取り組んでいきたいと考えています。

**部会長** 他に青少年の健全育成の関係でないようですので、次の第 4 節のスポーツ・レクリエーションについて事務局から説明をお願いします。

## ◎6 章 4 節 「スポーツ・レクリエーション」 基本計画案 56 ページ

⇒事務局より概要を説明

**部会長** まず生涯スポーツの推進についてご意見ををお願いします。

**委員** 第三次の課題のところ、64 ページになりますが、よく分からないので

すが、生涯スポーツ意識の啓発の中にスポーツ振興計画の策定が検討中となっており、計画は策定できていませんと書かれています。この中を見ると一番下の総合型地域スポーツクラブの設置と関係があるようですが、上では「総合型スポーツクラブの設立に合わせてスポーツ振興計画の策定について検討する。」と書かれています。下の方では、総合型地域スポーツクラブの設立事業は完了したと書かれています、これはどのように解釈すれば良いのでしょうか。同じものなのですか。

**担当課** スポーツ振興計画はまだ策定できておりません。今後、生涯学習スポーツの振興ということで進めていきたいと考えています。総合型スポーツクラブについては現在も活動されており、56 ページの4番に書かれているように会員も300人以上いて、順調に進んでいます。

**委員** 島本町営プールを含む件ですが、何年になるのでしょうか。プールが作られてからもう45、6年ぐらいになるのでしょうか。活用状況としては子ども達がかかり使っているようですが、私の耳に入ってくるのは島本町のプールはボロっちい、面白くない、その辺の池と同じという感じの表現が子ども達の実感なのです。このごろプールに行ってもきれいないろいろな設備も整って、大きくなくてもこぢんまりしている設備がどこの市町村でも現実にあります。島本町のプールは私がここに来た時からあるのですが、どうもただけませんか。あれを最初から作り直すという計画も当然お持ちだと思います。そのまま放っておくわけにはいきませんし、その辺りでスポーツ振興をこのようなかたちで打ち出すのであれば、私は是非お願いしたいことがあるのですが、島本町の財政の中で一時に支出し、一時に実現するのは難しいと思いますので、スポーツ振興基金のような基金制度を設定していただいて、例えば5年後なら5年後という時限的なタイムリミットを設けて改良に努めていただきたいと思います。もう一点は大沢の施設ももう一つレクリエーションの場としては怒られますが貧弱極まりないと思います。もっと小学校や中学校の子ども達や一般のファミリーで活用できるような施設に、近代的とまでは言わなくても少し時代のニーズに合ったようなかたちで作り直しをしていただきませんか、スポーツ振興は島本町の中で一番劣っていると思って仕方ありません。総合計画の中で抜本的に時限立法のようにお考えいただきたいと思います。財政がひっ迫していることは非常によく分かりますが、補助金も出ることですので、その辺りも頭の中に入れていただいて基金制度を設け、実施に持って行っていただけるようお願いしたいとつくづく思います。

**部会長** 施設の話に入っていますが、スポーツ・レクリエーション全体についてご意見をお聞きしたいと思います。

**委員** もう一つ追加があるのですが、島本町のいろいろな行事に参加させていた

だいたり、様子を見させていただいたりしているのですが、島本町の中にはいろいろな組織があります。私は各種団体がバラバラに見えて仕方ありません。そういったことが総合的に、例えば町リードの中でのトップ形成と申しますか、そういうことが目に見えてきません。抽象的な言い方しかできませんが。野球なら野球連盟、テニスならテニス連盟などいろいろな組織や団体がありますが、それらが一つにまとまったかたちが映ってきません。町庁舎が広瀬にあった時に島本町体育連盟を立ち上げた記憶があります。それを立ち上げた時に、島本町の中でやられているスポーツの各種団体の方々に集まっていただいて、連盟をつくろうというかたちで発足したのが最初だったと思います。今はどうもバラバラなのではないかという気がして仕方がないのですが、そのあたりを教えてくださいませんか。町体育連盟の現状が私はこの頃分らないのです。

**担当課**

スポーツ振興基金については後ほど説明します。施設の充実についてプールの運営では大変お叱りをいただいています。現状については簡単に説明をさせていただきます。町立プールは昭和 32 年にできて、建設から 50 年以上経っていることからかなり老朽化が進んでおり、現状は最低限の補修で維持しています。教育委員会としても 4 つの案を持っていてその一つは今の老朽化がある中で毎年必要最小限の維持補修で運営していくことです。二つ目は小中学校のプールを一般開放して住民の皆さまに使っていただくという案です。三つ目は水無瀬川緑地公園が建設当時は温水プールという話もありましたが、新しいプールを建設する案です。四つ目は町立プールを廃止する案です。このような 4 つの案がありますが、最後の四つ目の案の廃止については、毎年 1 万人以上の利用者がいますので、スポーツ振興を進める上で廃止はできないと考えます。新しいプールをつくるという案も財政が厳しい中で難しい状況です。小学校のプールの開放については、今は夏期休業中の学校での水泳指導や学校の夏休みの期間も短くなっており、開設期間が 25 日から 30 日ぐらいと今のプールの半分程度に縮小しなければならない問題と、小学校、中学校のプールでは幼児用のプールがなく、幼児に対する問題も出てきますので、難しい問題と捉えています。最初に申し上げた案が、現状のプールを何とか最小限の補修にとどめて維持するという事で現在に至っています。ここにも書いていますように学校施設の活用ということで、何とか学校のプールを上手く使えないかということを経験していきたくと考えています。キャンプ場については、少子化によって利用団体が減っており、資料 22 の関連データ集の 39 ページにもあるように、平成 20 年度では 362 人とかなり減少しています。平成 16 年や 17 年ですと 1 団体の利用者数が 40 人から 50 人ぐらいでしたが、現在では 1 団体の利用者数が 20 人から

30人となっています。団体の利用はあるのですが、それによって数字が減ってきているということです。また、団体が利用されるより家族単位で気軽に利用できるオートキャンプが主流になってきており、車で横付けしてそこにテントを張ってアウトドアを楽しむことが流行ってきています。そちらに家族単位が流れている現状があり、町立キャンプ場もそのような仕組みにしていけば良いのですが、広い土地も車を横付けするスペースもありませんので、団体利用のみとなっていますので利用者数が減ってきています。今後は家族単位でも気軽に利用できるような方法を検討していきたいと考えています。社会教育関係団体は11団体あり、社会教育委員会議でも何とかスポーツ系と青少年系と文化系の3つの団体にできないかということで、例えばガールスカウト、ボーイスカウト、子供会、青少年協会が一つになるとか、スポーツ系ですと体育協会や少年野球のように一つにならないかという話し合いは行っていますが、思うように進んでいません。今回、レクリエーション協会やフレンドリーグが体育協会に入っただけなど少しは統合はできていますが、今後の課題ということで進めていきたいと考えています。

#### 事務局

町立プールの運営にあたりスポーツ振興基金の設置の意見がありました。これについて現在もスポーツ施設に関する整備基金はあります。それと合わせて公共施設の整備基金もありますが、これは義務教育施設の維持管理、整備充実といった部分に充てています。本来、財政運営の基本的な考え方として当該年度の歳入の範囲内で歳出予算を組むということは原則ですが、なかなか施設の老朽化などや住民ニーズの多様化によってなかなか当該年度の歳入だけでは予算が組めないという実態もあります。そのような場合にはいろいろな基金を活用するという一つでは目的基金という位置づけになっていますが、財政調整基金等も使いながら年度の財源調整をしているのが現状ですので、厳しい財政状況ではありますが、必要な施設の整備には基金を活用して財政運営をしていくことは必要になってくると思います。プールの老朽化については毎年水漏れなどがありそれに対する緊急的な措置で運営していますが、以前には町営住宅の集約建て替えの時に新たな屋内型プールの設置も協議会の中で意見をいただいていた。ただ、それ以降町税収入の減少などで直ちにできる状況ではありませんが、計画がなくなった訳ではありませんが、それを具体的に議論できるような状況でもありませんので、今ある学校施設の活用も含めた検討を進めるということで表現させていただいています。

#### 委員

町立プールの関係で先ほどから様々な議論がされていますが、確か去年は相当な補修費で補修されています。なおかつ毎年維持管理のために補修をしているということで赤字もかさんできているという状況の中で、先ほどあつ

たような基金を利用できるならば水無瀬川緑地公園に室内プールを建てることで、逆に学校のプールを廃止しても良いのではないかと思います。学校が利用する場合はバスで利用することも考えられます。室内プールであれば定年後の人や若い奥様方も非常に利用を希望されているとお聞きすることがたくさんありますので、運営面でも採算が取れるのではないかとのお考えもできるのではないかと思いますので、是非そのような考えも取り入れて進めていただきたいと思います。

**担当課** 室内プールの件ですが、教育委員会としては先ほどの第3案の水無瀬川緑地公園で新しいプールをつくってほしいという考え方もある中で、財政面から厳しいということではなかなか叶いませんが、室内プールをつくることも簡単な内容ですが、それを維持するための人件費などを考えますと、最初のできたときは来ていただけますが、どこの市町村でも利用が少なくなってきたり維持や人件費に苦慮している自治体もありますので、そのようなことを考えますと室内プールについては、慎重に議論をし設置していかなければならないと考えていますので、よろしくお願ひします。

**委員** 自治体運営の室内プールにすたりが来ているという話がありましたが、例えば私設の室内プールは非常に繁盛していますが、そのあたりはどのようにお考えなのでしょうか。私設の室内プールは相当繁盛しています。やり方が違います。ほったらかしではなくいろいろアイデアがあると思います。

**事務局** プールのあり方については、民間のスポーツクラブでも各地でプールがありアスレチックがあり、スポーツジムの機能も合わせて健康管理、維持増進ということで、多くの年齢層の皆さんが利用されているのは実態だと思います。また、公が設置してプールを運営しているところもありますし、そのあたりの運営のあり方によって利用者数も変わってきますので、民間のノウハウも活用することは大きな課題と考えていますし、必要性は十分認識しているのですが、環境面で整わない部分もあります。そのような中で教育委員会で今後について検討されている状況ですので、全く検討していない状況ではありませんので、その点よろしくお願ひします。

**委員** 少し盛りだくさんで整理してお話しする自信がないのですが、一つは町立プールです。町立プールに関しては私も第一印象は汚く葉っぱが浮いているなどビックリしました。けれども廃止の話があった時に私のところにも様々な声が寄せられました。あんなプールは今時めずらしく貴重であると、青空が見えて緑が一杯で、ここで育った人達が自分の子どもをまた連れて行くという3世代ぐらいにわたって子育ての集いの広場になっているので、あれをなくすということは町にとって集いの広場がなくなるようなものですよ、という声をいただいて少し視点が変わりました。今、少子高齢化で人口が減って

いく、このような経済状態で民間のレクリエーション施設が余ってきているという状況の中で、島本町が新たにそのようなものに追従することは厳しいと私は思っています。町立プールの存続は現状維持、町立キャンプ場もほのぼのとした施設です。とても時代遅れのように思いますが、バトンを持って走っていたら一番最後だったのが、気が付くと一番最初に走っているような、他では取り戻せない無機質な施設ではない自然の中の施設が島本町には残っている、最先端を行っている状況が生まれてきていると私は考えています。まちの魅力はやはり緑と水と手つかずの自然に触れる、レクリエーションではなく、森林や生態系を学びながら自然と触れ合うサバイバル体験ができるといった、小さくてもきらりと光る施設に変えていくことがまちの魅力と合致すると私は考えています。町立キャンプに泊ってみますと、あそこはヒメボタルが生息し、天然記念物のスギが残っています。そういったものを上手く絡ませてPRしていけば、再生の可能性は十分にあると考えています。水源の里である大沢、尺代の活性化にもつながる施設に変えていくという視点が必要だと思います。その意味でレクリエーションという言葉を見直す時期にあると思います。もう一点は関連しますがスポーツ施設について基金などを設立して振興に役立てるということは、私も賛成です。やがて町立の体育館も老朽化して建て替えということが必ず来ます。そういった中で、理事者の方にかがいます。ふれあいセンターの前の町の土地の有効的な利用がうたわれています。施政方針でもふれあいセンターとの相互に機能を補充する物を民設民営でという発言がよく聞かれます。例えばこの中に、ふれあいセンターは文化と福祉、したがってふれあいセンターの前の施設は、文化に対してスポーツ、子どもの未来を担う教育という視点を盛り込んだ施設を民設民営でという考えはないのでしょうか。ここにプール、体育館という視点を盛り込んでいくことは不可能ではないと思われま。なぜならば財政が厳しいということですが、体育館の賃借料が年間数百万、プールも数百万、児童公園も含めると年間1200万円以上支払っています。そのようなことを抜本的に見直せば、有効的な利用ができるのではないかと思います。私の考えというよりもそのような視点があるのかどうかお尋ねします。

**担当課**

先に2点目の方からお答えします。ふれあいセンターの前は旧の鶴ヶ池住宅があった場所ですが、そこについて現在は、ふれあいセンターの臨時駐車場、職員の有料駐車場、公用車の駐車場として利用しています。ご指摘の点については、本年度の町長の施政方針の中でも、有効的な活用を検討していくと述べています。この内容については議会でも質問があり、例えば現在は葬祭などの場所がありませんので、そのあたりの要望もいただいています。元々は行政ゾーンということで位置づけしていますので、そのようなことも

踏まえて検討していかなければならないと考えています。新たにスポーツ、教育を民設民営での視点はないのかということですが、現時点ではそのような認識はありませんでしたが、そのあたりも踏まえて、できるできないは別として、これから具体的な検討をしていきます。従前から葬祭関連のご意見はいただいておりますので、その認識は持っております。

**担当課** 町立キャンプ場については、子ども達が自然の中で集団生活するレクリエーションの場という目的で設置されたものです。そこを子ども達が利用することによって、先輩のお兄ちゃんは後輩の子どもにやさしく、年下の子ども達は先輩のお兄ちゃんを見て育つという集団生活の場を確認していただくということでできていますので、このキャンプ場の中の運営に書いている内容については、このとおりでお願いしたいと思います。ただ、民間のオートキャンプなどの流行があり、利用もたくさんあり、人数も減っていますが、子どもたちが育っていくために、何とか維持して楽しんでもらいたいと考えています。

**委員** 町立キャンプ場については、今の魅力を生かして中身のソフトの企画を打ち立てていただき、活用を図っていくことをお願いします。57 ページに戻りますが、施策内容が1から4とあり、3の中に水無瀬川緑地公園が組み込まれていますが、水無瀬川緑地公園は規模も大きく、建設、維持管理に多大な費用がかかっていますので、これを5番として独立させて更なる活用を図っていただきたいと考えますが、表記上の問題ですけれどもいかがでしょうか。

**担当課** スポーツ活動の場の確保ということで、町全体から考えますと、水無瀬川緑地公園、小学校の施設、民間の施設の活用を進めますということで、この枠の中が良いのではないかと事務局では考えています。

**委員** 勉強不足でよく分かっていませんが、水無瀬川緑地公園を使用するにはどのような申請方法で、費用がどの程度で、現在の使用状況はどうなっているのか、お示しいただきたいと思います。

**担当課** 水無瀬川緑地公園の中にはスポーツ広場があり、そのグラウンドを利用する時は町立体育館に申請していただき、料金は今すぐには分かりませんが、2時間や3時間単位で使用できることになっています。

**部会長** 今日は、私たちの部会の担当は次の歴史・文化・芸術までで、これだけ残すのもどうかと思いますので、予定の時間を超えますが、これもやっていきたいと思います。今のスポーツ・レクリエーションについて他にいかがでしょうか。

**委員** 町立プールと体育館の整備についてお聞きしますが、第三次総合計画では水無瀬川緑地公園への移転について調査検討を進めますとあり、プールでも

体育館でもそのようなことが書かれていますが、第四次ではその表現がありません。実施状況でもその件は何も触れていませんが、現在の財政状況から好転すれば、あるいは民間のノウハウを活用する業者が現れたら、そのような考えでつくろうという計画はありますか。

**事務局** 町立プールと体育館の整備と今後の運営のあり方については、厳しい財政状況の中で検討を進めることは現実に非常に困難と考えています。ただ、民間資金を活用した、民間ノウハウを活用したというかたちで提案があれば可能ではないかと考えています。

**部会長** 他になければ、先ほど申しましたように、時間が来てしまいました。最後の歴史・文化・芸術について事務局から説明をお願いします。

## ◎6章5節「歴史・文化・芸術」 基本計画案 58 ページ

⇒事務局より概要を説明

**部会長** この歴史・文化・芸術についてご意見はいかがでしょうか。

**委員** 歴史・文化・芸術関係は教育委員会になりますが、島本町の歴史文化は他市町村や他府県でいろいろな観光施設に行くのですが、どこにいても観光課があります。観光課に電話してそのようなことをお願いしたり、案内を請うたりしますが、島本町を例えばいろいろ見てまわりたいという場合、皆さんはどこに電話をかけているのでしょうか。やはり島本町の役場ではないでしょうか。その場合、島本町の役場で受けるとそれは教育委員会ですと言われると少し意味合いが違ってくるのではないのでしょうか。そのような事も含めて島本町の中に観光課が置かれていないことは以前からさみしいと申し上げていました。今、財政健全化のためにそれぞれの部署が削減されていることは承知していますが、新設する時にたくさんの職員が必要となる課ではないと思います。島本町にはシルバーがたくさんいらっしゃいます。たくさんの経営手腕を持たれた方もいらっしゃいます。そのような方々を活用されることによって、極めて少ない人的な費用で経営できるのではないかと思います。島本町観光課を設置していただいて、そして島本町の企業と島本町の施設という環境をミックスしたかたちで、島本町のまちづくりの一つとして総合計画に盛り込まれることは大事なことではないかと思います。

**事務局** 今の歴史・文化・芸術の本町の魅力の発信ということで、ここではこのような表記をしていますが、特に観光課というものについて組織上の位置づけはありませんが、本年の4月から観光に関するお問い合わせがたくさん寄せられている実態もありますので、事務分掌に観光の位置づけを明確にして、1階の文化情報コーナーにあります自治・防災課に設置しました。そこでお

問い合わせがあれば対応する、場合によっては歴史文化資料館の問い合わせもあるかと思しますので、これについては教育委員会や生涯学習課にお取り次ぎするというので、ここで一定の交通整理をするかたちになりますが、地域振興全体になれば政策推進課にもお問い合わせがあります。そこで一定のすみ分けをしたいということで4月から事務分掌を変更しています。また、第2章の第10節に商工業の振興の中にはなりますが、ここに観光によるにぎわいづくりとして地域の活性化という位置づけにしています。歴史・文化とは若干ニュアンスが異なりますが、観光による賑わいづくりの促進という項目を新たに設置しています。その部分で広域的な連携、住民の役割、事業者の役割、行政の役割といったことをそれぞれで協働しながら本町の歴史文化自然、産業、イベントでは今年は町制70周年の記念すべき年を迎えますので、イベントも一つの観光であると考えていますので、そのようなイベントの充実、情報発信を今後も積極的に進めていきたいということで、観光という位置づけで自治・防災課に事務分掌を明確に位置づけました。そういった状況です。

**委員**

恐らく4月1日から設けられた自治・防災課の中に観光課とまでいかなかったも、観光に関する事柄を設けたとお答えになるだろうと想定して質問しました。率直に申し上げると広報を見た時に非常に奇異な感じがしました。なぜ島本町にこれだけたくさんの資源を持ち、これだけの歴史的な遺産を持ち素晴らしい会社を共有しながら、歴史的に名のある水無瀬川を軸にしたこの島本町がなぜ自治・防災課なのか、一体どこで自治・防災と結びつくのか、ごく単純な疑問を抱きました。なぜ観光課として銘打てないのかという理由が分かりません。自分が勝手に構想していることを少しだけ話させてもらおうと、私は島本町のJR駅と阪急の水無瀬の間にある歴史文化資料館が今度ははっきり出ています。この歴史文化資料館が島本町の観光の拠点になればいけないということは常々思っています。役場の中ではないのです。あの歴史的な遺産の中に島本町の観光課を小さな部屋でも良いので設けるべきで、たった一人の統括者で良いので置いていただいて、あとは島本町の中にたくさんのシルバーの方がいらっしゃいますし、そのようなことに力を貸そうと言う方もたくさんいます。そのような人材を発掘して、いわゆるシルバーによるネットワークづくりをしてほしい。その中で島本町の観光課がそこに電話をしてどこどこを見学したい、どここの案内をしてほしいというと、すぐにそのようなネットワークを通じて行える。それはこの島本町にあるサントリーを中心とする企業と提携することによって、その企業の方々にもこのようなかたちで団体を案内させてもらいますというネットワークができるのです。そのような企業を集約する。その仕事を一つ持てば良いわ

けです。私は最低2名でやれると思います。天下りではないですが、島本町の行政の中で事柄が分かった方でも良いので、観光課長として島本町を退職された方に安い賃金でできると思います。そこに町と他を繋ぐための事務職員を一人つけてもらうというかたちで組織づくりができます。そうすると高浜には昔からの砲台がある、サントリーはこうで、歴史に名高い天王山はこうなっているということを全国的にPRするネットワークづくりができますし、インターネット世代の中でインターネットを通して島本町を宣伝することができますし、たけのこの時期にはたけのこの出店をつくって販売することもできるのです。そのような観光課という小さなものでも良いので、それを中心にした一つのまちづくりができるのです。この自治・防災課という考え方には大反対です。何かとってつけたようにかたちだけ観光課で、電話がかかってくればどこかに電話すればよいということではないのです。島本のまちおこしなのです。そのようなことを総合的に考えていただきたいと思います。これは批判する人がいるのです。それを推進していく細かいルールまで考え、人的に配置を考えていくということが必要なのです。つくづく私は以前からそのように思っていますのでご検討いただけたらと思います。自治・防災課反対です。

事務局

今の自治・防災課の中に観光は奇異に感じるということでしたが、現在は事務分掌の一つの中に広報広聴という機能がありますので、その一つとして観光という要素が一番マッチするのではという考え方もありました。ただ、言われたように歴史文化資料館を活用し、民間のOBの方で比較的自由時間のお持ちの方で、シルバーの方も努力いただきながら町の魅力を発信していくということは非常に重要なことであると考えておりますし、歴史文化資料館の今後の充実と活用という部分では、専任の職員はいますが、そういった経験者の方に参画していただき、住民の皆さんと協働した取り組みは重要と考えていますので、そのような部分も含めて今後実施計画の中で検討していきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

委員

歴史資料館の中に観光の拠点ということは、思いも方向性も熱さもほぼ一緒ですのでよろしくをお願いします。私は一点だけ、基本的課題の3行目の表現についてお願いがあります。「次の世代に伝えていくことが重要です。」とありますが、これを何とか「責務」という強い表現に変えていただきたいと思います。広瀬に水無瀬離宮に関連すると思われる重要な遺跡が発見されています。他にも町の遺跡は大変重要で文化的にも価値が高いものがあります。したがってこのようなことを次世代に伝えていくことは、重要どころか国民の責務と考えていますので、よろしくをお願いします。

部会長

観光の拠点については私も同感です。観光に来られる方の意見からは言わ

れるような感じですが。島本町の人にも期待していますが、町外の方からも期待があることは肌を感じています。私も自治・防災課と聞いてあ然としたのですが、その取り組みを今後も見てみたいと思います。

**担当課** 重要ですを責務ですに変えてほしいと言う件については、検討させていただきます。資料館に観光をとということでは、④で歴史文化遺産を活用した地域づくりということで、教育委員会でも文化財を生かしたまちづくりを今後行うことによって、まちの活性化と観光にもつながるのではないかという思いで考えています。今後は自治・防災課で観光に関する担当課ができましたので、そちらと連携して観光についての情報提供や、こちらに問い合わせがあったり、自治・防災課に問い合わせがあったりということもあると思いますので、連携をとっていきたいと考えています。

**委員** 自治・防災課に一旦4月1日にそういうかたちができているので、現時点で変えにくいということは分かりますが、やはり私はこの小さいすばらしい町を自治・防災課の中に観光を置いて観光をアピールすることは絶対にやめてほしいと思います。私は一委員として切に自治・防災課から外して観光課を独立させてほしいと思います。島本町全体の一つの筋の通った将来にわたるまちづくりを考えてほしいと思います。

**事務局** 組織名で言いますと、自治「中ポツ」防災課となります。確かに奇異に感じる部分だと思います。自治は地方自治、住民自治、団体自治という自治と防災をセットにしている部分では他の団体と比べるとめずらしのですが、限られた人員、組織の中で今の形態になっていますので、防災についても住民自治の中で地域のみんなでやっていこうということもあり、自治と防災が一緒になっていますが、言われたこともよく分かりますし、当時議論があったように記憶しておりますが、今後の検討課題として御理解いただきたいと思っています。

**委員** 関連してお伝えしたいことがあります。駅前の楠公さんでボランティアの方が観光の展示案内を続けられています。私も時々立たせていただくのですが、ある日、来られた方は長崎から家族で来られていました。太平記ゆかりのまちを訪ねているということで、ここから先どう行ったらよいのかとか、交通のことなど様々な質問を受けましたが、簡単に答えることができませんでした。また案内に来られた方の記録の中に、青葉ハイツの一番南の棟が改修されて売りに出されていますが、そこを見に来た帰りに町を歩いていますと書いてありました。こういった方があそこに来られるわけです。自治防災課では観光は厳しいということ、そして人口の減少をとどめるために、最終的に住んでみたい島本町にするための町のPRとしては、自治・防災では厳しいということが理解していただけるのではないかと、一つのエピソードを

お伝えしました。

**部会長** 他にありませんでしょうか。歴史・文化・芸術については以上としたいと思えます。

**事務局** 第1部会が担当していただいている3つの章は本日をもって審議は終了となります。今までいただきましたご意見は整理をしまして、考え方をお示ししたいと思えます。本日も表現の修正などの意見がありましたが、そのようなところをまとめて、次回の部会に御呈示し確認をさせていただきたいと思えます。第2部会は来週月曜日に4回目を予定していますが、その時点では終わらない状況で、あと2回から3回は開催しなければならない状況です。こちらの進行が早くなっていますので、意見をまとめて考え方をお示しし、確認していただくことを先に進めさせていただきたいと思えます。

**部会長** 本日は長時間にわたりどうもありがとうございました。それでは以上としたいと思えます。

#### 【案件2】 その他

**部会長** その他、事務局から何かありますか。

**事務局** 次回の部会は、5月28日（水）午後2時から役場3階委員会室で開催します。

**部会長** 以上で本日の部会を終了します。 <終了>

(様式第2号)

## 要 点 録

平成22年5月14日作成

会議の名称	島本町総合計画審議会 第4回「第2部会」		
会議の開催日時	平成22年4月26日(月) 午後2時~4時		
会議の開催場所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	4名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	大西(三)委員、大西(義)委員、岡田委員、榊原委員、 高山委員、中塚委員、松田委員、安田委員 (五十音順)		
会議の議題	1、基本計画(案)について 2、その他		
配布資料	なし		
審議等の内容	別紙のとおり		

## 島本町総合計画審議会 第4回「第2部会」 要点録

日時	平成22年4月26日(月) 午後2時～4時
場所	島本町役場 3階 委員会室
出席者	出席委員 8名、事務局等 9名

### 1. 開会

**事務局** それでは、ただいまから、島本町総合計画審議会第4回第2部会を開催させていただきます。

本日、審議会委員15名のうち、8名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは部会長、議事進行をお願いします。

**部会長** それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

#### 【「異議なし」の声】

**部会長** ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

#### 【傍聴者入場】

### 2. 【案件1】 基本計画(案)について

**部会長** 前回は、2章の1.1節まで審議を行いましたので、今回は3章第1節開かれた行政から審議を進めたいと思いますので、事務局より説明をお願いします。

#### ◎3章1節 「開かれた行政」 基本計画案 23 ページ

⇒事務局より概要を説明

**部会長** それでは、今説明がありました内容についてご意見等をいただきたいと思いません。

**委員** ここで書いてあることはいずれも結構なことだと思いますが、例えばこのような場合はこのようにするという一定の基準を設けてはどうでしょうか。「住民への説明会など活用する」は結構なことですが、実際にどうするという事について、例えば、多くの住民に影響がある場合はきちんと説明会を開くという、一歩踏み込んだ内容にしてはどうでしょうか。

**事務局** 具体的な部分については、実施計画の中だと思いますが、どの程度まで踏み込めるかについては、難しい面もあるとは思いますが、可能な限りルールに基づいてそのようなことができるよう取り組んでいきたいと考えています。現在は、担当する各課でそれぞれ取り扱いが異なっている状況があることについては、認識しています。

**委員** 説明責任を果たすということは当然のことですが、私は町の職員が、自治会の役員会に参加して一月に1回か二月に1回でも参加し、町は今こんな事を考えているとか、役員会の話聞きながら町政に対する要望を聞く、あるいは参加した町の職員が黒子になって自治会の行事について知見を述べるという仕組みがあっても良いのではないかと思います。町が一步踏み出して、住民の中に入り説明をするという取り組みが必要ではないでしょうか。

**部会長** これから実際の計画の推進の場面で触れるべき問題もたくさんあるかと思いますが、事務局から何かそれに対して回答をお願いします。

**担当課** 現在のところ、一つひとつの自治会へ出向くことは取っていませんが、自治会長が集まれる自治会長連絡協議会という組織の事務局を自治・防災課が受け持っています。その事務局としては、総会や理事会、自治会長達の意見交換会など機会を通じて町の情報であるとか、自治会長からの要望や思いをうかがう場面を設けています。今後は、まだ思案的な部分ではありますが、出前講座の実施等について検討していきたいと考えています。

**委員** ①で広報活動の充実があります。その最後段で「新聞、テレビ、地域情報紙などその他の媒体の活用に努めます。」とありますが、この時代、活用というよりはもう一步突っ込んで情報発信をしていくような積極的な姿勢が必要ではないかという気がします。一般的にこのごろ行政からの情報発信は、良い悪いは別にして、進んできていると思います。島本町もいろんな意味で、もう一步突っ込んだ情報発信に努めますという文言にできないのかという気がしますがいかがでしょうか。

**担当課** 意見をいただいた通り情報発信をさせていただく方向で文言の修正を検討します。

**委員** 先ほどと同じく、①についてですが、広報活動の充実ということで、なかなか行政としても財政が厳しく、情報発信にお金をかけてやるということは限られていると思いますが、企業などとの連携によって広告を載せてもらう代わりに広報紙を作成してもらうなど、そのような取り組みを既にされているのか、今後考えられているのかについてはどうでしょうか。

**担当課** 広告等については、現在のところは町のホームページに業者のホームページにリンクするバナーを掲載して、広告料をいただくという事業は実施しています。広報紙の広告については、現在のところ検討中で、事業の実施には至っていません。

**部会長** 将来的に広報紙への広告ということを行う可能性や、積極的な考えはあるのでしょうか。

**担当課** 紙面等の関係や広報紙の発行費用との兼ね合いはありますが、実施する方向も視野に入れ検討しているところです。

**事務局** 2章の10節の⑤で、22年の4月から自治・防災課が観光担当部署として位置づけられていまして、⑤の中でも「本町の歴史・文化や産業、イベントなどを観光資源として活用し、積極的な情報発信や案内の充実に努めます。」と新設をさせていただきます。

**部会長** この部分は、これで切り上げてよろしいでしょうか。それでは第2節の説明を事務局よりお願いします。

### ◎3章2節 「住民参画・協働」 基本計画案 24 ページ

⇒事務局より概要を説明

**部会長** ただ今の説明についてご意見をお願いします。

**委員** ②のところですが、審議会での公募委員の参画が書かれていますが、私は、例えば水道料金や下水道料金の値上げや料金を変更する時に、審議会がいるのではないかと思います。審議会をつくって、内容を充実させるという取り組みが必要なのではないかと思います。住民参画という時に、自治会が結成されていない地区では、自治会は自主的につくるものになりますが、その援助といいますが、このようなメリットがありますということも紹介しながら自治会をつくってもらい、先ほども言いましたけれども、町の方から出向いて意見を聞いたり、町の考えを伝えるということも進めながら、全ての地域でつくってもらえるような援助という取り組みが必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

**部会長** 今の話になりますと、かなり多岐にわたる話になるとは思いますが、自治会の結成について現状でも幾らかの援助があるとは思いますが、まだまだ援助という意味では広い意味での援助ではないかと思いますが、行政の方の説明をお願いします。

**担当課** まず、自治会については、町内には自治会ができていないところもありますが、行政としてどのようなかたちでアプローチをして組織率を高めていくのかということ大きな課題と担当としても認識しています。ついては、どのような手法が採れるのかは、内部で個々具体的に詰めていく必要があるとは思いますが、やはり、未組織の例えばマンションであれば、管理組合等に出向いて自治会のメリットを前面に出して、魅力をわかっていただいて、つくってみようかと思っただけのような支援ができるのではないかと担当としては考えています。今後、町内にできていない地域がどの程度あるのかということ、個々具体的に私自身も研究し

ながら、アプローチについても勉強していきたい、積極的に進めていきたいと考えています。

**部会長** 先ほど値上げの問題について、何か審議会的な要素が必要ではという質問がありました。その点についてはいかがでしょうか。

**事務局** 水道料金の値上げについて審議会が必要ではないかという具体的な質問でしたが、町としては、現在、行財政改革を推進している中でも、手数料等の項目があります。行革プランを策定する段階でパブリックコメントを実施し、広く住民の皆さまにご意見をいただき、それを踏まえて行財政改革の計画をつくり、それに基づいて行政が内容を執行していくこととなります。当然、条例に関わる部分については、議会に上程し議会の中で御審議をいただいて、実施していく仕組みになっていますので、現時点で改めて個別での審議会の必要性は考えていません。

**委員** 例えば、水道料金は値下げですが、下水道料金は値上げとなっています。長い間変更されていないということもあって、この間、地域の状況や利用者の状況がどのように変わっているのかということもしっかりデータを出し合って議論しなければならない、それを簡単に決めるという問題ではないと思います。公営企業というかたちで進める必要があるのか、水道関係の公営企業と考えて、上水道と下水道を合わせた審議会をつくるということも一つの方向ではないかと思いますが、重ねて申し上げます。

**事務局** 再度同じような内容でご質問いただきましたが、現時点では先ほどの答弁申し上げた通りで御理解賜りたいと思います。

**部会長** 自治会の組織率はどのようになっているのでしょうか。

**担当課** 資料 22 の関連データ集の 16 ページを御覧いただきたいのですが、上段に自治会の状況があり、平成 21 年の 6 月 1 日現在ですが、加入率が 72.7%となっています。

**部会長** 当町では自治会の組織率と、防災関係の自主防災の組織率もこれに関わってくるのではないかと思います。現状ではいかがでしょうか。

**担当課** 同じく関連データ集の 8 ページに戻りますが、第 2 章の第 5 節のデータとして自主防災組織の状況があります。こちらは平成 21 年 4 月 1 日現在で、38.2%という状況になっています。

**部会長** ③のボランティア活動の活性化は非常に重要なことだと思いますが、「住民が積極的にボランティア活動に参加し、気軽に利用できる環境の整備を推進します。」とありますが、もう少しわかりやすく説明をしていただけませんか。

**事務局** 第一段落の前半では、現在設立準備中のボランティア情報センターを念頭に、ボランティア情報の収集や提供、ネットワークの構築などを述べています。現時点では、情報センターについて設立準備中ですが、設立時期は未定となっています。後半の第二段落については、人材育成のほか、各分野のボランティアの活用

ということで、保育サポーターや緑と花いっぱい会などの各人材の育成について述べています。

**委員** 前回の第三次では、第1節がまちのイメージづくりになっていて、今回は開かれた行政というところが変わっています。どういうことかしばらく考えていましたが、特にここの第1節や第2節は、まちづくりにおいて、一つは行政、一つは住民、住民の中には企業市民も当然含まれると思いますが、そのような住民によって組織されるいろいろな組織が生まれて、それがネットワーク化されまちづくり全体に寄与するということになるのだらうと思いますが、その辺りの全体のそれぞれの組織の役割や責務がもう少しはっきりしないのかなと思いました。前回のまちのイメージづくりは、どのような目標を設定するのかという話になっているはずですが、目標があって、その目標は例えばここでは愛着や誇りという言葉が出ていますが、その目標に対して行政と住民の組織等の役割や責務がどうなっているのだらうかということが、もう少し上手くきっちり述べられないのかという感じがしました。一つは景観法では、基本的には良好な景観をつくるという目標があり、そのためには国と地方自治体と住民、企業のそれぞれの役割や責務が明確に最初に規定されています。何かそのようなところがどこかにないのか、あるいはそのようなものをきっちり規定しておかないと、これからまちづくり全体をどういう体制で進めていくのかということがもう少し明確にならないという気がします。最近、例えば新しい公共という言葉があり、そのためにどうするのかは国などでも言っている訳で、そのような考え方は町の何かをする時にどこか出てくるのではないかという気がします。もう少しとにかく少なくとも住民がつくる組織にはどのようなものがあって、それはどのような役割を果たすのか、それ以前に住民はそれぞれに住民はどのような責務を持つのか、その時に先ほどもありましたが、企業市民の役割は大きいということも特にこの町では、ということがもう少し書けないかなと思います。そのようなものがあり、例えばボランティアというものはどのような場面で必要で、それがどのような役割を果たすかということが、何か出てくるような気がするのですが、漠然とした言い方で申し訳ないのですが、もう少し体系的にはっきりできないのかということをおもいます。

**部会長** 町民から見た時に、見やすいと言いますか、考えやすいと言いますか、そのようなことではないかと思いますが、行政の方はいかがでしょうか。

**事務局** ただいまいただいた意見は、まさにその意見を踏まえて、現在、島本町まちづくり基本条例の中身を検討していきまして、意見のあった住民の責務、町の責務、議会の責務ということで、三位一体での役割や島本町のまちづくりのあり方をまとめる条例案を取りまとめています。現在は正式に議会の議決を得ていませんので、この中で文言は入れていませんが、今言われたような意見のエッセンスを住民参画の基本的課題の中に盛り込む方向で検討させていただきたいと思っております。

今申し上げましたまちづくり基本条例の中身については、条例の名称の議決をいただいていませんので、第2節の①の住民参加・参画のまちづくりの推進という項目は新設させていただきましたが、申し上げたまちづくり基本条例の案の中身を総括的に二行で書いてしまい、なかなかわかりにくいという部分もあると思いますので、そのあたりも踏まえて少し加筆修正を検討したいと思います。

**委員** 前にも申し上げたと思いますが、高槻の新しい総合計画ではそのあたりはかなり力をそそいでいるという話を聞いていますので、そのあたりも参考にして、特にここに関わる話だと思しますので、それもお願いします。

**委員** 島本町でも年に1回、ボランティア活動と言いますか、大掃除をするのですが、そのようなところで町の職員の参加はどのようなのでしょうか。もっと住民参加をお願いするという時に、町の職員がもっと積極的に参加するという姿勢があって、住民参加ももっと力強くなると思いますが、そのようなことを触れたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

**事務局** 年に2回、町の一斉清掃をやっておりますが、職員の参加率については把握し切れていませんが、言われた通り積極的に参加すべきだと思いますし、その他の行事についてもできるだけ役職の付いている職員は参加する方向で取り組みを進めています。また、一斉清掃についても課長会議の中で担当課長から周知されていますので、もっと参加するように取り組むべきだと思っています。

**部会長** 地域の学校は参加されています。小学校も中学校も府立高校も参加しているようで、徐々に広がっていくとは思いますが、御本尊の町の方がどうなのかという点は、今後の問題としてもらいたいと思います。NPOの組織の活動支援の項目がありますが、NPOの活動として本町ではどの程度登録されているのでしょうか。

**事務局** 町内のNPO法人は7法人あります。参考までに少し古いのですが、平成22年2月28日現在で大阪府内では2686の法人が認証されています。

**部会長** 他にないようでしたら、第3節に移りたいと思いますので、説明をお願いします。

### ◎3章3節 「住民交流・コミュニティづくり」 基本計画案 25 ページ

⇒事務局より概要を説明

**部会長** ご意見をお願いします。

**委員** 島本町は他所から来られる方が多い町だと思います。年間でも千人近くの方が来られると言うことで、島本町を良くするために他所から来た人の感想などの声をしっかり聞く仕組みがほしいと常々思っています。例えば島本町に来られて、1年から2年たった人の意見を聞くような交流の場を考えてはどうかと思います。

がいかがでしょうか。

**部会長** たまたま遊びに来たという人ではなく、島本町に居住されて1年か2年という意味ですね。そのようなアンケートを採られているようでしたらお願いします。

**担当課** 現在のところ、具体的に転入してこられた方に规则的にうかがう機会はなかったと思います。ただ、各種のサービスや制度においては、他府県や他市町に生まれていて島本町のサービスや制度を使われる時に、感想を聞く機会はそれぞれの運用している中で担当課ではあると思います。言われるようにそのあたりでの満足度も含めて聞く機会があっても良いとは思いますが、どのようなかたちで抽出して聞いていけば良いのかという手法的な部分はいろいろな課題があるのではないかと思います。貴重なご意見として承り、町が発展していくために町外から来られた方の意見を聞く機会については、できるできないも含めて一度勉強したいと担当としては考えています。

**委員** 住民交流促進の中で、文化祭について実施内容に掲載されていますが、この文化祭は住民ホールが今後使えなくなるというようなこともあり、どこで開催される予定で文化祭をあげているのかということをお聞きしたいのが一点です。それと、町民スポーツ祭なのですが、一番心配しているのは、年々参加者が少なくなっているように感じています。合わせて、住民の中でも学校のスポーツ祭ではないかと間違えるぐらい子どもさんの出場数も多く、町民スポーツ祭としては、過去に行っていたスポーツ祭と比べると年々寂しさを感じていますが、それに対しては、今後、どのように力を入れていかれようかとされているのでしょうか。また、高齢化になり、なかなかスポーツ関係は難しいかと思いますが、どのように進めていかれようかとされているのか、その点をお聞きします。

**部会長** 文化祭の開催場所の問題が一つと、もう一つは町民スポーツ祭が年に1回ありますが、参加者が年々少なくなっていることが見受けられます。今後のどのように進めていくのか、かたちを変えてやるような考え方があるのかということも含めてと思いますが、その点の回答をお願いします。

**事務局** 具体的には教育委員会に関する質問で、本日は担当課が出席しておりませんので、明確な答弁ができない状況で申し訳ありません。

具体的に文化祭やスポーツ祭についての今後の取り組みの方向については、文化祭は住民ホールのかなり老朽化が進んでいますので、今後の対応もあります、拠点としては役場やふれあいセンターなどの既存の施設を活用して実施していくことになると思います。内容等については実行委員会なりで具体的に審議していただきながら、もっと今ままで以上に参加が増えるように、一つの住民交流の機会ですので、さらに活性化していくような取り組みを考えていく必要があると考えています。所管は教育委員会にはなっていますが、町全体の取り組みとして、今後のあり方についてもできるだけ多くの住民の皆さん方に参加していただいて、

ここの本来の主旨である住民参画と協働を実践していく取り組みを進めていきたいと思ひます。

**委員** 確認させていただきたいのですが、前回の総合計画の審議会でも担当者が来ていないという言葉が何点かあったと思ひますが、この審議会で審議するにあたり、担当課が来ていないということ自体は、審議内容を進めるにあたってどうなのでしょう。やはり、もう少し担当課の方に出てきていただいて、もっとも意見交換をしなければならないのではないかと思ひますが、そのあたりはどうなのでしょう。前回は担当課が出ていないということで、意見が流れてしまったということもありましたが、このような審議でよろしいのでしょうか。私は少し不安を感じていますがどうなのでしょう。

**部会長** 審議会の本質的な部分になると思ひますが、今の質問は教育委員会に関わるものですが、それに関わらず全ての面で担当があるのであれば、参加してもらいたいと思ひますが。その点、いかがでしょうか。

**事務局** 今は二つの部会に分かれてご審議いただひていまし、各部会の中で、3章の3節については、基本的には①、②、③は自治・防災課が所管しておりますので、自治・防災課は当然出席しています。今の質問は実施状況の中からのご質問で、この中には複数の課にまたがる事業も含まれていまし。その内容については私も具体的に答弁できない状況で、大変申し訳なかつたのですが、事務局としては基本計画の案の中の節に関わる部分で、本日ですと一定の関連する課も含めて担当する課の課長と担当者の出席をさせていまし。実施状況の中での総括的なご質問でしたので、教育の担当が出席しておらず答弁できなかったことは申し訳なく思ひております。ただ、基本的にはご審議いただく基本計画案の章と節の内容に関わる所管の課長は必ず出席することにしておりますので、ご理解賜りたいと思ひます。

**委員** しつこいようですが、章と節に関しては分かりましたが、この実施内容の細かいことのチェックについては総合計画の審議会では、審議する内容としてチェックしなくても良いということになりますが、いかがでしょうか。

**事務局** 審議していただかないということではなく、実施した内容を取りまとめた中には各部局や各課にまたがる部分があり、多岐にわたって担当課が書いていまし。そのあたりの配慮も必要ですので、今後の部会の中では事務局でも十分に確認してお答えできるようにしていきましるのでよろしくお願ひします。

今から呼びに行きましるので、できましたらその他の部分でご審議いただひて、来ましたらお伝えしまし。

**部会長** それ以外でいかがでしょうか。それでは、今の案件については後で説明いただきたいと思ひます。それでは第4章の国際交流について説明をお願ひします。

⇒事務局より概要を説明

- 部会長** この第4節国際交流の部分について、ご意見をお願いします。
- 委員** この国際交流の現状は、島本町ではどのような状況なのでしょうか。
- 事務局** 国際交流の現状についてですが、現在、島本町では国際交流協会という団体があり、そちらの団体で英会話教室、日本語教室、ホームステイの受け入れなどをいただいています。また、近隣在住外国人との交流も実施いただいています。先ほどNPO法人が7と申し上げましたが、国際交流を行う法人が1法人あるという状況です。
- 委員** そのような法人や活動されている団体に対する町の予算や援助はどうなっているのでしょうか。やはり予算がないと個人のボランティアも進まないと思います。ホームステイで受け入れるとしてもそれなりのお金がかかります。
- 部会長** NPOの団体があるという話が出ていましたので、ある程度NPOの活動そのものがそれに関わった時にその中で処理されると思います。
- 事務局** 国際交流協会に対して町から直接補助を出している状況はありません。NPO法人も独自にやられているという状況です。
- 委員** ということは、ここには促進と書いてありますが、何か他人頼みのものであって、促進というとやはり予算を組んでやるのが普通ではないかと思います。皆さんのお考えはわかりませんが、私はそうなのではないかと思います。推進するのに予算を出さないでやってくれ、やってくれというだけでは物足りない感じがしますが
- 事務局** 団体任せというご指摘がありました。金銭面で町の方から支援はありませんが、ここでも環境づくりを進めますということで、町としての関わりが薄い部分がありますが、今後は、国際交流協会やNPO法人への支援や連携の関わりを深めていく必要があるという意味でこのような表現にしております。
- 委員** 例えば島本町ですと相手の国と姉妹提携を結ぶという国は現在ありますか。
- 事務局** 現在は本町と姉妹都市を提携しているところはありません。
- 委員** 例えば、高槻市等では何か所かの国と姉妹交流をしています。向こうの学校の作文や絵などをどんどん送ってきますので、そのようなものがずっと壁に貼り出されていますし、また、市の職員や議員も何名か含んで毎年姉妹都市に行っています。そういうふうにして現地に行って、現地でいろいろな勉強してこられて、また向こうの国から高槻市に来られてお互いに交流されているのです。そういうようなこともやはり促進という言葉が使ってある限りは、島本町もやはりそういう国との姉妹関係があっても良いのでは、つくるべきではないかと思いますが、いかがなのでしょうか。

部会長 中学校あたりはどのようなのでしょうか。2つの中学校がありますが、交流事業のようなものはないのでしょうか。これも教育委員会の問題になるのかもしれませんが、いかがでしょうか。

**事務局** 部会長が言われた中学校については、中国や韓国などからの修学旅行生との交流会を実施しているということは聞いています。言われたような姉妹都市は、府内ですと43市町村のうち28市2町ということで、30の自治体が姉妹都市の提携を正式にされていると聞いています。隣の高槻市ですと3国の3市と姉妹都市提携されています。言われるような各種交流等も行われていると聞いています。その他の市町でも姉妹都市によっていろんな交流事業をされているという状況だと思いますので、これについては、現時点でするしないの明言はできませんが、今後の検討課題であるとは認識しています。

先ほどの文化祭と町民スポーツ祭に関しまして担当課長が出席しておりますので、ご説明させていただきます。

**担当課** 文化祭について、住民ホールがなくなることによって今後どうなるのかということですが、現在、実行委員会で検討しているのですが、今年度についてはそのまま使用する予定です。次回については、他の施設を利用するというので、例えば体育館であるとか、少し離れますがそのような場所で展示するとか、ふれあいセンターケリヤホールを展示の会場として使用していますが、それを町立体育館に移し、ケリヤホールで劇などを行うということです。今後については実行委員会と相談しながら対応していきたいと考えています。町民スポーツ祭の参加の減少については実行委員会でも悩んでいるところなのですが、今後は自治会の対抗戦を増やすなど、自治会への協力を求めるということと、今年からバスの運行をさせていただき、年長者の方に利用していただいています。それもあまり乗っていないということもあり、年齢をもう少し下げてもどうかということで、町内を巡回して水無瀬川緑地公園まで気軽に参加していただくなど、参加者を増やす方法を検討しているところです。今年度についてもバスの運行時間や回数を増やす、年齢を下げるといった工夫のもとでやっていくことを考えています。

**委員** 町民スポーツ祭なのですが、これは子どもの参加者の方が多いように思います。すごく高齢化が進んでおり、これと合わせて自治会もいろいろなかたちがあると思います。参加する方はスポーツ祭に集われますが、参加されない方はなかなか集みにくいといいますか、なかなかその自治会の中に入っていけないということがあります。というのは参加される方はお弁当が出るのですが、参加されていない方はお弁当が出ないとかいろいろあるのです。そこで自治会の方に入っていけないということもありまして、もう少し細かくチェックされた方が良いのではないかと考えています。それと合わせてスポーツ祭の前夜祭が過去においては行われていましたね。あれはなぜ中止にされたのでしょうか。もっともっとPRでき

るという意味からもすごく良かったように思うのですが、なぜ中止にされたのでしょうか。もう一つ、自治会のマラソンの競技も中止されたのはなぜなのでしょう。やはり盛り上がる競技がだんだんなくなってきたと思うのですが。

**担当課** 自治会の対抗戦に参加を求めるとしても、なかなか自治会も役員さんが参加してほしいとお願いに行っても難しいと言われているようです。30代、40代の方にお願いしても断られることが多く、低年齢の競技であれば出られるということでした。前夜祭のリレーは自治会に入っているところと入っていないところがあり、通過するのが難しい問題もあり、警察からも火を持ってまわるということで、なかなか許可を出すにもかなり難しくなっているということです。自治会の協力と警察の許可の関係で実現が難しかったということです。

**委員** これ以上は細かいことになりますので、これで結構です。

**委員** 私も昔はもっと盛り上がっていたと思いますが、今は20年や30年前に比べてスポーツも多様化されていると思います。高槻でやっている市民マラソンのような市民参加という感覚から考えて、逆に言うと町民スポーツ祭は町民参加のスポーツではないと思います。そのようなことも踏まえて全体的に考えても面白いのではないかと思います。今言われたようなバスのことや前夜祭もあるとは思いますが、もっと本当に盛り上げようと思ったら、もっともっと根本的に原因に何かあるのか考えないとこれではしんどいのではないかと思います。言われるように、頼みに行っても駄目で、子どものスポーツ種目になってしまう、辛口で言うともっと汗をかいて原因を追及すべきです。その上で無理だったら止めた方がいいのです。ハッキリ言うと。で違う種目を考えて、市民マラソンでも良いですし、サッカーでも良いですし、ラグビーでも良いのです。やはり考えるべきではないかと思えます。

**部会長** 今の話からしますと、いろいろ難しい話もあるとは思いますが、突っ込んだ展開で各実行委員会との交流を深めて、中身的に問題点の把握といいますか抽出を試みるのも一つで、進めていくか進めていくについても、その問題点の掘り起こしということになるのではないかという気がします。そのようなかたちにできるのかどうか回答があればお願いします。

**担当課** 今後、実行委員会の方でそれぞれの立場の方が役員やメンバーとしてきていただいていますので、そちらの方にも今日うかがった内容について申し添え、できるだけスムーズに皆さんが参加して賑わうように努力していきたいと思えます。

**部会長** 国際交流の部分については、意見がありましたが、それ以外にありませんか。ないようでしたら第4章のまちの基盤整備に入っていきたいと思えます。説明の方をお願いします。

#### ◎4章1節 「土地利用」 基本計画案 28 ページ

⇒事務局より概要を説明

**部会長** ではこの第1節の土地利用について、ご意見を賜りたいと思います。

**委員** ②の市街化区域、市街化調整区域の区域区分の変更について、これはどのあたりをターゲットにして、今後、見直しをされようとしているのかということと、このぐらいのレベルの内容で、基本構想にうたっている内容が島本町として対応しているのかということ、それから地籍調査について、これは前回の三次からされているようですが、今後、もっと具体的にどのようにされるのか教えていただきたいと思います。

**事務局** まず1点目の区域区分の変更については、概ね5年ごとに実施するものです。最終決定は大阪府でされるもので、前は平成17年実施しており、5年後ということですので、平成22年の本年度が変更の時期です。現時点では変更する予定はない状況ですので、平成27年にあるかないかということです。具体的にターゲットということでしたが、現時点では明確にこの部分とは決まっていません。ただ、2点目にも関連します基本構想の内容から土地利用の部分がこのぐらいで良いのかという質問ですが、これについては、現在都市計画マスタープランを昨年度から見直しをしています。本年度も地域別構想ということで、具体的な地域のあり方を取りまとめていく予定にしています。その中で、一体的な都市計画をまとめたマスタープランになりますので、①にあります「都市計画マスタープランに基づき総合的かつ計画的なまちづくりを推進」という部分で、都市計画に関わる全体的な部分については都市計画マスタープランに詳細に明記するというかたちで考えています。3点目の地籍調査については、大阪府は地籍調査について全国的にも実施状況がかなり低いということで、いろんなところからご指摘をいただいています。本町では平成16年に旧の町営東大寺、山崎住宅の跡地ですが、こちらの売却のために地籍調査を使って官民境界の調査を実施しています。面積にすると0.03k㎡ですので、微々たるものです。地籍調査をするにしても人と予算などさまざまな問題をクリアしていかなければならないと考えており、府内でもなかなかできていない状況もあるのですが、この件については議会からも指摘がありますので、これからも進めていく必要があると考えていますので、地籍調査の推進というかたちで一つの項目として位置づけをしています。

**委員** 都市計画マスタープランに基づきという部分ですが、都市計画マスタープランはこの総合計画に基づいて本来つくられるべきものではないのでしょうか。要するに計画の上位下位の関係が何か逆さまになっているような感じがします。すべての計画の大元になるのがこの総合計画ではないのですか。少し書き方がおかし

いような気がします、そのあたりはどうなのでしょう。

**事務局** ご指摘の通り、総合計画が最上位計画でして、その下に都市計画に関わる部分で都市計画マスタープランがあります。ご指摘のように基づきというより、言い回しを検討させていただきたいと思いますが、あくまで総合計画があって、その下にそれぞれのプランがありますので、基づきという表現は精査したいと思います。ありがとうございました。

**委員** 2番のところで5年ごとの見直しと言われたのですが、次回の22年はなしということですが、私は専門的なことはよく分からないのですが、22年はなしということはどういうことでしょうか。

**事務局** ②の市街化区域と市街化調整区域との区域区分の変更は、名前が長くわかりにくい部分もあるかと思いますが、市街化区域と市街化調整区域に線を引きそれぞれ分かれているのですが、例えば、今市街化調整区域になっているところを新たに市街化区域に編入することを総括してこのような言い回しにさせていただいています。申し訳ありません。平成22年に大阪府内で編入の線引きを一斉にするようになっており、本町では、今新たに市街化調整区域を市街化区域に編入する箇所がありませんので、22年は新たに線引きをする予定はありませんと先ほども答弁させていただきました。この内容については、そのようなかたちで市街化区域と市街化調整区域の変更をすることを、市街化区域と市街化調整区域との区域区分の変更としています。これは概ね5年ごとに実施するというので、最終的に大阪府で決定をしますが、その前に島本町の都市計画審議会にお諮りするということかたちになっています。

**委員** これは基本計画ということで①から④まであり、一つひとつはこの内容で良いとは思いますが、基本構想の中で島本町の活性化について財政の問題も含めて将来はこうしていこうということをうたっています。人口はこのぐらいが目標であるなど、その構想に向かってこの計画ができていくという考え方が出てこなければ、この見直しというものはおかしいのではないかと思います。一つひとつに書いてあることは確かに22年に一斉に大阪府が見直しで、島本町は間に合っていないので仕方がないということになります。であれば次の5年先に向かってこうやってきたいということで、やはり構想に向かって計画が動く、その計画に向かってマスタープランが動くとハッキリと目標に向かって動かないことではただ書いてあるだけで、それが消えるということになってしまうのではないかという感じがします。

**事務局** 総合計画基本構想で土地利用のあり方については、明確に3つの区分に分けて書かせていただいております、それを踏まえての基本計画の土地利用となっています。28ページの土地利用についても、言われたように基本方針の中では、「自然環境や都市環境が調和した安全で快適なまちづくりを進めるため、総合的かつ計画的な

土地利用を推進します。」ということで、基本構想の内容を取りまとめて3行にしていますが、それを踏まえて4つの基本計画の項目があります。その中には当然、都市計画マスタープランとして地域全体を考えたまちづくりのあり方をまとめたプランがあります。そのプランに基づいて実施しますし、こちらの基本計画の4つの項目についても、実施計画の中で4つの項目の枝葉が付き、それぞれの事業が出てきます。基本構想があり、基本計画があり、実施計画があるのですが、その間にそれぞれ個別のプランもありますので、それらを全体的にとりまとめて実施していきたいと考えています。

**委員** ということであれば、5年の間、島本町は何もさわらなくても我々の考えているマスタープランはできるということでしょうか。今の状態でさわらなくて今考えているいろいろなプランができるのでしょうか。5年後までさわらなくても良いように区分を変えておいて、マスタープランがあるので変えておいて、5年間はさわらなくても良いというのであればわかりませんが、5年後に見直しなので、それまでさわらず、マスタープランはこんなところにある、どうして進めるのですか。

**事務局** 元々の基本構想の部分では、町内をA、B、Cの3つのブロックに分けて、その地域の特性に応じた土地利用を進めていくということをうたっています。その中で特にBブロックについて見直しをしています。一つの理由としてはJR島本駅の設置効果などによる都市基盤の整備とともに、新たな施設の立地が期待される区域という目標を持って見直しをしています。そして、その構想に基づく基本計画になりますので、大阪府では22年に見直しの時期を迎え、概ね5年ですので、その間のいろいろな状況の変化や土地利用の変化に適宜対応していくことが基本的なスタンスですので、将来の平成31年を目標とはしていますが、その目標年次に基本目標が達成できるような施策の取り組みとして、土地利用は一つの大きな課題ですので、それについてここでは4つの項目をあげていますが、さらに具体的な地域については、今後も実施計画等で検討していくということになります。

**委員** そのようなことであれば、島本町の都市計画マスタープランについて概要でも教えていただかなければ細目が分からないということにはなりませんか。

**委員** 私が思うには5年後に切り替えていくのであれば、今のスタートの時点でできていないといけないのではないですか。5年間サボらなくても良いようにしておかないと、この計画年度と府の5年ごとがずれているような気がしませんか。であれば、21年度に計画を立てておいて22年度に島本ではこことことをさわります。というのであれば分かりますが。

**委員** この総合計画の検討時期が本来であればもっと後であったものを前倒しにしていることも関係しているのではないですか。

**事務局** 検討の時期がずれるという問題ではありません。元々基本構想は平成24年を目

標にしていますが、先ほどのような事情から前倒しで見直しをしています。それと地域の状況がどこの自治体でもそうですが、整合していれば問題はないのですが、地域の事情で前倒しをしたり、1年、2年遅れるという状況もあります。本町の場合は、計画の前倒しにはなりますが、そのようなことで実際の計画とは一致しない部分もありますが、今後、都市計画マスタープランも今のプランから見直しをしています。全体の構想に関わる部分については集約していますが、地域別の具体的な構想についても今年度見直しをする方向で作業を進めていますので、それと基本構想、基本計画、そして都市計画マスタープランの整合を当然図りながら進めていくということで事務を進めていますので、それについても今後、資料等をお示ししながらご審議をお願いしたいと考えています。

**委員** であれば、市街化調整区域を変更についてさわるようなマスタープランの内容は含まれていないと考えたら良いのでしょうか。

**事務局** 今の質問は具体的な地域があるのかということによろしいでしょうか。現時点では明確な地域はありませんが、ただ、区域区分の変更、線引きの見直しについては、例えば市街化区域に変更する場合であれば、その地域の土地利用の成熟がある一定固まった段階で初めてできるものですので、現時点ではそのような市街化調整区域の中で明確に位置づけされ、熟度の高い区域はありません。

**委員** 要望になると思いますが、いずれにしても島本町の財政は非常に厳しいと言われる中で、我々住民としても心配しています。他の市町村と住民サービスに格差がついてくるということも住民としては出て行く理由になってしまいますので、何とか島本町の財政を立て直さなければならないということから、構想の中でも一番財政に影響があるのは、人口増や企業誘致などのために土地利用が大きいということは、誰しも分かった中で考えてきたものですので、市街化区域や市街化調整区域ということだけにこだわらず、①に総合的な土地利用の推進と書いてありますので、その中でも企業誘致や人口増になるような対策によって、島本町の財政を潤すという方向に持って行かなければならないのではないかとということを最後に付け加えておきます。

**事務局** 全くご指摘の通りだと思います。ですので、そのようなことも踏まえて、今回、基本構想については土地利用の方針を大きく3つに分けていますので、その中のBブロックについては、ご指摘の点を十分にしん酌しながら、例えば人口増加を図るための一つの手法として限られた土地を有効に利用するという事は、道筋としてそのようなかたちになると思います。その方針を大きく見直したということは、議会でもご審議いただき方向性を確認していただき、今の島本町の地域特性に応じた人口増加のための住宅開発や企業誘致は重要な課題と認識しています。いろんなかたちで危惧されています住民負担がどうなるのか、住民サービスをできるだけ低下させないようなかたちで維持していこうとすれば、財源の手当も必

要になってきますので、そのような町全体の今後の方向性を考える上で土地利用が不可欠であると認識しています。そのようなことも十分踏まえて、今後、適切な土地利用計画に努めていきたいと考えています。

**部会長** そうしますと、この3番目の用途地域の見直しの検討という部分は2番目に関係してくるのでしょうか。

**事務局** 用途地域の見直しは、②の区域区分の変更と密接な関係があります。現行の市街化区域の中にも様々な用途区分があり、それを見直すという手法もあります。新たに市街化調整区域を市街化区域にすることによって用途地域を新たに設定する必要があります。現在の市街化区域の中の用途について地域の実情に応じて、例えば工業系であったものが、工業がなくなったので住居系にするということもあります。考え方としては2つの用途地域の見直しの手法があると考えています。

**部会長** この中には将来的な部分も含まれているようですので、なかなかキチンとしたかたちでは捉まえにくい部分があるのではないかと思います。それ以外にありませんか。ないようでしたら、第2節の交通体系に移ります。

#### ◎4章2節 「交通体系」 基本計画案 29 ページ

⇒事務局より概要を説明

**部会長** 交通体系に関連してご意見をちょうだいしたいと思います。

**委員** 島本の交通体系を考える場合、私は大沢、尺代の問題を排除するべきではないと思います。何らかの交通手段を考えるということを基本計画の中に入れておいてはどうかと思います。定期的な交通手段をつくるのが難しいとしても、町の行事が行われる時に、特別に配慮するなど、先ほどもスポーツ祭の時にバスを走らせるという話がありましたが、そのようなことをしてでも決して大沢、尺代を別にせず、きちっと島本町の施策の中に入れるということがわかるようにする必要がありますと思いますが、いかがでしょうか。

**事務局** 大沢、尺代について道路の計画など基本計画に入れるということでしたが、現課では尺代地区については、議会でも審議いただきました尺代5号線の整備を計画しております。これについては都市計画道路水無瀬鶴ヶ池線から接道して尺代の集落につながるということで、現在1路線は確保できていますが、災害応急時に対応するということから平成25年を目標に整備を進めています。大沢地区については町道ではなく、府道として柳谷島本線から高槻側については伏見柳谷高槻線、一部大沢に行くには京都府になりますが、乙訓土木の管轄区域もあります。現在、京都府においては、一部、柳谷から大沢地区の道路の拡幅ということも整備されております。今後、確かに大沢に行くには府道の路線一つしかありませんが、徐々に大阪府でも拡幅できるところについては拡幅されているという認識は

しています。

**委員** 交通体系の2番のバス交通の充実についてですが、島本町のバスは若山台と水無瀬駅を結ぶ阪急バスが1路線と、国道にもありますが、主にこの路線だけではないかと思います。その他として有効に活用されているのは町が走らせているふれあいバスがありますが、無料で高齢者しか乗れないということがあります。島本町は道路が狭く大きなバスが走れないというところ、尺代だけでなく山間部では便利の悪いところが多々あるということから、能勢町などではデマンドバスを小型のバスを使用してやっていますので、あのようなものを考えられないかと思います。ふれあいバスは無料ですが、無料がよいとは限りませんので、それとミックスさせたデマンドバスを民間で運営するというのを考えて、高齢者でなくても車に乗れない、子どもを連れて乗れるというバスをつくる必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

**担当課** バス交通の充実ということで、言われたようにバスについては、JR島本駅ができて若山台から経由するバスの本数も増えています。確かに、水無瀬駅、島本駅、若山台の地域を結ぶ阪急バスの運行ですが、ふれあいバスの関係については、お叱りを受けるかも知れませんが、担当が別でバスの運行がどのようになっているか把握しておりませんが、バスについては、土地利用の関係でバスの充実についても山間部の開発が予測されれば、現課としてはバス路線の充実を図っていきたいということでこの項目を書かせていただいています。また、関係機関との連携については、今後、協議をしていく中で改善を図っていきたいと考えています。

**部会長** 担当はどこの課になるのでしょうか。

**事務局** お尋ねの主旨としては、バス交通の充実ということで、一つにはJR島本駅の開業にともないバス路線が拡充しています。それを山間部の大沢、尺代へもということで、定期的でなくても必要な時にバスの配備をするということも当然考えていく必要はあると思いますが、一つの事例でデマンドバスを民間の業者を参入させて行うという方式もあるかと思いますが、今の福祉バスとの関わりの中で、バスの路線の見直しもご指摘をいただいているところもありますので、今後のバスのあり方については、この章で言っている民間のバス、行政が運営している福祉バスのあり方も含めて検討していく必要あると考えていますが、この基本計画の中でそのようなことも含めて見直しをしていきたいと考えています。

**委員** 先ほどもありましたが、大沢の件で、柳谷から大沢に行くところで道路の拡幅の工事をしていると思います。過去の道路と比べると相当いい道路になっていると思います。そのようなことを考えると、大沢に福祉バスはバスの方が大きくて通れないというご意見を過去に聞いたことがあります。拡幅工事をされた後でもやはりふれあいバスは不可能なのでしょうか。これも消防になると思いますが、緊急の場合は高槻から入っているのでしょうか。やはり大沢の方も島本町の住民

ですので、手厚くして当然だと思います。過去には学校に行くお子さんのためにバスが上がっていたと聞いていましたが、今は何のバスも上がってきていないと聞いています。道路整備も進んだことですので、もう少し見直してもよいと思いますが、いかがでしょうか。

**担当課** 府道伏見柳谷線は京都府側ですが、幅員については言われたように1台通ればぎりぎりの路線ですが、対向できる幅を京都府側で施工されると聞いています。

**委員** 過去では対向できない幅員だったのですが、今は道路整備されてしっかり道路の拡幅ができています。そうしますと、ふれあいバスが最低1日1回上がってあげてもよいのではないかと思っています。住民は少ないとしても島本町の住民なので、手厚くしていただきたいと思っています。過去には学校の通学のバスが上がってきていたと聞いていますが、いかがでしょうか。救急はどのような体制になっているのでしょうか。

**事務局** 府道の拡幅整備にともない、大沢地区の世帯数に関わらず、1世帯でも2世帯でも当然町域の中を配備するような計画も必要になってくると思いますし、今回の府道の拡幅にともない、今まではバスが通れないという課題がありましたが、完了してバスが走行可能になったということもありますので、町で運行している福祉バスのあり方についても、当然、見直しが必要になると思います。ただ、今すぐにこうするという答えはできませんが、今の意見を基に現課でも協議するように進めていきたいと考えています。消防の救急の体制は確認して後ほど答弁させていただきます。

**委員** 皆さん方の話を聞いていて思うのですが、どうも総合的な交通政策の話になっていないという感じがします。まず、町内にどのような交通問題があるのかということを確認しておく必要があるのではないかと思います。お話を聞いていて山間部と市街地では交通問題が違っているようで、地域によって異なる交通問題があるということを確認すべきだと思います。その中で一つは公共交通の問題が明確に浮かび上がっていて、その公共交通ではバスの話しかしていませんが、自動車交通と公共交通をどのような関係を持たせるかということが非常に重要で、全て自動車でまかなうのであれば公共交通を言う必要ないということになります。町としてはそのような話ではないということで、では自動車交通にどれだけ頼り、路線バスと福祉バスのものを明確に分ける必要があると思いますし、場合によってはボランティアを活用できるような交通体系を組むことができる可能性もあると思います。このあたりはそれぞれの自治体が一番工夫できる部分で、工夫をしている部分だと思いますので、そのようなところに知恵を絞るべきではないかと思っています。やはり、交通弱者をどうするという項目があってもよいのではないかと思っています。渋滞の問題や交通安全の問題、交通公害の問題も

問題にならないのか、問題になるのか、特に大都市では歩けるまちづくりが非常に問題になっていますので、全体の交通体系の中で歩行者交通をどう位置づけるのかというのは非常に重要な問題で、自転車もちろんそうですが、歩行者交通や自転車交通に多くを頼ろうとするのであれば、それなりの対策が必要となります。公共交通にそこまで力を入れる必要はないということもできる訳で、やはりどのような交通問題があり、それに対してこのような対策を行いますというスタイルにしていただかないと、総合的交通体系、あるいは総合的交通政策にはならないだろうと思います。

**部会長** 言われたような内容について事務局で考え方を整理していただきたいと思いますが、いかがですか。

**事務局** ご指摘いただいた点についてですが、先ほどからご意見をいただいておりますが、地域によって課題が変わっているということが現実としてありますので、平坦部における交通利便性の問題、山間部における交通アクセスをどう確保するのかという、大きくそのような問題がありますので、前段でまず交通体系そのものの課題を整理する必要があると思っていますので、そのような整理をしたいと考えています。公共交通は車社会と言われる中でCO2の問題などに発展していきますので、基本的には公共交通のアクセスを充実させるということが必要になってくるとはと思いますが、自動車交通の必要性もありますので、そのような課題整理について本日のご意見を踏まえて整理させていただきながら、まちの活性化と住民の生活利便性の向上を図るための方針をもう少しここに記述を加えていきたいと考えています。

**委員** 道路整備のところでは道路機能の維持向上とありますが、いろいろやらなければならないことはありますが、跨線橋は島本町の交通体系を考える上で特別に大事なところで、ここの整備をするということは欠かせないと思いますが、いかがですか。

**担当課** 桜井の跨線橋ですが、今年度、長寿命化の修繕計画を策定させていただきたいということで、議会でも承認をいただいております。確かに桜井跨線橋については、島本の東西を結ぶ唯一の高架橋ですので、そのような認識の中で、修繕策定業務の中にも入れていますので、今年度、橋梁の点検を実施し、その結果に基づいて今後考えていきたいと考えています。

**事務局** 先ほど質問のありました大沢地区への救急の対応についてですが、本町の消防署から救急の要請があれば本町から行っているということです。遅くなって申し訳ありません。

**委員** 都市計画道路の整備についてですが、未整備があと何本あるのか、確か島本町は3本ほど30、40年前に決められていると思いますが、その内の1本が先ほど言われた跨線橋の道路だと思いますが、あとの2本は、未着工路線の整備を進めま

すとありますが、これは本当に目処が立っているのか、規模も大きいし周辺は住宅が建っているの土地の確保ができていないのか、その辺りの見通しがあるのか、ないものを書くということもどうかという気がします。

**事務局** 都市計画道路は本町では7路線が都市計画決定されておりまして、そのうち3路線が整備済みです。整備済みは国道171号、水無瀬鶴ヶ池線、桜井駅跡線のJR島本駅から信号までの3路線となっています。あと4つの路線が計画決定のみで着工の目処が立っていないということで、府道が2本、町が2本となっています。平成16か17年ぐらいに府内一斉の見直しをしており、その中で町でもいろいろな検討をしまして、見直しは今言われたように住宅が張り付き、交通形態が変わり必要性がないものについては廃止すべきではないですかということで府内一斉に行われました。本町では4つの路線のうち大阪府が所管されます島本中央線と申しまして、西国街道とほぼ同じ路線となるかたちで高槻市から大山崎町へ抜けるメインとなる都市計画道路があります。それに合わせて国道へ出る町の路線が2本あります。この関係については必要性があるということで、現時点ではその時の見直しの対象から外しましたので、今後ともいろいろな社会経済情勢などの面があるとは思いますが、現時点では位置づけとして残していますので、今後とも整備を促進するというかたちで記載をさせていただいています。

**委員** 都市計画道路ではないのかもかもしれませんが、JR線沿いに道路用地が確保されていますが、あれは工事を進めてはどうでしょうか。

**担当課** 今言われているのは、昔の小畑農道からJR沿いを南へ行くところだと思いますが、そこについては町有地が一部あり、開発等でセットバックしていただいて広さ的には道路の形態があります。まだ一部民地が残っているという状態です。本来は道路の計画を当時立てるということで開発業者にも協力していただいた経過もありますが、現在のところ用地はありますが、道路を新設するということまでは考えていません。ただ、必要が生じた場合については町有地がありますので、道路の新設はできるとは思いますが、先ほど申しましたように、今のところ計画は持ち合わせておりません。

**部会長** 時間も経過していますので、この問題については次回に申し送ってご審議いただければと思います。第1案件については以上としたいと思います。

## 【案件2】 その他

**部会長** その他、事務局から何かありますか。

**事務局** 次回の部会は、欠席の委員を確認して調整します。

**部会長** 以上で本日の部会を終了します。 <終了>

(様式第2号)

## 要 点 録

平成22年6月2日作成

会議の名称	島本町総合計画審議会 第5回「第2部会」		
会議の開催日時	平成22年5月24日(月) 午後2時~4時		
会議の開催場所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	3名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	岩井(長)委員、大西(義)委員、岡田委員、沖委員、坂田委員 高山委員、中塚委員、松田委員、 (五十音順)		
会議の議題	1、基本計画(案)について 2、その他		
配布資料	なし		
審議等の内容	別紙のとおり		

## 島本町総合計画審議会 第5回「第2部会」 要点録

日時	平成22年5月24日(月) 午後2時～4時
場所	島本町役場 3階 委員会室
出席者	出席委員 8名、事務局等 9名

### 1. 開会

**事務局** それでは、ただいまから、島本町総合計画審議会第4回第2部会を開催させていただきます。

本日、審議会委員15名のうち、8名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは**部会長**、議事進行をお願いします。

**部会長** それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

#### 【「異議なし」の声】

**部会長** ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

#### 【傍聴者入場】

### 2. 【案件1】 基本計画(案)について

**部会長** 前は、4章の第2節の交通体系まで審議を行いましたので、今回は4章第3節の市街地整備から審議を進めたいと思います。事務局より説明をお願いします。

#### ◎4章3節 「市街地整備」 基本計画案 31ページ

**部会長** それでは、今説明がありました内容についてご意見等をいただきたいと思います。

**委員** 以前にも質疑があったかと思いますが、基本方針のところ、都市計画マスタープランに基づきとある書き方は、基本計画の方が上位だと思いますと、この基づきというのは問題があると思いますが、いかがでしょうか。それから、阪急水無瀬駅とJR島本駅周辺の商業機能の充実を図るとのことですが、商業機能の充実だけでよいのかと思います。町長は行政サービスの充実ということも言われていたと思いますが、いかがでしょうか。

**事務局** まず、一点目の都市計画マスタープランに基づきという部分については、前回

の部会でも第1節の土地利用の①総合的な土地利用の促進の3行目も委員からの指摘のように、島本町都市計画マスタープランに基づきと書かせていただいておりますが、総合計画の方が上位計画ですので、この表現はいかがかという指摘が他の委員からもありましたので、修正すると答弁させていただいておりますので、今指摘の内容についても修正を図っていきたいと思います。二点目の商業機能の充実だけでよいのかという指摘ですが、ここはあくまでも市街地の整備という項目で書かせていただいておりますので、どちらかと言いますと商業機能の充実というハード的な部分での内容としております。ご指摘の行政サービスの充実については、7章の構想実現に向けての行政運営というところでさまざまな記載内容がありますので、ご指摘の内容はそちらの方で窓口サービスなどで入るのではと考えています。

**委員** 前回の計画から、自然環境との調和を考えた確保を検討するという部分が省かれていますが、確保の検討は済んだと捉えてよいのでしょうか。

**事務局** 前計画での用途空間の確保とあり、今回はこの点について言い回しとしてはありませんが、当然整備する中では詳細にあると思いますので、そのようなことも含めた大枠の内容となっています。また、景観の部分でも以前から指摘をいただいておりますが、景観も踏まえてゆとりのある機能の充実を図ることを網羅しています。

**委員** 市街地の整備ですが、特にここに記載されている水無瀬駅から島本駅の間のにぎわいを見た場合、市街地の整備に行くまでもなく、数年前から衰退してきているように思いますが、その点をなぜかということをも十分反省して立案していくことが大事ではないかとは思いますが。高槻までいかなくても人口が問題なのか何が問題なのか考えてやらないと、民間活力を利用して整備していくことになると思いますが、そのあたりをどう考えているのかということが大事だと思います。

**事務局** ここの中心市街地の整備という部分では、ご指摘いただきましたようにハード面については、平成20年に阪急水無瀬駅から島本駅の間府道沿道部分を近隣商業地域の用途地域に変更させていただきました。これは建物規制の部分での用途の緩和を見据えています。商業の衰退というご指摘もありますが、これは商業という部分は別枠でありますので、そのあたりとの整合を十分図りながら、ハードのみならず全体的な検討を踏まえて、実施計画でより具体的に検討が必要と考えています。

**部会長** 実施計画の中で細部にわたっての話が出てくるようです。それ以外にありますか。

**委員** 前回欠席していましたので、お話が出たかも知れませんが、島本駅西側地区についての具体的な方針についての記述が基本計画で全然ありません。地権者の方達の意向調査をされている段階と理解していますが、やはり総合計画は今後10年の大きな町の方針を定めるということであれば、何らかのかたちで今ある程度記述できる内容に限られたとしても、記載をしていただきたいと思います。島本駅周辺の整備という書き方はされていますので、その中に含まれているといえそうなので

すが、やはり西側については自然環境との調和などは基本構想にはあるので、やはり計画の段階にふさわしい方針を是非検討していただきたいと思います。

**事務局** 具体的な地区の話をいただき、冒頭に前回ご欠席という話がありましたが、前回の部会の中でご議論いただいた内容でもあります。28 ページを御覧いただきたいのですが、4章第1節に土地利用という部分があります。この右側の①の総合的な土地利用の推進という部分で、町全体、地域別の土地利用や都市施設のあり方を示し、都市づくりの基本方針となる都市計画マスタープラン、この基づきは修正させていただきますが、それらを踏まえて総合的かつ計画的なまちづくりを推進します。都市計画マスタープランについては以前にも質問があり、答えさせていただきましたが、昨年度から具体的な検討をしております。今年度は地域別構想として地域を幾つかの区分に分けて、地域のあり方を詳細にとりまとめる予定にしています。その中で先ほど指摘のありました具体的に桜井西側ということではありませんが、総括的に地域の土地利用のあり方などを示していきますので、決して基本計画の中にはないということではなく、この中で地域ごとの土地利用のあり方は記載させていただく予定にしています。この土地利用の推進のところでそのような位置づけをさせていただいています。駅西側についてはこれから地権者の方と話を詰めていく段階ですので、そのようなことも踏まえて都市計画マスタープランの中に意向などを取りまとめた内容として掲載してきたいと考えています。

**委員** それで結構ですが、駅西側の地権者の方達に話を聞く機会がありましたが、やはり町がどのようにしていくのか分かりにくく、なおかつ積極的に良いまちをつかっていこうという意気込みが感じにくいということは、地権者の方だけでなく他の方からもそのような声を聞きますので、町として意気込みとして大事な地区として捉えているということが分かるような表現が基本計画のどこかに入っていてほしいというのが私の希望です。他の項目でも結構ですので検討の対象として置いておいていただければと思います。

**部会長** 実際には実施計画の中で具体性を持たせていくということになると思いますが、そのあたりは行政の方ではいかがでしょうか。

**事務局** 今、お話しいただきました町がどうするのか分かりにくいということですが、地権者の方とお話しする中でもそのようなご質問を实际いただきました。ただ、町として申し上げますのは、やはり地権者の方の土地ですので、町としてどうすると言う前に地権者の皆さまの意向を十分踏まえ、方向性を出した中で町ができることは支援していきたいということが基本的なスタンスですので、これからも地権者の方とお話をさせていただき、地権者の御意向を踏まえた中で町としてやらなければいけないことは当然支援していきたいと考えています。

**委員** 今の意見に関連するのですが、阪急水無瀬駅から島本駅の間では平成20年に用途変更がされています。問題は今の西側ですが、JRで分断されていることは事実

ですし、当初は地下駅ということでJ Rは考えられていたようですが、実際は橋上駅になり分断されてしまっているということで、今後のまちづくりを全体的に考える中で、東と西の連携をどのような方法で考えられているのか、そのようなものがどのように生かしていけるのか、その辺りの考え方だけをお聞きします。

**事務局** ご指摘のように、車としては役場の前に走っています都市計画道路が、J R東海道本線で分断されている部分を通行できるようになっています。それから駅の設定については、歩行者や自転車の通行のために半地下方式で利便性の向上を考えていたのですが、やはり財政との整合を図るということで、ご指摘のとおり橋上駅になりました。橋上駅にするにしてもエスカレーター、エレベーターの設置で皆さまに御不便をかけないようにしていますが、それから一步踏み込んだ部分で、例えば桜井踏切などもあります、そのあたりも車が通行しにくいというご指摘もいただいています。そのあたりも踏まえて、どこまでできるか分かりませんが、先ほど申し上げました都市計画マスタープランの地域別構想の中で具体的な地域の課題を洗い出し、それがどのように改善できるのかという計画も立てていきますので、かなり財政的に難しい部分はありますけれども、課題を整理して実行できるものはプランの中に反映していきたいと考えています。

**委員** この頃は行政の側から見ると、やはり個人の権利に重きを置いていて、私が思うのには15年前に起きた阪神淡路大震災の折りに、神戸のまちが部分的に壊滅して後のまちづくりでは公の場で道路をどうするのか将来のまちづくりをどうするのかを決めたと思います。島本は幸いそのようなことがなく、J Rの西側には農地があり、東側は個人の家や企業さんの建物があったりしますが、阪急水無瀬駅とJ R島本駅の間でも個人に任せてはなかなかできないことがあり、どうにもならないと思いますので、その辺りで計画があっても将来性や実現性があるのかどうかは別にして、このようなまちにしたい、阪急とJ Rの間はこのような形態に持っていきたい、西側はこうしたいというような将来を見据え、個人の権利を全く無視しているということがあるかもしれませんが、そのような抜本的なことでやらないと本当の良いまちづくりができないのではないかと思います。個人のことを尊重しすぎるとなかなか100年経ってもできないのではないかと私は思っていますが、行政の方はどのような考えかお聞きしたいと思います。

**事務局** ご指摘いただいた阪急水無瀬駅からJ R島本駅の間につきましては、現行の都市計画マスタープランの中でも中心的な都市軸として位置づけしています。現在検討しています都市計画マスタープランでも恐らくそのようなかたちになると思います。ただ、従前から比べてJ R島本駅ができましたので、その間の用途地域の変更をさせていただいていますので、さらにもう少し位置づけなどについて具体的の方針づけをしていくべきだと思いますので、都市計画マスタープランの地域別構想の中に踏まえていきたいと考えています。

**部会長** 他にないようでしたら、第4節の方に移りたいと思います。説明をお願いします。

#### ◎4章4節 「公園の整備」 基本計画案 32 ページ

⇒事務局より概要を説明

**部会長** 今の説明の通りですが、ご意見のある方お願いします。

**委員** 東大寺公園の整備ですが、私は水無瀬川があるところの整備については大阪府と共同して取り組む必要があると思います。元々水の文化園構想は大阪府の構想ではないかと思っていますが、公園から川面を見下ろすということではなく、もっと川に近づいて川と接し、水と親しむというかたちの整備が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。もう一つは公園の整備ではトイレの充実が欠かせないと思います。奈良の世界文化遺産に比べてはいけないとは思いますが、トイレが整備されているということは極めて気持ちの良いもので、今の公園についても遊具だけでなくトイレという視点も必要と思いますが、いかがでしょうか。

**部会長** 水無瀬川をもっと身近にという話と公園のトイレの話と2つありましたが、よろしくをお願いします。

**担当課** 水の文化園構想ですが、平成2年に現在の国土交通省、大阪府、島本町という三者によって基本構想ができました。一部できていまして、言われたように下から上を見上げて最終計画では川の中を歩いて淀川の方まで行けるという構想で、平成2年から整備をさせていただいていましたが、現在は府の財政難で止まっています。ただこの基本構想は終わっていませんので、今後とも水無瀬川の整備については当然要望していくことを考えています。それからトイレの関係ですが、水の文化園構想において島本町内のアクセス道路を計画しており、その中で各ポイントにトイレを計画させていただいております。例えば広瀬公園のトイレについても水の文化園構想の中の一環で拠点としてトイレを設置させていただいています。将来的には場所としては東大寺方面になりますが、JR沿いに広い場所があり、そこについても基本構想では公園を整備しトイレを設置するような計画がありますが、現在は可能かどうか分かりませんが、構想の中ではトイレの整備も計画させていただいています。その中でも東大寺公園は人が多く来ていますので、トイレについても議論の分かれるところですが、現在は一つ増設し対応しています。

**委員** 東大寺公園、水無瀬川の整備についてですが、まず防災面からやるのか、文化園構想を主体にするのかでやり方が変わると思います。水無瀬川は一度決壊していることも聞いていますので、その辺りから防災と公園が一体的に整備できるのか分かりませんが、以前、山口市の一の坂川に行った時にはホテルが良く飛んでいまし

たが、以前は浸水していたものを防災と公園を兼ねた整備をされていました。水無瀬川がそのような方向性で行けるのかどうか行政の方の考え方をお願いします。

**担当課** 防災面ですが、確か 100 年確率で水無瀬川の改修の計画を立てられていると思います。今の断面から引き堤を行い、最終計画では 100 年確率に対応できる防災面も兼ねた改修と聞いています。公園の整備と当然マッチしながら府とも協議させていただきたいと思います。その中で護岸についてはホテルの関係や自然の多様性など生物が生息できるような河川整備は言われるように必要だと思いますので、整備にあたってはそのようなことも視野に入れながら協議していきたいと思います。

**委員** 島本町は公園がいろいろとあると思いますが、人口密度から考えて他の市町村の平均に比べて島本町は恵まれているのか、あるいはこの点は恵まれているがこのような集落の中は恵まれていないのでつくらなければならないということがあるのかどうかお願いします。

**担当課** 人口密度に関する公園面積は、数字として出ております。島本町の公園については行政面積が 16.78 k m<sup>2</sup>で、その中で山間地域が 7 割、市街地が 3 割、その市街地の中で面積的には 74,165 m<sup>2</sup>が島本町の公園の面積となっています。全体的には 67 公園あり、その中で都市公園、都市計画公園が 11 公園、児童公園が 56 公園となっています。比率はみていませんが、島本町の公園の面積は以上です。

**委員** 32 ページの一番下の公園管理のボランティアの関係ですが、今話があったように島本町内にはたくさんの公園があるとのことでしたが、そのような公園を管理していく上でボランティアの方の協力は非常に重要なのかなと思います。府の方でもいろいろな形でボランティアに参加していただいて、公園だけではなくいろいろな箇所の管理をやっていると思いますが、ここを読んでみますと現状ではボランティアの協力を得て管理等はされていないのかということと、今後やるとなった場合、まだやっていないけれどもそのような団体があるのかどうかということ、そのような団体に参加していただく手法の方向性について教えていただきたいと思います。

**部会長** 今の質問の中で、ボランティアの人達の活動が重要であり、またそれは参加しやすいかたちにならなければならないと思います。現状の町内のボランティアの方々の活動というものをどのように受けとめて、どのように展開されるのかということについてお願いします。

**担当課** 公園管理のボランティアですが、現在はそのような組織はありません。アドプト制度に基づいて公園管理のボランティアを検討していくということですが、具体的な構想は持ち合わせていませんが、自治会や企業を取り込む取り組みが今後必要になってくるのではないかと考えています。今のところこのような方向で進むという案はありませんが、基本的には公園管理ボランティア制度を検討して公園管理に取り組みたいということで計画としてあげています。

**委員** 緑の基本計画の中で消防署の北側の調整区域のあたりが大規模な基幹公園の予

定地で位置づけられていましたが、もしそのような位置づけがあるのであれば、調整池そのものが都市機構から町へ管理が移管されて町の土地になっていると聞いています。それから大きな調整池そのものも広域の下水幹線が完成すれば役割を終えるということで、もし基幹公園に位置づけられているのであれば、そのような状況になってきていますので、今後何らかの具体的な検討を考えていただきたいと思っています。

**事務局** 確かに旧の公団から町へ無償で移管を受けています。消防署の少し山手に2つの大きな調整池がありますが、従前は公団所有ということで税金もかかっていたのですが、現在は町有地ですので非課税地になっていますので、そのような事も含めて有効活用を図っていかねばならないと考えています。具体的な計画はありませんが、できるだけ早い段階で有効活用を進めていく必要があると認識しています。

**委員** 水無瀬川について質問します。水無瀬川のJRから阪急までの間には何か事故があった場合はすぐに降りられる階段があるのですが、JRから山手については全く川に降りるものが全くつくられていないのですが、これはどういうことなのでしょう。子ども達が川に例えばはまっても、全く川に降りるような場所が全くつくってありません。阪急からJRの間は2か所ぐらい階段ができていて、川に入れる階段ができていますが、これはなぜなのでしょう、これをまずお聞きします。

**担当課** 先ほど説明しました島本水の文化園構想の中で整備されたもので、下流の方から整備を進めておりますので、両サイドに護岸ができています。この計画がJRから上流の東大寺公園から名神の下あたりまで計画があります。その時には親水公園ということで川の中まで行ける整備構想がありますが、今できているところについては大阪府が水の文化園構想に基づいて階段整備をされている状況です。

**部会長** 町としてはそのような事についてどのような考え方でそのような構想があるのかどうかについてお答えがいただきたいのですが。

**担当課** 島本水の文化園構想の中で、当然、島本町も入ってこの整備構想ができています。その中で上流部分については東大寺公園の整備として親水性の高い川に寄りつけて、淀川の方まで歩いていけるという構想に基づいて島本町も大阪府と協議をさせていただきたいと思います。

**委員** 階段を設置するという計画は町としては持っているということですね。文化園構想も大阪府の財政難で先が未定だと思いますが、ではこの間何かあった時はどうされるのでしょうか。全く子どもの遊び場所に東大寺公園はなっていますので、何かあって子どもが川に落ちた場合、全く川に入る場所がないのですが、本当に私は危険ということを保護者の方からよく意見として聞いています。この文化園構想を待つ間に何か事故があった場合その対応はどこでされようとしているのでしょうか。

**担当課** 調子橋から上については直接降りられる階段はありません。低いところから降

りて遊ばれている光景も見かけますが、基本的には階段はありませんので、今の意見については大阪府と協議をさせていただいて検討させていただければと思います。

**部会長** 危険ということから考えると、時間的に早めに考えて行かなければならないこともあるかと思います。

**委員** 公園遊具に関連してお尋ねします。島本町も高齢化して、また少子化ということで使われていない公園を目にします。使われていない公園の遊具の整備ができていて、逆に使っている公園の遊具が全く錆びている状態ということも目にしますが、使われていない公園の今後の利用は町としてどう考えているのでしょうか。例えば、一軒に車が2台、3台となっていますので駐車場にするとか、それか地域の方にお花を植えさせてあげる場所にするとか、今後、公園の利用をもう少し改めるべきではないかと思っていますが、どのようにお考えでしょうか。

**担当課** 遊具の関係については、基本的に原課で点検させていただいており、緊急度、危険なところから直すようにしています。使う使わないは別として遊具がありますので、公園の管理者として危険な箇所については、点検を基に整備をしています。確かに言われるように児童公園はミニ開発により数パーセントの公園を設置しなさいという公園がたくさんあります。その公園の利用については確かに子どもが少ないところでは周りに草が生えたり、使われているところでは整備されているということも認識しています。今の意見を十分踏まえて今後の児童公園のあり方といたしますか、使われていない公園、不要になるかどうか分かりませんが地元の自治会等とも協議をさせていただき進めたいと思います。

**委員** 先ほど消防の上手の調整池の話がありましたが、地元としては野鳥公園にしてほしいという意見もあるということをお伝えしておきます。あそこは現在は町有地になっていて放置されているという状況です。これは本当に具合が悪く、きちんと整備して使えるようにしてほしい。せっかくの空間が台無しになっていると思います。できることなら公園として整備をお願いしたいと。

**部会長** 今の話のようにそのようなご意見もあるということで、今後の展開の中で考えておいていただきたいと思います。

**委員** 第3次との比較で見っていますが、前は緑のネットワーク整備という表現があったり、防災面に関しては火災の延焼防止、避難場所の配置を考えると随分具体的に書かれていましたが、今回は防災面などの多面的な活用と極めて簡略的にまとめられていますが、この辺りは島本町緑の基本計画で見なければ良いのでしょうか。

**事務局** 防災に関しては他の章の節に振り分けたりしていますので、今回の公園の部分ではそのようなかたちにさせていただいています。

**部会長** 島本町は歴史ということで随分展開されていますが、島本町の公園を見た時に歴史に関する公園がどこにもありません。この間第一小学校の裏で発掘があり、対

外的にたくさんの方が見えられて歴史を垣間見たという感じがあったのですが、例えば東大寺公園の左岸に東大寺の荘園跡、それから水無瀬神宮の離宮跡というものがありますが、その辺りは表示をしてはありますが、いわゆる歴史にまつわる公園構想はお金の問題もあるので難しいのですが、少しそのようなことも考えていただいても良いのではないかと考えています。その辺りはいかがでしょうか。

**担当課** 今ありましたように史跡案内ということで、教育部局とも連携しながら島本町のまちを散策する、そこにはいろいろな史跡があるということで、島本町を町歩きの場合として整備して行ければということで平成2年度事業着手し、ある一定は道標や史跡を設置させていただいていますが、今後は事業課だけでもできかねますので、教育部局とも連携を図りながらどのような方向が良いのか検討させていただきたいと思います。

**委員** 水無瀬川は昔、子どもの頃には大きな水車があつて、上の方でも水車を使っていた。結局島本水の文化園構想でも親水ということで、水無瀬川の水をもっと上手く利用できる方法はないのかということをおもったりします。せっかく島本は水が一番ということになっていて、水無瀬川はもっと上の方でも水が切れることがないので、それを利用して事業としては成り立たなくても、観光として言われたような歴史的な公園も絡めて考えられるのではないかと考えています。これについてどうしてくれるということではありませんが、意見として申し上げておきます。

**部会長** では公園についてはここまでとしまして、第5節の説明をお願いします。

#### ◎4章5節 「上下水道の整備」 基本計画案 33 ページ

⇒事務局より概要を説明

**部会長** 説明がありましたとおりですけれども、ご意見をよろしくをお願いします

**委員** 下水道の整備で、(2)の①で公共下水道の整備がありますが、市街化区域内の下水道の供用開始区域の拡大を図りますとあります。これは当然のことで、市街化調整区域で住宅が集中する地域における面的整備については、引き続き検討が必要です。と基本的課題として上げられています。これから10年を考えると、このような市街化調整区域でも下水道の供用開始に取り組むべきという方向性が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。もう一点は上水道の問題で見ますと、島本町の誇りや売りはやはり水です。ここで複数水源の確保というときに、大阪府が島本町に水をやらないということはないので、そうすると地下水をいかに保全に努めるかということが島本町的な課題であると思います。このことをもっと強調する必要があります。雨水を地下に浸透させるとか地下水を増やすという取り組みをやるということを明確に打ち出す必要がある。先ほど言いましたけれども島本町に来て良かったという意見の多くはこの水ですので、このことを意識して取り組むことが必

要と思いますが、いかがでしょうか。

**担当課** 下水道整備における調整区域の整備ですが、当然、市街化区域の整備がある程度進みましたら調整区域の整備に移りますが、現在も市街化区域を拡大した桜井地区の一部と高浜地区の一部の整備が残っていますので、この整備が終わりましたら、ここに書いてあるように調整区域の整備について住宅が集中している地区の整備を検討していきたいと考えています。水道の複数水源の確保については、当然、私どもも地下水の保全ということは重要な課題と考えています。保全をしながら府営水道と合わせて給水に努めていきたいと考えています。

**委員** 考える方向はそれで良いと思いますが、実際に見た目で地下水の保全とか地下水のかん養について一体何に取り組まれているのかということと見るべきところがないんです。こここのところはそのような認識からもう一步進める必要があると思っています。下水道の問題でもこの総合計画を10年という単位で考えると私は市街化区域でやっていたら良いという段階から、次を展望する内容が求められるのではないかと思います。

**部会長** この10年というスパンの中での展開も入ってきていますが、そのようなことから考えるとせっかくの島本町の水資源の扱い方については、町民そのものもそれなりに考えているだろうと思いますが、今後の展開は今の話のようなかたちでしっかりと展開していただきたいと思っています。何か行政の方でその点についてありましたらお願いします。

**担当課** 地下水のかん養の考え方についても、従前ですと廃井を利用して雨水を地下水に戻すということも試験的にやってきたということもありますし、地下水のかん養についても私どもも取り組んでいかなければならないと考えています。下水道の整備につきましても、島本町の下水道整備は100パーセントを目指すのが当然のことですが、市街化区域で満足をしているわけではありません。しかしながら順番的に申し上げて、まず市街化区域から整備させていただくことが整備の考え方と考えていますのでよろしくお願いします。

**委員** 地下水かん養の件で私も調べさせていただいたことがあるのですが、雨水かん養を推進すべきと報告したことがあるのですが、水無瀬川の伏流水は地下水のかん養に非常に大きな役割を果たしていますが、その近くにある東大寺の浅井戸の観測を停止されています。藤ノ木の浅井戸で十分観測できるということだと思いますが、お金もかかる話ですしそのような方向をとられたと思います。東大寺の浅井戸が測定できるのであれば、月1度か年に4回でも良いので手尺でも良いので測ってみて、藤ノ木の浅井戸との対応関係が従来と変わっているのか、簡単でも良いのでチェックされた方が良いでしょうと思います。というのも東大寺井戸のあたりが一番かん養しているだろうと考えられますので、文言の修正という話ではありませんが希望として申し上げます。もう一点は大阪府内で問題になっています専用水道の件です

が、島本町でそのようなことは情報として何かあるのでしょうか。独自に規制にかからないかたちでくみ上げるということも大阪の中心地で盛んになっているようです。そのような話があるということと、大阪府の災害時の協力井戸を募って将来利用できる民家の井戸に協力をお願いするということがもされているようですが、島本町でもそのような動きはあるのでしょうか。

**事務局** 一点目について、東大寺の浅井戸の観測については、従前は名神高速道路の斜面に井戸があり、これは旧道路公団がつくられたものを町が借りて観測していました。藤ノ木公園の浅井戸とほぼ同じような傾向にありましたが、道路公団が株式会社へ変わる前ぐらいに井戸の観測は止めてほしいという申し出があり、場所として使えないということでした。傾向としてはほぼ同じだったのでそちらは止めていません。ただ、今浅井戸が藤ノ木公園だけで、深井戸については藤ノ木と水無瀬川緑地公園内にあります。深井戸の水量については最近かなりの回復傾向にあることも事実ですし、町内の企業や水道部もそうかもしれませんが、くみ上げ量自体が減っていることに合わせて深井戸も回復傾向にあるのではないかという状況にあります。

**担当課** 専用水道についてですが、本町で専用水道ということで位置づけられているのは5件あります。これはほとんど大きな集合住宅、マンションの場合です。本来の専用水道と若干違うのは、水道水を供給していても導管が口径25ミリ以上が1500メートルを超えて、貯水槽が100立方メートルを超えるものが専用水道として扱われていますので、そのようなものも含めて5件あります。簡易専用水道もありまして、これは水槽容量が10立方メートルを超えるものが56件あります。これらは水質検査の義務もありますので、その義務の中でやっています。災害時の応援態勢については大阪府でもそのような取り組みをされており、私どもも協定を結んでいます。災害によっては人的な応援や資機材等を貸していただくということもあります。それはどこで起こるか予測できませんので、お互いに協力し合って災害時に対応したいということです。

**委員** 二つ質問があるのですが、一つ目は下水道整備の(2)の①公共下水道の整備の中で、淀川右岸の公共下水道の高槻幹線が完成しましたら、供用開始に合わせて計画的に雨水幹線への接続を行うとともに、既設水路を有効活用して雨水対策を進めます。とありますが、これは先ほど話題に上がりました消防署の北側にある大きな調整池ですが、調整池は皆さんご存知のように一度に大量の雨が降った場合、そのまま公共下水道に放流すると溢れてしまうということで、一時的にそこに貯めて雨が上がった後、徐々に排水するための池ですが、例えばここにある記述のように広域幹線につなぐためには、あそこから消防署の横をって用水路がありますが、あの用水路はそのまま使えるのでしょうか。それとも例えば調整池の役割を終えるので埋め立てて良いという意見をいろいろ聞くのですが、広域下水幹線ができてそれに直接つなぐためには、用水路を改良する必要があるのか、要は用水路の機能を終え

るという話を聞いていますので、そのような有効活用をする場合に調整機能をなくすためには広域下水幹線へ接続する水路の改修が必要なかどうか、やはりそれだけの改修が必要になるのであれば大変な費用がかかりますので、その辺りの説明をお聞きしたいのと、私もマンションに住んでいるのですが、ある時期に受水槽の改修もありますので、例えば、神戸市などでは受水槽なしで直圧で各家庭に給水する特殊なポンプを使って市から配給された水を12、13階に直接ポンプで送る方法がかなり普及しています。そうすると受水槽が必要ないので土地の有効利用になりますし、受水槽の中では水質がかなり悪くなる可能性がありますので、そのような可能性を検討してもらったことがあるのですが、町からは技術的なことなのか難しいという答えをいただいたことがあります。島本町は今、マンションがものすごく増えてきていますので、やはり受水槽の場所や施設が必要になるということは、居住者にとっても開発者にとってもかなりの負担になりますので、水槽なしの直圧方式はポンプもそんなに特殊でなく割高でもないと聞いていますので、特に大規模リニューアルの時に検討したいということで勉強したのですが、島本町では難しいという答えをいただいています、そのあたりの状況が分かれば教えていただきたいのと、今後は是非検討していただきたいと思います。

**担当課** 淀川右岸島本雨水幹線の整備状況ですが、本年の12月に完成予定ということで整備を進めていただいています。元々住都公団が若山台団地を建設した際に調整池ができたのですが、調整池の有効利用の話も合わせて今後検討していかなければならないのですが、現在の本町の雨水整備の考え方ですが、当然、淀川右岸流域下水道雨水幹線が整備されれば流入する箇所を整備を進めていく訳ですが、進める手順としては上流から府道と交差する部分に1か所流入する箇所を設けることを計画しています。これは流域幹線の最上流に位置しており高川水路の水をカットする計画になっています。この整備をすればそれから下流については浸水の被害はなくなってきましたし、上流についても浸水の被害も軽減されてくると思いますが、役場の下の方に町の公共下水の雨水幹線の整備ができています。その管から信号までの間の整備をしなければ調整池をなくすことはできないと考えていますが、この整備が完成すれば調整池をなくしても基本的には問題ないと思っています。受水槽なしで直圧で供給する方法があるのではないかという話ですが、私も勉強不足で申し訳ないのですが、承知しないところですが、現在町で直圧で給水できるのは、水圧の状況にもよりますが、3階までの住宅については直圧で給水することを認めています。ただ単に高い建物なので直圧給水するとすれば、正しいかどうか分かりませんが、多くの戸数になればそれだけの口径が必要になりますので実際のところ難しいのかと感じています。

**委員** 直圧の件は他市町村ではテレビを地デジにするようなもので、水道の技術の常識ということで島本町は遅れないようにしないといけないと思いますが。

**担当課** 申し訳ありません。私もその辺りは勉強しながら進めさせていただきます。

**委員** そのようなことで計画は結構なのですが、今日も雨で鉄道や道路が被害を受けています。島本でも山が丹波山群の一番東の南の端で山が急峻ですので、今回は2日の雨でしたが、仮に3日も雨が続き、しまいに大きな雨が降ったりすると、山の崩落というか山がズレ落ちることがあります。今日も来る時に鶴ヶ池が濁っていたので、どこか落ちているのではないかという感じがしました。山が仮にズレたりすると水だけでなく土砂が量的に多くなりますので、水だけの管理ですと十分に流量があるのですが、土砂が堆積すると水が一度に溢れてしまいます。雨水幹線で大きな水槽があるという勘定をしても計算通りいくかどうかということもありますので、先に調整池のこと消防の裏にも池がありますが、そのようなものがあった話でいい話ではないということもありますが、もしもその上の山が大きく崩れた時に下流の水路だけでは間に合わないということが50年、100年と言わなくてもありますので、大きい雨として一番大きな雨は昭和28年に淀川が決壊したことがありました。あれから60年も経ちますので50年に1度ということの計算ですが、あちこちで防災の砂防ダムなどができて良くなっているのですが、島本も砂防のダムができていますけれども、自然災害は誰も待っていないのですが、起こるだろうということを想定して、無用の長物ということになるでしょうけれども用意はしておかなければならないと思います。これも意見だけです。

**委員** 雨水幹線について聞きたいのですが、(2)の下水道の整備の①公共下水道の整備ですけれども、一番最後の雨水幹線への接続を行うとともに既存水路を有効活用して雨水対策を進めます。という意味がよく分からないのですが、今の説明では高川などは府道のところで雨水管に接続するというので、その後の水路を整備されるのか、そうすると末端の水路は島本の場合1路線しかないの、結果的にそれを淀川へ放流されているのは事実でしょうし、そのあたりの状況がどうなるのかももう少し説明をいただきたいのですが。

**担当課** 雨水幹線は整備して、今高川の例をいただいたように流域幹線に接続されれば雨水は流域幹線を使って流されることになるのですが、ただすべての水を取り込むことができないところがあります。と申しますのは、農業用水は本来は雨水幹線に放流されるべきものではありませんので、この分については玉子排水場に流しているのと、同じかたちになるかどうかわかりませんが、今の状況であれば流さざるを得ないということです。まだ大阪府と十分最終協議が詰まった状態ではありませんので、できるだけ全て流せるようにとは思っていますが、当然流域の方の意向もありますので、それも合わせて検討していきたいと考えています。

**委員** その辺で玉子の関係が今後どのように展開されるのかここでは一切書いてありませんが、結果的に今は相当な費用をかけています。雨水幹線は雨水幹線で費用がかかる、玉子は玉子で今のような状況であれば費用がかかる、これでは読み取れま

せんでどのような状況になるのか、一定加筆していただいた方が良いのではないかと考えて言いました。

**部会長** ということは言葉の表現を少し考えた方がよいということでしょうか。

**委員** 今の話では両方ということでしたが、今まではそうではないという話を聞いていたので、その辺りはどうされるのか一定のことは整理された方が良いのではないかという機がします。

**担当課** 玉子の排水場は担当の所管もありますので、そのあたりとも十分に協議を進めていきたいと思えます。

**部会長** 他にありませんでしょうか。ないようでしたら、最後の第6節に入りたいと思えますので、説明をお願いします。

#### ◎4章6節 「すべての人にやさしいまちづくり」 基本計画案 34 ページ

⇒事務局より概要を説明

**部会長** 今の説明の通りです。ご意見ををお願いします。

**委員** 建物のバリアフリー化という時に段差の解消とは視覚障害者ブロックにとどまらず、エレベーターの設置ということが大きな課題です。実際には若山台などでは5階にはエレベーターが設置されていませんので、高齢者が転居していくという状況にあります。上がったたり降りたりすることが大変で自治会も辞退するという事態が起きています。実際にバリアフリー化という時に、1階から2階、2階から3階という大きな段差の解消も視野に入れなくてはならないという時期に来ているのではないかと思います、いかがでしょうか。

**事務局** 今回この章ではすべての人にやさしいまちづくりということで、全体としてバリアフリー化の推進ということで基本計画に上げているのですが、ご指摘のエレベーターの設置はいろいろな施設の中で大きな課題であると認識しています。ただ、公共施設、民間の建築物になりますと所有者の問題や利用形態がありますので、利用実態等も十分踏まえながらまずは公共施設のバリアフリー化、現在、阪急水無瀬駅でも周辺地区を含めて重点地区を設定してバリアフリー化を推進していますので、そういった意味では必要性は十分に認識していますし、今後もそのようなかたちでバリアフリー化を推進していきたいと考えています。

**委員** 最後の心のバリアフリーの推進ということで、心構えといいますかもちろん何も異論はないのですが、具体的に何か広報活動をするとか、あるいは教育の場で何かするとか具体的なプランにならないと書いただけで終わってしまうような気がするのですが、いかがでしょうか。

**担当課** こちらの心のバリアフリーの推進の項目は、主に啓発の内容が中心となるのですが、目指しているのはバリアフリーのハード面や環境面の充実が上の項目に載っ

ています。それらを下支えする住民の意識の向上、あるいは施設などを活用する際、道路を活用する際のマナーの向上が目的になっており、そのための手段としてここには具体的に書いていませんが、想定していますのは広報媒体を中心とした各種啓発、あるいはマナー向上の面でもめいわく駐輪や駐車対策の諸活動、その部分でマナー向上を訴えていきます。現在でも学校等で社会福祉協議会等が連携しながらやっているのですが、バリア体験学習として車いすの方、あるいは視覚障害者の方の気持ちになって学習してみると言う面で意識の向上を図るなどの取り組みの教育、広報、啓発などの総合的な部分で心のバリアフリーを目指すという内容になっています。内容としては平成20年に策定しました町のバリアフリー基本構想にも心のバリアフリーの項目がありますので、その内容をベースにしてつくっています。

**部会長** それ以外にないようでしたら、この節をもって第2部会の審議は終了とさせていただきます。あとはこれまで審議展開してきたことを行政の方でまとめていただいて、もう一回皆さんに目を通していただいて確認をするというかたちで第2部会は終わりたいと思います。それが終わりました後、第7章が残っていますが、これは全体審議会というかたちになりますので、それは次回の時に伝達できると思っていますのでよろしくをお願いします。

## 【案件2】 その他

**部会長** その他、事務局から何かありますか。

**事務局** 本日で第2部会の検討内容が終わりましたので、これまで5回にわたって皆さまからいただいたご意見、修正が必要な場合は修正方針と修正案ということで、事務局でまとめた資料を次回の部会までに送らせていただきますので、目を通していただいて部会の中で御確認いただき、全体会で第7章を御審議いただきたいと思っています。

**事務局** 次回の部会は、調整し後日通知します。

以上

(様式第2号)

## 要 点 録

平成22年6月29日作成

会議の名称	島本町総合計画審議会 第5回「第1部会」		
会議の開催日時	平成22年5月28日(金) 午後2時～3時		
会議の開催場所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	3名
非公開の理由(非公開 (会議の一部非公開 を含む。)の場合)			
出席委員	新井委員、柏内委員、戸田委員、富家委員、中村委員、濱田委員、 平井委員、福田委員、松村委員、松本委員、森脇委員、山口委員 (五十音順)		
会議の議題	1. 基本計画(案)部会意見についての対応方針(案)について 2. その他		
配布資料	【資料25】基本計画(案)についての対応方針(案)		
審議等の内容	別紙のとおり		

## 島本町総合計画審議会 第5回「第1部会」 要点録

日時	平成22年5月28日(金) 午後2時～3時
場所	島本町役場 3階 委員会室
出席者	出席委員12名、事務局等7名

### 開会

**事務局** それでは、ただいまから、島本町総合計画審議会第5回「第1部会」を開催させていただきます。

本日、第1部会委員15名のうち、12名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例施行規則第2条第6項の規定により、本部会が成立していることをご報告申し上げます

**部会長** それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

**部会長** ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

【傍聴者入場】

### 【案件1】 基本計画(案)部会意見についての対応方針(案)について

**部会長** それでは、案件1「基本計画(案)部会意見についての対応方針(案)について」、事務局より説明をお願いします。

### ◎基本計画(案)についての第1部会意見要旨及び修正案【資料25】

⇒事務局より概要を説明

**部会長** この修正案は、担当課と相談して修正されたものだと思いますが、文言等でご意見等がありましたらお聞かせ願いたいと思います。発言される場合は、この意見ナンバーを言っていただいでご意見ををお願いします。

**委員** ナンバーは2番です。2番の基本的課題で修正の文章を書いておりますが、若干のその文章の修正を加えることは可能なのでしょうか。皆さんのご意見によりますが。

**事務局** 説明させていただきました一番右側の基本計画(案)の本文の修正案ということで、町で案をつくらせていただいておりますので、本日皆さんの意見をいただいで修正することは十分可能ですので、文言等についてご意見がありましたら、皆さんでご確認いただいでそれを修正文とさせていただきますと思います。

**委員** 分かりました。それでは一番右側の基本計画本文の修正（案）についてですが、アンダーラインで引かれた部分に、「また、同和問題をはじめとするすべての人々の基本的人権が尊重されるよう、差別のない地域社会」とあり、ここまでは良いのですが、「をめざし取り組みます。」と表現を修正できないのでしょうか。「取り組む必要があります。」というのは随分この問題については島本町では人権の町として取り組まれてきています。必要があることはもちろんそうですが、もう少し「取り組みます。」というようなきちっとした文章にしていただけたらと思います。

**部会長** 「差別のない地域社会をめざし取り組みます。」とのことですが、この件について他に意見はありますか。

**事務局** 指摘の中身はその通りですが、ここの基本的課題については現状と課題ということで、「取り組みが必要です。」としているのは現状や課題で必要性をあげて、その下の基本方針の中で言われたように「取り組みます。」として明確にしても良いのですが、ここは現状と課題ですので、「取り組みます。」という言い回しはどうかと事務局でも感じています。例えば、基本計画案の2ページの平和意識の高揚でも、一番上の現状と課題では「～の必要があります。」や「～されています。」、4ページでも「取り組みが必要です。」としております。言われた主旨は良く理解させていただきました。

**委員** 意味合いはよく分かりました。ただ、修正された文章を読んでいて「取り組みが必要です。」という表現がどうもしっくりきませんでしたので、例えば表現を直すとすれば「推進の強化に努める」などの表現を入れていただければと思います。「取り組む必要があります。」ではどんな分野でもそうですので、そのような表現をお願いできたらと思います。

**事務局** その通りですが、「取り組みが必要です。」では、全く取り組んでいない中で、今後は必要ととらえられますので、ご指摘を踏まえて基本方針の中で、現状の取り組みに加えてさらに積極的に推進するという表現を追加させていただきたいと考えています。

**委員** 4ページの意見ナンバー25です。町立保育所の計画的な改修に耐震化という文字が加えられましたが、「民間活力の導入などによりサービス向上に努めます。」という文言がまだ生きています。確かに導入すると言っている訳ではないので良いとは思いますが、皆さんもご承知のように保育所の問題は賛否両論あり、民間活力の導入という方向性で進んでいる訳ではありませんので、現段階ではこの表現を控えるということが妥当と考えます。いかがでしょうか。

**事務局** ただ今いただいた保育所の関係では、これまでの4回の中でも様々なご意見をいただいて、担当課長の方からも説明をさせていただいたと思いますが、

町の方で保育所に関わる基本方針を策定し、それに基づいてこのような表現にさせていただいているという経緯があったと思います。そのようなことも踏まえてこのような形にしておりますので、今のご意見についても従前通りとなると考えています。

**部会長** この件について他にご意見はありませんでしょうか。

**委員** この問題については町が基本方針を示していますので、最終的にこれが結果として民営化ができなかったとしてもこれは別問題だと思います。やはり基本方針は町が決めていることですから。

**部会長** よろしいでしょうか。他に意見はありますか。

**委員** 先ほど事務局から説明がありましたが、それ以外に修正方針案の欄の中に実施計画で検討や用語集という表現がありますが、この用語集は今回付けられるのでしょうか。

**事務局** 用語集については、これまでの審議会でもご意見があったと思いますが、皆さんにお配りしている現行の第三次の総合計画の後ろの方に総合計画用語解説という形で、審議会で見解のあったノーマライゼーションについては、ご存じの方は分かりますが、広く住民の方に理解いただけるように用語集を付けていますので、今回も理解しにくい言葉については用語集という形で意味を2～3行にまとめて掲載したいと考えています。

**委員** ナンバー62、ページ57の町立プールの運営についてですが、前回この町立プールの運営について意見を申し上げましたけれども、私の言い方がまずかったのかもしれませんが、町立プールの維持管理費と補修費が非常にかさんでいるので不要なのではないかと究極論を申しましたが、そのようなことから運動緑地公園に、例えば室内プールなどを設けることを検討すべきではないかということをお願いしたいと思います。ただ、室内プールは極論過ぎたかも知れませんが、今後10年間を見越した総合計画の中で、「町立プールの老朽化に対応し、適切な維持管理に努めます。」という文言はおかしいのではないかと思います。維持管理も相当付いているでしょうし、私も調べてそれなりの数字があるのですが、その他、借地料を払ってまで老朽化した町立プールの維持管理に努めなければならないのか。今の町立プールの利用者数を見ますと幼児プールはそこそこ利用されているようですが、成人用プールの方の利用者数は寂しい限りであると見ているのです。そういった中で、この町立プールそのものはスポーツ振興の役割は果たしたということで、むしろ維持管理はおかしいのではないかと重ねて申し上げたいのですが、いかがでしょうか。

**事務局** 町立プールについては、前回、担当課長から方針について3案ほど詳細に説明をしたと思います。言われたような「適切な維持管理」はどうかという

ことですが、これは 10 年計画になりますので、町立プールは今もずっと使っていますが、この 10 年の間の中で、その点の後に「学校施設の活用など幅広い運営方法検討を進めます。」とあるように、運営方法の検討を進めますけれども、その間については現行の町立プールを維持管理しながら、後の学校施設の活用など幅広く検討しますが、来年すぐやめてしまうのではなく、今のプールを使いながら、後々の内容について検討しますという表現ではないかと事務局では認識していますので、そのような意味で書いていると考えます。

**委員** 今の件で、第三次計画では「水無瀬川緑地公園内への移転について調査検討を進めます。」と記載されていますが、これについての結果も何も書かれていません。断念するなどの表現が何も無いのですが、この辺りについてはどのようにお考えですか。

**事務局** 第三次計画の中の表現をどのように総括しながら第四次に向かうのかということですが、今の計画の中では、元々の計画は現行の町営プールの移転計画の中で、緑地公園に位置づけはあります。その後の議論の中で計画は現在もありますが、現実的には休止していることもありますので、そのようなことも含めて町立プールのあり方と、学校プールを活用してはどうかという意見もありましたし、民間活力を活用した施設の誘致もご意見としてあったと思いますので、第四次計画では明確に位置づけはされていませんが、今後 10 年計画を進めていく中で、現行のプールをどのように適切に維持管理をしていくのか、合わせて学校施設の活用、そしてプールの移転については町の財政上の持ち出しなしに民間からお話があれば検討の余地もありますので、現状では維持しながら今後の推移を見守る中でプールのあり方について検討していきたいと考えています。

**委員** 高槻や茨木のような大きなまちでは公のプールを維持していますが、同等程度の町村でこのような公立プールを持っているような町はないのではないのでしょうか。そのような意味からも、スポーツ振興のためにこのような老朽化したプールの補修や維持管理に努めるということがどうかなということと、ましてこの 10 年を見越した中で維持管理に努めるという必要はないのではないかと重ねて申し上げます。

**委員** 今の意見は一つの思いだと思いますが、なくしてしまうということに関しては若干問題があると私は思います。例えば、保育所、幼稚園にも小さなプールはありますし、夏に指導を通してやれていますが、親子連れで夏の暑い時期に子ども達とコミュニケーションをとる場は残すべきだと私は思います。ただ、気になるのは原文でも意見を申し上げましたが、学校施設の活用ということについて教育委員会サイドの方針で出されていると思いますが、

現実に学校のプールを使うことを想定した場合、非常に多くの問題が出てくると思います。というのは夏に学校を完全に開放した形でなければプールの活用ができず、校内の敷地内に入るのもそのような事柄を全て検討した上で活用するのは良いと思いますが、まず、中学校のプールについては深すぎて一般の人はまず入れません。長さも長いので普通の子どもが活用するのは難しいと思います。小学校単位であれば水深も浅いところと深いところがあるので活用できると思いますが、活用するに際しては基本計画の中でセキュリティと安全の問題をきちんと踏まえた上で活用に向かわれることを切に願います。前回も言いましたが10年スパンで考えるのであれば、年々幾らのスポーツ基金をつぎ込んでいけば、どれだけのプールが改修できるのかということも初年度辺りに立案した形で、スポーツ基金の活用を考えていく必要があるだろうと思いますので、ただ文字面でこのような方向に向かいますというだけではなくて、初年度に計画を立てた形が必要であろうとつくづく思います。

**委員**

プールに関して、先ほども委員から維持管理が厳しいのではないかということでしたが、実は私も当初はそのような印象を持っており、全く同じ意見でした。また、議会でも水無瀬神宮のあり方として、今の状況がふさわしいのかという一般質問をされた議員さんもいらっしゃいました。ただ、その後で若いお母さん方や同世代の子育て経験のある方から話を聞きますと、あそこは逆に青空や緑がいっぱいのプールであって、今時屋内プールがたくさんある中で貴重な財産であって、集いの広場としても是非とも残してほしいという意見が多くありました。それも一定よく分かることと、先ほどありました幼児プールと大きいプールを分けて考えるということも重要なことだと思います。私の印象でも幼児プールはいっぱい大きいプールはガラガラという状況だと思います。小学校のプールを検討されるようですが、私も同意見でハードルは高いと思います。もう一つ人件費の問題があります。4つの小学校でそれぞれをオープンにしますと、それぞれに監視員が必要になってくると思います。このコストは決して高くなく、ボランティアさんに頼むには余りにも責任が重く、これを担っていくにはコストが必ずかかると思いますので、そのようなことも踏まえてプールのことは考えていただければありがたいと思います。

**部会長**

プールについては安全面や経費の問題などについても一度考えて庁内で検討いただければと思います。

**委員**

緑地公園のプールについては過去にありましたが、様々な、特に財政の事情から厳しいと認識しています。ただし幼児プールだけを「原っぱ」と呼ばれている場所につくるとすれば、緑地公園とのからみでまちづくりのあり方

としては非常に良いのではないかと思います。しかしどれ程の規模でどれ程の経費がかかり、良い例が他にあるのかどうかということを担当課として心にとめておいていただければと思います。

**委員** 今までのご意見を聞いていますと、ここに書いてある文章で十分ではないかと思えます。「町立プールの老朽化に対応し、適切な維持管理に努めるとともに、学校施設の活用など幅広い運営方法について検討を進めます。」と書いてありますので、これで十分ではないかと思えますが。

**事務局** プールの今後のあり方については、議会でもいろいろなご意見をいただいて、確か3年ほど前だったと思えますが、プールにき裂が入って水が漏れているという状況がありました。今後どうしていくかという中で、最新の技術的な面ですと、ゴムを貼ったような形で今の水槽を塗り替えるという方法があり、これでいくと10年は持つという提案があり、議会でもご審議いただき、確か700万円程度かけて改修したと記憶していますが、その中でも将来のプールのあり方について、現状の形を残しつつ今後のあり方についてさらに検討していくということだったと思えます。今、意見がありましたように学校の施設の活用も含めて幅広い運営方法を検討するというので、今後も引き続き検討することにはなりますが、そのような表現にさせていただいたらと感じています。

**部会長** 兵庫県に新宮町というところがあり、新宮町には25メートルプールと幼児用のプール、健康のための施設がありますが、新宮町だけでは維持できないということで、近隣の市町村に呼びかけて広域的に施設を利用することで運営しているようです。ただ人件費、管理費が非常に高くつくということでした。他に次の項目でもご意見があればお願いします。なければ今後のスケジュールなどについて事務局からお願いします。

**事務局** 第1部会については、4回にわたり詳細にご審議いただき、本日の意見要旨及び修正案についてご確認いただければ、修正する部分についてはこの文言で修正させていただきます。第2部会は6月16日に開催を予定しております。そちらでは第2部会の意見要旨及び修正案をご審議いただきます。それを持って両部会の審議が終わりますので、第7章については全体の会議の中でご審議いただくことになっておりますので、その後、全体の会議をさせていただきます、全体の皆さままでご審議いただく予定をしております。

**委員** 修正ではありませんが、この総合計画の審議を進めながらいつも不安に思っていることがあるのですが、島本町の財政は膨大な資材を持っているわけではありません。今現在行われている事業の中でも、府との関連が随分あるだろうと常々思っています。橋下府政の中でいろいろな変革がなされてきていますが、例えば福祉関係についても、一般的な行財政の保全関係の行政、

工事関係の行政など全ての事柄について変革を行い、財政の立て直しが行われてきている中で、島本町が総合計画の中で進めようとしている中身に触れる場合、総合計画が順調に審議の中で決定されたことが、そのまま10年スパンの中で立ち上がることができないとすると変更を余儀なくされることもあるのではないかと思います。したがって、当審議会がそのような財政のひっ迫による変革が生じてきた場合、審議会を招集していただけるのかというところをお尋ねしておきたいのですが。

**事務局**

今のお尋ねについては、元々大阪府の補助金が交付金化され各市町村に配分されます。国でも交付税の一括交付金化については決定されていませんが、議論されています。そのような状況の中で、補助金や交付金のあり方そのものについて、今後見直しが進んでいくと考えています。町の歳入についてどのような影響がでるのかということについては、これは本町だけでなく、全国の自治体でも言えることですが、そのようなことについて町としての意見は大阪府を通じて国には申し上げていますが、経常的な収入について変動があった場合には、当然運営方針そのものにも影響が出ますので、そのような場合には、基本計画の審議をいただいておりますが、この基本計画を審議していただいた後、実施計画を策定しますので、そこで3年ローリングで見直しをすることになります。そこで基本構想に齟齬が出るようなことが起こるようであれば、皆様方のご意見をうかがう場面も必要ではないかと考えています。

## 【案件2】 その他

**部会長**

その他、事務局から何かありますか。

**事務局**

第2部会が6月16日に開催されます。その後、全体で第7章をご審議いただく予定にしております。日程については、皆さまの予定を調整させていただき、全体の日程をお知らせしますので、よろしく申し上げます。

**部会長**

以上で本日の部会を終了します。 <終了>

(様式第2号)

## 要 点 録

平成22年7月9日作成

会議の名称	島本町総合計画審議会 第6回「第2部会」		
会議の開催日時	平成22年6月16日(水) 午後2時~3時22分		
会議の開催場所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	6名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	岩井(長)委員、大西(三)委員、大西(義)委員、岡田委員、沖委員、坂田委員、清水委員、高山委員、中塚委員、松田委員 (五十音順)		
会議の議題	1、基本計画(案)部会意見についての対応方針(案)について 2、その他		
配布資料	【資料26】基本計画(案)についての第2部会意見要旨及び修正案		
審議等の内容	別紙のとおり		

## 島本町総合計画審議会 第6回「第2部会」 要点録

日時	平成22年6月16日(水) 午後2時～3時22分
場所	島本町役場 3階 委員会室
出席者	出席委員 10名、事務局等 4名

### 1. 開会

**事務局** それでは、ただいまから、島本町総合計画審議会第6回第2部会を開催させていただきます。

本日、審議会委員15名のうち、10名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは部会長、議事進行をお願いします。

**部会長** それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

#### 【「異議なし」の声】

**部会長** ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

#### 【傍聴者入場】

#### 【案件1】 基本計画(案)部会意見についての対応方針(案)について

**部会長** 前回は、第4章まで審議を終わりましたので、前回までで各委員さんから多くの意見を賜りありがとうございます。第5回までに出していただいた意見について対応の方針案を審議いただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。事務局より説明をお願いします。

#### ◎基本計画(案)についての第2部会意見要旨及び修正案【資料26】

⇒事務局より概要を説明

**部会長** 第2部会意見要旨及び修正案についての説明がありましたが、これは前回までに審議していただいた内容で訂正しなければならない部分について表現をされていると解釈します。いずれにしてもこの内容はこれから具体的な部分に影響しますので、よく見ていただいて全体的なことでご質問なりご意見がありましたら頂戴したいと思います。

**委員** 今回の一定の見直しについては、ありがとうございます。良くできていますと

思います。一つ気になっているのは水の文化園構想ですが、島本町としては主旨を生かしてということですが、大阪府や国にもこの主旨を生かしてということが生きているのか、そのことを了解しているのかの確認が必要と思います。また、交通の問題で先日でしたがJRの人身事故があり、その時、気になったのは島本町の人も随分山崎駅に行くわけで、あれを見ると改札口が必要ではないかと思いましたが、町域ではないところについての思いを書く必要があるのではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

**事務局** 水の文化園構想について国や府に対して了解が必要ではないかということですが、水の文化園構想についてはこれまでの部会の中でも多数の委員から質問があり、担当課からも答弁をさせていただいています。それを踏まえて文言の修正も一部ありますが、今言われた国や府の了解については、水の文化園構想は基本構想と基本計画を策定しています。それについて、島本町は当然ですが国や大阪府の担当の職員も入って策定していますので、当然その策定段階では計画の内容について、それぞれの了解のもとに策定されていますので、その計画を踏まえてこれから様々書いてあるような施策を引き続き実施していこうということを明記しています。そのあたりの了解や位置づけについては国や府と島本町の3者によって策定されたものと考えています。2点目の町域を越えた施策についてですが、いろいろな例があると思いますが、例として山崎駅の改札という話がありましたが、改札の部分は町域外になります。これに関わらず高槻市の地域もありますし、今後様々な部分で共同してやるべきものはあると思いますが、個別のご質問の内容については、現時点でするしないの答弁は差し控えたいと思います。

**委員** 確かに水の文化園構想は大阪府も国も入ってつくられたと理解していますが、その後の状況の変化という中で、今もって島本的には主旨を生かしてがんばりますと言っている、国や府から何を言っているのと言われても困りますし、それは既に消えてものですよと言われても困りますので、そのあたりの確認はどのように進めると考えていますか。

**事務局** 水の文化園構想の策定の主旨は先ほどの答弁の通りですが、この部会でもかなり水の文化園構想に関する質問がありまして、本日は出席しておりませんが当時は担当課長が出席して、確か同じような質問をいただいた時の答弁では、国や府に対してアクションをかけていく、もしくは要望していくという答弁があったと思いますので、ご心配いただいている部分についても要望や調整をこれからしますという答弁だったと思いますので、そのような中で推進できるように持って行けるのではないかと考えています。

**部会長** 随分と長い文章があるようですが、もしご意見があるようでしたらまとめて頂戴できればと思います。

**委員** 先ほどありました境界部分にあたってはいろいろな開発やまちづくりを行う中

で、どうしても他の自治体との連携が必要になってくると思います。基本計画に入れる入れないは別にして、どのような対応を考えられているのか確認しておきたいと思います。

**事務局** 境界については、高槻市、大山崎町、山手では京都市と長岡京市、淀川を挟んで枚方市や八幡市があります。一番密接なのは市街地が隣接している高槻市と大山崎町になりますが、これまでも所管の課ごとに、例えば境界の明示や道路の関係などについてはこれまでも十分に連携、調整して問題解決に当たっています。今後ともそのような部分はあると思います。ただ基本計画にどのように反映するかは明確にお答えできませんが、広域行政という項目がありますので、そのような連携を図ることは明確に位置づけしておりますし、個別の所管ごとの問題については従前からそのような対応をしています。また、今後とも連携を図りながら問題解決に当たるという考え方かと思っています。

**部会長** この問題は広い問題もあれば狭い問題もありますので、難しい部分もあると思いますが、その時々への対応ということにもなりかねないと思います。

**委員** 実施計画の中で検討していくという内容と、一方で都市計画マスタープランの基本構想の見直しが始まっているということで、都市計画マスタープランの中でいくつか具体的に検討していくという回答をいただいている中で、住宅に関する指摘や課題が出ています。特に駅西側を新しい住宅地としてはどのようにしていくのかというあたりが一番大きな課題だと思いますが、そのあたりは都市計画マスタープランの個別の地域の検討を進めた中で、住宅に関して住宅マスタープランの中に盛り込む、ないしは従来の方針に訂正、追加が必要になることも考えられますが、今の段階でお答えは難しいとは思いますが、当面は都市計画マスタープランの中で検討していくということでしょうか。特に住宅関係のマスタープランは策定の有効期間は切れていたと思いますが、そのあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

**事務局** 住宅マスタープランについては、この部会や審議会でもご質問いただいた時にも答弁しましたが、言われたように住宅マスタープランは期限が切れています。マスタープランの策定の主旨については町営住宅の建て替えという大きな考え方があり、そのマスタープランということで現時点では新たに策定する予定はありません。冒頭にありました駅西側の新しい住宅地をどうするのかということですが、まだ現在は住宅にするのか現状のままにするかについては、地域の農地所有者の皆さまに集まっていただき、地域のあり方について勉強をしていただいている状況で、今年度そのような勉強会の中で当該地域のあり方を皆さんで考えていただくことを進めています。並行して都市計画マスタープランの地域別構想を検討中ですので、西側地区については地権者の皆さまの方針を十分踏まえた中で、地域別構想にその方針を踏まえた内容で取りまとめていきたいと考えています。

**委員** それに関連してですが、この総合計画の策定にあたり一番最初に人口想定を3万2千人ということで、江川で大規模なマンションが竣工に近づいていると思いますが、その当時の回答では町内の宅地化可能なところについて検討し、それぞれの地区でどの程度の人口増が期待できるのかということを検討されて3万2千人という想定をしたとの返事をいただいております、具体的にどこでどの程度というような方針がいつ頃お示しいただけるのか、この総合計画の中では具体的な方針の提示は難しいとは思いますが、例えば都市計画マスタープランの実施編で具体的に新しい住宅地がこのあたりでこのように考えますということについて、駅西側の地権者の方達との懇談も含めて、意向がある程度出てきた内容が都市計画マスタープランに反映できて、そのあたりである程度町の方針が聞けるものかどうか、今分かる範囲で結構ですのでお願いします。

**部会長** 今の話は現状の審議会の段階で、果たしてどこまで突っ込めるのかということは疑問視する部分もなきにしもあらずと思いますが、町の方で具体的な展開や答えられる範囲でもしあればお願いします。

**事務局** 西側農地については先ほど答弁させていただいた通りですが、地区ごとの人口増加の数について、明確にはお答えしかねます。人口については言われたように3万2千人を設定しておりまして、当時答弁したように、国勢調査による人口推計にプラス町内における住宅の立地が可能な土地に人口がはり付いた場合を想定して、3万2千人程度とさせていただいております。その時も答弁いたしました、国勢調査の推計の数値が平成22年でも推計では400人程度減少する予測でしたがそれほど減っていないという状況になっており、既にかい離がみられます。先ほど話があったように江川地域でマンション開発が進んでおり、今年9月に入居が始まるということでそのあたりのかい離も考えられます。また、駅西側もどうなるかわかりませんが、それ以外の市街地内の農地もかなりあり、ミニ開発などにより現在も住宅が建ちつつある状況から、この10年間どうなるかわからないということを総括的に含めて、3万2千人程度ははり付くことを想定して基本構想の人口目標とさせていただきます。

**部会長** それ以外にないようでしたら、この資料の1ページずつ確認をするという意味も含めて進めていきたいと思っております。まず1ページ目から何かあるようでしたらお願いします。何か一言ということでもあればお願いします。

**委員** 質問11の修正方針案として箇条書き形式に変更、第7章審議後に一括修正という文言がありますが、これは修正した内容を確認する機会はこの審議会であるのでしょうか。

**事務局** 基本的な内容については変更する予定はありませんが、部会の中でご意見をいただき、一つの項目に幾つかの内容が網羅されており分かりにくいということで、ここでは箇条書きに変更しております。第1部会と第2部会、7章については全

体で御審議いただき、皆さんに確認していただいた内容について、変更箇所については当然変更させていただき、今は1項目で6行ぐらいになっているものを2から3項目に分けた内容については審議会の皆さまに提示させていただき、文言としては変わりませんが内容的にこれでよいのかどうかということも当然確認していただく予定で、事前に資料もお配りしますので目を通していただいて御確認いただくことを考えています。

**部会長** 他にないようでしたら、4ページでお願いします。このページについては先ほどもご意見がありました、それ以外にあればお願いします。

**委員** 「環境基本計画で具体的な内容を検討」とありますが、この環境基本計画については策定の予定を教えてください。

**事務局** 環境基本計画は策定の準備を進めているという段階です。具体的な日程等は決まっていないと聞いていますが、総合計画で位置づけしていますので、今後、実施計画、環境基本計画で詰めていくことを書かせていただいています。

**委員** それはどのようなメンバーで構成されるのでしょうか。

**事務局** 環境保全審議会という審議会があります。また、都市環境部の事務局が中心となって各環境団体や議員の方も含めて今後協議をしながら進めていくことを考えています。

**委員** 17番ですが、アンダーラインは変更箇所とあり、「環境に配慮した取組みを積極的に進めるとともに、環境マネジメントシステム（ISO14001）の自主的な運用への移行を検討します。」とありますが、この「検討」という言葉はこの計画の中では必要ないのではないかと思います。この前も言われていましたが、サーベイランスを経費の面からも止めていきたいということでしたら、計画段階から目標をはっきりとして検討を抜いて「移行します」としてはどうでしょうか。

**事務局** 移行しますと言い切るの、確かに移行する方向で検討するということで、前にもご意見があったと思いますが、片方を取れば片方が良い悪いという状況もありますので、そのあたりは十分に検討しないといけないという部分で、移行についてはやりたい方向ではありますが、それがベストなのかということも踏まえて書かせていただいていますので、できましたらこちらの方がありがたいと考えています。ただ今もいろいろ調べたりしており、例えば他の自治体で完全に自己宣言でやられている状況を聞きますと、専門的な職員を配置しないと運営できないというデメリットもあるようで、そうすることで職員を一人増やすことで経費がかかることもあるようです。今のISOでの費用対効果とそちらの費用対効果ももっと検討しないといけないと考えていますので、ここではそのようなことも検討した中で方向性を定めていきたいというのが現状ですので、移行しますと言い切るよりも移行についてもっと詳細に検討させていただき、良ければ当然自己宣言してやるべきだろうと思いますし、そのあたりについてももう少し検討していきたいということからこのよう

な表現にしています。

**委員** それで良いとは思いますが、環境マネジメントシステムの精神の本心は、自分たちの環境について人に頼らずに自分たちで見直して自分たちで進めていくことですので、そこから見ると目標としてどうなのかということと、時期として少し遅れているという感じがしたというところです。

**事務局** 今言われたのはその通りで、町の方でもそのように思っています。費用対効果を比較して、どちらがよりベターなのかという部分も検討したいということで御理解いただきたいと思います。

**部会長** このページでなければ、次のページに進みたいと思います。6ページでは何かありませんか。

**委員** 少し前に戻って質問 24 になるのですが、「島本町地域防災計画と整合を図り」という表現になっていますが、これは「基づき」ではまずかったのでしょうか。ご意見では住民の命を守るというあたりを記載してほしいということで、最初の方に記載として「住民の安全確保のため」という表現が入ったと思いますが、「情報伝達、避難体制の確立」が地域防災計画と整合を図るということで、これは別のものになるのでしょうか。

**事務局** ご指摘の「整合を図る」という部分ですが、先ほど説明させていただきましたように、都市計画マスタープランの部分で「基づき」について他の委員からご指摘があり、総合計画の下に各種計画があり、総合計画を踏まえて各種の個別の計画があるのではないかと指摘がありました。そのようなことも踏まえて総合計画と各種計画は整合を図りながら進めていくというという意味合いで、基づきでなく整合と修正させていただきました。

**部会長** 他にないようでしたら7ページに移りたいと思います。

**委員** 質問 42 の修正案の中で「住民、議会及び町のそれぞれの役割及び責務を明らかにする必要があります。」とありますが、これはどのように明らかになるのでしょうか。責務は何か出てくるのでしょうか。

**事務局** これについては前回の部会の中で、住民、企業の役割を明確にする部分が必要ではないかというご意見があり、現在まちづくり基本条例を検討中でほぼまとまっております。議会に諮る必要があります。その中で議会や住民、町の役割を提起しています。その条例の中から文言を引用して基本的課題に記載しています。施策内容としてはまだ仮称ですが、基本条例の主旨を踏まえとし、その条例の中にそれぞれの役割や位置づけを明確にしていますので、そのような部分を踏まえてこのような文言にしています。

**委員** 町の姿勢として不足を感じているのは、いろいろな広報紙やホームページ、ケーブルテレビなどでお知らせしますので、意見がある時は住民参加でどんどんやってくださいとなっていますが、今、地方自治体が生き残ろうとしたら本当に媒体を

通じてやったら済むというところには来ていないと思います。本当に町の職員と住民が力を合わせてやる、議会も住民と力を合わせてやるという取り組みが必要だと思います。しっかりとした人と人が結びついて町として説明責任を果たすというところが欠けていると思います。議会などの質疑を通じても住民の説明会を求めてもそのような考えはありませんと答えられます。地方自治体の役割と責任、活力に満ちた住みよい社会をつくるということは大きな方向性になっています。それをいかにしてやるかという点で、行政と住民、議会と住民がもっともっと近い関係になるようにしないとできないのではないかと思いますので、そのようなことを少し加えたらどうかと思いますが。

**事務局** 今言われた部分は3章の自律・創造・協働というところにかかれた行政という節があります。広報活動の充実、情報公開・提供の推進、広聴活動の充実と大きな3つの施策を書いています、そのあたりで例えばパブリックコメントの制度を充実させる、審議会における公募委員の充実、アンケート調査、住民へ説明会などを活用しまちづくりに住民の声を反映させますという部分で、一つの施策として位置づけをさせていただいていますので、今言われたような実施計画で具体的にと言う部分については、今申し上げた施策の枝葉がそれぞれ出てくると思いますので、そのあたりで検討が必要ではないかと考えています。

**部会長** それでは8ページの中でご意見があればお願いします。

**委員** バス交通の充実の中で「福祉バスのあり方についての検討を行います。」とありますが、これはやすらぎバスのことなののでしょうか。ここではデマンドバスや民間バスの導入という意見がありましたが、こう書くのがよいのでしょうか。

**事務局** ここで書いていますのは、公共的な阪急バスと町が運営しているバスのあり方の検討を行う2つの内容を書かせていただいています。

**委員** 今のところでお聞きしたいのですが、この文章からしますと福祉バスと阪急バスは別々のかたちで読めばよろしいのでしょうか。

**事務局** 前段につきましては路線的なバス、後段については町の福祉バスということで、今の書き方については、2つになっているので分かりにくいことから質問をいただいていると思います。先ほど申し上げましたように、項目として2つ3つあるものを1つに書いていますが、最終的には分けて書かせていただきますので、現時点では分かりにくい表現になっていますが、最終的な文言修正で文章を分けていきますので分かりやすい文章にしていきたいと思います。

**委員** 今の説明で分かりました。それでは阪急バスについて若山台から阪急水無瀬駅とJR島本駅となっていますが、高齢者や環境に配慮してバス停を増やすことはこの文章の中で考えても良いと理解して良いのでしょうか。

**事務局** 阪急バスではJR島本駅が開業し、ルートを拡充していただきました。以前にはバス停を設置していただきたいということで、桜井口に一つバス停を追加してい

ます。水無瀬駅から若山台に上がる時にはそこで降りられますが、若山台から水無瀬駅に向けてはバス停がありません。通常ですとバス停は向かい合わせにあるのが一般的な設置の仕方だと思いますが、スペースの関係で止めるところがないということが現実問題としてありましたので、要望としては出しましたが実現しませんでした。ただ利用者の方の利便性を考えますと、そこでは降りられないが近くで降りられるということも含めて、バス停はスペースがあれば増やすということも充実という面から必要であると考えていますし、町内の施設を巡回する町の福祉バスの区域の拡大や、駐車場所の拡大ということも合わせて検討していく必要があるということでこのような表現にしています。

**部会長** それ以外になれば最終ページの9ページについてご意見があればお願いします。

**委員** 前に戻りますが、都市計画道路の整備について、今できているのは1路線だけで未着工路線の見直しをした後で実現性のある路線について事業化と書かれています。実際の実現性についてどのように考えているのか、そのようなものが1路線でもあるのか、どのあたりを考えられているのか、もしあればお聞きしたいと思います。

**事務局** 都市計画道路については、平成17年でしたか大阪府内で一斉見直しを行い、本町の路線については十分調査をして検討し、存続というかたちで残しています。先ほど修正内容で説明しましたが、再度大阪府で府内一斉見直しを行うということがつい最近説明されて、言われた必要性や実現性についても再度未着工の都計道路の内容を再度精査しなさいということですので、これから再度調査検討するという段階です。実現性がどうなのかということについてはその調査を踏まえて結果が見えてくるとお思いますので、現時点では明確にお答えできませんが、ただ、前回の調査の中でも島本中央線が町の東西を結ぶ重要な路線として位置づけをしています。それと国道171を結ぶ町所管の都計道路が2本ありますので、そのような部分での必要性は重大でしたので、前回は存続というかたちにしています。今回も再度そのような見直しを行うという位置づけになっていますので、これから再度そのような部分の見直しを行い、その結果を踏まえて路線が事業化をめざすということからこのような記載にさせていただいています。

**委員** 島本の状況としては言われたように、JRと阪急で分断されていることから必要なことは必要です。その実現性の可能性がどうなのかということで、結果的にこのような書き方をすると相当な議論が出てくるとお思いますので、そのあたりの実現性を聞いたかったのですが、これから大阪府で見直しをされて実際にどのようなのかということは今後の課題ということですね。分かりました。

**部会長** それ以外にありませんでしょうか。今までの審議会の中で随分細かく展開していただきましたので、それなりに内容的には網羅されていると思います。もう少し

という部分があるようでしたらまた機会があるようですのでよろしく申し上げます。本日の審議会では修正の資料 26 について審議するということでしたが、内容的にはまだまだあるとは思いますが、ご意見を参考に展開をしていきたいと思いません。

**委員**

これは第 7 章で意見を申し上げた方がよいのかも知れませんが、今朝の新聞によりまずと介護保険の申請が大阪府下で 10 市町村がコンピューターの計算誤りによって間違いがあった、その 7 割は国が負担するけれども 3 割は市町村が負担しないといけないという内容で、島本町もその対象の市町村に入っているということが新聞に出ていました。これは第 7 章で述べてはありますけれども、総トータル的には金はある、金は減る、人は減る、仕事は増える、これまでもいろいろと審議してきましたが、やらないといけないことはたくさんありますが、結局消化不良を起こしてしまう。そこでちょっとした間違いがあつて今回のような話になってくるということにつながっているような気がします。職員それぞれにすると一生懸命にやっていて決して手を抜いていないとは思いますが、随所に極めて初歩的な間違いが生じ、そのことで行政に対する信頼が非常に落ちてきている気がしてなりません。せっかくこのように良い計画をつくっても仏をつくって魂入れずという失礼な言い方ですが、なってしまうのはどうにもなりませんし、先ほど来言われているような住民との対話なりしていく中で、せっかく良いものをつくっても消化不良を起こしてしまわないかということを憂いているところです。それについてこれという良い方法はありますが、あまり人が減っていることについては、仕事が消化不良を起こしている原因になっていないのかどうか、一度そのようなことについてお聞きしたいと思いません。

**事務局**

今朝の新聞報道にありましたご指摘の介護保険料の普通調整交付金というものがあつて、これは国が全体に不足する部分を全国の自治体で調整するための交付金ですが、通常、国の基準では 6 段階になっていますが、本町ではさらにきめ細かな保険料体制にするということで、低所得者には保険料をさらに低くするということで、本来の 6 段階から 9 段階まで細分化して保険料を納めていただく仕組みになっています。その調整交付金を申請する場合には国の 6 段階に戻してそれぞれの段階にあつた人数を報告するという仕組みになっていますが、これが複雑になっておりまして、制度的に申し上げますと時間がかかってしまいますが、事前の調べと本来の報告する数値が異なつていましたので過少となつたということですが、本町だけでなく大阪府内で 10 市町の自治体で同様のミスがあつたということですので、これについては制度そのものの見直しも含めて国の方には要望していきたいと聞いています。第 7 章については、第 1 部会と第 2 部会の合同でご審議いただくことになりませんが、それぞれの今までの審議の総集編といひますか、それらの課題をいかに実現していくのかということで、現状と課題、今後の具体的な対策について述

べていきたいということで、ご指摘の通り計画を実践していくための方法を取りま  
とめていますので、合同部会でそのようなことも慎重にご審議いただきたいと考  
えています。特に時代に対応した行政運営ということで、時代の流れも大きく変わ  
ってきていますので、そのような流れについて皆さんとともに共有させていただ  
いて、今現在、本町では第四次行財政改革を進めています。これも計画期間が平成21  
年で終了しています。現在第五次となります。行財政改革プランを策定しておりま  
して、ほぼ終盤に向かっている段階ですが、この総合計画と第五次の行財政改革  
との整合を図っていく必要があると思いますので、そのようなことも踏まえて  
基本計画と具体的な実施計画を策定していきたいと思

**委員** それに関して事務局の説明は説明だと思いますが、この問題は今朝の朝刊に出  
ています。そうしますと幾ら総合計画の審議会であるとはいえ、冒頭に町長が一  
言ご挨拶に来ていただいても私は当たり前のことではないかと思っ  
ていますがいかがでしょうか。やはり住民の皆さんは心配されながら本日出席  
されている方もいらっしゃるかと思いますので、やはりその辺りの小さなこと  
かも分からないのですが配慮が足りないと思うのです。やはり冒頭町長がご  
挨拶に来ていただいても私はよいのではないかと思っ  
ていますがいかがでしょうか。

**事務局** ご指摘の通りだと思います。住民の皆さんも新聞を見られて実態は  
どうなのかということをお心配されている訳ですので、その意味では少しバ  
タバタしてしまいましたが、今後はそのような点には十分配慮していきたく  
と考えていますので、ご配慮賜りたいと思

**部会長** 当部会で担当していましたが部分については以上をもって終わりたいと思  
います。この後、第7章に入りますが、これは第1、第2の合同で審議を進  
めていくということになります。いろいろなかたちでご意見もあるとは思  
いますが、その時点でお願

## 【案件2】 その他

**部会長** その他、事務局から何かありますか。

**事務局** ご審議ありがとうございました。部会長からもありましたように次回は  
第7章を全体でご審議いただく予定になっています。日程調整については改  
めて事務局から日程調整をさせていただきたいと思っ  
ています。予定としては7月の中旬頃で数日間の日程を調整させていただきます  
ので、よろしくお願いします。

**部会長** 以上をもちまして本日の部会を終了したいと思います。どうもありが  
うございました。

以上

## 要 点 録

平成22年8月12日作成

会議の名称	<b>第10回 島本町総合計画審議会</b>		
会議の開催日時	平成22年7月22日(木) 午後2時～4時		
会議の開催場所	役場 地階 第五会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	3名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	新井委員、岩井(長)委員、岩井(均)委員、大西(三)委員、大西(義)委員、岡田委員 沖委員、落合委員、柏内委員、榊原委員、坂田委員、清水委員、高山委員 戸田委員、富家委員、中塚委員、中村委員、濱田委員、平井委員、福田委員 松田委員、松村委員、松本委員、森脇委員、安田委員、山口委員 (五十音順)		
会議の議題	<b>1. 基本計画(案)について</b> <b>2. その他</b>		
配布資料	なし		
審議等の内容	別紙のとおり		

## 第 10 回 島本町総合計画審議会要点録

日 時	平成 22 年 7 月 22 日（木） 午後 2 時～4 時
場 所	役場 地階 第五会議室
出席者	出席委員 26 名、事務局等 7 名

### 開会

**事務局** それでは、ただいまから、第 10 回島本町総合計画審議会を開催させていただきます。

本日、審議会委員 30 名のうち、26 名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長、議事進行をお願いします。

**会 長** それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

### 【「異議なし」の声】

**会 長** ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

### 【傍聴者入場】

### 【案件 1】 基本計画（案）について

**会 長** それでは案件 1 の基本計画（案）について審議に入りたいと思います。前回まで両部会におきまして 1 章から 6 章までの審議を行っていただきました。本日は全体会ということで 7 章の構想実現に向けてについて第 1 節の時代に対応した行政運営から審議を進めたいと思います。

#### 基本計画（案）第 7 章構想実現に向けて 第 1 節 時代に対応した行政運営 について説明

**会 長** それでは、ご質問ご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

**委 員** 人材の育成と職員の意識改革のところですが、職員と言う時に島本町の場合は半分以上が非正規職員となっています。この職員の中に非正規の職員も含めて考えるということを明記すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**担当課** 現状では、組織を円滑かつ効率的、効果的に運営していくためには、正職員だ

けの力だけではやっていけません。臨時職員、非常勤嘱託員の力添えがあって今の行政運営が成り立っているものと考えていますので、この職員とは広い意味で全ての職員を意味していると考えています。

**委員**

今の回答で、もちろん非正規職員も本来であれば、行政の職員として十分な経験や町の職務に対して真摯にならなければならないと思いますが、ただ待遇面では今行われているのは6か月間の雇用の繰り返しというかたちで、待遇面がそれに伴っているのか、そのような意識改革をするまでの報酬面や待遇面でそれ相応の対応をしているとは思えません。非正規職員に要求するのであれば、もう少し待遇を改善すべきでないかと思いますが、いかがでしょうか。

**担当課**

確かに本町の場合は、正職員を上回る臨時職員と非常勤嘱託員ということで、いわゆる非正規職員の皆さんのお力添えがあって行政運営ができていているということは間違いのない事実です。その点も踏まえ確かにまだまだ不十分な点はありますが、臨時職員の賃金単価については、平成21年度見直しを図り、また健康診断については、本年度から正職員と全く同じ健康診断ということで、定期健康診断のみならず、パソコンを使っていた方にはVDT健診、過重な労務をされている方には肩や腰痛の検査など、全て正職員と同等の検査を受けていただけるという態勢を整備いたしました。これは府内でも本町だけだと思います。少しずつですが非正規職員の皆さんの待遇改善に向けて努めているというところです。またここ数年は2年に1回ですが、北摂7市と府内10町村における非正規職員の皆さんの待遇を定期的に調査いたしております。その調査結果を踏まえ、待遇改善を可能な限りしていこうという考えで進めていますことはご理解いただければと思います。

**委員**

関連する問題ですが、この60ページの③の最後の方に、「職員の定員管理の適正化を図り、」と書いてありますが、職員の定員管理の定員とはどのような捉え方をされているのでしょうか。普通のところでは100人なら100人の定員がいるという考え方をすると思いますが、データ集でもどんどん職員の数が減ってきています。どこに定員という概念があるのかということが分からないのですが、いかがでしょうか。

**担当課**

定員管理の質問についてですが、本町の場合、職員の採用5カ年計画というものを策定しています。元々は平成17年8月に策定したのですが、それは採用について5か年間は動かさないというのではなく、計画を立てた段階では定年退職者しか見込めませんので、その都度発生します勸奨退職、普通退職が生じた場合は、翌年度の同時期、毎年8月に同計画の見直しを行っています。これは、10月に採用試験を実施していますので、その採用試験を実施する前に現状を踏まえた採用を行うということで計画を見直しているものです。その採用計画に基づいて職員の定数管理を行っていくという考えのもとで定めたもので、定員管理の概念や目標値についてはこの職員の採用5カ年計画の中で定めております。

またその指標として用いているのは、国の方で定員管理調査というものがあります。その中で島本町と同産業規模、同人口規模等が類似する団体を類似団体と呼んでいます。府内であれば、本町と同類型とされますので、熊取町と豊能町ですが、それらを含めた全国的な同類型の指標が出ています。その指標と比べて島本町の人員が多いのか少ないのかということも踏まえて本町の定数管理に努めているというところですよ。

**会 長** 今のお答えの中の数の中には、先ほどから出ている非正規職員の数も含めた計画なのではないでしょうか。それとも正規職員だけの計画なのではないでしょうか。

**担当課** この計画については、国の定員管理調査に基づいた職員採用5カ年計画となっていますので、この計画については正規職員のみとなっています。

**会 長** 現実には非正規職員の存在抜きにやっていけない訳ですね。全体の計画抜きには語れない話で、要するに具体的に今の2もしくは3の記述の中に、例えば正規職員と非正規職員という言葉を実際に入れて踏み込んだ表現にするのか、踏み込んだ表現にしなくても、暗には含んでいますので、この程度で良いとするのか、そのあたりはどうでしょうか。どの場合もそうですが、内容は恐らくほとんどご理解いただいているとは思いますが、より踏み込んだ表現にした方が良いのか、そうしますと職員採用5カ年計画について、国から言われたというより本町独自のものになるかもしれませんが、両者を併せた計画が必要になるだろうということで、そこにまで総合計画を受けて持って行かなければならないということも出てくると思いますが、いかがでしょうか。

**委 員** 結論から言いますと、やはり定員というものは正規職員であるべきだと思います。確かに非正規職員がいなければ島本町の職務は全うできないというのは現状だと思います。しかしながら非正規職員については、期間の短い人もいれば6か月間を更新して何年も努められている方もいらっしゃる、また短時間労働の方もいらっしゃる、そのような方も一緒に管理することを付け加えることは難しい面があると思います。

**会 長** 私はあまりこのようなことに詳しくないのですが、一般の会社のように正規職員に近い人は正規の職員にするという方向ではないのでしょうか。例えば契約社員ということで長期間雇われる人もあるようですが、正社員化していこうという方向なのか、このままで良いということなのか、どちらなのでしょう。一番問題はそのあたりだと思います。非常に短い期間でアルバイト的に働かれているということが問題だと思います。何かそのようなことがあった方が良いのかということです。

**委 員** ここ数年来、非常に問題になっている非正規の雇用についてですが、具体的に計画ですので、そのようなことも盛り込んでいくことが理想的ではないかと感じています。もっとも上位になる計画ということで、その理想の部分を外してはいけなではないかと思えます。もしこの非正規職員も含めた定員とまではいけなくて

も雇用の計画を立てるとすれば、どのようなことになるのか担当の方から説明をいただきたいと思います。現状との乖離も含めてお願いします。

**担当課** 先ほど来、正規の方々、非正規の方々の話が出ておりますが、定員の部分だけで見ますとやはり非正規の方々の5カ年計画を立てるということは難しいと考えています。これは年度年度の行政事務の量によって正規職員がおり、その補助的な部分で非正規の方々のお力添えをいただいているということからすれば、非正規の方の任用計画を立てるということは、全国的にも例を見ないように、私どもとしても非常に困難な計画になるのではと考えています。先ほども出ていましたが、臨時職員として長く努めていただいている方に正規職員への道ということですが、そのような声があることは聞いたことがあります。確かにそのような声もありますが、地方公務員法上の成績主義の原則として広く公平に、多くの方々から人材を採用して登用していくという考え方からしますと、現在行われているような採用試験を行って選考していくことが望ましいと考えています。

**委員** 不勉強な部分もありますが、5カ年計画はやはり正職員でなければ厳しいということは拝察しますが、例えば先ほど言われたように毎年8月に10月の採用を見越して計画の見直しをされているということで、5箇年の中でも5年刻みでされている訳で、そこにせめて非正規職員の現状を添付していくということで進めていくという準備をしていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**担当課** 先ほど申しましたように、10月に採用試験を行いますので、8月に今後の採用のあり方や職種ごとの職員の今後の必要数のあり方などを年度ごとに決めていきます。臨時職員も含む非正規については、人数的な管理は行われていませんが、各課から翌年度の予算要求までに要望を出していただいで、事務量がどのようなものであるかという提示もいただきます。そして職員採用として今年度このような採用を行っていくので、例えば専門職であれば正職員でこれだけが賄え、その事務量であれば総枠が100であれば70が賄えるので、30は臨時職員で埋めなければなりません。ということで各課とはそのような方向で年度年度の事務に基づいて、計画的に臨時職員も含めて非正規の職員の採用を行っているということを考えますと、部分部分では計画的な管理を行っていることはご理解いただきたいと思います。

**会長** 今の説明で、一つの問題は職員の数全体があまり制約を受けずにどんどん膨らんでいき、正規の定員は抑えられ、減った部分は臨時の非正規で補っていくということがほしいままに行われているということではなく、計画的に流れているという面で心配はないという話だったと思います。そのことで行政サービスが低下するということがないかどうかということについても2なり3なりで述べられています。一つには具体的に総合計画として非正規職員という文言を入れる必要はないという判断はありますし、ここで問題になったのですから問題になったことはきっちりとして入れていくという判断もあります。どちらにしたら良いかご意見を伺いたいと

思います。

**委員** 「やる気を引き出す人事制度の確立を図ります。」や「意識改革を推進します。」というところの職員は、「全ての職員」と入れた方がより明確だと思います。

**会長** 今のご意見は非正規職員という文言を含まずに、より明確になるようにというご意見だと思いますが、そのようなところでよろしいでしょうか。

**委員** 先ほど申しましたように、非正規職員の場合6か月間の雇用です。6か月が終わり他に採用するものがなければそのまま継続しますが、実際にいつ辞めてもよいということで雇い止めとなればそれで切れるのです。そのような状況の中でどうして非正規職員がやる気を起こせるのかということから、全ての職員として非正規職員を含むのであれば別枠で非正規職員の欄を設けるべきだと思います。

**会長** 今のご意見についてですが、具体的には②の中に「職員のやる気を引き出す人事制度の確立を図ります。」と述べていますが、そこに「全ての」ということで非正規職員のやる気を引き出す人事制度の確立を考えなければならないということになりますので、何らかの施策を講じていただけたらと思います。いかがでしょうか。具体的にこの総合計画をどうするかということに絞ってご意見をいただきたいと思えます。

**委員** 結論的には、③に「最小の経費で最大の効果を生み出す効率的な組織体制の確立に取り組みます。」とありますので、このあたりの主旨が生かされていると思えます。正職員と臨時職員やアルバイトがどのように区分されているのか分かりませんが、その業務分担がどのようになっているのかにもよると思えますが、かなり重要な部分であってもアルバイトでやっている、長期的にやっているということが現実的にあるようですが、総合的には③の最後で表現されていると理解してはどうでしょうか。

**委員** 一つ数字を教えてください。データ集の41ページに町職員の推移という部分がありますが、この場合平成21年度は240人となっていますが、非正規職員はこの年は幾らになっているのでしょうか。3倍も4倍もあったのですか。そのあたりの数字を教えてください。

**担当課** 資料22の関連データ集の41ページ、第7章、第1節「行政サービスの充実と組織体制の充実」の町職員の推移ということで過去5年間の数値を載せておりますが、これは定員管理調査データと書かせていただいておりますが、定員管理調査データは正職員と教育長、再任用フルタイム職員として正職員と同等に働いていただいている方も含んでいます。平成21年度については、再任用フルタイムはおりません。教育長が1名、正職員は239人です。それに対して非正規と言われる方々は同年の4月1日現在ですが、臨時職員と言われる6か月を最長とする雇用、1回の更新ができるという方々は233人、非常勤嘱託員として特別職の幼稚園長や教育センター長などの方々が36人ということで、非正規と言われる方々は計269人とい

うことで、正規職員1に対して1.13という割合になっています。

**会 長** いかがでしょうか。私としては非正規職員が今の話の通り相当数いらっしゃるということも考えますと、ここで言う職員の中に当然それも含んでいるという話としますので、殊更にそれを言わなくても、職員の最初の部分にでも「全ての」を一つだけでも入れていただく文言と、もう一つはせっかくデータを出していただいています。職員の内訳も不明確で内訳をきっちりデータ集には入れていただく、あるいはそこには上ってこないデータがあれば増やしていただくということで、我々の総合計画の審議会としては、全ての職員に関してこのようなことを言っているということにさせていただくことでどうでしょうか。そうしますと今の話を離れてその他にいかがでしょうか。

**委 員** (1)地方分権・広域化への対応の②広域行政の推進の部分で、後ろから3行目に市町村合併の問題が書かれていますが、「引き続き情報収集に努めます。」とありますが、今の段階でこのようなことなのかと疑問を持ちますので、もう少し住民は一步進んでいると受けとめているのではないかと思います。このあたりの表現が良い表現がないかと思いますので提案したいと思います。

**会 長** 私は分からないのですが、一步進んでいるというのはどちらの方向に進んでいるのでしょうか。

**委 員** 具体的には高槻市と島本町は勉強会を広域行政についてされているということですので、過去であればこのような表現で良いと思いますが、今後のことを考えるとそのあたりを一步進めてはと思います。

合併をするかしないかについて具体的には出ていませんが、そのようなことについて高槻市と島本町は勉強されていると受けとめています。役場の方からお答えをお願いします。

**事務局** 勉強会の件について基本的な部分を説明させていただきます。高槻市・島本町広域行政勉強会について平成22年2月5日に要綱を改正しまして、勉強会を設置しています。この中身についての所掌事務は、1つ目は広域行政の連携のあり方等についての調査検討に関する事、2つ目が広域連携等に関する高槻市・島本町相互の連絡及び調整に関する事、3つ目がその他広域連携等に関する事ということ。基本的には広域連携のあり方を勉強しましょうということです。その下にワーキンググループを設置しました。これについては4つのワーキンググループがあります。1つ目が行財政調査検討ワーキングということで、両市町の行財政を分析してそれを取りまとめて将来予測をし、合併等を含めた広域連携等を行った場合の行財政の影響について調査検討を行いたいということがまずあります。2つ目は事業連携ワーキンググループというものが、これについては両市町が共同して実施することにより相乗効果が見込まれる事業について調査検討を行いたいということです。3つ目が島本町し尿処理課題ワーキンググループという名称で、本町

におけるし尿処理に関する課題について調査検討を行うグループです。4つ目が大阪権限移譲広域連携ワーキンググループということで、大阪府から提示されています権限移譲についての広域連携のあり方等の調査検討を行うグループです。勉強会の下に4つのワーキンググループを設置し、現時点については行財政検討ワーキングと島本町し尿処理課題ワーキングを開催し、これからも調査検討していくところが現状です。

**委員** 新聞などの報道によりますと、大阪府知事から島本町はあまり遅れていると後には知りませんという内容の新聞を見たことがあります。確かに言われたように情報の収集は今後も必要と思いますが、それから一歩進んで合併するしないは別にどう対応していくのかという態度が出てきますので、「自治体の動向を踏まえて対応します。」という言葉で結んでいったらどうかと思います。情報収集は引き続き必要ですがそのようなことに進んできている気がします。

**委員** 今、広域連携について合併問題も取り上げられていますが、合併するしないは別にして、実際に高槻市と勉強会を行われているので、その調査研究が情報として捉えられているのであれば、情報を集める努力だけでなく、住民に対して説明することが必要だと思います。そのようなことがないのでいろいろな問題が出てくると思いますので、どのような情報であれきっちりと住民に対して説明していく努力をするという文面を入れていただいたらどうかとおもいますが、いかがでしょうか。

**事務局** 地方分権と広域化への対応という項目の中でご意見をいただきました。一つには地方分権への対応ということで、地方分権に対応するために、次の項目にあります広域行政を推進するという並びになっています。この中で広域行政の必要性について前段で述べています。これについては近年の人口減少や少子高齢化というように自治体を取り巻く状況が大きく変化していますので、そのような状況の中で、限られた人員や財源を効率的に活用した持続可能な地域社会を形成していくため、一つには広域行政の推進が不可欠であるということを述べています。そのような中で今後の取り組みとして、まず補完性の原則をきっちり整理しておく必要があると考えています。地方でできることは地方でやるという基本的な考え方のもとに、例えば水平補完ということで近隣の市町との連携をしっかりとって、補完性の原則を確立していく中で、その中にいろいろな手法がありますので、そのようなことを進めていく必要があると考えていますので、そのような表現を加えていきたいと考えています。広域行政の推進と合併の問題は別物ですが、ここではそのような広域行政を推進する中で一つに合併問題についても近隣の動向も注視しながら情報を収集し、しっかりと説明していくということを少し補っていききたいと考えています。

**委員** ②の広域行政の推進の後半部分の市町村合併問題についての表現ですが、委員から質問があり事務局から説明をいただき、事務局から説明いただいた中に合併という文字はなかったように思います。これは下部組織のワーキンググループも要綱

も全て広域行政に関して検討するものであって、合併の議論も含めたという文言が加えられたものの、この場合は合併に関する議論をするものではないと町長も繰り返し繰り返し説明をされています。一方で新聞報道が先行していることもあり、また知事がインパクトのある発言をされる方であるということもあり、住民の中では合併の議論が進んでいることは事実ですが、それはあくまでも別問題で、この総合計画の文言としては市町村合併問題については情報収集に止めておくことが的確であると思います。一歩進んで合併という問題に踏み込んではいらないと思います。

**委員** 私は事務局のご意見に賛成します。なぜなら今回の総合計画の審議をする土台としては、過去何年か前のものに基づいてやっていると思います。その当時と今は全く違った状況になっていますので、事務局の言われた文言が正しいと思います。

**委員** 事務局の説明で理解しかねる部分がありましたので、もう一度、広域行政と合併は、本来は別物ではあるが、ここではもう少し取り入れてのここはどこであり、具体的にどのような事を言うのか説明をいただけますか。

**事務局** ここでは広域行政の推進ということで見出しに上げています。今後の基礎自治体の考え方やあり方については、国の地方制度調査会で一定の方針が出されています。平成の大合併が平成11年以来進めてきましたが、本年の3月末で一区切りとされています。この基本的な考え方としては市町村合併による行財政基盤の強化、共同方式による周辺市町村間の広域連携、都道府県との補完ということで垂直補完、そして今町が考えていますのは、水平補完として近隣の市町との補完性の原則を確立していきたいということで進めていますので、そのような補完性の原則を捉まえた上で、今後の自治体のあり方についてはその延長線上の課題として考えていく必要があると考えています。

**委員** 消防や環境、医療でも我々のような小さなところでは大きな自治体にお願いすることばかりだと思います。消防に関しては大沢地区には島本から行くより高槻から行った方が早いとか、清掃工場の建て替えについても無理で高槻にお願いする。医療についても保健所は茨木にあるので高槻にお願いする。みんなお願いすることばかりで、よく考えると合併に近いものになってくるのではないかと思います。そのようなことも踏まえるとここに合併ということも何らかのかたちで書かなければならないと思いますが、何らかということだけではいけませんので、最終的にそこに行くということを入れた方が良いのではないかと思います。

**会長** 具体的にどう表現するかということに絞ってご意見をお願いします。

**委員** 広域的な取り組みと合併によるものは全く別物であり、合併するということは吸収合併になりますと島本町が法人格を失うということで、お財布もなくなってしまいます。町制70周年を記念する今年に総合計画を考える中でそこまで踏み込んで良いのか疑問を感じます。したがって表現としては広域的な取り組みは進めて、水平部分も含まれますので進めるということで、合併に関しては全く盛り込まない

訳ではなく、引き続き情報収集に努めますという文言に止めておくことが総合計画審議会としての良識ではないかと思えます。

**会 長** 大きくは2つあり、このままに止めるということと、もう少し踏み込んだ表現をというご意見でした。踏み込んだ表現とする時に、一つは収集された情報を住民に対して伝える、あるいは説明するというご意見がありました。それから対応するという言葉で何かすると表現してはどうかという意見が出た私は理解しています。そのままが良いのか、住民に対して説明するということは、私は必要なことだろうと思えます。もう一步踏み込むべきかについてはどうでしょうか。

**委 員** これは非常に難しい問題であって、これは単に合併問題をこの文章の中に盛り込んでいくということに関しては当審議会では私は行き過ぎではないかと思えます。と言いますのは、合併問題に関してはあくまでもその時点で住民投票や住民の意思を諮って決定されるべき内容と理解しています。したがって審議会や町長の姿勢の中で、表現したり打ち出されたりすることに関してはあってよいことですが、決定権は住民にあります。したがって、そのことを合併問題についてこのように進展しますという表記は、私は現段階ではされるべきではないと思えます。もっと現実には島本と高槻が合併した場合、どんなメリット、デメリットがあるのか、あるいはどのような問題点が出てくるのかについては、今の段階では何も住民自身には知らされていませんし、そのことを評価する能力も私自身も含めて持ち合わせていません。したがって、ここに表記されている内容「市町村合併問題については広域行政を踏まえた上で、今後、情報を収集していくという今現在出されている表現内容で私は止めるべきだと考えています。

**委 員** 今の意見が理解できないわけではありません。確かにそのように合併に対して踏み込んだ表現は現段階では私も厳しいのではないかと理解できています。ただ、これに関しては4年か5年前に作成した文章だと思いますが、そこから比べると現在は少しは前向きに動きがあるということから、同じ文章ではなくても少し文章を変えても良いのではないかと思う次第です。この文章を作成された年数から比べると今回の動きは違っていると思いますので、文章を少しは変えても良いのではないかと考えています。委員の言われたような合併に踏み込んだ表現はやはり厳しいのではないかとありますが、文章を少しぐらいは変えても良いのではないかと考えています。

**会 長** お二方の意見を聞いて私としては、先ほど申し上げた住民に対して収集された情報をきちんと伝える、あるいは情報公開とまではいかななくてもそのあたりを付け加えるということではいかがでしょうか。決めるのは町民という話もありましたし、決めるためにはきちんとした情報を提供する必要はあると思えます。情報収集してそれを住民に伝えるあるいは説明するという表現ではいかがでしょうか。

**委 員** 今、会長が言われた通りで良いと思えます。情報収集して行政で止めておく必

要もありませんので、収集したものを住民に返して判断できるような情報を与えることは必要だと思います。そのような中でこれからどのような流れになっていくかわかりませんが、最終は住民が判断するものですので、判断する材料をきっちり与えて議論していくということが必要だと思います。そのような意味からも収集した情報を住民に返すということが必要だと思います。

**事務局** このこの項目の地方分権への対応と広域行政の推進ということですが、特に広域行政の推進ということでは、地域住民の生活の維持向上を図っていくための有効な取り組みとして広域行政を推進しますということで、その中には直接住民生活に関わりますごみの問題、し尿処理の問題、消防の広域化の問題、全国的には国民健康保険の広域の体制も議論されています。今後の進捗は不透明で、現段階では申し上げられませんが、そのような地域の課題を解決するための基本方針ということで、ここで議論されている訳ですので、基本的には地方自治法で定められています自治体の役割として、住民福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施していくための役割を担うための自治体の仕事ですので、そのような総合性を実現するということから、一つには広域行政を推進する中でいろいろな課題がありますので、そのようなことも含めて情報収集し、しっかりと住民の皆さんにお返しするということが必要であると考えていますので、そのような表現を付け加えさせていただきたいと考えています。

**委員** 地方分権、広域化への対応に関連します。第三次島本町総合計画の106ページには、基本的課題として現況と課題が記されており、最後の2行で、「地域固有の活力を見いだすことの重要性が求められています。」という文章があります。しかし、今回の計画ではこれが抜けています。広域行政の推進は必須ですし、合併も含めた議論が必要であると考えている方が多いことはもともとですが、しかしながら島本町固有の活力を見いだすことを手放してはいけないと私は考えます。この文言は是非とも残していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

**事務局** ご指摘のように前回の7章に「地域固有の活力を見いだすことの重要性が求められています。」とありますが、今回は抜けています。これは意図的に抜いたものではありませんので、委員の皆さまから表現を加えるべきというご意見がありましたら、中に入れたいと思います。第三次総合計画の106ページの基本的課題の下から2行目になります。

**委員** 今回の中にその文面を入れなかった理由があるのであれば別ですが、そうでなければ、その表現は島本町の今後の独自性というものを創り出していく基になりますので、委員の意見に私も賛成します。

**事務局** 特に理由がありませんことと、もう一点は前回の計画では「地方分権と地域主体形成」ということで、地域の主体を形成していくという節になっていましたが、今回は「時代に対応した行政運営」ということで、大きくは分権、広域化の対応と

行政サービスの向上と組織体制の充実ということで少しの組み替えがありました。ただ、基本的な行政運営に関しては同じような考え方だと思いますので、今、数人の委員さんからご意見がありましたので、入れさせていただきたいと思います。

**会 長** あえて言わせていただきますと、地方分権と広域化は相反する関係にある訳で、地域主体云々などは地方分権の側のメリットと言いますか、そのあたりに対応するもので、今回の記述では広域側のメリットは非常に上手く表現されていますが、分権側のメリットがあまり上手く表現されていますように感じます。そのような意味からも残しておいた方が良くとも思います。他にいかがでしょうか。

**委 員** 施策内容の①の地方分権への対応で、後ろから2行目に、「権限に見合った財源や人材確保を国や大阪府に要望します。」とあります。権限に見合った財源はよく言われていますが、人材の確保を国や大阪府に要望するという事は、副町長や部長に府から来てもらうということを行っているのでしょうか。

**事務局** 質問にありました事務移譲に関する部分についてですが、平成22年、23年、24年の3か年において大阪府から府内の市町村に事務移譲を一括的に行うということで、本町の対象事務は76事務ありまして、本町が3年間で移譲を受ける事務は15事務で回答しています。そのように厳しい状況で、この中には大阪府から事務移譲を受けるにあたってのお金の面での補助と人的な補助ということで、例えば専門的な業務ですと、市町村に対して職員を派遣することも考えているという状況です。また、受ける事務について大阪府の所管する部署に研修生として派遣し、そちらで技術を習得して戻り、その事務を受けるということも大阪府で検討されていますので、そのようなことの充実と更なる財源の確保ということで、町村長会を通じて大阪府に要望していきたいという意味合いを含んでいます。

**委 員** 今の説明でわかりましたが、ただ、人材の確保を要望していると町独自では事務ができないということで、地方分権や地域主権が言われている中で、権限だけが移譲されて財源はどの自治体も申し出ますが、人材がいなければ島本町はもう事務水準を持たないということを裏返しているのではないかという気がしないでもありません。

**事務局** ここの事務移譲、権限移譲ということから言いますと、僅かな項目ですが移譲を受けてきていましたが、今回は大阪府の大方針で、各市町村に特例市並みの権限を移譲するという大きな方針があります。それに基づいて各市町村が受けるのですが、中核市程度ではほとんどが事務を受けている内容になります。本町ではこれから多くの事務の移譲を受けるということで、その際に今までですと財源は一定補助しますということも付いてきたのですが、今回は特に事務の軽重はありますが、重い事務を受けられる場合については専門的なノウハウも必要になってきますので、府の再任用を受けられている職員と言われていると思いますが、そのような職員も一緒に事務の支援をいただけるという方向性もありますが、ただ、具体的な項目で何人というこ

とはありませんが、今後そのような事務を受ける中で、財源と合わせて人材の派遣も要望していくと言う主旨ですので、人材の確保とは通常の業務を推進するための人材もありますが、突発的な事象に対する人材の確保も含めて表現している内容です。

**委員** どうも人材の確保ということが引っかかります。あえてこの文言を入れて良いのかどうか、要はもう島本町自身が自主的には運営していけないということを簡単に言うと言っている気がします。ですので、「財源の確保などを国や大阪府に要望します。」であればまだましですが、人材の確保は必要なのでしょうか。

**事務局** ご意見はもっともだと思います。権限に見合った人材ということで、表現的にご指摘を受けて少し権限の移譲と合わせた人材の移譲といえますか、「確保」という表現についてはご意見を踏まえてできれば修正させていただきたいと思います。

**委員** 財源補助や人材の派遣という意味合いではおかしいのでしょうか。確保を派遣や補助に変えていくことなのかと思いました。

**会長** それも含めてお考えいただくということでもよろしいでしょうか。

**委員** 職員の方にお聞きしたいのですが、財政状況が厳しい中で質の高い行政サービスはできますか。確認させてください。私はやはり財政状況が厳しければ質の高い行政サービスの提供は難しくなるのではないかと考えています。それと合わせてこれをするためには「広域行政の推進とともに」と書いてありますので、広域行政の推進ができなければ質の高い行政サービスを提供することができなくなるとも理解できると思うのですが、この財政状況が厳しい中の行政サービスの提供という2つのかみ合わせを説明していただけますか。

**事務局** 質の高い行政サービスを提供するため本町では人材育成基本方針、これは職員の資質能力の向上ということで基本方針を定めています。その中ではやはりやる気が必要であるということで、そのためには高い公務意識と改革へのチャレンジ意識、合わせてコスト意識が必要になるということで、まず意識改革を図り限られた職員の中で質の高いサービスを提供しなければならないという意味合いで表現していますので、確かに厳しい財政状況にはありますが、限られた人材の中で質の高い行政サービスを提供できるよう職員の育成、能力の向上ということに努めるという意味合いでここでは表現させていただいています。

**委員** そうしますと厳しい言い方ですが、今現在、委員会の方で住民ホールを閉館するという事で審議をされています。まだ結論が出ていませんが、もしも、この住民ホールを閉館した場合、財政が厳しいから閉館すると思いますが、これは住民に対する行政サービスが低下することになるのではないのでしょうか。私はそのように思います。

**事務局** 本町の住民ホールは閉館というかたちで審議をいただいているところですが、一つには財政が厳しいということもありますし、かなり老朽化をしております抜本的に

やり替える方が良いのか、それとも一時的な補修でやるのが良いのかと言う議論も出てこようかと思えます。そのような中で、一つは苦渋の選択として今のかたちで補修しながら残すのか、抜本的な土地利用も含めた用途変更をするのか、今後の大きな課題であると考えていますが、そのようなハード面のサービスとソフト面のサービスの両方があると思えますので、ここで申し上げていましてはソフト面でのサービスの充実ポイントを置いて表現してありますので、今ありましたハード面のサービスも充実していかなければならないと考えていますが、ここでの表現としては人材育成と職員の意識改革という部分で捉えていますので、そのような表現にさせていただきます。

**委員** 今の質の高い行政サービスの話で、第二部会でも意見を申し上げましたが、先だつての介護保険の申請をするに当たって、大阪府内の10市町村の中の一つとして島本町が誤って申請をしたという話であるとか、各部署部署でちょっとした間違いが生じて数字が合わないとか、発表した数字が違うということが起こるなど、いわゆるルーチンワークがきちりできていないような状況になっています。その原因が何かはよくわかりませんが、映ってくる姿としては質の高い行政サービスとは言えないと今の段階では思います。一人ひとりの職員が一生懸命やっている姿はよくわかりますが、どこか抜けているという背景を分析していきませんと、また変な間違いが起きてきて、とうとう島本町の質の高い行政サービスはとんでもない話ということになるのではないかと思います。職員の中でも239人の職員と269人のその他の職員がいるという中で、業務分担として適当に流してしまっているということが本当にあるのかなのか我々もチェックのしようがないのですが、ルーチンワークがしっかりできるような人材の人数を確保すべきではないかと私は思います。

**事務局** 今いただいたご意見はその通りであると考えています。ルーチンワークは仕事の基本になりますので、それをきちりおさえて、その上できめの細かいサービスが成り立っていくと考えていますので、ちょっとしたミスが大きな問題に発展していくということもありますので、ご指摘の介護保険の問題も大阪府内で大阪市も含めた10団体が同様の誤りをしていたということで、制度的な問題もありますので、これは国に対して要望しているところですが、そのような誤りのないようにしっかりと事務の基本をおさえつつ、きめの細かいサービスが提供できるような進め方をしていきたいと考えています。

**委員** もう一度質問させていただきます。先ほど行政サービスについてハード面、ソフト面と言われまして、今回の文言はソフト面ということで説明がありましたが、この人材育成に対して人材とはどのような人を人材と言われているのでしょうか。また、人材育成はどなたが人材育成をされているのでしょうか。

**委員** 人材とは難しい定義だと思います。私どもが考えています人材育成基本方針の中での人材とは、住民の皆さまのサービスの維持向上に資する、そしてその意欲を

持ってその業務にあたる職員を人材としています。人材は人の材と書くものもありますし、財産の財と書いての人財というものもありますので、私どもはそれをイコールとして人材という考えでいます。そして人材育成基本方針をつくりましたのは平成19年3月です。その人材育成基本方針の中で今後目指していく職員像を実現していくためには3つの改革が必要であるとしています。大きな制度としては、人事給与制度の中でがんばった人が報われていく制度が必要である、そして研修制度として職員をいかに育てていくかという制度を構築していく、3つ目の柱としては職場環境として人を育てていこうという職場であったり、人を育てようという上司であったり、後輩が先輩の育てていくことを後押しする、みんなが一体となって育てていくという環境づくりが必要であると考えています。ということから考えても、誰が人を育てていくというものではなく、組織全体で組織のレベルアップを図ることが人材育成になると考えています。

**委員** そうしますとここの項は、この文章では少しまずいと思いますので、ソフト面に今後は力を入れていくという事務局の答えではないかと思います。ハード面は財政が厳しければ島本町だけでなく、住民サービスができませんので、そのあたりの文章としてソフト面の質の向上を少しわかりやすくすればよいのではないかと思います。

**委員** 質の高いサービスの提供というものは、ソフトやハードという問題では基本的にありません。行政というのは基本的には住民の福祉を維持向上させるということで、最低でも維持ですので、ハードはお金がなければ下がっても良いということ想定している訳ではありません。基本的には財政が厳しくても質の高いサービスを提供するための努力をするということで、かたちとしてそのようになるように全力を挙げるのが地方自治法で求められていますので、ここで質の高いサービスとはソフトのことだということ言うべきではないと思いますので、文章的には私はこのままで財政が厳しくても質の高いサービスを提供していくということは当然のことだと思います。

**委員** 表現としては質の高いサービスの提供で問題ないと思います。質の高いサービスとは何かと言われた時に、その中に地方時代は住民自らがサービスを選択していくということも含まれると思いますので、あれもこれもではなくて、地域の中にある課題を自ら選択してどのようなサービスを望んでいくのかということ、住民が参画して自ら選択していくという住民自治という理念が入ってくると思います。しかし表現としては質の高いサービスを提供していくため、あるいは受けるためと止めておくのでよろしいかと思います。

**会長** このままで良いという意見と、ソフト面に限るといった意見がありましたが、あまり限らずに両方含めるかたちで、どちらにしても何らかの制約はどのような面でもありますので、このままでいかがでしょうか。

**委員** このままの文章でいけるのであれば一番良いのですが、事務局の答えを聞いてみると、どうもそうではないと聞きましたので、文章に整合性がないのではないかと思います。ただ、このままでいけるのがよいということはわかっています。

**会長** とりあえずは両方含めるかたちで、限定はしないという表現としてこのままでお願いしたいと思います。他にないようでしたら第2節に入りたいと思います。

## 基本計画（案）第7章構想実現に向けて 第2節 情報化の推進 について説明事務局

**会長** ご意見等がありましたらお願いします。

**委員** 今後の問題として、この情報化については貴重で重要な問題になってくると皆さん想定できると思いますが、現在、島本町で使われている機材はMEであるとか2000であるとかXPなどありますが、現在使用されているのはXPでしょうか。

**担当課** 主にXPを使用しています。

**委員** 第三次計画の資料の69ページですが、IT化の推進関係がまとめ載っていますが、電子自治体の推進が一部実施という表現になっていますが、これは何が一部実施なのか具体的に説明をお願いします。地域のイントラネットの構築が検討中となっていますが、これも合わせて説明をお願いします。

**担当課** 一部実施ということですがけれども、インターネットによる申請ということでは図書館の予約システムができているのみということで、本来、他の自治体では施設予約等をされているところもありますので、そのような観点から一部実施と記載させていただいています。また、地域イントラネットの基盤施設整備事業については検討中ということですが、各施設の方では即時性の高い状況に図られているとは思いますが、イントラネットの構築はまだ実施できていないという状況ですので検討中としました。

**委員** 質問ですが1番に「各種業務の電子化を行います。」とありますが、ホームページの中身の向上は比較的簡単にできると思いますが、各種業務の電子化で思い出したのですが、先日の選挙から皆さんに送られるはがきにバーコードが印刷されていて、読み取るとそのデータが出るようになっていて、選挙の当日でなく期日前投票に来られた方は読み取ってデータが出て入力して登録もできるようで、それは便利で早く進んでいるなと思ったのですが、実際の選挙当日は台帳に判子を押してという昔のやり方をされていますが、業務の電子化ということから、パソコン自体の台数がないと当日できないという物理的なことを考えますと、購入となるとお金もかかりますが、そのようなことも含めて考えられているのでしょうか。ホームページをこうしようとか情報を伝えていこうという業務の内容だけなのか教えていただきたいと思います。

**担当課** 各業務の電子化については、先ほどもありましたが、今回の選挙から期日前投票についてはバーコード式を導入し、記入を省略することにより手間を省くことができましたし、最終の集計等もスピーディに実施できたと思いますので、効率化、省力化ということで電子化できるところについては住民の皆さまの利便性の向上とともに、職務の効率化ということで合わせて実施していくべきと考えています。

**委員** 第三次との比較の資料の70ページにケーブルテレビのことが若干載っていています、それから主な課題が2行程度あります。最後の災害時などにおけるケーブルテレビの活用が課題として取り上げられていますが、これは第四次に向けて検討されていないのでしょうか。

**事務局** ケーブルテレビの内容については、第四次の23ページの開かれた行政の①で「ケーブルテレビなどの広報媒体の充実を図り、情報をわかりやすく配信します。」と、戻りますが13ページの④に情報伝達体制の整備、充実で「災害時におけるケーブルテレビなどの情報伝達手段の充実を図ります。」としています。7章では書いてありませんがそれぞれ別の章で記載しています。

**委員** 少し教えていただきたいのですが、コンピュータ関係の取り扱いについて使用規則や条例などは島本町内に存在するのでしょうか。といいますのは、例えばコンピュータを扱う人達、あるいはソフトに取り込んでの移動等のような事柄に対し、単に人的な媒介で流出することも考えられます。単にインターネットでセキュリティを通してではなく、人的なことによって散失することも今後想定されますので、それに対して島本町独自の扱いに関する条例のようなものが存在するかおたずねします。

**担当課** そちらの電子媒体の取り扱いの規定については、平成17年度に町のセキュリティポリシーを策定し、個人情報等を扱う業務については、慎重に責任者を規定し各所属長から職員に対してセキュリティポリシーの遵守について周知を図っていただいているところです。条例については個人情報保護条例がありますが、電子上の取り扱いについてはセキュリティポリシーということです。規則としてはコンピュータ組織管理運営規則を規定しています。

**委員** 職員に一人ずつ割り当てられているパソコンは、全てネットにつながっているのでしょうか。

**担当課** 本町の場合、職員の端末はインターネットと完全に切り離しています。

**委員** 電子自治体の推進のところで、各種業務の電子化を図っていくということで、これは利便性が高くなり住民の方にも良いことだと思いますが、高齢化も進んでおりこのようなものが使えないという住民さんも多いのではないかと思います。ここではインターネットを通じた申請や届け出などのシステムが構築されているようですが、利用されている方は多いのでしょうか。

**担当課** 町の方ですが、まだインターネットを通じた各種申請まではいっていないとこ

ろですが、国税等についてはL-TAXということで電子申告ができるようになっていますが、そちらの利用については電子証明書の手続きをする必要がありますが、担当に聞くとところによると、確定申告の頃にはカードの申請が多いのですが、それ以外の時期には申告がないというところですので、町でもそちらのメリット等を周知するとともに、今後は各種業務について役場に行かずに簡易な電子申請のシステムができないかということで検討していきたいと考えています。国の業務では電子申告ができるようになっていますが、町はこれからというところで、府内の団体を参考にしながら簡易な電子申告を検討していきたいと考えています。

**会 長** 電子申告というのは何を指しているのでしょうか。

**担当課** 各種申請ですが、例えば一部の団体等ですが、固定資産税の家屋の調査ですとか、イベントの申し込みをされている団体もあるようですので、利用者のご意見をいただいて導入できるかどうか検討しているところです。

**会 長** 大学でもそうですが、電子化すればするほど手間と金がかかるばかりで、一体何をやっているのかよくわからないということもあります。国がやっていることも批判されているようで、選択的に行政と相談して導入していくということも必要ではないかと思いますが。

**委 員** その件に関して、平成19年9月に図書館の予約システムが整備され3年近くたっていますが、予約システムを使って予約されている方はどの程度いらっしゃるのでしょうか。

**担当課** 件数については現在手元にありません。

**委 員** 電子自治体の推進では、確かにインターネットを通じた申請や施設予約などのサービスの充実を図るということで、便利になって良いのですが、そこにかかるコストと実際の実績では果たしてどうかという気もしないでもないのですが。

**担当課** 施設予約ということで体育施設について、大阪の電子自治体推進協議会ということで府内の電子化担当が集まって共同で電子化を推進していますが、実施している団体から、施設管理システムを維持していくにあたり、負担が大きいということで脱退も考えられているという団体もあると伺っていますので、そちらについても住民の方のニーズとコストを総合的に判断し、実施できるかどうか引き続き検討していきたいと考えています。

**会 長** 今言われたようにむやみやたらにやっている訳ではないということは信じていますので、そこまで踏み込む必要はないだろうと思います。以前、無人改札機がまだ普及し始めたころは電気屋の陰謀でやらされているといった悪口を私自身も言っていました。いろいろなサービスが普及するとこれまでにないサービスもできて便利になってきています。電子自治体も過渡期だと思います。時間が経って上手くなりますと、無人改札機やETCのように便利でやはりあった方が良くということになるかもしれませんので、それを思うと今あまり細かいことを言わない方がいい

という感じもしますし、あえて計画的に導入しなさいということも言う必要はないと思います。どちらにしてもこれも制約付きでおやりになることだと思います。他にいかがでしょうか。時間も一定過ぎていますので1節残っていますが、本日はここまでにしたいと思います。

## 【案件2】 その他

**会 長** その他、何かご意見があればお願いします。

**委 員** 第2部会の意見及び修正案、資料26をネットで見ていましたが、整理ナンバー11に興味深いことが書いてありました。我々は第1部会でよくわからないのですが、箇条書き形式に変更、これは全体において実施するとなっていました。この中は基本計画の表現方法についての質疑が書いてありますが、全体と書いてあるのは本当に全体なのかということと、文章も読みやすくなるという印象を持ったのですが、その通り実施されるのでしょうか。

**事務局** ご質問については、第2部会で意見をいただいております、第1部会でも途中段階で、表現を変えさせていただくということでご報告をさせていただいたと思います。例えば60ページの(1)の地方分権広域化への対応のところの②広域行政の推進では頭から文章があり、下から3行目からは「また、」として別のことを書いていますので、このようなところは上と下を分けて表記した方が、見やすさや住民にとってもわかりやすいのではないかと意見が第2部会でありました。そのようなかたちで全体を修正するというのが、ここに書かせていただいている内容です。確か両部会でも報告したと思いますが、そのようなかたちで整理させていただいていますので、委員の皆さまにも見ていただきたいと思います。

**事務局** それでは、今後の日程調整をさせていただきます。

### ↓次回日程の調整結果

8月23日(月)午後2:00～

**会 長** 以上をもって今回の審議会を閉会したいと思います。

以上

## 要 点 録

平成22年9月13日作成

会議の名称	<b>第11回 島本町総合計画審議会</b>		
会議の開催日時	平成22年8月23日(月) 午後2時～4時		
会議の開催場所	役場 地階 第五会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	3名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	岩井(長)委員、岩井(均)委員、大西(三)委員、大西(義)委員、岡田委員 沖委員、落合委員、柏内委員、榊原委員、坂田委員、清水委員、高山委員 戸田委員、富家委員、中塚委員、中村委員、濱田委員、平井委員、福田委員 松田委員、松村委員、松本委員、森脇委員、山口委員 (五十音順)		
会議の議題	<b>1. 基本計画(案)について</b>		
配布資料	なし		
審議等の内容	別紙のとおり		

## 第 11 回 島本町総合計画審議会要点録

日 時	平成 22 年 8 月 23 日（月） 午後 2 時～4 時
場 所	役場 地階 第五会議室
出席者	出席委員 24 名、事務局等 5 名

### 開会

**事務局** それでは、ただいまから、第 11 回島本町総合計画審議会を開催させていただきます。本日、審議会委員 30 名のうち、24 名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。それでは会長、議事進行をお願いします。

**会 長** それでは案件 1 の基本計画（案）について審議に入りたいと思います。前回は 7 章 2 節までの審議を行いました、今回は第 3 節の健全な行財政運営から審議を進めたいと思います。

基本計画（案）第 7 章構想実現に向けて 第 3 節 健全な行財政運営  
について説明（事務局）

**会 長** それでは、ご質問ご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

**委 員** 1 と 2 と少しダブるかも知れませんが、ご質問をさせていただきますので、お答え願いたいと思います。第 2 回の総合計画審議会の時に資料の 6 として財政状況の資料をいただきました。その資料に基づいて質問があります。この資料はあくまでも健全化前と言われているように現状で推移した場合の今後の見込みの数字が列挙されていましたが、今回、財政状況一覧表や健全化判断比率及び資金不足の公表がネット上でされています。その中で気になる数字がありますのでご質問したいと思います。一つは実質公債費比率について見込みの場合は、平成 19 年度が 17.5 パーセント、今回の決算で出ている数字は 12.7 パーセント、平成 20 年度は 18.4 パーセントが 13.5 パーセントとなっており、5 パーセント程度現実には改善された数字が上がっています。この差はいかなるものが改善ということで行われた結果なのか、今後この数字を出されるのであれば何を重点に行財政改革を進めていかれるのか、この数字について説明をお願いしたいと思います。

**担当課** まず、一点目の実質公債費比率ですが、改善というよりも、今回示している数字は決算の数値で前回は見込みの数値です。見込み数値と実績の中には金利動向も入ってきます。また、町が借金をする額も見込みの時点ではある程度予算ベースなどで入っていますが、実際に借入れをする場合、工事であれば予算ベースでは最大の数字が入っており、これが入札などによって工事費、事業費が下がり、その財

源として借金をするというかたちになるため、予算で最大の見込みをしており実績として落ちる可能性はあります。もっと細かい話として事業の中には単年度に終わらない場合があります。翌年度に繰り越しの場合は事業費も繰り越しになり、借入れ時期も後ろになるという減少もありますので、金利動向やその年度の事業費が変動しているという部分が大きな原因になろうかと思えます。財政収支見通しをつくる上で金利は今のところ3パーセントを見ていますが、実際のレートはその半分ぐらいになっています。金利はすぐに上がる可能性もありますし、インフレになれば経済理論から言えば金利は上がるということになります。実質公債費比率を下げるということの究極は借金をしないということになります。ただ島本町は人口が3万人で、その3万人の分母で事業をやっていかなければなりません。実際にインフラ整備をする上ではどうしても借金をしないとできません。借金をしなければここまでこられません。ですのでできるだけ指数が上がらないように事業そのものの平準化をしていき、借金の支払いも平準化することが非常に大事ではないかと考えています。

#### 委員

行政運営の効率化というところで、基本的な課題として「自主財源としての安定した町税の確保が必要となります。」と書いてありますが、国全体で考えると地方交付税というものがそれぞれの地域で税収の変動があった場合、国としての最低限を補償する財源補償としての地方交付税という制度があります。これについて実際には国の三位一体改革のもとで結局は地方交付税が減らされた経過があります。このようなことを考える時に国に対して地方の環境や生命財産を守るために必要な仕事をしなければならないということで、要求すべきところは要求し、国に対しても大阪府に対しても言うべきことを言うという視点も必要ではないかと思っています。例えば、身近なところでは阪急水無瀬駅のバリアフリー化工事が進められています。結局12億円のうち3分の1ずつが事業者と国と地方で分担するということになっていますが、島本町と大阪府で4億円を負担する時に、大阪府は財政が大変なので2600万円しか負担しないが、必要であれば島本町で負担せよということになっています。このようなことについても大阪府に対してきちんと世間並みの負担を求めていかないと、島本町だけで何も切り盛りすることは当然限界があると思いますので、このようなことについても一定触れる必要があると思います。

#### 担当課

総論で言えば今の質問は国や大阪府に地方の財源基盤の強化を求めることと、事業費についても同様にとということでしょうけれども、毎年、大阪府の次年度の施策並びに予算に関する要望を毎年出しています。大阪府を通じて国にというパターンもありますが、その中で、いろいろな項目で地方の苦しい財政状況を鑑みて支援をしてほしいという内容をいろいろな方面から投げかけています。言われたような具体的な事業は島本町だけの問題なのか大阪府として国に投げかけるのかという切り分けも必要ですが、町村会の行財政部会というところで大阪府に対して地方の

財源確保を投げかけています。バリアフリーに関しては大阪府の要綱の中に書かれているということで、確かに言われるように補助金が出ればそれだけ地方として島本町も助かるのですが、それについて口頭で要望しましたが、難しいということで最終的には要綱通りの補助になっているのが現状です。

**委員** 一定の努力をしていることを言われましたが、そのようなことをこの基本計画の中にもうたう必要があると思います。そのようなことが全く無関係に財政がまわっている訳ではないので、やはり島本町が大阪府に無茶なことを言っているのではないので、当たり前前のことを当たり前前のこととして言っていることについて、きちんとここに書かないとそのようなことがあるのかないのかわからないという状況認識の元で進めないと、財政運営は根本から上手くいかないと思います。

**会長** より具体的には、どの部分にどのようなことをという意見はありますか。ここでの書き方は一定の財政基盤があることを前提にして、町でできることは町で済ますという書き方には基本的にはなっています。それに対してご意見は、国や府に対しても財政基盤についてもう少し地方が上手くいくように考えてくれということと言うという指示だったと思いますがどのようにいたしましょう。

**事務局** 先ほども少し説明いたしました。例えば国や府に対する予算要望ということで毎年大阪府の町村会を通して国や大阪府に予算要望をさせていただいています。特に行財政基盤の充実強化という部分で財政基盤の確立によって様々な施策の実現ができるということもありますので、今のご意見を承りますと、例えば施策の3点目に健全な財政運営という項目があり、限られた財源を有効活用する中で優先度や費用対効果、住民満足度を向上させる施策を推進するためには、財政の健全化を確立しなければならないということもありますので、国や府に対しての要望は実際にやっていますので、3点目の部分で今後とも地方分権の推進にあたっては、地方税の税財源の移譲も含めた要望を引き続き実施するという文言を少し入れさせていただいたらどうかと考えています。

**会長** この件はそれでよろしいでしょうか。それではその他にありましたらお願いします。

**委員** これは質問の部類に入るのですが、今、地方分権の確立という話が出ましたが、昨年11月に政府の内閣府の中に地域主権戦略会議が設定され、ご存じのように大阪府の知事がメンバーに入られています。要は地域のことは地域でできるだけ住民と協議をしながら決めていくシステムをつくらうということが主旨で、特にその中で、交付税について地域主権を確立するために、国から地方へのひも付きの補助金を廃止して、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするという方針で検討が始まっていると聞いています。その主要内容の地域戦略大綱というものが6月に閣議決定されており、概ね平成24年の夏までに具体的な地域主権推進大綱を練り上げていくと出ていますが、このあたりについて今後、大阪府や町でどのような対

応をしていくのか、動きがあるのかあれば教えてください。

**担当課** 一括交付金についてお答えしますが、一括交付金については内閣府の副大臣から意見を求められて回答しています。全国の団体が回答したかどうかは定かではありませんが、島本町では回答しています。その内容は、一括交付金は何でもというかたちですが、例外として福祉関係などがあります。町が要望したのは従前配分されていた補助金が一括交付金になるというシステムですが、従前の補助交付額を下回らない、いわゆる減らないように配慮してほしいということが第一点と、少子高齢化の進展によって扶助費などの社会保障の部分の増加が避けられないことが考えられていますので、義務教育や社会保障に対応する部分については、地方の部分だけが增加することのないよう国の責任において総額の確保に努められたいという二点を副大臣に要望しています。それから、現在は要望した中でどのような集計が国の方でされたのかわかりませんが、当初より若干トーンダウンしているような気がします。詳細については我々にはまだ来ておりません。現在はそのような状況です。

**委員** それに関連しますが、前回の会議でお聞きすれば良かったのですが、行政運営についても関わってくることで、かなり国の事務を地方に移管したいということでこれは始まっていて、島本町も大阪府から出された条件によっていくつか移譲を受けていると思いますが、総務省のホームページで見た内容によりますと、概ね人口30万人程度の基礎自治体が地域の事務を地域で担うということを考えられているようで、当然規模の小さい、条件の悪い自治体ではそのような幅広い専門的な知識が必要なものに対して、なかなか地域では手に負えない部分も出てくるであろうと思われ、それに関しては市町村の連携や都道府県との連携を強化して、そのようなことにあたってほしいということを検討することが出ていますので、特にその経過をよくフォローしていただければと思います。土地利用の関係で都市計画法も見直しの検討に入っているということで、若手の都市計画を勉強している人達が自主的に勉強会を開催し、いろいろな提案をいろいろなところで始めているようです。機会があればご紹介したいのですが、例えば市街化区域内の農地がそのまま農地から宅地に転用できなくて、相当広い範囲にまたがって残っているところがかなりあるということで、そのあたりの有効策についてもかなり提案が出ているようですので、そのあたりについても幅広く検討されているようですので、そのあたりもフォローしていただければと思います。具体的に基本計画の中で見たのですが、内容的には盛り込まれていますので、内容を付加することは私としては不要と思っています。

**会長** その点について考慮いただくということでもよろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

**委員** 第四次の総合計画を仕上げていく部分で、健全な行財政運営という項目が一番大事な部分ではないかと思っています。项目的に書いてあることに何ら疑義はない

のですが、私の思いとして考えなければならないことは、行財政の運営のためには  
税収をどれだけ上げることができるのか、またどのようなかたちでそれを上げてい  
くのか、それが一番基本的な大きな問題になっていくのではないかと感じています。  
そこで税収を上げるということは一番大切なことは人がたくさん町内に住んでも  
らうことが大きなポイントではないかと思えます。人が島本町に住んでいただくた  
めには何をしなければならないのか。もっともマンション建設などもありますが、  
もっと大切なことは島本町内の企業さんがもっと多くの人を島本町に住んでも  
らう仕組みがあるのかどうか。その点はわかりませんが、町として働きかけをされ  
ているのかどうか、それがまず一点。もう一つは島本町の企業さんが何社かありま  
すが、もっと多くの企業さんに来ていただくためには、そのような手立てが町の行政  
の方でされているのか、これが二つ目の問題かと思えます。例えば、良く聞く話で  
すが、タウンプロモーションと言いますか、企業に対して島本町の行政が働きかけ  
を行うということが企業を誘致する上において一番大きなポイントではなかろう  
かと思えます。タウンプロモーションを考えてみますと、これは行政が自分のとこ  
ろのまちの良さをどのようなかたちで企業に宣伝されているのかどうか、そのよ  
うな動きがあるのかどうか企業が誘致する上においては大切なことではないかと  
思えます。そのためにはいろいろな事がありますが、例えば企業を誘致するため  
には税の優遇措置などの方向はとられているのかどうか、そのようなかたちの動き  
の中にそのような項目があるのかどうか、これが一つ。もう一つは、島本町の中  
で誘致場所と言いますか、そのような場所を既に決定されており、それについてど  
のようなかたちで各企業に宣伝されているのかどうか、島本町は名神の大山崎インター  
もありJRもあり、阪急電車もあるといった交通の便利な箇所ですので、この箇所  
をもっともっと利用しない手はないのではないかと感じています。最後に申し上げ  
たいことは、この行財政をしっかりとやった上で、税金をしっかりと取れるような仕  
組みをつくるのが島本町の今後の総合計画を進める上で大きなポイントになる  
のではないかと感じています。内容的には各項目はそれなりに読ませていただいて  
十分かとは思いますが、個々の細かい部分で考えてみますと、そのあたりのところ  
も少しは具体的に考えておいていただければと思います。

**事務局**

貴重なご意見ありがとうございます。町内には企業がたくさんありますが、社  
員の方に住んでいただけるような働きかけという話がありましたが、現在、制度的  
にはやっていませんが、町内の企業でも何社かは社宅をお持ちで、中にはそのまま  
住んでいただいているかたもいらっしゃいます。ただ、住民委員会が企業さんにア  
ンケートをされたものをかなり以前に見せていただきましたが、その方々は町外か  
ら通勤されている方ですが、島本町に住んでみたいかという質問に対して、確か住  
みたいという比率がかなり少なかったと記憶しています。今言われたのはまさにそ  
のような方が島本町の魅力を知らない、行政が十分発信できていない部分もあるの

かと思ひ、そのような部分が足りないと思っています。企業誘致の関係では今回の基本計画の2章の10節、お持ちの基本計画の20ページに商工業の振興という項目があります。この中に④として企業立地の促進という項目がありますが、今回の基本計画で新たに設定した項目として、本町では税制の優遇措置などについてこれから積極的に検討を進めていかなければならないと思っていますが、そのあたりの推進について④の企業立地の促進ということで、優遇措置の情報なども収集し、環境づくりや制度の検討を進めて、多くの方に住んでもらい企業にも来てもらうということを積極的に進めていきたいと考えています。

#### 委員

大きくは二点あります。一つ目は、行政評価システムのことです。第三次の総合計画の中では、「行政評価システムの導入」となっています。それが今回は「行政評価システムの推進」となって、導入からさらに進んで効果的な運用と変わっています。そもそも行政評価システムとはどのようなもので、そしてこの間にどのように活用されてきたのかご説明いただいてここについて見たいと思っています。二つ目は先ほどとも少し関連しますが、私は企業を誘致することや人口を増加させることは必要だと思いますし、また、まちがそれに関して持っている優位性は否定しませんが、例えば、税収のアップに人口を増やすという点、これは今年生まれる人数の方がそのまま20年後の人口になる訳で、20年後の人口は確実に読める訳です。途中で増えるということはありません。その中で日本の人口の総数は確実に減ります。人口を増やすということよりも、一定の人口の枠組みの中でいかにして行政の運営をしていくかということが全ての自治体が問われていると思います。これは首都圏を除いて大阪も含めて問われていると思います。それともう一つは企業の誘致、来ていただければありがたいのですが、企業は島本町の場合は景気に左右されない企業が多く、本質が見えにくいのですが、今、企業はいずれも非常に大変な思いをされている、新たな投資でどこかに誘致を受けてということは厳しいと認識しておく必要があると思います。そのようなことを踏まえすと、文言の中によく出てくるのですが、財源の配分という言葉があります。しかし、その財源の配分というのは負の配分、つまり痛みを分かち合うということが行財政改革であると私は感じています。以上のことを述べた上で申し上げたいのは、第四次行財政改革プランが平成21年度で終わります。第五次についての記載が必要ではないかということが一点。もう一つは行財政評価システムの導入から運用に変わったというあたりの説明が記載として必要ではないかと思ひ、この二点についてお願いします。

#### 事務局

まず一点目の行政評価について、行政評価とは何かということを中心に説明します。今ご指摘のように、第三次総合計画では行政評価システムの導入となっていました。当時は行政評価システムが本町では導入されていませんでしたので、そのような検討を行い導入するという目的でした。現時点では一部導入し運用させていただきました。この行政評価システムは本町の事務事業を見直して、改善できるも

のは改善、廃止すべきものは廃止、推進するものは更なる推進しようということで、職員の中でそのシステムを検討し、平成15年には試行的に一つの係で1事業、合計47事業の事務事業の評価を行いました。平成16年と17年にかけて全事務事業の洗い出しを行い、合計で486事業の事務事業の評価をしました。その中では一部廃止した事業もありますし、見直しをした事業もあります。その後、PDCAサイクルとして順番に回していくものですが、この評価の表の書き方などが大変な部分がありますので、そのあたりを改めて見直しということで、現時点ではあり方も含めて見直しをしています。先行している自治体では事務事業の上位にあたる施策や政策の評価を行っている例もありますので、そのあたりも島本町でどれだけできるのか検討しないとイケませんし、評価のあり方として現在は町の内部で行っていますが、先行しているところでは外部評価をされているところがありますので、そのような部分が本町でどれだけできるのかという部分も検討し、さらに行政評価自体を推進していきたいということで今回の基本計画には書かせていただいています。簡単に言いますと国の方の事業仕分けなどもされていますが、その町版といったものです。

**事務局**

続いて二点目のお尋ねですが、第四次の行革プランは21年度で終了しています。平成22年度から新たな行革ということになります。現在、第四次を踏まえて第五次となりますプランを素案としてまとめております。今後、パブリックコメントを実施し引き続き行財政改革を推進していくという計画もあります。具体的には現段階でどのような表現が良いのかわかりませんが、基本方針の中で「今後とも新たな行政課題に対応し」ということで、引き続き不断に行財政改革を推進する必要性があるということで、この基本方針の中にそのような主旨の文言を少し追加させていただきたいと考えています。

**会長**

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

**委員**

つまり第五次は素案作成中なのでここには文言は記載しないが、引き続きという表現にしていくということでしょうか。それでよろしいのでしょうか。私も判断しかねているところです。

**事務局**

現行計画の第四次が平成17年度から平成21年度の5か年計画となっていましたので、21年度が終了し、実施できたもの、まだ実施できていない未着手の項目もあります。それに新たな改革も加えて、現在第五次のプランの素案ということで今後パブリックコメントを実施する予定です。第四次の次ですので順にいきますと第五次のプランということになりますので、そのような第五次のプランに向けて検討中ということとは言えるのではないかと考えていますので、基本方針の中で第四次に続いて積極的に第五次のプランを推進するというので、第五次という表現が良いのか第四次の改訂版になるのかについては一度検討させていただきたいと思いますが、そのような表現で文言を追加していきたいと思っております。

**会 長** 他にいかがでしょうか。

**委 員** 行財政改革について一点お尋ねします。税金を増やすという面から考えますと、島本町の職員の採用について町内にお住まいの職員さんより他から来られている職員さんの方が多いのではないかと考えているのですが、現在、どのような割合で島本町に住んでいる職員さんがいらっしゃるのでしょうか。これは住民さんからかなりお聞きしていますが、報酬ひとつ、また退職金ひとつにしても、相当島本町から外に持って行かれているのではないかというお声もいただいています。ある程度職員を採用する場合町内在住が何人という計画があってもよいのではないかと考えているのですが、税金に関係もしますので、その点、お尋ねしたいと思います。

**事務局** ただ今のお尋ねですが、職員の採用の状況については以前は町内在住の職員が多かったのですが、近年は町外からの職員採用が増えてきていることは実情と思います。確かに指摘の通りで、税に関わり住民税や固定資産税、また退職金にかかる税金もそうですが、やはり町内の職員が町内で税を納めていただくことが理想型ではありますが、職員採用については本町では、一次試験、二次試験、三次試験ということで難関をくぐって採用をするかたちになっておりまして、町内在住で別枠でということも考える必要はあるとは思いますが、第一義的には採用試験というものが、公平公正に選考するための一つの手段として制度として取り入れていますので、言われる主旨はよくわかるのですが、町内在住で何人という計画枠をつくることは検討が必要ではないかと考えています。その必要性については十分感じていますが、そのような中でできるだけ町内在住の職員を採用し、災害等への迅速な対応も考慮しながら職員採用を進めていく必要があるとは考えています。

**会 長** いかがでしょうか。

**委 員** 検討課題という発言でしたので結構です。

**委 員** この第3節はこの通りで、異議を挟むことは何もないのですが、現職員 239 人の体制、非正規も入れると 700 人前後の職員で、いろいろな計画ものがあります。例えば都市計画マスタープランや育成計画、環境、男女共同参画などの仕事が例え 4 年間にしろ、本当に時間をかけて検討したことができるのだろうか心配しているところです。まして、昨今このような財政の問題で大阪府をはじめ厳しい状態になってきて、小さな市町村は置いてけぼりをくろうという状況の中では、もがけばもがくほどしんどくなってこないのかという気がしてなりません。しかし、一旦決めた以上はやっていかないといけないという性格を持っていますが、本当のところこのような大事な問題を時間をかけて検討し、これが果実を結んでいかなければならないけれども、そのあたりは並々ならぬ努力が必要ではないのかという気がしてなりません。前回は申し上げましたが、人員の削減などで効率化をしていくことは良いのですが、そのためにルーチンワークすらできなくなってしまうと、仏つくって魂入れずということになりかねないので、何か総合計画というものを計画しながら

ら、これで本当に上手くできるというところの決意と言いますか、どのセクションで何をしようというところまで詰めておかなければならないという気がしてなりません。是非実現できるような考え方を示していただきたい。

**事務局**

町の将来にわたっての貴重なご意見をいただきました。いろいろな項目でこれまでもご審議をいただきましたが、第7章の第3節にほとんどが集約されるのではと考えています。健全な行財政運営の中では、まず、住民福祉の増進を図ることが第一義的な自治体の役割ですので、そのためには様々な施策を積極的に推進していかなければならない、そのためにも当然、財政基盤の確立が必要になってくる、そのための健全な行財政運営を考えていく中で、最も重要な項目になってくると考えています。そのような中でただ今の時間をかけてしっかりと検討する必要があるというご指摘はその通りであると私も考えています。今後、効率的な財政運営を図っていくためには、ただ削減するばかりではなく、やはり地方自治の本旨ということで、前回の審議会でもご意見をいただきましたが、団体自治、住民自治、補完性の原則、これをしっかりと果たすようなシステムが重要であるのではと考えています。その中で補完性を十分発揮することによって、例えば人員の縮減が図れるのではないかと考えています。有効的な連携を図ることによって効率的な行政運営が図れるといった事務事業を推進していく必要があると考えていますので、今回の第四次の計画としては重要な時期を迎えているとも考えていますので、ただ今のご意見を踏まえて形だけでなくこの中身をしっかりと実現できるような総合計画の基本計画と、そして今後実施計画が非常に重要になると考えていますので、そのような意味では今後とも基本計画について最終的なご審議をいただいた上で、実施計画で具体的な施策を推進してまいりたいと考えています。

**会 長**

他にいかがでしょうか。

**委 員**

1の行財政改革の基本的課題の表現の方法で、「積極的に行財政改革を推進してきました。」とありますが、第三次総合計画に係る施策の実施状況で実施内容が書かれています。ただこれ以外にまだまだ多くの行財政改革の推進項目があったはずで、それが先送りされている、あるいはまだ実施できていないという状況で、この文章の中で「積極的に」と表現されているのは非常に違和感を持ってしまいますが、いかがでしょうか。

**事務局**

「積極的に行財政改革を推進してきました。」という部分で、ご指摘ではまだできていない部分もある中で、このような表現はどうかということでしたが、これは全般的に積極的にそのような取り組みをしてきたという意味合いを込めて、町がそのような気持ちを込めてやったということを書かせていただいています。全て100パーセントの実施状況ではありません。これについては先ほども申しましたように第五次で引き続いて実施していこうということに継続するかたちにさせていただいています。「積極的に」というのはそのような意味合いで書かせていただい

ています。

**委員** 第四次行財政改革プランで申し上げますと、平成 17 年度から 21 年度までに実施されなければならないということで、確かに第五次行財政改革プランにスライドしているとは思いますが、ただ実際には計画は平成 21 年度までに実施なのです。それができていないということは「積極的」というのは、これはまずいのではないかと思います。

**会長** 表現方法は考えていただいて、積極的にという言葉を生かすかどうかですが、「積極的に」を生かすとすれば成果自体ではなくて、取り組んできたというのは確かだと思います。そのような表現の問題だと思いますので、どちらに重点を置くのか、積極的にプラス側の成果が出てきたという表現なのか、取り組みがそうであったのか。

**委員** 確かに行財政改革プランには議会を通さなければならない問題もあると思います。本来なら成果が結果につながらなくても例えば議会に提案されるなどすれば、行政の積極的な姿勢と見えるのですが、それすらも出されていない項目が結構あります。そうするとこれについては積極的とは言えないのではないのでしょうか。民間であればこれでは到底通らないことだと思います。

**事務局** ご指摘の通りだと思いますが、「積極的に」という考え方はいろいろあります。取り組み姿勢として積極的に取り組んでいます。成果が表れていない場合は「積極的」ではないのではないかとありますが、行政側としては、このような必要性があるのでそのような提案をすべきという状況ではあると認識していますが、総合的な行政の運営を推進する上での基本的な指針として情勢判断があります。提案すべきかどうかということも含めて総合的な情勢判断が入ってくると思いますので、そのような中で実質として提案できなかったということもありますが、取り組み姿勢としては積極的に推進してきましたが、結果として成果が出ていない項目もあります。そのようなことも含めて第五次に改めて踏襲していくような計画になっているわけですが、今のご指摘を踏まえまして少し表現について検討させていただきたいと考えています。

**会長** そのようなことで、厳しいご指摘といいますか厳しい評価があるということも踏まえて、例えば「積極的に」というのを「今後も」のところの最後に持つて行くということも考えられます。いずれにしても、そのような評価の声があるということも踏まえて、もう少し表現を考えていただければと思います。他にご意見はありますか。

**委員** 一点教えていただきたいのですが、62 ページの基本方針の下の 2 行目ぐらいに「財政再建化に努め計画的な行財政運営を推進します。」と書かれておまして、恐らく「計画的に」というのは、この総合計画を含めてこのような計画に基づいて方向性を決めてこれから取り組んでいくことになると思うのですが、この総合計

画の下位計画として実際に施策を書かれている計画が何十もあるとは思いますが、先ほど行政評価システムとして事務事業等については評価をしていっているということですが、この総合計画なり下位にあたる基本計画のようなものの点検や評価、改善など、そういったPDCAサイクルを回す上でどのような方法で回していくのか教えていただきたいのですが。

**事務局** 本町では先ほど申し上げましたように事務事業評価というかたちでやっております、行政評価の中でも総合計画の実施計画に含まれている事業の評価をさせていただいています。ただ、政策、施策の部分で個別に評価しているところまでは至っていません。

**委員** 各計画の評価というのは事務事業の評価をしている中で計画は何十とあります。そのような計画の評価はされていないということでしょうか。

**事務局** 各個別の計画書の内容についてということでしょうか。

**委員** 恐らくこの総合計画があり、その下に都市マスなどの計画があり、さらにその下に計画があるのかもしれませんが、そのような計画の中でも目標等がそれぞれ定められていると思いますが、そのようなものの評価はされているのでしょうか。

**事務局** 個別事業の評価ということで、総合計画の下には何十という計画があります。その中で事業実施している例えば先ほどの阪急水無瀬駅のバリアフリー化の例がありました、バリアフリー化の事業の結果がどうであったのかというふり返りの評価という方法もありますが、それと今回の行政評価システムは少し意味合いが違っていると思いますが、個別の事業に対してのふり返っての事業評価、費用対効果も含めた視点での評価は個々には行っています。

**会長** 他にいかがでしょうか。また、全般にわたっていかがでしょうか。

**委員** 63 ページの最後の4、町有財産の有効活用というところで意見を述べさせていただきます。「未使用または低利用の財産については売却も含めた活用方法を検討します。」と新たに加えられています。先ほどから税収アップ、人口アップ、企業誘致という話がありましたが、これは戦略としては絶対必要だと思います。けれども、その中身は高度成長期時代、右肩上がりの時代とは違うものになってくると思いますが、基本的には戦略としては必要。けれども諸先輩方を前に申し訳ないのですが、まつりごとはそもそもリスクの分散、そして大きな意味での助け合いだと思います。大きな枠組みの中での助け合い、税収をアップして人口を増やしてと聞いていると、年貢を納めよ納めよという何かお代官さんじゃあるまいしと私は思ってしまいます。その一方で、そう言いながら町有地、つまりこれは住民の財産なのです。これを売って財政を健全化しよう。これは非常に正しいようでいて、私的には非常に危険、本末転倒という感じが否めません。遊休地といいますか土地の有効活用に関して売却も含めた活用というのは、現時点では私は反対です。なぜならば、体育館、町営プールなどは土地を借りています。やがて必ずそういったものを総合

的に見直す時に、あるいは今ある学校校舎、それから役場庁舎の老朽化など様々に問題になってくる中で、弾力的に総合的に長い目で見てまちの建物を総合的に計画して見直す時に、立地条件の良い遊休地がなければ非常にぎくしゃくした計画しか立てられません。確かに今財政は厳しいですけれども、島本の財政力はそんなに悪いわけではない。借金も多いです。けれどもこの借金はこれ以上しなければ必ず返せる時が延びたとしても来るといった中で、土地を手放してしまうということは、町民の財産を手放すということ、それは非常に危険ではないかということをお願いしたいです。表現として、またこの4番に関しては非常に慎重にならなければならないと思います。皆さんのご意見はいかがか、是非聞かせていただきたいと思いません。

**担当課**

4番目の町有財産の有効活用についてですが、これは第四次の行革プランにもありました。町は第四次の時に旧の町営住宅が5か所点在していましたが、水無瀬川緑地公園の横に集約されたということで跡地を売却したということがありました。言われる部分の今後についても、利用のない土地については国の方でも、地方公会計制度の中で一定の遊休地の整理をする表現があり、企業でも行われていますが、特に銀行などでは国際基準であるB I S規制というものがあり、いわゆる自己資本比率が8パーセント以上だったと思いますが国際業務ができなくなるということから、競って社宅などを売って不良債権の引き当てをしたということで、結局はバランスシートを縮小するやり方です。国の方もそのバランスシートを縮小するやり方を現在進めています。地方もそれにならってということ言われています。未利用地は島本町が持っている限り税金は一切入ってきません。法的には人的非課税といいまして入ってきません。それを民間に売り渡すことによって未来永劫固定資産税が入ってきます。その違いがあります。ですので一時的にキャッシュが手には入って未来永劫もキャッシュが手に入るということが理論的にはなりません。今回、新たに行革の中でもそのような未利用地を売却してそのお金で長期債務を返済するかたちでバランスシートが縮小することになりますが、それを行うことによって未来永劫の収入が手に入り、未来永劫の支出が削減できるというシステムを国の方も地方に推奨しています。それが究極の売却という部分ではそうなりますが、それ以外にも遊休地の貸し付けなどによって、少しでも自主財源が増えれば住民の施策にも還元できるという思いもあり、今回新たに入れさせていただきました。

**委員**

今の町有財産の有効活用の件ですが、島本町にどの程度そのような財産があるのか私はわかりませんが、とにかくこれを見ていると最近経常収支が100パーセントを超えていると島本町はなっています。その中でいろいろな遊休地を持っているとコストもかかってきますので、言われたように島本町が持っている限りは固定資産税が入って来ないなどの問題もありますので、全て公共的な土地を持っていないということではなく、ケースバイケースで必要なものは持たなければ

ばならないし、島本町でその土地を処理できずお荷物になるようであれば民間活用していくということが本筋であって、やはりケースバイケースでやっていくのが良いのではないかと私は思いますので、この原案が良いのではないかと思います。

#### 委員

今言われた意見を私も先ほどから考えていましたが、私個人の意見としても正しいと思います。と言いますのは、今現在、町有地の中で活用されていなくて、何処の土地というかたちのもので、しかも十分活用できる場所がたくさん見受けられます。たくさんと言ってもそれほど多くないのですが、それを有効的に活用することを現在のような島本町の財政下の中においては是非必要と思います。一般家庭の中で考えてもわかるのですが、100坪の土地を持っていて財政が逼迫した時に、それを20坪売って現状を切り開いていき、やがて上向きになった時にもう一度買い戻すということは当然行われて良いことですし、単純に考えていけることだと思います。要は3節の健全な行財政運営の中で行財政改革は余分なもの、いらなもの、将来にわたってこれは必要と思われるものなど、切り捨て加えていくという業務だと思います。それから財政運営の効率化に関しては、あくまでもここに書いてあるように地方税の財源確保が最優先ということで、これは行財政に関わっている方々、議員さんも含めてですが、当然、大阪府なり国にそのような逼迫した情勢をきちっと筋道を立てて訴えていくことによって確保していく、ということがこれから先は何より大切で、一方で我々住民としては自主財源について努力していかなければならない点だと思います。したがって、安定した町財政を確保していくためには、現存の状態ではなくて現在の島本町の財政状況から考えると、プラス何パーセントかの住民に対する負担も当然起きて然るべきと私は考えます。もう一点は、一方でそう言いながら非常に矛盾したことを言うのですが、財政運営の効率化の中の自主財源の安定的確保は、先ほど事務局からもありましたが、福祉関係に対するいろいろな手立てをしなければならず、これは大きな柱という意見があったと思いますが、ここに「安定した自主財源を確保するために受益者負担の適正化を図る」とあります。これは先ほど申し上げましたように、ある程度はやるべきだと思います。けれども、そのことによって島本町に住んでいる方々が本当に住めなくなるという状況はつくってはならないと思います。そのあたりで受益者負担の適正化に対しては、現在ふれあいセンター活用されている方で、見直しによりお金を取りますと一律に網を被せるのではなく、本当にそれが払えないグループ、だけどそのような場所がほしいという人達に対しては手厚く保護しながら、取れるところからは取っていくというように当然すべきだと私は思います。4の町有財産の有効活用に関しては、先ほども言いましたように未利用、低利用ときちっと規定しています。どこでもと言っている訳ではありません。したがってそのようなものを有効的に活用することは大切ですが、島本町の中に町の財産でないものも含まれています。第二中学校の前の土地は確か町有財産ではないと思います。あの場所はかなり広い土地

があります。バックが崖のため活用が難しいのですが、あれは緊急対策としての国交省の土地だと思えます。そのようなことで開発されているのですが、現在の状況ではあの土地がその必要性に迫られている土地とは到底思えません。そういった土地もありますので、そのようなところを有効に活用していくことは必要だろうと私は考えています。

#### 委員

おっしゃった意見は理論的には非常に正しいですし、現実問題としてはそうだと思いますけれども、苦しい時に手放す土地というものは有効的に活用できない可能性があり、何も売ってはいけないと言っている訳ではありません。つまり、全ての公共施設を総合的に俯瞰的にきっちり見直してどこを売るのかという総合的なプランなしに、ケースバイケース、これは申し訳ないですけれども、言い方を変えると場当たりのなのですね。そういう売却の仕方をして借金の穴埋めをするということに関して、私は反対です。何度も申し上げますように島本町の財政力は決して悪くない、自主財源の比率も他市に比べて特別に低い訳ではない、そのように説明を何度も受けております。要は経常収支比率の数字が悪いのはマネジメントのところの問題がある訳です。そこをきっちり見てから、現状の全ての公共施設、住民ホールを廃止しようかということになっている訳です。なぜ廃止するのか、なぜそういうようなことになったのか、ふれあいセンターは大丈夫なのか、そして学校の老朽化はどうか、そして一部では統廃合も含めて施設の見直しの声が上がっています。どこに学校を持って行き、どこに役場があったら魅力的なのか、そういった総合的な計画なしに遊休地を手放すのは危険ですと申し上げたいのです。その総合計画なしに、今、非常に厳しいので土地、この土地というのは町有地に関しては住民の財産、それを手放すということは非常に慎重に考えなければならないという思いを述べさせていただきました。一方で、人口を増やす、税収をアップする、それは今の社会情勢では非常に厳しいハードルだということ、決められた一定の中で人口はこれ以上増えない、都市間競争には勝たなければならないけれども、増やすという感覚から脱却していかに住民の幸福度を優先させていくかということを考えて時に、公共施設のあり方、教育施設のあり方、これは最重要課題になります。緑の保全もそうです。そう言った時に、今手放すのではなくて、一度立ち止まって、全部を見直して計画的に見て、さあどこを売るのかという、そのステップを踏まないともったいないことになりますということが申し上げたかった、以上です。

#### 事務局

この町有財産の有効活用ということで、様々なご意見をいただきました。現在、町が保有しています遊休地、未利用地等がありますが、厳しい財政状況の中で、まず貸し付けをして収入を得るということも一つの自主財源の確保の手段です。先ほど苦しい財政の中で無計画に売るという考え方についてのご指摘がありました。そういうことではなく、例えば、元々町にあるそのような土地で初期の目的を達成した土地、目的を達成するであろうという予定の土地については、町の計画に沿っ

て有効活用することによって、地域の活性化や賑わいのような要素を取り入れられるような土地利用を推進していく必要があるのではないかとということで、ここで活用方法についても検討しながら、全く無計画に売るのではなく、確かに自主財源の確保の大きな手段ではありますが、何でもかんでも今ある土地を売ってしまうということではなく、町が借りている土地もありますので、そのようなことも含めて、そこで利用できるのであれば利用したらよいと思いますし、利用できない土地については町の計画に沿った有効活用が必要ではないかとということで、そのような活用方法についての検討についてここで明記をさせていただいたということです。

**会 長** 今の4番の問題ですが、ご指摘はよくわかりますが、公共施設全般の話と町有財産としての土地の話が少し未分化な議論になっているようです。ここでは恐らく意図としては、未利用地、低利用の土地に関してのみ表現されているはずですので、もし公共施設全般の計画的、総合的な利用の話が入れられるのであれば入れておいても良いのですが、主旨はあくまでも公共施設全般の話ではないと思いますので、このままで良いのではないかという意見もありましたが、どうでしょうか。

**委 員** 明確にするためには、財産というところを普通財産と記載してはどうでしょうか。

**会 長** 先ほどの話では町営住宅に関しては行革プランでも検討があった訳ですので、いずれにしても無計画に売却することは決してないということですので、いかがでしょうか。もう少し検討ということでもよろしいでしょうか。

**委 員** 記述がどうこういうことはないと思いますので、原案に賛成かどうか聞かれたらどうでしょうか。

**委 員** 「有効活用に努め、未利用または」と続いています、「努める」で一度切って「未利用または」としてはどうでしょうか。この町有財産の有効活用というのは売却を念頭に置いたものではないと思いますので、ですので一旦切ってその後に「未利用又は低利用の財産については」として表現しておいた方が、表現だけの問題でどちらするかというようなものですが、そのようなことから一旦切るということも一つの手ではないかと思います。ここで云わんとすることは町が持っているものの活用ということだと思います。無いものは勝手にできないので、せっかく持っているもので、持っているものをどう活用するかですので、そういうことでここで切ったような表現にしておいた方が私は良いのではないかと思います。

**会 長** 途中で切った方がより主旨が明確になるということはあると思いますが、それも含めて基本的にこのままで良いとお考えの方、挙手をお願いします。

—挙手多数—

ありがとうございました。圧倒的多数で基本的にはこのままで良いというこ

とですので、そのようにさせていただきたいと思います。

**委員** ③の健全な財政運営ですが、その中で「優先度や費用対効果、住民満足度を重視した」とありますが、この住民満足度はどのように推し量っていくのか少し説明をお願いします。

**担当課** 住民満足度ということですが、先ほども指摘があったように、既に島本町だけでなく日本全体が少子高齢化時代に突入しています。今回お示ししています関連データ集の31ページでも65歳以上の人口と高齢化率の推移をお示ししています。その中で平成17年は高齢化率が16.5パーセント、平成21年度ではそれが20.2パーセントというかたちで、島本町の人口構造から見てもこの率が上がっていくことはまず間違いのないと思います。そのような中で、行政が行うサービスとして住民の方が満足していただける部分は、現在取り組みを始めようとしているひとり暮らしの年長者への対応や移送サービス、障害者の方の支援サービスなど時代にマッチしたニーズに応えるということで捉えております。それをどう量るのかまで具体的に明記していませんが、これまでと違う人口構造になってくることに的確に行政としても反応し、住民満足度の向上に努めるということが非常に大事になると考えています。

**委員** もっと広い意味での住民満足度かと思っていたのですが、高齢の方の満足度が云々ということで、昨今、住民委員会でも話題になっているのですが、池田市や名古屋市がある一定枠を地域住民が予算を立て、それを申請することで採用して身近な問題を解決していくということが取り上げられていますが、そのようなものと言っておられるのかと思ったのです。ただ、今の説明では全般ではないようで、この文章からすると全般にわたっているように思うのですが、いかがでしょうか。

**事務局** 住民満足度についてですが、住民満足度という言葉そのものはかなり前になりますが、三重県の北川知事が三重県で行政評価を全国に先駆けてやられたと思います。その時に住民満足度の向上を目指すための一つの手法として、行政評価を全国に先駆けて取り入れられたという経過があったと記憶しています。その意味では行政全般の問題になってきますので、住民ニーズは年代や地域によって様々なニーズがあると思いますので、それに沿ってきめ細かな施策を推進するために地域ニーズを的確に把握するための一つの手法としてアンケートをとったり、地域で意見を聴くということもありますし、また、先ほども住民委員会のお話がありましたが住民委員会からいろいろな提言をいただき、それを行政に反映させていくというシステムづくりが必要ということでそのような取り組みをさせていただいていますが、ここで言う住民満足度とは広く全般に住民のニーズを的確に把握して、それをできるだけきめ細かな施策として、実施していくためのツールとして、いろいろな計画をつくってそれを進めていくということですので、広く全般的な住民意識、住民ニーズの向上のための一つの手法としてどのようなものがあるのかということ、今後も

的確に捉まえていく必要があるという意味合いで表現させていただいています。具体的に今後も施策を進めていく中でこのような審議会ですとかいろいろな貴重なご意見もいただいていますし、それを具体的に取り入れるにあたっては、いろいろな手法を今後も検討していきたいと考えています。

**委員** 小さいことで申し訳ありませんが、62 ページの3番の民間活力の活用のところの「P F I などの手法により」という部分は何か他の表現ができないのでしょうか。私はわからないのですが、皆さんはご存じなのでしょうか。

**事務局** ご指摘の P F I ですが、なかなか一般的ではないのですが、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律というものがあまして、これは11年ほど前に施行されたのですが、その時に P F I 法というかたちで、民間の資金やノウハウを活用して行政に取り入れていくというシステムです。少しわかりづらい部分もありますので表現については工夫させていただきたいと考えています。

**会長** 用語集のようなものを作っておく必要があるかもしれません。今の住民満足度もどちらかといえば行政用語ですので、行政用語そのままではなく、どこかで言葉の説明をするというのが一番簡単でよいかもしれません。他にいかがですか。

**委員** 第三次の総合計画の中に人口のことがふれられており、グラフとして表現されていますが、実際の島本町の人口構成がどうなっているか、イメージがよくわかりません。例えば人口ピラミッドであれば経年的にどう変化していつているということ、島本町の人口構成は日本全体の人口構成と比べてどうなのかということがある程度イメージできるのですが、折れ線グラフではなかなかわかりづらいのですが、いかがでしょうか。このデータ集のグラフを見ると高齢者が膨らんで若い人が減っていることになっていると思いますが、この10年ぐらいどのように推移しているのかということです。残念なことにこの前回の第三次島本町総合計画のグラフには記載のミスがあり、このあたりも十分に気をつけていただきたいと思います。15ページのグラフは明らかに凡例が間違っていますのと、次のページの産業就業者の推移のグラフも全然違って、1次産業の就業者が年々増えています。印刷される際には注意されたいと思います。島本町の人口構成は日本全体の平均的なピラミッドと考えてよいのでしょうか。

**担当課** 人口構成についてですが、今年国勢調査があります。今島本町で一番多い人口は60歳を超えています。その次の山が恐らく32歳程度だったと思います。泉南では関空ができた関係で住宅開発がありましたが、あちらでも同じような形になっています。

**事務局** ご指摘の第三次の総合計画のグラフですが、凡例が逆になってしましてシールを貼らせていただいています。最終校正で業者が間違えられたようで、シールを貼らせていただいで対応しています。今回の第四次ではそのようなことがないようにしたいと思います。凡例の色が逆転しておりまして申し訳ありません。

**会長** 他にいかがでしょうか。時間も経過しましたのでなければこのあたりにしたいと思います。これですべての章が終了しましたので、案件1については以上とします。

**事務局** 長時間にわたりありがとうございました。本日で最終章のご審議をいただき、1章から6章までは各部会でご審議いただき、修正案も確認いただき、文言の修正が終わっています。7章については前回と今回でご審議いただき、修正案について次回に確認していただきます。1章から6章の文言の整理もまとめておりますので、事前にお配りし意見があればその時に調整していただくことを考えております。

**↓次回日程の調整結果**

10月14日（月）午後2：00～

**会長** 以上をもって今回の審議会を閉会したいと思います。ありがとうございました。

以上

## 要 点 録

平成22年10月28日作成

会議の名称	<b>第12回 島本町総合計画審議会</b>		
会議の開催日時	平成22年10月14日(木) 午後2時~4時		
会議の開催場所	役場 地階 第五会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	1名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	新井委員、大西(三)委員、大西(義)委員、岡田委員、沖委員、落合委員、 柏内委員、岸委員、榊原委員、坂田委員、高山委員、戸田委員、 富家委員、中村委員、濱田委員、平井委員、福田委員 松田委員、松村委員、松本委員、森脇委員、山口委員 (五十音順)		
会議の議題	<b>1. 基本計画(案)について</b>		
配布資料	なし		
審議等の内容	別紙のとおり		

## 第 12 回 島本町総合計画審議会要点録

日 時	平成 22 年 10 月 14 日（木） 午後 2 時～4 時
場 所	役場 地階 第五会議室
出席者	出席委員 22 名、事務局等 4 名

### 開会

**会 長** それでは案件 1 の基本計画（案）について審議に入りたいと思います。前回の審議会で 7 章までの全ての審議が終了しましたので、本日はパブリックコメント前の修正案の確認を行いたいと思います。

### 資料 27 基本計画（案）【第 7 章】についての審議会意見要旨及び修正案 について説明（事務局）

**会 長** それでは、説明の内容についてご意見があればお願いします。

**委 員** 質問ですが、基本計画（案）パブリックコメント用の 8 ページに景観行政団体という言葉があるのですが、我々は部会が違ってよくわからないのですが、どういったものなのでしょうか。

**事務局** 景観行政団体とは、景観法という法律があり、その法律に基づいて各団体が景観行政団体になるという申し出をし、それに基づいて景観のより具体的な施策を進めていくものが景観行政団体となります。大阪府内では 8 市か 11 市か定かではありませんが、景観行政団体として指定されており、より具体的な景観に関する施策を推進している状況です。これについては部会の方で、そのような取り組みが必要というご意見をいただいてこのように修正をさせていただいています。

**委 員** このパブリックコメントの資料は確定したものとして、細かな修正はできないのでしょうか。というのも気になったのは 6 ページ目の第 2 章自然環境の保全・活用のところで、特に山間部の森林という 3 行目の部分で、地下水かん養や憩いの場ということが書かれていますが、森林に関しては防災の面もかなり重要という気がしました。14 ページにもそのあたりが触れられていますが、山林の果たす役割が項目としてあげられていますので、ここに防災機能という面も一言入れておいて良いのではないかという気がしました。

**事務局** ご指摘のとおり、山林については様々な分野で関わってきます。この項目については自然環境の保全・活用ということで、自然環境に特化して山林の部分を表記しています。ご指摘の 14 ページの地下水も山林が重要な役割を担っていますので、こちらの方で治水対策として山林の保全の推進という項目もありますので、言われていることはそのとおりですが、項目ごとに関わりを記載させていただいています。今回の資料のパブリックコメント用は第 1 部会、第 2 部会で詳細に慎重にご審議い

ただいた内容、本日お示しした7章については全体でご審議していただいた内容、それを踏まえて修正したものがこのパブリックコメント用ということですので、そのような形で今後は進めていきたいと考えています。本日は皆さんお集まりいただいていますので、この中でもご意見があれば皆さんのご審議の中で修正していただければと考えています。

**会 長** 今の答弁でよろしいでしょうか。

**委 員** 今回、読み直して気になるとか気付いたところを上げさせてもらいます。資料28の4ページの就労環境の整備のところ、働きやすい環境づくりの促進というところの2行目に勤務形態の多様化やと言われていますが、このことを肯定的に書かれているような気がしますが、少し違和感があり、多様化が必ずしも良い方向に向かっているのではないと思いますが、どんなものでしょう。それから6ページの水辺環境の保全と活用の部分で、2段目に「島本水文化園構想の主旨を踏まえて、河川改修に合わせた」とありますが、河川改修に合わせて多くの仕事をするべきですが、河川改修がなくても親水空間の整備に努めてほしいということで、そこは削っても良いのではないかと思います。7ページの安全・安心なまちづくりへの支援ということで、最初に「段差解消など」と書かれています。全て含まれていると思いますが、むしろエレベーターの設置などという文章の方が良いのではないかと思います。11ページのし尿処理の問題で、これは意見があるところで広域的に検討することは大事なことです、その前に島本町域内で中間処理施設の設置の検討が必要で、その検討結果によって広域化という課題が出てくるのではないかと思います。16ページの救急・救助体制の充実ですが、つい最近ですが島本町も救急安心センター事業ということで広域的に対処するという概要が示されています。そのような内容も少し反映した方が良いのではないかと思います。消防の方からつい最近ですが説明をいただいた文章があります。32ページの淀川河川公園の整備促進というところで、「公園づくりを促進します。」という事は、主として国の仕事ではないかと思います。国に働きかけるとか国に要望しますという内容の方が良いのではないかと思います。33ページの現状と課題の中程ですが、「水道施設の更新や耐震化などの拡張事業」とありますが、拡張事業とは少し違うのではないかと思います。書くとすれば施設整備を推進しなければならないという文章の方が良いのではないかと思います。38ページの施策の内容の2番目に医療助成制度の推進とありますが、これは医療費助成制度の促進とした方がよいのではないかと。52ページの教育環境の整備のところの施策内容ですが、学校施設の充実というところで「学校施設の老朽化などに対応し」と書いてありますが、老朽化していなくてもエアコンの設置などは取り組むべきで、「老朽化などに対応し」は省いても良いのではないかと思います。それから、全般的に気になったのは町の施設で、町立という表現で統一するとか、計画や条例などがある時には、島本町なにな

に条例、なにに計画と統一した方が良いのではないかと思います。

**事務局**

9点のご質問をいただきましたが、第1部会、第2部会のそれぞれの委員の皆さまに慎重にご審議いただいた内容が現状となっておりますが、事務局で判断するより委員の皆さまにもご意見をいただきたいと思っております。9点の質問の中で町に聞かれている部分についてお答えさせていただきます。まず11ページの大きな3番のし尿処理の③の広域行政の部分で、ここでは衛生化学処理場の老朽化に対応し広域的なし尿処理について検討します。と書かせていただいています。これについては現在、本町の衛生化学処理場が高槻市域の東上牧というところにあり、その施設が40数年経過し処理量も減少し、老朽化が進んでいるという状況です。昨年12月に町長が高槻市長にし尿処理について広域的な処理のお願いという依頼文章を出していただき、現在、高槻市と協議をしている状況です。そのような状況も踏まえてこのような文章にさせていただきます。委員から町内で処理するのが必要ではないかというご意見でしたが、そのような状況で動いていますのでこのように書かせていただいています。32ページの第4章第4節の公園の整備、(1)の③淀川河川公園の整備促進ということで、淀川河川公園は言われたように国の管轄になっていますので、公園づくりを促進しますとしています。町の管轄でしたら自らするという方向で推進ですが、他にお願いするという方向で促進と記載しています。他に個別に7点の質問をいただきましたが、内容については事務局で修正することなく、第1部会、第2部会でこれまで慎重に審議していただきましたので、他の委員の方々からご意見等があれば言っていただければと考えています。

**事務局**

1点追加ですが、救急安心事業というご意見がありました。16ページで救急・救助体制の充実ということで現状と課題について記載していますが、救急安心事業というのは直近に事業についての提案があり、元々は単独で大阪市が実施するという方向でしたが、府内の市町村にも広域的な形という提案があり実施したいという方向にあり、広域行政の一つの形と認識していますので、15ページに消防広域化の検討ということで、災害時の対応や火災時の対応については広域化に向けた検討を進めますということですが、救急救助体制ということだと、そのような状況が新たに生じてきていますので、それについては事務局で検討させていただきたいと考えています。

**会長**

まず、今の3点の説明についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。もしましたらどうでしょうか。残る6点についてそれぞれにご意見をうかがった方がよろしいのでしょうか。まず、6ページの第2章の第1節、施策内容②の2番目の「河川改修に合わせた親水空間の整備」という部分で、「河川改修に合わせた」という部分は必要ないのではというご意見でしたが、いかがでしょうか。ご意見はありませんでしょうか。

**委員** 河川改修に合わせなくても親水空間の整備に努めることは一定可能だと思いますので、「河川改修に合わせた」はなくても良いのではないかという委員の意見に賛成です。

**会長** 他にいかがでしょうか。あつた方が良いという意見はないでしょうか。そうしましたら、部会での検討はあるのですが、この全体会として「河川改修に合わせた」という表現は必ずしも必要ないだろうという意見のようですが。

**委員** 先に言うべきだったのかもしれませんが、委員の9点の意見について頭がついていけません。あれだけのスピードであれだけのページをめくって、それだけの文章を読んで、それでどうだという問いかけですが、非常にシンプルであって極めてわかりにくい。もう一点問題点はここでも問題になっているところにはアンダーラインが引かれています。アンダーラインが引かれているということは、その時点で皆さんによって討議されて修正されている意見なのです。したがって、それに基づいて作成されている事柄をなおかつここでそれを討議しなければならないということになると会議は踊ってしまいます。これから先の会議で皆さんから一つひとつ出される内容についてですが、私は少なくともこれまで審議された内容を踏まえてこの文章について一通り目を通させていただきました。したがってそれを修正するという観点には立っていません。そのような審議の経過を経てここで審議することは、私は反対します。その経過の中で審議されなくてこれは本当にそうだなと思える点について審議することはやぶさかではありません。

**会長** 各部会において既に審議していて、特にアンダーラインの部分は審議の結果、修正された文言であって、それについてさらに修正ということは必要ないだろうというご意見ですが、いかがでしょうか。

**委員** 言い忘れていました。先ほどの河川の部分については皆さんで議論された内容ですので、私は修正の必要はないと思います。その理由も述べます。河川工事は定期的に何年かおきにしなければならぬのです。それをもって整備構想と組み合わせていろいろな事柄をやっていく必要が河川の工事の中にはあります。つまり河川工事に基づいて単独でそれだけで終わることはないと思います。そのようなことを定期的に総合計画の中で計画を立ててやるということに関して私はその方が正しいという見解を私は持っています。

**委員** 今の意見に賛成します。アンダーラインが引かれた部分は、各部会で細かく皆さんで検討して出た結果だと思います。それを修正するということは何のために部会で検討したかということになりますので、修正した部分については皆さんでお認めをいただきたいと思い、同じ意見を持っています。

**委員** 私は対立した意見を申し上げることになります。このパブコメ案と申しますのは、私たち総合計画審議会において提案していくものであって、ここで1部、2部で慎重審議されたということとは、内側ではそうであっても外から見た時には部会

は全く関係なく、内部的な便宜上のプロセスであったと私は理解してここまで進めてきました。そうして1部、2部で分かれて審議した上で、トータルではどうしましょうとこうって全員集まっています、その中で違った意見、新たなアイデアが出てくることは当然であって、部会で慎重審議、議論されたことをさらに全部のメンバーで真摯に議論する、これはもう審議会として当然のことであると。先ほど修正するとおっしゃいましたが、これは修正するものでなく、新たに議論して深めていくものと考えています。それが一点。それから、先ほどご指摘の内の具体的な部分です。6ページの水辺環境の保全と活用について、「河川改修に合わせた」という文言は必ずしも必要ではないと私は申し上げました。それには当然、河川改修は必要ですが、それ以外に例えばソフト面としてイベントや催事、学校教育によって親水の空間を利用していくということも当然考えられる訳で、必ずしもここで「河川改修に合わせた」という文言が必要であると思えないと、私はそのような意味で賛成と申し上げました。

**会 長** 今、異なる2つの意見が出されていますが、審議会の規定というものはなかったのでしょうか。部会を設ける時に部会の意見を基本的に尊重するなど両方のやり方が通常でもあります。部会において予備的という言い方は変ですが、詳細に検討して最終決定は親に当たる審議会で決定するというやりかたはありますし、一方で部会によって決定したことを基本的に尊重し、そのまま採用するという規定になっている委員会の両方とも参加しています。まず、規定がつけられているのかどうか、つけられているのであればそこでどうなっているのかお伺いしたいのですが。

**事務局** 言われたように島本町総合計画審議会条例ということで、お集まりの皆さまの審議会委員を置くというかたちになっています。部会については別途、島本町総合計画審議会条例施行規則の中で部会を設置することができるかと書いています。部会長を設置して副部会長を置くとなっております。その中で部会の審議経過を会長に報告するというので今回このようなかたちで委員の皆さまに報告をさせていただいています。その審議を踏まえて部会で諮るのが全てや全体で諮るのが全てなど、そこまで詳細には規定されておられませんので、議論されている意見のどちらが正しいと事務局が申し上げることはできませんが、部会については各団体の皆さま、専門的な方々、学識経験者の方々などに出させていただいております。できるだけそれぞれの部会に関わる専門的な分野に入らせていただいて、慎重審議をしていただいたということがあり、それも委員の方々もおっしゃっていますし、最終的にこの中で最終決定ということになるとは思いますが、部会を踏まえてこうなっている状況ですので、この場で修正できるかどうかについては明記していません。

**会 長** 規定については今の通りということですので、この場で委員の方々がどちらが良いかお決めいただくことになるとは思いますが、どういたしましょうか。

**委 員** 先ほどの意見にもう一つ、「河川改修に合わせた親水空間の整備」で良いではな

いかという意見に賛成です。専らに河川改修があり、また整備計画がありといったことで、時間や経済的なことに従ってロスを生むよりも、トータル的な河川改修に合わせた整備がベターだと思います。

**委員**

ここで決定するという意見ですが、それも最もです。聞いていますとそれは当然と思いますが、私もいろいろな審議会に関わってきています。その審議会でも条例の中で部会制を必ず設置して審議していくという形態を取っています。それを最終的に1部会、2部会、最終的に合同会を開いて両方からその審議内容を説明して皆さんの了承を取るといった形をとっています。したがって合同になった時に1部会なら1部会で抜けている点、当然それは間違いという点に関して意見が出された時にその内容を審議することはありました。通常は1部会、2部会に出されている最終審議の内容は全体会の中で全て尊重されて実行に移されています。それが基本です。なぜなら1部会、2部会に分ける根拠があります。分けなければそれだけの項目を全て1年の中で審議することが不可能であり、それに必要な方々を1部会、2部会に分けてお互いに信頼の中で審議していただき、審議された内容はお互いに尊重するということが基本になっています。もしそれを無視するのであれば、最初から部会制度を取らなければ良いのです。部会制度が必要だから取っている理由があるのです。合同会に出された内容について、特に先ほどの指摘の中で再三審議され改正された内容についてなおかつここで一委員の意見を審議しないとイケないとするならば、ここにおられる委員の皆さまが意見を出されたら、その意見をもう一度最初からたたかなければならないという結果を生む訳です。それは私は審議会の取るべき姿ではなく、1部会、2部会に分かれてお互いに信頼して十分審議している内容を尊重することにはならないと私は考えます。言われるようにみんなで決めることではないのかということはもちろんそうです。それは根底です。だからこそ2つに分けてもっとじっくり少人数で綿密にやっているのです、それができていないというかたちでの持って行き方は間違いだと思います。

**委員**

2点あります。河川改修に合わせたということが必ずしも必要かどうかに関して、このこと自体がどうであるかという議論に関して、私はこれが入っていることを反対するものではありません。そのことを申し述べた上で審議会のあり方について申し上げます。先ほど、互いに尊重し合い信頼関係のもとにおっしゃいました。当然です。けれどもここはこうではないですかという意見を述べることは、決して相手を尊重しないことでも信頼しないことでもありません。総合計画はまちの上位に立つもの、そして人口3万人の島本町を導いていく10年の計画です。私たちはたった30人。一人ひとりいかに見識が深くてもたった30人です。そして部会はたった15人。その15人で決めたことをもう一度30人で見直そうではないかということは、互いの信頼関係を損なうものでも尊重しないものでもないということを私は声を大にして申し上げたいです。これは一人ひとり、私たちがどう思っているか、

あるいは15人がどのような意見を出したかということではなく、審議会としてこのパブリックコメント用に提出する案をどのようにしていくかという内容を審議するものであって、部会のあり方、尊重の仕方、信頼関係を議論するものではないということ、それに基づきますと、9つ出された委員からの提案は確かにすぐには理解できかねる手法ではあったかもしれませんが、一つひとつ事務局の方に整理していただいてスムーズに前に進めていく必要があると思います。

**委員** 私は対立して議論するつもりは毛頭ないのです。なぜかと言いますと、今の意見をもし尊重していくのであれば、今回まで1部会と2部会に分けてやってきましたが、今後の部会に関しては一つにして最初からやった方が能率も良いし皆さんの意見を吸収しやすい、それはおっしゃる通りです。当然です。意見はもっともだし私も賛成です。だけれどもそうでなく1部会と2部会に分けて少人数でいろんな人が意見を出しながら審議していくということが、15はダメで30は良いという意見にはなりません。言われる意見は私は反対しませんし、ごもっとも基本の話をされているので当然だと思います。だけれども審議会としてこのような構成をつくり討議を重ねて案を作り上げていく時には、審議会の1部会、2部会のそれぞれのやり方を踏まえた上でやるべきで、加えてその後20も問題が出されると全てやりますか。少しおかしいと思います。

**委員** 今日の審議会は1部会と2部会で決まったことを全体会議で報告するというだけではいけないのでしょうか。今日はこの後どうなるのでしょうか。私は1部会、2部会で決まったことをこの審議会で報告するということで来ているのですが、どうなるのでしょうか。事務局もきっちりその話をしてこの会議の進め方もきっちりしないといけないと思います。1部会と2部会で真剣に討議されて決まったことではないのですか。その決まったことを全体会議にかけて報告するだけの話ではないのですか。これをまた変えていくのですか。前回の第三次総合計画の中でも1部会、2部会にわかれてちゃんと議論しています。そのようなことを事務局で最初に話をしなければ、はじめから意見を聞いてもう一度やり直しですか。事務局から話をしてください。

**会長** 事務局でという話とは少し違うと私は思います。まずは規定がどうなっているのか先ほどかがいしましたが、規定ではそのあたりがあいまいで、はっきりきめていけばその通りすれば良い訳で、あいまいであるということは実際どうするかは審議会に任されているところです。先ほどから皆さまの意見を聞いて私もどちらもごもっともな意見だと思いますので、迷うところはあるのですが、私のこれまでのやり方からすれば、各委員さんのご意見はとにかくお伺いしたいということがあります。お伺いしてこうすべきであるという意見があった場合、それをどうするかについて無視はできません。結局は私の皆様方の意見を持って決めるしかないと思います。非常に時間がかかり非効率になるということは十分承知していますが、規

定があいまいであるということは非効率な事態が出てきても仕方がないということです。私は致し方ないと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。ただし、非効率も承知の上でも私自身も含めて貴重な時間を使っていますので、そのあたりは考えたい。もう一つは各部会で十分に検討されたことを尊重するということが大原則ですので、そのあたりの原則も踏まえながら個々の委員さんの意見を尊重するという立場からは個々に検討せざるを得ないと思いますが、いかがでしょうか。

**委員** 自分が出席した部会の中で皆さんによって検討されたものが、またここで修正されることは大変残念に思います。ですから、規定がないというかたちになっていきますので、みなさんのご意見を一通り聞かれてそれによって判断されるということはどうでしょうか。

**会長** その考え方はもちろんあると思います。

**委員** 部会で決まったことを修正と何度も皆さんおっしゃいますが、まず部会で決まったことではないということ。パブリックコメント用の基本計画が案であるように各部会から出されたものも明らかに案であると私は認識しています。それによって皆さんが意見を述べられるということは決して修正されることではない。皆さんが部会で、私も含めてですが、慎重審議意見を述べたこと、それによってこうなった、そういうことをプロセスをまたここで説明すると。それが総合計画審議会の全体にとって非常に大事なことであり私はそのことが申し述べたかったです。もう一度言いますと各部会から出てきたものは案であり決まったことではない。それについて意見を述べることは修正することでもなく、尊重しないことでもない。したがって先ほど言われたように出てきた意見は吸い上げたいということなので、これはありがとうございますということで、この6ページの河川改修に合わせたにこだわらず、残りの8点を進めていただけたら、その時には尊重しあってスムーズに議論が進むようにお諮りいただきたいと思います。

**会長** 私は個人的にはとにかく出てきた意見は検討すべきであると考えますが、皆さまのご判断にまかせたいと思いますので、個々に意見を聞くという意見もありましたが、挙手による採決ということではいかがでしょうか。一つは基本的に部会で検討した事は全てアンダーラインの部分にあるはずですので、少なくともアンダーラインが引かれている部分については部会の意見を尊重するというで、基本的にはそのまま全体会議としても受け入れるということになると思います。それが一つで、もう一つはそれに関わらず全体会議は全体会議ですので部会とは独立し、部会の意見は尊重しますが新たに検討すべきであるということも私は論理が通ると思います。そのいずれかで挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**委員** そう言った場合、どちらかに挙手しないといけないということになりますので、例えばアンダーラインの部分でも致命的に誤っている修正すべきであるということは審議して当然だと思います。あまり細かな表現についていちいち再審議というこ

とであれば切りのない話になりますので、意見があっても良いのですが、程度によって全く変えないという立場か再審議の二者択一ではなく内容によって違ってくると思います。

**会 長** 内容によって違うということであればやはり個別に審議せざるを得ないということになります。アンダーラインの部分で明らかな間違いがあればとおっしゃいましたが、部会で十分検討されたことですので、基本的にはないことで、あってはならないことです。そのようなことはないということが大前提にあると思います。それが部会で検討した結果であるということで、議事進行のために私は今申し上げている訳で、私が申し上げた二者以外の議事進行のやり方があるのであれば教えていただきたいと思います。

**委 員** 基本的に会長の言われた通りで良いのですが、今回の問題になった原因についてはアンダーラインの部分はかなり慎重審議されて変わっているということで、たまたま意見が出て変えるという時に十分皆さんの意見も聞くという前に、なぜここはアンダーラインになっているのかという説明を、事務局から質問者によく説明するということが基本にあると思います。その中でまだ変える方が良いということになれば、会長から皆さんに採決するなり意見を聞きながら進めていけば良いのではないかと思います。今回の場合は会長さんから修正しましょうかというところが少し早かったのではないかと感じました。

**会 長** ここまでこのような話になるとは思いませんでしたので、あの段階では申し上げたのですが。

**事務局** 会長の方で精査していただいています、事務局から1点だけ申し上げさせていただきます。9点の質問をいただきましたが、先ほども申しましたように第1部会と第2部会に分かれて慎重審議をいただいたということで、例えば質問された委員も第2部会に入って審議していただきましたが、今回の質問の中で第2部会の関わる質問もあります。第2部会に入っていていただいて十分審議してこれでいきましょうといったものに対してここで質問されるのはいかがかと思います。反対に第1部会の方が第2部会の内容、第2部会の方が第1部会の内容について質問されるのは普通だと思いますが、入っていた部会の内容について改めてここで質問されるのはどうかと感じていますので、その点も踏まえてご検討いただけたらと思います。

**会 長** 確かに事務局からの案はその通りだと思いますが、とにかく基本的に疑問点があれば言うていただいても良いのですが、ここに出された案は部会の検討を経た上での案であり、特にアンダーラインはその検討過程で原案から修正が加えられた部分であり、それに対して再度修正する、あるいは改訂するということがあるのかどうかという話だと思います。私は両方のやり方があると思います。とにかくどちらにするかは審議会の委員の皆さまの意見で決めたいと思いますので、私が先ほど申し上げた二者択一で意見をうかがいたいと思います。要するに私は両方とも正しい

と思いますので、意見ばかり言ってもいつまで経っても終わらないと思います。

**委員** 9つのご意見については、一旦ご発言された訳ですから、その後の議論を踏まえた上でワンバイワンで前に進めていくというのがよろしいのではないのでしょうか。それで、所属されていた部会に関するものですよということであれば、それはスキップさせていただく、あるいはそれはこのように十分審議したのでそのまま変えないというふうにおっしゃってくださる。

**会長** ですから、今、委員のおっしゃっていることは一つひとつ審議しなさいという意見です。そのご意見はもう結構ですと申し上げているのです。十分わかりましたから。いずれの案するか皆さんにお決めいただきたいということをお諮りしていますので。

**委員** それではどのように決めれば。

**会長** 先ほど申し上げたように、少なくともアンダーラインの部分は部会で十分に検討した上で修正された意見であるので、これは尊重する。尊重するということは言い換えれば基本的にそのままとさせていただくというやり方でやっていくということと、アンダーラインがあろうがなかろうが一つひとつご意見が出たことに関しては、再度ここで検討するといういずれかのやり方でやりたいと私は申し上げます。よろしいでしょうか。

**委員** いろいろ議論はありますが、先ほど事務局の方からありましたように、少なくとも出席した部会の案件をここでもう一度問題にするということは、避けていただきたいという案も含めて挙手するのであれば私はそれで結構です。

**会長** まず、どちらかに決めていただけませんか。そしてその後で今のご意見をもう一度お諮りしたいと思います。少なくとも下線の部分については基本的にはそのまま取り入れていただくということであれば、大半がそのままクリアされますので一緒に決める必要はないだろうと思います。なるだけ紛糾した時には単純化して整理した方が良くと思います。少し強引かも知れませんが。

**委員** 所属と逆の部から意見は聞いて、その他は尊重するということではどうでしょうか。

**会長** そういう意見の方もいらっしゃいますし、そうでない意見の方もいらっしゃいます。これは挙手か何かで多数決で決めるしかない問題だと思います。審議会全体の判断ということでお決め願いたいと思います。

**委員** 尊重するという反面に、謙虚であるということ、決まったことではないということで、謙虚であるということが大事だと申し述べておきたいと思います。

**会長** そうしましたらよろしいでしょうか。先ほど申しました2つの方法も十分おわかりいただけたと思いますので、先に少なくともアンダーラインを引いた部分の表現は、基本的にはそのまま委員として受け入れるということにご賛同の方挙手をお願いできますでしょうか。

—21名中19名挙手—

**会 長** そうしましたら、もう一方の方法ですが、全てにわたって意見が出た事柄については検討し修正も行うという方をお願いします。

—21名中2名挙手—

**会 長** このような結果になりましたので、少なくともアンダーラインの付いた部分についてはそのまま審議会として受け入れるということにさせていただきたいと思えます。9つのご意見の中でアンダーラインが付いていないご意見はありましたでしょうか。9つの内いくつでしょうか。

**事務局** 所属していた部会以外の部会についてのみでよろしいでしょうか。会長よろしいでしょうか。9問の質問の内、反対の部会に関するものが3件ありました。まず、一点目が4ページの第1章第2節(3)の①働きやすい環境づくりの促進というところで、2行目の「勤務形態の多様化や」という部分です。内容についてもう一度ご説明をお願いします。

**委 員** 勤務形態の多様化ということが、そのようなことをめざしているのではないかと私は読みました。それは少し違うのではないかとというのが私の意見です。ここでは勤務形態の多様化ということをめざす方向として、あるべき姿として書かれているのではないかと、それは違うのではないかとというのが私の意見です。

**会 長** 第1部会の方にお話をうかがいたいのですが、ご意見はありますでしょうか。内容はいろいろ考えられますので、私は必ずしもおかしくないと思っていますが、いかがでしょうか。

**委 員** 大変申し訳ないのですが、少しお尋ねしたいのですが、このような文章について、あなたがお考えになっている、あなたが思われている内容についてご質問なのでしょうか。それともそのような条例、規則などと相入れないような意味合いですということでおかしいとおっしゃっているのでしょうか。

**委 員** 勤務形態の多様化は良い方向ではないと思っています。

**委 員** なるほど、勤務形態の多様化が良い方向ではないということですね。これは皆さん意見の大変分かれるところだと思います。勤務形態は多様化しなければいろいろな人に対応できないということも一つです。2時から4時まで働きたいという人に8時間働いてくださいとなれば、多様化を否定することになりませんか。このような議論になり、考え方がいろいろありますので、本当に条例的に違反するような内容なのかお聞きしました。

**会 長** 今の意見の事だと私も思います。これが現行の制度に明らかに反するようなこ

とが書いてあれば確かに問題だと思いますが、内容についてはそれこそ多様ですし、ご意見も多様であると思いますので、これは第1部会の検討結果を尊重するということになれば、このままにすべきだろうという内容だと思います。そのようなことにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。次の質問の内容をお願いします。

**事務局** 次は38ページ、第5章第2節社会保障の項目の内、②の「医療助成制度の推進」を「医療費助成制度」ということで「費」を入れるべきではないかというご質問です。

**会長** 内容については、「適切な医療費の助成を行います。」と書かれていますが、それだけなのでしょう。その前段の部分はどのようなのでしょうか。

**事務局** 医療費だけでなく、制度との連携や整合など全てを含んでいますので、見出しでは「費」を除いて総括的に医療助成制度としております。

**会長** そのようなことで、より広い意味合いを持つ言葉の方が表題の方は良いと思いますがいかがでしょうか。その次の点をお願いします。

**事務局** 最後になりますが、52ページです。第6章第2節学校教育の2. 義務教育の(1)教育環境の整備の①で、「学校施設の老朽化などに対応し」の「老朽化」はいらないのではないかというご質問でした。

**会長** これは先ほどの通り、アンダーラインのある部分ですので基本的にそのままにさせていただくということになると思います。

**事務局** 後の6点については所属されていた第2部会の内容ですので、先ほどの通りとさせていただきます。一点だけ第2部会の部分ですが、先ほどご説明させていただきました消防の広域化ということについて再度ご説明します。

**事務局** 救急安心センター事業が新規事業で予定されているということで、具体的にそのような表現はいかがかと思いますが、大阪府内のほとんどの市町村が連携しながら救急体制の広域化が検討されていますので、37ページに医療体制の充実ということで、保健・医療・福祉の連携という項目もあるのですが、ここの16ページの救急救助体制ということですので、近隣自治体だけでなく府内全域的な取り組みということですので、基本的課題の3行目に当たりますが、救急体制の充実が求められているという表現があります。救急体制の広域連携と更なる充実が求められているという表現にさせていただければと思います。

**会長** これは事務局からの提案ということでよろしいでしょうか。先ほどのアンダーラインの項目にも当てはまらないので修正しても良いと思いますが、ご意見をお願いします。もう一度提案をお願いできますでしょうか。

**事務局** 救急体制の広域連携の更なる充実ということで、救急体制そのものの単独の体制も重要ですが、広域の連携について表現させていただければと思ったのです。

**会長** 個別ということと広域連携が両方はいらないとまずいのですね。救急体制の充

実まではこの通りにして、その後に広域連携の推進を入れてはどうでしょうか。その方がスッキリすると思いますが。

**委員** 今の内容はよくわかりますが、救急体制の充実の中に広域連携も含んでいるという理解ではダメなのでしょうか。

**事務局** 今のご意見ですと 37 ページにそのような部分が入っていますので、そちらで表現するというのであれば現状のままで問題はないと考えています。

**会長** そうしましたら、これもさほど議論の必要なことではないと思いますので、広域連携の意味も含んでいるということでこのままとするというのと、広域連携の推進というようなことも文言として加えるといういずれかで挙手をお願いします。このままで良いとお考えの方挙手をお願いします。

—挙手 14 名—

**会長** 広域連携という言葉をつけ加えると言う方。

—挙手 3 名—

**会長** このままでよいという意見の方が多数でしたので、このままにさせていただきます。そうしましたら、これまで出た意見以外のご意見があればお願いします。

**委員** このパブリックコメントは住民の方に見ていただいて、また新たに意見を求めるのでしょうか。

**事務局** その通りです。前回の基本構想の時もパブリックコメントをさせていただき、町の方でパブリックコメントの要綱というものがあまして、町の基本的な方針や計画については広く住民の皆さまにお知らせするというところでやっています。ホームページに掲載、本編を町の施設に備え付けして 1 か月間広く住民の皆さまからご意見をいただくというかたちになります。

**委員** その結果というものは、字句の修正というものも含まれるのでしょうか。

**事務局** 基本構想の時もパブリックコメントをしてご意見をいただき、その意見と事務局の考え方を委員の皆さまにお示しし、ご判断いただいて反映すべき内容であれば反映しますし、ご意見として賜るなど様々な内容にはなると思いますが、住民の皆さまの意見について町としての考え方、審議会の委員の皆さまのご意見というかたちで整理させていただきます。

**会長** 基本的には全ての意見を採り上げて検討するということです。他に意見があればお願いします。

**委員** 最初に意見のありました 6 ページの自然環境の保全・活用のところに森林の整備に関して、防災面の記述も含めてはどうかというのがありました。私は 14 ペー

ジをもう一度読ませていただいて、その上でやはり文言を加える方が良いのではないかと判断して意見を申し上げます。6ページの左側の現状と課題につきまして、4行目に「多面的な機能を有していますが」とあります。つまり山間部の森林は多面的な機能を有していると。この多面的な機能の中に防災というのは最も重要なものの一つではないかと思えます。したがってご提案の通り、防災という言葉を含めた方が良くと思えますが、皆さんいかがでしょうか。

**会 長** 今のご提案は6ページの基本的課題の多面的な機能の内に防災という言葉も例示として入れておくということですね。というご意見ですが、いかがでしょうか。ご意見はありませんか。そうしましたらこれも比較的単純ですので、多数決でご意見をうかがいたいと思えます。防災という言葉をごどの部分とすると最後でよいのでしょうか。「生息空間、防災など多面的な機能」ということで、「防災」という言葉を入れるということと入れないのどちらかでご判断をお願いしたいのですが、まず、最初に防災という言葉を入れるということにご賛成の方、挙手をお願いします。

— 2名挙手 —

**会 長** では、入れないというご意見の方、挙手をお願いします。

— 15名挙手 —

**会 長** 15対2ということで、入れないということにさせていただきたいと思えます。他にご意見をいただきたいと思います、いかがでしょうか。ご意見はありませんか。ないようでしたら案件の1についてはここまでとしたいのですが、よろしいでしょうか。それでは、基本計画(案)についてはここまでにしたいと思えます。その次の案件の2のその他について、委員の皆さまから何かあればお願いします。

案件2 その他

**委 員** 進捗についておうかがいしたいのですが、パブリックコメントはいつから実施されて、その結果がいつ頃集計され、それに対して事務局で意見集計して審議会に提起される審議会の開催予定がいつ頃かおたずねします。

**事務局** 今後のスケジュールについてご説明させていただきます。本日の議会でいただいたご意見を基に、11月1日から30日までの1か月間、基本計画(案)についてのパブリックコメントを実施させていただきます。このパブリックコメントのご意見を踏まえまして、ご意見がまとまり回答がそろいましたら、できましたら年末頃に再度、基本計画の最終案をお示しし審議いただき、その後に本審議会からの答申をいただく予定です。また、昨年の基本構想の答申の際に審議会から付帯意見を

提出いただきました。今回の基本計画の答申時の意見を付帯いただくことについて、審議会の委員の皆さまのご意見をうかがいたいと思いますので、よろしくお願いします。

**委員** 今、説明をいただきましたが、少し抜けているのではないのでしょうか。11月1日からパブリックコメントでしたが、そのパブリックコメントはいつまででしたか。

**事務局** 30日までの1か月間です。

**委員** 1か月間行い、それを集約し審議にかけなくてはいけない過程があるのではないですか。それはいつ頃になるのでしょうか。

**事務局** 可能であれば年末頃をお願いしたいと思います。パブリックコメントを踏まえた基本計画の最終案をお示しさせていただきたいと思います。

**委員** 最終案というものはパブリックコメントを踏まえたものを指しているのですね。わかりました。

**会長** 最終案は事務局から出されるということでしょうか。

**事務局** パブリックコメントでいただいたご意見を踏まえた事務局の方で修正案を皆さんにお示しさせていただきます。それをもう一度皆さんでご審議いただいて最終的に基本計画最終案を確定していただくということになります。

**委員** 議会に最終はかかるのでしょうか。

**事務局** 基本構想については法律で議会の法律が必要ですが、この基本計画については法律で決まっていませんので、審議会から答申をいただいて、それを踏まえて策定ということで冊子にさせていただきます。

**会長** スケジュールについては今のことでよろしいと思いますが、付帯意見についてはいかがでしょうか。前回の付帯意見はどういうかたちで処理されたのでしょうか。

**事務局** 基本構想の時にも付帯意見をいただいています。これについてはそれまでの7回のご審議の内容を事務局で整理し、町に伝えるべき意見ということで整理させていただいています。その意見について審議会の中でご意見をいただいて、例えばこの文面はいらぬとか、この文面に付け加えるというご審議をいただいて、最終的に付帯意見と答申というかたちで町長に提出したという経緯がありますので、先ほども事務局から基本計画についても付帯意見というかたちでされるのであれば、次回の審議会に答申付帯意見案として整理してご提示したいということで申し上げます。

**会長** 公表の形態としては計画案の中に載せて公表しているのでしょうか。前回のものを見ていただければどのような整理をされているかわかりと思いますが、基本的には同じようなイメージで付帯意見を述べておいた方が良いでしょう。

**委員** 11月1日から30日までパブリックコメントで住民に提示をされると思いますが、それに対するお返事はどのようなかたちでされるのでしょうか。

**事務局** パブリックコメントについては、いただいたご意見と町の考え方を整理して、

広報しまもと、ホームページに掲載させていただきます。ホームページについては全て載せていたと思います。ただ、広報はスペースの関係がありますので、同じような意見については集約させていただいています。

**委員** 事務局として意見に沿わない部分もあるかと思いますが。そのあたりの事務局としての意見はきちんとお返事されるということでしょうか。

**事務局** パブリックコメントについては、全ていただいた意見に対する考え方はご提示します。

**会長** 他に何かありますでしょうか。事務局から他にありませんでしょうか。

**事務局** 総合計画審議会委員の任期の更新についてご説明します。審議会委員の任期は条例で2年と定められています。町議会議員の選出の皆さまを除く25名の委員におかれては、本年の12月14日をもって2年の任期が終了します。ついでに次回の審議会までに任期の更新の手続きをさせていただきたいと思います。また、公募委員の皆さまについても再任をお引き受けさせていただきたいと考えていますので、よろしくお願い致します。

**会長** 最後のご説明はよろしいでしょうか。そうしましたら案件が全て終わりましたので、以上を持ちまして本日の審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以上

## 要 点 録

平成23年2月15日作成

会議の名称	第13回 島本町総合計画審議会		
会議の開催日時	平成23年1月12日(水) 午後2時~4時		
会議の開催場所	役場 地階 第五会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	4名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	新井委員、池田委員、大西(三)委員、大西(義)委員、岡田委員、岡本委員、 沖委員、落合委員、柏内委員、金川委員、岸委員、榊原委員、坂田委員、 高山委員、戸田委員、富家委員、濱田委員、福田委員、松田委員、松村委員、 松本委員、森脇委員、山口委員 (五十音順)		
会議の議題	1. 会長、副会長の選出について 2. 基本計画(案)について 3. その他		
配布資料	【資料31】総合計画審議会委員名簿(H23年1月12日現在)		
審議等の内容	別紙のとおり		

## 第 13 回 島本町総合計画審議会要点録

日 時	平成 23 年 1 月 12 日 (水) 午後 2 時～4 時
場 所	役場 地階 第五会議室
出席者	出席委員 23 名、事務局等 4 名

### 1. 開会

**事務局** それでは、ただいまから、第 13 回島本町総合計画審議会を開催させていただきます。

審議会委員 30 名のうち、23 名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

はじめに、2 名の委員が変わられましたので、ご紹介させていただきます。3 号委員として島本町 P T A 連絡協議会から選出いただいております中村委員の後任に、金川賢爾（かながわけんじ）様が新たに就任されました。

また、青葉会から選出いただいております野村委員の後任に、池田潤（いけだじゅん）様が新たに就任されましたのでご紹介させていただきます。金川委員、池田委員一言お願いいたします。

### 2. 【案件 1】会長、副会長の選出について

**事務局** それでは、案件 1「会長・副会長の選出」でございますが、島本町総合計画審議会条例第 5 条第 2 項で、「会長及び副会長の任期は、委員の任期による」と規定されています。昨年 12 月 14 日をもって委員任期が満了し、新たに任命させていただきましたので、再度互選により、会長及び副会長を選出させていただくこととなっております。

事務局といたしましては、引き続き、会長には前会長の榊原委員、副会長には、前副会長の松本委員にお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

⇒ (異議なしの声あり)

**事務局** 異議なしとのことですので、会長に榊原委員、副会長に松本委員に引き続きご就任いただきます。

なお、この後の議事進行につきましては、審議会条例第 6 条第 1 項の規定により、会長が議長となりますので、榊原会長に議事をお願いしたいと思います。榊原会長、よろしく申し上げます。

**会 長** それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**会 長** ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

(傍聴者入場)

### 3.【案件2】基本計画（案）について

**会 長** それでは案件2の基本計画（案）について審議に入りたいと思います。昨年11月にパブリックコメントが終了しましたので、その結果についてと本審議会の答申案について事務局からまず説明をお願いします。

**資料29** 第四次総合計画・基本計画（案）に関するパブリックコメントご意見と町の考え方について説明（事務局）

**資料30** 第四次総合計画・基本計画 答申文及び付帯意見（案）について説明（事務局）

**会 長** 概ね3つありますが、このパブリックコメントに関してと、総合計画基本計画（案）が最終的にこれで答申するという事について意見をうかがうことと、答申の中で付帯意見がこれでよろしいかご意見をうかがいたいと思います。まず、パブリックコメントの御意見の内容と町の考え方について御意見があればうかがいたいと思います。

**委 員** 町の考え方はまだ公表してなくて、今日の検討を踏まえて書き直しをされるのか、そのように考えてよろしいのでしょうか。私は端的に言って、当初事務局から言われたように貴重な御意見ありがとうございましたということで良いのかと思います。具体的には実施計画その他で生かしていきますということで良いのではないかと思います。この文章で町の考え方が出るとかなり町の本音と言いますか、基本計画からはみ出したようなかたちになるのではないかと思います。そこで少し気の付いたことについて意見を言わせてもらいます。若山台の調整池のことが書いてありますが、時間雨量48ミリで大丈夫と言い切っていますが、基本計画にはそこまで踏み込んでありません。本当に48ミリの雨量で耐えられるから必要ないと言い切れるのかどうか。もしも100ミリを超えるような大雨が降って被害が出た時に、誰が責任を取るのかということになりかねない記載があると思っています。そのあたりは、取り扱いを含めてもう少し慎重な対応が必要ではな

いかと思います。保育行政についても随分いろいろな意見があり、実施段階での問題にも絡んで意見が出て、町の考え方が示されていると思いますので、いちいち議論する前にもう少しよく考えた方が良くはないかと思いますが、いかがでしょうか。

**事務局** まず、一点目のパブリックコメントの公表については、御意見を踏まえて町の考え方をまとめさせていただきました。本日、委員の皆さまの御意見をいただき、加筆修正があればそれを踏まえて住民の皆さまに公表するという形で考えています。それから、若山台の調整池について、48ミリの対応で言い切れるのかという質問ですが、これについては議会の中でも御意見があり、担当部局から御答弁させていただいていますが、現状の考え方を示させていただいている訳で、今後の中身については具体的な部分でまたあると思います。基本計画の中では直接関係する部分はなかったと思いますので、このような考え方でまとめさせていただいています。保育所の関係ですが、これについても多くの意見をいただいています。所管部局の方で保護者の皆さまとこれまでも話し合いをさせていただいていますが、これからも話し合いをするということでこのような考え方をまとめさせていただいています。

**委員** 基本計画の内容と少しズレているのではないかというのが私の言い分なのです。それは実施計画なりその時にしっかりと受けとめてやりますという言い方にしませんと、全体としておかしくなるのではないかと感じてしまいます。

**事務局** 委員の御指摘のように、今回の御意見については基本計画の内容について広く御意見をいただいた訳でして、基本構想の際にも様々な御意見をいただいて、基本構想の案文の修正や文言の追加など反映できるものは反映しています。具体的な内容については、実施計画や基本計画で対応を考えさせていただくということでまとめさせていただいたと思います。今回は基本計画の案について広く意見をということでしたが、委員がおっしゃったように様々な意見があります。どちらかと言いますと今回の基本計画の中身より実施計画の具体的な内容や個別の施策についての内容をいただいていますので、その考え方をまとめさせていただいていますので、実施計画に反映しますという言い回しで書いている部分もあります。そのあたりは御指摘のように整理が必要かと思いますが、実施計画で検討するものについては全て同じように表現するように精査させていただきます。

**会長** 今の御答弁でよろしいでしょうか。

**委員** このままの表文章ではまずいと思いますので、何か実施計画の話に答えてい

るようなことになっているのは少し違うと思います。基本計画についてまとめるというコメントをした方がよいと思います。

#### 委員

連番の 21 と同じ内容が後ろの 30 にも出てきます。回答の内容については特に異議はありませんが、以前、この件について審議会で質問をさせていただいた時の内容と変わっていますので、それについて確認させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。第 5 回の審議会で、若山台の調整池について広域幹線が完成した時には役割が終わって必要なくなると聞いていますが、広域幹線までの接続のルートについて現状の水路がそのまま使えるのでしょうかという質問をさせていただいた時の回答が、要点録に書き留めていただいている内容では、「役場の下の方に町の公共下水道の雨水幹線の整備ができています。その間から信号までの間の整備をしなければ調整池をなくすることができないと考えていますが、この整備が完成すれば調整池をなくしても基本的には問題ないと思っています。」という回答をいただいたのですが、この町の考え方では、既存の高川水路が桜井口のバス停のところを通っていますが、そこで高川水路の幹線とその水路を接続させれば調整池の役割はなくなる。要は既存の水路をつなぎの水路として利用できると回答にここではなっていますので、それが正解ということで捉えてよろしいのでしょうか。もう一つは別途で聞いた話の内容と確認させていただきますと、まず、桜井口のところで、府道桜井線の下には一応広域幹線につながれる幹線が敷設済みと聞いていますので、それに接続すれば全部のルートが通ると解釈できるのですが、それ以外にも阪急水無瀬駅の西口で一部府道の幹線につなぐ工事と、平成 25 年に予定されているのですが、水無瀬駅の東側から 171 号の広域幹線につなぐ工事が予定されており、それが終われば広域幹線へ若山台の調整池を経由していた雨水幹線が全部完成すると聞いていますので、その内容とこの回答の内容が特に大まかな意味では矛盾しませんので、少し確認をさせていただきたい。ここの表現ではあくまでも公共下水道の計画上は問題ないと表現していますので、公共下水道計画では時間雨量 48 ミリということで上位計画ではそのような計画がなされていますが、最近では時間雨量が 100 ミリを超えるような雨がかなり頻繁に降ってきますので、島本町のいくつかある調整池を廃止する場合には当然その調整池の個々の状況を考えて、公共下水道上の条件は満たしていますが、個々の調整池の果たしている役割等をみて、今後の計画で十分検討していただけると理解して、パブリックコメントとしての回答はこれで良いと私は解釈しています。

#### 事務局

ただ今の調整池の問題ですが、まず、高槻と島本を結ぶ雨水幹線が 12 月 1 日に供用を開始しました。ただ、詳しい手持ちの資料がないのですが、町内でも

3か所、高槻市内にも1か所あります。今ある調整池の機能は高川をまず結び、それによって今の調整池の果たす機能は必要なくなるということがあります。その他、阪急水無瀬の駅前、上牧付近もそうですが、高槻市内にもつなぐジョイントがあります。これを平成23年度から計画的に毎年度進めていく予定ですが、まず平成23年度については実施設計を行っていますが、高川付近の接続を予定しています。そのことによって、今の時間雨量48ミリまでは耐えられるというかたちで進めています。ただ、先ほどもあったように100ミリ以上の雨が降った時にどうするのかといったことも懸念されますが、それも処分する段階で一定の調査が必要であると考えています。パブリックコメントでは現状での考え方を示していますが、今後、高川付近をはじめ阪急水無瀬駅前、上牧付近もそれぞれつなぐジョイントがありますので、それを計画的に今後進めていく予定です。最終年次は平成25、26年あたりには接続が完了する予定になっていますので、現段階での町の考え方はこの内容で大きく問題はないと思っています。

#### 会 長

連番の21の問題については、質疑のとおりのことだと思います。委員の言われるように町の考え方が基本計画に関する意見としては、少し踏み込みすぎという意見もありますが、全般的にコメント自体が基本計画の内容にとどまらない部分でのコメントが多々ある訳で、それについて誠実に答えるべきであって、基本計画を踏み出して実施計画に関わる町の考え方が出てしまうと私は思います。コメントに対する答えとしては、踏み込まざるを得ない部分も多々あると思います。具体的に21番のように具体的にこれは問題ではないかという部分があれば、もう少し御意見をいただいて、個別に検討した方が良いと思います。具体的に少しまずいという御意見があればお願いしたいと思います。この公表方法はホームページか何かでされるのでしょうか。

#### 事務局

公表としては、町のホームページと町内の5か所の施設で予定しています。

#### 委 員

少し力を抜いた質問で申し訳ありませんが、連番の31番から36番までの内容ですが、説明会で専門的な用語とまわりくどい話し方がわかりにくい、説明が理解できない、もう少しシンプルな内容で説明してほしいという内容が書いてあります。このようなことがパブリックコメントで出てきています。実際、総合計画にはあまり関係の無いことですが、住民の方から何か一言言いたいという声だと思います。それに対してそれらしき回答がありません。非常に難しいことばかり書いてあります。それで私は、最初に「今後は住民の皆さまが理解できるよう説明を行います。」ということを書いて、その後難しい言葉を続けていただけたらと考えます。ダイレクトな回答とは言えないと思います。読ん

でいただければわかると思いますが、なぜこんな事が質問として出てくるのかということをお行政の方にお伺いしたいと思います。

#### 事務局

特に31番からの御意見ですが、町の基本的な方針でもある保育所の民営化についての御意見で、たくさんの御意見をいただいておりますが、今までもいろいろな個別の審議がありましたが、そのような内容が御理解いただける方は一定の理解いただけると思いますが、確かに専門的な用語が多くて理解しにくいところもありますので、丁寧な説明をするということは当然ですが、そのあたりを少し前段に触れさせていただいて、具体的な内容については、例えば、民営化についてのメリット、デメリットの問題、財源はどうかといった子どもを取り巻く環境の変化についての保護者の不安が主に出ていると思いますので、そのようなことについて丁寧に対応しますということをお内容としては言いたいのですが、専門的な部分もありますので、前段でわかりやすい言葉を入れさせていただいて、何がメリットで何がデメリットなのかといったことも捉え方もそれぞれあると思います。子育てに関する保護者の不安感を払しょくするため、町としての努力や取り組みをどうしていくのかといったことも必要になってきますので、そのあたりは少し工夫させていただきたいと思っております。

#### 会長

確かに非常に難しそうに書いてあります。

#### 委員

関連して質問しますが、お手元の資料の9ページの基本計画本文では52ページになりますが、第四次島本町総合計画基本計画では、小中の9年間の一貫教育についての町の考え方の中で、中程に「現在、お示ししている」から「幼稚園につきましては国においても様々な議論がなされているところですが」、これは保幼の一貫教育について述べられていることだと思っておりますが、「現時点では民営化されたこども園のみになるとは考えていません。」という回答が何に対してこのような表現をされているのかということが非常につかみづらいつ感じましたので、その表現を少し変えていただく方が良いと思っております。言われている内容はよくわかりますが、これは表現足らずと言いますか、内容がつかみにくいと思っております。これをパブリックコメントの回答としてお示しするには少し表現不足と考えますので、一度お考え願いたいと思っております。先ほどから出ている質問に関しては6ページの子育て支援のところから、ずっと延々続いており、私も質問と町の回答を比べながら判読させていただきましたが、同じ回答が同じ様式で同じ書き方で書かれている部分、つまり重複して回答されているところが非常に多くあります。したがって、何か非常に私はわかりやすく書いていると思っておりますが、全部読んだところわかりにくいという結論になりました。町の考え方としては最初に書かれている「私立保育所の運営にあたっては国や府の

特定財源が得られますが、公立保育所については財源の補助がありません。したがって保育所を民営化することによって、得られる特定財源を在宅保育などの支援事業拡充に充てることができるものと考えています。」これが町から説明する第一項目だと思います。それから、それにつながる内容が書かれていますが、余りにも丁寧に表記されているように私は見受け、かえって非常にわかりにくいと感じました。したがって、もう少し易しい表現で、町民の皆さんが保育所の民営化によって、どんなメリットがあってどんなデメリットがあるのかという観点で書かれて、それに携わる方々や町民の理解を得られる表記にした方がよかったのではないかと思います。内容については一切問題ないと思いますが、長すぎ重複しすぎていると感じざるを得ませんでした。読み終わって疲れました。非常に申し訳ない感想ですが、もしもう少し端的な表現ができるのであればお願いしたいと思います。

#### 事務局

御指摘のとおり、非常に長く読みづらい文章になっていますが、町の基本方針でもあります第二保育所の民営化の問題と、第一幼稚園の就労支援型幼稚園への移行、合わせて在宅の子どもの支援が3点セットになっていますが、後段で言われましたこども園の問題で、国の待機児童対策として認定こども園のあり方について議論があるようですので、そのような含みの部分ですが、御指摘のとおりわかりづらい文章になっていますので、少し整理をさせていただきたいと思います。6ページの方でも同じ御意見をいただきましたので同様の回答という示し方をしていましたが、少し長くなってわかりづらい面もありますので、もう少し端的に表現できるように工夫したいと思います。

#### 会長

一問一答型でやろうと考えますと、全体を通すとくどくなってしまうということです。何か工夫して、全体として答えるところと個々に答えるところなど、もっとわかりやすくすることは必要だと思います。そうしましたら、もう一度表現の工夫をしていただくということで、内容自体はいかがでしょうか。

#### 委員

ページ数では5ページになります。土地利用のところですが、19と20番に対する町の考え方について、JR西側の農地についての意見に対して、当該地区の今後のあり方について検討を進められています。「農地所有者の皆さまによる勉強会を発足し検討を進められています。」と表現されています。これは町の考え方でなく、検討を進められていますと投げたようで、他人事のように聞こえていますので、町の考え方が全く示されていない回答だと思います。これは問題があると私は考えています。まず一点それについてどのようにお考えかお願いします。

**事務局**

進められているということが他人事のような書き方ということですが、実際に勉強会については町の方も入っているという現状もあります。この御意見については西側を守っていく必要があるという御意見と、いろいろな問題を抱えているとはいえ、考える前に走り出していることを危ぐしているという御意見があり、直接的に基本計画の内容に関わらないのではと考えましたので、西側の現状はこのようなかたちで進められていますということで書かせていただいているのが町の考え方です。

**委員**

納得ができかねています。パブリックコメントというのは、何も表現に関して、あるいは具体的な内容に関してうんぬんではなく、住民の皆さまから町の総合計画に関する思いをコメントにして寄せていただいている訳ですから、実はこの御意見の内容そのものこそが非常に重要ではないかと私は思っています。当然、土地利用のあり方については様々な意見があるのは当然であり、それはよく理解しています。しかし、町の考え方を示すべきところで「農地所有者の皆さまによる勉強会を発足し、今後のあり方について検討を進められています。」というものはいかななものかと思う訳です。関連して 22 番ですが、この方は大変厳しく市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更を削除とはっきり御意見を述べられています。それに関して町は説明をした上で、記載すべき内容であると考えますとおっしゃっています。それは私も一定の理解はできます。しかしながら、提案理由に添えられているように住民アンケートを平成 21 年 3 月に島本町総合計画策定に関する住民アンケート調査ということで、調査報告書を出されています。資料 9 番ですが、その住民アンケートは原点になるもので、そこでやはり開発よりも自然環境の保全を望む声、つまり住みやすさにこれを上げられる方が多かったということで、後世からその是非を問われる、つまり 10 年後のあり方を検討するこの総合計画審議会において、このような大きな課題を書式の計画において変更とまで踏み込むことはいかがでしょうか、と御意見を述べられています。住民全体への丁寧な説明と討議を経て決めていくべきではないでしょうかと正しておられます。この 2 つのどうでしょうか、べきではないでしょうかという答えが、やはり町の考え方にはありません。これについてはいかがでしょうか。

**事務局**

今指摘のように、いろいろな問題を抱えている上、考える前に走り出しているようで危ぐしていますということですが、現状は町の考え方にお示ししているように、農地所有者の皆さまで当該地の勉強会を発足して、その地域のあり方、将来像を考えられている状況ですのでこのような答えにしていますが、その前に何かしなければならぬという質問かも知れませんが、現状ではそのような状況であるところまで書かせていただいています。今後どのようなことにな

るかわかりませんが、この質問に対して現状はこのようになっていますということで町の考え方として御説明しています。

まず、19番、20番でいただいた御意見ですが、JR西側の農地のあり方ということで住民の皆さまも関心の高い部分であると認識しています。現状は西側の農地の地権者の方々が勉強会を立ち上げられて将来の当該地区のあり方について意見交換をされている状況です。町の考え方としては住民の皆さまも注目されている土地でもありますし、ポテンシャルの高い土地でもありますので、町としては例えば農地として保全したいという方についてはそのようなかたちでの保全の支援をしていく、しかし、今後営農していくのがしんどいという御意見の方については、一定の土地の有効利用や高度利用を考えられているということも事実ですので、そのような中でバラバラの開発になりますと、この地区は農地が残る、この地区ではいろいろなかたちでの利用が促進されるということになりますと、虫食いと申しますかスプロール化が進むことになりますので、そのようなことはできるだけ避けたいということで、一定のまとまりのある土地利用としてゾーン別に、この地区は農地として保全する地域、この地区は一定の利便性が求められる地域ということで、すみ分けが必要ではないかと考えていますので、バラバラに開発されることは町としては避けたいということで、地権者の方々の御意見を聞きながらその意向に沿った土地利用が進められるように調整をしているのが現状ですので、表現の仕方としては、今勉強会を進められていますと表現させていただいています。

#### 委員

その点については、何度も御説明いただいていると思います。くどいようですが、先ほど現状を説明したとおっしゃいました。それはわかりました。ではその先の町の考え方はいかがなのですかと。その部分が欠けているのではないですかと申し上げたつもりです。つまりこの総合計画は10年計画です。現在の状況はわかっています。その先どのような展望を持って町は望まれるのかということが必要ではないかと。具体的に表現について申し上げたいと思います。22番の御意見を踏まえて、私もこのパブリックコメントを拝見してなるほどと気が付いたことがあります。資料28のパブリックコメント用の基本計画案の28ページで、②の市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更というところです。22番の方はここに関して意見をおっしゃっています。本文の中身を見ると最後のところが、「区域区分の見直しを検討します」という表現になっています。「検討します」という表現であるにも関わらず、タイトルが変更となっています。整合性がありません。この方は変更を削除という表現をされましたが、具体的な表現としては変更ではなく、タイトルの部分も検討に止めおくべきではないかと、このパブコメを受けて私はここで意見を申したいです。つまりパブコメを受けてそれを反映すべきではないですかと思っています。皆さんの考

え、町の考えをお聞きしたいと思います。

#### 会 長

いかがでしょうか。少なくとも私の考えでは28ページに書いてあることは具体的な場所や地域を限定しない書き方になっています。そのことも踏まえると当該の問題になっている駅西側周辺以外にも区域区分を見直す部分もありますので、私はこれ自体は良いと思います。総合計画の記述に関してはあまり問題にならないと思います。ただ言われるようにパブコメに対する町の考え方について、現状がこうですという説明より、何か町の考え方が反映されたような文言があった方が良いのではないかということは私も思います。その辺りは難しいのでしょうか。今の町の考え方としては、町もどこかで関与するということでは言われていましたし、現状の勉強会で検討を進められていることは踏まえるとも言われました。また、地権者の意向は十分取り入れるということも言われ、それからきっちりと計画的に全体を進め、部分的に開発することは避けたいということも言われました。そのようなもろもろを考えますと、町としての御意向も実はかなりはっきりしているはずで、それをこの文章に表現すればそれであまり問題は無いのではないかという気が私はします。私の意見をもう少し申し上げますと、島本駅の西側周辺は町全体にとっても非常に重要な場所であろうという部分もありますので、地権者の意向を尊重することは当然ですが、町としての、町民全体の御意向もやはり反映されてしかるべきだろうと思いますので、その辺りがどのように反映されるかは問題になるとは思いますが、いずれにせよ計画的に全体的に開発するのであればする、しないのであればしないということで方針を決めてやっていこうという意向ですので、何かその辺りを表現するのはいかがでしょうか。もう少し町の意向が出る表現を加えるということで。今文言が思い浮かばないのですが、内容としてはおわかりいただけるとと思います。

#### 事務局

御指摘のありました点について、現状と町としては先ほど申しましたようにまとまりのある土地利用が望ましいと考えていますので、地権者の意向を踏まえたいろいろな支援、どのような支援ができるかはこれからの課題ですが、側面的に支援ができるのであれば意向に沿った支援を進めていく必要もあると考えていますので、少しここに表現させていただきたいと考えています。土地利用の中の具体的な表現で、小見出しでは市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更という表現になっていますが、内容を見ていただくとこの見直しについて検討するというので、主文はこの中にありますので、小見出しとして体言止めのようになっていますが、基本的な考え方は主文の中にあると御理解いただければと思います。

**委員**

私は区域区分の見直しの変更については、これで良いと思います。必ずしも駅西側のことだけでなく町全体のことを考えての文言ですので、これはこれで良いと思います。先ほどのように現在の農地所有者の皆さまが勉強会を開かれて進行中である中で、町の考え方と言いますか、まちづくりの構想は出しづらい面もあると思いますが、一番大事なことは勉強会を発足されて、結論と言いますか、意見がまとまるのはいつ頃になると聞いて、町が待っているのか、御意見の結果を待たれて町は町として単独のまちづくりの構想を発表しようと思われていると思いますが、この勉強会の期間はどの程度の目処を考えられているのでしょうか。

**事務局**

今現在、農地所有者の方々で勉強会をされていますが、これまでの勉強会はフリーに意見交換を行うワークショップのように分科会を設けて御意見をいただいている状況です。これは、なかなか意見が総意としてまとまるのは時間がかかると思います。何回も何回も意見交換を重ねていく必要があると考えていますので、できるだけ早い時期に開発を希望される場合はそのような時期になると思いますが、現状でこの時期と予定している訳ではありません。ワークショップで意見を出し合っただけということを進めていきたいと考えています。

**委員**

土地利用のあり方に関して区域区分の検討については、私もおっしゃるとおりだと思いますので納得します。その時にJR西側のあり方については、まちの施策のかなめになるものであると私も同じ考えを持っています。今度は視点を変えまして、景観形成の2ページのところから同じテーマを見てみたいと思います。連番で3番の方が西側区域について述べられています。この方の御意見では調整区域を外すべきではないということです。後半のところでは土地というものは純粋に個人のものではないと表現されています。先ほどは住民全体で考える機会を持ってほしいという意見でした。この方は景観形成のところでは、土地というものは純粋に必ずしも個人のものでなく、景観という意味では多くの人に関わるものであるということを示されています。町の考え方のところでもやはり、今後のあり方について農地所有者の皆さまによる勉強会を発足し検討を進められていますとあります。私がどうしても引っかかるのはこの検討を進められていますという表現なのですね。あたかも自主的に農地所有者の方々が検討されていると多くの方が思われると思います。しかしこれは年間に50万円の予算を町が出し、町が委託した府の外郭団体に来ていただいて講師を招いて進められているものであって、参加されている方が農地所有者の皆さん、つまりこれ主語と言いますか主体にやっているのは町なのです。しかし、この表現ではそのことが一般の住民の皆さまで町の考え方を御覧

になった方には恐らく伝わらないであろう。ここが非常に問題であると私は考えています。発足したのは町、そして検討を進めているのは農地所有者を対象としてやはり町であるということを明確にすべきではないでしょうか。

#### 事務局

まず、2ページの3番でいただいている御意見ですが、中段部分で土地というものは純粹に個人のものではないと御意見をいただいておりますが、景観形成という意味で申し上げますと町の財産という要素がありますが、純粹に土地の所有者は民法上の財産権が保障されていますので、その所有者のものとなると思います。ただ、全体の景観をどのようなかたちにしていくのかということは当然議論のあるところだと思いますが、そのように考えています。町の位置づけは、注目されている西側地区の姿は町にとっても大きく今後の将来を左右するものだと考えています。地域では季節によってはレンゲやコスモスを楽しみにされている方もおられますし、そのような方々の憩いの場としての位置づけもありますし、そのような景観も当然維持しながらある程度の利便性の向上も必要になってくるのではないかと考えています。その意味では自然環境の保護、保全、今の景観の形成をどのようなかたちで進めていくのか、それと合わせて駅前ということの位置づけからしますと、今後の賑わいや町の活性化としての利用も一定必要になってくるのではないかと思います。そういった様々な御意見がある中で、地権者の皆さまの御意向を踏まえた土地利用を進めていきたいと考えていますので、町としてどのようなかたちで支援ができるのかということについて、勉強会で進めている地権者の皆さまと一緒に考えていきたいと考えています。

#### 委員

付け加えさせていただきたいのですが、先ほどの意見の中で50万の町からの負担うんぬんというお話がありました。これは情報を知り得る立場からの御発言だと思います。これを発言されたままおいておきますと、ここに出席されている住民代表の皆さまは誤解されますので、しっかりとその説明をする必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

#### 事務局

今の町の予算の50万円ということですが、これはその地区に勉強会を含めたかたちでの今後の町としての進め方を地権者の皆さまと話を進めていく中で、一定のサポートが必要であるということで予算計上させていただいて、議会で御審議をいただき御可決いただき執行しているという状況ですので、その必要性があり提案させていただいておりますので、一部の方のための予算ではなく、先ほどもありました景観形成は住民全体の課題でもあると考えていますので、そういったことをどういったかたちで進めていくのかを議論するためのサポートとして予算計上させていただいたということですので、御理解賜りたいと思

います。

**会 長**

今の町の予算でやっているということも、だから町がかなり主体性を持ってやっているということには直接にはつながりません。町がお金を出すといっても例えば補助金としてある団体などにお金を出すとした場合、そこでされている活動が完全に町のひも付きであればかえって困ります。そのような出し方の主旨なり実体上の使われ方にしても、基本的には町から出しているお金であっても町が主体的にこれを行っているということには必ずしもつながりませんので、そのような意味での現状ではなく、町の考え方の現状を正確にここに表現していただければ私はそれで良いと思います。必ずしも今町が主導権を持って計画を立てるようなお考えは全くない訳です。まずは地権者の方の御意向をくみ上げようという考え方で、その結果どうしようかということとは恐らく何も決まっていないと思います。調整区域を外す外さないという段階までいっていない段階ですので、そのことを町の考え方のところにもう少しきっちり出していたらそれで良いのではないかと思います、いかがでしょうか。

**委 員**

おっしゃるとおりそのことが申し述べたかったので、町が主体してどんどん進めているということや予算を計上していることについて疑義を申し上げている訳ではありません。表現として検討を進められていますというのは、検討を進めていますという方がまちの考え方に則しており、検討することは何も否定しません。ですからここを検討を進められていますではなく、発足して検討を進めていますとすべきと2か所ありますが、私は申し上げたかった。その次に地権者の御意向を十分踏まえた上で、町全体として島本町の将来像を描くに非常に重要な地域であるエリアについて、住民参画の場所が必要ではないかというパブリックコメントに対して町の考えを述べていただきたいということが2つ目のポイントです。この2点なのです。

**委 員**

このパブリックコメントを出された方は、総合計画の基本計画案を熟読された上で書いていると思います。個別に入ってなおかつ個別に回答しようとするところのような回答になりますし、会長や事務局が言われているように、水くさいと言いますか基本的な答えをすれば全て計画案どおり進めますということが良いと思います。その主旨を踏まえて計画どおり進めますや意見として承っておりますのでよいと思いますが、個別に書けばこのとおりになり、書くところのように議論が出てくるといつまでたってもまとまらないということになると思いますし、町としてもあるところまでは言えても、いろいろな問題があまり言えないということもあると思います。それは全部、総合計画の基本計画案の中に含まれていると考えていけば良いのではないかと思いますので、この場では個

別の議論は議論としてやっても良いのですが、やはりまとめとしては読んだ上で出されているということ踏まえながら、なおかつ個別で言われているという話で、実際の具体はいろいろな計画案の中で反映していくという答えで十分ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**委員**

私の考えは、町の考え方として出されている表現というものは、私は町の方が地権者に対して説明会を町の主導で何回も開き、それによって方向性を打ち出していこうとしているのではなく、地権者の方々の意見を十分にくみ上げる姿勢の表現と理解していますので、その点に関して異議は申し上げません。ただ、私が思うのには地権の問題、西側開発の問題に関しては少し大きな話で申し訳ないのですが、新名神の計画が大阪の中でもあります。それから北部開発の基本計画が府から出されていると思います。島本町でも1月20日に都市計画審議会が開かれる予定になっていますが、そのようなことをいろんなかたちでくみ上げや話し合いを通して、府から出されているマスタープランに対してもそのような事柄を審議できるようなかたちで進められたら良いのではないかと思います。この問題は島本町独自で単独に判断することは私はできないと解釈しています。府の北部大阪に関する都市計画区域マスタープランも現実にあります。そのようなことも踏まえながら考えなければいけませんので、私はこの表現で十分であると考えています。

**会長**

先ほどの個別の問題に答えることの話と、今の上位計画等に大きく制約されるという話がありますが、私としては町の姿勢としてはもう少し明確に考え方を出した方が良いのではないかと思います。両側の御意見が出たと思いますが、連番の19、20、22なりでももう少し町の姿勢が明確になるような表現にしておいた方が良くと思いますので、町の姿勢なり考え方は答弁をうかがっていると明確にあるようですので、それがこの中にうまく表現されていないのではないかと思いますので、もう少し考えていただくということでもよろしいでしょうか。もう一つ駅西の問題で住民参加うんぬんということを言われましたが、それはどこに書かれているのでしょうか。

**委員**

住民参画という言葉ではないのですが、5ページの連番22番の方がこの西側ということにはならないのですが、区域区分の変更を削除と提案されている方が、住民全体への丁寧な説明と討議を経て進めていくべきではないでしょうかと書かれています。6番の方は連番1番の意見の方でして、この方は農地について詳しく書かれていますので、西側に関することと考えられるということです。

**会 長**           あまりコメント以上のところまでお答えする必要はないと思います。例えば今言われたような住民参画への考え方で現時点で触れる必要はなく、丁寧な説明と討議に関して言ういただければそれで良いのではないかと思います。それこそ、丁寧と言いますか説明があればそれで良いと思います。いずれにせよ、ここにも行政の姿勢という言葉が書かれていますが、できる限り町の姿勢がはっきりするような表現をお願いしたいということで、もう一度見直していただければと思います。他に御意見等があればお願いします。

**委 員**           4 ページの島本水の文化園構想について御意見があり、町のコメントが載っていますが、作成時期が古く電子データが存在しないことは事実なのでしょうが、水の文化園構想は一時中断になっているということを明確に書く必要があると思います。

**事務局**           中断という言い方が適切かどうかはわかりませんが、基本計画の中でも水の文化園構想に基づき整備するという表現をしておりますので、その辺りまで明記する必要性はないと思っています。町の考え方として現状を書くということについては、検討させていただきたいと思います。

**会 長**           電子データが存在しないということですが、冊子があればそれを電子化することは可能ですので、PDFにするなどを考えてはどうでしょうか。

**委 員**           4 ページですが、広報活動の充実というところで、「予算決算について住民の皆さまには町政の基本方針や予算などに関して御意見をいただくことを開催していましたが、平成 22 年度につきましては」ということで、「つきましては」があることによって 22 年度はやらなかったのですが、23 年度はやるのかということで読むことができます。22 年度は広報活動だけで予算決算の説明会とはなかったのですが、では 23 年度はするのですか、という読み方になると思いますが、どうなのでしょう。「つきましては」という文章によって 23 年度以降はあるかもしれないと読むことができますが、今後されるおつもりがあって、「つきましては」を入れられているのですか。今後そのようなことをされるのですか。予算決算についての町長の説明会をされるのであればこれでよいのですが、されないのであれば文章を変えた方が良いのではないかと思います。どうなのでしょう。

**事務局**           ことしの予算ときょねんの決算の説明会を平成 18 年度からさせていただきまして、ただ今後のことまで踏まえて、「つきましては」とは意図して書いていません。ただし平成 22 年度については広報しまもとで実施したということで、22

年度を特化して「つきましては」と表現させていただいています。従前は説明会をしていましたが22年度はということで丁寧に表現させていただきました。

**委員**

ということは見通しがついていないと理解して良いのでしょうか。

**事務局**

今後の説明会のあり方についてですが、説明会の開催は住民の皆さま方に町の仕事や予算、事務事業全般について正確に御理解をいただきたいということで実施していただきましたので、22年度については広報で実施しましたが、今後の進め方についてですが、主旨や目的は住民の皆さまに予算や仕事、今年はこのような事業をやりますということを御理解いただきたいということが主旨ですので、そのようなかたちでまだ決定していませんが、どのようなかたちでお知らせできるのか、今まで以上に充実したかたちでできるような工夫が必要であると考えていますが、現時点では確定していませんので、その点よろしくお願います。

**会長**

やはり文章を読むとわかりにくいと言いますか、主旨が伝わりにくいと思います。これも表現をもう少し考えていただきたいと思います。

**委員**

先ほどJR西側農地の問題だけに限らずだと思いますが、都市計画に関しては府の施策も非常に重要であるとおっしゃいましたので、この際、それに関連して気が付いたことを申し上げたいと思います。1ページ目です。連番の1の方が冒頭に自然環境を生かしたまちづくりの自然環境の中身として農空間、農地を中心とした一帯についての記述を入れてくださいとあります。そこから先は町の考え方にもあるように実施計画で考えていくべきかなり具体的なことになるとしても、農空間という言葉は地下水、水辺環境、森林の保全と活用と並列して入れていくべきではないかということで、パブリックコメントを若干反映させたかたちで農空間という表現を入れてはどうかと思います。2ページになります。2ページの頭に②として大阪府の都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例が策定されていますと書いてあります。勉強されたと思います。この条例はまさに農空間保全地域に関わるものでして、島本町でも3つのエリアが農空間保全地域に指定されています。この点について、農空間保全地域が島本町で指定されているところをお示しいただいて、この内容について少し御説明いただけないでしょうか。

**事務局**

所管の者がおりませんので、具体的な御答弁ができないのですが、3地域は東大寺地区と高浜地区と桜井地区となっており、条例に基づいて区域が指定されていることは存じていますが、具体的な中身までわかりかねますので御答弁

できません。申し訳ありません。

**委員**

J R 西側の農地、高浜の一部、東大寺の一部の農空間については、5ヘクタール以上のまとまった区域という中に入ると思いますが、大阪府が農空間保全地域に指定しています。平成21年2月に委員会ができて、町がそれを決定しているということで、農空間保全地域になっています。そのことに関してやはりどこかでそのことを頭に入れてまちづくりを計画していくべきだと私などは考えていますので、せっかくパブリックコメントをいただいたのでそのことは少なくとも町の考え方の記述の中に入れるのは厳しいかも知れませんが、地下水、水辺環境、森林の保全と並んで農空間というのも表現として記述を入れてくださいということに私は賛成するのですがいかがなものでしょうか。

**事務局**

事務局が考えていますのは、こちらの町の考え方にも示していますが、この御意見をいただいた方におかれましては、この施策の部分では基本計画の6ページの第1節、自然環境の保全・活用というところに細かく様々なご提案をいただいております、農に関する施策を入れてはどうかという御意見だったと思います。ここの考え方にも書いていますように、基本計画におきましては、第2章の第9節で農林業の振興ということで、農林に関わる全ての施策をまとめて書かせていただいておりますので、言われた部分については、こちらの農林業の振興の中でそれぞれ施策の中で枝葉があり、具体的な施策を行っていきますので、いただいた様々な御意見については、ここに書いているように実施計画や各種事業について参考にしていただきますということで回答しておりますので、そのようなかたちで町としては考えています。

**会長**

これも書き方で随分変わると思います。町の考え方で農空間の保全と活用という言葉はありますので、この点は重要な課題と考えますが、第2章第9節でという書き方をすれば指摘の主旨は実現できると思いますので、もう少し考えていただけますか。重要なキーワードは町の考え方の中に入っているようですので。他にいかがでしょうか。時間が随分経過していますが、もう一つの課題もありますので、できましたらこのあたりでと思いますがいかがでしょうか。多々の意見が出てこれを修正していただくということがいくつか出ましたが、そのためにもう一度という必要もないと思いますので、今日の修正意見については私と副委員長に一任していただいておりますので、いかがでしょうか。

⇒ (異議なしの声あり)

会 長

そうしましたら、修正したものを私と副委員長とで見させていただくことで進めたいと思います。次の問題ですが、最終的に前回の総合計画の基本計画案が認められて、認められた上で今のパブリックコメントがあったということですが、パブリックコメントによる基本計画の修正は出てきませんでしたので、このまま審議会意見としてこれを基本計画とするということによろしいでしょうか。

⇒ (異議なしの声あり)

会 長

資料 30 に移ります。答申が 1 ページ目にありますが、第四次島本町総合計画基本計画（案）について慎重に審議を重ねた結果、概ねその内容を妥当なものと認め、別紙のとおり意見を付すとともに、基本計画（修正案）を添えて答申するというようお願いしたいと思います。この文章は問題ないと思いますので、付帯意見の内容について御意見をうかがいたいと思います。

委 員

4 のまちの基盤整備の（４）、水無瀬川の総合的な整備にあたっては、島本町水の文化園構想の主旨を踏まえた整備の推進を図られたいとあります。この前の説明では、推進とは島本町が主体的に進める場合に推進という説明がありました。水無瀬川は元々国と府と島本町というかたちで水の文化園構想も 3 者の構成になっています。先ほど申し上げましたが現在は棚上げのような状態になっていますので、私は東大寺公園を水の文化園構想の主旨を踏まえて整備するのは結構だと思いますが、水無瀬川の総合的な整備を島本町が主体的な力で推進を図られたいということは書きすぎだと思います。私は結論的にはこの（４）は削っても良いのではないかと思います。

会 長

無くても良いという御意見ですが、いかがでしょうか。今の御意見に対する御意見はありませんでしょうか。

委 員

外してはどうかという御意見ですが、水の文化園構想は川下から川上まで 5 つぐらいのブロックに分けて整備することが目標となっていますが、それを水無瀬川の総合的な整備をするということになれば、東大寺だけをあげるのはいかがなものかだと思いますので、実際にできるかどうかはわかりませんが、目標は目標として残しておいてはどうかと思います。

会 長

図られたいと町に対して言っていますが、言われたような国や府の関与というものは当然ということで改めて明確にしくても良いのではないかと思います。御意見に従って推進を促進という表現にしておきますか。

**事務局** 文化園構想の主旨を踏まえて、ここで申し上げたいのは水無瀬川の総合的な整備を進めるにあたっては文化園構想が生きている訳ですので、そのような主旨を踏まえた整備を推進なり促進されたいということです。委員も言われたように国や府と島本町の3者の共同事業ですので、一つの構成員である町長への意見と捉まえていただけたらと思っていますので、会長からありましたように推進より促進が望ましいと思いますので、御異議がなければそのようなかたちにしていきたいと思います。

**会長** 全体の中で、総合計画審議会として水無瀬川の整備が重要であるとの認識を示しているということで、わざわざ4つの内の1つに取り上げていることはそのようなことだと思いますので、その意味で載せておくことは異議があると思います。推進を促進に変える程度で載せてもらってはと思います。

**委員** 付帯意見の中の人間尊重の中で、障害者の害を漢字で使われていますが、国では平仮名で使われているようになっていきますので、できれば害を平仮名に直していただくことはできないのでしょうか。

**会長** 問題がなければおっしゃるとおりにさせていただきます。

**委員** 7番の構想実現に向けての(5)ですが、大阪府に対して積極的な働きかけに努められたいと書かれています。何を積極的に働きかけるのですか。

**事務局** 財源の確保を国や大阪府に働きかけたいということだったと思います。これはいただいた御意見から抜粋していますので、その点が抜けているようでしたら入れたいと思います。

**委員** これだけ見てはわかりませんので、補足しておいた方が良いでしょう。

**会長** 財源確保についてどこに入れるのが良いのでしょうか。引き続きの前あたりでしょうか。他にいかがでしょうか。

**委員** この付帯意見は、基本計画についてのとりまとめの要点を記載されているイメージですが、この中に防災や災害への対応ということが一切書かれていませんが、必要性がなく町として現状で十分できていると判断しても良いのでしょうか。

**事務局**

付帯意見はこれまでの審議会の中でいただいた皆さまの御意見を大枠でまとめさせていただいていますので、決して町がそのような状況にあるという訳ではありません。今の御指摘はここには記載されていませんので、この審議会の中で皆さまの総意で文言の修正や追加をしていただき、先ほど会長からもありましたように、基本計画の修正案とともに付帯意見を付けて会長と副会長から答申をしていただくこととなります。

**会長**

防災は、資料 28 では 12 ページになりますが、改めて付帯意見に付け加えるべきということがありますでしょうか。防災について何か付帯意見として言うべきことがあれば付け加えますし、書かれている内容程度で良いということであれば、改めて入れる必要はないと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。この付帯意見は計画書の中に残りますのでそこで公表となります。そうしましたら付帯意見についてもお認めいただいたということで、その他全般について何かあればおうかがいしたいと思います。

**委員**

付帯意見について障害者の害を平仮名にする意見というがありましたので、その前に基本計画（案）の（案）を取ってそのまま計画にされるという話がありましたが、46 ページや 47 ページあたりの障害者支援も全て平仮名に直された方が良いと思いますが、そのままにされるのでしょうか。

**委員**

障害者の「害」に関して漢字の「害」が差別用語になるので平仮名にと言われていますが、最近では障害者団体からその害に関して、気にするということが自分たちが優位な立場にいるのでそのような言葉が出るのであって、それがただ単なる当て字として出ただけであれば、別に障害者と漢字で使ってもらっても良いということですので、商業新聞でも「害」は平仮名にしていません。平仮名でもよいので、それにこだわらなくてもよいということが最近の傾向のようです。

**委員**

国と府での「害」の文字の扱いが違います。国では漢字を使っていますので、そのような事が議論されていますが、先ほどの意見のように現在は障害者の方々からはそのようなことにこだわる視点はやめてほしいというのが出ていますので、皆さんも御承知いただければと思います。

**会長**

いずれにせよ統一するというので、本文で同じ字がありますので、これを修正せずに付帯意見も同じ文字を使うということでもよろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。御意見がなければ時間も超過していますので、案件の 2 については終了したいと思います。基本計画（案）の審議についてはこれをもつ

て終わりますして、本日まとめた答申案の案を取って答申ということで町長に答申したいと思います。皆さまよろしいでしょうか。

#### 4.【案件3】その他

**会 長** 案件の3について委員の皆さまから何かありますでしょうか。では、事務局からいかがでしょうか。

**事務局** 会長からあったように、本日の御審議を踏まえて会長と副会長から答申をしていただきます。今年の春頃に基本構想と基本計画をまとめた冊子を製本しますので、委員の皆さまに送付させていただきます。約2年という長期間にわたり慎重審議を賜りましてありがとうございました。

**会 長** それではこれを持ちまして本日の審議会を終了します。ありがとうございました。